令和元年度

海外の化学物質管理制度の現状に関する調査

報告書

令和 2 年 3 月 13 日

エンヴィックス有限会社

目次

本調査の概要 1
1. 調査目的 1
2. 調査対象国 2
3. 調査項目 3
4. 調査手法 4
5. 調査結果要約および考察 6
5.1 調査結果要約 6
5.2 考察 21

I. 中華人民共和国 34
1. ヒアリング調査 34
1.1 現地ヒアリング調査 34
1.2 国内事業者ヒアリング調査 39
2. 文献調査 48
2.1 基本情報 48
2.2 化学物質一般 66
2.3 PRTR 117
2.4 毒物 118
2.5 労働安全衛生 121
2.6 消防 125
2.7 家庭用品 129
2.8 建築 153
2.9 食品衛生 161
2.10 排出規制（大気、水質、土壌） 170
参考資料 193

II. フィリピン共和国 198
1. ヒアリング調査 198
1.1 現地ヒアリング調査 198
1.2 国内事業者ヒアリング調査 210
2. 文献調査 213
2.1 基本情報 213

2.2　化学物質一般 230
2.3　PRTR 257
2.4　毒物 261
2.5　労働安全衛生 267
2.6　消防 289
2.7　家庭用品 294
2.8　建築 303
2.9　食品衛生 307
2.10　排出規制（大気、水質、土壌） 313
参考資料 338

III.　ロシア連邦 345
1.　ヒアリング調査 345
1.1　現地ヒアリング調査 345
1.2　国内事業者ヒアリング調査 350
2.　文献調査 356
2.1　基本情報 356
2.2　化学物質一般 369
2.3　PRTR 398
2.4　毒物 399
2.5　労働安全衛生 404
2.6　消防 407
2.7　家庭用品 417
2.8　建築 428
2.9　食品衛生 429
2.10　排出規制（大気、水質、土壌） 437
参考資料 465

IV. 米国カリフォルニア州 471
1. ヒアリング調査 471
1.1 現地ヒアリング調査 471
1.2 国内事業者ヒアリング調査 479
2. 文献調査 482
2.1 基本情報 482
2.2 化学物質一般 501
2.3　PRTR 504

2.4 毒物 519
2.5 労働安全衛生 522
2.6 消防 538
2.7 家庭用品 543
2.8 建築 597
2.9 食品衛生 600
2.10 排出規制（大気、水質、土壌） 604
参考資料 629

本調査の概要

1. 調査目的

2002 年に開催された「WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）」の 2020 年目標[1]、および、その後 2006 年に策定された「SAICM（国際化学物質管理戦略）」の達成に向けて、諸外国で様々な化学物質管理制度が新たに整備されてきた。このため、各国に進出する日本企業にとっては、それらの制度に対応するための負担が増している。さらに、各国の制度はそれぞれ異なるため、日本の制度との差異も非常に複雑になってきていると言える。

そこで本調査ではこれらの問題を解決すべく、以下の目的を掲げる。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が実施した「平成 22 年度　海外の化学物質管理制度に関する調査」および「平成 28 年度　アジア諸国等の化学物質管理制度の現状に関する調査」をもとにして、各国における化学物質管理制度の最新状況（法令の制定、ドラフトの検討、制度上の問題点など）を整理する。今回の調査では、これまでにも調査した「中華人民共和国」および「フィリピン共和国」の継続調査に加えて、新たな化学物質管理制度の導入が進められている「ロシア連邦」および州独自の化学物質規制法を有する「米国カリフォルニア州」を追加した、計 4 か国・地域を対象とする。

[1] 具体的には、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成する」というものである。

2. 調査対象国

本調査で対象とした国は以下の 4 か国・地域である。

1. 中華人民共和国
2. フィリピン共和国
3. ロシア連邦
4. 米国カリフォルニア州

3. 調査項目

化学物質管理規制は多岐の分野にわたるが、日本でいうところの以下の法令に該当する制度を本調査の対象とする。ただし、本調査ではあくまで化学物質管理に重点を置くため、各法令において関連性が低いと考えられる箇所（例：労働安全衛生法における労働条件に関する規定、建築基準法における耐震基準に関する規定、など）については対象外とする。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- 毒物及び劇物取締法（毒劇法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 消防法
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 建築基準法
- 食品衛生法
- 環境法規（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等）

本調査においては、上記対象国における化学物質管理制度の「これまでの経緯」、「現在の法令内容」、「運用状況」、「今後の予定」を整理する。

4. 調査手法

本調査にあたっては、文献調査および各関係者へのヒアリングを行った。

【文献調査】

本調査では、主に以下の資料を収集した。特に、化学物質管理制度を正確に把握するためにも、各国の法令原文の内容を中心とする。

- 各国における化学物質管理法令の原文
- 各国政府当局が発表している資料やプレスリリース
- 国際または各国現地の NGO などが出版する報告書（Green Peace、WWF など）
- 専門書籍
- 学術論文
- 各種資料（現地メディアなど）

参照した各種法令、資料、web サイトについては、各国報告書の末尾にそれらの URL をまとめてあるので、そこから一覧を確認できる。

【ヒアリング調査】

ヒアリングについては「海外ヒアリング」と「国内ヒアリング」を実施した。

<u>海外ヒアリング</u>

本調査の対象となった全 4 か国・地域について現地に直接訪問し、化学物質に関係する各行政機関および日系組織にヒアリングを実施した。各国でのヒアリング先は以下の通り。

国	ヒアリング先
中華人民共和国	• 応急管理部 • 応急管理部危険化学品登記センター • 日本商会
フィリピン共和国	• 環境天然資源省　環境管理局　化学物質管理課 • 保健省　食品医薬品局 • 労働雇用省　労働安全衛生センター • 財務省　税関局　環境保護・コンプライアンス部 • フィリピン化学工業協会 • フィリピン日本人商工会議所
ロシア連邦	• 産業貿易省

国	ヒアリング先
	• 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁　連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」 • 財務省税関局 • CIS センター • 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）モスクワ事務所
米国カリフォルニア州	• 環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA） • 環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC） • ピルズベリー法律事務所（Pillsbury Law）ロサンゼルス事務所 • 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ロサンゼルス事務所

国内ヒアリング

調査対象 4 か国・地域の化学物質管理に携わる日系企業および産業組織の担当者を対象に、ヒアリングを実施した。ヒアリングにおいては主に化学品メーカー、化成品メーカー、完成品メーカー、化学品貿易会社、化学品規制コンサルを対象として、対面でのヒアリングとアンケートを実施した。

5. 調査結果要約および考察

5.1 調査結果要約

本調査の主要な結果について以下の順でまとめる。

- 海外ヒアリング結果
- 国内ヒアリング結果
- 各国の主な化学物質管理制度の現状（主にデスク調査結果）

【海外ヒアリング結果】

以下では海外ヒアリングの主な結果について国別にまとめる。なお詳細結果については、各国報告書のなかでも記載されているため、そちらを参照のこと。

<u>中華人民共和国</u>

中国では、応急管理部（元安監総局）が「目録」による危険化学品の管理を行っており、輸送に関しては交通部が独自の管理方法を用いているため、危険化学品、危険貨物それぞれの定義が齟齬することが生じている。これは、現在策定中の「危険化学品安全法」によって解消される予定だという。応急管理部担当者によると、2020 年 2 月時点ですでに本ドラフトの内部意見募集を行ったが、現行法規の規定との一致性および行政機関の職責の整合性を慎重に調整するため、2020 年内に公布するのは難しいという。

通関時の GHS ラベル表示の問題については、国家標準に従って作成されたラベルであれば、理論的には問題がない。しかし、税関総署が商品検査において、国家標準が策定される前に独自のフォーマットを制定したため、いくつか異なる点も存在する。矛盾が大きい場合は、工業情報化部に報告した方が良い。

日本商会では、化学品に関する法律レベルの法令がなく、罰則規定も緩やかであるため、現在策定中の「危険化学品安全法」により、適切な罰則規定を定めることを期待するという話があった。策定中の「化学物質環境リスク評価および抑制条例」はリスクベースで管理するため、日系企業は比較的対応し易い。規制対象物質の選定理由については、最終案に明記されることを期待する。全体的に、中国の化学品管理制度はより明確なものとなってきているが、規定の矛盾点や複数の行政機関による管理体制によって、対応が難しいと感じる問題はまだ存在する。

フィリピン共和国

環境天然資源省の環境管理局では、PICCS2018 年版、PCL 第 3 版、六価クロムとカドミウムの化学品管理令および IMDG および IATA 規制対象物質への GHS 適用ガイドラインのドラフトを抱えており、現在は審議中または EMB 長官の承認待ちの状態である。今後は、混合物への GHS 適用ガイドラインや PICCS2019 年版のドラフトを策定する予定であるが、PRTR に関しては、現状策定の予定は聞いていないという。

保健省の食品医薬品局（FDA）では、2020 年 2 月に発表された HUHS 規制の実施ガイドライン案を審議しており、同年 3 月にパブリックコンサルテーションを開催した。最新のドラフトでは、発がん性、変異原性、生殖毒性物質（CMR）などの特定の有害性物質の含有を禁止している。FDA および地方局の監視能力などの要因もあり、対象製品や規定要件が前回のドラフトよりも緩和されている。しかし、FDA は今後体制が整った段階で、規定を追加する方針だという。また、消費者製品への GHS 適用に関する規制も今後定める予定である。

労働雇用省の労働安全衛生センター（OSHC）では、2018 年に公布された労働安全衛生法およびその実施規則の詳細基準を定めている労働安全衛生基準の全般的な改正作業が行われており、ドラフトも出来上がっている。今後は、パブコメとして、政府、民間、組織等を集めて協議を行う予定であり、中央だけでなく、フィリピン全土で実施する予定である。また、OSHC は現在、化学品の効率的な換気（ventilation）に関する調査を行っている。

ロシア連邦

産業貿易省、消費者庁および CIS Center の 3 者合同ヒアリングでは、「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」について全般的な話をうかがった。いま進められているインベントリの情報収集については、その期限を 2020 年 5 月まで延長し、さらにその後も移行期間が設けられる可能性があることが分かった。TR EAEU 041/2017 の実施規則にあたる第 2 段階文書に関しては、現在は作業部会でのプロセスにあり、今後は EEC 会議で承認されることで公布される予定である。また GHS については、すでに関連する多国間標準（GOST）があるが、現時点では自主的なものであり、TR EAEU 041/2017 の施行とともに GHS が義務化されるという。ただし、GHS の分類を強制することはない。

米国カリフォルニア州

カリフォルニア州の代表的な化学物質規制の一つ、州法プロポジション 65 を所管する環境健康有害性評価室（OEHHA）は、同法の規制物質についてリスク評価等に基づいて科学的観点から提案する立場ではあるが、同法の取り締まりは担っておらず、司法長官室がその役目を担っている。地区検事や市検事（人口 75 万人以上の市の場合）がその取り

締まりを行うことができ、また、公共の利益に関心を持つあらゆる個人が、同法への違反となる事業に対して訴訟を起こすことで、その活動を取り締まることができる。新規則で警告表示が難しい小型の消費者製品のために規定された short-form は小さいサイズで通常の警告表示が難しい場合に活用してもらおうという趣旨のものであったが、OEHHA はあらゆる製品サイズで使用されているという状況は問題視しており、今後、適切な解釈がなされるよう何らかの対策をとることを検討している。

他方、製品と懸念化学物質の組み合わせで規制を敷くグリーンケミストリー法は、「その物質は必要か？」「他により安全な代替物質はないのか？」「それは残念な代替を避けるものか？」等の要素を評価する “Alternative Analysis”（代替分析）を中核に据えている。所管当局の有害物質規制部（DTSC）は、州内の企業が AA を実施できない場合は、州内で売ることができない、そのため、AA を実施するか、市場から撤退するかの選択を突き付けている。現状の枠組みではその Work Plan を活用しており、産業界や市場への政策優先事項に関するメッセージを伝えており、候補化学物質を使っていた製品のカテゴリーが Work Plan の検討対象に挙げられた際、まだ規制されていないのに、ある産業組織が、同組織内のメンバーが候補化学物質を使っていた製品を、当該化学物質を使わない製品へシフトさせたという事例もあった。

【国内ヒアリング結果】

中華人民共和国

中国の化学物質規制において、最も多くの意見が寄せられたのは通関の際の GHS ラベル表示内容や危険化学品の分類に関する問題であった。

一般的には、ラベル表示義務を輸入者に課されているが、中国においては輸出者にラベル表示義務を課している。また、中国では、危険化学品の鑑定において 2 通りの方法（応急管理部所管、税関総署所管）があるため、危険化学品を輸出する際は、税関経由で鑑定を行わないと通関できない。その鑑定結果の有効期限は 1 年であり、中国への輸出者にとっては大きな負担である。

また、危険化学品は目録で管理されているが、危険貨物と危険化学品の定義および範囲が異なるため、「危険化学品目録」にも収載されていない物も通関の時、危険化学品であると税関に判断され止められる事例が良く発生する。このような齟齬や不一致は現在策定中の「危険化学品安全法」で解決することを期待する。

フィリピン共和国

フィリピンでは、新規化学物質の製造および輸入前届出規制（PMPIN）に対して、ポリマーおよび低懸念ポリマーの適用を免除する規則が新たに公布されたが、その規定の解釈において不明な点があり、対応に困っているという意見がでた。また、必要な提出書類やデータが明確に示されていないため、追加情報を何度も要求されたことがあり、企業活動に影響を与えた事例もあった。

少量新規化学物質輸入申請（SQI）においては、有効期限は最大 5 年と定められており、その後は PMPIN の申請が必要であるが、極少量の物質の場合は日本を含めて他の国では期限なく少量の免除があり、危険性・有害性のデータが少なく PMPIN の対応が困難であるため、期限を廃止し、無期限にして欲しいという要望もあった。

現在審議されている PCL 第 3 版のドラフトには、メタノール等の汎用物質が含まれており、業務に影響がでることを懸念しているという声や、リスク管理の手段が良く知られた物質や発がん性が懸念されるが実際のリスクが低い物質などは除外して欲しいという意見などがあがった。

さらに、全般的な意見としては、意見の提出先の明確化や十分な移行期間の設定、当局スタッフの法的解釈の統一化、申請書類の軽減などが寄せられた。

ロシア連邦

ロシアの化学物質管理制度について、日本企業が最も注目しているものとして「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」が挙げられる。本規則の 2021 年の施行に向けて、現在、インベントリ作成のための情報収集が実施

されているが、日本企業も各社が数十～数百物質を申請している。一方で、申請期限に間に合わなかったり、情報に不備があったりなどの理由で未だ申請が完了していない企業もある。ほかにも、ポリマーや混合物の取扱について、TR EAEU 041/2017 では不明瞭な点が多く、不安であるというコメントも幾つか出てきた。一方で、現行制度における化学品の通関に関しては特に問題は無いという意見が多数得られた。

また、完成品を規制する化学物質管理制度として、2020 年 3 月 1 日から施行された EAEU TR 037/2016（ユーラシア RoHS）があるが、当局による関連技術文書のチェックが遅れている点が問題として挙げられた。

そのほか全般的なものとして、現地当局による速やかな情報発信や英語での情報公開、スケジュールの明確化などを要望する意見も出た。

米国カリフォルニア州

国内事業者の意見としては、「連邦法と州法の関係」が不明確、あるいはその関係の把握が困難という意見と、暴露評価や警告表示の有無についての「評価・判断が難しい」という意見が多かった。世界的に有害性が確定していない物質も対象となり、訴訟の脅威からやむを得ず警告表示をしているという事例や、当局が定める閾値であるセーフ・ハーバーレベルが低濃度過ぎるため、ほとんどの場合、警告表示が必要になっているといった声が寄せられた。また、暴露経路が 3 経路について設定分けされており、測定が難しい経路があるといった意見や、不純物や副産物でも対象となるのは厳しいといった意見が確認されている。

【各国の主な化学物質管理制度の現状】

本調査結果のうち、以下の項目についての各国の現状をまとめる。

- 既存化学物質管理
- 新規化学物質管理
- 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）
- 製品含有化学物質規制
- リスク評価スキーム

既存化学物質管理

以下では、既存化学物質管理について各国の現状をまとめる。

今回の調査対象国である中華人民共和国、フィリピン共和国および米国（TSCA）では、すでに既存化学物質インベントリが公開され、フィリピン共和国においては既存化学物質の一部についても規制が設けられている。（例えば、優先化学品リスト（PCL）、化学品管理令（CCO）など）。いっぽう、ロシア連邦では 2020 年 3 月時点で既存化学物質インベントリは存在しないが、ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）にもとづくインベントリ作成作業が進行中である。

	法令	既存化学物質インベントリ	規制内容	その他
中華人民共和国	中国既存化学品目録（2013 年版）（環境保護部公告 2013 年第 1 号）	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm	既存化学品目録に掲載された物質については特に規制はないが、他の法令（例：危険化学品安全管理条例など）で規制されている場合には、別途それらの規定に従う。	–
	「中国既存化学品目録」の増補に関する公告 2016 年 3 月 10 日、2018 年 11 月 22 日および 2019 年 1 月 14 日、2020 年 1 月 3 日、計 4 回増補が行われた	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201603/t20160315_332884.htm http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201811/t20181130_676779.html http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201901/t20190117_689881.html http://www.mee.go		

	法令	既存化学物質インベントリ	規制内容	その他
		v.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202001/t20200113_758915.html		
フィリピン共和国	フィリピン既存化学物質インベントリ（PICCS）（2014年 EMB 覚書回覧第 001 号）	http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx PICCS は「公開の部」と「秘密の部」の 2 つに分かれている。上記 URL は「公開の部」の PICCS であり、CAS 番号で検索することができる。	PICCS のうち、フィリピン環境天然資源省（DENR）がリスク評価した後に、「不当なリスクの恐れ有り」と判定されたものは「優先化学品リスト（PCL）」として規制される。また PCL の中から、「不当なリスク有り」と判定された物質については、別途「化学品管理令（CCO）」が公布され、より厳格な規制を受ける（例：鉛、水銀、PCB、シアン化物、アスベスト、ヒ素など）。	2020 年 2 月末現在公開されている PICCS のデータは 2017 年版である。
ロシア連邦	2020 年 3 月時点で、ロシアには既存化学物質インベントリは存在しない。 ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）にもとづくインベントリ作成作業が現在進行中であり、企業から情報を収集している段階である。 なお、インベントリに関する詳細については「ユーラシア経済委員会命令（案）　ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」によって定められる予定。			
米国カリフォルニア州	有害物質規制法（TSCA）インベントリ＊	https://www.epa.gov/tsca-inventory/how-access-tsca-inventory	インベントリに収載されることで課される規制内容はない。 但し、2017 年 8 月の規則に基づき、インベントリ収載物質がアクティブ（現役）とイナクティブ（退役）に分類されている。一度イナクティブと特定されたものを製造、輸入または加工しようとする際には、EPA へ届けが必要となる。	－

新規化学物質管理

以下では、新規化学物質管理について各国の現状をまとめる。

既存化学物質インベントリに掲載されていない物質を「新規化学物質」として管理するために、中華人民共和国、フィリピン共和国および米国（TSCA）にてそのための制度が導入されている。中華人民共和国では、年間の製造量・輸入量によって登録や申請の内容が異なり、フィリピン共和国では日本を含む 6 ヵ国・地域の既存化学物質インベントリ収載済みの化学物質の届出が簡素化されている。いっぽうで、ロシア連邦では 2021 年 6 月 2 日より実施される予定である。

	法令	URL	規制内容	その他
中華人民共和国	新規化学物質環境管理弁法（MEP7号）	http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62688.htm	「既存化学品目録」に収載されていない全ての化学物質は新規化学物質として指定され、その製造または輸入前に申告が必要となる。申告方法は 3 種類ある（通常申告、簡易申告、科学研究記録申告）。通常申告については、年間数量（4 分類：1 トン以上 10 トン未満、10 トン以上 100 トン未満、100 トン以上 1000 トン未満、1000 トン以上）によって、提出するデータが異なる。	法令対応のための具体的な事項を説明する「新規化学物質申告登録ガイドライン」が公布されている。http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm
フィリピン共和国	1992 年行政命令第 29 号「共和国法第 6969 号の実施規則」	http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201992-29.pdf	新規化学物質を年間 1 トン超えて商業的に製造または輸入する場合には、製造および輸入前届出（PMPIN）が必要である。フィリピン国内の製造者および輸入者のみが届出を申請することができる。PMPIN には、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国において管理を受けずに使用されている物質を対象とした「簡易届出」とそれ以外を対象とした「詳細届出」とがある。	PMPIN の詳細について以下のガイダンス・マニュアルに規定される。http://119.92.161.2/portal/Portals/40/Guidance%20Manual.pdf
ロシア連邦	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）化学日の安全性	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19	新規化学物質は、TR EAEU 041/2017 にもとづく「国家登録の許可」の対象となる。申請には化学物質の試験データなどの書類を添付しなければならない。2021 年 6 月 2 日より実施されるが、数量による段階的実施となる見込み。	更なる詳細については、「ユーラシア経済委員会命令（案） 新規化学物質の通知」によって別途定められる予定。
米国カリ	有害物質規制法（TSCA）[2]	https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic	「TSCA インベントリ」に収載されていない物質（新規化学物質）を製造、輸入または加工を行う場合、	PMN 対象者：https://www.epa.gov/reviewing

[2] 米国カリフォルニア州において適用される日本の化審法に相当する法令は、他州と同じく連邦法の TSCA となる。

	法令	URL	規制内容	その他
フォルニア州		-substances-control-act-tsca	その製造、輸入または加工を行う90日前までに製造前届出（PMN）を提出し、審査を受ける必要がある。	-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/basic-information-review-new#who%20notifies

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）

本調査の対象である 4 ヵ国・州の GHS の導入状況は下表のとおりである。2020 年 2 月末現在、すべての国・州で GHS に関する法令が定められている。ただし、ロシア連邦に関してはロシア標準規格（GOST R）で GHS 制度を定めているが、実施は任意である。GHS 実施体制は国によってさまざまであり、GHS に関連する法令が複数あったり、一部有害区分を適用していなかったりなど、法令を読み解く上で注意しなければならない点がある。例えば、中華人民共和国では、有害性区分についてそれぞれ国家標準（GB）が定められており、法体系を複雑化している。また、フィリピン共和国では環境天然資源省と労働雇用省がそれぞれ GHS に関する法令を公布している。

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語
中華人民共和国	化学品の分類及び危険性の表示通則 GB 13690－2009 28 項目の分類に関する国家標準 GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013 化学品安全ラベル作成規定 GB 15258-2009 化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008） 化学品安全技術説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013） 等	第 4 版	2011 年 5 月 1 日適用義務化 単一物質および混合物	中国語（簡体字）（一部、英語併記）
フィリピン共和国	2015 年 DENR 行政命令第 09 号「GHS 実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」 2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「2015 年 DENR 行政命令第 09 号のためのガイダンス・マニュアル」	第 4 版	2016 年適用開始： CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品 2017 年適用開始： 高生産量化学品[3] 2018 年適用開始： 国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された有害化学品[4] 2019 年適用開始 混合物[5] ※当初のスケジュールより適用開始が遅れて	英語（SDS）[6]

[3] 高生産量化学品への GHS 適用に関するガイドラインが制定されたのは 2017 年 11 月 28 日であり、当初の実施スケジュールから遅れての実施となる。

[4] 2019 年 9 月に、「国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案」が公開されており、2020 年 2 月末現在正式に公布されていない。

[5] 2020 年 2 月末現在、混合物への GHS 適用は開始されていない。

[6] SDS を作成する際の第 1 言語は英語でなければならない。

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語
			いる。	
	2014 年 DOLE 省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」	常に最新版	2 つの全国紙に掲載されてから 15 日後に発効し、発効後 1 年以内に規定の要求事項を遵守すること。 工業用化学物質が対象[7]	―
ロシア連邦	GOST R 58473-2019 「化学品の危険性分類／一般要求事項」 GOST R 58474-2019 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」 GOST R 58475-2019 「化学品の安全データシート／一般要求事項」	―	2022 年 6 月 1 日	ロシア語
米国カリフォルニア州	危険有害性周知規則（HCS）（州法）	第 3 版	2013 年 5 月	英語

[7] 工業用化学物質の定義は、本省令第 3 条 n.項を参照

製品含有化学物質規制

以下では、製品含有規制のなかでも、電気電子製品中の有害物質を規制する法令について各国の現状をまとめる。

フィリピン共和国を除く、3ヵ国・州では電気電子製品を対象に鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの物質の含有制限を定めている。ただし、米国カリフォルニア州では対象製品が限定的であり、中華人民共和国の RoHS 規定では対象物質を追加することができる文言などが盛り込まれていることや独自のマークが導入されているなどの特徴がある（EU の RoHS 指令と比較して）。

	法令	URL	強制力
中華人民共和国	電器電子製品有害物質制限使用管理弁法	http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/c4608532/content.html	○
フィリピン共和国	現時点（2020 年 2 月末現在）では無い。ただし、化学品管理令によって、個別の物質に対する含有規制を定める場合もある。		
ロシア連邦	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01412363/cncd_23122016_113	○
米国カリフォルニア州	2003 年の電子廃棄物リサイクル法（州法）	https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=10.3.	○

リスク評価スキーム

中華人民共和国	中国では「既存化学品目録」で既存化学物質を管理しており、目録に未収載の物質は新規化学物質と見なされ、申告登録制度で管理されている。中国国内で生産、使用または輸入されるすべての化学物質のリスク評価および抑制の管理体系を構築するために、生態環境部は 2019 年 1 月 8 日に「化学物質環境リスク評価および管理制御条例（意見募集稿）」を公表した。その後、募集された意見を踏まえて本条例を修正し、2019 年 9 月 2 日、WTO に通報稿を提出した。これにより、中国での化学物質リスク評価および抑制制度が近いうちに正式に確立される。 WTO 通報稿に基づき、リスクおよび抑制制度は基本的に「既存化学品目録」で既存化学品および新規化学物質を区別し、それぞれのリスク評価および管理制度を明確にする。 既存化学品に対しては、物質のリスク評価の結果により、「優先的に環境管理すべき化学品目録」、「使用禁止、使用制限する化学品目録」および「厳格的に制限する化学品目録」を制定し、物質を管理する。 一方、新規化学物質に対しては、「登録推奨」「登録必須」「届出」という 3 つの種類に分け、登録管理を行う。企業は新規化学物質を生産あるいは輸入する前に、登録または届出を行うべきである。登録に関する具体的な規定を定める「新規化学物質環境管理弁法」は現在改正中であり、所管の生態環境部の動向を注目すべきである。 中国のリスク評価および抑制制度は、主に生態環境部が所管するが、工業情報化部や税関総署などの省庁はそれぞれの職責範囲で管理している。各行政機関が各々管理することで生じる法規制の矛盾は、現在策定中の「危険化学品安全法」により統一できると期待される。
フィリピン共和国	新規化学物質の輸入および製造を評価する際、以下の基準を考慮している。なお、化学物質審査委員会（Chemical Review Committee）が化学物質の評価を行うが、具体的な評価方法・手順などの情報は確認できなかった。 1）有害性確認（Hazard identification） 2）暴露評価（Exposure assessment） 3）用量反応評価（Dose response assessment） 4）リスク判定（Risk characterization） 5）リスク管理（Risk management）

	米国、EU、オーストラリア、カナダ、日本または韓国の化学物質インベントリに収載されていない化学物質に関しては、以下の情報を含む詳細届出（PMPIN Detailed）を行わなければならない。 • 施設情報（製造者/輸入者情報） • 化学物質特定情報（CAS 番号、分子式など） • 生産または輸入量、使用用途に関する情報（産業用、商業用など） • 職業暴露に関する情報（有害な活動、労働者数、暴露時間など） • 環境への推定放出量および新規化学物質の廃棄に関する情報 • 他国での規制状況に関する情報（国名、SDS 利用可能状況など） • 物理化学試験結果報告書 • 毒物学的影響試験結果報告書 • 環境影響試験結果報告書 • その他の企業情報（他社との共同での提出の場合） • CBI 申請必要書類（希望する場合）
ロシア連邦	ロシアでは既存化学物質および新規化学物質の管理制度がまだ始まっていないため、詳細は未定となっている。 ただし、現在策定が進められている「ユーラシア経済委員会命令（案）新規化学物質の通知」では、新規化学物質の登録において必要な情報として、一般情報、製造・使用・流通に関する情報、物理化学試験・毒性試験・生態毒性試験結果、長期曝露評価、導出無影響レベル（DNEL）、環境有害性評価などのデータが挙げられている。 提出した情報は審査され、問題がなければインベントリに収載される。なお、インベントリ記載物質のなかには「制限」または「禁止」に分類されるものあり、新規化学物質についてもそのような分類が行われ、規制されるものと見込まれる。
米国カリフォルニア州	既存化学物質の安全評価促進のため、2016 年の連邦有害物質規制法（TSCA）改正で「リスク評価対象の優先順付け → リスク評価→ 不当なリスクが特定された場合のリスク管理」というプロセスを確立し、Section 6 に規定した。法律で費用などリスク以外の評価要素の排除を謳い、リスク評価のタイムフレームと期限を設定し、かつ科学的な情報とアプローチの使用を義務付けている。 対象は、優先順位付けプロセスで特定された既存化学物質、または製造者からリスク評価の要請があった化学物質である。

	リスク評価のスコープは、有害性、暴露、使用条件（conditions of use）、暴露の危険がある／化学物質の影響を受けやすいサブポピュレーション（子ども、妊婦、高齢者、作業員など）となっており、その詳細は以下の通り。 1.有害性評価：化学物質への暴露による健康や環境への悪影響を特定する。有害性には、癌、突然変異、生殖、発生、呼吸器、免疫などに関する毒性、心臓血管系への影響、神経学的障害などが含まれる。 2.暴露評価:特定の使用条件下におけるある化学物質への暴露について、考えられる時間、強度、頻度、回数を特定する。暴露する個人や集団の性質やタイプも評価する。 3.リスク特性の評価：有害性と暴露に関して妥当に利用可能な情報を統合し評価する。情報の質、別の解釈なども検討する。 4.リスクの決定：特定の使用条件下で当該化学物質が健康や環境に不当なリスクをもたらすか否かを決定する。

5.2 考察

上記の調査結果について、国際的取組の動向を踏まえて考察する。

【国際的な取組に関連する動向】

現在、国際的な化学物質管理に関する取組みを方向付ける枠組みとしては、大きく 2 つのものが挙げられる。「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」と「持続可能な開発目標（SDGs）」である。

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）

WSSD では、1992 年地球サミット（リオ・サミット）におけるアジェンダ 21 の第 19 章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」[8]で言及された化学物質管理に関する 6 つの取組み分野をベースに、新たに実施計画[9]を設け、以下のような目標に言及している。

- 予防的取組方法（precautionary approach）に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。
- 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム（GHS）を 2008 年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施するよう促すこと、など。

実施計画の中では、「国際化学物質管理への戦略的アプローチをさらに発展させること」にも言及しており、その結果として設けられたものが本調査でも少し触れている「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」[10]である。

SAICM は政治的な宣言文である「ハイレベル宣言（「ドバイ宣言」）」から、対象範囲、目的、原則・アプローチなどを整理した「包括的方針戦略」、そしてガイダンス文書として具体化された「世界行動計画」が設けられ、各国の取組み状況と総括について定期的にレビュ

[8] 厚生労働省（2003）、アジェンダ 21 第 19 省和訳（各国政府、企業の行動関係を中心に抜粋）
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/05/s0522-3b19.html
[9] 外務省、「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」（和文仮訳）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf
[10] SAICM http://www.saicm.org/

ー（国際化学物質管理会議（ICCM））を行うことになっている。SAICM は後述する国連ミレニアム目標などの原則、目標なども参考にして設けられたものである。

最近の動向

WSSD および SAICM に関連する最近の動向としては、間近に迫った 2020 年という節目を超えた先、「ポスト 2020 年」の枠組みに関するものが目に留る。

- **これまでの ICCM の結果**[11]

直近の SAICM の定期レビュー会合である ICCM4（2015 年 9 月末から 10 月初めに開催）では、2020 年までの検討プロセスとして、①これまでの SAICM の取組状況に関する独立評価を実施すること、②全てのステークホルダーに開かれた会期間プロセスを設置すること、③独立評価の結論及び会期間プロセスの検討結果について OEWG3 及び ICCM5 で検討すること等が決定された。以下の表にこれまでの ICCM において課題として取り上げられたトピックスを整理する。

表 0.5.2-1 これまでの ICCM で取り上げられた新規政策課題（EPI）[12]群

ICCM2 (2009 年)	• ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 当該技術および材料のベネフィット及びリスクに対応するための途上国等の能力向上、各国政府及び産業界による人の健康及び環境保全のための行動の促進など。 • 製品中化学物質 既存情報システムに関する情報の収集・整理及び評価、今後の活動のための提案の検討、ワークショップの開催など。 • e-Waste 電化製品のライフサイクルを通じた化学物質の管理に着目した活動が必要との観点から、バーゼル条約等の関連機関と連携し、将来活動について検討するためのワークショップの開催など。 • 塗料中鉛 既に提唱されていたグローバルパートナーシップ活動において、関係者の意識向上、鉛ばく露の可能性の検討などを行うことを要請。
ICCM3 (2012 年)	• ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 SAICM 文書の一つ「世界行動計画」に追加する活動項目（工業用ナノ材料に係る情報共有や意識向上に係る活動の推進、人の健康や環境の安全に関する事項についての理解の促進等 13 項目）の決定等。 • 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質

[11] 環境省、http://www.env.go.jp/chemi/saicm/
[12] Emerging Policy Issue

	SAICM 文書の一つ「世界行動計画」に追加する活動項目（関係主体の意識向上・コミュニケーションの強化等、バーゼル条約等における取組への支援等 13 項目）の決定等。 • 製品中化学物質 製品中の化学物質のライフサイクルを通して情報共有等を進めるための 国際的なプログラムの立ち上げに係る提案を次回会合に向けて作成することを決定。 • 塗料中鉛 国際的な連携組織（Global Alliance）を通じて、塗料中の鉛の廃絶を目指した取組を促進。 • パーフルオロ化合物（PFC）の管理とより安全な代替物質への移行 OECD 及び UNEP により設置された一層の進捗を達成する重要なメカニズムである「国際 PFC グループ」に対して、参加者の拡大、関係する条約事務局や国際機関との緊密な協力等を呼びかけ。 • 内分泌かく乱物質 内分泌かく乱物質に関する意識向上や理解の促進のため、協力して行動することを決定。
ICCM4 (2015 年)	• 環境残留性医薬汚染物質の新規の政策課題への提案 環境残留性がある医薬汚染物質[13]について、EPI として啓発、理解、対策を推進していくために国際的な協力が重要であることの合意等。 • 毒性農薬 毒性が高い農薬[14]について、各主体が対策の進捗状況を OEWG3 及び ICCM5 に報告すること等が盛り込まれた提案が採択。 • 登録済の新規の政策課題（EPI）に関する進捗 ICCM3 までの EPI の進捗報告を受け、製品中の化学物質に関しては、UNEP が作成したプログラム、及び当該プログラム実施におけるステークホルダー向けガイダンスを歓迎する旨の決議が採択。ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料に関しては、本分野における国連訓練調査研究所(UNITAR、本部：ジュネーブ)や経済協力開発機構(OECD）の活動を引き続き推進する等の内容が盛り込まれた決議を採択。 • 他の懸念される問題 PFOS 及びその関連化合物を含むパーフルオロ化合物について、管理及びより安全な代替物への移行に関する最新情報が OECD と UNEP より報告された。

[13] Environmentally Persistent Pharmaceutical Pollutants：EPPP
[14] Highly Hazardous Pesticides：HHP

ICCM 5 に向けて

次の定期会合である ICCM5（第 5 回国際化学物質管理会議）は 2020 年にドイツのボンで開催される予定である[15]。前回の調査報告時（2016 年 12 月～2017 年 3 月）には、ブラジルでの開催予定に言及する情報が確認されたが、今回の調査では、開催予定地はドイツのボン、開催日時は、2020 年 10 月 5 日から 9 日という情報が確認されている。

なお、2017 年 2 月 14 日、ICCM5 に向けた国際的な準備会議がブラジルで終了し、2020 年以降の化学物質及び廃棄物の管理についても議論が行われ、次のような論点が挙げられた。

- 化学物質管理体制については、先進国と途上国の格差は大きく、2030 年に向けた化学物質及び廃棄物の合理的な管理体制の構築が求められる。
- 国際的に行われることと、各国において行うことについて、最小限のコンセンサスが必要となる。
- 今日、危険物質を含んだ廃棄物の大半はアフリカやアジアの一部の国で発生しているため、現状に合った対応が必要。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月 25 日から 27 日、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」[16]が採択された。150 を超える国・地域が参加して設けられたこのアジェンダは、アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげるものとなっている。その中でもその「目標」に相当するものが「持続可能な開発目標（SDGs）」である。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、2015 年以前の「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継となる目標である。

目標の中には化学物質管理への言及もあり、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、有害な化学物質の負のインパクトを減らすこと、2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させること、そして 2020 年までに、合意された枠組みにしたがって、環境上適正な化学物質および廃棄物の管理を実現し、環境への放出量を大幅に削減することなどが目標として掲げられている。

---

[15] SAICM(2020 年 3 月 9 日アクセス) “Fifth Session of the International Conference for Chemicals Management (ICCM5)”
http://www.saicm.org/About/ICCM/ICCM5/tabid/8207/language/en-US/Default.aspx

[16] 環境省、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」（外務省仮訳）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf

図表　SDG 目標[17]

最近の動向

SDGs は始動からまだ日も浅く、貧困撲滅から気候変動や平和の実現まで、実に多様で幅広い目標を掲げているため、化学物質に特化した動きというものは見られない。しかしながら、上述したように、「国際的に合意された枠組みにしたがって適正な管理を進める」といった SAICM 等の国際的枠組みを用いて化学物質管理を進めることを目標に含んでいる。

日本の取組み

関連する日本政府の最近の取り組みは次の通りである。2019 年 12 月に策定された SDGs アクションプラン 2020 では、本報告で言及するような具体的な内容の目標は見受けられない。

SDGs と日本政府の取組み[18]

時期	取組み
2016 年 5 月	SDGs 推進本部設置
2016 年 9 月	推進本部のもとに SDGs 推進円卓会議を設置

17 国連広報センター
http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/
18 外務省(2020 年 3 月 9 日)「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf

2016 年 12 月	SDGs 実施指針策定
2017 年 12 月	SDGs アクションプラン 2018 決定
2018 年 6 月	拡大版 SDGs アクションプラン 2018 決定
2018 年 12 月	SDGs アクションプラン 2019 決定
2019 年 6 月	拡大版 SDGs アクションプラン 2019 決定
2019 年 12 月	SDGs アクションプラン 2020 決定

OECD

経済協力開発機構（OECD）の環境保健安全（EHS）プログラムでは現在、35 加盟国および利害関係者らが共同で化学物質の安全とバイオセーフティーに関する取組みを進めている[19]。その一環として「データの相互受理（MAD：Mutual Acceptance of Data）」関連の取組みがあり、NITE 化学物質管理センターも本プログラム下における国際的な化学物質の安全性に関連する活動に協力している[20]。1981 年の OECD 理事会において、化学物質規制の調和のための主要ツールとして MAD が採択され、「OECD ガイドライン」[21]および「優良試験所基準（GLP）」[22]に基づくデータであれば、他国にて規制目的で作成された試験であっても、OECD 加盟国に当該データの受け入れを求めることができる。1997 年より、OECD の非加盟国でも MAD に参加することができるようになった。

また、2017 年に OECD プログラム内での位置づけが明確化された「ハザード評価作業部会（WPHA）」では、加盟国間における有害性評価手法の調和を目的とした、試験および評価手法の開発や新たな有害性評価手法の創出などに重点を置いて活動している（NITE からも出席）[23]。

経済協力開発機構（OECD）では、化学物質管理に関して多様な取組みを行っている[24]。

[19] OECD（2020 年 3 月 9 日アクセス）「About the OECD's Environment, Health and Safety Programme - Chemical safety and biosafety」
https://www.oecd.org/env/ehs/aboutchemicalsafetyandbiosafety.htm
[20] NITE（2020 年 3 月 9 日アクセス）「OECD 関連情報」
https://www.nite.go.jp/chem/kanren/kokusai.html
[21] OECD Test Guidelines for the Chemicals（2020 年 3 月 9 日アクセス）
https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/oecdguidelinesforthetestingofchemicals.htm
[22] OECD Principles on Good Laboratory Practice（2020 年 3 月 9 日アクセス）
http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=env/mc/chem(98)17&doclanguage=en
[23] NITE、OECD 関連情報（2020 年 3 月 9 日アクセス）
https://www.nite.go.jp/chem/kanren/oecd_wpha.html
[24] OECD, Chemical safety and biosafety http://www.oecd.org/chemicalsafety/

国際的に幅広く活用してもらうための「試験ガイドラインプログラム」や、試験データの質に関する共通理解及び活用を促進する「優良試験所基準（GLP）」を定める取組み、加えてばく露評価プログラムなど幅広い取組みが挙げられる。その中でも、環境保健安全（EHS）プログラムでは、現在 35 カ国の政府や利害関係者が共同で、化学物質の安全とバイオセーフティーに関する取組みを進めている。その取組みの一環として「データの相互受理（Mutual Acceptance of Data）」の取組みがあり、製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質管理センターもその取組みに協力している[25]。この取組みは、主に産業界による安全性試験の重複実施や非関税貿易障壁の回避に大きく貢献するものとされている。

最近の動向

OECD の化学物質安全およびバイオセーフティに関する進捗状況報告書（2019 年 12 月第 39 号）[26]によると、PRTR データを SDGs に活用するために、PRTRs 作業部会が行動計画のドラフトを作成しているという。2019 年末までに最終版のドラフトを作成し、2020 年 10 月に開催予定の第 3 回 PRTRs 作業部会において、PRTR データの国際分析を実施するために使用されるデータについて議論がかわされる予定である。

また、2019 年 6 月に開催された WPHA の会合では、主に以下の事項について話し合われた。

- 皮膚感作性における動物実験代替法の進捗状況
- 産業用ナノ材料についてのテストガイドライン作成状況
- 動物実験代替法に関する各種ガイドラインの作成状況
- eChemPortal の更新状況
- 暴露評価作業部会（WPEA）との合同プロジェクトの進捗状況

2020 年 2 月 3 日、世界の化学物質に関するデータベースのポータルサイトである eChemPortal のバージョン 3.0 が公開された[27]。化学物質の検索機能の向上と検索結果の整理などがよりし易くなり、効率的に情報を収集できるとしている。

OECD は 2016 年 11 月 17 日に、世界的に調和した化学物質分類リストの開発の可能性を評価するためのパイロットプロジェクトの結果をまとめた報告書（試験&評価シリーズ

[25] NITE、OECD 関連情報　http://www.nite.go.jp/chem/kanren/kokusai.html
[26] OECD Chemical Safety and Biosafety Progress Report（2020 年 3 月 10 日アクセス）
https://www.oecd.org/env/ehs/progress-report-on-chemical-safety-and-biosafety-november-2019.pdf
[27] OECD eChemPortal https://www.echemportal.org/echemportal/

No. 246）を発表した[28]。プロジェクトは国連の GHS 専門家小委員会と共同で実施され、世界的に統一した分類リストを作成し、管理するために必要となる労力を把握するプロセスの定義など、取り組みの基本ルールの設定を目標としていた。

パイロット 3 物質[29]の分類と表示に関する合意案が得られた（拘束力はない）ことから、物質の分類と表示に関する提案に合意することは可能であるとする一方で、実現のためには国や他の利害関係者による持続的な時間とリソースの提供が欠かせないとした。この結果は GHS 専門家小委員会へ提出され、グローバル化学物質分類リストの開発の可能性を検討するために使用されることとなる。

この他にも有害影響発現経路[30]に関する新しい 5 つの開発成果の公表（2016 年 9 月）、ナノマテリアル製品の国際的な試験プログラム[31]に基づく安全性データサマリーの公表（2016 年 5 月）など、OECD 加盟国、そして多くの国々が有益に活用できる成果を数多く公表している。

APEC

アジア太平洋経済協力（APEC）[32]の化学物質管理に関連する取組みとして「APEC 化学物質対話」が挙げられる。APEC 化学物質対話（CD：Chemical Dialogue）は 2001 年に発足し、APEC 域内の化学産業における貿易円滑化、及び経済・技術協力の推進を目的としている。2009 年には「化学物質対話規制官フォーラム」が設立され、SAICM のより広範な実施に資するため、APEC 地域全体の化学物質のリスク低減と適切な化学物質管理を促進させることを目的の一つとしている。具体的な活動内容として、APEC CD のホームページでは、2019 年～2020 年に以下に掲げるトピックについて継続的に CD メンバー向けの会合やイベントを開催していくことが示されている[33]。

- 化学セクターにおける規制影響の評価
- 化学品規制の実施または改正に関するパブリックコンサルテーションで得られた各種コメントの評価
- 「原則ベース」の化学品規制

---

[28] OECD、報告書（試験&評価シリーズ No.246）
http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono(2016)43&doclanguage=en

[29] 二塩化ジメチル錫、ジブチルフタレートおよびジシクロペンタジエン

[30] 有害影響発現経路（AOP：Adverse Outcome Pathway）とは、化学物質と生体組織の相互作用から個体（群）における毒性発現を関連付ける概念のこと。

[31] ナノマテリアル製品の試験プログラム
http://www.oecd.org/chemicalsafety/nanosafety/testing-programme-manufactured-nanomaterials.htm

[32] Asia-Pacific Economic Cooperation http://www.apec.org/
※太平洋を取り囲む 21 の国と地域の経済協力枠組み

[33] APEC Chemical Dialogue
https://www.apec.org/Groups/Committee-on-Trade-and-Investment/Chemical-Dialogue

- 化学品管理のためのリスクベース・アプローチを可能にする曝露情報収集のためのツール
- リスクアセスメント
- 海洋ゴミ問題
- APEC 自由貿易協定および地域貿易協定における化学製品の“Research on Rules of Origin”

上記のうち「リスクアセスメント」については、2019 年 8 月にチリでワークショップが開催され、議論が交わされた。ワークショップの結果、リスクアセスメントに関する APEC のグッド・プラクティスの作成や過去のリスクアセスメントに関する報告書の作成などが提言された。

AMEICC 化学産業専門家会合

日・ASEAN 経済産業協力委員会（通称 AMEICC）[34]の化学産業専門家会合は、1998 年の AMEICC 第 1 回会合における合意に基づき設けられたもので、主に化学産業の諸問題(環境問題、保安・防災・労働安全、化学品安全、レスポンシブ ル・ケア活動、統計整備・分析・予測、化学物質管理制度の標準化、技術移転、域内貿易の促進、エネルギー消費等)についての情報交換を目的としている。日本においては、日本化学工業協会が本会合に参加し、経済産業省と協力して、ASEAN 諸国における化学産業の諸問題に関して、情報共有や支援を行っている[35]。

以上の「国際的な取組みに関連する動向」について、最新の状況をまとめると以下の通りである。

図表　国際的な取組みの最新状況

SAICM	• ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 • 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質 • 製品中化学物質 • 塗料中鉛 • パーフルオロ化合物（PFC）の管理とより安全な代替物質への移行 • 内分泌かく乱物質

[34] ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee (AMEICC) http://www.ameicc.org/
[35] 日本化学工業協会 https://www.nikkakyo.org/worldwide/1243

	• 境残留性医薬汚染物質の新規の政策課題への提案 • 毒性農薬
OECD	• 化学品の試験 工業用ナノマテリアル材料の試験プログラムやデータの相互受理など。 • 化学品の評価 QSAR プロジェクト、試験及び評価に対する統合アプローチなど。 • 化学品のリスク管理 化学品管理のコスト・ベネフィット評価、SAICM 支援 • 化学品事故防止、事故対策と緊急時対応 安全性パフォーマンス指標に関するガイダンス公表など。 • 農薬及び殺生物性物質 統合農薬管理と、オンライン上でのその中心点の設置、運営。 • バイオセーフティー 遺伝子組み換え有機物（作物や植物など）の安全性評価など。 • 世界的に調和した化学物質分類リスト 当該リストの開発の可能性を評価するためのパイロットプロジェクトの実施と評価など。
APEC	• 金属及び金属化合物のリスク評価に関するキャパシティ・ビルディング 鉛や水銀､その化合物などはワークショップにて重要なトピックスのケーススタディとして取り上げられている。 • 各国での GHS の適用・実施 • GHS ラベル表示に関する G.R.E.A.T クリアリングハウス[36] ※各地域での GHS 関連のラベル表示、その要素の情報を収集し、提供する情報交換のためのウェブサイトを開設。 • 規制の収束および共同に関するバーチャルワーキングショップ • リスクアセスメント • 海洋ゴミ問題　　など。

[36] GREAT（GHS Reference Exchange and Tool, G.R.E.A.T.）
http://great.osha.gov.tw/ENG/index.aspx

【まとめ】

以下に、化学物質に関する国際的な流れ、日本や欧米の動向をまとめる。

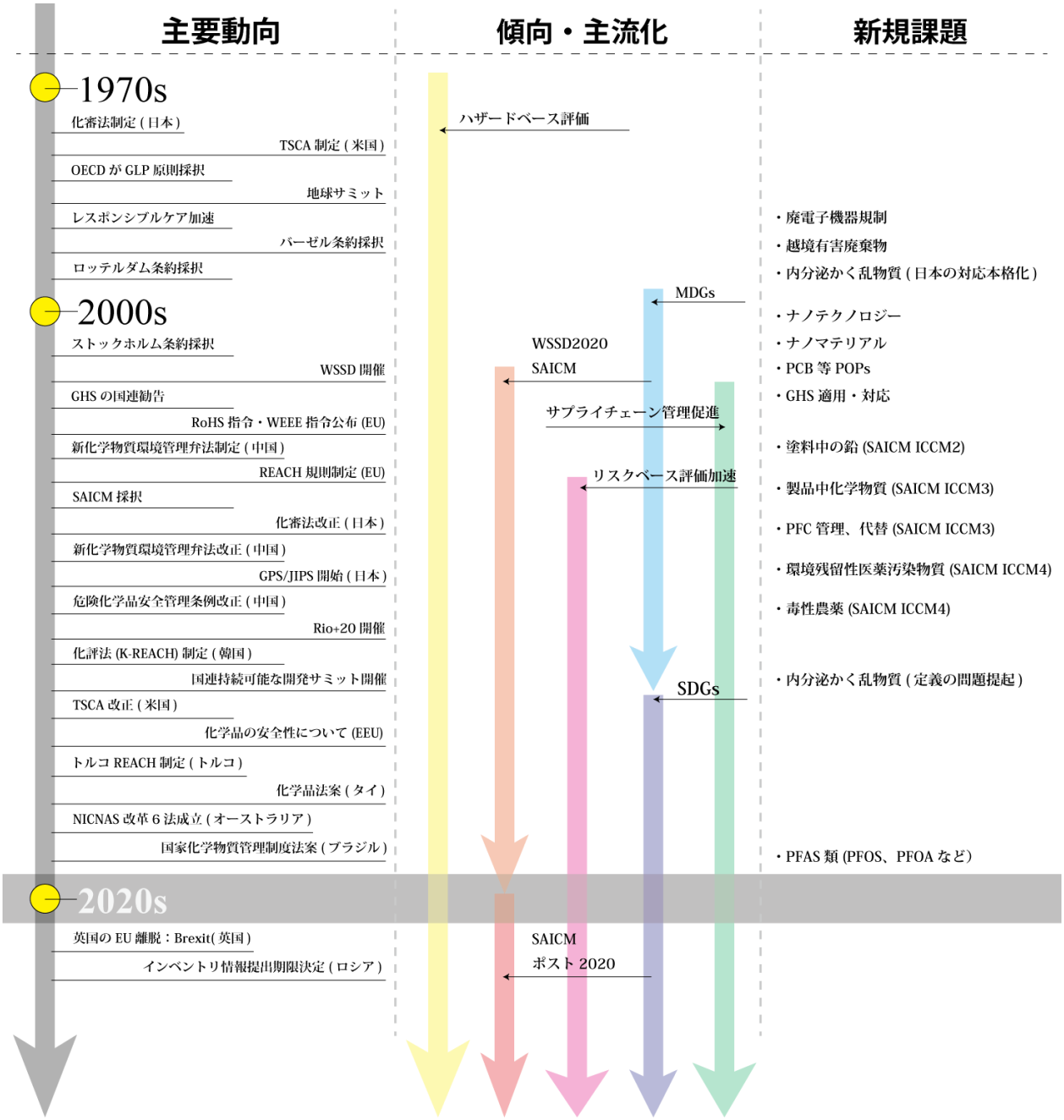

化学物質管理制度の潮流[37]

[37] 各種資料よりエンヴィックス作成

今回の調査では中華人民共和国、フィリピン共和国、ロシア連邦、米国カリフォルニア州を対象としたが、いずれも化学物質管理制度の整備状況やその問題点は様々であるが、それぞれのポイントを以下に整理する。

	注目ポイント
中華人民共和国	• 新規化学物質管理弁法の改正 ⇒企業にとっては有利に働く見込み。 • 危険化学品安全法の制定に向けた動き ⇒現在生じている矛盾点や不明瞭な点が改善されると期待。 • 化学物質環境リスク評価および抑制条例案 ⇒どのような規制になるのか見通せないなかで、産業界からは不安の声も。
フィリピン共和国	• PMPIN におけるポリマー免除規定 ⇒法令の解釈について不明瞭な点あり。 • PCL への追加物質案 ⇒汎用物質も含まれているため、産業界への影響が懸念される。 • HUHS 製品への規制強化
ロシア連邦	• TR EAEU 041/2017「化学品の安全性について」 ⇒スケジュールの遅延、ポリマーの扱い方、今後の混合物の登録など、懸念事項は多い。 • TR EAEU 037/2016（ユーラシア RoHS） ⇒当局による関連技術文書のチェックの遅延。
米国カリフォルニア州	• プロポジション 65 ⇒訴訟リスクへの懸念、曝露評価に関する困難。

制度そのものが大きく変わるという意味では、中華人民共和国やロシア連邦における問題点が今後は増えていくことが予想される。新たな規制が導入され、その国の化学物質管理が強化されることは、人の健康や環境へのリスクを抑えるという側面においては肯定的な意味合いが確かにある。しかしながら、化学産業をはじめとした事業者にとっては、制度への対応に掛かる事務手続きや不明瞭な法解釈などの問題が生じてくることが危惧されるため、この 2 か国については今まで以上に迅速な情報収集が求められる。フィリピン共和国については、すでに構築されている制度に新たな規定を追加していくという流れであ

るものの、幾つかの懸念点が見られる。最後に米国カリフォルニア州だが、他の国・地域では見られない独特な制度としてプロポジション 65 がすでに存在するが、対応を誤れば訴訟リスクに直面するため、事業者にとっては厄介な点もある。

国際的な流れから見た場合、例えば中華人民共和国の「化学物質環境リスク評価および抑制条例案」は日本の化審法に類似する点が多く、またロシア連邦（正確にはロシア連邦を含むユーラシア経済連合）の TR EAEU 041/2017 は EU REACH の影響を受けているという指摘もあり、長年にわたり化学物質管理制度を構築してきた先進国・地域の制度への調和化が見られる。ただし、その国々の背景や状況は様々であることから、細かな点での差異が生じることは避けられない。したがって、そのような相違点に対してスムーズに対応するためにも、法令の解釈や企業への要求事項を明確にするようなガイドラインや Q&A などの必要性は高まるだろう。

I. 中華人民共和国

1. ヒアリング調査

中華人民共和国（以下、「中国」という。）におけるヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、中国行政機関および日系企業へのヒアリングを実施。

1.1 現地ヒアリング調査

【日程】

2020 年 1 月 14 日～16 日

【訪問先】

- 応急管理部
- 応急管理部危険化学品登録センター
- 日本商会

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
応急管理部	1. 12 月 9 日レターFAX で送付 2. 12 月 12 日中国語訳付きレター再送 3. 12 月 12 日電話確認、内部検討必要のため、後日再度連絡 4. 12 月 18 日電話確認、民間企業のインタビューに対応するかどうかについてまだ検討中 5. 12 月 23 日の週毎日数回電話し、12 月 26 日現在 2 回目レター審査中と確認できた 6. 1 月 6 日に電話で再度確認し、国際司に連絡取れ、質問事項送付 7. 担当者と直接連絡、面会の日時を決定
応急管理部危険化学品登録センター	1. 12 月 9 日レターFAX で送付 2. 12 月 12 日中国語訳付きレター再送 3. 12 月 13 日電話確認、1 月 15 日に北京で丁子洋（18661972605）と面会予定（仮予約）

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	4. 1月2日に丁子洋さんがメールで1月14日に15：30-16：30に北京で面談すると予約
日本商会	1. 12月9日電話連絡、1月14日に北京で面会予定 2. 12月18日化学品分会担当者に連絡、面会の日時決定、質問事項送付
生態環境部固形廃棄物および化学品司	3. 12月9日レターFAXで送付 4. 12月12日中国語訳付きレター再送、電話確認したが、応答なし 5. 12月18日電話確認、応答なし 6. 12月24日意見募集稿に関する連絡先に電話、応答なし 7. 12月 26 日に試しに国際会議の出席者名簿に記載されたメールアドレスに送信、同部国际司亚非处の連絡先をもらった 8. 国际司亚非处にメールにて連絡 9. 12月30日にレターを送付 10. 1月2日に生态环境部国际合作司から検討中の返事 11. 1月15日に2019年11月日中韓環境大臣会議があったので、共用できる情報はすべて日本政府と共有したため、今回のヒアリング実施必要なしとの返事。担当省庁が異なるなど再度斡旋 12. 忙しいため、ヒアリング拒否、関連資料提供のみとの返事
生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センター	1. 12月9日レターFAXで送付 2. 12月12日中国語訳付きレター再送､決定権がある上司は出張中、12月25日の週に戻るため再度連絡必要 3. 12月23日の週は数回電話で問い合わせ 4. 1月6日電話で再度確認、センターの責任者と直接斡旋、質問事項送付 5. 1月10日今回のヒアリング担当者に連絡 6. 生態環境部固形廃棄物および化学品司に確認した結果、日中韓環境大臣会議があったとの返事、今回のヒアリング実施について未回答、追加連絡したが、返事なし
工業情報化部	1. 12月9日レターFAXで送付 2. 12月12日中国語訳付きレター再送 3. 12月12日、18日、24日、27日数度電話確認 4. 1月6日電話確認し、今回の担当者に直接連絡取れ、レターや質問事項を国際司に送付 5. 1月15日ヒアリング対応可能だが、旧正月の関係で、2月中旬に実施すると仮予約

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	6．2月中旬新コロナウイルスの関係で、ヒアリングの実施拒否
税関	1．12月16日、18日、19日、代表の電話番号に数回電話連絡、すでに税関内の担当部署と繋がっている限り対応できないとの回答

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
応急管理部	• 2019年10月16日に発表された「特別管理制御危険化学品リスト（第1版）（意見募集稿）は複数の部門が共同で作業を行っているため、他の関連部門が審査している。現在は一つの部門での審査がまだ終わっていない。正式版はもう少ししたら公布される予定である。 • GHS ラベルについて、ある企業は国家標準に従ってラベルを作成したが、通関手続きをする際に、中国税関に「間違っている」と指摘されるケースが報告されているが、そのような場合は工業情報化部に報告したほうが良い。国家標準に従ってラベルを作成したのであれば、理論的には問題がないはずだ。税関総署の商品検査においては、彼ら自身のフォーマットがあるため、彼らのフォーマットは国家標準とちょっと異なっているのかもしれない。 • 現在、応急管理部は危険化学品を管理し、一方で交通運輸部は危険貨物を管理している。企業は危険化学品及び危険貨物の定義やその要件を明確に区別することに困難を抱えているが、今後危険化学品安全法の公布により、今までよりも良く、各関係者の間を調和させることである。今後、危険化学品管理に関する6つの要件、すなわち生産、保管、使用、経営、輸送および処理に関しては、よりよく調和できるはずである。 • 重大危険源リスクがある化学品は登録が必要だ。重大危険源化学品登録制度を実施する目的は、早期に警戒をすることにある。重大危険源の登録は一般化学品登録より簡単だ。登録システムは2つの窓口がある。経営と生産使用は各窓口にて登録を実施すること。 • 危険化学品企業を対象とした「排険除患」という特別検査は定期的ではなく、応急管理部が長期間にわたり、ずっと実施している検査である。こういう危険化学品に対する抽出検査の実施は期限を設けず、ずっと実施していくつもりである。このような特別検査の実施の際、行政レベル（省、市、県）によって執行の基準は異なることはない。全ての検査は国家標準、法律に従い執行するものである。ただし、実際の検査のオペレーションでは、おそらくある程度の差があるかもしれない。また、WTO の規則により中国企業及び外資系企業を区別して執行することもない。 • WSSD の目標（2020 年に化学物質の影響を最小化する）への対応は全体的な計画を担当しているのは中国生態環境部及び工業情報

組織名称	ヒアリング結果
	化部である。我々の部門はただ計画に従い、具体的な措置及び対策を講じる役割である。また、日本は成熟した先進国で、化学品管理の面で既に職業健康に移行している。中国はまだ現在のところ、日本の 70 年代のように、大きい事故を予防することに焦点を当てて頑張っている。したがって、化学品管理についての目標を実現するために、中国はまだまだ長い道のりを歩んで行かなくてはならない。
応急管理部危険化学品登録センター	• 「危険化学品安全法」案の策定作業は 2015 年から着手し、これまでに 4 年間にわたって関連部門が議論、研究しているが、進捗は遅い。現在はドラフトがすでにできているが、2020 年に正式版を公布するのはかなり難しい。 • 「物理危険性鑑定及び分類の免除化学品リスト」第 2 回を制定する予定はまだない。ポリマーを鑑定免除リストに収載する可能性はあるが、具体的なスケジュールは現時点で分からない。 • NRCC のホームページの「国家危険化学品安全公共服務互聯網平台」では、CAS 番号を含む組成情報等の危険化学品登録のデータが開示されているが、現行措置では化学品に関連する情報を公開しているが、混合物の関連情報は公開しなくてもよいため、登録を行った企業の秘密情報が漏洩する心配はいらない。 • 危険化学品の鑑定・登録に関する負担軽減を目的として、将来、年間の生産・輸入数量が 1 トン以下の場合に鑑定・登録を免除する予定、または科学研究用途での生産・輸入についても、将来、鑑定及び登録手続きを軽減する可能性はあるが、具体的な実施スケジュールは未定である。 • GB 30000.23-2013「化学品分類及びラベル規範　第 23 部分：発癌性」の付録 D の危険説明及び予防説明について、企業が実際に対応する際にラベルに記載する文言はあくまで例であり、必ず国家標準に記載されているものと一致しなくてもよい。意味が一致すればよい。
日本商会	• 化学物質環境リスク評価および抑制条例案は日本の化審法に習って策定された項目が多く、EU の REACH に似ており、リスクベースで管理する方針を取っているため日本企業は対応しやいかと感じている。しかし、合理性について、つまり規制する物質の理由を明確に説明してほしい。例えば、「〇〇（化学物質名）は禁止する」のみの記載ではなく、禁止の理由も記載してほしい。また、規制対象物質に全て対応すると企業の負担が重いので、重要な物質から対応して、低懸念物質は対応しなくても良い。 • 新化学物質環境管理弁法については、意見募集の時、日系企業から意見を収集し、50 件くらいの意見を規制当局に提出した。新化学物質の簡易申告におけるデータの緩和や社名変更などの審査の期限とプロセスの明確化に意見が多かった。 • 中国 RoHS の合格評定制度については、知っている限りでは、最終

組織名称	ヒアリング結果
	メーカーの社内基準は国内の規制より厳しいため、企業の社内基準をクリアすれば国の規制対応には十分である。 • 危険化学品安全法案は中国化学品管理の全体を包括する体系的なものを定めてほしい。現状は様々な行政機関がバラバラで管理している状況だが、この法案で統合されれば企業にとっては嬉しい。例えば、企業にとっては同じものだが、応急管理部の角度から管理されると危険化学品、交通部の角度から管理されると危険貨物、また、廃棄する際には危険廃棄物と見なされるため、企業の対応は非常に難しい。 • 多くの企業が GHS ラベルの貼付について結構困っているかと思う。中国では事前審査制度が有効だが、事前審査の時に通ったが、通関の時に指摘され、止められるという事例をよく聞く。国によって GHS ラベルを貼りかえるのは一般的であるが、ひとつの国の中では統一してほしい。 • 行政の立ち入り検査や指導はいきなり来ることが多い。これは良いところもあるが、効率が良くない点もあると思う。また、同じ内容であっても、行政機関のレベルにより指導の内容が異なることがある。

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目	詳細
全体	• 化学品管理全体は前より良くなってきているが、齟齬している部分や様々な行政機関が所管しているため対応し難い問題はまだ存在ずる。
危険化学品管理	• 中国に危険化学品の鑑定は 2 通りがあり（応急管理部所管、税関総署所管）、危険化学品を輸出する際、税関経由で鑑定を行わないと通関できない、その鑑定結果は 1 年しか有効しない。税関によって鑑定についての要求が異なる。広州と深センは以前から税関経由の鑑定が必須であるが、一方で、上海は近年になって必須になり、天津はまだ必須ではないようである。 • 国際的、一般的には輸入者にラベル提供が要求されるにもかかわらず、中国だけは輸出者にラベル提供を要求している。輸入者にラベル提供の義務を負わせば対応しやすい。 • 危険貨物と危険化学品の定義および範囲が異なるため、税関に通関用の明確な危険化学品目録を公表してほしい。 • GHS 分類にも区分されず、中国の危険化学品目録にも収載されていない物は危険化学品ではないと認識しているが、通関の時、危険化学品であると税関に判断され止められる事例が良く発生するため、税関は別のデータベースを有しているのかもしれない。 • NRCC（危険化学品登記センター）の登録フォームを直してほしい。1 つの物質を入力すると、登録完了するまで次の物質を入力することができないため、商社にとっては非常に効率が悪い。また、輸入前の登録は不可能なため、削除してほしい。 • 危険化学品登記：登記を管轄する地方の政府機関によって運用が異なるのかも知れないが、輸入製品の場合は 1 製品毎の登録が求められるのに対して、中国現地法人で製造した製品についてはグループ登記が認められた事実がある。日本商会主催のセミナーで NRCC の担当者にその件で質問したところ「法令上グルーピング登録は認められていないが、担当部署で様々な状況を鑑みグルーピング登録を認めているケースがある」という主旨の回答であった。 • 直接中国へ輸出していないため、中国の代理人を使って登録することができない。直接輸出してもらっている商社を使うには秘密情報の開示など面倒なことがあり、検討をあきらめた。 • 危険化学品の鑑定と登記の対象範囲が不透明な中、取り締まりだけが強化されること

項目	詳細
	• 実際の作業にどこまで影響があるかという点。 • 危険化学品登記の要件が Workable なものにならないか(現状、法的にはR&D用の少量サンプルであっても危険化学品であれば登記を要求されるなど、非現実的。実際にはこのようなサンプルは「お目こぼし」されているが、法的義務であることを盾にしていつ取り締まられるか、不安な状況である) • 域外企業として、危険化学品登記をどのように考えるべきか、理解できていない。また、登記した際の秘密保持がどこまで保てるのか、よくわからない。 • 規制が現実的に運用可能なものになるかどうか。 • 危険化学品の規制の上位法となると推定され、危険化学品規制の改訂による影響の有無について関心がある。 • 下記の点で関心があります。 「危険化学品安全管理条例」で現在対応している”危険化学品登記”” 有害性ラベル”” SDS”に関する規制対象、規制内容の変更があるか。 • ほとんどの化学品メーカーは、引火点等物理化学的危険性について試験し、危険物輸送規定・GHS 判定を行ったうえで輸送している。それを改めて輸入に際し再鑑定することは測定誤差等によるデータ変更もあり、SDS、ラベルの改訂に繋がるのでやめてほしい。また、健康・環境影響についても SDS 記載範囲に基づいた鑑定を行い、改めて鑑定要求を行わないように運用してほしい。 • 勉強中なので、法案全般について関心がある。 • 現法を持っているので、多少なりとも我々の活動に影響があるかどうかに関心があります。（これが施行された時点で新たな対応をしなければならないことがあるか等） • 中国危険化学品条例：研究開発品の中国への輸入に関しても危険化学品登記と鑑定が適用される（改正されていなければ)。研究開発品は除外にしてほしい。 • 危険化学品登記の鑑定のルールは、費用がかかり過ぎて対応が難しいので、企業の自主判断で対応できるように、改訂してほしい。
新規化学物質管理	• 現在の既存化学品目録に収載されている化学品は危険類または重点環境管理類に分類されているのであれば、企業は 6 ヵ月前までに報告しなければならない。一方、当該物質が既存化学品目録に収載されなければ上記のように管理されないため、既存化学品目録への追加を申請しない企業もあり、申請しても収載されるまでの期間が不明確である。 • 100 kg未満且つ研究用の物質は、現行法ではサンプルを提出し

項目	詳細
	なければならないが、策定中の新法規では提出する必要がないと変わるため、期待する。 • 新化学物質の届出において； １）日本企業の場合には、直筆サインと捺印の両方が必要になるため時間がかかる（欧米の企業であれば直筆サインのみで可） ２）塩違いの物質であるが read across 等類似物質の試験データを受け入れてもらえず時間もコストも要し、有用な化学物質の中国市場への展開が遅延。 （新化学物質の届け出のための試験（中国の試験機関で実施）において；） １）試験機関側の知見不足から再試験が必要になった：吸脱着試験（適切な試験方法を指示したが中国のルールだとのことで異なる方法で実施し結局当局からの指摘を経て異なる方法で再試験した）、魚類急性毒性試験（濃度設計に問題がありエンドポイントを得られず再試験した）、ミミズ急性毒性試験（濃度換算せずに試験設計したため再試験） ２）試験結果を総合的に判断して毒性を判定すべきところ、断片的な考察が行われ、有害性の強さを過大評価された：出生前発育毒性試験 ３）OECD TG と中国の試験に関する指南とに差異があるため、異なる判定を得て追加試験の実施が必要になった：生分解性試験（10 day window の採用）、眼・皮膚刺激性試験（高 pH による試験回避） • 当方に責のない審査遅延(コンサル経由で確認したところ、当局担当者の長期出張により、対応する人数が少なくなっていて遅延しているとのことであった)。 • 新規化学物質登録をする時に、生態毒性試験を中国の試験期間で実施する必要があるため中国で試験実施しましが、中国は OECD 加盟国でないためにその試験データは他の国の登録で使用できない可能性があるとのことでした。まだその化学物質を他の国に登録を実施していないのでわかりませんが、使用できないとなると費用と時間が２重にかかることになり問題である。 • 新規化学品登記において、中国試験機関にて安全性試験を行うにあたり、以下のような問題多発。 • 計画書やガイドラインを逸脱した試験　・データ解釈の誤り(実データと計算値が合わないなど)　・中文と英文の報告書で整合性がない　など。 • 分析能力的に弱い・経験が少ない。（特に水中変化物・解離性

項目	詳細
	物質の LC 分析など） • 新化学物質の届出において大きな問題が起きたとの報告は今のところはない。危険化学品の登録に関して、日本で NRCC の番号を契約しており、全てのグループ企業もカバーされる内容にしている。この契約書の内容を踏まえ、危険化学品登記を行うと、毎回色々と言われ大変である。何とか毎回通していただいているので、今のところ大きな問題ではないが、今後拒絶されないか怖い） • 「科学研究を目的とし、年間の生産量または輸入量が 0.1 トン未満」の場合は、本便法の適用除外になったことは製品開発のスピードアップにつながると思料する。 • 直接輸出してなくても申請できる。申告に必要なデータが緩和された。 • 今回改正により、登録要件が緩和されることになり、歓迎する。また、今回改正により、日本国内製造者も唯一代理人を指名できることになり、歓迎する。 • １） 1 t/y までの登録が簡素化され、「審査後、登記」から「提出、許可」というように日本の化審法の少量新規に似たプロセスに緩和される。これにより簡易申告（低分子）でこれまで 50～200 万円、半年～1 年かかっていた登録が、費用も時間も 5 分の 1 程度にまで削減される ２）1-10t/y の低分子登録の試験要件が軽減され、費用も時間も大幅に削減される ３）100kg/y までの科学研究用途での製造輸入が、「備案届出」から「届け出不要」と規制緩和される ４）試験報告書だけでなく「資料」での提出も可能となる 他方で、中国政府への申請費用が必要になるなど、負の影響も予想される。 • 申告に必要なデータの緩和（急性毒性は項目減も環境毒性が追加されている）。 • 各種の申告に関する要件緩和(年間 100kg 未満の研究目的新規化学物質は弁法の適用外、一定の要件を満たすポリマーの備案申告化など)。 • 当面、新化学物質を登録することはないため。 • １、低懸念ポリマー等の備案申告化による迅速な認可処理　２、常規登記後、確実な既存化学物質リスト収載　３、全般に登記に必要なデータの緩和　４、年度報告の緩和(報告不要対象の増加と、報告期間の拡大) • 100kg/年以下となる研究用途の新規化学物質の申告免除、年次

項目	詳細
	報告の締め切り日の変更（2/1→4/30）。 • 簡易申告が備案へ緩和された点。 • 下記の要望がある。1、現法では簡易申告の年度報告(出荷量報告)の提出期限が早く、対応に苦慮しており、期限を遅らせてほしい。　2、現法では申告に必要なデータが中国国内で実施した試験に限定されているものがあるが、他国に申請する際に共通で使用できる試験を利用してほしい。3、現法で申請した新規物質申請の簡易申告が、法改正後も有効になることを明記してほしい。 • 登録トン数が低いものは、Read across などあらゆる類似データからの評価を導入・利用してもらいたい。 • 研究・開発目的の申告義務の除外、申告に必要なデータの緩和等、申請の簡素化に期待している。 • 申告に必要なデータの緩和。 • 提案通り、規制緩和される方向に施行してほしい。
「化学物質環境リスク評価および抑制条例」の草案について	• ネガティブ：規制の対象になると作業が発生したり、イメージも悪くなったりする。 • 本条例により、中国国内事業者に対し、数量報告義務が課せられることについて、特に着目している。現草案では、妥当な要求事項と理解している。 • ネガティブなもの:既存化学物質の数量報告（３－４年に１度）および有害性情報報告の指示への対応等、これまで求められていなかった法的要件への対応が必要になる。特に数量報告については裾切値が示されていないため今後の事業インパクトをいまだに予想できずにいる。 • ネガティブなもの。 • ネガティブ面：用途・数量報告制度導入(製造者/輸入者だけではなく、加工・使用業者にも報告を求めており、サプライチェーンを介した化学物質の情報伝達に大きな困難が予想される)。 • 全体的にはポジティブに受け止めている。ただし、加工者に対する義務が明確化された点においては不安もある。 • 制度の詳細を理解していないため。 • 既存化学物質のデータ収集の意図はわかるが、韓国や台湾で予想されるように、当局がきちんと物流の実態をわからずにサプライチェーン全体の流れを問うてくることによる混乱を懸念する。後発ゆえ、製造・輸入者が混乱しないシステム旁を期待したい。

項目	詳細
	• ネガティブなものとして、規制物質（優先評価化学品）のカテゴリーが設けられることによる規制物質の増加、および化学品の製造・輸入量の届出制度の新設 • ネガティブな関心がある。1、中国における他の化学品規制として「有毒化学品の輸出入環境管理規定」「貨物輸出入管理条例」「危険化学品安全管理条例」等と本条例案との関係性（そもそも関係があるのか否か、本条例案が施行されたら現行法は廃止されるのか否か等）が不明確である。2、生産/輸入等する全物質について量の閾値なく「年度報告」が要求されているが、混合物の組成情報はメーカーにとって、高度な機密情報であるため、それらの情報を購入者が得ることは非常に困難な状況にある。3、新化学物質の登記または届出が、新化学物質を生産または輸入する企業に限定されたように読めるが、複数輸入者がいる場合、負荷が増加する。現行「新化学物質環境管理弁法」と同様、輸出者が中国内の代理人を通じて、新規物質届出を行えるようにして頂きたい。 • 第 14 条 【基本情報報告】化学物質を生産、加工使用または輸入する単位は、3 年ごとに生産、加工使用及び輸入した化学物質の名称、用途及び数量等の情況を報告することになっているが、加工使用まで含めることは、情報開示・伝達が伴い、非現実的と考える。まずは、生産（製造）、輸入者に限定し、その中から優先環境管理化学物質を特定し、管理物質を公示したうえで生産、加工使用または輸入単位に展開すべき。 • 従来よりも厳しい要件があるかについて関心がある。 • 従来よりも厳しい要件があることを懸念している。 • 規制緩和と規制強化の両方に興味があります。現法を持っているので、多少なりとも我々の活動に影響があるかどうかに関心がある。（これが施行された時点で新たな対応をしなければならないことがあるか等） • 弊社としては日本の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の良い部分を取り入れる活動を中国と行った結果だと思っている。 • 製造、輸入量の報告：優先管理化学物質を制定し、リスク評価結果から使用禁止や制限等の措置を行う。用途で管理される。 • 化学物質をリスク評価し、その結果に基づき、懸念の高い物質を規制する考え方は、世界的に共通である。更に、既存化学物質については、国がリスク評価をするというのは、化審法と同じである。 • 【日本の化審法との類似点】既存化学物質の数量報告（製造・加工使用・輸入：名称、用途、数量等）、PBT の性質を中国での規制物質の優先基準として採用、有害性情報報告の指示と対応。※なお新化学物質環境管理弁法の改定案においては、①EU

項目	詳細
	REACH に類似（高危害化学物質の社会経済分析を実施）、②米国 TSCA に類似（SNUR に類似した、新用途規制化） • リスクベースの管理にかじを切った点。 • 既存化学物質のデータ収集の方策や、評価の流れに関しては、化審法の骨格に類似どころか、そのまままねているように思える。 • 事業者から報告される情報をもとにして、スクリーニング評価する点は、日本の化審法と類似している点と考えている。 • 大枠では類似している面もあるが、上記の通り閾値なしでの全物質「年度報告」要求は日本、EU だけでなく世界的にみても非常に厳しい要求のため。 • 中国の環境リスク管理はその地域だけの問題ではないので有害物質削減、環境管理を推進してもらいたい。 • 内容を詳細に把握できていないが、毎年、数量報告を求める部分が日本の化審法と似ていると思った。（使用者まで報告させることは中国らしいと思った ）
GHS ラベル	• 国内向けの製品を横持ちして中国に輸出する場合は日本向けラベル、中国向けラベルの 2 枚が貼付された製品が中国に輸出されるケースがある。日・中間の GHS 分類結果の不一致や毒劇法に基づくラベル表示の「劇」「毒」という文字を見て、通関時に製品が危険であるのに GHS 分類に髑髏マークが無いというとクレームがついた事がある。 • GHS でも日本と中国では分類が一部異なっており、通関時に確認を受けることがある。 • 中国語の GHS ラベルを要請された。中国ラベルと合わせて貼付した英文ラベルの表記に不整合があるので、整合を取るよう要請された。いずれもすぐに対応した。 • 通関でラベル確認を受ける際、混合物についてラベル上に組成情報 100%開示を求められる。ラベルは SDS との一致が原則であり、GHS 規則では有害性物質の記載であり必ずしも 100%開示とはならないので、対応に苦慮している。中国顧客より、ラベル内容に個別対応(汎用品であっても、その企業が使用する用途名称を入れる、中国の供給者名を求められるなど）を求められるケースがある。 • 鑑定の際、間違った鑑定をされた。のちに修正され、再修正した。 • 日本からの輸出の際、国内輸送のために日本向けの GHS ラベルと、輸出のために中国向け GHS ラベルの両方を貼付しているが、GHS 分類が異なっていたため税関で通関を止められ、分類を整合させるよう要求された。

項目		詳細
		• 日本から中国に向けて原料を輸出する際に、現地税関から要求されるので、輸出業務を行っている部所から、各原料メーカーに対して、GHS の内容を出荷分析表に添付して出荷をしている。中国へ直接輸出している製品は、GHS ラベルを準備しているが、間接輸出品は未対応。社内で妥当性（言語、法令とも）を判断できないので、リスクは内在している。 • 大きな問題に至った状況は把握していない。 • GHS ラベルへ記載している文言を変更したことがある。 • 化学品名称を変更するように要求された。税関の独自鑑定結果と当社のシステムでの鑑定結果が食い違い、ピクトグラムの順番を修正するように要求された。注意書きをすべて出す必要があるため、ラベル内におさまりきらない場合がある。 • HS コードだけを根拠に Non-GHS 品に対して GHS ラベルを要求された。通用名称・中国語表記が無いことで通関がストップした。
全般	通関	• 通関時の検査において、港や担当官によって判断基準がばらばらで差が大きく、トラブルになるケースがある。 • 通関対応など国政レベルの法規運用に関しては、全国統一化してほしい。
	中国化学物質管理制度への要望	• 化学物質管理に関わる規制において、国際調和の方向で法の改正や新設が検討されていることは評価できる。特に欧米日の法令に関して現地の当局まで直接足を運んで情報収集等を行い、自国の規制検討に活用されていることは今後の中国における化学産業の更なる発展にも大きく寄与すると考えられる（またアジアの諸外国も中国の後を追っていく可能性もある）。中国の化学産業は世界にとってなくてはならない存在であるため、今後も、産業の発展と円滑な貿易に資する法運用をお願いしたい。 • 10 年前に比べてかなり国際調和が進み、法運用を行う行政側の知見も、試験機関のノウハウも劇的に向上してきたように感じています。ただし、手段としての「法令やルール」とそれらを運用し目的を達成するために必要な「科学的な知見、社会経済的な視点」の両方のバランスが必要で、今は前者だけが前のめりしているように感じることが多々あります（実務を通じて）。日本の化学産業は今後ますますボーダレス化し、海外の規制対応が大きな課題となるため、日本の産業界もしくは政府から、引き続き、中国における化学物質管理規制の合理的な運用をお願いしていただくことを強く希望する。 • 化学分野のイノベーションを鑑み少量新規対応などは手続きを緩和し、大量生産品の危険・有害なものから規制強化するように実質的な管理を望む。

項目		詳細
	中国当局への要望	• 他国に比べて、規制義務を負う者にとって現実的な改正を志向しているように思うので、この方針を続けて欲しい。 • 法規制などの施行スケジュールの情報発信を増やしてほしい。 • 守るのが困難な法律は誰も守らない状況を作り、結局規制できない状況をもたらすので、守れるルールを施行するように努めてほしい。 • 改正情報の英語での発信を増やしてほしい。 • 改正時期の目途が立ったら早急に知らせてもらいたい。既存化学物質リスト収載の動きを加速してもらいたい。 • 理念先行ではなく、実務者が対応できるように情報を提供してほしい。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景

中国は危険化学品の生産、使用および輸出入の大国であり、2010 年から中国の化学工業製品の生産総額は世界 1 位になり、国務院安全生産委員会により発表された「危険化学品安全リスクにかかわる産業品種目録」（安委〔2016〕7 号）によると、20 の国民経済産業分類のうち 15 業種、95 の大分類のうち 68 が危険化学品に関わっている。2018 年の「張家口 11・28」爆発事故や 2019 年の「響水 3・21」特別重大爆発事故などが発生したことから、化学工業の安全生産問題がさらに注目されているという。現在、中国には 676 ヶ所の化学工業団地があり、そのうち数カ所の化学工業団地で事故が発生しているのみであるが、損害が極めて大きかったため、化学工業業界の持続可能な発展に重大な影響があると考えられている。

その影響を受けて、中国石油および化学工業協会の統計データ[38]によると、2019 年の第 1～第 3 四半期の間に化学工業の企業数は 1700 社減少した。中商産業研究院の情報[39]によると、2018 年末時点での中国の化学工業企業数は約 2 万 3513 社であった。

化学工業企業の安全生産を強化するために、応急管理部は 2019 年 8 月に、「化学工業団地リスクの洗い出しおよび対策に関する規則（試行）」および「危険化学品企業の潜在的な安全リスクの洗い出しおよび対策に関する規則」を公布し、化学工業団地に対して「安全監督管理および応急救援情報フォーム」の作成を要求した。また、中国政府は 2025 年までに、都市部の人口密集区域において、安全と衛生防護距離の要求を満たしていない危険化品企業の基準遵守を徹底させることで規範化化工園区を築くこと、または、このような企業を移転させることで、環境リスクを大幅に減少させるという目標を確立した。

「第 12 次五カ年計画」に入って以降、中国の新規化学物質や危険化学品業界の関連法規および標準の策定、改正作業は年々進展している。「新規化学物質環境管理弁法」および「新規化学物質申告登録ガイドライン」の改正、「危険化学品安全法」や「化学物質環境リスク

[38]中国化学品安全協会の中国化学工業団地持続可能な発展大会の報道に引用されたデータである。報道の原文は下の URL にて閲覧可能である（中国語：簡体字）。
http://www.chemicalsafety.org.cn/detail.php?oneid=35982
[39]中国化学品安全協会の中国化学工業団地持続可能な発展大会の報道に引用されたデータである。報道の原文は下の URL にて閲覧可能である（中国語：簡体字）。
http://www.chemicalsafety.org.cn/detail.php?oneid=35982

評価および管理制御条例」の策定など、化学品に関する法整備の進展が加速することは確実である。

下記の中国の化学品管理に関する情報は、NITE（2017）[40]に記載されている情報であるが、2020 年 2 月現在でも有効であるため、NITE（2017）を引用する。

2015 年 1 月 1 日から施行されている新環境保護法は、環境保護に関する「第 13 次五ヵ年計画」の法的基盤となっている。第 13 次五カ年計画期間における環境保護の目標として、「2020 年までに主要な汚染物質の排出総量を顕著に削減するとともに、居住環境を明らかに改善し、また生態システムの安定性を強化して、環境質が継続的に良好で、生態文明制度体系が基本的に形成され、生態文明の水準を全面的小康社会と一致させる」ことが掲げられた。

このような目標を実現させるために、環境質の改善という基本線に沿う形で、汚染防治・排出削減、リスク予防および制度確立を手段として、公衆の環境への期待に応じて、国家、地域および都市の総合的な目標指標システムを確立することが全体的な筋道であろう。重点任務および措置としては、以下の 10 点が挙げられる。
①大気汚染防止を深化する
②水汚染防止を強化する
③土壌汚染治理を推進する
④主要汚染物質の排出総量削減を大いに推進する
⑤生態保護を深化する
⑥環境リスク管理を強化する
⑦原子力の安全を確保する
⑧環境法規制の執行を監督管理する
⑨環境情報公開および公衆参加を推進する
⑩保障措置を全面的に強化する

第 12 次五カ年計画期間中、元環境保護部は 2011 年の後半期において、化学品環境管理の専項検査を、また 2012 年 10 月には全国の生産化学品環境状況調査を実施した。そして、2012 年 10 月 10 日、環境保護部令第 22 号として、危険化学品管理の基本法である「危険化学品環境管理登録弁法」（2013 年 1 月 1 日より施行）を公布した。この他にもいくつかの施策が実施されており、有毒有害物質管理の制度が確立された。

特に、「危険化学品環境管理登録弁法」は、「危険化学品安全管理条例」（国務院第 591 号

[40] NITE（2017）「平成 28 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

令、2011 年 3 月公布、2011 年 12 月 1 日より施行）に基づき制定され、本弁法の対象となる「危険化学品目録」に収録された危険化学品に対する環境登録制度、および重点環境管理危険化学品に対する環境リスク評価制度と放出移転報告制度（PRTR）を確立した。第 12 次五カ年計画期間において、有毒有害物質排出の抑制を強化した結果、排出量が削減された一方、処理処置量が増加した。しかし、大量に存在する多くの有毒有害化学品に対して、汚染物質排出基準および環境質基準が存在していない。

「第 12 次五カ年計画」を基盤とする有毒有害物質の「第 13 次五カ年計画」は、当該物質の環境リスクを抑制、または環境質を改善するための努力を行うことを目標とし、「予防の重視、マクロ的な政策調整および産業のグリーン発展の積極的な促進」を基本にしつつ、有害物質による環境リスクの抑制に関する要求を国民経済の全プロセスに取り込む。

具体的には、図 1 のように、全プロセスにおける有毒有害物質の環境リスク管理体制を確立し、有毒有害物質の源から、生産および処理処分までの全ての過程において管理する。特に生産過程において、環境リスクの識別、評価、モニタリング、測定、ランク分け管理および技術体系などを確立し、厳密に管理する。

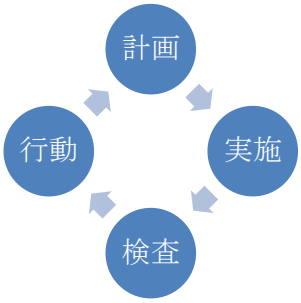

図表　有毒有害物質の環境リスク管理体制の構造図

このうち、重点業界（化学工業、金属精錬加工業界、固形廃棄物を利用・処理する業界、大量の有害物質を生産使用する企業など、環境リスクが高い企業）[41]及び重点有害物質による環境リスクの抑制が管理対象の中心となる。
製品（重点環境管理危険化学品目録に収録された 84 種類の重金属など）、関連業界の生産過程で生じた物質（一部の危険廃棄物など）および排出された特徴を有する汚染物質を重点有害物質として中心的に管理すると同時に、有害物質の放置、貯蔵および排出により汚染された場所も合わせて配慮する。

これらの物質に対して、「水銀に関する水俣公約」で提出された水銀に対する「全プロセ

[41] エンヴィックス（2015）「2015 年中国電子汚染防止・省エネサミットレポート」

ス管理」の方法を採用すべきであると検討している。例えば、関連製品の生産、使用、輸入出を抑制し、有害物質の使用制限、淘汰および代替を促進し、製品および消費品に含まれている有害物質の種類および含有量を制限し、特徴の有する重点汚染物質の排出削減目標および要求を明確する、などである。

法体系

中国の法体系は、憲法を頂点として、中央、地方の法規制で構成される。中央には全国人民代表大会により制定された法律、国務院により公布された行政法規、および国務院の各所属機関により公布された弁法、通知、規定、審査批准などの部門規章がある。地方には、地方法規、地方政府規章、自治条例、単行条例がある。そのほか、軍事法規は、中央軍事委員会が憲法及び法律に基づいて制定する。また、中国特有のものとして、最高人民法院（日本でいう最高裁判所に相当）と最高人民検察院（日本でいう最高検察庁に相当）が具体的な法律の適用についての解釈を示す司法解釈も、法に準ずるものと見なされ、法的拘束力を有する。

標準は厳密には法規制ではないが、強制性標準は強制力があり、推薦性標準にも従う企業が多数あるため、企業にとっては重要な規制であり、準法規制と見なされる。

現在、中国においては、国家標準、業界標準、地方標準および企業標準の 4 階層の標準がある。（標準化法第 6 条）管轄機関としては、中国国家標準化管理委員会（SAC） と中国国家認証許可監督管理委員会（CNCA） が標準の統括を行っている。

国家標準は GB および GB/T と通称され、日本の JIS 規格に相当する。

GB は、「強制国家標準」であり、準拠していないと生産・販売・輸入ができない。

GB/T は、「推奨国家標準」であり、国家が推奨する標準であるが、上位法や GB に引用されている場合、「強制」になる。

一般的に、上位法では、引用する GB/T の名称や番号を明記されず、「関連する国家標準を遵守する」などと記載されるだけである。GB/T を含むすべての関連標準を確認することが重要である。

中国の法体系[42]

[42] エンヴィックス（2019）「中国環境法体系ガイド【中国概観】(第 2 版)」より引用

各関連組織

中国の行政機関は、中央人民政府および地方各級人民政府によって構成される。

中央人民政府（国務院）は、国の最高権力機関の執行機関であり、国の最高行政機関である。国務院は、全人代の執行機関として、全人代に対して責任を負い、中央省庁および全国の行政を統率する。

地方各級人民政府は、その地方の行政を行う。ただし、同級の人民代表大会に対して責任を負うとともに、その上級人民政府にも責任を負い、かつ国務院にも従わなければならない。

環境保護に関しては、中央レベルでは、国務院の下で、主に、生態環境部（元環境保護部、2018 年 3 月より新設）、自然資源部（元の国土資源部、国家海洋局、および林業局などを合併し、2018 年 3 月より新設）、工業情報化部、国家発展改革委員会（「発改委」と略す）、応急管理部（2018 年 4 月より新設）、国家市場監督管理総局（「市監総局」と略し、2018 年 3 月より新設）、住宅都市農村建設部（「建設部」と略す）、農業農村部（「農業部」と略し、2018 年 4 月より新設）、水利部、税務総局などが管理している。

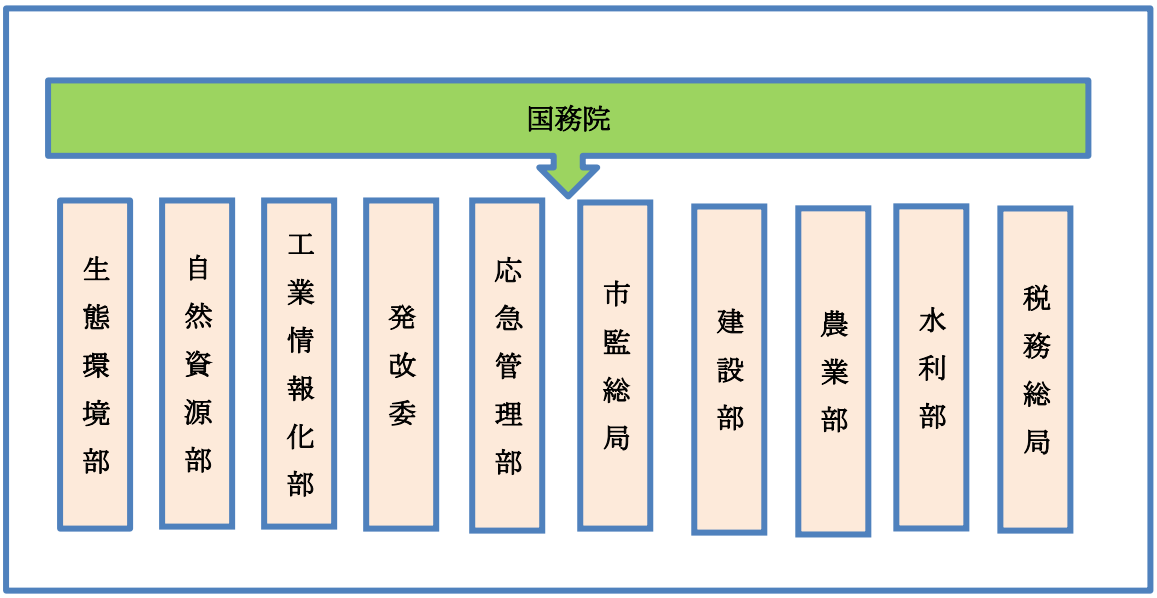

中国の環境保護に関する行政機関[43]

1 つのことについて、複数の行政機関が共同で管轄することが多いため、複数の行政機関が共同で部門規章を公布することが一般的である。上述の各行政機関の主な職責は下表の通り。

[43] http://www.gov.cn/guowuyuan/zuzhi.htm を参照し、エンヴィックス作成

環境保護分野における主な管轄機関および職責

管轄機関	職責
生態環境部 Ministry of Ecology and Environment (MEE) http://www.mee.gov.cn/	• 生態環境基本制度の確立 • 重大な環境問題の統括と監督管理 • 国家の排出削減目標を実現する責任を負う • 環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う • 環境汚染防止の監督管理 • 生態保護業務を指導、調整そして監督する • 気候変動に対応する • 環境に関する監視測定と情報の公表
自然資源部 Ministry of Natural Resources (MNR) http://www.mnr.gov.cn/	• 土地、鉱山、森林、草原、湿地、水、海洋など自然資源の管理・監督 • 自然資源の調査・観測・評価 • 自然資源の開発・利用計画の制定 • 海洋の保護・開発および利用に関する管理
工業情報化部 Ministry of Industry and Information Technology (MIIT) http://www.miit.gov.cn/	• 新型工業化の発展戦略と政策を提案し、新型工業化の過程における問題への解決に協力する • 産業構造の変更とアップグレード計画を制定し、実施を推進する • 工業、通信業における省エネと資源総合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配 • 省エネと資源総合利用、清潔生産促進計画の立案に関与
国家発展改革委員会 National Development and Reform Commission (NDRC) https://www.ndrc.gov.cn/	• 持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る • 循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する • 生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する • 環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施
応急管理部 Ministry of Emergency Management (MEM) https://www.mem.gov.cn/	• 森林・草原における火災、洪水、干ばつ、地震、土砂災害などの防止や対応を行う • 安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理 • 危険化学品安全の監督管理に関する総合業務

管轄機関	職責
	• 危険化学品目録の編成と国内危険化学品の登録を組織·指導する • 安全標準化関連業務の指導と監督 • 関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与
国家市場監督管理総局 State Administration for Market Regulation (SAMR) http://www.samr.gov.cn/	• 国家標準の制定、改訂の全般業務、国家標準の統一的審査、承認、番号設定と発布 • 業界、地方標準化業務の協調と指導 • 業界標準と地方標準の受理
住宅都市農村建設部 Ministry of Housing and Urban-Rural Development (MOHURD) http://www.mohurd.gov.cn/	• 建築における省エネ、都市・町における排出削減を推進する • 関連部門と共同で、建築における省エネの政策・計画を立案し、実施を監督する • 重大建築における省エネ事業の実施を推進し、都市・町における排出削減を推進
農業農村部 Ministry of Agriculture and Rural Affairs (MOA) http://www.moa.gov.cn/	• 農村における汚染防止の業務を監督・推進すること。
水利部 Ministry of Water Resources (MWR) http://www.mwr.gov.cn/	• 生活、生産経営および生態環境用水の統合的な調整と保障 • 水資源の統一的な監督管理、全国の水中長期需給計画、水量配分方案の立案と実施監督 • 取水許可、水資源の有償使用制度の実施手配 • 水資源保護業務。水資源保護計画の編成、重要河川、湖の水機能区区分の立案と実施監督、汚染受容能力を判断した上で、排出総量の制限値を提出。飲用水水源保護の指導、地下水開発利用と都市計画区地下水資源の管理保護の指導 • 用水節約業務。用水節約政策の立案、用水節約計画の編成、関連標準の制定、節水型社会の建設の指導と推進
税務総局 State Taxation	• 環境保護税法の実施の監督などを行う

管轄機関	職責
Administration (STA) http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/index.html	

これらのうち、化学品管理に関る重要な行政部門である生態環境部、工業情報化部、国家発展改革委員会および応急管理部について、次のページより纏める。

【生態環境部】

(1) 組織名：

中華人民共和国生態環境部（MEE：Ministry of Ecology and Environment of the People's Republic of China）

http://www.mee.gov.cn/

(2) 組織図：

生態環境部の組織一覧[44]

(3) 概要

国務院に付属する行政部門。2018 年 3 月、中国第十三次全国人民代表大会第一次会議で、機構改革方案が可決され、国家発展改革委員会および国土資源部などの環境保護部門と統合し、生態環境部が新設され、環境保護部が廃止された。生態環境部の主要業務は、下記の通り、環境保護に関する事務である。

- 生態環境基本制度の確立
- 重大な環境問題の統括と監督管理
- 国家の排出削減目標を実現する責任を負う
- 環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う
- 環境汚染防止の監督管理
- 生態保護業務を指導、調整そして監督する

[44] 生態環境部（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://www.mee.gov.cn/zjhb/

- 気候変動に対応する
- 環境に関する監視測定と情報の公表

そのほか生態環境部は、WWF（北京事務所）と協働して「中国 SDGs 指標構築及び進捗評価報告書」[45]を 2018 年に発表した。この報告書は、中国の統計データにもとづき、中国の条件に合う SDGs 指標システムを構築し、国内の持続可能な発展目標の実現を推進するためのサポート及び参考情報を提供することを目的としている。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管している司局は、固形廃棄物および化学品司である。

(5) 予算

生態環境部の 2019 年収支予算は、1,120,184.64 万元[46]（1 元≒15.9 円）であり、そのうち固形廃棄物および化学品司の収支予算には 2,589.05 万元が充てられている。

[45] 生態環境部、WWF（北京事務所）「中国 SDGs 指標構築及び進捗評価報告書」
http://www.wwfchina.org/content/press/publication/2019/SDG%E5%A4%A7%E6%8A%A5%E5%91%8A%E5%85%A8%E6%96%87.pdf

[46] 生態環境部「2019 年予算書」
http://www.mee.gov.cn/ywgz/kjycw/bmyjsgl/201904/P020190402572751194923.pdf

【工業情報化部】

(1) 組織名：

中華人民共和国工業情報化部（MIIT：Ministry of Industry and Information Technology of People's Republic of China）

http://www.miit.gov.cn/

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。2008 年、第 11 期全人代の決議に基づき設立された。国家発展改革委員会（国家発改委）の工業部門、国家国防科学技術工業局原子力以外の業務および情報産業部郵政事業など一部を除く職務を統合した省庁である。主な職責は下記の通り。

- 新型工業化の発展戦略と政策を提案し、新型工業化の過程における問題への解決に協力する。
- 産業構造の変更とアップグレード計画を制定し、実施を推進する。
- 工業、通信業における省エネと資源総合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配。
- 省エネと資源総合利用、清潔生産促進計画の立案に関与する。

そのほか、WSSD2020 年目標の達成に向けた取り組みの一環として、工業情報化部は 2013 年に「中国 GHS マニュアル」を発表した[47]。本マニュアルは工業情報化部及び国連訓練研究所が実施した GHS 国家能力建設プロジェクトの成果の一つであり、GHS の内容を案内し、政府、工場作業員、応急救援人員、国民に対して全面的な GHS の実施する重要性及び GHS の実施方法を理解させる旨としている。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管する司局は、中国 RoHS の制定・改正を担当する省エネ司である。

(5) 予算

工業情報化部の 2019 年収支予算は 3,235,733.75 万元[48]であり、そのうち、省エネ・環境保護項目の支出予算は 10,109.30 万元であった。

---

[47] 工業情報下部「中国 GHS マニュアル」
http://www.miit.gov.cn/newweb/n973401/n974339/n974341/c3567667/content.html

[48] 工業情報化部「2019 年予算書」http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c6702465/content.html

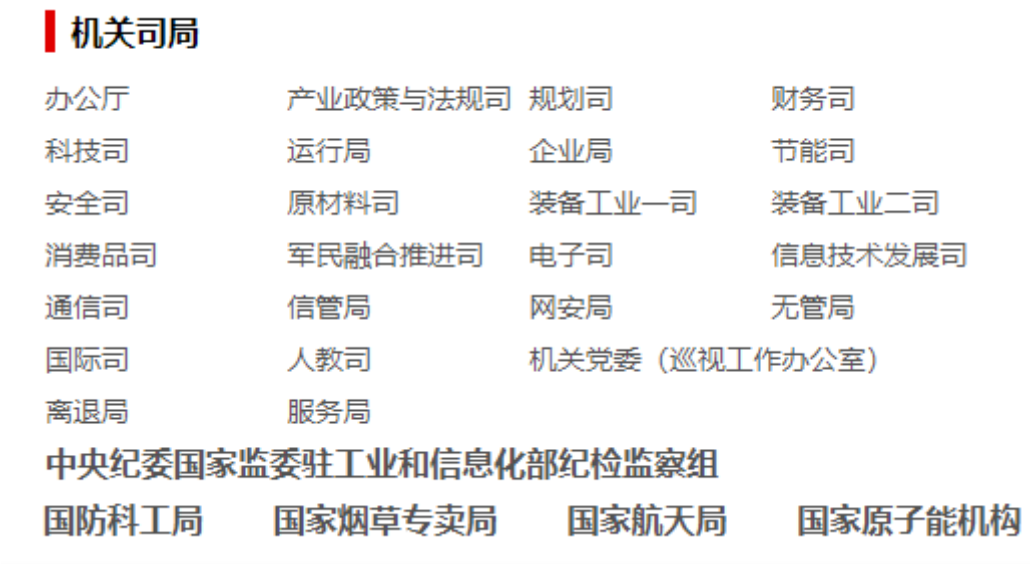

工業情報化部の組織一覧[49]

[49] 工業情報化部（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://www.miit.gov.cn/

【国家発展改革委員会】

(1) 組織名：

国家発展改革委員会（NDRC：National Development and Reform Commission）
https://www.ndrc.gov.cn/

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。前身は 1952 年に成立した国家計画委員会。1998 年 3 月の朱鎔基内閣発足時に国家発展計画委員会に改組。2003 年 3 月、温家宝内閣発足時に現在の国家発展改革委員会に改組された。主に、経済と社会の政策の研究、経済のマクロ調整などを行う。主な職責は下記の通り。

- 持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る。
- 循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する。
- 生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する。
- 環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を直接所管している司局はないが、関係する司局は、「環資司」および「産業司」である。

(5) 予算

国家発展改革委員会の 2019 年収支予算は 122,302.35 万元[50]であり、そのうち、省エネ・環境保護の支出予算は 270.00 万元であった。

[50] 国家発展改革委員会「2019 年予算書」
http://zfxxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=16135

国家発展改革委員会の組織一覧[51]

[51] 国家発展改革委員会（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/

【応急管理部】

(1) 組織名：

中華人民共和国応急管理部（Ministry of Emergency Management of the People's Republic of China）

https://www.mem.gov.cn/

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に付属する行政部門。2018 年 3 月、中国第十三次全国人民代表大会第一次会議で、機構改革方案が可決され、国家安全生産監督管理総局、国務院弁公庁の応急管理責任、公安部の消防管理責任などを統合し、応急管理部が新設され、国家安全生産監督管理総局が廃止された。応急管理部の主要業務は、下記の通り。

- 森林・草原における火災、洪水、干ばつ、地震、土砂災害などの防止や対応を行う
- 安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理
- 危険化学品安全の監督管理に関する総合業務
- 危険化学品目録の編成と国内危険化学品の登録を組織· 指導する
- 安全標準化関連業務の指導と監督
- 関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管している司局は、危険化学品安全監督管理司である。

(5) 予算

国家安全生産監督管理総局の 2019 年収支予算は 453,096.72 万元[52]、そのうち、災害防止および応急管理支出予算は 328,779.53 万元となった。

[52] 応急管理部「2019 年予算書」
https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/qt/201904/P020190409658377437459.pdf

応急管理部の組織一覧[53]

[53] 応急管理部（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://www.mem.gov.cn/jg/

2.2 化学物質一般

中国における化学物質一般に関する主な法令は以下のとおりである。

- 新規化学物質環境管理弁法
- 危険化学品安全管理条例

まずは、「新規化学物質環境管理弁法」について概説する。

【新規化学物質環境管理弁法】

「新規化学物質環境管理弁法」は、日本の「化審法」に相当するものである。2010 年 1 月 19 日に改正され、2010 年 10 月 15 日より施行された。これにともない、2003 年 9 月 12 日に前国家環境保護総局が公布した「新規化学物質環境管理弁法」（以下、旧弁法）は、廃止された。

<u>制定の経緯</u>

新規化学物質の無秩序な使用防止、及び環境汚染の削減、環境リスクの抑制、環境安全と人体健康の保障などに対して重要な役割を担っているが、最近の中国経済の目覚しい発展に伴って、この新規化学物質管理弁法は次第にその役割を十分に果たせない困難に直面するようになり、改正の必要性が増大していた。2009 年 12 月 30 日に周生賢部長を議長として開催された環境保護部（現生態環境部）の部務会議にて、旧弁法の改定案が採択されたとともに、経済の急速な発展に伴い、新規化学物質の管理の強化に向けて大きな圧力が高まってきているため、改正の必要が認められた。

「新規化学物質環境管理弁法」（2010 年 1 月公布）について、経済の急速な発展に伴い、新規化学物質の管理の中で、新たな状況及び問題（低リスク物質が許可管理される必要性が低い、「中国既存化学品目録」に記載される要求が複雑である等）が現れているため、本弁法は現在改正中であり、生態環境部は 2019 年 7 月 9 日に、同弁法の改正意見募集稿を発表し、2019 年 8 月 16 日まで意見募集を行った。改正内容の詳細については、後述の「今後の予定」（p. 74）に纏める。

<u>現行の法令の内容</u>

新規化学物質環境管理弁法は 2010 年 1 月 19 日に改正され、2010 年 10 月 15 日より施

行された。現行法では、(1)新たに「低量申告」と「化学届出申告」の類型を規定、(2)評価後に新規化学物質の管理類別にしたがって区分することを規定、(3)異なった管理類別の新規化学物質に対してリスクコントロールの分類と監督管理を実施することが盛り込まれた。

現行の新規化学物質管理弁法の主な内容については以下に記載するが、NITE(2011)[54]、NITE（2017）でまとめられた内容から変更はないため、より詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

基本制度

同弁法に基づき、新規化学物質に対する申告登録と追跡管理制度を実施する。新規化学物質の生産者または輸入者は、生産前または輸入前に申告し、新規化学物質環境管理登録証を取得しなければならない。登録証のない新規化学物質の生産、輸入と加工使用は禁止される。登録証がない、または記録申告されていない新規化学物質は、科学研究への使用が禁止される。適用範囲と申告については以下の通り、まとめられる。

適用範囲と申告

適用範囲	中国国内で新規化学物質の研究、生産、輸入、加工と使用にかかわる業務/保税区域と輸出加工区域内の新規化学物質に関係する業務
申告方法	3 種類（通常申告／簡易申告／科学研究用届出）
申告者／代理人	中国国内（大陸）[55]で登録されている機関。すなわち、 • 中国国内の製造者または輸入者は、直接新規化学物質申告を行うことができる。 • 中国国内（大陸）に登録していない企業は、直接申告を行うことが許可されておらず、代理人を指定し、申告を行うことが必要となる。

申告が必要とされる化学物質

同弁法に基づき、下記の化学物質は申告が必要となる。

- 「中国既存化学品目録[56]」（以下、IECSC）に記載されていない新規化学物質
- IECSC に記載されておらず、化粧品、医薬品、農薬、獣医用医薬品、添加剤、放射性物質等の生産に用いられる原材料（成分）または中間体
- 調剤または混合物から生じ、かつ 2003 年以降（2003 年度を除く）に製造された新規

[54] NITE（2011）「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」
[55] 香港、マカオ、台湾は除く。つまり、香港、マカオ、台湾系の企業も非中国系申告者とみなされる。
[56] 中国既存化学物質名録の詳細については後述する。

化学物質（例：界面活性剤、可塑剤、防腐剤、溶剤、難燃剤等）

- 固有の構造式をもたず、構成成分が変わりうる物質や複雑な反応をみせる新規化学物質
- 低懸念ポリマー、及び一つまたはそれ以上のモノマーを有する低濃度(<2% w/w)ポリマー
- 意図的に放出させるように設計された成形品に含まれる新規化学物質（例：芳香製品、インクカートリッジ、消火設備等）

一方で、申告が免除される化学物質は以下の通りである。

- 他の法規制で明確に管理されている製品（化粧品、医薬品など）
- 天然に存在する物質
- 不純物（w/w が 10%未満）
- 合金
- 単離されない中間体
- 特殊類別：ガラス類やセラミック原料など

管轄および関連機関

新規化学物質環境管理弁法は生態環境部が中心となって所管しているが、そのほかの管理主体とその業務内容は下記の通りである。

管理主体と業務内容

機関名	業務内容
生態環境部	新規化学物質環境管理弁法の策定、施行を所管し、中国では新規化学物質の環境管理を統括する責任行政機関である。
生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センター	新規化学物質環境管理弁法に対する日常管理、申告者から提出される書類の受理と処理等の業務を所管する生態環境部に所属する研究機関である。
評議審査委員会	新規化学物質環境管理弁法に関する書類（主に通常申告の関連書類）についての科学的な審査と評価を担当する委員会で、外部から採用した約 100 名の専門家で構成されている。そのうち、化学、化学工学、毒性学、環境科学及び化学安全評価等の分野において試験･学術機関から選出された専門家が主要メンバーで、任期は 3 年間となる。
地方当局	各管轄範囲内の監督者として、申告物質に対して追跡管理を行ない、リスク管理措置および生態環境部から発行した証書などに対して管理

	を行う地方政府の関連当局[57]である。
試験機関	生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センターのウェブサイトにて、優良試験所基準（GLP）への適合に関する自己宣言を行った試験機関。 試験機関は下記の URL にて調べることができる。 http://www.mepscc.cn/ggzc/bszn/cssysgl/

新規化学物質申告登録ガイドライン

2010 年 1 月 19 日に公布された中国「新規化学物質環境管理弁法」だが、その施行に先立つ 2010 年 9 月 16 日には、法令対応のための具体的な事項を説明する以下の 6 つの文書が公表された。現行の規制内容は NITE(2010) 、NITE（2017） でまとめられた内容から変更はないため、より詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

本ガイドラインは現在改正中であり、その改正案が、2016 年 3 月 8 日に世界貿易機関（WTO）のサイトにて公表された。改正内容の詳細については、後述の「今後の予定」（p. 75）に纏める。

文書および内容

No.	文書名	内容
1	新規化学物質申告登録ガイドライン	申告の手順及び申告の類別を中心に、適用範囲、申告の類型及び形式、申告登録手順、申告資料要求、ポリマー特別規定及び申告登録後の監督管理など 6 分野について、管理範囲、申告報告の具体的内容、申告形式、申告データ要求及び登録後の管理内容などについて説明。
2	新規化学物質監督管理検査規範	政府生態環境行政主管部門が新規化学物質に対する監督管理行為を規範化するための規定で、政府部門の職責、管理内容、管理手順などを明記。
3	新規化学物質通常申告表及び記載事項説明	新規化学物質の通常申告の書式を規定。
4	新規化学物質簡易申告表及び記載事項説明	新規化学物質の簡易申告の書式を規定。
5	新規化学物質科学研究記録表及び記載事項説明	新規化学物質の科学研究記録の書式を規定。
6	新規化学物質初回活動状況報告表及び記載事項説明	新規化学物質の初回活動状況報告の書式を規定。初回活動の類型によって輸入用と生産用の二つの書式からなる。

上記の 6 つの文書のなかで最も重要なものが、1 番目の「新規化学物質申告登録ガイドライン」である。

[57] 北京市環境保護局、広東省環境保護庁など。

法令名	新規化学物質申告登録ガイドライン
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm
目的	新規化学物質の申告者に対して、申告登録のための具体的な手順や要求事項を通知するため。
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	新規化学物質： 「中国既存化学品目録」に収載されていない全ての化学物質を新規化学物質とする。 免除規定： （1）既存のその他の法律および規則で管理する製品 医薬品、農薬、家畜用医薬品、化粧品、食品、食品添加剤、飼料及び飼料添加剤、放射性物質、軍需製品、火工製品及びタバコ等。 （2）自然界に存在する物質 （3）非営利目的或いは意図しない生産に類別されるもの （4）その他の特殊類別（材料類、合金類、非分離中間体、物品）
規制内容	1. 新規化学物質申告の適用範囲 2. 新規化学物質申告の類型及び形式 3. 新規化学物質申告登録の手順 4. 新規化学物質申告資料要求 5. ポリマーに関する特別規定 6. 新規化学物質申告登録後の監督管理

その後、旧環境保護部は 2017 年 8 月 31 日、2017 年第 42 号「新化学物質申告登録ガイドライン」データ要求の改正に関する公告を公布し、「新化学物質申告登録ガイドライン」に規定された毒性学、生態毒性学の常規申告に関する最低データ要求及び理化学特性、毒性学と生態毒性学データの免除条件を改正した。

2017 年 10 月 15 日より施行されたこの改正は、最低データの要求が大幅に簡略化され、その一方で、データ免除条件についての説明が増加し細分化された。詳細については、次の 5 つ文書[58]で明確にした。

・毒性学常規申告における最低データ要求
・生態毒性学常規申告における最低データ要求
・理化学特性常規申告におけるデータ免除条件

[58] 生態環境部　公告「新化学物質申告登録ガイドライン」
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201709/t20170905_420903.htm

・毒性学常規申告におけるデータの免除条件
・生態毒性学の常規申告におけるデータの免除条件

【中国既存化学品目録（2013 年版）】

IECSC は、元環境保護部公告 2013 年第 1 号の形で 2013 年 1 月 14 日に公表されており、1992 年 1 月 1 日から 2003 年 10 月 15 日までの期間に、商業目的のために既に中国国内で生産・加工・販売・使用、或いは国外から輸入した化学物質が収載されている。同目録に収載されていない全ての化学物質は新規化学物質とみなされ、生産あるいは輸入する前に、「新規化学物質環境管理弁法」に従って新規化学物質の申告をしなければならない。

2013 年目録の内容は以下の通り。

法令名	中国既存化学品目録（2013 年版）（環境保護部公告 2013 年第 1 号）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm
所轄官庁	生態環境部
規制内容	中国現有化学物質として 4 万 5612 種の物質を収載。中国語名称および英文名称に加え、分子式、CAS 番号あるいはシリアル番号の情報が掲載されている物質が 4 万 2342 種あり、データ保護（企業秘密情報）のもとに収載された物質は 3270 種ある。これら 3270 種については分子式および CAS 番号は記載されていない。

その後、4 回の公告で中国既存化学品目録に計 122 物質が増補された。具体的に増補された物質については下表に記載の URL にて確認すること。増補された物質に関しては、申告人は登録証に記載されているトン数の制限を受けなくなる。またこれらの申告人以外の企業も中国国内において取り扱い可能となった。

ただし、増補された物質の中の重点環境管理危険類物質については、増補公告によりそれらの使用用途が明確に制限された。「新規化学物質申告登録ガイドライン」に基づき、重点環境管理危険類物質を許可された用途以外に使う場合は、生態環境部固形廃棄物および化学品技術管理センターに登録用途の変更申告を行わなければならない。生態環境部が該当物質の用途増補を公表した後、生産活動を開始することができる。

増補公告日	増補物質数	増補公告 URL
2016 年 3 月 10 日	31 種類、うち 9 種類は重点環境管理危険類物質	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201603/t20160315_332884.htm

2018 年 11 月 22 日	45 種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201811/t20181130_676779.html
2019 年 1 月 14 日	28 種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201901/t20190117_689881.html
2020 年 1 月 3 日	18 種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202001/t20200113_758915.html

また、生態環境部は 2019 年 6 月 21 日、「『中国既存化学品目録』の増補・整備業務に関する通知」を発表した。上述の物質増補とは異なり、今回の増補対象範囲は、2003 年 10 月 15 日以前に中国国内で合法的に生産あるいは輸入され、かつ「既存化学品目録」に登録されていない化学物質と定めている。

化学物質の生産、輸入、使用に従事するすべての企業、関連業界協会およびその他の関連機関は 2019 年 9 月 30 日までに、主管部門に申請書および関連証明書を含む申請書類を提出しなければならない。証明書には、化学物質の販売記録（伝票など）、輸出入通関書類、業界統計資料、化工年鑑[59]、管理部門発行の文書、公開出版物、その他当該化学物質が 2003 年 10 月 15 日以前に中国国内で合法的に生産あるいは輸入されたことを証明する書類が含まれる。

生態環境部は申請書類に対して審査を行い、規定要件を満たすと認められた申請については、その公示を実施する。公示に対して異議などがなかった申請に対しては、公告を公表し関連化学物質を「既存化学品目録」に追加する。

企業は今回の通知に基づき、化学物質を「既存化学品目録」に追加することができれば、新規化学物質登録に要する時間と膨大な費用を節約することができる。

2020 年 2 月時点で、今回の増補業務で追加された物質一覧は公表されていない。

中国では、化学品の管理が上述の「中国既存化学品目録」で行われる。目録に登録されていない化学物質は新規化学物質と見做され、管理される。しかし、現在、中国国内で生産、使用あるいは輸入するすべての化学物質のリスク評価および管理に特化した法令がない。そのため、中国生態環境部は 2019 年 1 月 8 日、「化学物質環境リスク評価および管理制御

[59] 化学工業業界が年度ごとに出版する統計データや業界分析の文献資料

条例（意見募集稿）」を公表した。その後、募集された意見を踏まえて本条例を修正し、2019年9月2日、WTOに通報稿を提出した。本条例の詳細は次の通りである。

【化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）】[60]

法令名	**化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）**
URL	https://web.wtocenter.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887
目的	化学物質リスク評価制度を行うための基本情報報告、環境リスク診断、化学物質賦存状況調査モニタリング、化学物質危害識別と曝露評価、環境リスク評価報告書作成などの内容を定める。
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	新規化学物質
規制内容	**・現行の化学物質リスク評価制度について** 「通報稿」はその基本情報報告、環境リスク診断、化学物質賦存状況調査モニタリング、化学物質危害識別と曝露評価、環境リスク評価報告書作成などの内容を規定しているほか、企業と主管部門の主体責任を明らかにした。化学物質の生産、加工、使用および輸出入の過程で生じた損害に対し、企業は法的責任を負う。関連の罰則も明記されている。 企業は生産・加工および輸入した化学物質の基本情報を主管部門に3年ごとに報告し、生態環境部と衛生健康主管部門が化学物質リスク優先評価計画を策定し、定期的に化学物質の賦存状況を調査することなども義務付けられるようになる。 **・リスクコントロール管理について** リスクコントロール措置は目録管理を中心として展開する。すなわち、化学物質リスク評価の結果により、生態環境及び人の健康を脅かすリスクがあり、リスクコントロールが必要とされる化学物質は主管部門により「優先環境管理化学物質目録」に登録される。 それに対し、優先管理対象の化学物質を生産、加工、利用および輸入する企業は毎年、前年度優先環境管理化学物質の状況報告書を主管部門が設立した化学物質情報公開プラットフォームにアップロードすべきであるとされて

[60] 化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
https://web.wtocenter.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887

法令名	**化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）**
	いる。それと同時に、主管部門は目録に登録される化学物質に対し、排出制限あるいは使用禁止・制限などのコントロール措置をとることとなる。 **・新規化学物質の判断基準や管理方法について** 「中国既存化学品目録」に登録されていない化学物質は新規化学物質と見做される。 新規化学物質に対しては、「登録勧め」「登録必須」「届出」という 3 つの種類に分け、登録管理を行う。企業は新規化学物質を生産あるいは輸入する前に、登録あるいは届出を行うべきである。そのうち、研究用あるいは参照標準として使用され、生産量あるいは輸入量が 10kg/年以下の新規化学物質の登録と届出は免除される。

<u>運用状況</u>

新規化学物質の申請および登録状況については、生態環境部が都度、公示として発表している。この公示には、受理番号、化学物質の中国語名称、申請人（企業）、申請種別、管理種別が公開される（例えば、2020 年 1 月 13 日に公開されたものを以下に示す）。

新規化学物質の申告状況の公示[61]

2019 年第 15 批新化学物质环境管理登记证简易申报基本情形批准情况表

序号	中文名称	申报人	申报种类
1.	9,9'-二(芳基-3-基)-9*H*,9'*H*-3,3'-联咔唑	DOW CHEMICAL OLED LTD.	年生产量或进口量不满 1 吨
2.	芳香基取代硫的 2-三氟烷基苯磺酸盐	ROHM AND HAAS ELECTRONIC MATERIALS SINGAPORE PTE. LTD.	年生产量或进口量不满 1 吨
3.	三取代基硫的 2-(金刚烷基-1-羰基氧)-1,1-二氟乙磺酸盐	ROHM AND HAAS ELECTRONIC MATERIALS SINGAPORE PTE. LTD.	年生产量或进口量不满 1 吨

このほか、前回の調査[62]と同様に、新規化学物質管理の実情として、ヒアリング結果では化学物質の試験データに関する要望、すなわち、海外試験機関で得られた試験データの認定、試験データの相互認証を求める意見があった。

61 生態環境部「新規化学物質の申告状況の公示」
http://trhj.mep.gov.cn/hxphjgl/xhxwz/201702/t20170210_395645.shtml
62 NITE（2017）「平成 28 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

今後の予定

【新規化学物質環境管理弁法】

上述の「新規化学物質環境管理弁法」は現在改正中であり、生態環境部は 2019 年 7 月 9 日に、同弁法の改正意見募集稿を発表し、2019 年 8 月 16 日まで意見募集を行った。現行法に比べて、改正版の申請要求は緩和されている。

項目	現行法	改正案
研究を目的とするかつ毎年の生産量または輸入量が 100 キロ未満である場合	申告必要	本弁法対象外
簡易申告の場合、すなわち、毎年生産量もしくは輸入量が 1 トン未満である、または低懸念ポリマーに属する場合	申告必要 試験の実施必要（企業が完全な申告書類を提出しても）	申告必要 試験の実施不要（企業が完全な申告書類を提出したならば）
通常申告の中及び低レベルの場合は、すなわち毎年の生産量または輸入量が 1～10 トンの場合	通常申告	簡易申告 環境危害性に関する複数項目の試験データまたは資料の提出のみ
毎回の業務報告 5 年ごとの業務報告	必要	不要
最初の業務の報告	必要	必要
年度報告	必要	年度報告の提出は登録書に明記されている場合のみ

今回の改正案では、登録の標準を細分化している。

- 通常申告：

  登録が許可される基準は、適切なリスク管理措置を講じており、不合理なリスクを発生させないことである。高い危険性を有する新規化学物質（中国語：高危害新化学物質）に対して、通常申告の必要がある。

- 簡易申告：

登録が許可される基準は、残留性、生物蓄積性及び毒性を同時に有することが発見されないこと、かつ蓄積環境リスクが発見されないことである。

企業が新規化学物質の環境リスクを管理する主体責任が強化されている。

【新規化学物質申告登録ガイドライン】

「新規化学物質申告登録ガイドライン」の改正案が、2016 年 3 月 8 日に世界貿易機関（WTO）のサイトにて公表された[63]。本改正案は 2015 年 6 月に公表された意見募集稿に基づき修正が施されたものである。2016 年内に公布される予定であったが、2020 年 2 月時点では、まだ公布されていない。

同ガイドラインの改正に向けたこれまでの経緯および具体的な方針は NITE（2010）、NITE（2017）でまとめられた内容から変更はないため、詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

同ガイドラインの改正案はまだ公布されていないが、生態環境部（旧環境保護部）は 2017 年 8 月 31 日、ガイドラインに規定されている毒性学、生態毒性学の常規申告（※量等級に応じた通常届出）に関する最低限のデータ要求及び理化学特性、毒性学と生態毒性学データの免除条件を改正した。改正されたデータ要件は 2017 年 10 月 15 日から施行された。

同改正案は、主に「新規化学物質申告登録ガイドライン」の第四部に焦点を合わせ、毒性学常規申告における最低限のデータ要求、生態毒性学常規申告における最低限のデータ要求、理化学特性常規申告におけるデータ免除条件、毒性学常規申告におけるデータの免除条件および生態毒性学の常規申告におけるデータの免除条件という内容を含むものである。

現行のガイドラインと比べ、最低限のデータ要求が大幅に簡略化され、その一方で、データ免除条件についての説明が増加し細分化された。

次頁からは、「危険化学品安全管理条例」について概説する。

63　WTO 通報稿　新規化学物質申告登録ガイドラインの改正案
https://members.wto.org/crnattachments/2016/TBT/CHN/16_0956_00_x.pdf

【危険化学品安全管理条例】

中国において、危険化学品管理に関する法律は「安全生産法」および「輸出入商品検験法」であるが、実際には条例である「危険化学品安全管理条例」が危険化学品の製造、輸入、販売、貯蔵、運送および使用などを規制しており、危険化学品を管理するための重要な上位法として認識されている。この条例に基づき、「危険化学品登記管理弁法」、「化学品物理危険性鑑定と分類管理弁法」、「危険化学品経営許可証管理弁法」などの弁法、「危険化学品目録」および関連国家標準（GB）が多数制定されている。その法体系は以下の通りである。

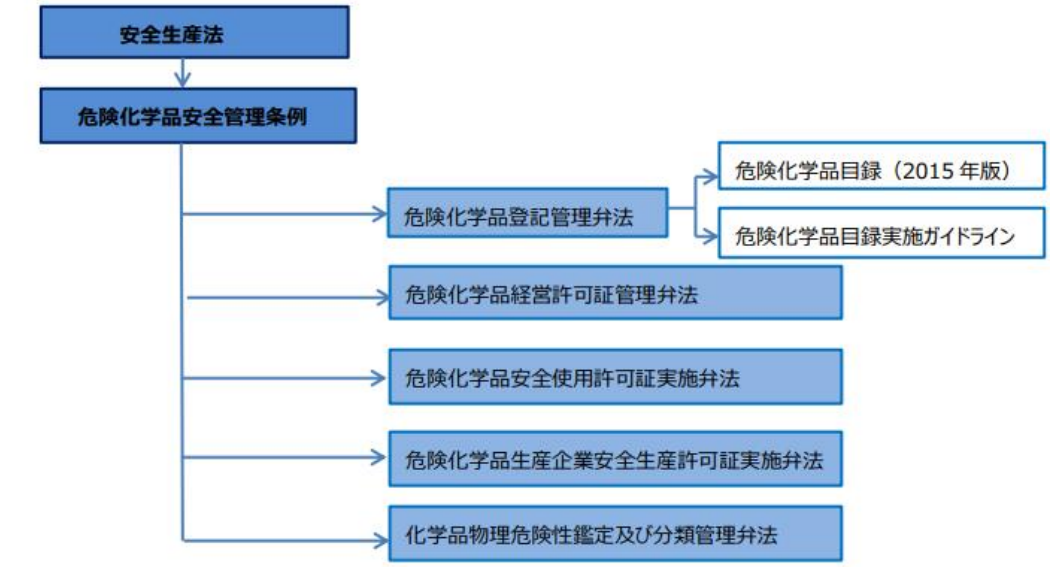

関連国家標準

標準名称	標準番号
「化学品の分類及び危険性公示　通則」	GB 13690-2009
計 28 項目の化学品分類及びラベル規範	GB30000.2～GB30000.29-2013
GHS に基づく化学品ラベル規範	GB/T 22234-2008
化学品安全ラベル作成規定	GB 15258-2009
化学品安全技術説明書の内容及び項目順序	GB/T 16483-2008
化学品安全技術説明書作成ガイドライン	GB/T 17519-2013

中国危険化学品管理の法体系[64]

制定の経緯

危険化学品安全管理条例は 1987 年に初めて公布された後、2002 年に改正された。その

[64] エンヴィックス作成

後さらに改正したものが現行の条例であり、2011 年 3 月 2 日に公布され、2011 年 12 月 1 日より施行されている。

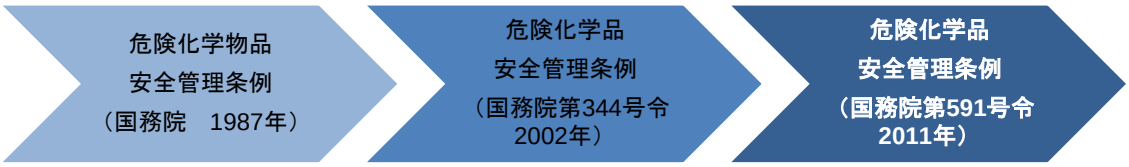

危険化学品管理条例の策定経緯[65]

危険化学品安全管理条例は、2002 年公布時の全 74 条から、2011 年公布時では全 102 条と大幅に条項が追加された。2002 年時と比較した場合、主な改正内容は以下の 7 点である。

1. 政府各主管部門の職責が一層明確化された。そのうち、安全生産監督管理部門は危険化学品安全監督管理の総合業務の責任を負う。生態環境部は危険化学品の環境危害鑑定及び環境リスク評価の推進、重点環境管理の対象となる危険化学品の確定、危険化学品および新規化学物質の環境管理登録業務などを担当する。工業情報化部は危険化学品の生産や貯蔵に係わる産業界の計画や指導に責任を負う。

2. 危険化学品の定義について重要な調整が行われた。特に当該条例の第 3 条は、GB 13690-2009「化学品分類および危険性公示通則」に基づいていると判断される、すなわち、GHS を根拠としている。危険化学品の具体的な範囲に関しては「危険化学品目録」の形で別途に公布される。

3. 危険化学品登録と鑑定の関連規定が完備され、危険化学品環境管理の登録、および危険化学品の物理的危険性、環境面への危険性、毒物特性の鑑定、について関連規定を補完した。

4. 危険化学品安全使用許可制度を確立した。危険化学品安全使用許可証の発給範囲は危険化学品を使用する生産に従事し、かつ使用量が規定する数量に達する化工企業に限られ、具体的な使用量の基準は安全監督管理部門が関連部門と共同で制定する。

5. 現行その他の法規制の中に当該危険化学品安全管理関連の規定を取入れ融合させ、特に大幅に危険化学品運送安全管理に関する規定内容を充実させた。

6. 社会管理および公共安全と密接に関係する劇毒化学品、易制毒、爆発性危険化学品に関

[65] エンヴィックス作成

する特別な管理要求を明確にした。

7. 危険化学品の生産経営の違法行為に対し、行政処罰を強化した。処罰を実施する部門についてさらに明確な規定を設けた。

現行の法令の内容

現在の危険化学品安全管理条例の内容は以下の通りである。

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
URL	http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
所轄官庁	国務院
規制対象物質	**危険化学品（第 3 条）：** 有毒性、腐食性、爆発性、可燃性、助燃性等の性質を持ち、かつ、人体、施設及び環境に危害を加える劇毒化学品及び他の化学品を指す。危険化学品目録は、国務院の安全生産監督管理部門より、国務院の工業情報化、公安、環境保護、衛生、質量監督検験検疫、交通運輸、鉄道、民用航空、農業主管部門との協働によって、化学品の危険特性の鑑別及び分類に関する標準に基づき、確定、公布され、及び適時調整される。
規制内容	**適用範囲（第 2 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸の安全管理には、当条例を適用する。廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。 **危険化学品の安全管理（第 4 条）：** 危険化学品の安全管理は、安全第一、予防重視及び総合的管理の方針を堅持し、企業の社会的責任を強化し、責任の履行を確保すべきである。 危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸をする部門（以下、「危険化学品部門」）の主要責任者は、当該部門の危険化学品の安全管理に対し、全面的に責任を負う。 危険化学品部門は、法律及び行政法規の規定並びに国家標準及び業界標準で定められた安全条件を有し、安全管理の規定制度及び職場安全責任制度を創設し、完備し、従業人員に対して安全教育、法に関する教育及び職場技術トレーニングを実施すべきである。従業人員は職場に就く前、教育とトレーニングを受け、考査に合格しなければならない；資格が要求されるポストは、

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	それ相応の資格を取得した人に務めさせるべきである。 **危険化学品の建設事業に対する安全条件の審査（第 12 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵建設事業（以下、「建設事業」）の新設、改造または増設については、安全生産監督管理部門が安全条件の審査を実施すべきである。 建設部門は、建設事業に対して安全条件の論証を行い、国家に規定された資質条件を備えている機構に建設事業の安全評価を委託し、併せて安全条件の論証及び安全評価の状況を建設事業の所在地の区が設置されている市級以上の人民政府安全生産監督管理部門に報告すべきである；安全生産監督管理部門は報告を受けてから 45 日以内に審査決定を下し、書面によって建設部門に通知しなければならない。具体的な方法は、国務院安全生産監督管理部門によって策定される。 危険化学品が貯蔵され、積み下ろされる港口の建設事業の新設、改造または増設については、港口の行政管理部門が国務院交通運輸主管部門の規定に従い、安全条件の審査を行う。 **危険化学品パイプラインに対する標識および定期検査（第 13 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵部門は、敷設した危険化学品パイプラインに対し、顕著な標識を施し、定期的な検査及び点検を行うべきである。 危険化学品パイプラインの安全を脅かしうる工事作業を行う場合において、施工部門は、工事開始の 7 日前に書面によってパイプラインの所属部門に通知し、パイプラインの所属部門と共同で緊急対策案を策定し、適切な安全防護措置を講じなければならない。パイプラインの所属部門は、パイプラインの安全保護指導の実施をするため、専門家を現場に派遣すべきである。 **危険化学品安全生産許可証の取得（第 14 条）：** 危険化学品の生産企業は、生産開始前に、「安全生産許可証条例」の規定に従い、危険化学品安全生産許可証を取得しなければならない。 国家の生産許可証制度の実施対象となる工業製品目録に収載されている危険化学品の生産企業は、「工業製品生産許可証管理条例」の規定に従い、工業製品生産許可証を取得しなければならない。 危険化学品安全生産許可証及び工業製品生産許可証の発行部門は、許可証の発行状況を同級の工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に速やかに報告すべきである。

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）

化学品安全技術説明書、安全ラベルの貼付（第 15 条）：

危険化学品の生産企業は、自ら生産した危険化学品と一致する化学品安全技術説明書を提供し、危険化学品の包装（外装を含む）に包装内の危険化学品と一致する化学品安全ラベルを貼り付け、または結びつけなければならない。化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルに記載された内容は、国家標準の要求を満たさなければならない。

危険化学品の生産企業は自ら生産した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合において、直ちに公告し、速やかにその化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルを修正しなければならない。

危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設と指定の場所・施設・区域との距離（第 19 条）：

危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設（運輸道具のガソリンスタント及びガス充填所は除外する）と、次に掲げる場所、施設、区域との距離は、関連の国家規定に符合しなければならない。

1. 住宅地、商業センター、公園等の人口密集地域；
2. 学校、病院、映画館、劇場、運動場（体育館）等の公共施設；
3. 飲料水源、浄水場及び水源保護区；
4. 駅、埠頭（法に従って許可を得た危険化学品の積み卸し作業は除外する）、空港及び通信幹線、通信要所、幹線鉄道、幹線道路、水路交通幹線、地下鉄の換気口及び出入口；
5. 基本農地保護区、基本草原、家畜の遺伝資源保護区、大規模化の家畜養殖場（養殖小区）、漁業水域及び種子、種畜、稚魚の生産基地；
6. 河川、湖、景勝地、自然保護区；
7. 軍事関係の立入禁止区域、軍事管理区域；
8. 法律、行政法規に規定されている他の場所、施設、区域。

建設済みの危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設が前項の規定を満たさない場合には、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門は関係部門と共同で、所属部門が指定期間内に整備することを監督する；生産変更、生産中止、移転、閉鎖の必要がある場合には、本級の人民政府より決定され、実施される。

貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設の建設場所の選定は、地震を引き起こす活断層及び洪水及び地質災害が多発する地域を避けるべきで

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	ある。 本条例に称される重大危険源とは、危険化学品の生産、貯蔵、使用または運輸の過程で、危険化学品の量が臨界量に達しまたは超える（場所及び施設を包含する。）ことを指す。 **生産及び貯蔵の安全（第 20 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵部門は、その生産、貯蔵した危険化学品の種類及び危険特性によって、作業現場で監視、制御、通風、日差し防止、温度調節、防火、消火、防爆、放圧、防毒、中和、湿気防止、防雷、防静電、防腐、漏出防止及び防護壁または隔離操作等の相応な安全施設及び設備を設置し、併せて国家標準若しくは業界標準或は関連の国家規定に照らして、安全施設及び設備に対して日常的なメンテナンス、手入れを行い、安全施設及び設備の正常な機能を保証しなければならない。 危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所及び安全施設、設備に顕著な安全警告用標識を施さなければならない。 **作業場所での通信装置及び警報装置の設置（第 21 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所で通信装置及び警報装置を設置し、併せて稼動状態であることを保証する。 **安全生産条件に対する安全評価（第 22 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵企業は、同企業の安全生産条件に対して 3 年毎に安全評価を行い、安全評価の報告を提出することを、国家が規定した資質及び条件を備えている機構に委託すべきである。安全評価報告の内容は、安全生産条件に存在する問題に対する改正方案を包含する。 危険化学品の生産、貯蔵企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登録しなければならない。港口区域内に危険化学品を貯蔵する企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を港口の行政管理部門に報告し、登録しなければならない。 **劇毒化学品または易制爆危険化学品を生産、貯蔵する際の措置（第 23 条）：** 劇毒化学品または国務院公安部門が規定した爆発物の製造に利用可能となる危険化学品（以下、「易制爆危険化学品」と略称する）を生産、貯蔵する部門は、生産、貯蔵した劇毒化学品または易制爆危険化学品の数量、行き先について如実に記録し、併せて必要な安全防護措置を講じ、劇毒化学品または

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	易制爆危険化学品の紛失または盗難を防止しなければならない；劇毒化学品または易制爆危険化学品の紛失または盗難を発見した場合には、直ちに現地の公安機関に通報しなければならない。 劇毒化学品または易制爆危険化学品の生産、貯蔵部門は、治安警備機構を設置し、常勤治安警備員を配置すべきである。 **危険化学品の貯蔵（第 24 条）：** 危険化学品は専用倉庫、専用場所または専用貯蔵室（以下、総称して「専用倉庫」という）に貯蔵し、専任担当者によって管理されなければならない；劇毒化学品または貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、専用倉庫に単独で保管し、二人の担当者による入出庫の保管制度を実施しなければならない。 危険化学品の貯蔵方式、方法及び貯蔵量は、国家標準或は国家の関連規定を満たさなければならない。 **危険化学品の貯蔵（第 25 条）：** 危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の入出庫査照、登録制度を確立すべきである。 劇毒化学品または貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、貯蔵部門は、貯蔵数量、貯蔵場所及び管理員の状況を、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門（港口区域内に貯蔵する場合は港口の行政管理部門）及び公安機関に報告し、登録しなければならない。 **危険化学品の貯蔵（第 26 条）：** 危険化学品の専用倉庫は、国家標準または業界標準の要求を満たすものとし、併せて顕著な標識を施さなければならない。劇毒化学品または易制爆危険化学品を貯蔵する専用倉庫では、国家の関連規定に従い、相応な技術的防備施設を設置しなければならない。 危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の専用倉庫の安全施設及び設備に対し、定期的に点検し、検査すべきである。 **危険化学品の生産、貯蔵部門が生産変更、生産中止、閉鎖または解散した場合の措置（第 27 条）：** 危険化学品の生産、貯蔵部門は生産変更、生産中止、閉鎖または解散した場合、有効な措置を講じ、速やかかつ適切に危険化学品の生産装置、貯蔵施

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	設及び在庫危険化学品を処分すべきであり、危険化学品を遺棄してはならない；処分案は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門、工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に報告し、登録しなければならない。安全生産監督管理部門は、環境保護主管部門及び公安機関と協働し、処分状況を監督し、検査し、規定違反の処分を発見した場合、直ちに処分するよう命じなければならない。 **使用安全（第 32 条）：** 本条例の第十六条の重点環境管理の実施対象となる危険化学品の生産企業に関する規定は、重点環境管理の実施対象となる危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される；第二十条、第二十一条、第二十三条第一項、第二十七条の危険化学品の生産、貯蔵部門に関する規定は、危険化学品の使用部門に適用される；第二十二条の危険化学品の生産、貯蔵企業に関する規定は、危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される。 **危険化学品の経営に対する許可制度（第 33 条）：** 国家は危険化学品の経営（倉庫管理を包含する、以下同様）に対し、許可制度を実施する。許可がない限り、すべての部門及び個人は危険化学品を経営してはいけない。 法に従って設立された危険化学品の生産企業は、工場区域の範囲内で同企業が生産した危険化学品を販売する場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。 「港口法」の規定により、港口経営許可証を取得した港口経営人は、港口区域内で危険化学品の倉庫経営をする場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。 **経営の安全（第 34 条）：** 危険化学品の経営を営む企業は、次に掲げる条件を備えなければならない： 1. 国家標準及び業界標準を満たす経営場所を有していること。危険化学品を貯蔵する場合、国家標準及び業界標準を満たす貯蔵施設も有していること； 2. 従事員は皆専門的な技術トレーニングを受け、考査に合格したこと； 3. 健全な安全管理規則制度を有していること； 4. 常勤の安全管理員を有していること； 5. 国家の規定を満たす危険化学品事故に関する緊急対策案及び必要な

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	応急救援器材や設備を有していること； 6. 法律、法規に規定されている他の条件。 **経営の安全（第 35 条）：** 劇毒化学品または易制爆危険化学品の経営を従事する企業は、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出し、他の危険化学品の経営を従事する企業は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきである（貯蔵施設を有する場合、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきである）。申請者は本条例の第三十四条の規定条件を満たす証明資料の提出が要求される。区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門或は県級人民政府の安全生産監督管理部門は、法に従って審査をし、併せて申請人の経営場所及び貯蔵施設に対して現場審査を行い、証明資料を受けてから 30 日以内に許可または不許可の決定を下す。許可された場合には、危険化学品経営許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明すべきである。 区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門及び県級人民政府の安全生産監督管理部門は、危険化学品経営許可証の発行状況を、速やかに同級の環境保護主管部門及び公安機関に通報する。 申請人は、危険化学品経営許可証をもって工商行政管理部門で登録の手続きを完了させた後、初めて危険化学品の経営活動を行うことができる。法律、行政法規または国務院にて、危険化学品の経営に他の関係部門の認可が必要であることが規定されている場合において、申請人は工商行政管理部門で登録の手続きを行う際、さらに相応な許可証明を所持しなければならない。 **経営の安全（第 37 条）：** 危険化学品の経営企業は、許可を得ていないにもかかわらず、危険化学品の生産、経営活動を行う企業からの危険化学品の購入、及び化学品安全技術説明書または化学品安全ラベルのない危険化学品の経営をしてはならない。 **経営の安全（第 38 条）：** 法に従って危険化学品安全生産許可証、危険化学品安全使用許可証、危険化学品経営許可証を取得した企業は、相応な許可証書をもって劇毒化学品または易制爆危険化学品を購入する。民用爆発物の生産企業は、民用爆発物生産許可証をもって易制爆危険化学品を購入する。

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	前項の規定以外の部門は劇毒化学品を購入する場合、所在地の県級人民政府の公安機関に劇毒化学品購入許可証を申請しなければならない；易制爆危険化学品を購入する場合、同部門の作成した合法的な用途についての説明を所持しなければならない。 個人は劇毒化学品（劇毒化学品に属する農薬は除外する）または易制爆危険化学品を購入してはならない。 **劇毒化学品購入許可証の申請（第 39 条）：** 劇毒化学品購入許可証の申請について、申請人は所在地の県級人民政府の公安機関に、次に掲げる資料を提出すべきである： 1. 営業免許或は法人証明書（登録証明書）の複写； 2. 購入する予定の劇毒化学品の品種及び数量に関する説明； 3. 劇毒化学品の購入用途に関する説明； 4. 購入担当者の本人確認書類。 県級人民政府の公安機関は、前項に規定する資料を受けてから 3 日以内に許可または不許可の決定を下す。許可された場合には、劇毒化学品購入許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明する。 劇毒化学品購入許可証管理方法は、国務院公安部門によって策定される。 **劇毒化学品または易制爆危険化学品を販売する場合の措置（第 41 条）：** 危険化学品の生産企業、経営企業は劇毒化学品または易制爆危険化学品を販売する時、購入部門の名称、住所並びに購入担当者の姓名、身分証明書番号及び購入される劇毒化学品または易制爆危険化学品の品種、数量及び用途を如実に記録すべきである。販売記録、購入担当者の身分証明書の複写及び許可証の複写或は証明文書の保存期間は最低 1 年とする。 劇毒化学品または易制爆危険化学品の販売企業または購入部門は、販売または購入をしてから 5 日以内に、販売または購入をした劇毒化学品または易制爆危険化学品の品種、数量及び行き先に関する情報を、所在地の県級人民政府の公安機関に報告し、登録するほか、コンピューターシステムに入力しなければならない。 **劇毒化学品または易制爆危険化学品を使用する場合の措置（第 42 条）：** 劇毒化学品または易制爆危険化学品を使用する部門は、購入した劇毒化学品または易制爆危険化学品を貸出または譲渡をしてはならない；生産変更、

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	生産中止、移転、閉鎖等のため確実に譲渡する必要がある場合には、本条例の第三十八条第一項及び第二項に規定する関係許可証または証明文書を備えている部門に譲渡し、併せて譲渡後に関係情報を速やかに所在地の県級人民政府の公安機関に報告しなければならない。 **危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 67 条）：** 危険化学品の生産企業または輸入企業は、国務院安全生産監督管理部門に所属する危険化学品登録の担当機構（以下、「危険化学品登録機構」）への危険化学品の登録を行うべきである。 危険化学品の登録は次に掲げる内容を包含する： 1. 分類及びラベルの情報； 2. 物理的及び化学的性質； 3. 主要な用途； 4. 危険特性； 5. 貯蔵、使用及び運輸に関する安全要求； 6. 緊急事態時の応急処置措置。 同じ企業が生産または輸入した同じ品種の危険化学品に対し、繰り返し登録を行わない。危険化学品の生産企業または輸入企業は、生産または輸入した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合、速やかに危険化学品登録機構に行き、登録内容の変更手続きを行わなければならない。 危険化学品の登録に関する具体的な方法は、国務院安全生産監督管理部門によって策定される。 **危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 70 条）：** 危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を作成し、応急救援人員並びに必要な応急救援器材と設備を配備すると同時に、応急救援演習を定期的に実施すべきである。 危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登録すべきである。 **危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 71 条）** 危険化学品事故が発生した場合、事故を引き起こした部門の主要担当者は、直ちに本部門の危険化学品応急予備案に従って救援を実施し、現地の安全生産監督管理部門及び環境保護、公安、衛生主管部門に報告しなければならな

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	い；道路運輸または水路運輸の過程中に危険化学品事故が発生した場合、運転手、船員または護衛員は更に事故の発生地の交通運輸主管部門に報告しなければならない。 **化学品の危険特性が不確定な場合の鑑定（第 100 条）：** 化学品の危険特性がまだ不確定である場合は、国務院安全生産監督管理部門、国務院環境保護主管部門、国務院衛生主管部門が責任を取ってそれぞれ本化学品の物理危険特性、環境危害性、毒理特性に対し手配して鑑定を行う。鑑定結果に基づき、危険化学品目録を調整する必要がある場合は、本条例第三条第二項の規定に基づき、処理する。

本条例は行政法規レベルの規制であるが、危険化学品管理の上位法であり、危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸の安全管理に適用される。危険化学品登録、各種許可証の申請・発行、GHS 制度、化学品目録、危険有害性評価ガイドラインなど関連法令がすべて本条例に基づき制定されている。なお、廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。

【危険化学品登記管理弁法】

本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき制定されたものであり、危険化学品生産企業および輸入企業が初めて危険化学品を生産または輸入する際に、化学品登録センターに資料を提出することが義務づけられている。登録証の有効期限は 3 年間と規定されている。なお、危険化学品を貯蔵、使用する企業は登録を行う必要はない。本弁法の施行と同時に、2002 年 10 月 8 日に公布された「危険化学品登録管理弁法」は廃止された。

危険化学品登記管理弁法の主な規定は以下のとおりである。

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
URL	https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120711_233446.shtml
目的	危険化学品に対する安全管理を強化し、危険化学品登録作業を規範化し、危険化学品事故の予防と応急救援に技術・情報のサポートを提供する。
所轄官庁	応急管理部
公布・改正	2012 年 7 月 1 日公布　2012 年 8 月 1 日実施
規制内容	• 本弁法は、危険化学品生産企業・輸入企業（以下、登録企業と通称する）が「危険化学品目録」に記載した危険化学品を生産あるいは輸入する際

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	の登録と管理に適用する（第 2 条）。 • 新設した生産企業は、竣工検収の前に、危険化学品登録を取り扱わなければならない。輸入企業は、第一回目輸入の前に、危険化学品登録に応じなければならない（第 10 条）。 • 同一企業が同一品目の危険化学品を生産・輸入する場合、生産企業により一回登録を実施するが、輸入危険化学品の関連情報を提出しなければならない。 • 輸入企業は、異なる製造会社の同一品目の危険化学品を輸入する場合、初めての製造会社から輸入した危険化学品に従い、一回のみ登録するが、その他の製造会社の危険化学品の関連情報を提出しなければならない。生産企業・輸入企業は、同一製造会社の同一品目の危険化学品を何回も輸入する場合、一回のみの登録を行う（第 11 条）。 • 危険化学品の登録内容は次の通り（第 12 条）。 1. 分類とラベルについての情報。危険化学品の危険性類別・象形図・注意喚起語・危険性説明・防備説明等が含まれる。 2. 物理・化学的性質。危険化学品の外観と性状・溶解性・熔点・沸点等物理的性質、引火点・爆発限界・自然発火温度・分解温度等化学性質が含まれる。 3. 主な用途。企業が推薦した製品の合法な用途・禁止あるいは限制される用途等が含まれる。 4. 危険特性。危険化学品の物理危険性・環境危害性と毒理特性が含まれる。 5. 保存・使用・運輸に関する安全要求。その内、保存に関する安全要求は、建築条件・倉庫条件・安全条件・環境衛生条件・温度と湿度条件への要求が含まれる。使用に関する安全要求は、使用時の操作条件・作業員の防護措置・使用現場での危険対策等が含まれる。運輸に関する安全要求は、運輸あるいは輸送方式への要求・危険情報を関連運輸作業員へ伝える手段・積み降ろし及び運輸中の安全措置等が含まれる。 6. 危険な状況が発生した場合の応急処置対策。危険化学品が生産・使用・保存・運輸中に火災・爆発・漏洩・中毒・窒息・火傷等化学品

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	事故が発生した時の応急処理方法や応急問い合わせサービス電話等が含まれる。 • 危険化学品登録の手順は次の通り（第 13 条）。 1. 登録企業は、登録システムを通じて申請を提出する。 2. 登録弁公室は、3 つの作業日以内に登録企業が提出した申請を初歩的に審査する。条件に合致した場合、登録手続に応じるよう、登録システムを通じて登録企業に知らせる。 3. 登録企業は、登録弁公室の知らせを受けた後、関連要求により、登録システムで事実通りに登録内容を記入し、登録弁公室に関連する紙質の登録資料を提出する。 4. 登録弁公室は、登録企業の登録資料を受けた日から 20 作業日以内に、登録資料と登録内容を一一審査し、必要の時は現場で確認する。要求に合致した場合、登録資料を登録センターに提出する。要求に合致しない場合、登録システムを通じて登録企業に知らせる上、理由を説明する。 5. 登録センターは、登録弁公室から提出した登録資料を受けた日から 15 作業日以内に、登録資料と登録内容を審査する。要求に合致した場合、登録弁公室を通じて登録企業に危険化学品登録証を発給する。要求に合致しない場合、登録システムを通じて登録弁公室と登録企業に知らせ、また、理由を説明する。 6. 登録企業は、登録資料を訂正したり、問題を改善したり必要とする時間は、前款に規定した期限内に算入しない。 • 登録企業は、危険化学品登録をする時に、以下の資料を提出し、また、その内容の真実性に対し責任を負わなければならない（第 14 条）。 1. 危険化学品登録表一式 2 部。 2. 生産企業の工商営業免許、輸入企業の対外貿易経営者記録登録表・中華人民共和国輸出入企業資質証書・中華人民共和国外商投資企業批準証書あるいは台湾/香港/マカオ/華僑投資企業批準証書コピー1 部。 3. その生産・輸入した危険化学品に適合し、また、国家標準に符合する化学品安全技術説明書・化学品安全ラベル各 1 部。 4. 本弁法第二十二条に規定された応急問い合わせサービス電話番号あるいは応急問い合わせサービス委託書コピー1 部。 5. 登録する危険化学品の製品標準（国家標準あるいは業界標準に準拠

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	する場合、その標準番号を提出すること）。 • 登録企業は、本企業の各類危険化学品に対して検査し、また、危険化学品管理書類を作らなければならない。危険化学品管理書類は、危険化学品の名称・数量・標識情報・危険性分類と化学品安全技術説明書・化学品安全ラベル等の内容を含まなければならない（第 18 条）。 • 登録企業は、人員を指定して危険化学品登録の関連作業の責任を負わせ、登録人員に協力して必要な時に本企業の危険化学品の登録内容に対する検査に応じなければならない。登録企業の危険化学品登録に従事する人員は、危険化学品登録に関連する知識と能力を具備しなければならない（第 20 条）。 • 危険特性がまだ確定されていない化学品に対して、登録企業は、国家が化学品危険性鑑定に関する規定に従い、国家に規定された資質がある機構に委託して、その危険性鑑定を行わなければならない。危険化学品に属する場合、本弁法の規定に基づき登録しなければならない（第 21 条）。 • 危険化学品生産企業は、専属な人員により 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、本弁法第十二条に規定された内容に対して、危険化学品事故応急問い合わせサービスをユーザーに提供し、危険化学品事故応急救援に技術指導と必要な協力を提供しなければならない。専属な当番員は、本企業危険化学品の危険特性と応急処置技術を熟知し、問われた関連問題を正確に回答しなければならない。危険化学品生産企業は、前款に規定された応急問い合わせサービスを提供できない場合、登録機構に委託して、応急問い合わせサービスを代理させなければならない。危険化学品輸入企業は、独自にあるいは輸入代理商・登録機構に委託して、本条第一款に要求された応急問い合わせサービスを提供し、また、その輸入した危険化学品の安全ラベルに応急問い合わせサービスの電話番号を明記しなければならない。代理応急問い合わせサービスに従事する登録機構は、専属な人員が 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、完備な化学品応急救援データベースを立ち上げ、オンラインデジタル録音設備と 8 名以上の専門人員を配備し、同時に 3 件以上の応急問い合わせを受理し、化学品漏洩・火災・爆発・中毒等事故の応急処置に関連する情報と提案を正しく提供しなければならない（第 22

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	条)。

本弁法にもとづく危険化学品を取り扱う企業の登録義務の有無は下表のとおりで、あくまで輸入企業と生産企業のみが対象となる。

業務内容	登録義務の有無
危険化学品の輸入企業	○
危険化学品の生産企業	○
危険化学品の貯蔵企業	×
危険化学品の使用企業	×

なお、登録および変更の際には、下記の 8 つの関連書類が必要となる[66]。

1. 危険化学品司生産企業登録票
2. 危険化学品輸入企業登録票
3. 危険化学品登録企業申請票
4. 危険化学品登録変更申請書
5. 危険化学品登録変更証明
6. 危険化学品登録証更新交付申請書
7. 危険化学品登録申請不受理通知書
8. 危険化学品登録申請材料補正告知書

また、登録の際に必要となる 24 時間緊急対応可能な電話番号は、中国国内の固定事務所の固定電話であり、専門家が 24 時間対応できる状態にしなければならないが、国家安全生産監督管理総局化学品登録センター（NRCC）の専門機関に委託することもできる。

66 安監総庁管三（2012）「144 号通知（2012 年 10 月 17 日付)」
https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzlfl/gfxwj/2012/201210/t20121019_243015.shtml
上記のリンクより、8 つの関連書類の書式をダウンロードできる。

【危険化学品目録（2015 年版）】

法令名	危険化学品目録（2015 年版）安監総局など 10 部門公告 2015 年第 5 号
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzlfl/gg_01/201503/t20150309_237187.shtml
所轄官庁	応急管理部など
公布・改正	2015 年 3 月 9 日公布　2015 年 5 月 1 日実施
規制内容	2828 の危険化学品が収載されており、148 の劇毒化学品が含まれている。

本目録は、2015 年 3 月 9 日、安全生産監督管理総局（現 応急管理部）、工業情報化部、公安部、環境保護部（現 生態環境部）、交通運輸部、農業部、国家衛生計画生育委員会、国家品質監督検験検疫総局、鉄路局、民航局により公布され、2015 年 5 月 1 日より正式に実施された。本目録の施行により、従来の「危険化学品名録（2002 年版）」および「劇毒化学品目録（2002 年版）」は同時に廃止された。

本目録では、基本的に化学物質名が CAS 番号とともに記載されているが、そのうちの 2828 番は、「可燃性溶剤の合成樹脂・ペンキ・補助材・塗料等の製品（密閉式引火点≦60℃）を含む）」と、より広い対象を含む項目となっている。これにより、一部の化学品は鑑定を経て条件に合致すると確認された場合に、目録に編入される危険化学品に属することになる。加えて、同目録の説明の中には、(1) 危険化学品の定義と確定原則、(2) 劇毒化学品の定義と判定限界、(3) 危険化学品目録の各欄の意味、および(4) その他の事項が記載されている。

本目録に該当する危険化学品は、危険化学品安全管理条例にて定められる、危険化学品の生産、保管、使用、経営および輸送における安全管理要求を満たすことが求められる。これには、関連許可証明の取得、安全性データシート（SDS）および化学品安全ラベルの作成（化学品安全ラベル作成規定（GB15258－2009）を参照）、危険化学品登録および危険化学品環境管理登録を行うことが含まれる。また、特殊な危険性がある化学品、例えば、劇毒化学品や易制爆化学品は、関連部門の特別許可を取得し、登録を行う必要がある。

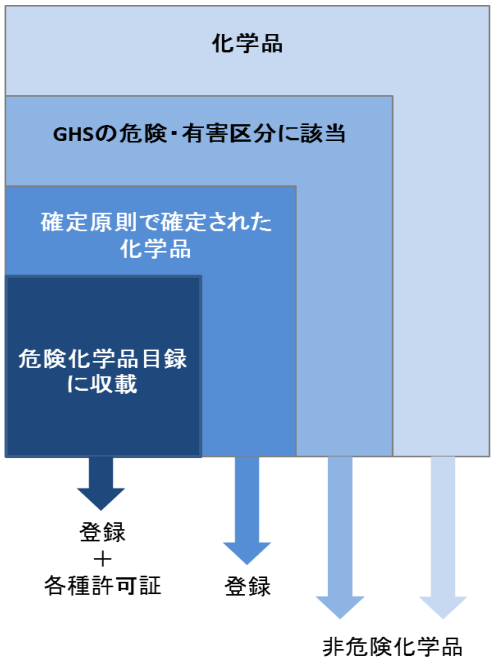

危険化学品管理[67]

また、国家安全監管総局は 2015 年 3 月 31 日、本目録についての解説文を公表した[68]。解説文の主な内容は以下の通りである。

項目	詳細
「危険化学品名録（2002 年版）」との変更点	本目録では、一部の化学品が追加され、また同時に一部の化学品は整理統合あるいは削除された。追加された化学品としては、以下のものが挙げられる。 1. ロッテルダム条約およびストックホルム条約に組み入れられている化学品 40 種、例えば短鎖型塩化パラフィン（C10−13）・ポリ塩化テルフェニルなど。 2. 「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録」および「危険化学品使用量数量標準（2013 版）」に組み入れられている化学品 29 種、例えば硫化水銀、トリホスゲンなど。 3. 「国連危険貨物輸送勧告規約テキスト」および EU 化学品等危険性分類目録を参照するとともに、化学品の危険性および中国国内生産状況に基づき追加された 123 種の化学品、例えば二硫化チタン、二酸化窒素など。 4. 塩化琥珀コリン、フルオロ酢酸メチル。

67 エンヴィックス作成
68 危険化学品目録（2015 年版）の解説文
https://www.mem.gov.cn/gk/zcjd/201503/t20150331_233183.shtml

項目	詳細
劇毒化学品について	本目録には、148 種の劇毒化学品が含まれているが、この数は、従来の「劇毒化学品目録（2002 年版）」と比べて 187 種減少している。 また、劇毒化学品の定義に関する主要な追加点としては、“急性毒性を有し、公共に安全危害を加えやすい化学品”という点がある。激烈急性毒性の判定には限界があるが、公共に安全危害を加えやすく、同時に比較的高い急性毒性を有する化学品（急性毒性に符合する、類別 2）は、劇毒化学品管理に加える。
危険化学品の特定	危険化学品の特定に際しては、化学品の分類および表示に関する国家標準に基づき、化学品 28 種 95 項目の危険類別の中から、危険性の比較的大きな 81 項目の類別を選別し、対象としている。加えて、国連の危険貨物輸送勧告、ロッテルダム条約、EU 等の化学品の危険性に関する分類目録、および国内危険化学品管理の実務上の必要性に基づき、適宜化学品項目を新たに加えて提示し、専門家の論証および 10 部門の同意を経た後に本目録に組み込まれている。
混合物および目録に未掲載の危険化学品	混合物および本目録に未掲載の危険化学品について、その危険性を全面的に掌握するために、企業は「化学品物理危険性鑑定と分類管理方法」およびその他関連規定を根拠として鑑定分類を実施し、危険化学品として鑑定分類された場合には、「危険化学品登録管理方法」に基づいて危険化学品登録しなければならない。

【危険化学品目録（2015 年版）実施ガイドライン（試行）】

本ガイドラインは、2015 年 9 月 2 日、安全生産監督管理総局により公布され、同日施行された。本ガイドラインは、2015 年 3 月に公布された「危険化学品目録（2015）」と組み合わせて利用されるもので、主に危険化学品目録における物質の参考分類情報を羅列し、特別な状況特に混合物の扱いなどについて解説、説明している。主な内容は以下の通りである。

法令名	**危険化学品目録（2015 年版）実施ガイドライン（試行）**
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201509/t20150902_232638.shtml
所轄官庁	応急管理部
公布・改正	2015 年 9 月 2 日公布
規制内容	• 「危険化学品目録（2015 年版）」（以下、「目録」）に収録された化学品は、国、業界、地方および企業の製品標準に達している危険化学品を指

法令名	危険化学品目録（2015 年版）実施ガイドライン（試行）
	す（生産、経営および使用が国に明確に禁止された化学品を除く）（第 1 項）。 • 工業製品の CAS 番号が「目録」に収録された危険化学品の CAS 番号と同一である場合（その中国語名称が一致するかどうかに関係なく）、同一の危険化学品であると見なす（第 2 項）。 • 企業が「目録」に収録された同一品名の危険化学品の物質状態を変えて販売する場合、危険化学品経営許可証を取得しなければならない（第 3 項）。 • ディーゼル油（軽油、訳者注）を生産、経営する企業（ディーゼル油の密閉式引火点が 60℃を超えたものを除く）は危険化学品企業に準じて管理する（第 4 項）。 • 主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合あるいは体積割合の和が 70%以上の混合物（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）は、危険化学品と見なし、危険化学品に照らして管理する。安全監督管理部門は安全行政許可を行う際、混合物の商品名称および主要成分の含有量を明記しなければならない（第 5 項）。 • 主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合または体積割合の和が 70%未満の混合物、あるいは危険性がまだ未確定の化学品については、生産および輸入企業は、「化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法」（国家安全監管総局令第 60 号）およびその他の関連規定に従って鑑定分類し、危険化学品の確定原則に属するものは、「危険化学品登記管理弁法」（国家安全監管総局令第 53 号）に基づき危険化学品登録を行う。ただし、関連の安全行政許可手続きは不要（第 6 項）。 • 「目録」番号第 2828 項目の引火点判定標準に達した化学品は第 2828 項目の危険化学品に属する。調べを簡便にするため、添付の危険化学品分類情報表に一部の品名を掲載する。掲載された塗料、ベンキ製品は成膜物で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂塗料（塗料）」の項目は石炭

法令名	危険化学品目録（2015 年版）実施ガイドライン（試行）
	酸樹脂、石炭酸変性樹脂などを成膜物とする各種のペンキ塗料である。各種のペンキ塗料が対応する成膜物の詳細は国家標準「塗料製品の分類および命名」（GB/T 2705-2003）を参照する。各接着剤は増粘剤で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂類接着剤」の項目は石炭酸樹脂、レゾルシノール/ホルムアルデヒド樹脂などを増粘剤とする各種の接着剤。各接着剤が対応する増粘剤の詳細は国家標準「接着剤の分類」（GB/T 13553-1996）を参照する（第 7 項）。 • 危険化学品分類情報表（付表を参照）は各級の安全監管部門が危険化学品の危険特性を判断する際の重要な根拠となる。各級の安全監管部門は「指南」（添付された付表、訳者注）に掲載された各種の危険化学品の分類情報に従い、企業にかかわる危険化学品の危険特性により有効な防止対策を採用するよう指導し、安全生産を強化する（第 8 項）。 • 危険化学品の生産および輸入企業は、危険化学品分類情報表に掲載された各種の危険化学品の分類情報に基づき、シリーズ標準「化学品分類および標識規範」（GB 30000.2～GB 30000.29-2013）および「化学品安全標識の編写規定」（GB 15258-2009）などの国家標準の要求に従い、自社の化学品の危険性説明、警示用語、象形図および防止対策を科学的に、明確に確定し、化学品の安全技術説明書、安全ラベルなどの危険化学品の登録情報を編制あるいは更新し、化学品の危険性を知らせ、情報を伝達する（第 9 項）。 • 危険化学品を運送する際、交通運送、鉄道、航空部門の関連規定に従わなければならない（第 10 項）。 • 「危険化学品安全管理条例」第三条の関連規定に基づき、新規化学物質の確定、化学品危険性の鑑別分類工作の展開、および化学品の物理的危険性などへの認識の高まりにより、国家安全監管総局らの 10 部門は適時に「目録」を調整し、国家安全監管総局は危険化学品分類情報表を適時に追加、改善する（第 11 項）。

上表において混合物に関する内容を規定している第 5 項および第 6 項だが、下線の部分の解釈については、「混合物中で目録に記載された成分の合計量が 70%を超えたものは危険化学品として扱う」、という内容である。混合物の類別と要求事項は下表の通りとなる。

混合物の類別		要求事項
混合物の中に目録に記載された成分の合計量が 70%以上の場合（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）。		危険化学品として見なし、登録をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。
混合物の中に目録に記載された成分の合計量が70%未満の場合	鑑定、分類し、確定原則に当てはまる場合	危険化学品と見なし、危険化学品登録が必要となる。ただし、各種の許可証は不要。
	鑑定、分類し、確定原則に当てはまらない場合	非危険化学品となる。
目録番号第 2828 項目の「合成樹脂、ペイント、補助材料、塗料など製品で、引火性溶剤を含んだ引火点 60℃以下のもの」。		危険化学品として見なし、登録をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。

【危険化学品の経営、安全使用、安全生産、物理危険性鑑定分類に関する弁法一覧】

法令名	主な内容
危険化学品**経営許可証**管理弁法[69]（安監総局令 2012 年 55 号）	中国国内にて「危険化学品目録」に含まれる危険化学品の取扱（倉庫保管経営を含む）活動に従事するものについては、本弁法を適用する。民用爆発物、放射性物質、核エネルギー物質、都市ガスの取扱活動については、本弁法を適用しない。 国家は、危険化学品に対して経営許可制度を執行する。危険化学品の取扱いに従事する企業は、本弁法に従い、危険化学品**経営許可証**を取得しなければならない。
危険化学品**安全使用許可証**実施弁法[70]（安監総局令 2012 年 57 号）	本弁法は、危険化学品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、危険化学品の使用者の義務、**安全使用許可証**の申請・交付手順、安全使用許可証の使用に関する監督や法的責任について規定している。 本弁法の適用対象となる企業は危険化学品安全使用許可適用業界目録[71]に列挙され、危険化学品を使用して生産を行い、かつ危険化学品使用量標準に

[69] 危険化学品経営許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 55 号）
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120727_233448.shtml
[70] 危険化学品安全使用許可証実施弁法（安監総局令 2012 年 57 号）
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201211/t20121118_233450.shtml
[71] 危険化学品安全使用許可適用業界目録（2013 年版）
https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201302/t20130225_232617.shtml

法令名	主な内容
	達する全ての化学工業企業（危険化学品生産企業は除外）である。なお危険化学品を燃料として使用する企業には、本弁法に適用されない。
危険化学品**生産企業安全生産許可証**実施弁法[72]（安監総局令 2011 年 41 号）	本弁法は、危険化学品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、危険化学品の生産者の義務、安全生産許可証の申請・交付手順、**安全生産許可証**の使用に関する監督や法的責任について規定している。 本弁法の適用対象となる企業は危険化学品の生産企業で、法令にもとづき設立され、関連する許可書を取得しており、かつ、「危険化学品目録」に収載されている最終製品または中間製品の生産に従事する企業である。
化学品**物理危険性鑑定および分類**管理弁法[73]（安監総局第 60 号令）	化学品の生産または輸入企業は物理危険性が未確定で鑑定と分類の必要がある化学品に対して鑑定を申請しなければならない。化学品とは、各種単一物質、化合物とその混合物を指し、具体的には以下の通り定義される。 1. 「危険化学品目録」に収載されている物理危険性がある成分を一つ及び一つ以上含有する混合物、混合物の物理危険性がまだ確定されていない化学品 2. 「危険化学品目録」に収載されていない、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品 3. 科学研究または製品開発を目的として、年間生産量または使用量が 1 トン以上の場合、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品 4. 安全生産監督管理総局に発行された「物理危険性鑑定と分類を免除する化学品目録」に収録されていない化学品

【易制爆危険化学品目録（2017 年版）】

易制爆危険化学品目録（2017 年版）は、混合液体の中の同類の物質の濃度によりさらに細分化して、分類している。例えば、2011 年版には濃度が 50%～72%の過塩素酸のみ収載されていたが、今回の目録には、濃度が 72%超過の過塩素酸は酸化性液体、類別 1 として収載されており、濃度が 50%以下の過塩素酸は酸化性液体、類別 2 として収載されている。

72　危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法（安監総局令 2011 年 41 号）
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201108/t20110828_233434.shtml
73　化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法（安監総局第 60 号令）
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201307/t20130718_233453.html

法令名	易制爆危険化学品目録（2017 年版）
URL	http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/01/content_5198726.htm
所轄官庁	公安部
対象物質	・酸類 ・硝酸塩類 ・塩素酸塩 ・過塩素酸類 ・重クロム酸塩類 ・過酸化物および超酸化物類 ・易燃物還元剤類 ・ニトロ化合物類 ・その他 重クロム酸塩類は今回追加された物質である。

【中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020 年版）】

生態環境部は 2019 年 12 月 30 日、「中国で厳格に制限する有毒化学品目録」（2020 年版）を公告し、本目録は 2020 年 1 月 1 日より施行された。本目録には、下記の 8 種類の有毒化学品のみが記載されている。

法令名	中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020 年版）
URL	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201912/t20191231_756318.html
所轄官庁	生態環境部
対象物質	• フルフルオロキシルスルホン酸とその塩類とフルオロキシルスルホンフッ素（PFOS/F） • ヘキサブロモシクロドデカン（六臭素環オクタン） • 水銀（重量計で水銀含有量が 95%以上占める水銀混合物を含む、水銀の合金を含む） • テトラメチル鉛 • テトラエチル鉛 • ポリ塩化ターフェニル(PCT) • トリブチル錫化合物 • 短鎖塩化パラフィン

	2018 年版の目録に記載されていたリンダン（通し番号 1）およびペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミドおよび全氟辛基磺酰（中国語名称）（通し番号 10）が削除されている。

2020 年 1 月 1 日より、上記の 8 種類の有毒化学品を輸入または輸出する場合、本目録と同時に公布された付属書の規定に従って、生態環境部に「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」を提出し申請しなければならない。また、輸出入経営者は「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」を取得した上で、税関に輸出入手続きを行わなければならない。

本目録の公布にともない、「中国厳格制限の有毒化学品目録（2018 年）（旧環境保護部、商務部、税関総署公告 2017 年第 74 号）は廃止された。

なお、「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」の申請要件や提出書類に変更はない。

【優先的に規制する化学物質目録（第 1 次）】

収載されている 22 種類の化学物質は、汚染物質排出許可制度に組み込まれ、関連する化学物質を排出する企業は汚染物質排出許可証の取得が求められる。また、製品中における使用が制限され、「国が奨励する有毒有害原料（製品）代替品目録」にも組み込まれる。さらに、これらの化学物質を使用して生産を行う、または生産においてこれらの化学物質を排出する企業に対しては、強制的な審査が実施され、企業の関連情報も公表される。

法令名	優先的に規制する化学物質目録（第 1 次）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201712/t20171229_428832.htm
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	1) 1,2,4-トリクロロベンゼン 2) 1,3-ブタジエン 3) 5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン 4) N,N’-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン 5) 短鎖型塩化パラフィン 6) ジクロロメタン 7) カドミウムおよびカドミウム化合物

法令名	優先的に規制する化学物質目録（第１次）
	8) 水銀および水銀化合物 9) ホルムアルデヒド 10) 六価クロム化合物 11) ヘキサクロロシクロペンタジエン 12) ヘキサブロモシクロドデカン 13) ナフタリン 14) 鉛化合物 15) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその塩 、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS-F） 16) ノニルフェノールおよびポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル 17) クロロホルム 18) トリクロロエチレン 19) ヒ素およびヒ素化合物 20) デカブロモジフェニルエーテル 21) テトラクロロエチレン 22) アセトアルデヒド

【有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）】

法令名	有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/201805/t20180515_230522.shtml
所轄官庁	応急管理部
対象物質	有害化学物質
規制内容	【評価・等級分けの基準】 評価には 100 点制を採用し、点数に応じて、有害化学物質製造・保管企業を以下の 4 つの等級に分類する。 • 赤 ：60 点以下 • 橙 ：60 点～75 点未満 • 黄 ：75 点～90 点未満 • 青 ：90 点以上

法令名	有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）
	※ 稼働中の化学工業装置が非正規設計品であり、かつ、安全設計診断を未実施などの問題が存在する企業は、点数にかかわらず、直接「赤」等級に分類される。 【企業の評価のための分類(項目)】 企業の評価は、以下の 9 分類（項目）に基づき実施される。 1. 固有の危険性 2. 周辺環境 3. 設計と評価 4. 設備 5. 自動化制御と安全施設 6. 人的資源 7. 安全管理制度 8. 応急管理 9. 安全管理の実績 それぞれの分類には、幾つかの項目があり、それぞれに対応する点数が設定されている。項目に適合しない場合、対応する点数が引かれ、各分類および項目の総合点数に応じて等級分けが行われる。 【評価の実施】 ・等級が赤およびオレンジの企業に対しては、取締りや検査の頻度を増やし、潜在的な危険を発見した場合には、法に基づき厳罰を下す。さらに、主な責任者に対する労働安全研修に関する審査を強化する。 ・エポキシ化合物、過酸化物、アゾ化合物、ニトロ化合物など、物質そのものが爆発性を有する化学物質の製造装置に関係する企業は、省レベルの安全監督部門が実施する評価・判断を受ける必要がある。 ・有害化学物質関連企業の安全リスク評価・判断・等級分けについては、動的管理を実施し、原則として 3 年に 1 回、評価・判断・等級分けを行う。

【GHS 分類、ラベル表示、SDS】

中国では、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）や安全性データシートなどの実施は、共産党中央及び国務院も重視している取り組みである。2005 年から 2009 年の間には、GHS 関連の分類・試験方法について約 200 件の項目に関する作業が完了している。2011 年 5 月 1 日より、中国国内へ化学品を輸入する企業と中国国内の化学品製造企業は該当化学品の分類、包装、ラベル及び SDS の作成などが義務付けられるようになった。

しかし、GHS に関する単独の法律は制定されておらず、GHS に関する法体系は、「危険化学品安全管理条例」、「危険化学品登記管理弁法」をはじめ、GHS 分類、SDS 作成、及びラベル作成に関する国家標準で構成されている。

2020 年 2 月現在、中国において有効な GHS に関連する国家標準のうち、通則は 1 つ、分野ごとの標準は 28 項目、ラベルに関する標準は 2 項目、SDS 作成は 2 項目ある。

GHS、SDS 及びラベル管理に関連する主な国家標準

GHS	化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）
	化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）
SDS	化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）
	化学品安全技術説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013）
ラベル	GHS に基づく化学品ラベル規範　（GB/T 22234-2008）
	化学品安全ラベル作成規定　（GB 15258-2009）

また、管理部門について、工業情報化部が GHS 管理の主導部門であり、応急管理部、国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会が GHS に関連する国家標準を制定する主な部署となっているが、生態環境部、交通輸送部および発展改革委員会などの中央行政機関も関っている。

【化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）】

「化学品の分類及び危険性の表示通則」（GB 13690-2009）は、国連 GHS 文書第 2 版に基づき作成され、「常用危険化学品の分類とラベル」（GB 13690-1992）の代替標準である。化学品生産場所と商品のラベル管理に適用するもので、本通則の「GHS 化学品の分類」、「危険性表示」に関する内容は強制性があり、それ以外の内容（専門用語と定義など）は推薦標準となる。

「GHS 化学品の分類」は、国家標準 GB20576～GB20599、GB20601、GB20602 に基づ

き規定されているが、最新版の国家標準が公布された場合は、新しい標準を適用するため、現在は、GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013 に基づき分類しなければならない。この新しい標準では「吸引性呼吸器有害性」と「オゾン層への有害性」の二つの分類項目が追加されている。なお、詳しい分類項目は化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）記載されている。

「危険性表示」については、GHS ラベルの作成手順、要件、必要情報と SDS の判断基準などが規定されている。また、SDS の詳細規定は化学品安全技術説明書および項目順序（GB/T 16483-2008）に記載されている。

また、本通則の付録ではラベル表示の例、安全性データシートに記載する必要最低限の情報などが示されている。

【化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）】

化学品分類及びラベル規範に関する国家標準は、国家標準委員会 2013 年第 20 号及び 21 号公告により公布されたものであり、2014 年 11 月 1 日より施行された。GB 30000 では「吸引性呼吸器有害性」及び「オゾン層への有害性」の項目が新たに追加され、国連 GHS 文書第 4 版に基づくすべての「ビルディングブロック」が採用されている。

GB 30000 では化学品の分類手順と計算式などが規定され、一つの分類項目においては、さらにいくつかの小分類がある。例えば、爆発物の分類項目について、危険性によりさらに 6 つの小分類（不安定爆発物 1.1～1.6）がある。具体的には下表を参照されたい。

表：分類項目「爆発物」の小分類

小分類	不安定爆発物	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
絵表示						1.5（背景：オレンジ色）	1.6（背景：オレンジ色）
注意喚起語	危険	危険	危険	危険	警告	危険	無
危険有害性情報	不安定爆発物	爆発物；全体爆発危険性	爆発物；激しい飛散危険性	爆発物；燃焼、爆風または飛散危険性	燃焼または飛散危険性	火に付けば全体爆発可能	無

また、主に 9 種類の絵表示が使用され、それぞれの絵表示の意味は下記でまとめられて

いる。

安全ラベルに使用する絵表示

絵表示	意味
	爆発物、自己反応性化学品、有機過酸化物、及び火にさらされると爆発するようなものを表す。
	可燃性／引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）、エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物及び空気、火にさらされると発火するようなものを表す。
	支燃性／酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体、及び他の物質の燃焼を助長するようなものを表す。
	高圧ガス、ガスが圧縮または液化されて充填されているものを表す。熱したりすると膨張して爆発する可能性がある。
	金属腐食性物質、皮膚腐食性、及び眼に対する重篤な損傷性を表す。接触したりすると金属または皮膚等を損傷させる場合がある。
	急性毒性を表す。飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至る場合がある。
	急性毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、気道刺激性、及び麻酔作用などの健康有害性があるものを表す。
	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器／全身毒性（単回または反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性を表しており、短期または長期に飲んだり、触れたり、吸ったりしたときに健康障害を引き起こす場合がある。
	水生環境有害性を表す、環境に放出すると水生環境（水生生物及びその生態系）に悪影響を及ぼす場合がある。

各有害性分類における、新旧国家標準の対照表を以下に示す。

化学品分類の 28 項目

GB コード	標準名称 （化学品分類及びラベル規範 第 XX 部）	旧標準
GB 30000.2-2013	爆発物	GB 20576-2006
GB 30000.3-2013	可燃性／引火性ガス	GB 20577-2006
GB 30000.4-2013	エアゾール	GB 20578-2006
GB 30000.5-2013	支燃性／酸化性ガス	GB 20579-2006
GB 30000.6-2013	高圧ガス	GB 20580-2006
GB 30000.7-2013	引火性液体	GB 20581-2006
GB 30000.8-2013	可燃性固体	GB 20582-2006
GB 30000.9-2013	自己反応性物質及び混合物	GB 20583-2006
GB 30000.10-2013	自然発火性液体	GB 20585-2006
GB 30000.11-2013	自然発火性固体	GB 20586-2006
GB 30000.12-2013	自己発熱性物質及び混合物	GB 20584-2006
GB 30000.13-2013	水反応可燃性物質及び混合物	GB 20587-2006
GB 30000.14-2013	酸化性液体	GB 20589-2006
GB 30000.15-2013	酸化性固体	GB 20590-2006
GB 30000.16-2013	有機過酸化物	GB 20591-2006
GB 30000.17-2013	金属腐食性物質	GB 20588-2006
GB 30000.18-2013	急性毒性	GB 20592-2006
GB 30000.19-2013	皮膚腐食性／刺激性	GB 20593-2006
GB 30000.20-2013	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	GB 20594-2006
GB 30000.21-2013	呼吸器感作性または皮膚感作性	GB 20595-2006
GB 30000.22-2013	生殖細胞変異原性	GB 20596-2006
GB 30000.23-2013	発がん性	GB 20597-2006
GB 30000.24-2013	生殖毒性	GB 20598-2006
GB 30000.25-2013	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	GB 20599-2006
GB 30000.26-2013	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	GB 20601-2006
GB 30000.27-2013	吸引性呼吸器有害性	-
GB 30000.28-2013	水生環境有害性	GB 20602-2006
GB 30000.29-2013	オゾン層への有害性	-

【化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）】

本標準は推奨標準であり、「化学品安全資料表　第一部分　内容と項目順序」GB/T 17519.1—1998 及び「化学品安全技術説明書編纂規定」GB 16483—2000 に置き換わるもので、化学品安全技術説明書（安全性データシート(SDS)）の内容や形式について具体的に定める。また、化学品の情報について提供すべき 16 項目（SDS に記載すべき項目）に関しは、下記のとおりである。実際に作成する際に注意すべき点は、項目の順序を変えてはならないことである。

SDS に記載すべき項目

項目	説明
1　化学品及び企業情報	化学品の名称、使用用途；供給元の製品コード、名称、住所などの情報
2　危険性概説	化学品の主な物理・化学危険性などの情報
3　成分・組成物情報	物質か混合物を明示、化学品の名称、CAS 番号も記述
4　救急措置	救急のための情報を分かりやすく記述
5　消防措置	消防方法及び適用の消火器などの情報
6　漏洩応急処理	漏洩化学品の収容、清掃などの情報
7　操作処置と貯蔵	安全処置の注意事項、安全貯蔵の条件など
8　ばく露防止及び保護措置	許容濃度、工程コントロール方法、防護設備の種類や材料などの情報
9　物理、化学特性	匂い、pH 値、融点、フラッシュポイント、爆発限界など情報
10　安定性と反応性	避けるべき条件、相容れない物質、危険分解産物などの情報
11　毒性学情報	化学品と接触して起こりうるすべての毒性作用（健康影響）を明記
12　生態学情報	環境に与える可能な影響
13　廃棄処置	化学品及び包装容器・材料の適当な処置方法
14　輸送情報	国際輸送規則の規定に基づき情報を提供
15　法規情報	化学品を管理する当該国の法規名称、情報を明記
16　その他の情報	参考文献などその他の情報

【化学品安全技術説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013）】

本標準は推奨標準であり、「化学品安全資料表　第二部分　編制細則」（GB/T17519.2-2003）を代替したもので、SDS 作成形式や具体的な内容を規定している。GB/T 16483-2008 で説明された 16 項目の内容の作成ルール、注意点、使用すべき計量単位及びテンプレートなどの補足説明が記載されている。また、本標準では、化学品安全技術説明書の例文を記載し、その一部の例文（和訳）[74]は下記のとおりである。

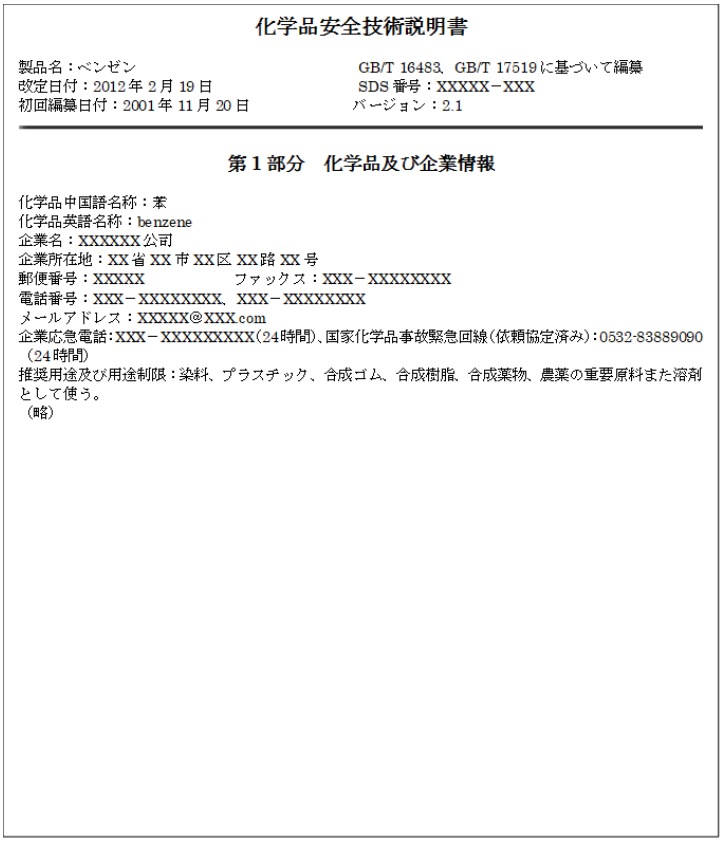

化学品安全技術説明書

製品名：ベンゼン　　GB/T 16483、GB/T 17519 に基づいて編纂
改定日付：2012 年 2 月 19 日　　SDS 番号：XXXXX－XXX
初回編纂日付：2001 年 11 月 20 日　　バージョン：2.1

第 1 部分　化学品及び企業情報

化学品中国語名称：苯
化学品英語名称：benzene
企業名：XXXXXX 公司
企業所在地：XX 省 XX 市 XX 区 XX 路 XX 号
郵便番号：XXXXX　　ファックス：XXX－XXXXXXXX
電話番号：XXX－XXXXXXXX、XXX－XXXXXXXX
メールアドレス：XXXXX@XXX.com
企業応急電話：XXX－XXXXXXXXX（24 時間）、国家化学品事故緊急回線（依頼協定済み）：0532-83889090（24 時間）
推奨用途及び用途制限：染料、プラスチック、合成ゴム、合成樹脂、合成薬物、農薬の重要原料また溶剤として使う。
（略）

【GHS に基づく化学品ラベル規範（GB/T 22234-2008）】

本標準は推奨標準であり、日本工業規格「GHS に基づく化学物質等の表示」（JIS Z 7251-2006）に相当するもので、ラベル表示について規定している。本標準により、ラベルには下記の必要な情報を含めなければならない。

1.　危険有害性を表示する絵表示

[74] エンヴィックス作成

2. 注意喚起語
3. 危険性の説明
4. 注意事項
5. 製品名称
6. 生産者名／販売者名

GHS に従って分類した結果､危険有害性クラス及び危険有害性区分に該当する場合には､それぞれに割り当てられた絵表示、注意喚起語、危険性の説明及び注意事項を用いてラベルを作成する。それぞれの割当ては、本標準の付録を参照すること。

【化学品安全ラベル作成規定（GB 15258-2009）】

本標準は GB15258－1999 を代替したものであり､化学品安全ラベルの専門用語と定義、ラベル内容、作成と使用要求を規定したもので、化学品安全ラベルの作成、制作、使用に適用する。本標準の付属書では、化学品安全ラベルのサンプルや容器へのラベル貼付位置のサンプルが図示されている他、化学品の区分による注意書きが一覧表になっている。

安全ラベルと簡易版安全ラベルの例（和訳）[75]は下記である。

安全ラベルの例

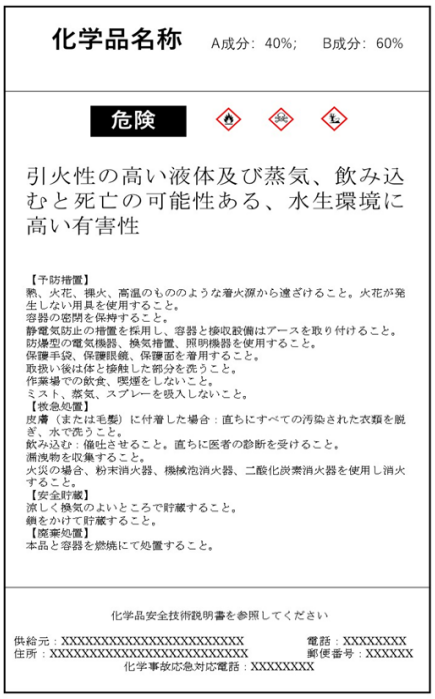

[75] エンヴィックス作成

簡易版安全ラベルの例（容積≤100mL の化学品包装は、簡易ラベルが使用可能）

また、ラベルを容器や包装に貼り付けるべき場所は下記の図により示される。

化学品安全ラベルと輸送標識の貼り付けサンプル[76]

シングル容器に貼り付ける場所

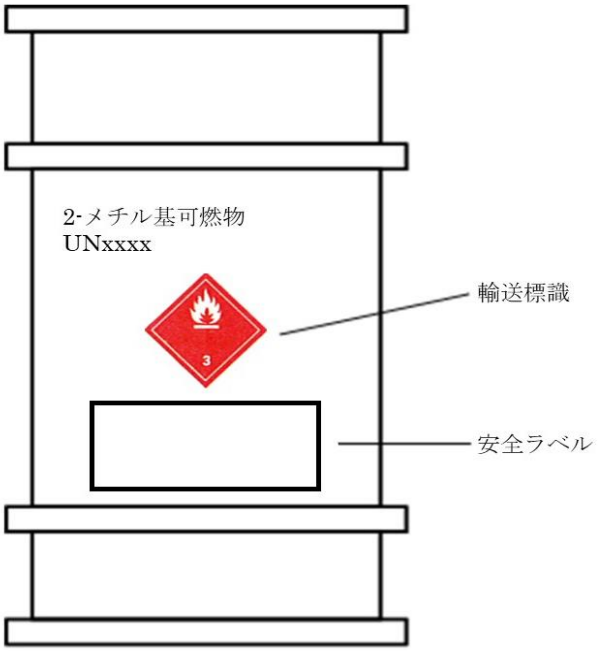

[76] エンヴィックス作成

包装と容器に貼り付ける場所

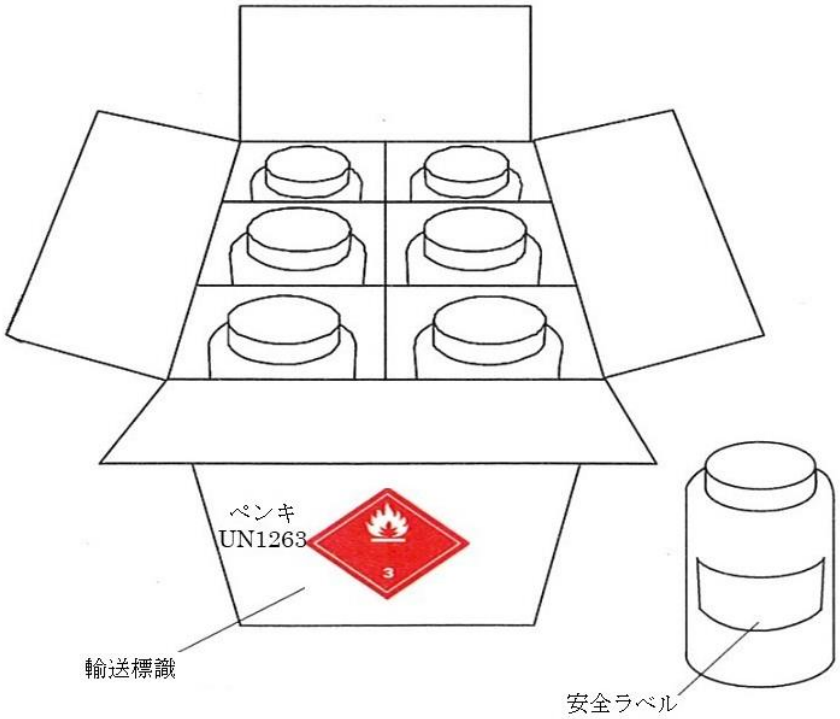

なお、上記の輸送標識については、安全ラベルとは別に危険貨物輸送に関する国家標準 GB12268-2012、GB190-2009 などを参照すること。

【危険化学品輸出入関連】

中国では、危険化学品の輸出入について「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」および「輸出入危険化学品およびその包装の検査監督管理に関連する問題に関する公告」で管理されている。またこのほかにも、「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）」では、上述の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」やロッテルダム条約を実施するうえでの、有毒化学品を指定している。

「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」については前回調査からの変更はないため、その詳細については NITE(2010)、NITE(2017)を参照のこと。

以下では、「輸出入危険化学品およびその包装の検験監管理に関連する問題に関する公告」および「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）」について概説する。

法令名	輸出入危険化学品およびその包装の検験監管理に関連する問題に関する公告（国家質量監督総局 2012 年第 30 号公告）
URL	http://www.sx.gov.cn/art/2012/3/19/art_1463522_17162062.html
所轄官庁	元国家質量監督検験検疫総局
規制内容	本公告は「危険化学品安全管理条例」に基づいて策定されたもので、本公告に基づき、輸入出検験検疫機構は「危険化学品名録」に収載されている危険化学品対して検験監督管理を行う。対象者は、危険化学品を輸入する荷受人あるいは代理人、危険化学品を輸出する出荷人或いは代理人。

対象となる輸出入企業への要求事項は下表の通りである。

輸出入企業の義務と必要書類

	危険化学品を輸入する 荷受人・代理人	危険化学品を輸出する 出荷人・代理人
義務	税関申告地検験検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。	産地検験検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。
必要書類	• 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 • 抑制剤または安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。 • 中国語 SDS、危険公示ラベル（ばら包装製品除外、以下も同じ）のサンプルを提供する。	• 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 • 「出境危険貨物包装容器性能検験結果表」（ばら包装貨物除外）。 • 危険特性分類鑑定報告。 • SDS、危険公示ラベルのサンプル、外国語の場合は中国語に通訳したサンプルを提供する。 • 抑制剤或いは安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。

輸出入危険化学品検査の内容には、安全、衛生、健康、環境保護、詐欺防止などの要求を遵守しているか否かを判別する品質、数量、重量などの項目がある。例として、安全要求は以下の内容を含む。

- 製品の主要成分／組分情報、物理及び化学特性、危険類別等は本公告の第四条の規定に遵守しているか否か
- 製品の包装上に危険表示ラベルがついているか否か（輸入製品は中文で危険表示ラベルが貼付されていなければならない）

- SDS を付属しているか否か（輸入製品は中文 SDS が付属されていなければならない）
- 輸入する危険化学品の包装の型式、標記、包装類別、包装規格、重量、包装使用状況など

法令名	中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm
所轄官庁	生態環境部
規制内容	本目録には有毒化学品 162 種が収載されているが、その内の 4 種が前 2012 年版に追加されたものである。追加された 4 物質は殆ど、過フッ化−オクチル基スルフォン化物類の物質である。注意すべき点として、そのうち 30 種の物質の税関商品コードが前のバージョンのものに変更が加えられていると指摘されている。 **対象企業** (1) 中国域外の輸出業者 (2) 中国国内に有毒化学品を輸入して使用する企業 (3) 有毒化学品の貿易に従事する企業 **企業の義務** 企業は、本目録に収載されている有毒化学品を輸出入する際、生態環境部に有毒化学品輸入環境管理登録証および有毒化学品輸入（出）環境管理通過通知書を申請し、手続きを取らなければならない。 新しく追加された 4 種物質の輸出入にかかわる企業は直ちにこの申請手続きに取り組む必要がある。

本目録（2014 年版）は、旧環境保護部の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」、ロッテルダム条約の付属書 3「目録」の変更および中国国家税則税目の税関商品コードの調整情況に基づき、2012 年版を改訂した上、2013 年 12 月 30 日、旧環境保護部および税関総署により公布され、2014 年 1 月 1 日より実施されたものである。

2016 年 12 月 29 日、「『中国の輸出入厳格制限有毒化学品目録』（2014 年）へのヘキサブロモシクロドデカンの追加に関する公告」（2016 年第 86 号）が発表され、2014 年版目録にヘキサブロモシクロドデカンが追加された。2017 年 1 月 1 日以降、ヘキサブロモシクロドデカンを輸出または輸入するすべての企業は、有毒化学品輸入環境管理登録証および有毒

化学品輸入（輸出）環境管理通関許可通知書の手続きを生態環境部に申請しなければならない。

運用状況

中国での危険化学品の管理について、応急管理部を始め、さまざまな行政機関が各自の職責範囲内で管轄している。現状の主な関連行政機関およびその職責は下表の通りである。

行政機関	職責	規制範囲												
		製造	使用	貯蔵	経営	運送	包装	販売	入国審査	輸出入	登録	分類	ラベル	SDS
応急管理部（MEM）	危険化学品の製造、使用、経営、登録など	○	○	○	○								○	○
生態環境部（MEE）	危険化学品の環境管理登録	○	○							○				
税関総署（GAC）	危険化学品の出入国検査									○			○	○
交通部（MOT）	危険化学品の運送および包装					○	○							
工業情報化部（MIIT）	GHS 実施の統括機関											○		

2011 年に公布された危険化学品安全管理条例だが、その運用の実態については未だ不透明な状態である。

今後の予定

現在、中国で危険化学品に関わる産業の規模は拡大しており、中国政府は危険化学品安全生産の各種業務において積極的に取り組んでいるが、依然として課題に直面している。このため、応急管理部は「危険化学品安全法」を策定しており、「危険化学品目録実施ガイドライン」を改正している。

【危険化学品安全法】

「危険化学品安全法」の策定は 2014 年から開始されている。公布された場合、化学品管理に関する初の法律となるため、現行法の規定内容との一致性および行政機関の職責の整合性を慎重に調整している。2020 年 2 月末現在、「危険化学品安全法」のドラフトはすでに完成しており、政府内部の関連部門の中で意見を募集している。しかし、応急管理部の担当者によると、現段階のドラフトから大きな変更がある可能性が高く、2020 年内での正式版の公布は難しい状況であるという。

【危険化学品目録実施ガイドライン】

応急管理部は、2019 年に「危険化学品目録実施ガイドライン」の改正作業を開始し、2019 年 3 月 14 日に意見募集稿公表し、同年 4 月 30 日までに意見募集を行った。2020 年 2 月時点で、改正案はまだ公表されていない。本ガイドラインの作者の 1 人にヒアリングしたところ、「本ガイドラインは必要なものが不足しており、完全ではない」という話があった。本ガイドラインの施行において様々な問題が生じている。例えば、混合物に関しては、策定の当初に意図していたことは、混合物中で目録に記載された成分の合計量が 70%を超えたものは危険化学品として扱うという内容であるが、ガイドラインの表現にはその意図を十分に反映できていない。

本ガイドラインの改正は、応急管理部危険化学品安全監督管理司の 2020 年重点作業の 1 つであるため、2020 年に正式版が公表される見通しである。その動向を注目すべきである。

2.3 PRTR

2020 年 2 月現在、中国では PRTR に相当する法令は公布されていない。

中国の PRTR に相当する法令として 2013 年に公布された「危険化学品環境管理登録弁法」が挙げられるが、2016 年に廃止された。2016 年 7 月 13 日に公布された「一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定」[77]によって、10 件の部門規章および 21 件の規範性書類が廃止されたが、そのなかのひとつに上記の弁法が含まれていた。

廃止の理由として、旧環境保護部は、本弁法の目的は危険化学品の関係情報収集、危険化学品による環境および健康への危害の予防または削減し、環境リスクを回避することである。本弁法を確実に施行するため、旧環境保護部はセミナーや研修などの方法で促進するとともに、改正作業で登録申請表を簡略化し、監督管理の一部の要求事項を削除したが、関連付属書類の不足や業界からの批判が大きいなどの原因で推進できなかったと説明している。

また、国務院が 2016 年 2 月に公表した「国務院第 2 回の 152 件中央指定地方実施行政審批事項を取り消すについての決定」により、「危険化学品生産使用環境管理登録証発行」および「環境保護部管轄内の有毒化学品輸出入環境管理登録予備審査」を取り消すことになったことは、「危険化学品環境管理登録弁法」の廃止の原因の 1 つである。

77 一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定（2020 年 3 月 9 日アクセス）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139836.htm

2.4 毒物

日本の毒劇法に相当する法令は、「危険化学品安全管理条例」および「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」である。「危険化学品安全管理条例」については既に記述しているため、ここでは「劇毒化学品購買及および道路輸送許可証管理弁法」について概説する。

制定の経緯

「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は 2005 年 4 月 21 日、公安部部長公務会議にて可決された。その後、2005 年 5 月 25 日、「公安部令第 77 号」により公布され、 2005 年 8 月 1 日より施行されている。

本弁法については、その規制対象物質である「劇毒化学品目録」が「危険化学品目録（2015 年）」のなかに組み込まれた点、および劇毒化学品の基準に変更があった点が 2010 年以降の改正点であるが、本弁法自体の規定については改正されていないため、その規制内容の詳細については NITE（2010）、NITE（2017）を参照のこと。

現行の法令の内容

「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の規定内容は、以下の通りである。

法令名	**劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）**
URL	http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html
目的	本法は、「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は、劇毒化学品の購入や道路輸送の 監督管理を強化し、国家財産と公民の生命財産の安全を保障するという目的により、「道路交通安全法」、「危険化学品安全管理条例」等の法律、法規の規定に基づき制定された（第 1 条）。
所轄官庁	交通部、公安部
制定改正	2005 年 5 月 25 日に公布、2005 年 8 月 1 日より施行
規制対象物質	規制対象物質は、人工合成の化学品、その混合物、天然毒素および急性毒性を有し公共安全に危害を及ぼす可能性がある化学品を含む急性劇毒性を有

法令名	**劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）**
	する化学品であり、現在、「危険化学品目録」（2015 年）に収載されている 148 の劇毒化学品である。劇毒化学品については危険化学品目録の右端の欄に「剧毒」と記載されている（下図参照）。 危険化学品目録における劇毒化学品の記載

劇毒化学品の基準について、現行の基準（2015 年）と過去の基準（2008 年）を下表にまとめる。下表より、基準の上限値が下げられていることが分かる。

劇毒化学品の基準の比較

	危険化学品目録（2015 年）	劇毒化学品目録（2008 年）
経口	LD_{50}≤5mg/kg	LD_{50}≤50mg/kg
経皮	LD_{50}≤50mg/kg	LD_{50}≤200mg/kg
吸入	(4h)LC_{50}≤100ml/m^3(気体)、または 0.5mg/L(蒸気)、または 0.05mg/L(霧)	(4h)LC_{50}≤500ppm(気体)、または 2mg/L(蒸気)、または 0.5mg/L(霧)

運用状況

劇毒化学品購買および道路輸送の所管は、治安管理（中国語では公安部）、交通管理（中国語では交通部）が担当している。「劇毒化学品購入許可証」を取得せず劇毒化学品を購入した場合および「劇毒化学品道路通行許可証」を取得せず劇毒化学品を道路輸送した場合、厳しく取り締まりされ処罰される。交通部は劇毒化学品の道路輸送を含む特別検査期間を設け、集中的に取り締まる。例えば、交通部は、「安全交通 100 日間行動方案」の公表の上、2018 年 9 月 18 日～同年 11 月中旬にかけて、中国全国で危険化学品の道路輸送の検査を行

った。

今後の予定

公安部は 2014 年 9 月 5 日に「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の改正意見募集稿[78]を公表し、同年 10 月 10 日まで意見募集を行ったが、同管理弁法の改正案は 2020 年 2 月現在まだ公布されておらず、改正作業の進行に関する公開情報も公表されていない。「危険化学品目録実施ガイドライン」の改正は劇毒化学品の管理にも影響を与える可能性がある。

78 「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の改正意見募集稿
http://www.gov.cn/xinwen/2014-09/09/content_2747023.htm

2.5 労働安全衛生

中国では、職場における化学物質の使用に関する法令は、主に以下の一般法および特別法の 2 種類である。

一般法	• 労働法 • 職業病防止法
化学物質に特化した特別法	• 有毒物質作業場所労働保護条例 • 化学品作業場所安全使用規定

「職業病防止法」は、企業における管理体制の整備、作業環境管理、作業管理（表示義務含む）、健康管理、衛生訓練、リスクアセスメントを規定しており、日本の労安法と同様に労働安全全般をカバーしている。

「有毒物質作業場所労働保護条例」および「化学品作業場所安全使用規定」については、特に改正されていないため、詳細については NITE（2010）、NITE（2017）を参照のこと。

制定の経緯

2001 年に公布された「職業病防止法」は、2011 年 12 月 31 日に大幅に改正された。この改正では、職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などが明確に定められた。さらにその後、関連法規制が改正されたことにより、2016 年 7 月 2 日、第 12 回全国人民代表大会常務委員会第 21 回会議で公布された主席令第 48 号で、「職業病防止法」が一部改され、2017 年 11 月 4 日および 2018 年 12 月 29 日、さらに 2 回の一部改正が行われた。

現行の法令の内容

職業病防止法の規定内容は以下の通りである。化学物質に関する規定については、NITE（2010）からの変更はないため、その部分の規制内容についてはそちらを参照のこと。

法令名	**職業病防止法**
URL	2011 年、2016 年、2017 年および 2018 年の改正を反映した最新の職業病防

法令名	**職業病防止法**
	止法の原文は以下。 https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/fl/201712/t20171212_232549.shtml
目的	本法は、職業病や関連する危害を予防、抑制、除去し、ならびに治療し、労働者の健康及び関連権益を守り、経済社会の発展を促進する。
所轄官庁	応急管理部

2011 年改正は大幅な改正であり、職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などを明確に定めた。また、2016 年の改正では、主に建設プロジェクト関連の規定が改正された。

「職業病危害要素分類目録（2015 年版）」は 2015 年 11 月 17 日、国家衛生計生委、人力資源社会保障部、安全生産監督管理総局、全国総工会により公布され、公布と同時に施行された。本目録の施行にともない、旧衛生部が 2002 年 3 月 11 日に公布した「職業病危害要素分類目録」は廃止される。

法令名	**職業病危害要素分類目録（2015 年版）**
URL	http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml
所轄官庁	応急管理部
関連文書	• 132 種類の職業病について規定。 • 2015 年版目録では、職業危害要素は下記の 6 種類、計 459 項目に分類されている。 ➢ 粉塵要素：52 項目 ➢ 化学要素：375 項目 ➢ 物理要素：15 項目 ➢ 放射性要素：8 項目 ➢ 生物要素：6 項目 ➢ その他の要素：3 項目

運用状況

国家衛生計生委員会が発表した「2018 年我が国衛生健康事業発展統計公報」[79]によると、2014 年、中国全土における職業病は計 23,497 件であり、そのうち、職業性塵肺病は 19,524 件、職業性化学品中毒は 1,333 件、職業性感染病は 540 件であった。

今後の予定

国務院弁公庁は 2016 年 12 月 26 日付で、「国家職業病防止計画（2016～2020 年）」を発表した。本計画では、労働者の健康の権利を保障し、健康な中国を作るために、第 13 次五カ年計画期間における職業病防止業務の態勢を定めた。

国家職業病防止計画（2016～2020 年）の主な内容は以下の通りである。

法令名	**国家職業病防止計画（2016～2020 年）**
URL	http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm
目的	同計画は、以下の目的等を含め、健康な中国を作り上げるための重要な基礎を固めるために策定されたものである。 • 衛生と健康に関する正しい方針を堅持する。 • 政府の監督の職責を強化、ならびに雇用主の主体的責任遂行を促す。 • 職業病防止レベルを引き上げ、全社会の広範な関与を奨励する。 • 職業病の危害を効果的に防止及び抑制し、労働者の健康を保障し、経済社会の持続的で健全な発展を促進する。
所轄官庁	国務院、安全生産監督管理総局、労働部
主な内容	• 本計画は、職業病防止業務の以下の各任務を全面的に遂行すべきことを強調している。 1. 原因をなくすことで職業病の対策を行うこと。職業性のじん肺、化学中毒を重点とし、鉱山、非鉄金属、冶金、建材などの業界で専門的な対策を実施すること。 2. 雇用主に主体的責任を果たさせ、防止管理責任制の確立を促し、リスクの評価、防護設備の効果の評価、工事竣工時の検収段階での管理を実施すること。 3. 職業病と衛生の監督を強化し、雇用主と職業衛生技術サービス機関

[79] 国家衛生計生委員会「2018 年我が国衛生健康事業発展統計公報」
http://www.nhc.gov.cn/guihuaxxs/s10748/201905/9b8d52727cf346049de8acce25ffcbd0.shtml

	の「ブラック目録」[80]制度を設け、それを定期的に社会に公表すること。 4. 職業病防止サービスの水準を向上させ、農民工（農村から都市への出稼ぎ者のこと）のじん肺の問題をはじめとし、職業病診断手続きを簡素化し、サービスの流れを改善し、サービスの質を向上させること。 5. 職業病から救う保障措置を定め、雇用主に期限通り定められた金額の労災保険料を納付させ、労災保険を、基本医療保険、大病保険、医療救助、社会の慈善事業、商業的保険などと効果的に組み合わせて、労働者が利用できるようにする。 6. 職業病防止の情報化を進め、重点の職業病と職業病リスクの測定、報告、管理のネットワークを整備すること。 7. 職業病防止の宣伝、教育と健康促進を強化し、職業病防止の法律・法規・標準を広く宣伝すること。 8. 職業病防止の科学研究を推進し、職業病防止の基礎研究と先進的研究を奨励及びサポートし、研究成果の応用普及を促進すること。 • 本計画は、各地方が職業病防止をより重視し、社会発展全体計画に組み入れ、各方面の協調を図り、総合的な職業病防止水準を向上させるよう要求している。各関係官署はそれぞれの担当分野に応じてそれぞれの職責を果たし、各業務を着実に実行しなければならない。

今年は第 13 次 5 カ年計画期間の最終年であるため、次の 5 カ年計画を見据え、新たな国家職業病防止計画が制定される見通しである。

[80] 法令違反企業リストを意味する。

2.6 消防

中国における消防関連の法規制は、消防法を最上位法として、「建築設計防火規範 GB 50016-2006」や「消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015」といった国家標準が定められている。

制定の経緯

中国の消防法は 1998 年 4 月 29 日に、第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議で可決された。さらに 2008 年 10 月 28 日に第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で改正が可決された。改正された消防法は、2009 年 5 月 1 日より施行されている。その後、2019 年 9 月 23 日に一部改正された。

ただし、本法で定められている可燃性・爆発性危険物については、具体的には危険化学品安全管理条例に従って管理されている[81]。

現行の法令の内容

消防法の主な規定は以下の通りである。2019 年に行われた一部改正[82]では、主に消防にける建築物の検収に関する条文や「公安消防部隊」の組織再編にともなう名称変更などであり、企業の留意点については改正されていないため、NITE（2017）を引用する。

法令名	**消防法**
URL	http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
所轄官庁	公安部
対象物質	可燃性・爆発性危険物
改正内容	• 消防安全責任制を強化（第 16 条） 企業の主要責任者は、該当企業の消防安全責任者になり、消防安全面でのすべての責任を負担する。

[81] NITE（2010）「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」
[82] 2019 年第 29 号主席令
http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml

法令名	**消防法**
	• 可燃性・爆発性危険物を生産、貯蔵、販売する場所は、居住場所と同一の建物内に 設置してはならず､居住場所と一定の安全な距離を保つことと規定されている（第 19 条)。 • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭の設置については、消防技術基準に適合することが規定されている。可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設は、消防安全要求に適合する場 所に設置し、火災と爆発に関する要求に適合する必要がある（第 22 条第 1 項)。 • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭や、可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設が既に設置されている場合で、前項の規定に適合していない場合は、地方人民政府が関連部門や事業所が安全を脅かす要因を早期に解決、削除するように調整しなければならない（第 22 条第 2 項)。 • 消防製品は国家標準に必ず適合していることが非通用。国家標準がない場合は、業 種標準に適合する必要がある。不合格の消防製品及び国家が淘汰を命じた消防製品 を生産、販売、または使用禁止となる（第 24 条)。 • 15 種類の違法行為および処罰（第 58 条～72 条） 企業や個人に関らず、報告義務を無視する、または報告義務を有する人員はすぐ報告しない場合、違法と問われる可能性がある。具体的な罰則としては、拘留の罰則が追加されたとともに、罰金の額が大幅に上昇された。
関連文書	**建築設計防火規範 GB 50016-2006** 消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。

このほか、消防関連の国家標準として「建築設計防火規範　GB 50016-2006」と「消防安全マーク第 1 部分：マーク　GB 13495.1-2015」がある。前者は、消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。後者については、1992 年に公布された「消防安全マーク　GB 13495-1992」を改正した標準である。同標準で規定されるマークは、様々な建物、場所で広く利用され、火災事故の効果的な予防と減少に重要な役割を果たしてきた。2015 年の改正は、主に中国の消防安全作業における実務面での需要や管理の特徴、および大衆の認知習慣に基づくもので、同時に、国際的な消防安全標準の内容も参考にされた。

2015 年版の発行、実施は、消防安全マークの利用をより規範化し、消防安全マークの識別可能性を向上させ、火災を有効に予防し、人民の生命や財産安全を確保することについてさらに貢献するものと期待されている。以下に、その詳細をまとめる。

法令名	**消防安全マーク第 1 部分：マーク　GB 13495.1-2015**
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
規制内容	**消防安全マークの種類** 消防安全マークが、下記の 6 種類、計 25 個常用マークおよび 2 個の方向補助マークを含む。 （1）火災警報装置 （2）緊急避難 （3）消火設備 （4）禁止と警告 （5）方向輔助マーク （6）文字輔助マーク **消防安全マークの構成** 非常口の位置と方向、避難ルート、消防施設や設備の設置場所、火災または爆発に関わる危険区域の警示と禁止など、特定の消防安全情報を公衆に伝えるためのものであり、幾何学形状や安全色、特定の消防安全情報を示す絵表示で構成されている。 **2015 年改正の特徴** 2015 年版では、新たに「火災専用電話」、「車輪付き消火器」、「放水銃」の 3 種類のマークが追加され、また、従来の標準にて規定された「緊急出口」、「消防はしご」、「消防ホース」、「火災に注意-易燃性物質」、「火災に注意-酸化性物質」、「爆発に注意-爆発物」の 6 種類マークの名称が、それぞれ「非常口」、「非常はしご」、「消防ホースリール」、「易燃性物質に注意」、「酸化性物質に注意」、「爆発物に注意」と変更された。 さらに新標準では、消防ボタン、非常口、スライドドア、閉塞禁止、消火器、消防ホースリール、水消火禁止、方向輔助マーク等 12 種類のマークの細部に修訂が施された。

運用状況

応急管理部消防救援局の統計データ[83]によると、2019 年、中国全国において 23.3 万件の火災事故が発生したが、重大火災事故が例年よりはるかに減少し、特別重大火災事故がなかった。火災事故による 1335 人死亡、837 人負傷、直接財産損失は 36.12 億元（約 577.92 億円、2020 年 2 月末レート）であり、2018 年と比べて、それぞれ 4%、8.7%、0.8%および 1.9%低減した。火災事故は 2018 年比べて減少したが、消防救援の回数は 8.8%増加した。

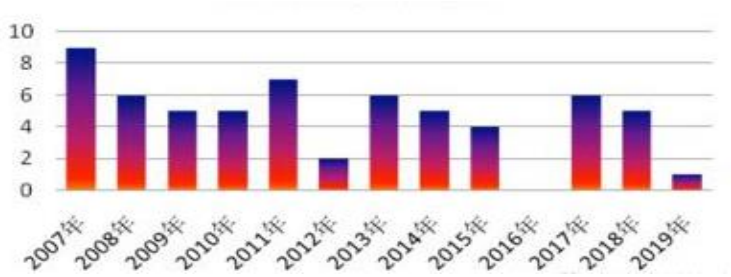

2007 年～2019 年火災事故件数

地域的には、東部地域は人口が多く、産業が盛んで重要な経済拠点であるため、火災リスクも高い。中国全国の火災事故の 31.6%は東部地域に発生し、比較的に重大火災事故および重大火災事故はそれぞれ全国の 43.8%および 100%に占め、死亡人数および負傷人数はそれぞれ全国の 37.2%および 39.1%に占めた。他の 3 つの地域（西部地域、東北地域、南部地域）と比べて極めて高い比率であった。

今後の予定

公安部（中国語名称、公共安全を担当する省庁）に所属していた「公安消防部隊」（中国人民武装警察消防部隊）は、2018 年 10 月 9 日に応急管理部に移管された。これにより中国で実行されていた 53 年間の現役軍人による消防部隊は解体された。

移管された後、応急管理部の消防救援局は主に消火および救援を担当し、法規制策定や消防監督等の消防関連の「予防」に関しては、別の専門部署で担当する。今後、消防に関する法規制の策定や救援などはさらに整備される。

83 応急管理部消防救援局「統計データ」
https://www.119.gov.cn/article/3xBeEJjR54K

2.7　家庭用品

中国では、日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に相当する法律はない。その代わりに、有害物質の含有規制が個別の法令として制定されており、そのなかでも特に日本企業への影響が大きいものとしては、「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」（呼称：中国 RoHS 2）が挙げられる。

制定の経緯

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国 RoHS 2）の制定の背景

中国情報産業部(現在の工業情報化部)等の 7 部門は 2006 年 2 月に、共同で「電子情報製品汚染抑制管理弁法」[84]（以下、「中国 RoHS 1」）を公布した。しかし、中国の電気電子産業の発展に伴い、中国 RoHS 1 の関連制度について不備が現れてきたため、その改正が求められていた。中国 RoHS 1 は電子情報製品の含有有害物質の表示のみを規定し、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品を含まず、環境および人の健康の全面的な保護には不十分なものであった。一部の企業は 2 つの方法を使い分けて使用していた。すなわち、輸出品に対しては有害物質を制限していたが、中国国内で販売される製品に対してはそうした措置を採用していなかった。中国の電気電子産業の発展を目指すためにも、他国の制度を参考にし、「電子情報製品汚染抑制管理弁法」の適用範囲を拡大する必要があった。

また、中国 RoHS 1 は、電子情報製品汚染抑制重点管理目録に記載されたすべての製品に対して強制認証を行うことを規定していた。ただし、製品によって汚染抑制管理の要求事項が異なり、かつ電気電子製品のグレードアップ／モデルチェンジが頻繁に行われているため、強制認証を全面的に執行することは新製品の開発および関連産業の発展に不利な影響をもたらす恐れがある。このような理由から、中国 RoHS 1 の管理方法を調整し、合格評定制度を構築し、管理制度を改善する必要があった。そうした背景を踏まえて、2016 年 1 月 6 日、中国工業情報化部、発展改革委員会、科技部、財政部、環境保護部、商務部、税関総署、質検総局の 8 部門は共同で「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」[85]を公布した。

---

[84] 電子情報製品汚染抑制管理弁法
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/gwy/200910/t20091030_180707.htm
[85] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm

- 新旧 RoHS の主な相違点

項目	旧弁法	新弁法
名称	電子情報製品汚染抑制管理弁法	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
対象製品	電子情報技術を採用して製造する電子レーダー製品、電子通信製品、放送テレビ製品、コンピューター製品、家庭用電子製品、電子測量機器製品、電子専用製品、トランジスタ製品、電子応用製品及び電子材料製品等の製品とそれらの部品	電流あるいは電磁場により稼動する、あるいは電流および電磁場の生産・運送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品
対象となる有害物質	• 鉛 • 水銀 • カドミウム • 六価クロム • ポリ臭化ビフェニル（PBB） • ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE） • 国家が指定するその他有毒有害物質または元素	• 鉛およびその化合物 • 水銀およびその化合物 • カドミウムおよびその化合物 • 六価クロム化合物 • ポリ臭化ビフェニル（PBB） • ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE） • 国家が指定するその他有害物質
施行日	2007 年 3 月 1 日	2016 年 7 月 1 日
規制方法	2 段階規制	2 段階規制
第 1 ステップ	SJ/T11364-2006「電子情報製品汚染抑制標識要求」に従い表示	SJ/T 11364-2014「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」に従い表示
第 2 ステップ	重点管理目録及び中国強制認証制度	基準到達管理目録及び合格評定制度

<u>電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国 RoHS 2）の実施に向けた取り組み</u>

「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」（下記、「管理弁法」と略称する）は「2 段階」の施行理念を採用しており、第 1 ステップとしては、適用範囲内の対象製品について、関連する基準に従って標識要求を満たしラベルを貼付するよう義務付けられている。

次に、第 2 ステップでは目録管理の方法を採用し、「基準到達管理目録」に収載された製

品に対して有害物質の含有量の制限要求を実施し、有害物質の含有量が基準値を超えてはならないとし、そのための詳細については関連する合格評定制度に従い管理されるものとしている。以下、管理弁法の第 1 ステップと第 2 ステップについて解説する。

中国 RoHS2 の法規システムをさらに完全へ

大多数の企業が「管理弁法」の第 1 ステップの対応を済ませている状況を踏まえた上で、第 2 ステップの作業を促進するため、EU をはじめとした他の国・地域の電気電子製品に対する有害物質使用制限に関する規制の執行と経験を参考にして、中国工業情報化部等の 8 部門は、2018 年 3 月 12 日に「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第 1 次）」、および「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」を発表した。

第 2 ステップを具体的に実施し、「到達管理目録」に収載された製品を管理するため、中国市場監督管理総局と工業情報化部は 2019 年 5 月 16 日、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」[86]を公布した。この「取り決め」により、2019 年 11 月 1 日以降、「基準到達管理目録」に収載された電器電子製品のサプライヤーは、電器電子製品の有害化学物質使用制限に対する合格評定に基づく認証取得を完了しなければならない。

現行の法令の内容

【電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（RoHS2）】

2016 年 7 月 1 日の「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の施行とともに、旧法である「電子情報製品汚染制御管理弁法」は廃止された。中国 RoHS 2 とも呼ばれる現行の中国 RoHS の概要は、以下のとおりである。

[86] 電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190517_293827.html

法令名	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
URL	http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm
所轄官庁	工業情報化部
規制対象物質	• 鉛およびその化合物（0.1wt%） • 水銀およびその化合物（0.1wt%） • カドミウムおよびその化合物（0.01wt%） • 六価クロム化合物（0.1wt%） • ポリ臭化ビフェニル（PBB）（0.1wt%） • ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）（0.1wt%） • 国が指定するその他の有害物質（0.1wt%）
規制内容	**対象製品（第 3 条 1）** 電器電子製品（定格電圧 AC1000V/DC1500V 以下）： 電流あるいは電磁場により稼動する、または電流および電磁場の生成・伝送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品。ただし、電力の生産・伝送・配分に係わるものは除く。 **主な内容** (1) 生産者および輸入者の責任については、有害物質の名称およびその含有量、構成部品および当該製品の回収利用の可否、不適切な利用あるいは処置した場合の環境・人体健康への影響、電器電子製品の環境保護使用期限などを表示しなければならない。（第 13~14 条） (2) 国は電器電子製品有限物質使用制限合格評定制度を構築する。目標達成目録に記載された電器電子製品は、電器電子製品有害物質使用制限関連の国家標準あるいは業界標準を満たさなければならず、電器電子製品有限物質使用制限合格評定制度で管理される。（第 18 条）

【「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A】

中国工業情報化部は、2016 年 5 月 16 日、「『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』の実施に関する Q&A」[87]（「中国 RoHS2 FAQ」とも呼ばれる）を公表した。本 Q&A は以下の構成となっており、計 56 の質問とそれに対する回答が掲載されている。

87 「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A
http://gxt.jl.gov.cn/xxgk/zcwj/zcfg_zcjd/201607/t20160701_2316377.html

第一部：総合的な問題	
第二部：「管理弁法」の適用範囲について	1. 「管理弁法」の適用範囲に関する説明 2. 適用範囲に関する具体例
第三部：「管理弁法」の基本的要求事項	1. 「管理弁法」の施行および企業での実施の流れ 2. 制限される有害物質の種類 3. 表示要求 （1）移行期間における基準の実施 （2）基準の適用範囲に関する質問 （3）電器電子製品の付属品の表示に関する質問 （4）表示内容および表示の具体的な要求 （5）一部の具体的な表示例 4. 限度量に関する要求
第四部：「管理弁法」のその他の要求	
第五部：罰則関連	

関連標準（Q7）

「管理弁法」の第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条の規定によると、有害物質の使用を制限する国家標準または業界標準は、以下の標準（追補を含む）を指す。

標準番号	標準名	内容
SJ/T 11364-2014	電子電気製品有害物質使用制限標識要求	標識
GB/T 26572-2011	電子電気製品における使用制限物質の制限量要求	制限量
GB/T 26125-2011、IDT IEC 62321：2008	電子電気製品使用制限物質 6 種（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル）の測定	測定
GB/T 29783-2013	電子電気製品における六価クロム測定の原子蛍光分析法	

上記の標準はいずれも「管理弁法」の施行に伴い制定されたものであり、「管理弁法」の規定を実施する上で必須のものである。したがって、「管理弁法」で引用されているこれらの標準を遵守しなければ、「管理弁法」の要求を満たすことはできない。適用範囲に属する製品については、これらの標準を確実に遵守することが求められる。

判定方法（Q13）

具体的な適用範囲については、下記のフローチャートに基づき判断する。

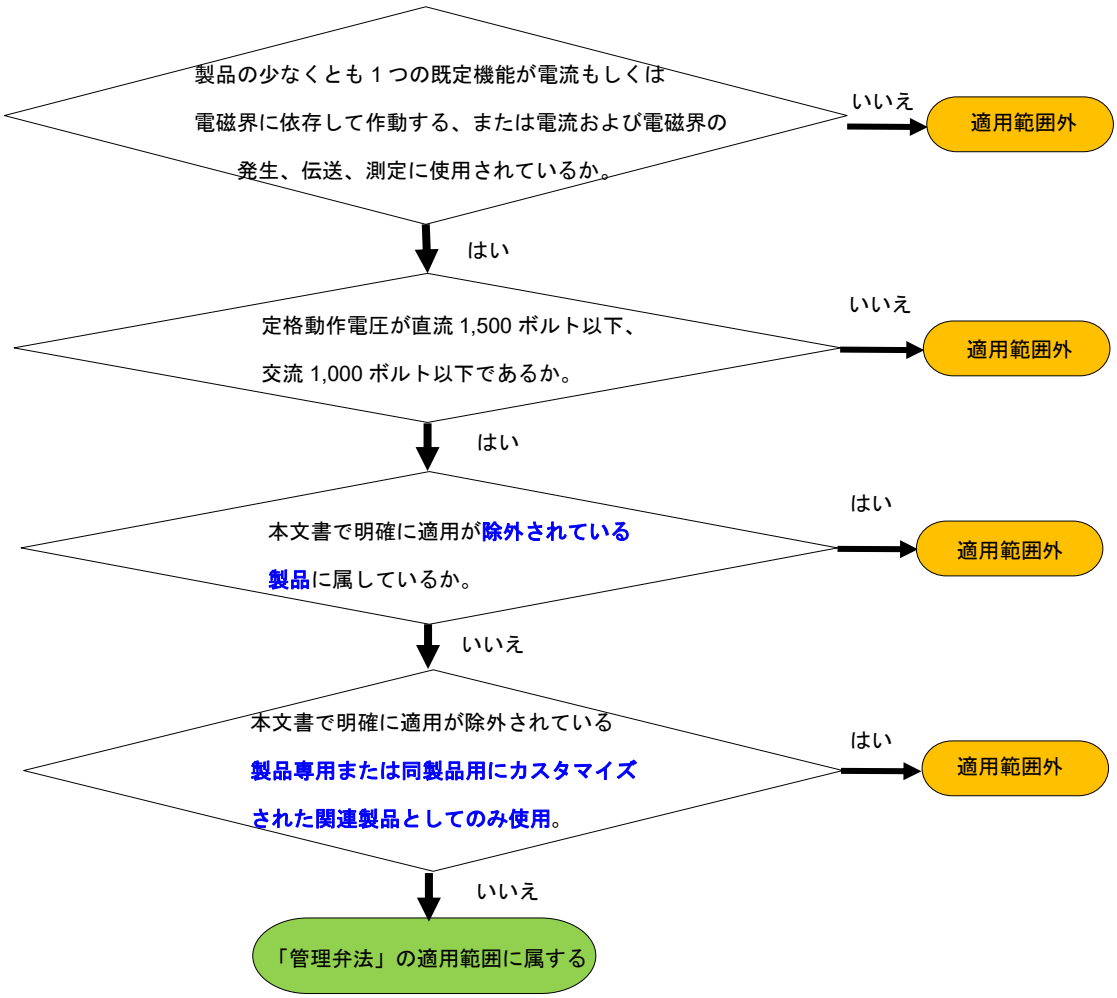

適用範囲（Q12）

適用範囲には、以下の機器やその関連機器が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

1　通信機器
2　ラジオ、テレビ機器
3　コンピューターやその他の OA 機器
4　家庭用電器電子機器
5　電子式計器
6　工業用電器電子機器
7　電動工具
8　医療用電子設備や機械
9　照明製品
10　文化・教育、工芸・美術、体育、娯楽用の電子製品

適用除外製品（Q11）

以下の電器電子機器、およびそれらの機器に専用またはカスタマイズされた関連製品は、「管理弁法」の適用範囲外となる。

1. 発電所、送配電施設、建築物の給配電用システムや設備など、電力の生産、伝送および分配に関連する機器。
2. 軍事用途の電器電子機器。
3. 特殊な環境または極限環境で使用される電器電子機器。
4. 輸出用の電器電子機器。
   注意：輸出用の電器電子機器は、輸出先の国や地域の有害物質使用制限に関する規定に適合していること。
5. 一時的に輸入または中国国内に持ち込んで補修するが、販売しない電器電子機器。
6. 科学研究または研究開発、試験用の試作品。
7. 展示会、展覧などに使用するが、販売しないサンプルや展示品など。

また、以下に、留意しておくべき一部の質問を列挙したので、参考にしてください。

Q16. 様々な形で使用される電線・ケーブルについては、どのように「管理弁法」の要求に適合させればよいのか？

A：Q11 の「1.」に記載の適用除外製品に関係する送配電ケーブルを除き、その他の「管理弁法」の適用範囲に属する電器電子設備に使用されるケーブルについては、いずれも「管理弁法」の要求に適合しなければならない。市場で販売され、最終的な用途が不明のケーブルに関しても、「管理弁法」の要求を満たしていなければならない。

Q20. アフターサービスの交換保証により交換した製品は、「管理弁法」の適用範囲に属するのか？

A：製品の交換は、元の製品と同一特性を持つ新製品を市場で販売したと見なされるため、「管理弁法」の適用範囲に属する。

Q23.「管理弁法」の施行後、海外の親会社が電器電子製品を中国の子会社に転売した場合、「管理弁法」の要求に適合する必要があるのか？

A：海外の親会社が異なる独立法人資格を有する中国の子会社に製品を転売した場合、「管理弁法」の要求を満たさなければならない。海外の本社が同一の独立法人資格を有する中国の子会社に製品を転売した場合、この種の状況は会社内部での資産移転に当たり、「市場への投入」という行為には当たらないため、「管理弁法」の制限を受けない。

Q28. 電器電子製品の環境保護使用期限の開始日は、どの日を基準とするのか？

A：電器電子製品の環境保護使用期限の開始日は、その製造日を基準とする。

Q33. 電器電子設備に属していない構成部品を製品とともに販売する際、表示を行う必要があるのか。また、これらの構成部品の有害物質含有状況を含有量表に明記する必要があるのか？

A：電器電子設備に属していない構成部品を製品とともに販売する場合、電動ミシンの補助テーブルやカメラのレンズフードのように、同構成部品が製品の構造上の要求を満たす上で、または機能要件で必須の部品となっている場合、SJ/T 11364-2014 に従い表示し、「有害物質の名称および含有量表」でも、同部品の有害物質の含有状況について明記すること。上記以外の場合には表示しなくてよい。

Q36. 製品の有害物質含有量がいずれも GB/T 26572-2011 で規定の限度量要求を超えていない場合、SJ/T 11364-2014 の図 1 に記載の「e」マークを表示するべきなのか？

A：SJ/T 11364－2014 の 6.2.1 条の要求によると、製品の有害物質含有量が GB/T 26572-2011 で規定の限度量要求を超えていない場合、下図（「e」マーク）を表示しなければならない。また、その場合は、有害物質含有量表による宣言は不要となる。

Q41. SJ/T 11364-2014 では、有害物質の名称および含有量の表示が各部品に対応しているよう要求されているが、どのように製品の部品を区分すればよいのか？有害物質を含まない部品については、宣言内容に含まれる有害物質含有量表に列記する必要があるのか？

A：電器電子製品は、その種類が非常に多いため、製品の部品を区分して 1 つずつ列挙することはできない。具体的な部品の区分方法については、企業が自ら指定できるが、製品におけるすべての有害物質の含有状況を伝えるため、製品の各構成部分が含まれていなければならない。また、単一の部品または同類の部品毎に、有害物質含有量に関する宣言を行うのが容易な区分とすること。有害物質を含まない部品については、SJ/T 11364-2014 の 6.2.2 条、表 1「有害物質含有量表」への列挙は強制されていない。

Q45. 現在、多くの電器電子製品の電池は、取り外しができないようになっているが、この種の製品については、電池も含めて 1 つの表示のみでよいのか？

A：電池の取り外しができない電器電子製品の有害物質使用制限マークについては、1 つのみ表示すればよい。ただし、有害物質含有量表には、電池を含めた製品のすべての部品を含めること。

Q55.「管理弁法」の規定への違反に関して、第 3 章の罰則では、具体的な処罰条項が記載されていないのはなぜか？

A：関連する各部や委員会は、様々な状況を対象としたそれぞれの処罰条項を有しており、調整できるという目的を考えた場合、「管理弁法」の第 3 章で具体的な規定を設けるのは適切とはいえない。それゆえ、「管理弁法」第 19 条の規定に基づき、「管理弁法」の要求に違反した事業者、個人などについては、移管するか、もしくは商務、税関、品質検査、工商などの部門がそれぞれの職責の範囲内で法に基づき処罰する、または移管するとともに各関連部門がそれぞれの職責の範囲内で法に基づき処罰する。

【「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」SJ/T 11364-2014】

「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」のラベルについては、「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」SJ/T 11364-2014 を参照することとなる。

電子電気製品は、本標準の要求に基づき、製品に有害物質が含まれるか否かという標識を貼付する。製品に有害物質が含まれていない場合は、以下の図 1 の標識を選択する。製品に有害物質が含まれる場合は、図 2 の標識を選ぶとともに、本標準の 6.2.2 項の要求に基づいて有害物質の名称及び含有量を製品取扱説明書に明記する。

図 1　標識 I	図 2　標識 II
図形全体の意味は、その電子電気製品は、有毒物質を含まない、グリーン環境保護型の電子電気製品であり、廃棄後は回収利用ができるため、むやみに捨てるべきものではないことを表している。	図形全体の意味は、その電子電気製品には有害物質が含まれるが、環境保護使用期限内は安心して使用でき、環境保護使用期限を過ぎた後は回収循環システムに入るべきものであることを表している。図 2 にある数字はあくまでも例である。使用時に、該当電子電気製品の環境保護使用期限の年数で置き換える。

有害物質の標識様式

有害物質の標識様式は下表の通り。

表　有害物質の名称及び含有量の標識様式

製品に含まれる有害物質の名称及び含有量

部品名称	有害物質					
	鉛（Pb）	水銀（Hg）	カドミウム（Cd）	六価クロム（Cr(VI)）	ポリ臭化ビフェニル（PBB）	ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）
…	…	…	…	…	…	…

表は、SJ/T11364の規定に基づいて作成する。
○：該当部品の中の全ての均質材料に含まれる有害物質の含有量がいずれもGB/T26572が定めた制限値を下回ったことを示す。
×：該当部品の中の最低一つの均質材料に含まれる有害物質の含有量がGB/T26572が定めた制限値を上回ったことを示す。
（企業はここで、実際の状況に応じ、上記「×」が付けられた技術的原因をさらに説明することができる。）

環境保護使用期限について

環境保護使用期限とは、電気電子製品に含まれる有害物質が、通常の使用条件の下で、外部への漏洩あるいは突然変異を生じない、電気電子製品の使用中にユーザーが環境への汚染を引き起こさない、あるいは人体や財産に損害を及ぼさない期限のことである。

有害物質が含まれる電気電子製品は、生産者あるいは輸入者が SJ/Z11388「電子情報製品環境保護使用期限通則」を参照し、製品の環境保護使用期限を自ら確定し、かつその環境保護使用期限の標識を表示する。

改正版案の公表

中国電子技術標準化研究院は 2020 年 1 月 20 日に中国 RoHS 関連標準である「電器電子製品有害物質使用制限標識要求」の改正版の意見募集稿を公表し、意見募集を開始した。

基準到達管理目録に掲載され、合格評定を完了した製品は、電器電子製品有害物質使用制限マークの表示が不要になるなどの規定を追加した（6.5 で規定されている）。オレンジマーク（環境保護期限マーク）を省略する場合、製品有害物質の名称及び含有量についての説明を付属しなければならない。また、製品説明の中で、製品の環境保護期限内における使用条件、付属品特別マーク等について詳しく説明しなければならない。

【電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め】

中国市場監督管理総局と工業情報化部は、2019 年 5 月 16 日（工業情報化部は 2019 年 5 月 20 日付け）、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」を公布した。この「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」は、全 4 章 23 条及び付属文書から成る。

1. 合格評定の方式
2. 国家推進任意認証の組織及び実施
3. 自己宣言の組織及び実施
4. 合格評定のマーク
5. 監督管理
6. 付則

対象製品と施行日

2019 年 11 月 1 日以降、「電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第 1 次）」に収載されている製品を出荷、輸入する場合、「実施の取り決め」の要求を満たしていなければならない。

合格評定の方式

以下の 2 種類から成る。

1. 任意認証 （国家推進任意認証）	企業が任意で申請し、関連する有害物質使用制限標準および技術規範の要求に電器電子製品が適合していることについて第三者機関により証明するもので、国が統一して推進するとともに、規範的に管理する認証活動を指す。認証機関が、関連製品の認証証明書が取得されてから 5 業務日以内に、認証結果情報を公共サービスプラットフォームに報告すること。
2. 適合宣言 （自己宣言）	供給者（生産者、授権代表者などを含む）の提供する電器電子製品が有害物質使用制限標準および技術規範の要求を満たしていることを証明するために、自主的に合理的な方法を用いて適合性評価を完了するとともに、製品の適合性情報を報告する合格評定活動を指す。供給者は、製品を市場に投入してから 30 日以内に、公共サービスプラットフォームでの適合性情報の報告を完了すること。

工業情報化部は、市場監督管理総局と共同で、電器電子製品有害化学物質使用制限の公共サービスプラットフォームを構築し、データの共有を実現する。公共サービスプラットフォームにより、「基準到達管理目録」に収載された電器電子製品の有害化学物質使用制限合格評定情報を管理し、合格評定結果を公表する。

方式	合格評定ラベル[88]	適合性情報のプラットフォームへの報告期限	報告者
任意認証（国家推進任意認証）		製品の認証取得後、5 営業日以内	認証機関
適合宣言（自己宣言）		製品を市場投入後、30 日以内	供給者（生産者、授権代表者などを含む）

「基準到達管理目録」に収載された電器電子製品のサプライヤーは、上記 2 種類の方式（国家推進任意認証または自己宣言）から、いずれかの方式を選択し、電器電子製品の有害化学物質使用制限に対する合格評定手続きを完了しなければならない。

付属文書 1「電器電子製品有害化学物質使用制限の任意認証実施規則」

適用範囲

電器電子製品およびそのアセンブリ 、コンポーネント および部品 、材料の有害物質使用制限の任意認証に適用される。

認証方式

各認証方式の要素一覧表

[88]中国市場監督管理総局は、2019 年 7 月 2 日に電器電子製品有害物質使用制限の合格評定制度における「供給者適合性ラベル」を明確に規定した。図のとおり、右側に「SDoC」と記したラベルを使用するものとする。http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201907/t20190703_303174.html

認証方式	サンプルの検査測定			初期工場検査	認証取得後の監督	適用製品
	サンプル送付	サンプリング	適合宣言			
方式 1	✓（型式試験）		✓		✓	コンポーネントおよび部品製品、材料製品
方式 2		✓	✓		✓	コンポーネントおよび部品製品
方式 3	✓（最適化検査測定）		✓		✓	完成品類およびアセンブリ類（複雑な製品）
方式 4		✓	✓	✓	✓	本規則の範囲内にあるすべての製品

認証実施の手順（認証証明書の有効期間は 5 年とする。）

① 認証の申請（認証の主体は認証委託者）

↓

② サンプルの検査測定（検査は認証機関と契約し、かつ、関連する能力及び資格要求を満たした検証・検査測定機関により実行すること）

↓

③ 初期工場検査（方式 4 の場合のみ）（認証機関により、検査者を派遣して生産企業に対する検査を実施）

↓

④ 認証結果の評価及び承認（主体は認証機関）

↓

⑤ 認証取得後の監督

付属文書 2「電器電子製品有害化学物質使用制限の供給者による適合宣言規則」

適用範囲

本規則は「基準到達管理目録」に収載されている製品に適用される。

自己宣言の報告主体

自己宣言を報告するサプライヤーには、生産者および授権代表者が含まれる。

宣言の内容

自己宣言の内容には、製品が有害物質限度要求の規定を満たしていること、および関連する技術支援文書が含まれること。そして、それら以外に自己宣言には、少なくとも以下が含まれていること。

(1) 供給者の名称および連絡先。
(2) 電器電子製品の名称、仕様、技術支援文書の番号、技術支援文書の分類。
(3) 宣言の内容および関連する宣言書類の真実性、完全性、適合性に対する承諾。
(4) 授権者の署名、社印などを含む付加的な情報。

電器電子製品有害物質使用制限の供給者による適合宣言の基本形式

電器電子製品有害物質使用制限の供給者による適合宣言

(1) 供給者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 連絡先（住所、郵便番号、電話、メールアドレス）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 宣言する製品および仕様

番号	製品名	仕様	技術支援文書の番号	技術支援文書の分類
1				
2				
3				
……				

上記の製品を市場に投入する際、有害物質が「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」および「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理リスト」の限度要求に関する規定に適合していること、また、上記の宣言内容および関連する技術支援文書の真実性、完全性、適合性に対して責任を負うことについて、当方は厳粛に宣言する。

法定代表者または署名権限者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名　　日付

（社印）

【電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第１次）】

中国工業情報化部は、2018 年 3 月 15 日、2018 年第 15 号公告として、「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第１次）」および「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」を公布した。これらの目録を下記に示す。

第１次目録収載製品。

1	電気冷蔵庫
2	エアコン
3	洗濯機
4	電気温水器
5	プリンター
6	コピー機
7	ファクシミリ
8	テレビ
9	モニター
10	マイクロコンピューター
11	携帯電話
12	電話機

「基準到達管理目録」には、製品の範囲や定義、適用範囲の説明が記載されている。また、目録最下部の注意書きには、以下のように注記されている。

「本目録中の製品については、目録外の製品の部品として使用される場合、本目録の適用範囲には属さない。ただし、本目録に収載された製品の最終的な用途が不明で、かつ、市場において単独で販売される場合、本目録の適用範囲に属する」

「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」

「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」に収載された製品については、工業情報化部の公告によると、当面、有害物質使用制限関連要求の実施は求められない。「適用除外目録」には、各有害物質の使用制限が除外される用途および限度値要求が記載されている。以下に同目録の一部を示す。

番号	適用除外用途	規制値要求
水銀（Hg）		
1	一般照明用途の片口金形（コンパクト形）蛍光ランプ。	ランプ当たりの水銀含有量が以下の量を超えないこと。
	30W 未満。	2.5mg
	30W 以上 50W 未満。	3.5mg
	50W 以上 150W 未満。	5mg
	150W 以上。	15mg
	環形または角型で、管径 17mm 以下。	7mg
	特殊用途用。	5mg
	30W 未満、かつ、寿命 20,000 時間以上。	3.5mg

運用状況

「電器電子製品有害物質使用制限公共プラットフォーム」発表、試験運用開始

中国工業情報化部は国家市場監督管理総局と共同で 2019 年 10 月 8 日、中国 RoHS 制度に関連する「電器電子製品有害物質使用制限公共プラットフォーム」を発表し、試験運用を開始した。本公共プラットフォームは以下の通り。

http://chinarohs.miit.gov.cn

「電器電子製品有害物質使用制限到達管理目録（1 次）」に記載された 12 種類の電器電子製品の供給者（生産者、授権代表者）は、本サイトにて製品の適合性情報を公表することにより、その製品における有害物質の使用状況がすでに「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」及びその関連標準の要求を満たしていることを大衆消費者に保証することができる。国推任意認証の方式を選択し合格評定された場合、認証機関も本公共プラットフォームにて企業の製品認証情報をアップロードできる。本公共プラットフォームは、供給者が提供する製品における有害物質の使用情報を公開するだけではなく、電器電子製品中の有害物質使用状況に対する消費者の知的権利のニーズを満たすものでもある。

また、本公共プラットフォームの使用ガイド「電器電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」が発表され、企業にとって参考にすべきものといえる。下記のウェブサイトにてダウンロードできる。

http://chinarohs.miit.gov.cn/dynamic/queryOneIndustryDynamic?id=2a110eb1-2e51-4026-a5d8-76c475a51d84

なお 2019 年 10 月 21 日までに、本公共プラットフォームにはキヤノンやソニーなどの日系企業をはじめとした合計 1061 件の認証情報がアップロードされ公開されている。

今後の予定

「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」の FAQ 文書及び「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録(第 1 次)」FAQ 文書の正式版の発表

中国国家市場監督管理総局は、2019 年 7 月 11 日に、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」の FAQ 文書（意見募集稿）を発表した。中国電子技術標準化委員会によると、「基準到達管理目録」や「適用除外目録」、「合格評定制度」に関する FAQ

文書の正式版が今後発表される予定である。

SJ/T 11364「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」の改正版は、2020 年 4 月ごろ発表される予定

中国工業情報化部電気電子製品汚染防止標準作業グループによると、SJ/T 11364 の改正作業はすでに始まっている。改正版は 2020 年 1 月に意見募集稿が公表され、2020 年 3 月--4 月ごろ通過を申請する予定である。本標準の現行版は、SJ/T 11364-2014「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」である。

<u>その他</u>

【国家繊維製品に関する基本安全技術規範　GB 18401-2010】

そのほかの家庭用製品を対象とした有害物質規制として代表的なものは、衣服などの繊維製品を対象とした「国家繊維製品に関する基本安全技術規範　GB 18401-2010」がある。対象となる製品は次の通り。

GB 18401-2010 の対象製品

対象製品分類	具体的な製品例	要求事項
乳幼児用繊維製品	おしめ、肌着、よだれ掛け、パジャマ、手袋、靴下、外衣、帽子、寝具など	A 類基準を満たすこと
直接肌に触れる繊維製品	肌着、シャツ、スカート、ズボン、靴下、シーツ、タオル、かけ布団カバー、水着、帽子など	B 類基準を満たすこと
直接肌に触れない繊維製品	外衣、スカート、ズボン、カーテン、ベッドカバー、壁紙など	C 類基準を満たすこと

上記の 3 分類された対象製品について、ホルムアルデヒド含有量などの要件が以下の通り規定されている。

GB 18401-2010 で規定された繊維製品の各種基準

項目	A 類	B 類	C 類
ホルムアルデヒド含有量（mg/kg）	20	75	300
可分解発がん性芳香族アミン染料（mg/kg）	使用禁止		

pH 値	4.0～7.5	4.0～8.5	4.0～9.0
臭気	無し		

上表の 2 つ目の項目の発がん性芳香族アミンの目録は、GB 18401-2010 の付属書 C にて、以下の 24 物質が定められている。

GB 18401-2010 の付属書 C

No.	名称	Cas No.
1	4-aminobiphenyl	92-67-1
2	benzidine	92-87-5
3	4-chloro-*o*-toluidine	95-69-2
4	2-naphtylamine	91-59-8
5	*o*-aminoazotoluene	97-56-3
6	5-nitro-*o*-toluidine	99-55-8
7	*p*-chloroaniline	106-47-8
8	2,4-diaminoanisole	615-05-4
9	4,4'-diaminobiphenymethane	101-77-9
10	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminobiphenylmethane	838-88-0
14	*p*-cresidine	120-71-8
15	4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	*o*-toluidine	95-53-4
19	2,4-toluylendiamine	95-80-7
20	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	*o*-anisidine	90-04-0
22	4-aminoazobenzen	60-09-3
23	2,4-xylidine	95-68-1
24	2,6-xylidine	87-62-7

さらに、2015 年には「乳幼児および子ども用の繊維製品に関する安全技術規範　GB 31701-2015」が公布され、特に乳幼児用繊維製品については重金属とフタル酸エステルに

関する要件が別途設けられた。対象となる製品は乳幼児用繊維製品および子ども用繊維製品であり、その定義は次の通り。

GB 31701-2015 の対象製品

乳幼児用繊維製品	子ども用繊維製品
生後 36 か月以内の乳幼児を対象とした繊維製品	満 3 歳～14 歳を対象とした繊維製品

これらの対象製品については、GB 18401-2010 での要件に加えて、乳幼児用繊維製品は下表で示す A 類基準を、子ども用繊維製品は B 類（直接肌に触れるもの）または C 類（直接的には肌に触れないもの）の基準を満たさなければならない。

GB 31701-2015 で規定された繊維製品の各種基準

要件		A 類	B 類	C 類
重金属（mg/kg）（コーティングおよびプリント顔料生地に適用）	鉛	90 以下	－	－
	カドミウム	100 以下	－	－
フタル酸エステル（%）（コーティングおよびプリント顔料生地に適用）	DEHP、DBP、BBP（合計）	0.1 以下	－	－
	DINP、DIDP、DNOP（合計）	0.1 以下	－	－
耐湿摩擦堅ろう度		3 級	2-3 級	－
燃焼性		1 級	1 級	1 級

2015 年に公布された GB 31701-2015 は、2016 年 6 月 1 日より施行されている。施行日以前に生産された製品については移行期間が 2018 年 5 月 31 日まで設けられており、それ以降、つまり 2018 年 6 月 1 日からは中国国内で販売される全ての対象製品は上表の基準を遵守しなければならない。

繊維製品を対象とした有害物質規制の実態について中国政府も検査を実施している。例えば、上海市品質技術監督管理局は 2011 年 12 月に品質不合格衣類の「ブラック目録」を発表している。それによると、欧州の有名ブランド製品においても、品質に問題があるためにサンプル検査に合格しない製品が数点あったという。とりわけ、衣服の繊維の含有量が表示と合致しないものが目立ち、関連する 2 つの項目において不合格と判定された製品が延べ 9 点確認された。これについて、上海市政府の新聞弁公室の公式ツイッター「上海発布」は、「買い物の際に有名ブランドを過信するな」と消費者向けの警告を出した。今回実施された検査項目は、取扱説明書、繊維の含有量、ホルマリン含有量、pH 値、乾燥摩擦堅牢度、

汗に対する色落ち堅牢度、水に対する色落ち堅牢度、可分解芳香アミン染料、臭気などである。

【消費財化学的危害リスク評価ガイドライン（意見募集稿）等 3 本の国家標準】

中国全国消費財安全標準化技術委員会は 2019 年 11 月 26 日、下記 3 本の国家推奨標準（意見募集稿）[89]を発表し、意見募集を開始した（募集期間：2020 年 1 月 30 日まで）。下記 3 本の国家標準は、消費者向け製品の物理的安全性や化学的危険性などを評価する際の指針を提供している。

① 「消費財安全　物理危害リスク評価通則」（予定標準番号：20183048-T-469）
② 「消費財化学的危害リスク評価ガイドライン」（予定標準番号：20183054-T-469）
③ 「消費財安全　化学危害特徴及び暴露評価」（予定標準番号：20182144-T-469）

各標準の適用範囲は以下のとおり。

⑴「消費財安全　物理危害リスク評価通則」

本標準は消費財の物理危害リスクを評価するプロセスを規定し、リスク評価の実施に必要とされる情報、およびリスクを識別、推測、評価するプロセスを提示している。

本標準は、消費財に適用し、安全リスク評価を実施する際、安全のための総合的な規則を規定している。消費財のデザイン、製造、取り付け、使用、保守、意外事故及び危害の知識及び経験をまとめている上に、消費財が人員及び財産にもたらす可能性がある損害を分析し、消費財のライフサイクルにおける各段階のリスクを評価している。

⑵「消費財化学的危害リスク評価ガイドライン」

本標準は、消費財の化学物質が消費者の健康にもたらすリスクを評価する基本プロセスを規定している。危害識別、危害特徴、暴露評価及びリスク説明が含まれている。

本標準は、消費財の化学物質のリスク評価に適用される。

下記は、本標準の付録 A　リスク評価報告フォーマットの和訳である。

1．基本情報 2．化学物質による健康リスク 2.1 危害評価：危害識別及び危害特徴 以下の面で化学物質の毒性について定性的にかつ定量的に説明することができる。 1）毒物動態学 2）代謝及び分布

89　消費財化学的危害リスク評価ガイドライン（意見募集稿）
https://www.cnis.ac.cn/bydt/bzyjzq/gbyjzq/201911/t20191127_49061.html

3）急性毒性
4）吸入毒性
5）腐食性
6）感作性
7）重複用量毒性
8）突然変異性
9）発癌性
10）生殖発育毒性
11）危害評価まとめ
2.2 暴露評価
2.2.1 暴露シーン説明
2.2.2 評価方法
2.2.3 データ及びデータ出どころ
2.2.4 暴露量
2.3 リスク特徴
2.4 不確かさ分析
3 リスク評価結論
4 参考文献

(3)「消費財安全　化学危害特徴及び暴露評価」

本標準は、消費財の化学危害特徴及び暴露評価の過程及び方法を規定している。消費財安全化学危害物質の被害特徴及び暴露評価に適用される。本標準の目次は以下のとおり。

前書き
1. 適用範囲
2. 規範性引用資料
3. 専門用語及び定義
4. 一般要求
4.1 総合評価
4.2 情報信頼性
4.3 危害を受けやすい対象
4.4 暴露シーン（訳注：主に化学物質の使用条件を指す）
5. 危害特徴
6. 暴露評価
6.1 暴露の主なルート
6.1.1 吸入暴露

6.1.2 肌暴露
6.1.3 口腔暴露
6.1.4 其の他の暴露ルート
6.2 暴露シーンの考慮
6.2.1 消費財の中の物質用途説明
6.2.2 消費財の使用情報を編集
6.3 暴露推算
付録 A（規範性目録）吸入暴露符号に対する解説
付録 B（規範性目録）肌暴露符号に対する解説
付録 C（規範性目録）口腔暴露符号に対する解説
参考文献

2.8 建築

中国で建築に関する最上位法は「建築法」であるが、同法において建材中の化学物質に関する規制は定められていない。ただし、以下の弁法または国家標準のなかで、室内空気質基準および木材中のホルムアルデヒドなどの基準値を規定している。

- 住宅室内装飾補修管理弁法
- 室内空気質に関する基準 GB/T 18883-2002
- 室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB 18580-2017
- 民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB 50325-2010

制定の経緯

建築管理に関する上位法である「建築法」は、1997 年 11 月 1 日、主席令第 91 号として公布され、1998 年 3 月 1 日より施行された。その後、2011 年 4 月 22 日、人民代表大会第 11 回会議で一部改正された。さらに 2019 年 4 月 23 日、人民代表大会第 13 回会議で改正された。この建築法に基づき、住宅・城郷建設部は 2002 年 2 月 26 日に「住宅室内装飾補修管理弁法」を公布した。本弁法は 2002 年 5 月 1 日より施行され、2011 年 1 月 26 日に住宅・城郷建設部令第 9 号で一部改正された。

現行の法令の内容

建築法については、NITE(2017)からの大きな改正点はなく、一部条項が 2019 年に改正されたのみである。以下ではその改正点のみを記す。建築法の詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	**建築法**
URL	http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/0b21ae7bd82343dead2c5cdb2b65ea4f.shtml
目的	本法は、建築活動に対する監督管理 を強化し、建築市場の秩序を維持し、建築工事の品質と安全を保障し、建築業の順調な発展を促進する。
所轄官庁	住宅・城郷建設部

法令名	**建築法**
改正内容	2019 年 4 月 23 日の人民代表大会第 13 回会議で一部改正された。改正点は 2011 年の建築法の第 8 条で、これを下記のように変更した。 施工許可証の申請には、下記の条件を満たすべきである。 1、当該建築工程の用地許可の手続きを済ませたこと； 2、法律に基づき建設工程企画許可証を申請すべきとされた場合、建設工程企画許可証を取得したこと； 3、建替えのため立ち退く場合、立ち退きの進歩状況が施行要求を満たしていること； 4、建築施行企業を確定したこと； 5、施行に必要な資金、設計図および技術資料を有すること； 6、工程の品質および安全を保障する具体的な措置を有すること。 建設行政主管部門は、申請を受けた日から 7 日以内に、条件を満たした申請に施行許可証を発給する。

また、住宅室内装飾補修管理弁法について、NITE(2017)から改正点はない。詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	**住宅室内装飾補修管理弁法**
URL	http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/jsbgz/200611/t20061101_159045.html
所轄官庁	住宅・城郷建設部
改正内容	2011 年 1 月 26 日、住宅・城郷建設部令第 9 号で一部改正された。改正点は、2002 年弁法の第 39 条で、「都市計画法」が「都郷計画法」に改正された点。

【室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002】

法令名	**室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002**
URL	http://www.zjnf.cn/uploads/201809/5ba45d99e1dd9.pdf
所轄官庁	生態環境部、国家衛生与計画生育委員会
規制内容	本標準は、室内空気室量パラメータおよび測定方法を規定する。本基準は住宅およびオフィスに適用されるが、同時に他の室内環境についても本標準を参照し実施することができる。

本標準は、2002 年 11 月 19 日に公布され、2003 年 3 月 1 日より実施されている。NITE(2017)から改正はない。本標準で規定される室内空気質のパラメータは下表の通りで

ある。

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
1	物理性	温度	℃	22～28	夏期空調
				16～24	冬季暖房
2		相対湿度	%	40～80	夏期空調
				30～60	冬季暖房
3		空気流速	m/s	0.3	夏期空調
				0.2	冬季暖房
4		新風量	$m^3/(h・人)$	30[a]	
5	化学性	二酸化硫黄 SO_2	mg/m^3	0.50	1 時間平均値
6		二酸化窒素 NO_2	mg/m^3	0.24	1 時間平均値
7		一酸化炭素 CO	mg/m^3	10	1 時間平均値
8		二酸化炭素 CO_2	%	0.10	日平均値
9		アンモニア NH_3	mg/m^3	0.20	1 時間平均値
10		オゾン O_3	mg/m^3	0.16	1 時間平均値
11		HCHO	mg/m^3	0.10	1 時間平均値
12		C_6H_6	mg/m^3	0.11	1 時間平均値
13		C_7H_8	mg/m^3	0.20	1 時間平均値
14		C_8H_{10}	mg/m^3	0.20	1 時間平均値
15		ベンゾ[a]ピレン B(a)P	mg/m^3	1.0	日平均値
16		可吸入性粒状物質 PM_{10}	mg/m^3	0.15	日平均値
17		総揮発性有機物 TVOC	mg/m^3	0.60	8 時間平均値
18	生物性	菌落総数	cfu/m^3	2500	測定器に基づいて決める[b]
19	放射性	ラドン ^{222}Rn	Bq/m^3	400	年平均値（行動レベル[c]）

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
a：新風量条件≧標準値，温度、相対湿度以外のその他のパラメータ条件≦標準値； b：附録 D の通り。 c：このレベルに達すると、室内ラドン濃度を下げる行動をとるよう薦める。					

また本標準の付録では、以下の情報が記載されている。

- 室内空気中の各種パラメータのモニタリング技術（付録 A）
- 室内空気中のベンゼンの測定方法（付録 B）
- 室内空気中の総揮発性有機化合物（TVOC）の測定方法（付録 C）
- 室内空気中の総菌数の測定方法（付録 D）

【室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017】

法令名	**室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017**
URL	http://www.guoxintest.com/pdf/GB185802017.pdf
所轄官庁	国家質量監督検査検疫総局
規制内容	本標準は、NITE(2017)に記載された GB18580-2001 を代替するものであり、2017 年 4 月 22 日に公布され、2018 年 5 月 1 日より実施されている。室内装飾内装用木質パネル（床板・壁板等を含む）中のホルムアルデヒド放散量の指標値・試験方法、判定規則および検査報告などを規定し、ホルムアルデヒドを放散する、室内装飾内装用各種木質パネルおよびその製品に適用される。 GB18580-2001 と比較して、下記の改正点が挙げられる。 1、第 4 章の「分類」が削除された； 2、1m^3 チャンバー法を修正し、引用資料とする； 3、6.1 節の「穿孔抽出法」の限度値、6.2 節の「9~11L 乾燥機法」の限度値、および 6.3 節の「40L 乾燥機法」の内容が削除された； 4、「穿孔抽出法」および「9~11L 乾燥機法」は生産品質制御（管理）にのみ適用される； 5、「気体分析法」を新たに増やし、生産品質制御（管理）に適用する； 6、検査規則条文が修正された； 7、製品ラベル条文が削除された。

同標準では、新たな第 4 章の「要求」の内容にしか強制力がなく、その他の内容は推薦性となっている。「要求」は、下記のように規定されている。

「室内装飾内装用木質パネルおよびその製品のホルムアルデヒド放散量の限度値は 0.124mg/m³、限度マークは E_1 となっている。」（注：E_1 は直接室内使用可の木質パネル。元の E2 標準はキャンセルされ、E2 標準の木質パネルおよびその製品の生産・販売は禁止されるようになっている。）

【民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010】

法令名	**民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010**
URL	http://www.jianbiaoku.com/webarbs/book/105/873747.shtml
所轄官庁	住宅・城郷建設部

本標準は、2010 年 8 月 18 日に公布され、2011 年 6 月 1 日より実施されている。NITE(2017)から改正はない。そのなかで化学物質に関する規制部分は以下の通りである。

- 民用建築工事室内用人造木板および化粧人造木板は、遊離ホルムアルデヒド含量あるいは遊離ホルムアルデヒド放出量を測定しなければならない。限度量は、現行の国家標準《室内装飾内装材料 人造板およびその製品からのホルムアルデヒド放出限度量》GB18580 の規定に合致すること。

表　環境測定艙法による遊離ホルムアルデヒド放出限度量の測定

級　　別	限度量（mg/m3）
E_1	≤0.12

- 民用建築工事室内用水性塗料と水性パテは、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限度量は下表の規定に合致すること。

表　室内用水性塗料と水性パテ中の遊離ホルムアルデヒド限度量

測 定 項 目	限度量	
	水性塗料	水性パテ
遊離ホルムアルデヒド（mg / kg）	≤ 100	

- 民用建築工事室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテは、規定された最大希釈比例によ

り混合した後、VOC とベンゼン、トルエン＋キシレン＋エチルベンゼンの含量を測定すること。その限度量は、下表の規定に合致すること。

表　室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテ中の
VOC、ベンゼン、トルエン＋キシレン＋エチルベンゼン限度量

塗料類別	VOC (g / L)	ベンゼン（%）	トルエン＋キシレン＋エチルベンゼン（%）
アルコール酸類塗料	≤500	≤0.3	≤5
ニトロ類塗料	≤720	≤0.3	≤30
ポリウレタン類塗料	≤670	≤0.3	≤30
フェノリック・アルデヒド錆止めペンキ	≤270	≤0.3	－
その他溶剤型塗料	≤600	≤0.3	≤30
木器用溶剤型パテ	≤550	≤0.3	≤30

- 民用建築工事室内用水性接着剤は、揮発性有機化合物（VOC）と遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限度量は下表の規定に合致すること。

表　室内用水性接着剤中 VOC と遊離ホルムアルデヒド限度量

測 定 項 目	限度量			
	ポリ酢酸ビニル接着剤	ゴム類接着剤	ポリウレタン類接着剤	その他接着剤
揮発性有機化合物（VOC）(g/L)	≤ 110	≤250	≤100	≤350
遊離ホルムアルデヒド（g/kg）	≤1.0	≤1.0	－	≤1.0

- 民用建築工事室内用溶剤型接着剤は、揮発性有機化合物（VOC）、ベンゼン、トルエン＋キシレンの含量を測定すること。その限度量は下表の規定に合致すること。

表　室内用溶剤型接着剤中の VOC、ベンゼン、トルエン＋キシレン限度量

測定項目	限度量			
	ネオプレン接着剤	SBS 接着剤	ポリウレタン類接着剤	その他接着剤
ベンゼン（g/kg）	≤ 5.0			
トルエン＋キシレン（g/kg）	≤200	≤150	≤150	≤150
揮発性有機物	≤700	≤650	≤700	≤700

(g/L)				

- 民用建築工事室内用水性阻燃剤（防火塗料を含む）、防水剤、防腐剤などの水性処理剤は、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限度量は、下表の規定に合致すること。

表　室内用水性処理剤中の遊離ホルムアルデヒド限度量

測定項目	限度量
遊離ホルムアルデヒド（mg/kg）	≤100

- 民用建築工事で使用するアンモニアを放出する阻燃剤、コンクリート添加剤は、アンモニアの放出量が 0.10%を超えないこと。

- 民用建築工事で使用する接着木造材料は、遊離ホルムアルデヒドの放出量が 0.12mg/m^3 を超えないこと。

- 民用建築工事室内内装で使用する壁布・幕布などの遊離ホルムアルデヒドの放出量は、0.12mg/m^3 を超えないこと。

- 民用建築工事室内用壁紙中のホルムアルデヒド含量は、120mg/kg を超えないこと。

- 民用建築工事の室内には、国家によって使用禁止・限制される建築材料を使ってはならない。

- 民用建築工事室内内装で使用する木の床板およびその他木質の材料には、アスファルト、コールタール類の防腐、防湿処理剤の使用を厳禁とする。

- 民用建築工事の室内内装に、ベンゼン・工業ベンゼン・石油ベンゼン・重質ベンゼンおよび混合ベンゼンを希釈剤および溶剤として使用することを厳禁とする。

- 民用建築工事の室内では、有機溶剤で施工用具を洗浄することを厳禁とする。

運用状況

2017 年以来、中国では木質パネルおよびその製品に対する監管が強化され、環境標準も厳しくなっている。例えば、「室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017」では E2 マークが廃止され、また、「散乱汚」企業の閉鎖などによって、木質パネルおよびその製品の業界のグリーン化、汚染ゼロ化、技術発展などが推進されている。

規制が厳しくなっている中、中国では木質パネルおよびその製品に対する需要も高くなっている。前瞻産業研究院の 2019 年報告[90]によると、人工板の消費量は 2019 年から 2023 年にかけ毎年 3.86%の成長率で伸び、2023 年の人造板の消費量は 3.63 億立方メートルになると予測されている。

今後の予定

中国での建材に関する法規制の改正について情報は得られなかったが、次第に環境保護を重視するようになってきている中国では、住宅の環境品質も重視され、環境標準が厳格化されていくと予想できる。木質パネルおよびその製品などの建材業界は、市場に淘汰されないために、国家法規制の変化に積極的に対応しつつ、グリーン生産の推進、製品品質・技術などのアップグレード改造を進行しなければならないこととなる。

[90] 前瞻産業研究院（2019）「人工板業界発展現状及び動向分析」
https://bg.qianzhan.com/trends/detail/506/190202-7209f9f2.html

2.9　食品衛生

中国の食品安全に関わる最上位法に位置するものとして「食品安全法」がある。本法は2018 年に改正されているが、内容は 2015 年のものから大きくは改正されておらず、用語を変更したり削除したりしただけである。この食品安全法の下で、「食品安全法実施条例」、各種弁法（「食品生産許可管理弁法」や「食品リコール管理弁法」など）および各種標準（主なものとしては「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」）が制定されている。

制定の経緯

中国における食品安全を目的とした主要制度は1995年の「食品衛生法」から始まったが、同法はその後 2009 年に「食品安全法」に置き換えられた。大きな変更点としては、それぞれの立法目的の違いが挙げられる（詳細は以下の通り）[91]。

1995 年　食品衛生法 第 1 条　食品衛生を保証し、食品汚染及び有害要素及び人体に対する危害を防止し、国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強するため、本法を制定する。 ↓ **2009 年　食品安全法** 第 1 条　食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。

具体的には、後者は身体の健康に留まらず、「生命の安全」にまで踏み込んだ内容となっている点である。この背景には、中国国内で 2000 年代に相次いで起きた食品安全に関わる事件がある（代表的なものとしては、2006 年に河北省で起きた「紅心鴨蛋事件」や山東省での「多宝魚事件」、2008 年の粉ミルクへのメラミンの混入事件など[92]）。

それから 6 年が経過した 2015 年に、再び食品安全法が全面的に改正されることとなった。同改正の主旨として、国務院は以下の 4 点を挙げている。

[91] 石川（2010）「中国食品安全法令の新局面」 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100301052.pdf
[92] 同上

2015 年食品安全法[93]改正の主旨

項目	詳細
リスクの防止	生産者の自己検査制度、食品安全リスクモニタリングとアセスメント
全プロセスの監督管理	食品の製造、流通、飲食サービスの提供などの全てのプロセスでの管理。トレーサービリティ。輸出入食品の管理の明確化。
厳格な法的責任	民事賠償責任の強化、行政処罰の強化（罰金や許可証の剥奪など）。
社会全体での共同管理	食品安全情報に関する通報制度。食品安全責任保険制度。

また、このほかの注目すべき変更点としては以下の項目がある[94]。

- 遺伝子組み換え食品に関する表示要求
- 特殊食品（保健食品、特殊医学用途調整食品、乳幼児調整食品など）に対する厳格な監督管理要求、など。

その後、2018 年国家食品薬品監督管理総局の解散により、食品安全に関する管理業務は、新たに設立された国家市場監督管理総局の下にある食品生産安全監督管理司などの部門が担当するようになった。それに伴い、食品安全法は下記のように改正された。

表　2018 年食品安全法改正の主旨

条文	詳細
「食品薬品監督管理」が記載された条文	条文中の「食品薬品監督管理」を「食品安全監督管理」と変更する。
第 41 条、124 条、126 条の第三款、152 条の第三款」	条文中の「品質監督」を「食品安全監督管理」と変更する。
第 110 条	条文中の「食品薬品監督管理、品質監督部門は各自の食品安全監督管理責任を履行する」を「食品安全監督管理部門は食品安全監督管理責任を履行する」と変更する。
上記以外の「品質監督」が記載された条文	条文中の「品質監督」を削除する。
第 121 条の第三款	条文中の「環境保護」を「生態環境」と変更する。

<u>現行の法令の内容</u>

93 JETRO（2015）「中華人民共和国食品安全法 改正全文（仮訳）」
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/a4e2198aab9fbd50.html
94 JETRO(2015)「中国 改正食品安全法の概要」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf

2018 年食品安全法の概要は以下の通りである。

法令名	食品安全法
URL	http://www.credit.dl.cn/f/view-3c24cb93526c4deaa6cccaece75ae953-143aaa4643264ec8a4cf170b9399219d.html
目的	食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。
所轄官庁	• 国家市場監督管理総局 • 各地方の食品安全監督管理部門
規制対象物質	食品添加剤： 食品の品質や色、香り、味を改善し、防腐、鮮度維持及び加工工程における必要性から食品中に添加される人工的に合成された物質または天然の物質を指し、栄養強化剤も含まれる（第 150 条）。
規制内容[95]	• 国は食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加剤、食品関連製品中の化学的及び物理的危害に対してリスク評価を実施する（第 17 条）。 • 食品安全リスク評価の結果、食品、食品添加剤、食品関連製品が安全でないとの結論に至った場合、直ちに社会に公表し、消費者に食用または使用の中止を告知すると共に、対応する措置を講じ、当該食品、食品添加剤、食品関連製品の生産・販売の停止を確保しなければならない（第 21 条）。 • 国は食品添加剤の製造に対して許可制度を実施する（第 39 条）。 • 食品、食品添加剤、食品関連製品の製造者は、食品安全基準に基づいて、製造した食品、食品添加剤、食品関連製品を検査し、検査に合格した後に出荷または販売を行うことができるものとする（第 52 条）。 • 食品添加剤の製造者は、食品添加剤の出荷検査記録制度を確立し、検査出荷製品の検査合格証および安全状況を検査しなければならず、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日または製造ロット番号、品質保証期限、検査合格証番号、販売日および購入者の名称、所在地、連絡先などの内容を事実に基づいて記録するとともに、関連証拠を保管しなければなら

[95] JETRO（2015）「中華人民共和国食品安全法 改正全文 日本語仮訳」より引用
http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml

法令名	食品安全法
	ない（第 59 条）。 • 包装済み食品の包装には、ラベルが付けられていなければならない。ラベルには下記の事項が明記されていること（第 67 条）。 1. 名称、規格、正味含有量、製造日 2. 成分または配合表 3. 製造者の名称、所在地、連絡先 4. 品質保証期限 5. 製品の基準コード 6. 貯蔵条件 7. 使用した食品添加剤の国家基準における通用名称 8. 製造許可番号 9. 法律、法規または食品安全基準に明記することが規定されているその他の事項 • 遺伝子組み換え食品を販売する場合には、規定に基づく表示を行わなければならない（第 69 条）。 • 食品添加剤は、ラベル、説明書および包装がなければならない（第 70 条）。 • 保健機能を有することを謳う健康食品は、科学的根拠を有していなければならず、人体に対して急性、亜急性または慢性の危害を与えるものであってはならない（第 75 条）。 • 輸入する食品、食品添加剤、食品関連製品は、中国の食品安全国家基準に適合してなければならない（第 92 条）。 • 包装済み食品、食品添加剤を輸入する場合、中国語のラベルがなければならない。法に基づいて説明書を付する場合には、中国語の説明書を要する（第 97 条）。 • 輸入業者は、食品、食品添加剤の輸入及び販売の記録制度を構築し、食品、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日、製造または輸入ロット番号、品質保証期限、国外輸出業者及び購入者の名称、所在地及び連絡先、

法令名	食品安全法
	納品日等の内容を事実に基づいて記録すると共に、関連証憑を保管しなければならない（第 98 条）。

以上が主要な上位法に関する概要であるが、食品添加剤に関して、より詳細な要件を定めたものが「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」である[96]。本標準はそれまでの GB2760-2011 に替わるもので、2014 年 12 月 31 日に公布された。NITE(2017)からの改正点はない。GB2760-2014 の「3. 食品添加剤の使用原則」では、食品添加剤を使用する上での基本要件が規定されており、その具体的な内容は次の通りとなっている。なお、以下のうち 3.4.2 は、GB2760-2014 で新たに追加された箇所である。

食品添加剤の使用標準　GB2760-2014[97]

3. 食品添加剤の使用原則

3.1　食品添加剤を使用する場合には、以下の基本の要件を満たしていなければならない。

a. 人体に危害を与えてはならない。
b. 食品の腐敗変質を隠蔽してはならない。
c. 食品自体または加工の過程での品質に欠陥があってはならない。または混入、偽物の混入、偽装を目的として食品添加剤を使用してはならない。
d. 食品自体の栄養価値を低下させてはならない。
e. 予期される効果が達成されるという前提の下で、出来る限り食品における使用量を減らすようにしなければならない。

3.2　以下に列挙する状況に当てはまる場合には、食品添加剤を使用できる。

a. 食品自体の栄養価値を保持または高める場合。
b. 若干の特別用途食品に必要な配合材料または成分である場合。
c. 食品の品質及び安定性を高め、その感官（見た目、食感、においなど）特性を高める場合。
d. 食品の生産、加工、パッケージ、運搬または貯蔵に役立つ場合。

3.3 食品添加剤の質量基準

本標準に基づいて使用する食品添加剤については、対応する質量規格の要件を満たしていなければならない。

[96] JETRO（2015）「中国 食品添加物使用標準（GB2760-2014）（仮訳）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/ch_foodadditives.pdf
[97] 同上

3.4 使用原則

3.4.1 下記に列挙する状況における食品添加剤については、食品原料（食品添加剤を含む）を通じて食品中に使用することができる。

a. 本標準に基づき、食品原料中での使用が認められた当該食品添加剤である場合。

b. 食品原料中での当該添加剤の使用量が認められた最大使用量を超過していない場合。

c. 正常な生産加工条件の下でこれらの原料を使用し、かつ食品中での当該添加剤の含有量が原料に使用するレベルを超過していない場合。

d. 原料から食品中に使用される当該添加剤の含有量が、じかにその当該食品中に添加される通常の必要なレベルを大幅に下回っている場合。

3.4.2 ある食品原料を特定の最終製品の原材料とする場合には、上述の特定の最終製品の添加剤をこれらの食品原料中に添加することが認められると同時に、当該添加剤の最終製品中の含有量も本標準の要件を満たしていなければならない。前述の特定食品原料のラベル上には当該食品原料を上述の特定食品の生産に用いていることを明確に表示しなければならない。

食品添加剤の目録は GB2760-2014 の付録 A で規定され、食品添加剤ごとに各自の名称、CNS 番号（中国番号システム）、INS 番号（国際番号システム）、機能、使用可能な食品、最大使用量、備考が記載されている。たとえば、アミノ酸については以下の通りである。

（例）アミノ酸

CNS 番号：12.007　INS 番号：640

機能：旨味調味料

食品分類番号	食品名称	最大使用量 (g/kg)	備考
08.02	カット済み肉製品	3.0	
08.03	調理肉製品	3.0	
12.0	調味料	1.0	
14.02.03	野菜フルーツジュース（シロップ）類ドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。
14.03.02	植物タンパクドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。

運用状況

中国における食品安全について、2019 年下半期（7 月～12 月）に国家市場監督管理総局の食品安全抽出検査監測司は全国で 36.7 万件の食品抽出検査を行った[98]。全体の合格率は 97.8%に上り、2018 年より 0.2%高いという結果であった。そのうち、糧食加工品をはじめ、肉製品、卵製品、乳製品、食用油、油脂およびその製品の 5 種類の抽出検査合格率は全体の合格率を上回っている。

一方で、同抽出検査における不合格製品の原因とその内訳は下図の通りで、最も多いものは農薬と動物用薬品残留に関する不合格であった。

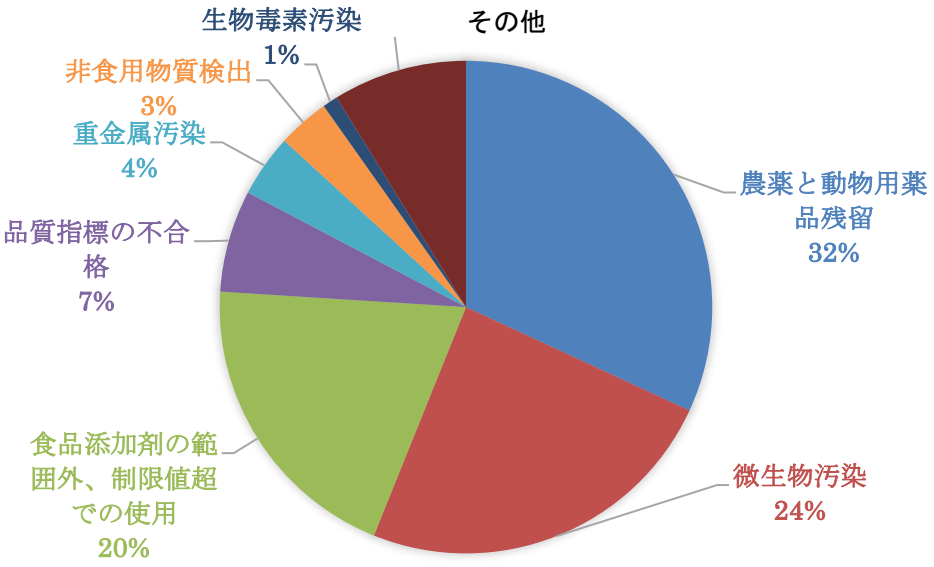

2019 年下半期食品検査での違反内訳

これらの問題を引き起こす主な原因としては以下の 3 点が挙げられている。

1. 源流の汚染、土壌を含む水源等環境汚染による重金属と有機物が動植物の体内に蓄積、農薬と動物用薬品、農業投入規則違反による農薬動物用薬品の残留超過。
2. 生産経営プロセス管理の不徹底。例えば生産、輸送、貯蔵プロセスあるいは環境と衛生条件の管理が不適切、製造工程の不合理、出品品質検査の怠慢など。
3. 現場の監督管理担当者の総合能力レベルと素質が監督管理任務に適していない。

抽出検査において発見された問題に関して国家市場監督管理総局は、各地の食品安全監

98 http://www.samr.gov.cn/spcjs/yjjl/sphz/202001/t20200123_310737.html

督管理部門を組織して、不合格食品及びその生産経営主体への処罰措置を迅速に講じた。その措置として、不合格食品の撤去、リコール、生産整頓などが挙げられる。

このほか、国家市場監督管理総局の食品安全抽出検査監測司は、そのホームページにて検査結果を適宜発表し、法令違反企業やその違反内容などを公開している[99]。

今後の予定

食品安全法に基づき制定された下位法令である食品安全法実施条例[100]について、2019 年 10 月 11 日の改正により、「最も厳格な標準」、「最も厳格な監管」、「最も厳格な処罰」および「最も厳格な責任」の 4 つの「最厳格」というコンセプトを徹底的に実施し、食品安全に関する標準、監管、処罰および責任をさらに厳しくしていくとされている。

その他

2016 年には食品接触材に関する複数の国家標準が改正されたことも特筆すべき点である。基本となる「食品安全国家標準　食品接触材料および製品の一般安全要求　GB4806.1-2016」をはじめ、計 53 の食品安全に関する国家標準が中国・国家衛生・計画生育委員会（現中国国家衛生健康委員会）より 2016 年 11 月 18 日に公布された。このうち、主な標準は以下の通りである。

- GB 4806.1-2016　食品安全国家標準　食品接触材料および製品の一般安全要求
- GB 4806.3-2016　食品安全国家基準　琺瑯製品
- GB 4806.4-2016　食品安全国家基準　セラミックス製品
- GB 4806.5-2016　食品安全国家基準　ガラス製品
- GB 4806.6-2016　食品安全国家基準　食品接触用プラスチック樹脂
- GB 4806.7-2016　食品安全国家基準　食品接触用プラスチック材料および製品
- GB 4806.8-2016　食品安全国家基準　食品接触用紙と紙ボール材料および製品
- GB 4806.9-2016　食品安全国家基準　食品接触用金属材料および製品
- GB 4806.10-2016　食品安全国家基準　食品接触用塗料およびコーディング
- GB 4806.11-2016　食品安全国家基準　食品接触用ゴム材料および製品
- GB 9685-2016　食品安全国家基準　食品接触材および製品への添加剤の使用

99 食品安全抽出検査監測司　法令違反企業やその違反内容の公開ページ
http://www.samr.gov.cn/spcjs/
100 食品安全法実施条例
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/31/content_5447142.htm

このほかの同時に公布されたものとしてはGB 31604.11～49があるが、こちらは移行試験方法を規定したものとなっている（例えば、GB 31604.48-2016はホルムアルデヒドの移行量の試験方法を定めている）。

2.10　排出規制（大気、水質、土壌）

中国では、排出規制に関する法令は、「大気汚染防止法」、「水質汚染防止法」および「土壌汚染防止法」などが挙げられる。

【大気】

制定の経緯

「大気汚染防止法」は、大気汚染防止分野における基本法である。1987 年に制定され、管理監督責任の所在、中央政府と地方政府との役割の分担、汚染物質排出者の法的責任等に関する規定が定められた。

1995 年、2000 年および 2015 年に改正された同法は、固定発生源、移動発生源のいずれも規制の対象としており、規制対象物質の濃度基準が設定されている。事業者に対する措置義務を課し、罰則を適用する形で規制を行っている点においては、日本の大気汚染防止法と共通しているが、事業者だけではなく地方政府も規制の対象となっているところが特徴である。

2018 年、環境保護部の解散および新たな生態環境部の設立のため、第 13 回全国人民代表大会の決定により「大気汚染防止法」が改正された。今回の改正では、「大気汚染防止法」の条文内容に改正はなく、条文中の管理部門の名称だけが変更された。改正内容については下記のとおり。

表　2018 年大気汚染防止法改正の主旨

条文	詳細
第 29 条	条文中の「環境保護主管部門およびそれが委託した環境監査機構」を「生態環境主管部門およびその環境法執行機関」に変更する。
第 40 条、第 58 条	条文中の「品質監督部門」を「市場監督管理部門」、「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。
第 52 条	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」、「品質監督、工商行政管理等関連部門」を「市場監督管理等関連部門」に変更する。
第 98 条	条文中の「環境保護主管部門およびそれが委託した環境監査機構」を「生態環境主管部門およびその環境法執行機関」、「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。
第 101 条、第 104 条	条文中の「出入国検査検疫機構」を「税関」に変更する。
第 103 条	条文中の「品質監督、工商行政管理等関連部門がそれぞれの責任を取り」を「市場監督管理部門」に変更する。
第 107 条	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」、「品質監

	督」を「市場監督管理」に変更する。
第 110 条	条文中の「工商行政管理部門、出入国検査検疫機構」を「市場監督管理部門、税関」に変更する。
第 114 条、第 117 条	条文中の「環境保護主管部門等」を「生態環境主管部門等」に変更する。
上記以外の「環境保護主管部門」が記載された条文	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。

現行の法令の内容

2018 年に公布された現行の大気汚染防止法の内容は以下の通り。

法令名	大気汚染防止法
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201811/t20181113_673567.shtml
目的	環境を保護・改善し、大気汚染を防止し、公衆の健康を保障し、エコ文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進する。
所轄官庁	生態環境部、市場監督管理部門、公安部門、鉄道部門、税関など
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	• 企業・事業者が大気環境に影響を及ぼすプロジェクトを建設する際は、法に従って環境影響評価を行い、環境影響評価書を公開しなければならない。大気汚染物質を排出する場合は、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質排出総量規制要求を遵守しなければならない（第 18 条）。 • 工業排ガスもしくは本法第 78 条に定める目録に列記された有毒有害大気汚染物質を排出する企業・事業者、集中暖房設備の石炭熱源生産運営事業者およびその他の汚染排出許可管理対象となる事業者は、汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可の具体的方法と実施手順は国務院が定める（第 19 条）。 • 企業・事業者およびその他の生産経営者が大気中に汚染物質を排出する場合は、法令および国務院生態環境主管部門の定めに従い、大気汚染物質の排出口を設置しなければならない。秘密裏の排出、監視データの改ざんもしくは偽造、現場検査回避を目的とする臨時休業、非緊急時の緊急排出口の開放、大気汚染防止施設の異常運転などの方法によって監督管理を忌避して大気汚染物質を排出することを禁ずる（第 20 条）。

	• 国は重点大気汚染物質排出に対して総量規制を実施する。重点大気汚染物質排出総量規制目標は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門および各省・自治区・直轄市政府の意見を求めたうえで、国務院経済総合主管部門と共同で国務院に報告し、許可された後に公布・施行される。国は重点大気汚染物質の排出権取引を段階的に推進する（第 21 条）。 • 企業・事業者は、国の関連規定と監視規範に従い、排出する工業排ガスと本法第 78 条に定める目録に列記された有毒有害大気汚染物質を監視測定し、監視記録を保存しなければならない。うち、重点汚染排出事業者[101]は、大気汚染物質排出自動監視設備を設置・使用し、生態環境主管部門の監視設備とネットワーク接続し、監視設備の正常運転を保証し、法に従い排出情報を公開しなければならない。監視の具体的方法と重点汚染排出事業者の条件は、国務院生態環境主管部門が定める（第 24 条）。 • 重点汚染排出事業者は、自動監視データの信頼性と正確性に責任を負わなければならない。生態環境主管部門が重点汚染排出事業者の大気汚染物質排出自動監視設備から送られるデータに異常を発見した場合には、速やかに調査を行わなければならない（第 25 条）。

2018 年に改正された大気汚染防止法であるが、内容と構造は 2015 年版の大気汚染防止法とはほぼ同じと見られている。それまでの 2000 年大気汚染防止法と比較した場合の特徴は以下の 4 点である。特に、4 番目の罰則強化については、中国政府が最も力を入れている点と言える。

1. 地方政府責任制の強化および地方政府への監督強化。
2. 発生源対策の堅持。経済発展方式の転換、産業構造とエネルギー消費構造の調整などに向けた制度整備を推進する。
3. 主要問題における重点対策。大気汚染主要発生源である石炭燃焼、工業、自動車について具体的な規定を設け、重点地域汚染対策の連動と重度汚染天気の対応策などに対する要求を明確にした。
4. 罰則の強化。改正法の全 129 条のうち、30 の条項が法的責任に関する内容であり、実施可能性の向上のため、具体的罰則として 90 種類が盛り込まれている。2000 年法における大気汚染事故を引き起こした企業に対する罰金“最高 50 万元（約 1000

101　重点汚染排出事業者リストは、区設置市級以上の地方政府生態環境主管部門が国務院生態環境主管部門の規定に従い、管轄行政区域の大気環境収容力、重点大気汚染物質排出総量規制指標の要求および汚染排出事業者の排出する大気汚染物質の種類、数量および濃度などに基づき、関係部門と協議して決定し、社会に公表する。（大気汚染防止法　第 24 条第 2 項）

万円)”という上限を撤廃し、倍数で罰金を課すことができるようになった。一般的な大気汚染事故では直接的な損失額の 1～3 倍の罰金額を、重大な汚染事故の場合は 3～5 倍の罰金額を算定する。また、許可証無しでの排出、基準超過の排出、粉塵を発生しやすい物質に対し有効な措置を取らないなどの違法行為をし、罰金を課されても改善がみられない企業に対しては、汚染が発生した日から是正措置が講じられるまで毎日罰金が加算されるようになる。すなわち、改正法の実施により、企業の環境法令違反に関する費用が大幅に増大する可能性があるということである。

このほか、同法は 2015 年の改正により、自動車排ガス対策についても言及されている。通行に影響しない前提で、停車時間が 3 分以上の場合は、車のエンジンを切ることを奨励する。また、自動車及びオフロード特殊自動車（NRMM：Non- Road Mobile Machinery）の環境保護リコール制度を構築する。さらに、熱く議論された自動車ナンバーによる通行規制に関して、今回の改正で権限移譲を規定しなかったが、今後地方政府は通行規制を実施する前に、まず政府規章を制定しなければならない。そして、政府規章実行 2 年後、規制を継続にする場合は、現地の人民代表大会または常務委員会に地方法規の制定を申請しなければならないと規定している。

大気汚染防止法のもとでは様々な国家標準が制定されているが、以下はその一例である。

- 環境大気質標準（GB 3095-2012）
- 大気汚染物質総合排出標準（GB 16297-1996）
- ボイラー大気汚染物質排出標準（GB 13271-2014）
- 工業窯炉大気汚染物排出標準（GB 9078-1996）
- 悪臭汚染物排出標準（GB 14554-1993）
- 揮発性有機化合物逸散排出制御標準（GB 37822-2019）

運用状況

生態環境部は、2019 年 5 月 29 日、「2018 中国環境状況公報」[102]を公表した。本「公報」によると、2018 年の都市部の大気質は良好であった。地級レベル以上の 338 都市のうち、121 都市（35.8%）の大気質は環境大気質基準[103]を達成しており、その割合は 2017 年より 6.5%増加した。471 都市で行われた雨水の pH 測定の結果では、酸性雨汚染のある都市は

[102] 2018 中国環境状況公報
http://www.mee.gov.cn/hjzl/sthjzk/zghjzkgb/201905/P020190619587632630618.pdf
[103] 環境大気質基準 GB3095-2012
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/bz/bzwb/dqhjbh/dqhjzlbz/201203/W020120410330232398521.pdf
本基準における主要汚染物質の基準値は参考資料 1 を参照。

37.6%を占め、酸性雨の発生頻度は 10.5%であった。酸性雨汚染の大半は硫酸型であり、主に長江以南および雲貴（雲南・貴州）高原の東部地区で起きていた。

続いて下記の 2018 年における 338 の地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合について、2015 年の図と比較した結果、大分改善されたことがわかった。図の中、青色の部分は国家 1 級基準を達成している都市のシェアとなり、緑のほうは二級基準を達成している都市のシェアである。一方、黄色のほうは国家二級基準も達成していない都市のシェアとなり、赤いほうは非常に深刻な汚染となっている状態を指す。

だが、大気汚染物質の濃度が減少し、空気質が改善されたとは言え、特に PM2.5、PM10、オゾン、この 3 つの汚染物質の達成状況は依然として悪かった。特に京津冀（北京、天津、河北省）およびその周辺地域、長江デルタ、および汾渭平原などの重点エリアでは、PM2.5 濃度が高く、環境大気質は国家環境大気質 2 級基準（以下国家二級基準）を大きく上回っている。

2015 年地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合[104]

[104] 2015 中国環境状況公報より引用。
http://www.mee.gov.cn/gkml/sthjbgw/qt/201606/W020160602413860519309.pdf

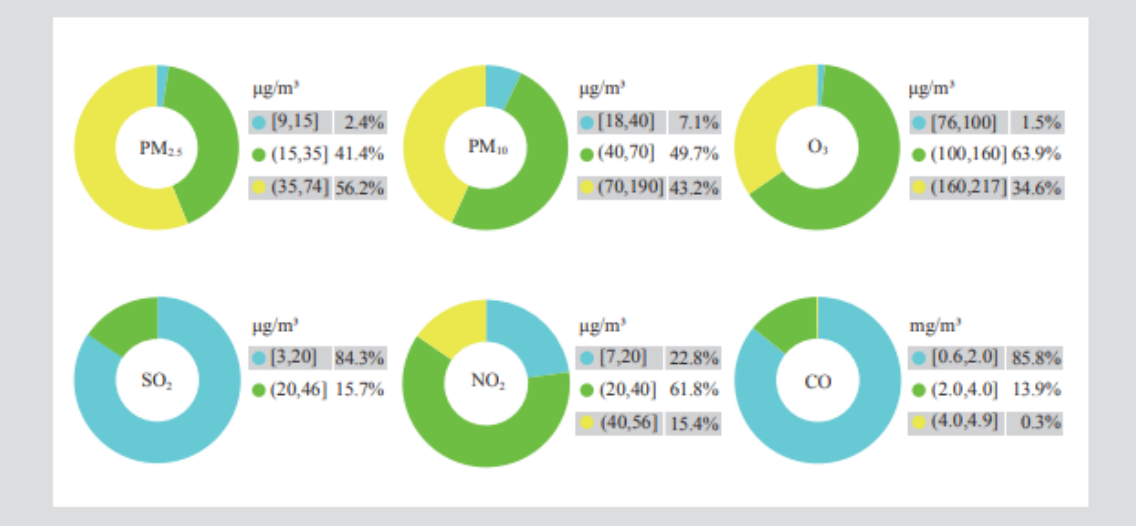

2018 年地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合[105]

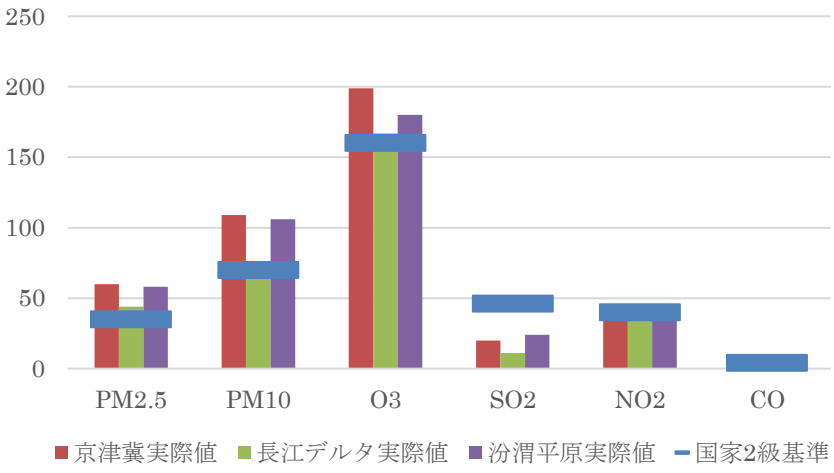

2018 年重点エリアの大気汚染物質の国家基準達成状況[106]

また、2018 年のモニタリング対象 169 都市での大気汚染物質 6 項目に関する、2017 年と 2018 年データの比較は以下の通り。

[105] 2018 年中国環境状況公報より引用。
[106] 2015 年、2018 年中国環境状況公報を参照し、エンヴィックス作成。

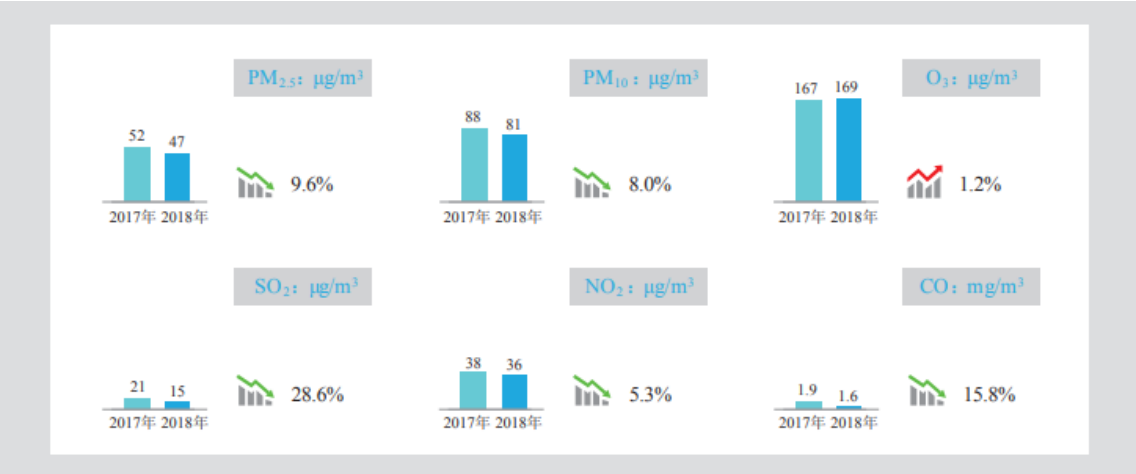

2018 年モニタリング対象 169 都市における 6 項目の汚染物質の年間比較[107]

中国国務院は 2018 年 7 月 3 日付けで「青空防衛戦 3 か年行動計画」（以下「行動計画」と略）を公布した。同「行動計画」は中国の大気汚染防止に向けた取り組みの基本目標、主要任務、保障措置を明確にしたもので、2017 年に実施期間が終了した「大気汚染防治行動計画」（気十条）の次の段階の中国大気汚染対策分野の政策ガイドラインともいえる重要施策とみられている。

同「行動計画」は 2020 年向けの大気汚染対策における発展目標を明確にした。主要目標として「3 年間の努力を通じ、主要大気汚染物排出総量を大幅に減少させ、協同で温暖化ガスの排出を減らす。微小粒子状物質（PM2.5）濃度を更に低減させ、重度汚染天気の日数を減らし、大気環境質を顕著に改善する」と定められている。

また詳細な数値目標の一部は下記の通りである。

- 2020 年までに二酸化硫黄と窒素酸化物の排出量を 2015 年と比べ 15%削減する。
- 基準に達成していない地級都市および地級以上クラス都市の PM2.5 濃度を 2020 年までに 2015 年と比べ 18%減少させる。
- 地級都市および地級以上クラス都市の空気優良日数の割合については 80%を達成し、重度およびそれ以上のレベルの汚染日数の割合を 2015 年に比べ 15%減少させる。
- 各地域の「十三五」における拘束性目標を全面的に達成しなければならない。
- 北京市環境空気質量改善目標の設定は、「十三五」目標を更に上回るべきである。

同「行動計画」では、国の大気汚染防止策の実施における重点地域を更に明確にし、京津冀および周辺地域（北京市、天津市及び河北省、河南省、山東省、山西省それぞれの一部）、長三角地域（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省）、および汾渭平原（山西省、河南省、陝西省それぞれの一部））とした。

107 2018 年中国環境状況公報より引用。

同「行動計画」は主に 6 つの具体的な対策を明確にした。それらは下記の通りである。

1. 産業構造を合理的に調整し、産業のグリーン発展を推進する。
2. エネルギー構造を調整し、クリーン・低炭素・高効率的なエネルギーシステムを構築する。 運輸構造を調整し、グリーン交通システムを構築する。
3. 土地使用構造を合理的に調整し、非点源汚染対策を推進する。
4. 重大専項行動（特別取り組み）を実施し、汚染物の排出を大幅に削減する。
5. 地域間「聯防聯控」（大気汚染防止における地域間の協同対策・取り組み）を強化し、重度汚染天気に効果的に対応する。

そのほか同「行動計画」は、法律法規システムを健全化させ、環境経済策を強化すること、監視・管理能力を強化し、環境法違反に対する取締りを厳格化すること、責任を明確にし、市民参加を促進すること、を要求している。

今後の予定

2020 年中国では、大気汚染物質に関する法規制が一層厳しくなるとみられている。具体的には、大気汚染物質の総合排出基準（GB 16297-1996）の改正、悪臭汚染物質の排出基準（GB 14554-93）の改正、軽型自動車による汚染物質の排出制限値及び測定方法（中国第六段階）（GB 18352.6-2016）の実施などが挙げられる。

また、近年中国では VOCs 規制が相次いで出され、広い地域に亘って強化されてきている。大気汚染の主要な汚染物質として VOCs は、従来から規制されてきたが、2015 年改正された「大気汚染防止法」により、法的な監督範囲にはじめて組み入れられ、従来の VOCs に関して対応する法律のない状況が一変した。その後、「13 次五ヵ年 VOCs 汚染防止事業計画」により、2020 年までに、重点エリア、重点業界において VOCs 汚染排出の削減対策を実施し、全国の排出量を 10%以上削減することが明確に指示された。2018 年 7 月、「青空防衛戦に勝つための三年行動計画」が採択され、大気汚染防止事業の総合計画、基本目標、主要任務および保障措置だけでなく、中国社会全体に青空防衛戦に勝つためのスケジュールとガイドラインが提示された。今後も VOC に関する法規制の厳格化が予想されている。

【水質】

現在中国で有効な水質汚染規制の最上位法は、2017 年の「水質汚染防止法」である[108]。本法にもとづき、「水汚染防止法実施細則」、「城鎮排水・汚水処理条例」、「城鎮供水条例」、「水汚染防止行動計画」などの行政法規および「重点工業業種における用水効率指南」や「農村部飲用水水源地環境保全プロジェクトの建設・投資指南」などの部門規章が制定され、さらに、「汚水総合排出標準」（GB 8978-1996）などの各種標準が制定されている。

制定の経緯

水質汚染防止対策については、基本法である「水質汚染防止法」が、1996 年、2008 年、および 2017 年の 3 回改正された。そのうち、2008 年の改正では、重点汚染物質の排出総量規制制度が導入されている。このほか、農地灌漑水、漁業水質、汚水、地下水品質基準などの環境基準が整備されている。

その後、2017 年 6 月 27 日に開催された中国の第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議で、水質汚染防止法の改正が可決された。改正後の「水質汚染防止法」（以下「改正法」）は、2018 年 1 月 1 日より施行された。

改正法では、中国の水環境対策および水の安全保障における画期的な制度といえる「河川長制（中国語：河長制）」関連の内容が追加されている。「河川長制」とは、「河川長」を務める各級政府機関の主要責任者が、対応する河川や湖の管理や保護業務を指導する制度である。

さらに、改正法では、重点水汚染物質の排出を対象とした総量規制制度の実施についても規定されている。総量規制指標を超過する、または水環境の質の改善目標が未達成の地域については、省級以上の人民政府環境保護主管部門が関連部門と共同で、同地域の人民政府の主要責任者に対する行政指導を実施するとともに、重点水汚染物質排出総量の増加を招く建設プロジェクトの環境影響評価文書の承認を一時停止する。上記の行政指導の状況については、社会に公開される。

水環境に重大な影響を与える農村の汚水・ゴミ処理、農業の非点源汚染については、対策強化が必要な分野といえる。改正法では、農村における汚水・ゴミ処理施設の建設を国が支援し、汚水やゴミの集中処理を推し進めることについて規定されている。また、化学肥料や農薬などの製品の品質・使用基準を制定し、水環境保護の要求に適応させることについても規定されている。さらに、家畜・家禽小規模飼育場が密集する地域が存在する県、郷級人民政府は、家畜・家禽の糞便や汚水の事業者ごとの収集および集中処理・利用を実施しなければならない。

108 「水質汚染防止法」以外にも、水資源管理を規制する法律として「水法」と「水土保持法」があるが、これらは汚染対策を主眼にしたものではないため、本調査では割愛する。

飲用水の安全性に関しては、飲用水供給事業者により実施する取水口と排水口の水質検査業務について規定されている。県級以上の地方人民政府の関連部門は、少なくとも四半期ごとに飲用水の安全性に関する情報を社会に公表しなければならない。また、改正法では、飲用水源で水質汚染事故が発生、または飲用水の安全性に影響を及ぼす他の突発的な事故が発生した場合、飲用水供給事業者が緊急措置を講じ、所在地の市、県級人民政府に報告するとともに、社会に公開することについても規定されている。

改正法では、違法な汚染物質排出行為に対する処罰が強化されている。企業が汚染物質排出許可証を取得せずに水汚染物質を排出し、水汚染物質排出基準を超過、または重点水汚染物質排出総量規制指標を超える水汚染物質を排出した場合、改善が命じられるか、または生産制限、操業を停止した上での改善が命じられるとともに、10 万元（約 165 万円）以上 100 万元（約 1650 万円）以下の罰金が科される。違反が重大な場合には、営業停止や閉鎖などが命じられる可能性もある。

さらに、「水十条」と呼ばれる「水汚染防止行動計画」、「重点流域水汚染防止計画（2016～2020）」および「第 13 次 5 ヵ年計画」のほか、いくつもの法令、国家環境保護標準が公表されている。

現行の法令内容

水質汚染防止法について、現在有効である 2008 年版に関する詳細は NITE(2010)で報告済みであるため、重要事項部分のみを引用し、記載する。

法令名	**水質汚染防止法**
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/200802/t20080229_118802.shtml
所轄官庁	生態環境部など
目的	本法は、水質汚染を防止し、環境を保護・改善し、飲用水の安全を保障し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	**企業の義務** • 国は、汚染物排出許可制度を実施する。すなわち、廃水・汚水を排出する企業は、 汚染物排出許可証を取得しなければならない。取得に関する実施手順は国務院の規定による。許可証を取得する前に、汚染物質の種類、量、濃度および行方などを申告する要求を満たすこと。（第 21 条） • 国務院の規定に基づいて排出口を設置しなければならない。（第 22 条） • 廃水・汚水を排出する企業は、国務院の規定に従ってモニタリングを行

	い、結果を記録しなければならない。重点汚染物排出企業は、自動モニタリング設備の設置義務を有す（第 23 条）。 • 有毒有害水汚染物質目録に記載された汚染物質を排出する企業は、排出口のモニタリングを行い、環境リスクを評価し、リスク原因を検査しリスクを低減しなければならない。また、その汚染物質の情報を公開し、効果的な措置を採用して環境リスクを低減しなければならない。（第 32 条） • 化学品生産企業などの企業は、浸透・漏洩を防止する措置を採用し、地下水のモニタリングを行わなければならない。（第 40 条） • 工業排水を排出する企業は、効果的な措置を採用することで、排水を収集し、処理しなければならない。有毒有害水汚染物質を含有する工業排水は、希釈して排出してはいけない。（第 45 条） • 水質汚染事故が起こる可能性がある企業は、事前に応急計画を制定し、定期的に防災訓練を実施しなければならない。（第 77 条）

現在中国では、工業排水排出における具体的な各種基準を概ね作成済みである。2011 年以降に新たに制定された主な排水基準については下表にまとめる。なお、排出基準が策定されていない業界は、1996 年に施行された「汚水総合排出基準」（GB8978-1996）を遵守することとなっている。

中国各種排水基準(一部抜粋)

基準名	コード
船舶水汚染物排出基準	GB 3552-2018
合成樹脂工業汚染物排出基準	GB 31572-2015
石油製錬工業汚染物排出基準	GB 31570-2015
再生銅、アルミ、鉛、亜鉛工業汚染物排出基準	GB 31574-2015
無機化学工業汚染物排出基準	GB 31573-2015
電池工業汚染物排出基準	GB 30484-2013
製革及び毛皮加工工業水汚染物排出基準	GB 30486—2013
合成アンモニア工業排水汚染物排出基準	GB 13458－2013
クエン酸工業水汚染物排出基準	GB 19430－2013
麻繊維加工工業水汚染物排出基準	GB 28938－2012
毛織物加工工業水汚染物排出基準	GB 28937－2012
製糸工業水汚染物排出基準	GB 28936—2012
紡績染色工業水汚染物排出基準	GB 4287-2012
コークス化学工業汚染物排出基準	GB 16171-2012

基準名	コード
鉄合金工業排水汚染物排出基準	GB 28666-2012
鉄鋼採選工業排水汚染物排出基準	GB 28661-2012
弾薬装薬業界工業水汚染物排出基準	GB 14470.3-2011
ゴム製品業界工業汚染物排出基準	GB 27632-2011
発酵アルコールと白酒工業水汚染物排出基準	GB 27631-2011
自動車修理業水汚染物排出基準	GB 26877-2011
バナジウム業汚染物排出基準	GB 26452-2011
リン化肥工業水汚染物排出基準	GB 15580-2011
レアアース工業水汚染物排出基準	GB 26451-2011

このほか、現地での状況に基づき、各地域ベースで国家基準を上回る地方レベルの排出基準を構築するケースも多い。太湖流域がその典型的な事例で、同地域は独自の「太湖地域都市部排水処理場及び重点工業業界主要汚染物排出制限値」（DB32/1072-2018） を 2018 年 6 月 1 日より実施し、旧標準の DB32/1072-2007 は廃止された。当該地域に位置する企業はそれを遵守する必要がある。

運用状況

「2018 年中国環境状況公報」によると、中国全国で 1613 ヶ所の水域測定断面に対して水質測定を行い、水質はそれぞれ I 類が 5.0%、II 類が 43.0%、III 類が 26.3%、IV 類が 14.4%、V 類が 4.5%、劣 V 類が 6.9%を占めた（下の図を参照）。

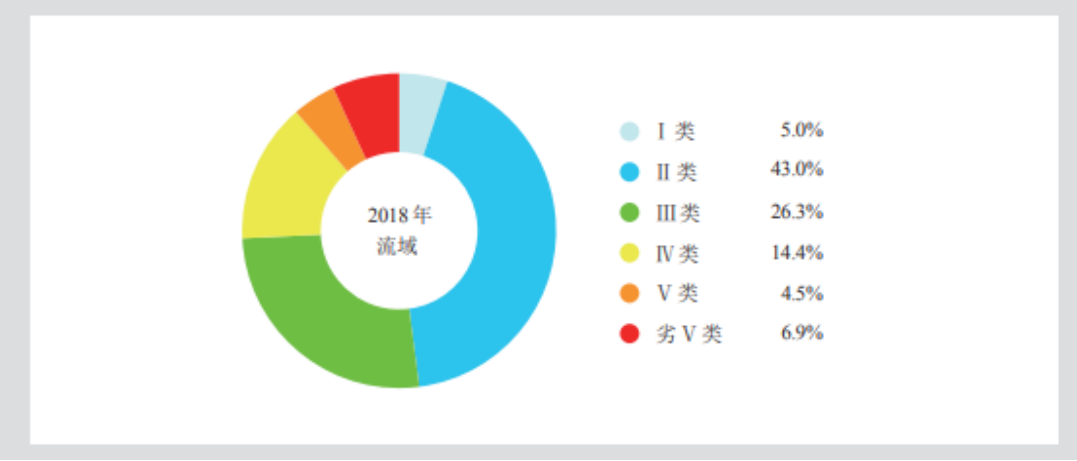

2018 年中国水域の水質状況[109]

[109] 2018 年中国環境状況公報より引用。

また、「水汚染防止行動計画」の実施を始めた 2015 年水域の水質状況と比較したところ、水質が優れている I 類および II 類の割合が上昇しており、水質が劣る V 類および劣 V 類の割合は減少したことがわかった。比較図は下記のように示された。

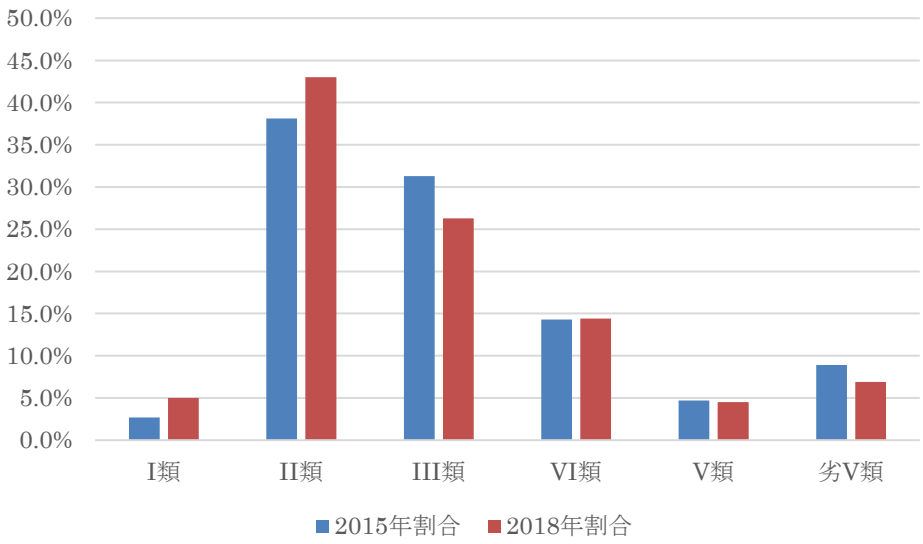

2015 年と 2018 年中国水域の水質比較状況[110]

一方、全国 10168 カ所の地下水の水質を測定した結果、I 類、II 類、III 類、IV 類、および V 類レベルの割合はそれぞれ 1.9%、9%、2.9%、70.7%、15.5%であった。また、中国全国で地級レベル以上の 337 都市おいて、集中式飲用水の水源地から抽出され水質測定を行い、89.8%の水は基準を満たしていたことが明らかになった。

今後の予定

大気と同様に、2015 年に「水汚染防止行動計画」が公表された（通称、「水十条」）。本計画には具体的な措置 238 件が含まれており、そこでは改善強化措置 136 件および研究模索措置 12 件に加え、改革・革新類重点措置 90 件が挙げられている。本行動計画は、中国における今後の水汚染防止事業のガイドラインとなる重要な政策であり、長らく発表が待たれていた。中国における水質汚染の深刻さと汚染防止事業の難しさ、および長期的な観点を踏まえて、「節水優先・空間均衡・総合対応・同調施策」の原則のもと、重点汚染物質、重点産業、重点地域を優先し、水環境の質の改善を図る方針を示したものとなっている。具体的な目標と対策は下表の通り。

[110] 2015 年、2018 年中国環境状況公報を参照し、エンヴィックス作成。

表　水十条の目標と対策

項目	詳細
目標	• 2020 年まで 全国の水環境の質を段階的に改善し、深刻に汚染された水系を大幅に減らすとともに、飲用水安全保障レベルを引き上げる。また、地下水の過剰採取に歯止めをかけて、地下水汚染の深刻化を食い止める。沿岸海域の環境の質を維持・改善し、京津翼、長江デルタ、珠江デルタ等の地域水生態環境を改善する。 • 2030 年まで 全国水環境の質を全体的に改善し、水生態系機能を回復させる。 • 21 世紀半ば 生態環境の質を全面的に改善し、生態系の好循環を実現させる。
対策	1. 全面的に汚染物質の排出を抑える。工業、城鎮生活、農業・農村、船舶・港湾等の汚染源に対し、相応の排出削減措置を定める。 2. 経済構造の転換およびアップグレードを推進し、立ち遅れた生産能力の淘汰を加速させる。合理的な産業の分布・構造・規模を確定し、工業水、再生水、海水の利用などを通じて循環発展を推進する。 3. 水資源の節約・保護を強化する。厳格な水資源管理制度を施行し、用水総量を抑えて用水効率を引き上げるとともに、水量配分を強化し、重要河川の流量を保障する。 4. 科学技術支援を強化する。優れた技術の応用普及を推進し、基礎研究と先端技術の研究開発を強化し、環境産業・市場への管理を強化し、環境サービス業の成長を促進する。 5. 市場メカニズムを活用する。水道料金改革を加速し、料金徴収政策・税収政策を完備させ、投資の多元化を図り、水環境改善に有利なインセンティブメカニズムを確立する。 6. 環境関連法律を厳格に従って監督管理する。環境違法行為と違法建設プロジェクトを厳格に取り締まり、行政法執行と刑事司法との連携を強化し、水環境監視測定網整備を推進する。 7. 水環境管理を強化する。環境汚染対策の目標管理を強化し、汚染物質総量規制制度の活用を深化させる。各種類の環境リスクを低減させ、汚染排出許可制度を全面的に実施する。 8. 水生態環境の安全を保障する。飲用水水源の安全を保障し、地下水汚染を防止する。重点流域の水汚染防止を強化し、良好水系及び海環境保護を強化する。都市部で「黒臭水」対策を講じ、直轄市、省都、計画単列市（省と同等の 権限を持つ都市）では 2017 年年末までに「黒臭水」を無くすこと。 9. 各主体の責任を明確にする。地方政府の水環境保護責任を強化し、汚染

項目	詳細
	排出部門の主体責任を明確にする。全国で流域別・地域別・海域別に年度ごとの計画実施状況を検査する。 10. 公衆参加と社会監督を強化する。国家政府は定期に水質が最も悪いおよび最も良い都市の各上位 10 都市の目録、各省（区、市）の水環境状況を公開する。社会監督を強化し、全員参加を促進する。

生態環境部の「水汚染防止行動計画」報告[111]によると、「水汚染防止行動計画」の実施後、2018 年までに、①全国 97.4%の工業団地において汚水集中処理施設および自動モニタリングシステムが設置された；②都市汚水処理場が 4332 ヶ所設立された；③1586 ヶ所の水源地の課題解決率は 99.9%を達成した；④3740 社の工業企業が工場を移転した；⑤1883 ヶ所の排出口が閉鎖された；⑥1009 ヶ所の黒臭水体が清浄された、などの成果があった。同報告は、これからも、インフラ整備、汚染物質の制御、水域生態環境の保護などを引き続き推進していく予定である、としている。

111 生態環境部「水汚染防止行動計画」報告
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk15/201907/t20190723_712133.html

【土壌】

中国国内の土壌汚染が深刻化しているため、2018 年 8 月 31 日、「中華人民共和国土壌汚染防止法」が可決され、2019 年 1 月 1 日に実施された。従来「環境保護法」でしか対応することができなかった土壌汚染問題は、それに特化した法律により対応可能となった。

制定の経緯

中国全国人民代表大会常務委員会は 2018 年 8 月 31 日、「中華人民共和国土壌汚染防止法」を可決し、2019 年 1 月 1 日より施行された。2016 年に公布された「土壌汚染防止行動計画（土十条）」は原則的文書に過ぎなかったが、今回公布された「土壌汚染防止法」は、土壌汚染防止関連の規定を定めた中国初の国家レベルの法律となる。

同法の主な内容は、以下のとおりである。

土壌汚染責任者制度

同法では、「汚染者が責任を負う」という原則に則り、「土壌汚染責任者」が負うべき土壌汚染のリスク管理や修復における義務が強調されている。同法では、それぞれの状況に応じて、計 13 種類の「土壌汚染責任者」が規定されており、各責任者はその責任範囲内で土壌汚染のリスク管理や修復など土壌汚染の防止に関連した義務を履行する必要がある。

【参考資料】過去に中国浙江省で実際に行われた土壌汚染修復プロジェクトを参考例とし、同プロジェクトに要した費用や関連データを元に算出すると、土壌汚染のリスク管理や修復、事後管理などには、1 ヘクタール当たり約 960 万元（約 1 億 5648 万円）もの費用が必要となる。

土壌汚染状況の調査やモニタリング制度

国務院の生態環境主管部門は、10 年ごとに少なくとも 1 回、他の部門と共同で全国土壌汚染状況の全面調査を実施するとともに、モニタリング網を組織し、土壌環境モニタリング地点を設置すると規定されている。

有毒有害物質対策

国は、重点的な規制を行う「土壌有毒有害物質目録」を公布し、各級の政府は、同目録や有毒有害物質の排出状況に基づき、「土壌汚染重点監督管理事業者目録」を発表する。同法では、有毒有害物質の排出制御や排出状況の定期的な報告など「土壌汚染重点監督管理事業者」が負うべき義務についても規定されている。

土壌汚染のリスク管理および修復制度

同法では、土壌汚染のリスク管理や修復の条件、土壌汚染状況の調査、汚染のリスク評価、汚染責任者に変更が生じた際の修復義務などについて規定されている。また、土地を農業用地と建設用地という 2 種類に分類し、それぞれに対応する規定も定められている。農業用地は、汚染の程度に応じてさらに 3 種類に分類され、それに応じた管理が実施される。建設用地については、「土壌汚染リスク管理および修復目録」に基づく管理が実施される。

土壌汚染防止基金制度

同法では、中央土壌汚染防止特別資金と省級土壌汚染防止基金の設立について規定されている。同基金は、主に農業用地の土壌汚染防止、土壌汚染責任者または土地使用権者を認定できない場合の土壌汚染のリスク管理や修復に使用される。

罰則規定

関連する義務の不履行など、同法の規定に違反した場合、最高 200 万元以下の罰金が科される。さらに、同法では、「生産停止・整備」、「関連業務への従事を終身禁止する」などの厳罰を適用する状況についても規定されている。

現行の法令の内容

土壌汚染防止法に関する重要事項部分を下記の表で示す。

法令名	**土壌汚染防止法**
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201809/t20180907_549845.shtml
所轄官庁	生態環境部など
目的	本法は、土壌汚染を防止し、環境を保護・改善し、土壌資源の持続可能な利用を推進し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	**企業の義務** • 企業は、効果的な措置を採用し、土壌の汚染を削減、防止し、企業が汚染した土壌に対して責任を負わなければならない。（第 4 条） • 企業は、施設、設備または建物を解体する際、土壌汚染を防止する措置を採用しなければならない。（第 22 条） • 事故により土壌汚染を起こる可能性がある場合、企業は直ちに応急措置を採用し、土壌汚染を防止しなければならない。また、本法に従い土壌

法令名	**土壌汚染防止法**
	汚染の状況をモニタリングし、土壌汚染リスクを評価し、リスクを管理しなければならない。（第 44 条） • 企業は、生態環境主管部門などによる土壌汚染監督、監査に積極的に協力し、事実通りの状況を反映し、必要な資料を提供しなければならない。

生態環境部は土壌汚染防止法の実施後、土壌汚染について以下の標準を公布した。これからも次々と標準を公布し、土壌汚染防止の体系を充実していくと見られている。

現在土壌汚染に関する標準(一部のみ)

基準名	コード
建設用地土壌汚染状況調査技術ガイドライン	HJ 25.1-2019
建設用地土壌汚染リスク管理および修復モニタリング技術ガイドライン	HJ 25.2-2019
建設用地土壌汚染リスク評価技術ガイドライン	HJ 25.3-2019
建設用地土壌修復技術ガイドライン	HJ 25.4-2019
建設用地土壌汚染リスク管理および修復用語	HJ 682-2019
農用地土壌汚染リスク管理制御標準（試行）	GB15618-2018
建設用地土壌汚染リスク管理制御標準（試行）	GB36600-2018

運用状況

土壌汚染防止法は 2019 年 1 月 1 日より実施されたため、その実施とともに、次々と弁法やガイドラインが公布されてきている。例えば、「土壌汚染防止特別資金管理弁法」、「建設用地土壌汚染状況調査、リスク評価、リスク管理および修復効果評価報告審査ガイドライン」、「建設用地土壌汚染責任者認定弁法（試行）（意見募集稿）」、「汚染土地リスク管理制御および土壌回復効果評価技術ガイドライン（試行）」などが挙げられる。土壌汚染防止法が公布されたばかりのため、多くの弁法やガイドラインについては試行段階となっている。

一方、地方では、広東省はほかの省より早めに 2018 年 11 月 29 日に「広東省『中華人民共和国土壌汚染防止法』実施弁法」[112]を公布した、天津市は 2019 年 6 月 20 日「天津市土壌汚染防止条例（草案）」（意見募集稿）[113]を公表した。他の省については、「土壌汚染防止行動計画（土十条）」に従って具体的な土壌汚染防止実施条例を制定しているところが多い。

112 http://gdee.gd.gov.cn/dffagui/content/post_2513492.html

113 http://sthj.tj.gov.cn/root16/mechanism/solid_waste_management_office/201905/t20190520_35524.html

例えば、「河北省の浄土防衛戦三年行動計画（2018－2020 年）」[114]、「武漢市 2018 年土壌汚染防止行動計画」[115]などが挙げられる。

今後の予定

大気および水と同様に、2016 年に「土壌汚染防止行動計画」が公表された（通称、「土十条」）。本行動計画によると、重点地域・業種・汚染物質を際立たせ、類別・用途別・段階別の防止策を実施する。また、新たな汚染を厳しく規制することにより既存汚染の段階的な減少を図り、政府主導、企業の責任負担、国民参加、社会による監督という土壌汚染防止制度を形成していく方針である。具体的な目標と対策は下表の通り。

図表　土十条の目標と対策

項目	詳細
目標	• 2020 年まで 中国全土の汚染悪化傾向をほぼ抑制し、全体的な土壌環境質の安定化を図る。農業用地および建設用地の土壌環境における安全を基本的に確保して、土壌環境リスクの制御をおおむね実現する。 • 2030 年まで 中国全土の土壌環境質の安定的な改善を図り、農業用地および建設用地の土壌環境における安全を実効的に確保、土壌環境リスクの全面的な制御を達成する。 • 今世紀半ばまで 土壌環境質を全面的に改善し、生態システムの好循環を実現する。
対策	1. 土壌汚染調査を実施し、土壌環境質の状況を把握する。 2. 土壌汚染防止関連法の制定を推し進め、法規や基準体系の整備を図る。 3. 農業用地の分類管理を実施し、農業生産環境の安全を確保する。 4. 建設用地の参入管理を実施し、居住環境のリスクを防止する。 5. 未汚染土壌の保護を強化し、新たな土壌汚染を厳しく規制する。 6. 汚染源の管理・監督を強化し、土壌汚染防止業務を遂行する。 7. 汚染の処理や修復を実施し、土壌環境質の改善を図る。 8. 科学技術の研究開発を強化し、環境保護産業の発展を促す。

[114] 河北省の浄土防衛戦三年行動計画（2018－2020 年）
http://www.xiongan.gov.cn/2019-01/20/c_1210042528.htm
[115] 武漢市 2018 年土壌汚染防止行動計画
http://www.wh.gov.cn/hbgovinfo/zwgk/szfxxgkml/fggw/bgtwj/201808/t20180823_220204.html

項目	詳細
	9.　政府の主導的役割を発揮させ、土壌環境防止制度を構築する。 10. 目標審査を強化し、責任追及の厳格化を図る。

中国では今後とも、土壌汚染防止法の下で、「土壌汚染防止行動計画」に沿って土壌汚染事業を展開していく。

中国の化学物質管理についての適切なあり方についての考察

NITE（2017）に記載されている下記の問題点は依然として存在するため、引用の上で今回の調査内容を踏まえて加筆した。

1. 法律レベルの危険化学品管理法令の制定

● 問題点：

中国は危険化学品の生産、使用および輸出入の大国であり、2010 年から中国の化学工業製品の生産総額は世界 1 位になり、国務院安全生産委員会により発表された「危険化学品安全リスクにかかわる産業品種目録」（安委〔2016〕7 号）によると、20 の国民経済産業分類のうち、15 業種、95 の大きい分類のうち、68 が危険化学品に関わっている。2018 年の「張家口 11・28」爆発事故や 2019 年の「響水 3・21」特別重大爆発事故などが発生したことから、化学工業の安全生産問題がさらに注目されているという。その影響を受けて、2019 年の第 1～第 3 の四半期の期間に化学工業の企業数は 1700 社減少した。民間調査会社の情報によると、2018 年年末時点での中国の化学工業企業は約 2 万 3513 社であった。

しかし、危険化学品管理に関する最上位法である「危険化学品安全管理条例」は、行政法規（国務院の条例）レベルに過ぎず、立法レベルが低い。このため、危険化学品安全管理に十分な法律根拠が与えられていない。

● 提言：

①「危険化学品安全法」の早期制定の必要性

法律の策定は容易ではなく、立法プロセスも複雑であるため、その制定・公布は一般的に非常に時間を要する。しかし、危険化学品管理は国民の安全・健康に重要な関わりがあり、法律レベルの上位法が存在しないのは合理的ではないため、立法を加速する必要がある。

②「意見募集稿」公布前での、「意見募集稿草案」の公開。

現在策定中の「危険化学品安全法」は、2020 年 2 月時点でドラフトが完成されており、内部意見募集が行われているが、法令の内容は公開されていない。今回のヒアリング結果によると、本法が 2020 年に公布されるのは困難である。

本法の注目度は非常に高いため、意見募集稿を公布する前に「意見募集稿草案」などの形でその内容を公開することで、事業者との調整がより円滑に進むものと考えられる。

2. 化学品管理に関する国家標準の要求事項の統一

● 問題点：

現在、中国では標準の数が膨大であり、要求事項が統一されておらず、または矛盾している標準も存在するため、事業者のなかで混乱が生じることも少なくない。

また、危険化学品の監督測定に関する標準は多いが、一方で検測方法類標準が足りていない。

● 提言：

関連標準の要求事項の矛盾を無くし、統一する。また、検測方法類標準の制定も望まれる。

3. 管理監督部門間の境界の明確化

● 問題点：

現在、化学品管理に関する上位法が存在しないにもかかわらず、各関連管理部門は各自の職責内で、危険化学品管理の一部に関する法令を公布することで、管理している。また「危険化学品安全管理条例」においても、安全管理監督職責を持つ部門は 10 部門に達し、管理監督部門間で職別の監督管理と総合管理監督の責任が不明確で、それぞれの境界が曖昧、重複、または空白の場合もある。例えば、通関時、応急管理部と税関総署にはそれぞれの要求事項があり、各地の税関での具体的な要求事項も異なる。このため、事業者にとっては、どの部門のどの法令を遵守すればよいのか、混乱が多く生じている。

● 提言：

策定中の「危険化学品安全法」では、各関連部門の職責や境界を明確化し、加えて危険化学品管理の体系についても明言を要望する。特に、「交差管理」の分野は、異なる行政部門の要求事項の統一が望まれる。要求事項が異なる場合には、公式的な解説文書の公布が望まれる。

4. 全国で統一された危険化学品安全情報収集制度

● 問題点：

現在、中国では国家レベルの化学品安全情報収集プラットフォームがない。このため、化学品管理に関する法令の収集、確認が難しい。他方で、断片的なプレスリリース情報が多すぎるため、正確な情報確認が難しい。

● 提言：

国家レベルの化学品法令プラットフォームの構築が望まれる。

5. 試験データの相互受け入れ

● 問題点：

化学品管理に関して、多くの事業者が共通して抱える問題のひとつに、中国国内での試験の実施義務が挙げられる。これにより試験のためのコスト、時間が余計に掛かることで、ビジネスに少なからず影響が生じているものと見られる。

● 提言：

国内だけでなく海外の試験機関を別途認定する、または自社試験データの利用を許可するなどの措置が望まれる。

6. 国際的な化学物質規制の潮流に対する中国政府の姿勢の明示

● 問題点：

欧州での殺生物製品規則やナノマテリアル管理の動きなどをはじめ、化学物質に関する国際的な新たな課題に対する中国政府の姿勢が具体的に明示されていない。

● 提言：

欧米諸国における最新の化学物質規制などを踏まえた上で、中国が取るべき今後の方針や長期的な立法計画を公表することが望まれる。今回のヒアリングによれば、中国はまだ、70 年代の日本のように、大事故の予防に焦点を当てている段階にあり、日本などの先進国のように、化学品管理における労働者の健康問題に取り組む段階には移行していない。したがって、化学品管理に関する目標を実現するまで、中国は長い道のりを歩んで行かなくてはならないが、先進国と同様の問題は今後顕在化すると予想されるため、その対策に向けた中国の政策や規制を事業者が予め理解することで、対応が円滑に進むものと期待される。

以上

参考資料

政府組織

- 生態環境部
  http://www.mee.gov.cn/
- 工業情報化部
  http://www.miit.gov.cn/
- 国家発展改革委員会
  http://www.sdpc.gov.cn/
- 応急管理部
  https://www.mem.gov.cn/
- 建設部
  http://www.mohurd.gov.cn/
- 水利部
  http://www.mwr.gov.cn/
- 国家標準化管理委員会
  http://www.sac.gov.cn/

予算

- 生態環境部 2019 年予算書
  http://www.mee.gov.cn/ywgz/kjycw/bmyjsgl/201904/P020190402572751194923.pdf
- 工業情報化部 2019 年予算書
  http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c6702465/content.html
- 応急管理部 2019 年予算書
  https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/qt/201904/P020190409658377437459.pdf

法令等

- 新規化学物質環境管理弁法
  http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62688.htm

- 新規化学物質申告登録ガイドライン
  http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm

- 中国既存化学品目録 2013 年版
  http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm

- 化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
  https://web.wtocenter.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887

- 危険化学品安全管理条例
  http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm

- 危険化学品登記管理弁法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120711_233446.shtml

- 危険化学品目録（2015 年版）
  https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzlfl/gg_01/201503/t20150309_237187.shtml

- 危険化学品目録（2015 年版）実施ガイドライン（試行）
  https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201509/t20150902_232638.shtml

- 危険化学品経営許可証管理弁法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120727_233448.shtml

- 危険化学品安全使用許可証実施弁法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201211/t20121118_233450.shtml

- 危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201108/t20110828_233434.shtml

- 化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201307/t20130718_233453.html

- 易制爆危険化学品目録（2017 年版）
  http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/01/content_5198726.htm

- 中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020 年版）
  http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201912/t20191231_756318.html

- 優先的に規制する化学物質目録（第 1 次）

http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201712/t20171229_428832.htm

- 有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）
  https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/201805/t20180515_230522.shtmll

- **化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）**

- 化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）

- 化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）

- 化学品安全技術説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013）

- GHS に基づく化学品ラベル規範（GB/T 22234-2008）

- 化学品安全ラベル作成規定（GB 15258-2009）

- 輸出入危険化学品およびその包装の検験監督管理に関連する問題に関する公告
  http://www.sx.gov.cn/art/2012/3/19/art_1463522_17162062.html

- 中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）
  http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm

- 劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法
  http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html

- 職業病防止法
  https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/fl/201712/t20171212_232549.shtml

- 職業病危害要素分類目録（2015 年版）
  http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5493/2015/1203/261502/content_261502.htm

- 国家職業病防止計画（2016～2020 年）
  http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm

- 消防法
  http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm

- 建築設計防火規範 GB 50016-2006

- 消防安全マーク第 1 部分：マーク　GB 13495.1-2015

- 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
  http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm

- 「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A
  http://www.miit.gov.cn/n1146295/n7281315/c7282624/part/7282628.pdf

- 「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」SJ/T 11364-2014

- 電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め
  http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190517_293827.html

- グリーン製品ラベル使用管理弁法
  http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190507_293448.html

- 電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第 1 次）
  http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057542/n3057554/c6086848/content.html

- 国家繊維製品に関する基本安全技術規範　GB 18401-2010

- 消費財化学的危害リスク評価ガイドライン（意見募集稿）

- 建築法
  http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/0b21ae7bd82343dead2c5cdb2b65ea4f.shtml

- 住宅室内装飾補修管理弁法
  http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/jsbgz/200611/t20061101_159045.html

- 室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002
  http://www.zjnf.cn/uploads/201809/5ba45d99e1dd9.pdf

- 室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017
  http://www.guoxintest.com/pdf/GB185802017.pdf

- 民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010
  http://www.jianbiaoku.com/webarbs/book/105/873747.shtml

- 食品安全法
  http://www.credit.dl.cn/f/view-3c24cb93526c4deaa6cccaece75ae953-143aaa4643264ec8a4cf170b9399219d.html

- 食品添加剤の使用標準　GB2760-2014

- 大気汚染防止法
  http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201811/t20181113_673567.shtml

- 水質汚染防止法
  http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/200802/t20080229_118802.shtml

- 土壌汚染防止法
  http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201809/t20180907_549845.shtml

※中国 GB はネットで閲覧不可のため、原文リンク記載なし。

政府関連ウェブサイト

- 生態環境部、新規化学物質の申請および登録状況 http://www.mepscc.cn/
- 応急管理部危険化学品登録状況 http://www.nrcc.com.cn/

II. フィリピン共和国

1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、国内事業者へのヒアリングに加え、下記の日程でフィリピン共和国（以下、「フィリピン」という）政府当局等へ訪問し、ヒアリングを実施した。

1.1 現地ヒアリング調査

【日程】
2020 年 2 月 24 日～28 日

【訪問先】
① 環境天然資源省　環境管理局　化学物質管理課
② 保健省　食品医薬品局
③ 労働雇用省　労働安全衛生センター
④ 財務省　税関局　環境保護・コンプライアンス部
⑤ フィリピン化学工業協会
⑥ フィリピン日本人商工会議所

現地ヒアリング調査のコンタクト先一覧

		所轄当局名		連絡先
①	行政機関	環境天然資源省(DENR)	環境管理局(EMB) 化学物質管理課	Technical Assistant Tel: +63-2-928-8892
②		保健省(DOH)	食品医薬品局(FDA)	Director IV Tel: +63-2-857-1979
③		労働雇用省(DOLE)	労働安全衛生センター(OSHC)	Deputy Executive Director Tel: +63-2-924-2412
④		財務省(DOF)	税関局(BOC)	Deputy Commissioner

		所轄当局名		連絡先
			環境保護・コンプライアンス課(EPCD)	Tel: +63-2-527-4578
⑤	産業組織	フィリピン化学工業協会(SPIK)	―	President Tel: +63-2-753-1752
⑥		フィリピン日本人商工会議所(JCCIPI)	化学品部会	事務局 Tel: +63-2-8892-3233

【ヒアリング先の選定理由】

① 環境天然資源省(DENR) 環境管理局 化学物質管理課

DENR の下部組織である環境管理局(EMB)の化学物質管理課は、新規化学物質規制や既存化学物質インベントリ(PICCS)、優先化学品リスト(PCL)、化学品管理令(CCO)など、フィリピンにおける化学物質規制を統括する規制当局である。

② 保健省(DOH) 食品医薬品局

DOH の食品医薬品局(FDA)は、洗剤や塗料、文房具などを対象とする家庭／都市有害物質含有指定製品(HUHS)に関する規制を所管しており、2019 年 6 月には、HUHS に関する操業許可取得義務を復活させる行政命令を制定し、規制を強化している。

③ 労働雇用省(DOLE) 労働安全衛生センター

DOLE の労働安全衛生センター(OSHC)は、職場における GHS 規制を所管し、労働安全衛生基準(OSHS)の策定および改正の役割を担っている。また、労働者への安全衛生プログラムを提供している。

④ 財務省(DOF) 税関局 環境保護・コンプライアンス課

DOF の下部組織である税務局が 2019 年に設置した有害廃棄物の輸入を監視する専門部局「環境保護･コンプライアンス課」は、フィリピン国内に化学物質を輸入する際に、必要書類や証明書などの検査も担当しており、規制当局と連携をとりながら、化学物質管理に務めている。

⑤ フィリピン化学工業協会(SPIK)

現地の化学工業協会（日系企業も所属）であり、フィリピンの化学物質規制に対するロビー活動やポジションペーパーの提出などを行っている。また、化学品産業が経済活動を行うに際して抱える化学物質管理制度の問題点を把握している。

⑥　フィリピン日本人商工会議所(JCCIPI)　化学品部会

2019 年 7 月現在、682 社の日系企業が所属する団体であり、企業の円滑な活動のための各種情報提供や関係機関との連携を行っている。JCCIPI には、化学品や薬品、プラスチック産業などの企業が所属する化学品部会が設けられており、化学物質規制に関する情報の共有や課題解決にあたっている。

【アポ取りの経緯】

今回、現地ヒアリング先へのアポイント取りは、以下の方法を用いて行った。

(i)　日本側からメールによるアポイント

(ii)　現地パートナー/日本側の電話によるアポイント

各ヒアリング先とのアポイントの経緯を以下の表で示す。なお、メールでのアポイントを要請する際には、経済産業省(METI)および NITE 発行の公式レターを添付して、送った。

本文との対応	(i)　メール	(ii)　電話
①DENR	環境管理局(EMB)化学物質管理課の問い合せ先(Email: chemicals@emb.gov.ph) に訪問ヒアリング希望の旨をメールする。 ➡回答なし。	日本側より問い合わせ先(Tel: (02)928-8892)に電話 ➡応答なし。 現地パートナーより、化学物質管理課に所属の技術アシスタントに直接連絡し、ヒアリング実施の協力を得る。 **➡アポイント取り完了**
②DOH	食品医薬品局(FDA)が所管する「家庭／都市有害物質含有指定製品(HUHS)規制の意見募集提出先である担当者宛にメールを出す ➡FDA の Director が面会を受けてくれるとの返事を受け取る。 ➡事前に質問状を送付し、ヒアリングの日時を折衝。 **➡アポイント取り完了**	
③DOLE	労働安全衛生センター(OSHC) 環境管理課のチーフ（2020 年 2 月現在、Deputy Executive Director)に直接メールを送付	

本文との対応	(i) メール	(ii) 電話
	し、訪問ヒアリングの希望を伝える。 ➡返信あり。訪問ヒアリングの日程を折衝 **➡アポイント取り完了**	
④DOF	税務局の環境保護・コンプライアンス課(EPCD)の Deputy Commissioner および税務局の総合窓口 (E-mail: boc.cares@customs.gov.ph)に訪問ヒアリング希望の旨のメールを送付。 ➡総合窓口の担当者より、Deputy Commissioner 宛に書面の公式レターを送付するように言われる。 ➡公式レター送付後、正式に受理され、EPCD 所属の方より、連絡が入る。 ➡ヒアリング日時を折衝 **➡アポイント取り完了**	
⑤SPIK	SPIK のホームページに記載の問い合せ先 (spik.secretariat@gmail.com /secretariat@spik.com.ph)に訪問ヒアリングへの協力要請を打診 ➡窓口担当者より President に回覧する旨のメールを受け取る。 ➡President より返信があり、訪問日時を折衝 **➡アポイント取り完了**	
⑥JCCIPI	問い合せ先(jccipi@jccipi.com.ph)より、化学品部会への訪問ヒアリング希望の旨をメール ➡事務局より連絡が入り、訪問ヒアリングの希望日時を伝える。 ➡事務局が化学品部会所属の企業へ連絡を取り、5 社出席が確定 **➡アポイント取り完了**	

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
環境天然資源省 環境管理局 化学物質管理課	• 環境管理局（EMB）では法令を策定する際に、化学品製造国である、米国、欧州、カナダ、韓国、オーストラリア、日本の 6 ヵ国・地域の法令を参考にしている。 • PICCS の 2018 年版のドラフトの状況は、EMB 長官(Director)の承認待ち。2020 年中に公布できることを希望する。 • PICCS の 2019 年版のドラフトに関しては、現在、収載する化学物質のリストを審議している。ドラフトはまだ公に発表されていない。 • ポリマーの PMPIN 免除規定に関して、すでにいくつかの申請を認可している。申請書類に不備があった場合は、再提出を通知し、提出がない場合は、申請を却下する。 • PCL（優先化学品リスト）第 3 版のドラフトは現在も審議中である。 • 公開されている PCL のドラフトは、EMB が私企業のコンサルタントに依頼して作成させたものであるが、選定基準等に関して、意見が寄せられたため、現在も選定基準に関して審議されている。項目としては、有毒性に加え、暴露危険性(リスク評価)、産業界での使用量、流通量、使用用途などの基準が挙げられる。基準の策定においては他国の例を参考にしている。 • PCL の最終版を作成した後、パブリックコンサルテーションを実施予定。EMB のウェブサイトにて法案を公開し、意見募集を行った後、公布される予定。 • 化学品管理令(CCO)に関して、現在六価クロムとカドミウムのドラフトを審議している。審議の流れは、EMB の技術ワーキンググループ➡DENR の技術ワーキンググループ➡EMB の各 Director➡Assistant Secretary➡Under Secretary➡Secretary の順。その後、公布に至る。 • 今後、CCO を策定する対象化学物質の審議はまだ始まっていないため不明。過去にはベンゼンなどが CCO の候補に挙がっていたが、現在は製造量も輸入量も少ない。CCO の対象物質については、EMB は関連調査を実施している。 • EMB 覚書回覧第 2015-011 号の 1.3.2.4 において SDS の提出を求め(任意)、情報を収集し「包括的な化学物質データベース」を創設するとあるが、現在の状況はどうか？ ➡混合物の情報に関するデータベースとなる。混合物に関する情報を事業者が参照できるようなデータベースとなる予定。混合物の SDS については事業者に対してすでに提出を要請している。あくまで任意なので、提出しなかったからといって処罰されることはない。 • GHS の適用対象である IMDG および IATA の規制対象物質に関する法案はすでに策定済みで、Director の承認待ちである。また、混合物に関しても GHS 適用のためのガイドラインを現在作成中である。 • PRTR に関しては、現状策定の予定は聞いていない。

組織名称	ヒアリング結果
	• EU の REACH のような規制に関しては、規制動向をチェックするのみで具体的に導入する計画は今のところ立案されていない。 • フィリピンのリスクアセスメントに関しては、PMPIN の評価プロセスを参照 • 法令の移行期間を設けない理由はヒアリング担当者にもわからないが、不備や違反があった場合は、まず是正の提案を行い、その後、当局が検査を行い、警告を通知した後、罰金などの処罰を下す対応をしており、違反したからと言ってすぐに処罰される訳ではないという。
保健省 食品医薬品局	• HUHS 規制は、2015 年行政命令第 0038 号で一度、操業許可取得義務や事前登録などの規制が緩和されたが、その後、フィリピン大学の法律センターから規制を廃止するのは上位法に違反すると指摘され、2019 年に再度、製品申告義務などの要件を復活させた。また、毒性被害報告のトップ 10 製品のうち 6 つが HUHS 規制の対象であったことも、要件を復活させた理由。 • 最新ドラフトでは、以前の規制の登録制度（registration）が盛り込まれていないが、今後、別の法規で追加する予定である(詳細スケジュールは不明) • 最新ドラフトでは、GHS 準拠のラベル貼付要件は施行より 1 年後に適用を開始するとあるが、猶予期間を 3 年に変更するとのこと。 • 2017 年に公開されたドラフトでは、トナーやバッテリーも対象であったが、2020 年 2 月に発表された最新ドラフトでは削除されている。理由として、FDA および 16 の地方局が、監視する能力(Man-power capability)が十分ではないため。ただし、今後体制が整えば、トナーとバッテリーも本規制の対象に盛り込む予定である。 • 100%成分リストの提出はマストであるが、濃度については幅を持たせて表示してよい。製品申告において、サプライヤーは直接 SDS を FDA に提出することができる。 • 2017 年のドラフトでは、対象製品を「高リスク」と「低リスク」に分類していたが、現状、企業による暴露評価を実施するのが難しいと判断したため、この分類方法をやめ、1977 年行政命令第 312 号の分類を改定する方法で、対象製品を 5 つのカテゴリーに分類した(正式に公布された場合は、廃止される)。加えて、フィリピンの企業形態は、95%が中小零細企業であるため、暴露評価の実施やラベル要件の順守が難しいと考えられている。ただし、暴露評価による分類は、今後実施したいとは考えている(詳細スケジュール不明)。 • 最新ドラフトの GHS 要件は、国連 GHS 最新版を参照すると良い。適用するビルディングブロックに関しては、すでにドラフトを作成しているが、国連 GHS 第 8 版に基づき策定していないため、今後第 8 版との違いを確認しなければならない。その後、コンサルテーションを実施する予定。 • 最新ドラフトでは、発がん性、変異原性、生殖毒性物質（CMR）などの特定の有害性物質の含有を禁止しているが、何か具体的な物質リストはあるか？また、これらの有害性を特定するためのガイドラインなどはあるか？➡国際基準や米国、EU などのガイドラインを参照して

組織名称	ヒアリング結果
	いる。例えば、発がん性に関しては、国際がん研究センター(IARC)のガイドラインを参照している。 • 2019 年 FDA 回覧 004 号ではチャイルドケア製品（哺乳瓶など）への BPA 含有を禁止しているが、今後このような含有規制を定める予定はあるか。➡EU や米国 EPA の出す情報やデータによって検討する。以前はこれらのデータをもとに、家庭用の農薬を規制したことがある。例えば、シルバーアクセサリー・クリナーによるシアン化物毒性被害などが報告されているため、規制を検討する予定である。 • 2012 年に消費者製品などへの GHS 適用行政命令案が出されていたが現在の状況はどうか。➡現在も法案の段階である。一度パブリックコンサルテーションを実施したが、その後進んでいない。今後は、まず HUHS 規制の整備を優先させ、目途が立ったら、本行政命令案の 2 回目のパブリックコンサルテーションを実施する予定(見通し不明)。その後は、意見募集を行い、法規内容の精査を担当する省庁に提出し、Director General の承認を経て公布となる運び。 • WSSD や SDGs に向けた取り組みは、DOH が取りまとめているため詳細は不明だが、洗剤などに含まれるマイクロプラスチックやマイクロビーズ、使い捨てプラスチック製品、容器の廃棄方法などにおける化学物質規制に取り組んでいく予定である。 • フィリピンは 2008 年に医療機器への水銀含有を禁止しており、化粧品に関しても、厳しい法規制を定めている EU 指令を参考にしている。 • ASEAN では、規制の調和を図るための技術作業部会が開かれており、例えば、化粧品に関しては年 2 回会議が行われ、EU 指令の内容について検討を行っている。 • 農薬に関する ASEAN 技術作業部会も存在する。
労働雇用省 労働安全衛生センター	• 労働安全衛生センター（OSHC）は、労働者の化学品の安全な使用を徹底するためのトレーニング（SDS、ラベル表示、安全衛生プログラム）を提供している。新しい労働安全衛生法では、労働者は正しい情報を知る権利が保証されている。 • OSHC は環境測定サービス（ラボ、トレーニング）を提供しており、日系企業からの要請も多い。 • 労働安全衛生における当局の検査は、DOLE の地方局に属する労働検査官が実施する。 • OSHC が発行するガイドラインなどは、米国の OSHA や日本の法令を参考に作成している。 • 現在は、化学品の効率的な換気（ventilation）に関する調査を行っている。 • 労働安全衛生法の実施規則において、高リスク施設の対象に「有毒または有害化学品の保管、取り扱い、流通センター」とあるが、有毒または有害化学品の定義はあるか。➡これは、有害特定リスク評価管理（HIRAC : hazard identification, risk assessment and control）を実施したうえで対象かどうか判断する。判断するのは、安全管理者

組織名称	ヒアリング結果
	（SO：Safety Officer ）であり、安全管理者は受講するトレーニングコースの中で、HIRAC の実施方法についても学ぶ。 • 現在、労働安全衛生基準は、全般的な改正作業が行われており、ドラフトも出来上がっている。今後は、パブコメとして、政府、民間、組織等を集めて協議を行う予定であり、中央だけでなく、フィリピン全土で実施する予定。その後、DOLE の大臣の署名を以って、公布されるため、1 年以内の公布を見通しているが断言はできない。 • 労働安全衛生基準における化学物質暴露基準の対象物質が新たに追加される予定であり、発がん性物質などを追加予定。また、制限値もより厳しくなり、例えば、水銀は、0.05 mg/m3➡0.025 mg/m3 に改正される予定である。化学物質暴露基準の改正においては、日本と米国（OSHA）の基準を参考にしている。 • GHS の順守に関しては、DOLE の地方局の労働検査官が担当している。施設の未登録や救急対応の不備などの違反は聞くが、GHS 規定違反は聞いたことがない。 • OSHC では、GHS を含む化学品安全プログラムを提供している。 • フィリピンには 90 万の企業があり、検査官は 572 名ほどで、各企業年 1 回の検査は実施不可能。周辺から苦情がある企業や高リスク産業を優先的に検査している。 • 今後に向けて、「Four Industrial Revolution」（デジタル化、オートメイション、AI、ビッグデータ）を検討している。これは、有害なプロセスなどによる暴露から労働者を保護する目的がある。 • 化学品を含む有害廃棄物の最少化も今後の目標の一つ。
財務省　税関局 環境保護・コンプライアンス課	• 2019 年公布の 2019 年覚書令第 38 号により、環境保護ユニット(Environmental Protection Unit)から格上げされ「課（Division）」として再編された。背景としては、ASEAN において廃棄物の越境移動が問題に上がり、この問題にも対処できるように組織を強化した。課に再編され、スタッフが 5 名増員された。 • 化学物質の規制を主に担当する DENR とは、意見交換などを行うパートナーシップ合意がなされており、協力体制が構築されている。定期的な会議やオンライン許可システム(OPMS)などのデジタル・ポータルを通した情報共有、トレーニングなどを行っている。EPCD は通関時に、化学物質の輸入に必要な書類や許可書などを OPMS へアクセスして確認している。 • 化学物質の輸入においては、EPCD は特に ODS 代替物質、PCL、CCO に気を配っている。また、化学物質のチェックポイントとしては 1）関税などの支払いと有効な許可書かどうかの確認、2）規定された輸入量の制限を超えていないかの確認、3）DENR や EMB から提供された情報に基づく確認、が挙げられる。e.g. PICCS に収載されているかどうかは、CAS 番号で確認している。 • 違反を見つけた場合は、Director に報告し、Director が通達を発行し、輸入者へ通知する。 • 2017 年から現在までで、化学物質の輸入に関する違反件数は、フィ

組織名称	ヒアリング結果
	リピン全土で 10 件確認している(※中央以外に 17 の地方局からの報告も合わせて)。そのうちの 8 件は ODS の輸入である。 • 最も多い違反内容は、EMB 所管の 2005 年覚書回覧第 03 号で定められている ODS 代替物質の Pre-shipment Importation Clearance の未取得である。次は、PCL 証明書の未取得。 • フィリピン麻薬取締局(PDEA)が管轄する麻薬の製造に使用される化学物質の輸入管理は、BOC の Anti-illegal Drug Task Force が担当する。 • 輸入品は、リスク管理評価の基準(※BOC のリスク管理オフィスが策定したガイドライン)に基づいて、緑、黄、赤のレーンに再分類される。緑は低リスク、黄は必要書類のチェック(必要があれば X 線検査)、赤は X 線検査の実施を意味する。緑、黄、赤の特定については、輸入者や輸入物品（HS コード）といった情報をもとに分類される。 • 港や空港などでの税関担当は、BOC のアセスメント部門に所属する税関審査官が担う。
フィリピン化学工業協会	• フィリピン化学工業会(SPIK)には、72 の企業(うち日系企業は 5 社)が会員として所属している。 • SPIK 代表は、フィリピン国家警察(PNP)が所管する制限化学物質に関する法令の作業部会のメンバー(産業界代表)だった。 • PMPIN の SQI 申請において、フィリピン国内の輸入者が輸入する際に、サプライヤーから 100%組成成分の情報を入手するのが困難。SQI を申請することができるのは輸入者だけであり、当局に 100%組成成分の情報を提出しなければならないが、サプライヤーにとっては CBI であるため、情報提供ができない。 • EMB は国外企業に対して輸入者に代わり申請を行う代理人(OR)の使用を認めている。 • SQI は 5 年間有効であるが、有効期限が切れた後は PMPIN 申請を行わなければならない。新規物質として登録するため、ラボによる試験データ等が必要になる。 • 上記の問題点について、SPIK は何度もポジションペーパーを提出しているが、EMB からの返信はなかった。一方でパブリックコンサルテーションの際には、当局より回答はある。 • SPIK がポジションペーパーを作成する際は、国外の産業組織(e.g.欧州：Cefic、米国：ACA)からも意見を募っている。 • 直近のロビー活動は、ポリマーの PMPIN 免除規制に関して。他の国では要求されないようなデータまで求められるため、低懸念ポリマーの免除に必要な情報をサプライヤーから入手するのが難しい。また、サプライヤーには試験費用などの負担がかかる。 • PCL 第 3 版のドラフトに関して、SPIK は複数のポジションペーパーを提出。本ドラフトで新たに追加される物質のほとんどは、フィリピン GHS の対象である大量化学品(High Volume Chemicals)に該当する物質より選定されている。この大量化学品は NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の GHS 分類データを参考にし、

組織名称	ヒアリング結果
	有害性を考慮して選定されている。リスク評価も考慮して欲しいため、他の組織(e.g. ECHA)の情報も参考にするように意見を提出した。 • PCL の物質が追加されると、それだけ取得しなければならない許可も増えるため、企業の負担になる(PCL 証明書は、対象物質の含有率が1%を超える場合は申請しなければならない規定)。 • 化学品の通関に関して、税務局の環境保護・コンプライアンス課(EPCD)は、通関時にすべての書類をチェックしている。書類に不備がある場合は、規制当局に連絡し、規制当局が違反通知を発行する(EPCD はあくまで、必須書類のチェックを実施するのみ)。 • GHS の順守に関しては、大企業は特に問題なし。ただし、中小企業の順守状況までは把握していない。 • 労働雇用省(DOLE)の対応の良い点は、検査を行った際に違反を見つけた場合、すぐに罰金などの処罰を下すのではなく、是正を促すように指摘したり、提案したりサポートしてくれること。ただし、労働安全衛生法(共和国法第 11058 号)が新たに公布され罰金が規定されたため、現在は、違反に対して厳しく対応している。 • DOLE が現場検査を行う際は事前に通知がある。当局が実施する検査のチェックリストは DOLE のウェブサイトよりダウンロードできる。 • 安全管理者(Safety Officer)の数は足りている。 • 新しい労働安全衛生法の下では、企業は従業員に 8 時間のトレーニングを実施しなければならない。受講した従業員には、企業より証明書を付与されるが、このトレーニングを修了したことにより、従業員は自動的に安全管理者 SO1 の資格を有することになる。 • 家庭／都市有害物質含有指定製品(HUHS)の規制に関して、SPIK はロビー活動を行い、規制要件を緩和させる法令の公布にこぎつける。しかし、2019 年行政命令第 19 号が公布され、操業許可の取得や対象製品の申告義務が復活した(ただし、登録制度は盛り込まれなかったため、以前よりは規制が緩やか)。復活した理由は、対象製品のうち、いくつかの製品において毒性被害(poisoning case)があったためとされる。 • この HUHS の規制に関しては、SPIK だけでなく化粧品産業、消費財産業やその他の産業組織もロビー活動やポジションペーパーの提出を行っている。その結果、例えば、前回のドラフトから、トナーやバッテリーなどの製品が対象から除外されている。 • フィリピン国家警察(PNP)が管轄する制限化学物質（controlled chemicals）は、当初(2016 年)、101 物質が候補として挙げられていたが、SPIK 代表もメンバーであった技術ワーキンググループにおいて、爆発物の原料になり得るかの評価のための合理化を行い、結果として 32 物質まで減らすことができた。 • 制限化学物質の法令に基づくと、化学品のライフサイクルにおいて 5 つも許可書を取得しなければならず、事業者の負担がかかる。 • 規制当局である PNP の銃器爆発物局の問題点は、担当者や部署のトップが頻繁に変わること。そのため、法規の解釈が担当者によって変

組織名称	ヒアリング結果
	わったり、法規そのものを理解していなかったりと、困る場面がある（SPIK は何度も説明をしなければならない）。例えば、ある日系企業が液体の硫黄を輸入しようとした際に、EPCD の担当者が通関で止めた。PNP が管轄する制限化学物質(付表 A)には硫黄が含まれているが、「硫黄粉末」が対象であり、液状の硫黄は対象ではなかったが、そこを理解できていなかった。なぜなら、形状は異なるが CAS 番号が同じであり、EPCD の担当者が CAS 番号で判断したために起こった問題。実際は、液体の硫黄は、フィリピン麻薬取締局(PDEA)が管轄する麻薬前駆物質の規制の対象となる。 • 選挙期間中(6 ヵ月＋前後 1 カ月)における制限化学物質の輸入に関しては、フィリピン選挙委員会（COMELEC）の規制の対象にもなり、PNP に加え、COMELEC からの許可も取得しなければならない。その結果、企業の輸入量や生産量が減少することに繋がる。 • 新規の法令や既存の改正への対応のための移行期間が設けられていないケースが多い。移行期間を設けるように意見を提出したが、当局からの反応はない。
フィリピン日本人商工会議所	• JCCIPI に加盟している企業数は 620 社で、うち約 70 社が化学品部会に所属。化学品部会は都度、意見交換ができる体制。何か問題が生じた場合、会合を開く体制をとっている。 • 直近のロビー活動だと、フィリピン国家警察(PNP)管轄の制限化学物質規制に関してロビー活動を行った。 • 環境管理局(EMB)管轄のポリマーに関する PMPIN 申請免除規制には、関心がある(塗料メーカー)。 • PICCS や PCL に関する制度システムは問題ないが、新規化学物質の登録の際に毒性データの取得に 2 年かかった。 • 化学物質の輸入に際して、税関職員より PICCS に本当に収載されているかどうか証明を求められたことがある。 • トルエンを含有した塗料の輸入に関して、取得するべき許可書が多く、また追加資料を複数回求められ、結局輸入を断念した。そのほか、アセトンやニトロセルロースについても厳しい。 • SDS は最新版で、100%成分表記のものを求められる。 <u>PNP の制限化学物質規制</u> • 港から倉庫まで運搬する際は PNP の同行が必要で、費用も掛かる。しかし、その費用については領収書(OR : Official Receipt)がもらえないので困る。 • 追加書類の要求が多い。一度承認を受けた書類でも、担当者が変わると一からやり直しになる場合もある（書類にサインした担当者が替わると、新しい担当者から再度サインをもらう必要がある）。 • PNP 規制物質の輸入申請を 10 月に行って、申請が下りたのが翌年の 2 月半ばで、時間が掛かりすぎる。PNP 内での申請処理のミスが原因だという。 • PNP 規制物質を輸入する際は、市➡州➡国の順で許可を取得しなけ

組織名称	ヒアリング結果
	ればならない。 • 日本人が直接当局へ出向いて説明を求めると、目を付けられるため行きづらい。一度目を付けられると嫌がらせを受けるという事例もある。したがって、一企業が意見を伝えるのではなく、業界として伝えることが必要。 • 物流企業の認識が甘く、PNP 規制物質の輸送を PNP 担当者の同行なしに運搬してしまい、謝罪文書を提出した事例がある。 • PNP 規制物質の輸入申請等はケソン市まで行かないといけないため、行くだけで 1 日使ってしまう(交通渋滞のため)。非常に時間を要するため、他の業務に支障が生じる。 • 特に選挙期間中は取り締まりが厳しい。 <u>EPCD</u> • EPCD がユニットから格上げされたが、検査が厳格化された印象はない。 • 通関システムがダウンすることがあり、流通に支障をきたす。 <u>工場での化学物質管理</u> • 2019 年において、労働検査官による現場監査は実施されていない（ヒアリング出席企業を対象)。 • 抜き打ち検査はない。検査に来る際は事前に通知が届く。 <u>FDA　HUHS 規制</u> • HUHS 規制において、洗顔料は対象になるのか気になる。 • 殺虫剤を扱っているので、影響を受けるかもしれない。 • フィリピン国内のローカルの中小企業は本当に対応できるのか。石鹸を製造している現地企業はたくさんある。 <u>2016 年排水規制</u> • 2016 年に改正された排水基準が厳しい(特に銅など)。2020 年から適用が開始されるが、検査可能な機関もフィリピン国内にはほとんど無く、罰則も曖昧。 • 日本だけでなく他国の商工会と合同で意見書を提出し、排水基準の緩和を求めたが、当局の回答は、「この規制は JICA の支援の下で策定したもので、基準も JICA の支援によるもの」とのことだったので、JCCIPI が JICA に確認したところ、「排水に関するガイドラインを参考に示したまでで、基準値に関しては助言していない」と判明。現在、JICA と連絡を取り合い、当局に説明を求めている状況。 • PEZA などの工業団地の場合、生活排水は集中処理施設で処理しているが、工場排水は各企業が対応しなければならず、厳しい基準に対応している企業もあるが、難しい企業がほとんど。

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目	ヒアリング結果
既存化学物質/新規化学物質	• 新規化学物質規制への対応は、特に問題ない。 • 新規化学物質登録規制において、ポリマーの登録免除に関する法令が施行されて、助かる。 • ポリマー登録免除の規定において、その解釈がよくわからないところがある。例えば、2%ルールは、個々の物質が 2%なのか、全体で 2%なのか、わからない。ドラフトでは「total」という用語が入っていたが、その後、その用語がなくなっているため、判断に困っている。 • 問題というほどではないが、ポリマーに該当するか否かを悩んだことがあった。海外法人にとっては、代理人の選定はいつも問題となる(費用対効果や情報開示に対する信用保証)。 • 試験データのベースセットが明示されていないため、米国 TSCA の様に持っているデータ全てなのか（＝データを所有していなければ無しでも申請可能なのか）が判らなかった。 • PMPIN で簡易申請があるが、実際には通常申請と同レベルの情報が求められる。 • 副生物は登録から免除されていたのに、いつのまにか副生物でも廃棄されるもの以外は PMPIN を要求された。 • 届出に必要な安全性試験項目が不明なため、実際に申請してみないとわからない点。安全性試験には時間を要するので事業計画が遅れてしまう。 • 当局の審査が長期化し、また、追加情報を五月雨式に要求された。 • 当局の審査状況の更新メール等がないこともあり、現地も審査状況の把握が難しい。 • 申請は現地輸入者で行わなければならないが、輸入者に法の知識や自覚がない。 • 化学品規制に関する大手のコンサルが少なく、特定の案件に関しては個人コンサルのような方を頼るほかなく、対応に困ることがあった。代理人制度があればよいと思う。 • 組成開示を求められた際の対応を悩んだことはある。 • 輸入者に秘密にしたい内容は直接 EMB へ提出できる。ただし、指定された CBI の書式を使用し、CBI の正当化も提出が要求される。 • 届出を行って何日で審査が終了するのかハッキリしないのでビジネスプランが立てにくいことがあった。現在は？米国 TSCA の様に NOC を実施した時点で、直ちに誰でも製造・輸入可能になるのかがハッキリしない。 • PICCS 収載を申請しても、いつ収載されるのかが不明。インベントリーの更新は半年ごとと資料には記載されているが、Web で公開されているインベントリーは現時点で 2017 年版。 • 化審法でポリマーフロースキームを実施している場合、毒性・生態毒性のデータが殆ど無いが、全く無いと評価できないとして、データが無い理由を出せと言われたことがある。 • 事前の準備を計画的に行うことができるように、PMPIN 届出の手順書または Q&A 等を作成して欲しい。

項目		ヒアリング結果
少量新規化学物質輸入申請（SQI）		• SQI の更新を 5 年までに制限されたが、極少量のものの場合は日本を含めて他の国では期限なく少量の免除があり、危険性・有害性のデータが少なく PMPIN の対応が困難である。例えば 100kg 未満のような新しいカテゴリーで免除を無期限にして欲しい。
優先化学品リスト（PCL）		• PCL については、個別の物質について事業者団体として何かアクションをすると、個社の利益につながりかねないので、団体としては広く全般にかかわる内容についてアクションをとっている。 • Bona fide seach は第三者が行う事ができないという、何のための制度か判らない状態のため、実際は CBI であるにも関わらず、登録するために無駄なリソースを消費しそうになったことがある。 • 今回は対象物質がメタノール等の汎用物質にまで拡大されている。すでに対応されている企業の状況（当局へ提出する情報、当局審査に要する期間など）を可能な範囲で共有して欲しい。また、当局の対応が滞ることなどにより業務に影響がでることを懸念している。 • 制度に対する情報が十分でないため、判断できない。ビジネスをしている製品中の物質が対象となれば影響はある。また、輸入者等から情報開示の要請には対応せざるを得ない。 • PCL の製造者、輸入者、卸売者、使用者には年次報や有害性廃棄物発生者 ID、化学品管理計画、ユーザー名と使用量等のリスト等の提出が求められる。これらは他国に比べると非常に厳しい管理であり、例えば「ユーザー名と使用量等のリスト」の作成は、例えば BtoC 製品であれば事実上困難と思われる。 • 現在の案にはトルエンなど有害ではあるがリスク管理の手段が良く知られた物質や、酸化チタン、カーボンブラックのような発がん性が懸念されるが実際のリスクが低い物質が含まれており、このような物質にまで PCL Certificate が要求されると製品流通に悪影響がもたらされると懸念される。
製品含有化学物質規制（RoHS）		• 今後、RoHS 規制の策定予定があるかどうか知りたい。
全般	法規制遵守状況	• フィリピンに限らず、法案が意見募集であるか、どこに意見を提出すれば良いかわからない時が多く、意見を出せないことがある。
	法規制インフラ	• 運用通知やガイドラインがなかなか公表されないので、法律だけあって、法律に従えというのはなかなか難しい。 • 法律に関し、問い合わせなければわからないことが多い。運用基準等で明文化し、公開して欲しい。 • 新たな制度を公布してから施行までに十分な周知のための移行期間を設けて欲しい。
	当局の対応	• 以前からの懸念点だが、そもそも法律がよくわからない。法律に書いてあっても別の内容を要求されるケースや、当局に尋ねても人によって回答が異なる点は困る。 • 申請にあたり公証が必要になることがあるが、取得に時間がかかる。他国では要求されないので、フィリピンにおいても公証は不要として

項目		ヒアリング結果
		ほしい。 • 制度変更の際に、ポリマー免除のように案を出した時点で旧制度の申請受付を停止するようなことは今後止めてほしい。
	通関	• 通関で製品組成の CAS RN を要求されることがあるが、組成情報は CBI のため、PICCS 認定書の取得で対応しているが、PICCS 認定書の取得に時間がかかる。審査期間を明文化してほしい。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景[116]

フィリピンは日本の南西に位置し、首都マニアがあるルソン島を主島として、7000 以上の島々からなる立憲共和制の国であり、国家元首は大統領である。大統領は行政権を行使し、内閣と官公庁を通じて、二院制の議会によって制定された法律の施行を指示する。最高裁判所および下級裁判所は司法権を行使する。司法権には、法律の合法性と行政規則の妥当性を判断することも含まれる。1987 年フィリピン共和国憲法（The Constitution of the Republic of the Philippines）[117]により、環境行政機構が改組され、環境天然資源省（DENR）が環境行政の職責を任命された。

フィリピンでは他の新興国と同様に、経済発展に伴う都市化による環境汚染問題に直面している。特にマニラ首都圏の大気汚染は深刻であり、原因の一つとして移動発生源（自動車やバイクなど）からの排ガスが挙げられる。マニラ首都圏の深刻な交通渋滞も大気汚染の原因であり、アジア開発銀行（ADB）が 2019 年 9 月に発表した「Asia Development Outlook 2019」[118]によると、アジア諸国 278 都市の中で、マニラ首都圏が最も交通渋滞が深刻な都市として選定されている。

一方で、2019 年 11 月 6 日に行われた閣議において、ドゥテルテ大統領がプラスチック使用禁止の法整備を進めるべきと提言している。2019 年 7 月下旬に開会した第 18 次国会では、特に使い捨てプラスチック製品の使用を禁止する法案が上院および下院の両院に複数すでに提出されていた。地方自治体レベルでは、すでにプラスチックの使用を規制または禁止する条例を制定する自治体は 2019 年 8 月末時点で 58 存在するが、その数は全国の 4%にとどまっている[119]。

化学物質規制に関して、フィリピンは ASEAN 諸国で唯一、新規化学物質登録制度を設けている国であり、包括的な化学物質規制に加え、個別の有害化学物質についても規制を定

[116] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 2 日アクセス）
[117] The Constitution of the Republic of the Philippines（2020 年 3 月 2 日アクセス）https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/
[118] アジア開発銀行「Asia Development Outlook 2019」（2020 年 3 月 9 日アクセス）https://www.adb.org/sites/default/files/publication/524596/ado2019-update.pdf
[119] JETRO（2019）「プラスチック使用規制条例の制定は 58 地方自治体、全国 4%にとどまる」（2020 年 3 月 9 日アクセス）https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/3b8d49c2d30b1589.html

めている（2020 年 2 月現在、ベトナムやタイでは新規化学物質の登録制度の立ち上げが審議されている）。

法体系

フィリピンの主な法規制の体系は、次のとおりである。

フィリピンの法体系[120]

フィリピンは、法的に定義された地方自治体（LGU：Local Government Units）で構成されており、最大の行政単位は州であり、市（Cities）と町（Municipalities）から成る。市と町は、最小行政単位のバランガイ（Barangays：「村」または「コミュニティ」に相当）によって構成される。LGU を率いるのは州知事、市長、またはバンガライの長（Bangaray Captain）といった首長である。LGU には地方レベルの立法議会があり、管轄地域内で適用される法的拘束力を持つ条例を公布する。LGU の行政権および立法権は通常、特定の LGU を設立した憲章とすべての LGU への一般的な義務を規定する地方政府の条例/規約の、2 つの議会制定法で定義および制限されている。地方自治法では様々なレベルの LGU に対し、環境管理について一定の責任を委譲する特定の条項が規定されている。[121]

[120] エンヴィックス（2015）「フィリピン環境法体系ガイド 2015」参照
[121] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 2 日アクセス）

<u>各関連組織</u>

フィリピンにおいて、化学物質規制は主に「環境天然資源省（DENR）」が所管しており、その下部組織である「環境管理局（EMB：Environmental Management Bureau）」が化学物質管理に関する法令を策定し、施行している。また、労働環境における化学物質の取扱いは「労働雇用省（DOLE）」が担当し、有害物質を含有した製品への規制は「保健省（DOH）」も規制を策定している。その他、内務自治省（DILG：Department of Interior and Local Government）の下部組織には、爆発物の原料になりうる化学物質の規制を所管する「フィリピン国家警察（PNP：Philippine National Police）」や化学物質の輸出入においては、財務省（DOF）の税務局内に設けられた「環境保護・コンプライアンス課（EPCD）」が通関管理を行っている。

化学物質規制を所管する主な政府組織

No.	政府省庁名	主に担当する化学物質規制
1	環境天然資源省 環境管理局	• 既存化学物質インベントリ（PICCS） • 新規化学物質の製造および輸入前届出（PMPIN） • 少量新規化学物質輸入申請（SQI） • 優先化学品リスト（PCL） • 化学品管理令（CCO）
2	労働雇用省 労働安全衛生センター	• 職場における化学物質管理（GHS や暴露基準）
3	保健省 食品医薬品局	• 消費者製品に含まれる有害物質の規制 • 消費者製品への GHS 実施（※法案段階）
4	内務自治省 フィリピン国家警察	• 爆発物の原料になりうる化学物質の規制
5	財務省 税務局	• 化学物質の輸出入通関管理

本調査の現地ヒアリングの訪問先である上記の行政機関の組織体系や化学物質を所管している部局などについて、次項よりまとめる[122]。

[122] 本調査では、フィリピン国家警察の銃器爆発物局へのヒアリング調査は実施していない。

【環境天然資源省　環境管理局】

(1) 組織名：

環境天然資源省（DENR：Department of Environment and Natural Resource）[123]

(2) 組織図：

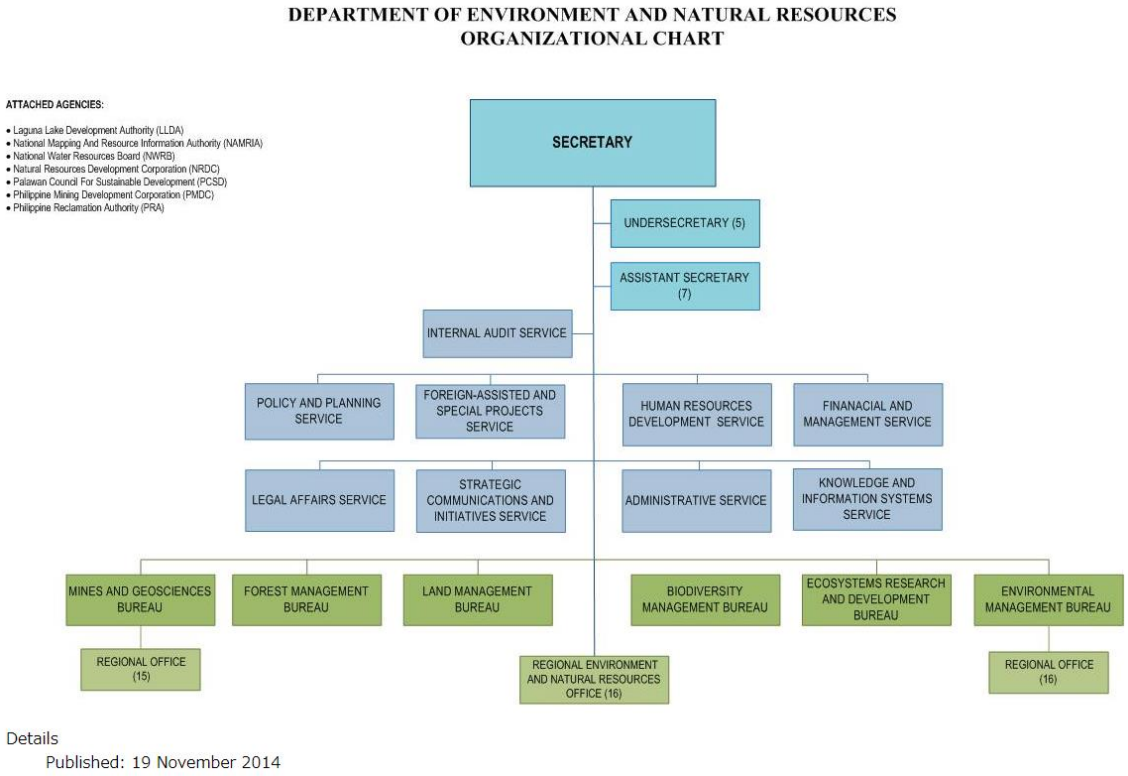

環境天然資源の組織図[124]

(3) 概要：

環境天然資源省は 1987 年大統領令第 192 号[125]により、環境・エネルギー・天然資源省が改名および再組織化された行政組織である。基本的な職責は、フィリピン国内の環境と天然資源を保護、管理および開発し、適切な方法で利用することである。DENR は職責を果たすため、以下の目標を掲げている[126]。

---

123 環境天然資源省 HP：https://www.denr.gov.ph

124 環境天然資源省（2020 年 3 月 3 日アクセス）「環境天然資源省の組織図（2014 年 11 月 19 日最終更新版）」
https://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/organizational-structure

125 1987 年大統領令第 192 号
https://www.officialgazette.gov.ph/1987/06/10/executive-order-no-192-s-1987/

126 環境天然資源省（2020 年 3 月 3 日アクセス）「環境天然資源省の職責（2016 年 6 月 15 日最終更新

- 国内の天然資源を慎重に使用し、計画的な復元または代替を通して、天然資源の利用可能性および持続可能性を保証する。
- 人口の増加に備えて、森林、鉱物および土地資源に対する需要を満たすために、天然資源の生産性を増加させる。
- 経済および社会発展の実現のために、天然資源の貢献度を高める。
- 多様な分野からの天然資源へのアクセスを公平にする。
- 自然遺産および文化遺産を象徴する特定地域や海洋地域を保全する。

DENR の下部組織には、森林管理局や生物多様性管理局、生態系システム研究開発局などがあるが、化学物質管理に従事する組織としては、環境管理局（EMB）が挙げられる。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

環境管理局（EMB：Environmental Management Bureau）[127]

EMB は国民のより良い健康、環境保全および経済的継続性へ向けた環境の質を保護、復元および向上されることを職責とし、以下の役割を果たす[128]。

- 大臣（Secretary）に対して、環境管理に関する事項の助言を行う。
- 環境汚染の防止および管理や環境保護のために、計画および政策を策定し、適切な環境品質基準（例：水質、大気、騒音）を設定する。
- 計画およびプログラムの実施に関して、地方局に対する監督権を行使する。
- 所管する法令（下記、参照）に基づく許可書や通関許可を発行するとともに、それらの法令の遵守状況を監視する。
- 既存および潜在的環境問題の調査

EMB は主に以下の環境関連法令の執行を担当する。

- 1978 年大統領令第 1586 号「環境影響評価システム」
- 1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」
- 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」

版）」
https://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/mission-vision

127 環境管理局 HP：https://emb.gov.ph/

128 環境管理局（2020 年 3 月 3 日アクセス）「環境管理局の職責」
https://emb.gov.ph/mandates-functions/

- 2000 年共和国法第 9003 号「環境配慮型固形廃棄物管理法」
- 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」
- 2008 年共和国法第 9512 号「環境啓発および教育法」

(5) 予算：

DENR（下部組織および地方局も含め全体）の 2020 年会計年度における予算は、254 億 9516 万 8000 ペソである[129]。そのうち、環境管理局には 32 億 9799 万 6000 ペソが割り振られている。

(6) SAICM に向けた取り組み[130]

フィリピンにおける SAICM に向けた主要な取り組みは、以下のとおりである（以下の情報は 2019 年 12 月 13 日時点のもの）。

1. 鉛を含有する建築用、装飾用および家庭用の塗料、ならびに子ども用製品は、2017 年 1 月 1 日に廃絶された。2020 年 1 月 1 日までに鉛を含有する産業用の塗料も廃絶予定である。
2. GHS について、大量化学品に対する GHS 適用ガイドラインを定める 2017 年 EMB 覚書回覧第 010 号を 2018 年 1 月に公布。
3. 廃棄物管理について、廃棄物サービス提供事業者および輸送者を監視するために許可システムの性能を高めた。
4. 2017 年に、水銀およびその他の物質に関する化学品管理令のオンライン許可・監視システム（OPMS）を創設し、データへのアクセスがし易くなり、EMB 中央局と EMB 地方局間の情報交換が改善した。

上記の取り組みがある一方で、フィリピンの環境団体 EcoWaste Coalition は 2019 年 12 月、健全な化学物質管理制度の確立を訴えた。EcoWaste Coalition で化学物質安全キャンペーンを担当する Thony Dizon 氏は、「人権デーの機をとらえ、我々はすべてのステークホルダー、特に政府や産業界といった責務を負った関係者らに対し、化学物質安全に関連する人権保護について自らが負った責任に真摯に取り組むよう訴えます。」同氏は、フィリピン人権委員会が 2014 年に発行した化学物質安全に関する 15 項目の人権アジェンダを今一度思い起こすよう求めた。このアジェンダは、

[129] DENR Approved Budget FY2020（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://www.denr.gov.ph/images/transparency_seal/FY2020_DENR_Budget_GAA.pdf
[130] DENR SAICM（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://intl.denr.gov.ph/index.php/un-conventions/article/7

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に沿って無害な社会を構築する取り組みにコミットするよう関係者に促す内容となっている。Dizon 氏は、「このアジェンダの発行から 5 年が経過しました。この間、鉛入り塗料の段階的廃止やクロルピリホスとジクロルボスを含む家庭用殺虫剤の禁止、GHS の実施などを含む政策や規則、プログラムが制定されましたが、依然として人権理事会の勧告と現実の間には大きな隔たりがあります」と述べた。

これまでに達成されていない勧告の例として、Dizon 氏は次の事項を挙げた。

1） 商品の製造から再利用、リサイクル、廃棄に至るプロセス全体にわたって製造業者の説明責任を高める法律の制定
2） 強制的かつ市民がアクセス可能な環境汚染物質排出移動届出（PRTR）制度の確立
3） 自然で有機的な物質とプロセスを使用した代替農業実務の採用
4） 有害廃棄物取引の防止および改正バーゼル条約の批准
5） 「廃棄物ゼロ（zero waste）」資源管理の積極的な推進

EcoWaste Coalition では、SAICM が 2020 年に終了することから、2020 年以降、化学物質と廃棄物の健全な管理のための強固なフレームワークと行動計画が確実に構築されるよう、この世界的な流れに参加するよう政府、産業界、市民社会に呼びかけた。さらに、第 2 回国連環境総会（UNEA）で採択された決議に基づき、2017-2022 年のフィリピン開発計画に化学物質と廃棄物の健全な管理を確実に盛り込むよう政府に促した。UNEA は加盟国に対し、「国家の持続可能な開発計画プロセス、貧困撲滅戦略、および関連するセクターの政策に、化学物質と廃棄物の健全な管理を優先事項として反映する」ことを求めている。

【保健省　食品医薬品局】

(1) 組織名：

保健省（DOH：Department of Health）[131]

食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）[132]

(2) 組織図：

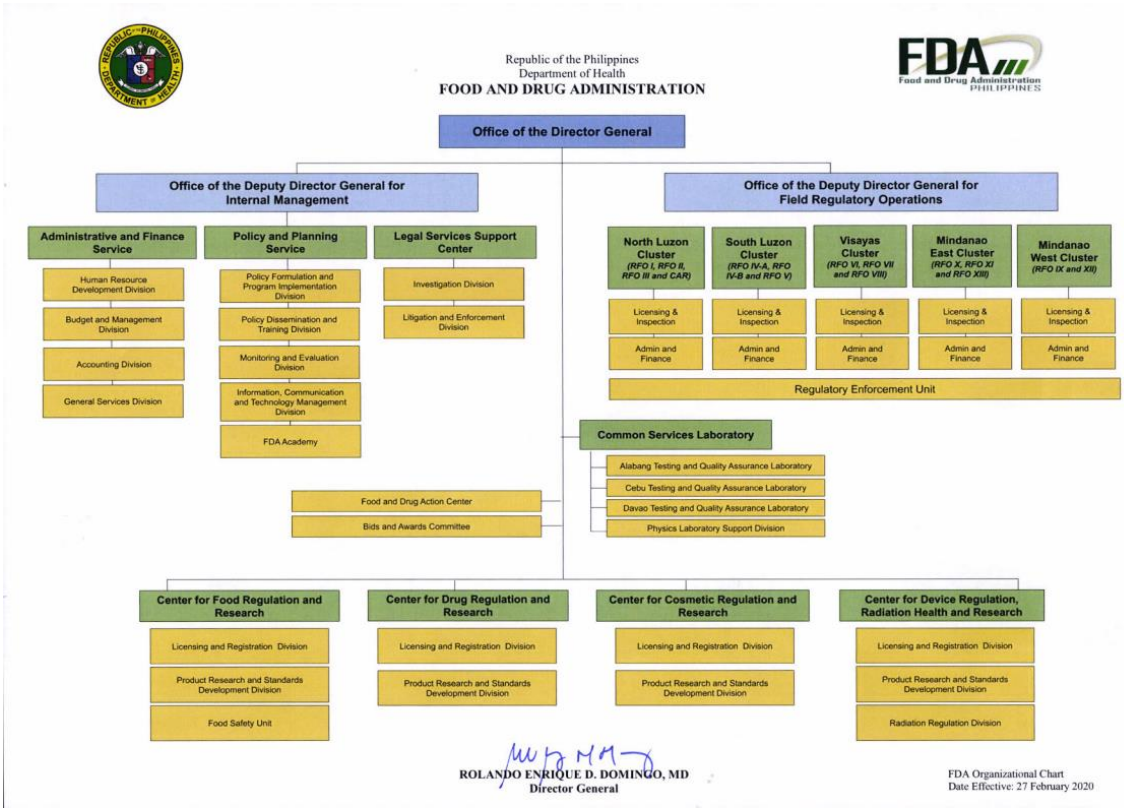

食品医薬品局の組織図[133]

(3) 概要：

食品医薬品局（FDA）は、2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品局法（Food and Drug Administration Act）」[134]により再編された組織である（旧組織名：Bureau of Food and Drugs）。FDA は、フィリピン国民の健康上の権利を保護および促進するた

131 保健省 HP：https://www.doh.gov.ph/
132 食品医薬品局 HP：https://www.fda.gov.ph/
133 食品医薬品局（2020 年 3 月 3 日アクセス）「食品医薬品局の組織図」
https://ww2.fda.gov.ph/index.php/names-of-officials-position-designation-and-contact-information/organization-structure　（2020 年 2 月 27 日最終更新版）
134 2009 年共和国法第 9711 号
https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/

めに、製品の安全性、品質、純度および有効性を保障することをミッションに掲げ、2026 年までに健康製品規制において卓越した、国際的に認められた組織になることを目標としている。FDA の規制対象には、医薬品や医療機器、食品、化粧品、玩具および家庭／都市有害物質（HUHS：Household / Urban Hazardous Substances）などが挙げられる。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

【HUHS 製品規制】
化粧品規制・研究センター（Center for Cosmetic Regulation and Research）
【食品添加物規制】
食品規制・研究センター（Center for Food Regulation and Research）

(5) 予算：
DOH の 2020 年会計年度における予算は、426 億 6182 万 6000 ペソである[135]。

[135] DOH Financial Plan FY2020（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/transparency%20seal/BED%201%20FY%202020.pdf

【労働雇用省　労働安全衛生センター】

(1) 組織名：

労働雇用省（DOLE：Department of Labor and Employment）[136]

労働安全衛生センター（OSHC：Occupational Safety and Health Center）[137]

(2) 組織図：

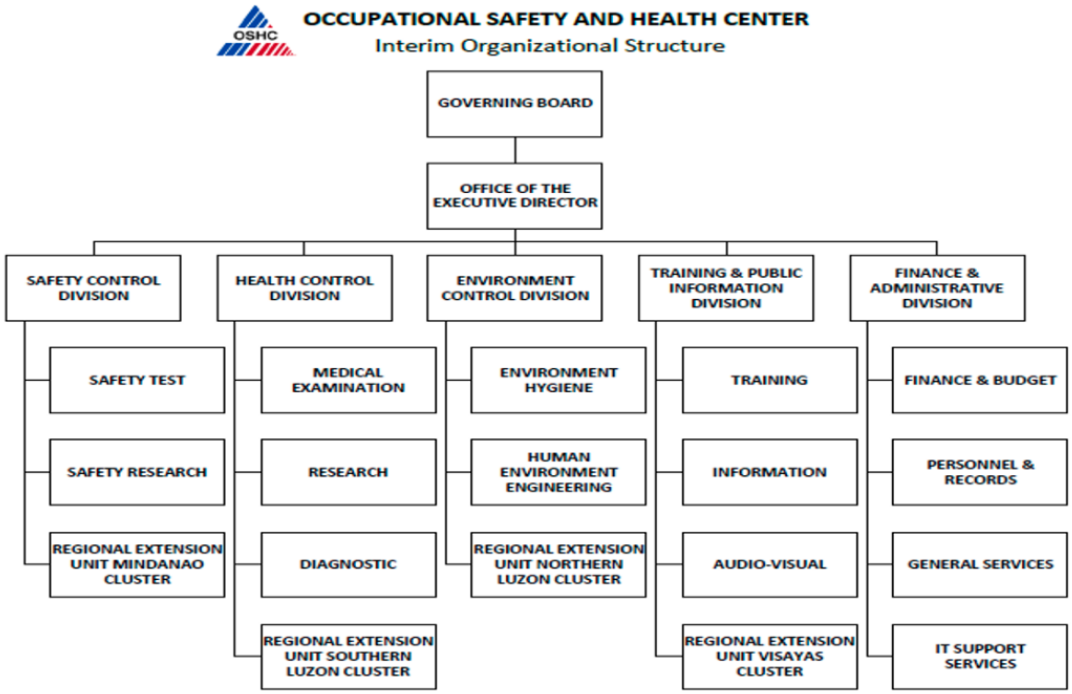

労働安全衛生センターの組織図[138]

(3) 概要：

労働安全衛生センター（OSHC）は、1987 年大統領令第 307 号[139]により創設された機関で、職場での安全と健康に関する事項を調査および訓練するための国家組織である。また、OSHC は 1991 年 7 月、フィリピンにおける国際安全衛生情報センター（CIS Center）に指定され、国際労働機関（ILO）の一部門である「CIS センター」（拠点：

[136] 労働雇用省 HP：https://www.dole.gov.ph/
[137] 労働安全衛生センターHP：http://www.oshc.dole.gov.ph/
[138] 労働安全衛生センター（2020 年 3 月 3 日アクセス）「労働安全衛生センターの組織図」
http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/chart
[139] 1987 年大統領令第 307 号
http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/executive-order-no-307

スイス　ジュネーブ）および「労働安全衛生に関するアジア・太平洋地域プログラム」（拠点：タイ　バンコク）からの情報を受け取り、フィリピン国内の関連組織に発信する役割も担っている。

OSHC は、労働安全衛生に関する継続的な調査や研究を行っており、その他の職務は以下のとおりである（一部抜粋）。

- 労働安全衛生トレーニングプログラムの計画、策定および実施
- 職場環境の監視および労働者の健康診断の実施
- 個人保護具およびその他の安全装置の標準仕様の試験および設定
- 労働安全衛生に関する政策や基準の策定における、その他の政府組織の支援

(4) 化学物質管理を所管している部局：

OSHC には、安全管理課（Safety Control Division）、衛生管理課（Health Control Division）および環境管理課（Environmental Control Division）が設けられており、一体となって職場における化学物質管理を担っている。

(5) 予算：

フィリピン下院は 2019 年 9 月 5 日付プレスリリース[140]において、DOLE の 2020 年会計年度の予算を 19 億ペソ削減したことを発表した。予算管理省（Department of Budget and Management）は、140 億 4200 万円を提案した。

[140] House Members urge restoration of P1.9B DOLE budget cut（2020 年 3 月 3 日アクセス）
http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=11723

【内務自治省　フィリピン国家警察】

(1) 組織名：

内務自治省（DILG：Department of Interior and Local Government）[141]

フィリピン国家警察（PNP：Philippine National Police）[142]

(2) 組織図：

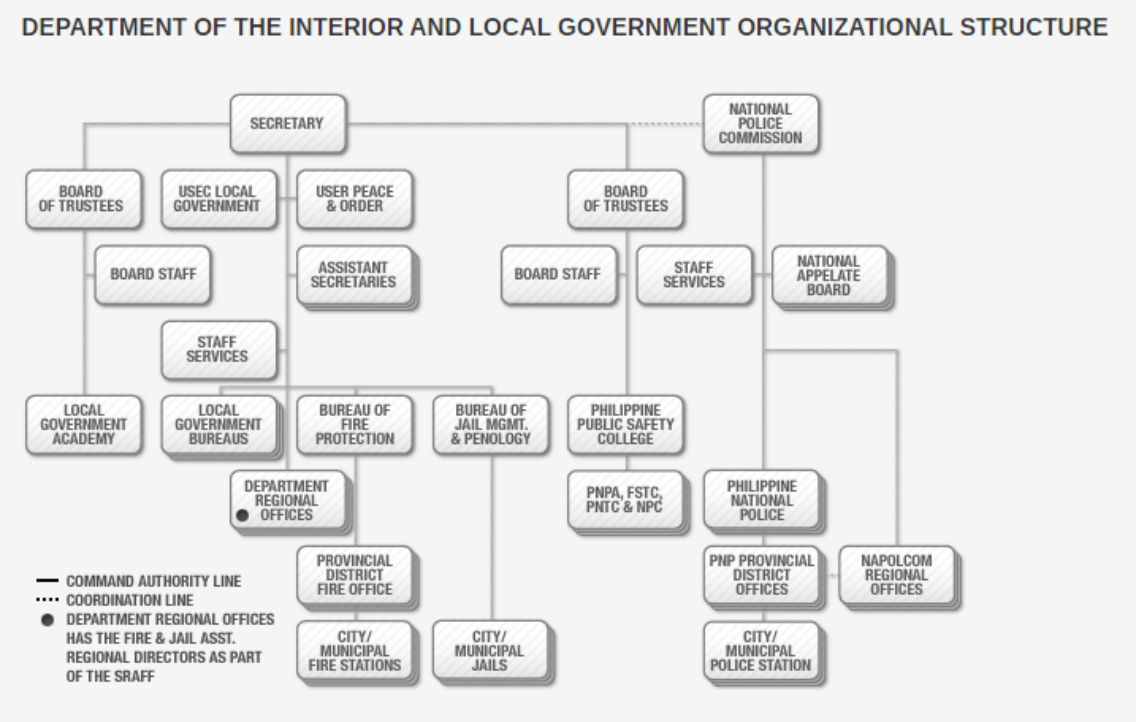

内務自治省の組織図[143]

(3) 概要：

内務自治省（DILG）は、平和と秩序を促進し、公共の安全を保障し、積極的な人々の参画を通した地方政府のキャパシティーなどを強化する責務を負う。

目標：

- 平和的で、安全で、自立的な地域社会の形成
- ガバナンスや社会経済発展、環境管理における地方政府の能力向上

141 内務自治省 HP：https://www.dilg.gov.ph/
142 フィリピン国家警察 HP：http://www.pnp.gov.ph/
143 内務自治省（2020 年 3 月 20 日アクセス）「内務自治省の組織図」
https://www.dilg.gov.ph/page/Organizational-Structure/22　（2018 年 3 月最終更新版）

- 平和と秩序の状態の維持と公共の安全の保障

(4) 化学物質管理を所管している部局：

フィリピン国家警察　銃器爆発物局（FEO：Firearms and Explosives Office）

フィリピン国家警察（PNP）では、爆発物または爆発物の原料の製造のために使用されうる化学物質の規制を所管しており、これらの化学物質を輸入する場合（※輸入者の所在がマニラ首都圏の場合）は、銃器爆発物局（FEO）の局長を通じて、PNP の長官に申請書を提出しなければならない。

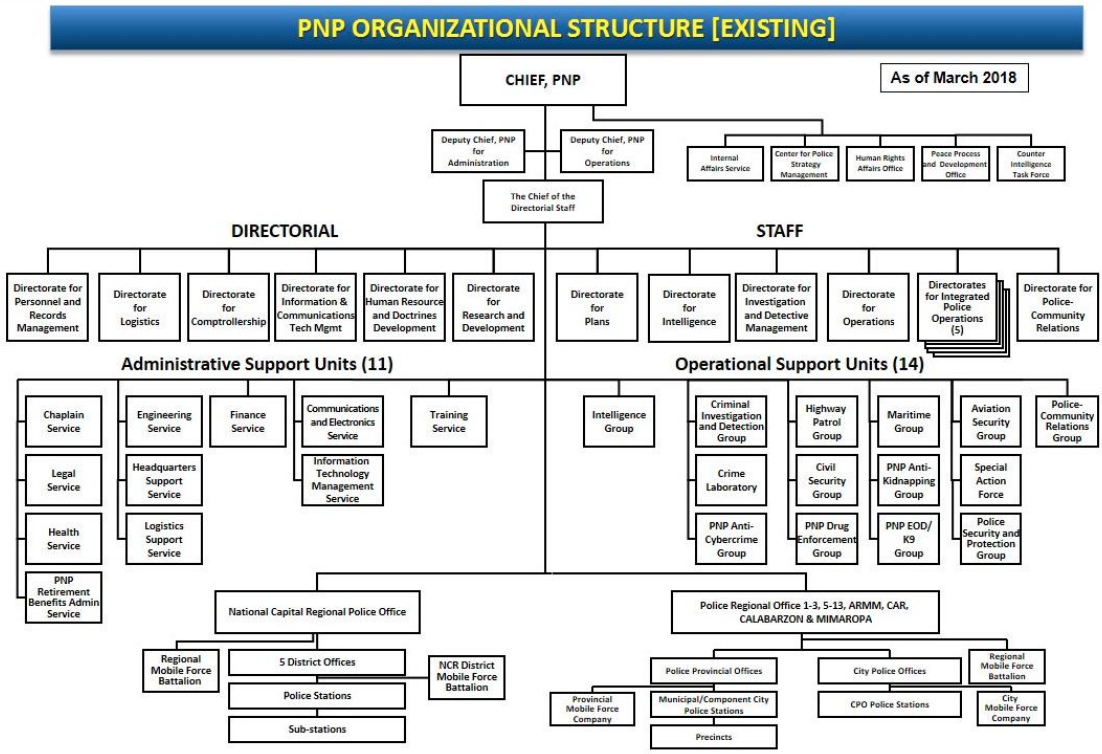

フィリピン国家警察の組織図[144]

(5) 予算：

フィリピン国家警察（PNP）の 2020 年会計年度における予算は、1873 億ペソである[145]。

144 フィリピン国家警察（2020 年 3 月 3 日アクセス）「フィリピン国家警察の組織図」
http://www.pnp.gov.ph/index.php/about-us/organizational-structure
145 President Duterte signs P4.1 trillion 2020 national budget（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://www.dbm.gov.ph/index.php/secretary-s-corner/press-releases/list-of-press-releases/1589-president-duterte-signs-p4-1-trillion-2020-national-budget

【財務省　税関局】

(1) 組織名：

財務省（DOF：Department of Finance）[146]

税関局（BOC：Bureau of Customs）[147]

(2) 組織図：

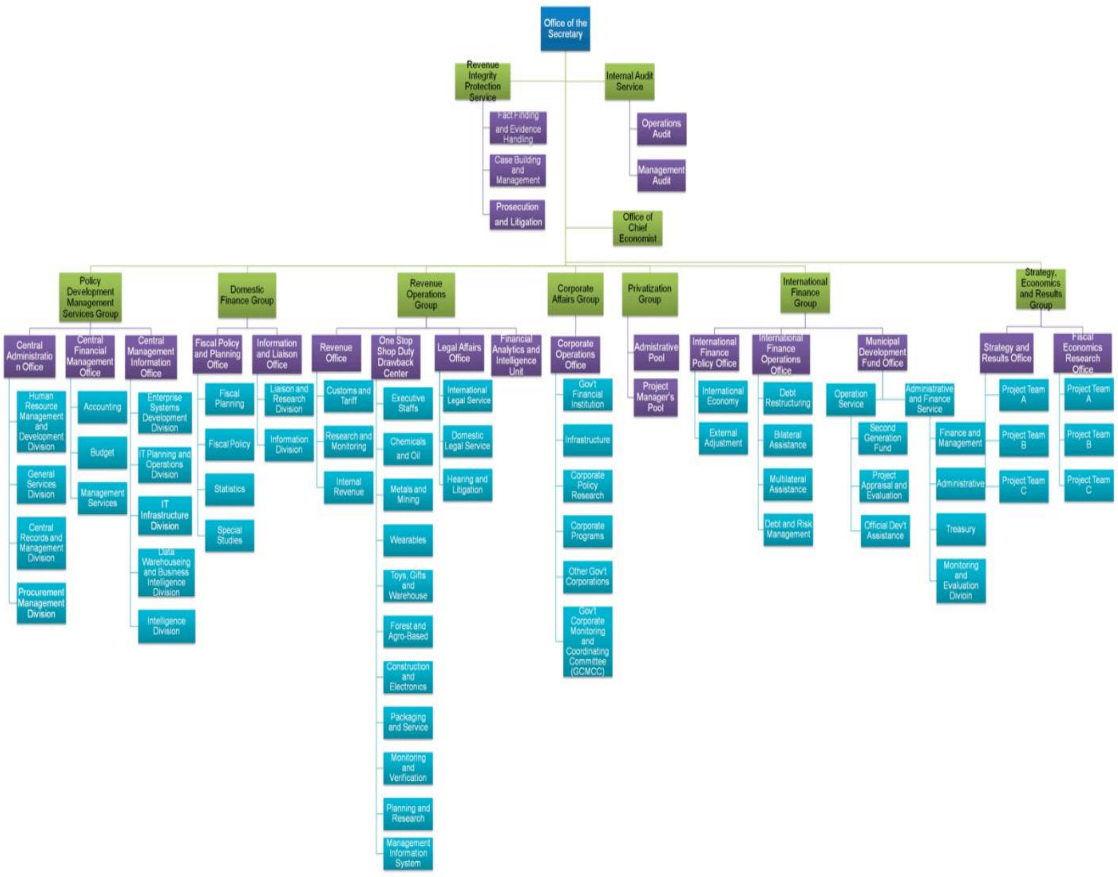

財務省の組織図[148]

(3) 概要：

財務省（DOF）は政府の健全な財政政策の管理を担う組織であり、フィリピン国民の福祉の向上および経済成長と安定性を促進する政府プログラムへの資金拠出を徹底する歳入政策を策定する。大統領令第 127 号、第 127-A 号および第 292 号に基づき、

146 財務省 HP：https://www.dof.gov.ph/
147 税務局 HP：http://customs.gov.ph/
148 財務省（2020 年 3 月 3 日アクセス）「財務省の組織図」
https://www.dof.gov.ph/about/structure-leadership/

DOF は以下の職責を負う。

- 他の政府組織・機関と協力し、財政政策の策定、制度化および管理
- 政府の財政源の創出および管理
- すべての地方政府ユニットの歳入運用の監視
- 公債、内国債または外債の見直し、承認および管理
- 政府が所有および管理する法人や資産の合理化、民営化および国民への説明責任

(4) 化学物質管理を所管している部局：

税関局　環境保護・コンプライアンス課（EPCD：Environmental Protection and Compliance Division）

税関局（BOC）の環境保護・コンプライアンス課（EPCD）は、2019 年税関覚書令第 38 号[149]により、「環境保護ユニット（Environmental Protection Unit）」から格上げされ「課（Division）」として再編された組織であり、その目的は他国からの有害廃棄物やその他の廃棄物の不法侵入に対処することである。また、EPCD の役割として、１）有害物質、廃棄物、核廃棄物、リサイクル可能製品、または DENR が管轄する規制物質の積荷の処理の監視、２）税関近代化･関税法（CMTA：Customs Modernization and Tariff Act）[150]および環境法令に違反する物品を含む疑いのある貨物に対する警告命令、および供託前管理命令の発行の勧告、３）環境法令やその他の適用される法律、規則類に関して、事案を調査し、CMTA 違反の起訴に関する勧告の実施、なども挙げられる。

[149] 2019 年税関覚書令第 38 号
http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing_Environmental_Protection_and_Compliance_Division.pdf
[150] 財務省（2020 年 3 月 3 日アクセス）「税関近代化･関税法」
https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta_irr/

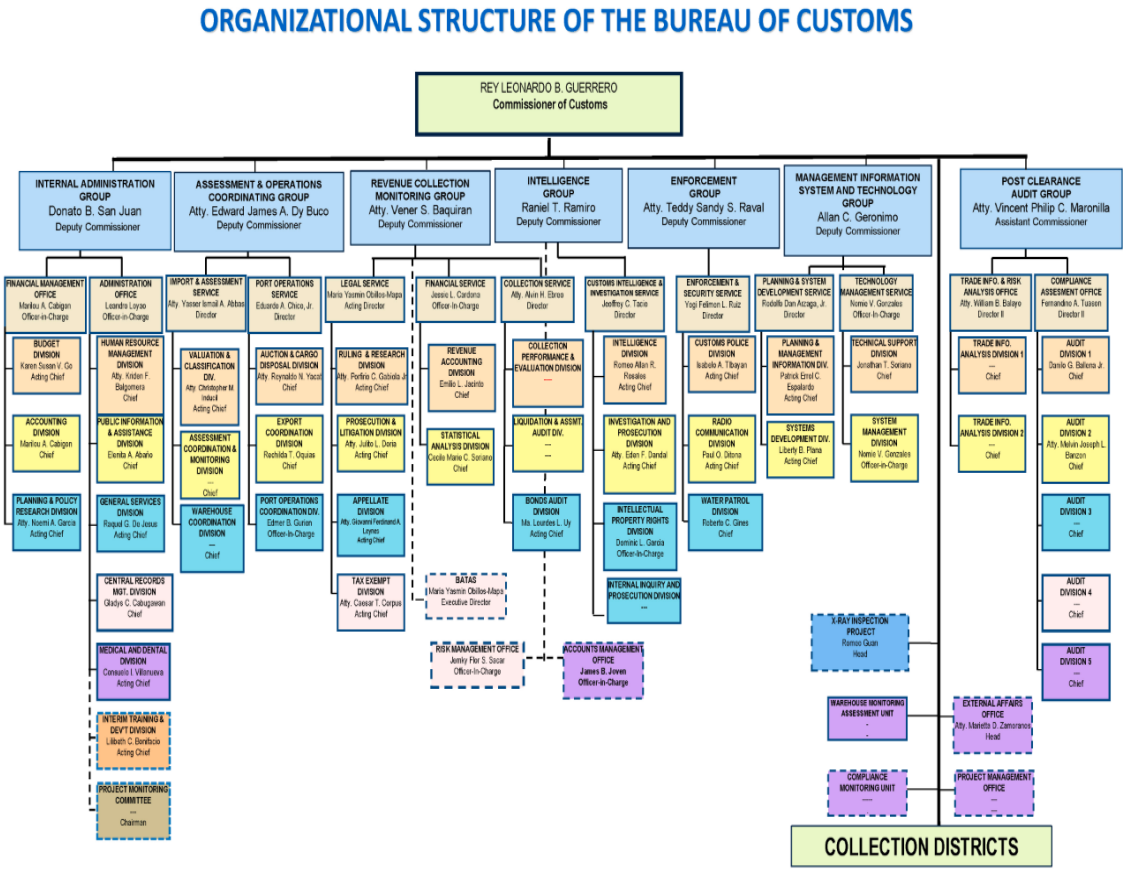

税関局の組織図[151]

(5) 予算：

財務省（DOF）の 2020 年会計年度における予算は、172 億 9000 万ペソである。2019 年度と比較すると 8%減少している（2019 年会計年度の予算は、188 億 9000 万ペソ）[152]。

151 税関局（2020 年 3 月 3 日アクセス）「税関局の組織図」
http://customs.gov.ph/organizational-chart/

152 2020 DOF budget to help accomplish goal of fiscal stability and inclusive growth（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.dof.gov.ph/2020-dof-budget-to-help-accomplish-goal-of-fiscal-stability-and-inclusive-growth/

2.2 化学物質一般

制定の経緯

化学物質管理に対応する基本的な法令は、以下のとおりである。

- **1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」**[153]
（Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990）

1990 年 10 月 26 日制定。環境天然資源省（DENR）が所管し、有害物質と核廃棄物の輸入、製造、処理、流通、使用、輸送、販売、保管、廃棄について管理、義務要件を規定することにより、有害物質によるリスクから公衆衛生と環境を保護することを目的としている。

- **1992 年 DENR 行政命令第 29 号「共和国法第 6969 号の実施規則」**[154]
（Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 6969）

1992 年 7 月 6 日、1990 年共和国法第 6969 号の実施規則として制定。人体または環境に危険なリスクや損害を引き起こす化学物質および混合物の輸入、製造、加工、販売、流通、使用、廃棄の制限または禁止を規制することを目的としている。本規則では、有毒化学物質に加えて、有害廃棄物および核廃棄物に関する規定が定められており、また、機密情報の取扱いや違反行為に対する罰則規定も設けられている。

日本の化審法と同様に、既存化学物質リストを整備し、これに収載されていないものに関しては、新規化学物質として事前の届出手続きを定めている。また、本規則では、急性毒性も対象としている。

フィリピンでは、1990 年共和国法第 6969 号およびその実施規則に基づき、以下のような化学物質管理体制が整えられている。

■ 既存化学物質インベントリ（PICCS : Philippine Inventory of Chemical Substances）

1992 年 DENR 行政命令第 29 号の第 14 条（化学物質インベントリ）の規定に基づ

[153] 1990 年共和国法第 6969 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf
[154] 1992 年 DENR 行政命令第 29 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf

く、フィリピンにおいて使用、販売、流通、輸入、加工、製造、貯蔵、輸出、処理または輸送されているすべての既存化学物質のインベントリ

■ 製造前および輸入前届出（PMPIN：Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification）

1992 年 DENR 行政命令第 29 号の第 17 条（新規化学品の申告）の規定に基づく、PICCS に未収載の化学物質を年間 1000kg 超えて、商業的に製造または輸入する場合に必要な事前届出。化審法のような新規化学物質の事前審査制度である。

■ 少量新規化学物質輸入申請（SQI：Small Quantity Importation）

1992 年 DENR 行政命令第 29 号の第 22 条（免除）の規定に基づく、実験または研究目的および開発目的のために年間 1000 kg 以下の新規化学物質の製造または輸入に対して適用される申請手続き[155]。

■ 優先化学品リスト（PCL：Priority Chemicals List）

1992 年 DENR 行政命令第 29 号の第 19 条（優先化学品リスト）の規定に基づく、リスク（危険性および暴露）ベースで選定された優先化学物質のリスト。

■ 化学品管理令（CCO：Chemical Control Order）

1992 年 DENR 行政命令第 29 号の第 22 条（免除）の規定に基づく、PCL に指定された物質のうち、公衆の健康、職場および環境に対して不当なリスクを呈する化学物質に対する規制を定めた法令。

1990 年共和国法第 6969 号およびその実施規則、ならびに上記の化学物質管理体制に関する詳細規定は、次項に記述する。

[155] 2003 年 10 月 2 日付 EMB 回覧「SQI に関するガイドライン」（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MEMO-2003-SQI.pdf

現行の法令の内容

1990 年共和国法第 6969 号およびその実施規則の概要は以下のとおりである[156]。

法令名	1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990
URL	http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf
目的	健康または環境に対して不当なリスクや危害を呈する、有害廃棄物や核廃棄物を含む化学物質および混合物の輸入、製造等を規制、制限または禁止すること（第 4 条）。
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR） 【DENR の職務、権限および職責（第 6 条）】 DENR は本法の所轄当局であり、以下の職務、権限および職責を有する。 • 既存化学物質インベントリ（PICSS）の整備 • 人の健康または環境に不当なリスクや危害を呈する可能性があると判断される化学物質について試験を要求すること • 毒性等を調べる試験を実施済みの化学物質の特性を評価すること 等
規制対象物質	【有害物質の定義（第 5 条(f)）】 1） 急性毒性（経口、吸入または経皮）、腐食性、皮膚および眼接触危険性、引火性、爆発性を有する物質 2） 反復曝露による慢性毒性、発がん性を含む長期の環境影響（急性曝露によっても生じる可能性はあるが、ここでは長期潜在的なもの）、生分解によって無毒化せず地下および地表水を汚染する、あるいは悪臭のような不快な性質を有する物質
規制内容	【PMPIN（第 8 条）】 新規化学物質または混合物を製造、加工または輸入する者は、その行為を始める前に、以下の情報を提出しなければならない。 • 化学物質または混合物の名称 • 化学品を一義的に識別する名称 （chemical identity）および分子構造 • 予定する使用用途 • 想定される製造量、輸入量、加工量または廃棄量 • 人の健康および環境への影響に関する試験データ

156 NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 2 日アクセス）

法令名	1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990
	【PMPIN の対象外とする化学物質（第 11 条）】 以下の化学物質または混合物の製造には、事前製造届出の規定を適用しない。 • PICCS に収載の化学物質または混合物 • 実験、研究または開発目的で少量のみ製造されるもの • 人の健康および環境への不当なリスクを有さない化学物質および混合物 • 一時的に存在し、他の化学物質を製造する際または他の化学物質を混合する際の化学反応の結果として存在する化学物質および混合物のような人または環境への暴露が無いもの

法令名	1992 年行政命令第 29 号「1990 年共和国法第 6969 号の実施規則」 DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”
URL	http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf
目的	人の健康や環境への不当なリスクまたは危害を有する化学物質および混合物の輸入、製造、加工、取扱い、保管、輸送、販売、流通、使用および廃棄を規制、制限または禁止するため（第 2 条）
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	• PICCS 未収載の新規化学物質 • 優先化学品リスト（PCL）に収載の化学物質 収載された化学物質は、公衆の健康や労働環境、環境に不当なリスクをもたらすと DENR が判定した物質または物質群である。2005 年 DENR 行政命令第 27 号「優先化学品リスト（第 2 版）」[157]では 48 項目指定されている。2018 年 5 月には、「優先化学品リスト（第 3 版）に関する行政命令案」が公開された。 【PCL：選定理由】[158] リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。 ➢ ハザード：毒性（急性致死性、慢性または亜致死性毒性、催奇形性、発がん性）、 難分解性（水、堆積物、土壌、または空気中での半減期が 50 日を超える）、生物蓄積性

[157] 2005 年 DENR 行政命令第 27 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf
[158] NITE（2010）アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査－フィリピン引用
http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/asia_kanren_h22-02.html（2020 年 3 月 2 日アクセス）

<table>
<tr><th>法令名</th><th>1992 年行政命令第 29 号「1990 年共和国法第 6969 号の実施規則」
DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”</th></tr>
<tr><td></td><td>➢ 曝露：フィリピン固有の状況（用途、管理、生産量、排出割合、労働曝露、廃棄方法） その他：技術的および経済的実行可能性

• 化学品管理令（CCO）対象物質
2020 年 2 月末現在までに、公布されている CCO は以下のとおりである。
<table><tr><th>法令番号</th><th>対象物質</th></tr><tr><td>2019 年 DENR 行政命令第 20 号[159]</td><td>水銀および水銀化合物</td></tr><tr><td>1997 年 DENR 行政命令第 39 号</td><td>シアン化物およびシアン化合物</td></tr><tr><td>2000 年 DENR 行政命令第 02 号</td><td>アスベスト</td></tr><tr><td>2004 年 DENR 行政命令第 01 号</td><td>ポリ塩化ビフェニル</td></tr><tr><td>2013 年 DENR 行政命令第 24 号</td><td>鉛および鉛化合物</td></tr><tr><td>2013 年 DENR 行政命令第 25 号</td><td>オゾン層破壊物質</td></tr><tr><td>2019 年 DENR 行政命令第 17 号</td><td>ヒ素およびヒ素化合物</td></tr></table>※CCO 案が審議中の物質：六価クロム、カドミウム
【CCO：選定理由】
リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。PCL 収載物質の中から、人の健康や環境に不当なリスクをもたらすと判断された物質が対象。流通量なども考慮されている。</td></tr>
<tr><td>規制内容</td><td>【有毒化学物質（第 2 編）】
第 IV 章：化学物質インベントリ
• 既存化学物質インベントリ（PICCS）の整備（第 14 条）

• 新規化学物質の製造前および輸入前届出（PMPIN）制度（第 15 条）

• 優先化学品リスト（PCL）（第 19 条）に収載の化学物質を使用、製造または輸入するためには、PCL 遵守証明書を EMB 中央局に提出しなければならない。また、対象事業を行う者は、EMB へ年次報告書等を提出しなければならない。

• 化学品管理令（CCO）（第 20 条）による、人の健康や環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学品および化学物質の規制が定められている。DENR が対象物質を決定し、その物質の使用、製造、輸入、輸送、加</td></tr>
</table>

[159] 本行政命令の公布により 1997 年 DENR 行政命令第 38 号は廃止された。

法令名	1992 年行政命令第 29 号「1990 年共和国法第 6969 号の実施規則」 DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”
	工、保管および廃棄への規制を定めるほか、段階的廃止や代替が課されるものもある。

1990 年共和国法第 6969 号およびその実施規則により整備された化学物質管理体制（PICCS、PMPIN、SQI、PCL、CCO）について、以下に記述する。

【既存化学物質インベントリ（PICCS)】

PICCS は以下で構成されており、企業からの情報提供に基づき EMB が整備し、2000 年より公開している（2020 年 2 月末現在までに 2000 年版、2002 年版、2005 年版、2008 年、2011 年版、2013 年版、2015 年版、2017 年版が公表されており、適宜更新している）。PICCS には、化学物質名および CAS 番号、IUPAC 命名法による名称などの情報が含まれている。

- フィリピンで製造、使用および輸入された物質として 1993 年 12 月 31 日までに申請された化学物質
- 製造前および輸入前届出（PMPIN）が提出された新規化学物質

2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号「化学品および化学物質インベントリ」[160]の第 3 条では、PICCS のオンラインデータベースを開設し、毎年更新リストを公表すると規定されている。PICCS のオンラインデータベース（2017 年版）[161]は開設されているが、毎年のリストの更新は徹底されていない。また、技術的な問題により、以下の物質は PICCS には収載済みであるが、本データベースには盛り込まれていないという。

CAS 番号	化学物質名
1043888-25-0	Hexanedioic acid, mixed 4-methyl-2-propylhexyl and 5-methyl-2-propylhexyl and 2-propylheptyl esters
121-92-6	3-Nitrobenzoic acid
1452389-83-1	Heptene, tridecaflouromethoxy
1465004-85-6	Cyclopentanol, 1-ethyl-2-(3-methylbutyl)-
1631145-48-6	Cyclohexanol, 4-ethylidene-2-propoxy

[160] 2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MC-2014-001-PICCS.pdf
[161] PICCS オンラインデータベース（2017 年版）
http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx

CAS 番号	化学物質名
197251-57-3	2-(4-ethoxy-2-hydroxyphenyl)-2H-benzotriazole
34902-57-3	Globalide
4912-58-7	Benzenemethanol, 3-ethoxy-4-hydroxy-
4912-58-7	2-Ethoxy-4-(hydroxymethyl)phenol (Ethyl Vanillyl Alcohol)
60207-90-1	1H-1,2,4-Triazole, 1-[[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-yl]methyl]-
6100-05-6	Potassium Citrate (Potassium citrate, tribasic)
67845-50-5	3,7-nonadien-2-ol, 4,8-Dimethyl-
73246-99-8	fatty acids, montan-wax, mixed esters with adipic acid and trimethylolpropane
75641-02-0	2-[(1,3-dihydro-1,3-dioxo-2H-isoindol-2-yl)methyl]-5,12-dihydroquino[2,3-b]acridine-7,14-dione
857892-58-1	Oxirane, 2-[[(2-ethylhexyl)oxy]methyl]-, reaction products with polyethylene glycol ether with 2,4,7,9-tetramethyl-5-decyne-4,7-diol (2:1)
954107-45-0	2-propenoic acid, 2-methyl-, C12-22-alkyl esters, homopolymers
98171-53-0	Butanoic acid, 4-amino-4-oxosulfo-, N-coco alkyls derivs., monosodium salts, compds. with triethanolamine

PICCS 収載の有無の確認は、以下の方法で可能である。

①. PICCS のオンラインデータベースにて検索（CAS 番号検索）。
http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx にアクセスすると、以下の画面に移り、検索ができる。

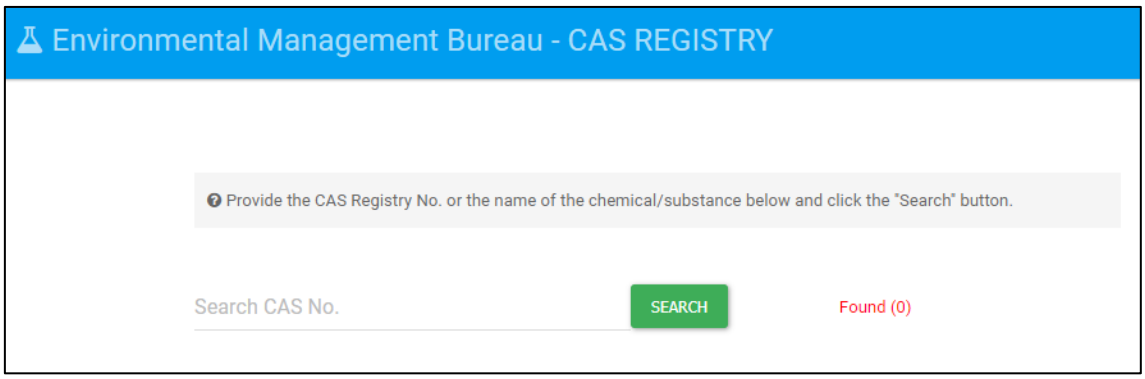

PICCS のオンラインデータベース検索画面

②. EMB への問い合わせ（フィリピン国内の製造者、輸入者および使用者のみ可）
ただし、1992 年行政命令第 29 号の第 40 条「情報の秘密性」において、「秘密保持を要請した者の書面による承諾がある場合を除き、如何なる情報の開示も行われない」と規定されている。

2017 年版の PICCS データベースに収載の物質数は確認できなかったが、2015 年版では、47,079 物質が収載されていた。

【製造前および輸入前届出（PMPIN）】

PICCS に未収載の化学物質を年間 1000 kg 超えて、商業的に製造または輸入する場合に必要な事前届出制度であり、フィリピン国内の製造者および輸入者のみ PMPIN の申請を提出することができる。PMPIN には、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国（日本、米国、EU、カナダ、韓国、オーストラリアなど）において管理を受けずに使用されている物質、および、これらの国の既存化学物質インベントリに収載されている新規化学物質（フィリピン側から見た場合）を対象とした「簡易（Abbreviated）PMPIN」とそれ以外の物質を対象とした「詳細（Detailed）PMPIN」の二通りの方法がある。日本の化審法における新規化学物質の事前審査制度は PMPIN と同等のものとして認められており、既存化学物質名簿に収載された物質と日本で届出された物質については、簡易 PMPIN の対象とされる。

簡易 PMPIN の場合、試験データを作成する代わりに、GHS の様式に従い所有するデータを整理し、提出することが求められる。一方、詳細 PMPIN の場合は、要求される試験データの提出（物理的および化学的特性、有害性および生態学的情報）が必要であるが、一部の試験は省略または代替が可能である。なお、PMPIN の申請はオンラインシステム「Online Permitting and Monitoring System」[162]より行わなければならない。

PMPIN の審査には、90 日から 180 日を要する。審査終了後、当局よりクリアランスを付与されことで、製造および輸入することができる。、また、製造および輸入に先立ち、開始届出（Notice of Commencement）を提出しなければならない。PMPIN の審査の結果、認められた新規化学物質は、PICCS に収載される。

2019 年 11 月 8 日、2019 年 DENR 行政命令第 18 号「PMPIN におけるポリマーおよび低懸念ポリマー（PLC）の免除」[163]が制定された。本行政命令は PMPIN のポリマーに対す

[162] Online Permitting and Monitoring System（2020 年 3 月 2 日アクセス）
https://opms.emb.gov.ph/accounts/login/
[163] 2019 年 DENR 行政命令第 18 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201918Polymer.pdf

る免除のための詳細を規定するものであり、対象となるポリマーの条件、免除申請に必要な手続きなどが記載されている。また、付属書 1 には反応性官能基（RFG：reactant functional group）のリストが、付属書 2 には反応体のリストが掲載されている。

- 適用対象：

  PICCS に未収載のポリマーおよび PLC に適用される。PLC の定義は以下とする。

  - ポリマーの定義を満たす。
  - 本行政命令のセクション 4.4a または 4.4b の条件を満たす（詳細については下記参照）、かつ
  - 不安定性、分解性、腐食性または解重合性を有していない。

- PMPIN 免除基準：

  PMPIN が免除されるためには以下のいずれかの基準を満たしていること。

  1. ポリマーを構成する全てのモノマーが PICCS に収載されている。
  2. PICCS 未収載のモノマーおよびその他の反応体（架橋結合剤、連鎖移動剤、後重合反応体を含む）が重量比で全体の 2%未満であるポリマー。
  3. 重量比で上位の 2 つ以上のモノマーが PICCS に収載されている別のポリマーの定義に含まれるような新たなポリマー。
  4. PLC の場合には、以下のいずれか 1 つに分類されていること。

     a. 以下の特性のポリマー
        - 数平均分子量（NAMW）が 10,000 Da 以上
        - 分子量 1,000 Da 未満のオリゴマー含有率が 5%未満、且つ分子量 500Da 未満のオリゴマー含有率が 2%未満；且つ
        - カチオンポリマーの場合、FGEW（官能基当量）は 5,000Da 以上であること。

     b. 以下の特性のポリマー
        - NAMW が 1,000 Da 以上且つ 10,000 Da 未満
        - 分子量 1,000 Da 未満のオリゴマー含有率が 25%未満、且つ分子量 500 Da 未満のオリゴマー含有率 10%が未満；且つ
        - RFG（反応性官能基）が重量比で 2%を超えない。

- 申請要件：

  1. 正式に作成され、公証された「ポリマー免除申請フォーム」
  2. ポリマーに関する情報（具体的な化学物質名称、化学構造、CAS 番号（可能であ

れば）、用途など）

3. ポリマー単独、またはポリマーが成分の一部となっている混合物／製品としての安全性データシート（SDS）
4. ポリマーの 100%組成情報（モノマーおよびその他の反応体の CAS 番号を含む）
5. ポリマーが、本行政命令のセクション 4 の条件を満たしていることを証明するデータ（GPC データ、IR 分光法またはその他の手法）
6. 適正な公文書による企業機密情報（CBI）の申請
7. 手数料（1500 フィリピンペソ）

【少量新規化学物質輸入申請（SQI）】

SQI は、実験または研究目的および開発目的のために年間 1000 kg 以下の新規化学物質の製造または輸入に対して、PMPIN の過程が免除される代わりに適用される申請手続きである。試験データは不要であり、化学物質名や CAS 番号、取扱量および SDS などの情報を届け出る必要がある。手続きの処理は、EMB の地方局が担当している。2016 年 EMB 覚書回覧第 011 号[164]では、SQI クリアランスは、毎年更新を行う必要があり、最大 5 年まで延長することができる。その後は、PMPIN 申請の手続き要件が適用される。また、輸入者に関しては、年間の輸入量を記録し報告書にまとめ、EMB の中央局に提出しなければならない。

【優先化学品リスト（PCL）】

PCL は 2005 年行政命令第 27 号[165]により定められている。優先化学品リストに収載の化学品の使用者、輸入者および製造者は、以下の要件を順守することを要求される。なお、使用者、輸入者および製造者が本行政命令の規定を違反した場合、違反行為があった項目数に応じて、罰金が科せられる。

- 毎年 1 月 31 日までに、年次報告書を EMB 中央局に提出すること。
- 有害廃棄物登録用紙を記入し、EMB 地方局に提出すること。
- 登録および年次報告書は、DENR が定める仕様に則り、規定の料金を添えて提出すること。

[164] 2016 年 EMB 覚書回覧第 011 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/MC-2016-011.pdf
[165] 2005 年行政命令第 27 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf

PCL には以下の物質が収載されている。

No.	CAS No.	PICCS 名	CAS 名/INDEX 名
1	108-90-7	1,4-CHLOROBENZENE	Benzene,chloro-
2	106-93-4	1,2-DIBROMOETHANE	Ethane,1,2-dibromo
3	95-50-1	0-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,2-dichloro
4	106-46-7	1,4-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,4-dichlro-
5	107-06-2	1,2-DICHLOROETHANE	Ethane, l,2-dichloro-
6	122-66-7	1,2 DIPHENYLHYDRAZINE	Hydrazobenzene
7	108-46-3	3-HYDROXYPHENOL	1,3-Benzenediol
8	7647-18-9	ANTIMONY PENTACHLORIDE	Antimony chloride
9	7440-38-2	ARSENIC COMPOUNDS	Arsenic
10	1332-21-4	ASBESTOS	Asbestos
11	71-43-2	BENZENE	Benzene
12	7440-41-7	BERYLLIUM COMPOUNDS	Beryllium
13	7440-43-9	CADMIUM COMPOUNDS	Cadmium
14	56-23-5	CARBON TETRACHLORIDE**	
15	General Name	CHLORINATED ETHERS	
16	General Name	CHLOROFLUORO CARBONS**	
17	67-66-3	CHLOROFORM	Trichloromethane
18	76-06-2	CHLOROPICRIN.	Methane, trichloronitro
19	18540-29-9	CHROMIUM COMPOUNDS	Chromium
20	,57-12-5	CYANIDE COMPOUNDS	Cyanide
21	64-67-5	DIETHYL SULFATE	Sulfuric acid,diethyl ester
22	106-93-4	ETHYLENE DIBROMIDE	1,2 Dibromoethane
23	75-21-8	ETHYLENE OXIDE	Oxirane
24	111-30-8	GLUTARALDEHYDE	Pentanedial
25	50-00-0	FORMALDEHYDE	Formaldehyde
26	9002-83-9	HALONS**	Ether, chlorotrifluorohomopolymer
27	118-74-1	HEXACHLOROBENZENE	Benzene, hexachloro

No.	CAS No.	PICCS 名	CAS 名/INDEX 名
28	67-72-1	HEXACHLOROETHANE	Ethane, hexachlom
29	302-01-2	HYDRAZINE	Hydrazine
30	7439-92-1	LEAD COMPOUNDS	Lead
31	149-30-4	MBT	2(3H)-Benzothiazolethione
32	594-42-3	MERCAFTAN, PERCHLOROMETHYL	Methanesulfenyl chloride, -trichloro-
33	7439-97-6	MERCURY COMPOUNDS	Mercury
34	74-87-3	METHYL CHLORIDE	Methane, chloro
35	75-09-2	METHYLENECHLORIDE	Methylene,dichloro
36	2385-85-5	MIREX	
37	87-86-5	PENTACHLOROPHENOL	Phenol, pentachloro
38	127-18-4	PERCHLROETHYLENE	Ethene, tetrachloro
39	108-95-2	PHENIC ACID	Phenol
40	75-44-5	PHOSGENE	Carbonyl chloride/ Carbonicdichloride
41	85-44-9	PHTHALIC ANHYDRIDE	1,3 Isobenzofurandione
42	59536-65- 1	POLYBROMINATED BIPHENYLS	Fire Master BP6
43	1336-36-3	POLYBROMINATED BIPHENYLS	1,l-Biphenyl chloroderivatives
44		1,1,1 -TRICHLOROETHANE**	
45	79-01-6	TRICHLOROETHYLENE	Ethene, trichloro
46		TRIBUTYLTIN	
47	7782-49-2	SELENIUM	Selenium
48	75-01-4	VINYL CHLORIDE	C hloroethylene
** : Trichloroethane、Chlorofluoro Carbons、および Halons は、オゾン層破壊物質に属する。			

【化学品管理令（CCO)】

PCL に収載の化学物質のうち、特に、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学物質に対しては、その使用、製造および輸入等を規制する COO が定められている。2020 年 2 月末現在、以下の CCO が公布されている。

- 2019 年 DENR 行政命令第 20 号 ：水銀および水銀化合物[166]
- 1997 年 DENR 行政命令第 39 号：シアン化物およびシアン化合物[167]
- 2000 年 DENR 行政命令第 02 号：アスベスト[168]
- 2004 年 DENR 行政命令第 01 号：ポリ塩化ビフェニル[169]
- 2013 年 DENR 行政命令第 24 号：鉛および鉛化合物[170]
- 2013 年 DENR 行政命令第 25 号：オゾン層破壊物質[171]
- 2019 年 DENR 行政命令第 17 号：ヒ素およびヒ素化合物[172]

2019 年には、ヒ素（新規）および水銀（改正）に関する化学品管理令がそれぞれ公布されており、以下に概要を記述する。

法令名	**2019 年行政命令第 17 号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」DAO2019-17　“CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”**
URL	http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf
目的	a. 産業工程で使用されるヒ素およびヒ素化合物の人の健康および環境への暴露リスクを削減するため b. ヒ素およびヒ素化合物の毒性、および技術的に優れた且つより安全な代替物の利用可能性に関する周知を広めるため c. ヒ素およびヒ素化合物の使用によるリスクを抑制するための適切なプログラムの実施枠組みを策定すること d. 労働者のヒ素への暴露を減らすために、産業施設における潜在的なヒ素の放出または暴露を特定するためのガイドラインを提供すること
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	ヒ素およびヒ素化合物 ただし、以下の生産または製造において禁止される。

166 2019 年 DENR 行政命令第 20 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf
167 1997 年 DENR 行政命令第 39 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1997-39-CCO-Cyanide.pdf
168 2000 年 DENR 行政命令第 02 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2000-02-CCO-Asbestos-1.pdf
169 2004 年 DENR 行政命令第 01 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2004-01-CCO-PCB.pdf
170 2013 年 DENR 行政命令第 24 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-24-CCO-Lead.pdf
171 2013 年 DENR 行政命令第 25 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-25-CCO-ODS-Revision.pdf
172 2019 年 DENR 行政命令第 17 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf

法令名	2019 年行政命令第 17 号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-17　“CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”
	• 肥料 • 殺虫剤および木材防腐剤 • 化学兵器
規制内容	【適用対象者】 輸入者、流通者、製造者、加工事業者、産業用使用者、輸送者、処分施設、研究施設 【要件および手続き】 以下の要件および手続きが、ヒ素およびヒ素化合物の輸入、製造または流通を行う個人あるいは企業体、ならびに許可された使用者に課せられる。 • 登録および許可： 以下に該当する者は、登録書式（付表 A）に必要事項を記入し、EMB に提出して登録を行うこと。 – 新規で輸入、製造、流通および産業用使用を行う個人または企業体 – 輸入、製造、流通および産業用使用を行う、既存の PCL 遵守証明書を取得している個人または企業体（※申請は、本行政命令の施行日から 30 営業日の間で行うこと。） – ヒ素含有廃棄物の輸送、リサイクル、処理、保管および廃棄に従事する個人または企業体 • 情報要件： ヒ素またはヒ素化合物を輸入する個人または企業体は、輸入日の最低 30 営業日前までに申請書（付表 B）に記入し、EMB より輸入クリアランスを取得しなければならない。輸入クリアランスの有効期限は、6 ヵ月間である。 • 要求書類： 上記の登録および輸入クリアランス（輸入クリアランスの更新も含む）の申請者は、申請時に以下の書類も提出すること。 – 有害廃棄物排出者 ID や排出許可書、操業許可書、環境遵守証明書（ECC）などの環境許可書の写し – 証券取引委員会または貿易産業省（DTI）の登録書の写し – 営業許可書の写し

法令名	2019 年行政命令第 17 号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-17　“CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”
	– 製造企業から入手した安全性データシート（SDS）の写し – ヒ素およびヒ素化合物管理計画書（付表 C 参照） – 緊急時対応計画書 – 保管施設の写真 – 損害賠償責任の公正証書 – 公害管理者（PCO）認定証の写し – 最新の自己モニタリング報告書 • ラベル表示： GHS に関する規定を定めた「2015 年 DENR 行政命令第 009 号」および「2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号」のラベル要件を遵守すること。また、廃棄物へのラベル表示は、有害廃棄物管理の手順と基準を定めた「2013 年 DENR 行政命令第 22 号」に準拠すること。 その他、製造、トレーニング、取り扱い、保管、輸送、処理、処理施設、代替および段階的廃止計画に関する規定が定められている。また、本行政命令に基づき、環境天然資源省が入手した記録、報告書または情報については、1990 年共和国法第 6969 号のセクション 12 に則り公開される（組成成分や生産方法、生産プロセス、流通網などの企業秘密情報（CBI）は開示されない）。 本規定に違反した場合、1992 年 DENR 行政命令第 29 号のセクション 41 および 43 に基づく行政処分および刑事制裁、ならびに 2005 年 DENR 覚書回覧第 003 号に規定の罰金が科せられる。

法令名	2019 年行政命令第 20 号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20　“CCO for Mercury and Mercury Compounds”
URL	http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf
目的	水銀および水銀含有製品のライフサイクル全般（輸入、製造、輸送、取扱、保管、処分）に関する管理要件を規定すること
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	水銀および水銀化合物

法令名	2019 年行政命令第 20 号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20　“CCO for Mercury and Mercury Compounds”
規制内容	【適用対象者】 水銀および水銀含有製品の輸入者、流通者、製造者、産業利用者、研究施設廃棄物輸送者および処理保管処分施設 【使用禁止用途】 零細小規模金採掘（ASGM）、ならびに、その他の関連事業および 2012 年大統領令第 79 号「フィリピン国内での鉱業産業政策および環境保護に関する法令文書」で規制される鉱業事業において、水銀、水銀化合物および水銀含有製品の使用は禁止される。 【段階的廃止スケジュール】 水銀含有製品の輸入、製造、使用、流通および保管については、本行政命令の付属書 1 に則り段階的に廃絶する。対象製品は以下のとおりで、いずれも 2022 年から禁止となる。 • 電池（ただし、水銀含有量 2%未満のボタン形亜鉛酸化銀電池および水銀含有量 2%未満のボタン形空気亜鉛電池を除く） • スイッチおよび継電器（ただし、極めて高い正確さの容量および損失を測定するブリッジならびに監視および制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチおよび継電器であって、ブリッジ、スイッチまたは継電器当たりの水銀含有量が最大 20mg のものを除く） • 発光管当たりの水銀含有量が 5mg を超える 30 W 以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（CFLs） • 以下の条件を満たす一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs） – 電球当たりの水銀含有量が 5 mg を超える 60 W 未満の三波長形蛍光体を使用したもの – 電球当たりの水銀含有量が 10 mg を超える 40 W 以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの – 一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV） – 次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）および外部電極蛍光ランプ（EEFL） – 電球当たりの水銀含有量が 3.5 mg を超え、および長さが 500 mm 以下のもの – 電球当たりの水銀含有量が 5 mg を超え、および長さが 500 mm 超

法令名	2019 年行政命令第 20 号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20　“CCO for Mercury and Mercury Compounds”

1500 mm 以下のもの
  - 電球当たりの水銀含有量が 13 mg を超え、および長さが 1500 mm 超のもの
- 化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけんおよびクリーを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。
- 駆除剤、殺生物剤および局所消毒剤
- 気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計などの非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたものまたは高精密度の測定に使用されるものを除く）

なお、「歯科用アマルガム」については、保健省が制定した別法令にもとづき段階的廃絶が実施される。

【許可の取得】

水銀、水銀化合物および水銀含有製品の輸入者、製造者、流通者、保管者、使用者は、DENR に登録すること（登録は EMB を通じて行うこと）。さらに、水銀含有製品の輸入者の場合には、製品毎に以下のとおり各所管当局からの許可も必要である。

製品	所管当局
照明、電池、継電器、スイッチ	産業省 フィリピン規格局
化粧品	保健省 化粧品規制・研究センター
歯科用アマルガム	保健省 デバイス規制・放射線健康研究センター
農薬、殺虫剤	農業省 肥料・農薬局

上記に挙がっていない水銀含有製品、または水銀および水銀化合物を輸入する場合には、本行政命令の輸入許可要件を順守しなければならない。許可申請書式は付属書 4 を参照。

【ラベル要件】

水銀、水銀化合物および水銀含有製品を入れている容器には、GHS に関する

法令名	2019 年行政命令第 20 号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20　“CCO for Mercury and Mercury Compounds”
	規定を定めた「2015 年 DENR 行政命令第 009 号」の規定に従ったラベルを貼付しなければならない。一方で、水銀が付着した廃棄物や水銀混入廃棄物については、有害廃棄物管理の手順と基準を定めた「2013 年 DENR 行政命令第 22 号」に従った適切なラベル貼付を行うこと。

運用状況

EMB は 2019 年 11 月 20 日、「PICCS Tool」と名付けられた既存化学物質に関する新たなオンライン・ツールを公開した。本ツールは、PICCS に掲載されている物質の各種許認可の取得を支援するものである。利用者は専用システムにログインし、必要事項（化学品名称、CAS 番号）を記入することで、必要となる許認可の種類が明示される。

本ツールを利用するためには、EMB が所管する「オンライン許可および監視システム（OPMS：Online Permitting and Monitoring System）」[173]上でアカウント登録を行い、承認される必要がある（ただし、アカウント発行にはフィリピン国内での個人 ID や会社 ID が必要となるため、国外事業者の利用は現状難しいと思われる）。アカウントが無事に発行された後に、OPMS にログインし、「PICCS Tool」と記載された部分をクリックし、化学品の情報を入力することで、必要な許認可の種類が明示されるという仕組みである。

EMB は 2016 年に公布した EMB 覚書回覧第 11 号ですでに、地方局に対する法令の実施の徹底がなされており、EMB の各地方局長に対して、CCO に基づく登録と輸入許可や SQI の認可の実施を徹底するよう指示している。また、EMB は 2019 年に、本覚書回覧を改正し、EMB 地方局に PICCS 認証の発行権限を復活させる法案を発表している。2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号にて、PICCS に収載の化学物質に対してはクリアランスの取得が必要なく、EMB 覚書回覧第 11 号で PICCS 認証の発行を禁止していたが、税関局（BOC）が公布した 2018 年 BOC 覚書回覧第 228 号[174]にて、化学品の輸入検査がより厳しくなり、輸入者などからの PICCS 認証の発行の要請が数多く寄せられたため、これに応える法案とされる。

本調査では、化学品の輸出入管理を担当する財務省税関局の環境保護・コンプライアンス課（EPCD）にもヒアリングを実施しており、EPCD は DENR と意見交換などを行うパートナーシップ合意を結んでおり、化学物質管理の協力体制を構築している。例えば、定期的な会議や OPMS などのオンライン・ポータルを通した情報共有、トレーニングなどを行っている。EPCD は通関時に、化学物質の輸入に必要な書類や許可書などを OPMS へアクセスし確認している。

なお、EMB 当局のウェブサイトでは、所管する化学物質規制における事業者への許可発行数や登録数などの情報・統計データなどは確認できなかった。

今後の予定

[173] PICCS Tool：http://opms.emb.gov.ph/
[174] 2018 年 BOC 覚書回覧第 228 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2018/11/cmc-228-2018_Placing_on_Alert_Status_All_Importations_of_Chemicals.pdf

【PICCS に新たな物質を追加する覚書回覧案】

EMB は 2019 年 3 月と 9 月に、PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案を公開した。2019 年 9 月の最新のドラフトでは、前回のドラフトから 6 物質削除され、新たに 4 物質追加し、計 31 物質となっている[175]。PICCS に追加が予定されている 31 物質は以下のとおり。

	CAS 番号	物質名称
1	90028-31-2	*Epilobium angustifolium* Flower/ Leaf/ Stem extract
2	226708-41-4	Olive Oil Peg-7 Esters
3	71714-29-9	Cellulose, ethyl 2-hydroxyethyl methyl ether
4	1465004-85-6	Cyclopentanol, 1-ethyl-2-(3-methylbutyl)-
5	1447721-00-7	Benzofuran, octahydro-2,6-dimethyl-3a-(1-methylethyl)-
6	69029-86-3	Slags Tellurium
7	54116-08-4	Polyoxyethylene Tridecyl ether sulfonate sodium salt
8	585-07-9	2-Propenoic acid, 2-methyl-,1-1-dimethylethyl ester
9	7580-85-0	Ethylene glycol mon-tertiary-butyl ether
10	62256-00-2	2-Ethylhexyl 7-Oxabicyclo[4.1.0] Heptane-3-Carboxylate
11	1354201-99-2	Phosphorodithioic acid, O,O-bis(2-methylpropyl) ester, compd. With N,N-dimethylmethanamine (1:1)
12	68609-68-7	1-Hexanol, 2-ethyl-, manuf. Of by-products from, distn. Residues
13	1001320-38-2	Carbamic acid, [(butylthio)thioxomethyl]-,butyl ester
14	39142-36-4	N-Butyoxycarbonyl-O-n-Butyl thiocarbamate
15	53378-52-2	Phosphorothioic acid, O,O-bis(2-methylpropyl) ester, sodium salt
16	86329-09-1	Carbamothioic acid, N-2-propen-1-yl,O-(2-methylpropyl)ester
17	2495-35-4	Benzyl acrylate
18	300711-92-6	Octadecanoic acid, methyl ester, reaction products with 1-(2-hydroxy-2-methylpropoxy)-2,2,6,6-tetramethyl-4-piperidinol
19	1255680-66-0	Amines, bis(C11-14-branched and linear alkyl), 3-[[bis(2-methylpropoxy)phosphinothioyl]thio]-2-methylpropanoates
20	232938-43-1	Benzenesulfonamide, 4-methyl-N-[[[3-[[(4-methylphenyl)sulfonyl]oxy]phenyl]amino]carbonyl]-

[175] PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=505

	CAS 番号	物質名称
21	148324-78-1	Phosphonic acid, P,P'-[(2,4-dihydroxycyclodisiloxane-2,4-diyl)di-3,1-propanediyl]bis-, P,P'-diethyl ester, sodium salt (1:4), reaction products with silicic acid (H2SiO3) sodium salt (1:2)
22	35674-65-8	Urea, N,N''-1,3-propanediylbis[N'-octadecyl-
23	21944-98-9	(Z)-4-dodecenal
24	646-25-3	Decamethylenediamine
25	155090-83-8	Benzenesulfonic acid, ethenyl-, homopolymer, compd. with 2,3-dihydrothieno[3,4-b]-1,4-dioxin homopolymer
26	39072-70-3	N, N''-hexane-1,6-diylbis[N'-benzylurea]
27	9051-51-8	2'2-Oxydiethanol, propoxylated
28	25084-89-3	Formaldehyde, Polymer with Benzenamine and Methyloxirane
29	690-39-1	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane
30	1314-61-0	Tantalum Oxide
31	12060-00-3	Lead Titanium Oxide

2020 年 2 月末現在、本ドラフトは EMB 長官の承認待ちであり、2020 年中に公布することを希望している[176]。

【PCL 第 3 版)】

2018 年 5 月に「PCL 第 3 版に関する行政命令案」[177]が公開され、現在も審議が行われている。PCL 第 2 版には 48 物質が掲載されているが、今回の行政命令案では 92 物質が収載され、約 2 倍に増加する予定である。新たに PCL に収載されている物質として、例えば以下のものがある

- アセトン
- アゾビスイソブチロニトリル
- カーボンブラック
- 亜塩素酸ナトリウム（40% 超）
- トルエン
- 硫酸亜鉛

176 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より
177 優先化学品リスト第 3 版に関する行政命令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=408

PCL に掲載された物質の「輸入－流通者」、「輸入－使用－製造者」、「使用－製造者」は、オンライン上にて PCL 順守証明を取得しなければならない。取得に際して必要な書類としては、SDS、輸入データ（輸入者の場合）、化学品管理計画（作業場における保管、取り扱い、処分、輸送、労働安全、環境管理について）、使用者／顧客のリスト（輸入者および流通者の場合）、地下水／表層水のモニタリング結果（使用者および製造者の場合）などが挙げられている。

本ドラフトにより新たに追加される物質の選定基準などに対して意見が寄せられたため、2020 年 2 月末現在も選定基準に関して再度審議されているという[178]。基準項目としては、有害性に加え、暴露危険性（リスク評価）、産業界での使用量、流通量、使用用途などの基準が挙げられる。今後は、PCL 第 3 版の最終案を作成した後、パブリックコンサルテーションを実施し、EMB のウェブサイトで法案を公開し、意見募集を行う予定である。

【六価クロムおよびカドミウムを規制する CCO】

2020 年 2 月末現在、六価クロムおよびカドミウムを規制する CCO 案が審議されている。それぞれの概要は以下のとおりである。

六価クロム：

法案[179]では、六価クロムの輸入者、流通者、製造者、加工事業者、産業用使用者、処理事業者など幅広い関係者が適用対象に指定されている。規制対象製品については、以下の製造における六価クロムおよび六価クロム化合物の使用を厳しく制限すると規定している。ただし、対象となる製品は以下には限定されない。

- 顔料
- インク
- 繊維染料
- 革なめし
- 電子機器／電気メッキ
- 防護被膜および塗料
- 実験室での検査および分析
- ステンレス鋼
- 研究・開発

178　本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より
179　六価クロムおよび六価クロム化合物に関する化学品管理令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/REVISED_DRAFT_DAO_CR6_02282019.pdf

六価クロムおよび六価クロム化合物の取り扱いにおいては登録が必要となる。登録書は本ドラフトの付属書 A にしたがい作成し、OPMS を通じて提出することが求められる。さらに輸入者については、本ドラフトの付属書 B にしたがい作成した輸入許可書を、同じく OPMS を通じて申請しなければならない。申請は 6 ヵ月毎の間隔を置き、有効期限の 30 日前までには申請する必要がある。

このほか、六価クロムおよび六価クロム化合物の管理が適正に行われることを保証するために、付属書 C に基づく管理計画書を作成し、提出しなければならない。管理計画書には会社情報に加えて、取り扱いに関する情報（輸送、保管、処分など）を記載し、さらに SDS を添付する必要がある。

<u>カドミウム</u>：

2018 年 10 月末、カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案[180]が公開され、意見募集が実施された。カドミウム化合物とは、本ドラフトの付属書 A に記載されている以下の 7 物質である（PICCS 収載済み）。

カドミウムおよびカドミウム化合物	
2223-93-0	Octadecanoic acid, Cadmium salt
10325-94-7	Cadmium Nitrate / Nitric acid, Cadmium salt
10022-68-1	Cadmium Nitrate, Tetrahydrate / Nitric acid, Cadmium salt, Tetrahydrate
7440-43-9	Cadmium / Cadmium blue
10325-94-7	Cadmium Nitrate / Nitric acid, Cadmium salt
7790-84-3	Cadmium Sulfate, Hydrate / Sulfuric acid, Cadmium salt (1:1), hydrate (3:8)
1306-23-6	Cadmium Sulfide / Cadmium Yellow

カドミウムおよびカドミウム化合物を製造、輸入、流通、使用する者は登録を行わなければならない。また、これらの対象者は、カドミウムによる人や環境へのリスクを軽減することを保証するために、「カドミウム管理計画」を作成し、当局に提出しなければならない。カドミウム管理計画には以下の情報を記載すること。

- 健康安全計画（緊急時対応計画を含む）

[180] カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/Draft_Cadmium_Aug22.pdf

- 保管管理計画（安全な保管手順、インベントリ管理、保管取り扱い器具を含む）
- カドミウム管理に関するトレーニング計画
- 段階的廃止および代替計画（利用可能な代替物質の導入スケジュールを含む）

その他、四半期毎の自己監視報告書（SMR：Self-Monitoring Report）の提出や GHS に従った SDS が常に関係者が閲覧できるようにすること、公害管理者（PCO）の設置要件が規定されている。

その他

【GHS】

環境天然資源省（DENR）が所管する GHS は、2015 年 DENR 行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」[181]で定められており、GHS 適用の実施スケジュール（当初の予定）は以下のとおりであった（実施ガイドラインなどの公布が遅れており、実際はスケジュールどおりには施行されていない）。

化学品	施行
CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品	2016 年
大量化学品（HVCs：High Volume Chemicals）	2017 年
国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された有害化学品	2018 年
混合物	2019 年

例えば、大量化学品への GHS 実施に関するガイドラインを定める法令（2017 年 EMB 覚書回覧第 10 号）[182]は 2017 年 11 月 28 日に制定された。本覚書回覧では、大量化学品の定義や具体的な化学品名称、および GHS 対応のための詳細を規定している。大量化学品とは、「既に商用化されており、かつフィリピン国内で年間に 500 トン以上、製造、輸入、または

[181] 2015 年 DENR 行政命令第 09 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2015-09-Implementation-of-GHS.pdf
[182] 2017 年 EMB 覚書回覧第 10 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/MC-2017-010_GUIDELINES-IN-THE-IMPLEMENTATION-OF-GHS-CLASSIFICATION-AND-LABELLING-REQUIREMENTS-FOR-HVCs.pdf

使用されている化学品および化学物質」と定義され、その量的側面から、人体や環境暴露について大きな潜在的影響があるものと見なされる（産業用用途のみを対象とし、医薬品、化粧品、食品、殺虫剤の製造に使用される化学物質は対象外である）。付属書には 232 の物質が大量化学品として指定されており、それぞれの化学品名称、IUPAC 名、CAS 番号が示されている。

すべての大量化学品は以下の基準にもとづき評価され、GHS 有害性基準のもとで分類されている。

- 急性毒性
- 慢性毒性
- 発達毒性
- 生殖毒性
- 変異原性
- 水生毒性
- 生物蓄積性、残留性および非分解性などの環境動態

大量化学品に指定されたすべての化学品は、2015 年 DENR 行政命令第 09 号にもとづき、GHS に従った適切なラベルおよび SDS が必要となる。

さらに、2019 年 9 月には、「国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案」[183]が公開された。

規制対象となる化学物質については、そのライフサイクル全体を通して、2015 年 DENR 行政命令第 09 号にもとづく適切なラベル貼付と SDS 作成が必要となる。対象化学物質の輸入者は、SDS の提出および容器・包装へのラベル貼付を、輸入する化学物質のサプライヤーに要求しなければならない。一方で、化学物質の製造者は、自社で製造した化学物質の有害性分類および SDS 作成を実施しなければならない。また、輸送者、取扱業者、使用者に対して、SDS とラベルを提供することも製造者の義務となる。

なお、規制対象物質は IATA と IMDG が定める有害化学品だが、本ドラフトが正式に制定された場合には、その付属書に一覧が掲載される見通しであるという。

183　国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/09/MC_-IMDG_IATA.docx

【制限化学物質】

環境天然資源省（DENR）が管轄する化学物質規制とは別に、内務自治省（DILG）に属するフィリピン国家警察（PNP）が所管する「制限化学物質（Controlled Chemicals）」規制があり、「制限化学物質に関する実施規則（Implementing Rules and Regulations on Controlled Chemicals）」[184]が定められている。本規則は、共和国法第 9516 号により改正された大統領令第 1866 号のセクション 4-C～4-F（制限対象となる化学物質、制限化学物質の保管・取扱い・輸送に際して必要な手続きの合理化、トラック・サービス車両を含む運輸者の認証に関するガイドライン）に即した規定を定めている。対象物質は爆発物または爆発物の原料の製造のために使用され得る化学物質であり、付属書 A で規定される 32 物質で、高リスクと低リスクの 2 種類に分類される。例えば、以下の化学物質が挙げられる。

高リスク制限化学物質：

- 硝酸アンモニウム（CAS 番号：6484-52-2）
- 硝酸カルシウム（10124-37-5）
- 過塩素酸マグネシウム（10034-81-8）
- 硝酸ナトリウム（7631-99-4）

低リスク制限化学物質：

- アルミニウム粉末（7429-90-5）
- クロム酸バリウム（10294-40-3）
- 硝酸鉄(III)（782-61-8）
- 硫黄粉末（7704-34-9）

制限化学物質は選挙期間中の銃禁止策に伴う化学物質規制の対象となり、さらなる規制がかけられるため、化学業界から反発が出ている。2019 年 6 月には、フィリピン化学工業協会（SPIK）が役所仕事廃絶局（ARTA：Anti-Red Tape Authority）にポジションペーパーを提出し、選挙期間中の銃禁止策に伴う化学物質規制の内容を見直すよう要請した。

フィリピン選挙委員会（Comelec）が選挙期間中の銃使用禁止策を実施しているが、この施策に化学物質規制を伴うことから、すでに規制されている一部の化学物質については追加の規制であり、化学品サプライチェーンに悪影響をおよぼすとして SPIK は反発している。具体的には、化学物質の規制を伴う銃禁止策を定めた Comelec 決議第 10197 号の対象

184　制限化学物質に関する実施規則（2020 年 3 月 2 日アクセス）
http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2016/10/cmc-127-2016-Implementing-Rules-Regulations-IRR-on-Controlled-Chemicals.pdf

化学物質から、すでに PNP による規制を受けている 32 の制限化学物質を除外するよう求めている（例：ラッカー塗料の製造に使用されるニトロセルロースなど)。SPIK は、これらの化学物質は「すでに PNP の許認可要件によりカバーされている」と指摘している。

SPIK は、銃規制に PNP が所管する制限化学物質を含めた過去の事例として、2018 年のバランガイ選挙を挙げ、同期間中に化学産業は数百万ペソの経済的損失、追加費用、機会損失が発生したと説明する。選挙期間中、化学品会社は積荷を引き揚げられなかったため、延滞金および関税保管料として数百万ペソを支払わなければならなかった。また化学品会社の顧客である製造者は、原材料の不足のため生産を縮小または停止せざるを得ず、またトラック業界は原材料と完成品が少ないために仕事が大幅に減ったという。こうした過去の経験に基づき SPIK は、銃禁止策に PNP の制限物質を含めることで、短期間のうちに国で 3 番目に大きい化学産業に影響を与え、1 日あたり数百万ペソの機会損失が発生すると結論づける。さらに「既存の規制に別の規制を追加すると、『ビジネスのしやすさ法』として知られる『ビジネス環境改善法（共和国法第 11032 号)』の目的にも反する可能性がある」とも付け加えた。また、銃禁止策における最も重大な問題は、選挙期間中に無認可の銃器が犯罪者の手に拡散することであるとも指摘した。

2.3 PRTR

フィリピンには、化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に対応する法令は定められておらず、本調査の一環で行った環境管理局（EMB）へのヒアリングにおいても、法案策定等の情報は得られなかった。

PRTR に類似した制度として、フィリピンでは「自主監視報告制度（SMR 制度：Self-Monitoring Report System）」が導入されている。EMB が境経営や保護の担当能力強化、および産業界の環境保護への取組状況に関する情報開示の強化を目的として実施したプロジェクト「Strengthening Environmental Enforcement and Compliance Capacity Technical Assistance Project」の一環として、2003 年 7 月 4 日に、行政命令第 27 号[185]が制定され、改訂版 SMR 制度を遵守監視制度の一部として採用された。また、2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号[186]が公布され、具体的な報告項目や様式、手続きの詳細などの参照マニュアルが定められた。

SMR 制度の目的は、SMR の提出に対する企業の積極性を促し、企業の自主的管理を向上させることである。そのため、提出された SMR については規制遵守状況の確認に用いられるが、その結果を利用した何らかの評価は実施されていない。

2003 年 DENR 行政命令第 27 号および 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号の概要は、以下のとおりである[187]。

法令名	**2003年DENR行政命令第27号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27　Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report**
URL	http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf
目的	SMR制度の目的： • 事業者が環境基準の遵守状況を自主的に表明できるようにすること。 • EMBが事業者の環境基準の遵守状況を確認できるようにすること。
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象	2003年EMB覚書回覧第008号の参照マニュアルに記載の報告項目に該当する法令等で規制されている物質

[185] 2003 年行政命令第 27 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf
[186] 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf
[187] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照
https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf　（2020 年 3 月 4 日アクセス）

法令名	2003年DENR行政命令第27号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27　Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report
物質	
規制内容	【対象業種（第3条）】 1992年DENR行政命令第26号の付表A（汚染監視の求められる業種）および付表B（常時汚染監視が必要とされる事業者）に指定された事業者は、SMRを提出しなければならない。 【SMRの提出（第5条）】 対象事業者は、SMRを年4回、基準日から15日以内に提出しなければならない。SMRの提出は、書面またはメール等の電子媒体で行うこと。 【SMRの評価（第6条）】 EMBは15営業日以内に、提出されたSMRを審査しなければならない。 【機密性（第7条）】 EMBによるSMRの評価後、各SMRは公開されるが、1990年共和国法第6969号に基づく企業の機密情報（CBI）は公開されない。

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008　Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
URL	http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf
目的	2003 年 DENR 行政命令第 27 号のための具体的な報告項目や様式、手続きの参照マニュアルを定めること
所轄官庁	• 環境管理局（EMB）
規制対象物質	報告対象物質は、以下の法規制等の規制対象物質である。 • 1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」 • 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008　Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	• 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」 • 大統領令第 1586 号「環境影響評価システムの創設」
規制内容	【報告事項】 SMR 制度の趣旨は、企業の環境規制の遵守状況を確認することを目的としているため、環境規制に関するモニタリング結果を報告する必要がある。本参照マニュアルには、報告の項目別のフォーマットが用意されている（下記参照）。 • モジュール 1：一般情報 • モジュール 2:有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法の遵守状況 ➢ モジュール 2A：化学品管理令の報告（CCO Report）に係る事項 ➢ モジュール 2B：有害廃棄物の排出者に係る事項（廃棄量、保管量、取扱量等） ➢ モジュール 2C：有害廃棄物の処理事業者、リサイクル事業者に係る事項（処理量、保管量、未処理量） • モジュール 3：水質浄化法の遵守状況 （排水量、排水濃度、処理コスト等） • モジュール 4：大気浄化法の遵守状況 （燃焼量、排気量、排気濃度、処理コスト等） • モジュール 5：一般環境の大気質および水質モニタリング等（事業所周辺濃度等） • モジュール 6：その他 事故等の記録 【SMR の評価】 提出された SMR は以下の観点から評価され、評価の完了した SMR は順次公開される。 • SMR を受領した EMB 地方局は、まず SMR の必要事項がすべて入力されているかチェックする。未記入箇所や修正が必要と認められた場合は、SMR は直ちに事業者に差し戻される。EMB は、提出された SMR を 15 営業日内に審査しなければならないとされている。 • 次に、EMR による技術的な評価がなされる。技術評価は、以下の観点で実施されなければならないとされている。

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008　Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	- 全ての記入情報が要求に合致しているか - 適切な測定単位が示されているか - 全ての記入情報は、データ収集、モデリング、サンプリング、分析の標準的な手法により正確に示されているか - 全ての記入情報について、所見、評価、分析、勧告の観点から整合性が取れているか - 環境基準の要求基準に対応しているか

前回の調査[188]同様、2003 年の公布以降、改正が行われた、改正案が審議されているなどの情報は確認できず、現在も SMR 制度が運用されているかどうか不明である。EMB の大気質管理課（Air Quality Management Section）のウェブサイト[189]を確認したが、関連する情報は見当たらなかった。また、大気質管理課の窓口宛（aqmsco@emb.gov.ph ）に確認のメールを送付したが、期日までに回答は得られなかった。

[188] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書
https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf
[189] EMB 大気質管理課 HP（2020 年 3 月 5 日アクセス）
https://air.emb.gov.ph/faqs/

2.4 毒物

制定の経緯

日本の毒劇法に相当する法令には、1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」が挙げられ、急性毒性についても対象としている。しかし、毒劇法で規定されている営業者の登録制度、容器等への表示などの規制は「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」の下では定められていない。これらの規定に対応する法令としては、大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」[190]が該当すると考えられる。本大統領令の前文には以下のとおり示されている[191]。

「食品・医薬品・化粧品法（共和国法第 3720 号）は、食品、医薬品および化粧品の基準と品質測定方法を規定しているが、食品、医薬品および化粧品以外にも、公衆の健康と安全に有害な物質が存在する。しかし、フィリピンには有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する法律は存在しない。そこで、健康と安全に対する有害性から国民を保護するべく適切な措置を講じる必要があり、本法律が制定された」。

現行の法令の内容

大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」の概要は、以下のとおりである[192]。

法令名	**大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」 Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”**
URL	https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf

190 大統領令第 881 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf
191 NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照
https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 6 日アクセス）
192 同上

法令名	**大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」** **Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”**
目的	有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与えること
所轄官庁	• 保健省（DOH）
規制対象物質	有害物質に関する定義 【有害物質（Hazardous Substances）】（第 1 条(d)） (A) 有毒、腐食性、刺激性、強感作性、引火性または可燃性、分解や熱等により圧力を生じる、物質または混合物（習慣または合理的に予測できる子どもによる摂取の結果により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合） (B) 大臣が本法令の規定に従って規則により本項(A)に該当すると認める物質 (C) 放射性物質（公衆の健康のため表示要件に従うことが必要と大臣が規則により定める特定の分類の成形品に使用されるもの、または包装されたもの） ただし、本定義は、食品、医薬品、化粧品、調理・暖房、冷蔵用途の燃料には適用されない。 【有毒（Toxic）】（第 1 条(e)） 経口摂取、吸入または体表からの吸収により、人に傷害、疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質 【非常に有毒（Highly Toxic）】（第 1 条(f)） 以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与により、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる（物質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件において） (3) 200mg/kg bw 以下を投与した場合、または 24 時間以下にわたり裸の皮膚に連続的に接触させた場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。

法令名	**大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」** **Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”**
	【虚偽表示有害物質（Misbranded hazardous substance）】（第 1 条(n)） 家庭で（特に子どもが）使用することを目的としたまたはそのために適した包装をされた有害物質であって、以下に示す表示項目・要件、または大臣が規則により定める表示・包装要件に違反しているもの (1) 製造者、包装者、販売者指名および所在地 (2) 化学物質の一般名称、通称 (3) 引火性物質には「危険（DANGER）」と表示 (4) その他の有害化学物質には、「警告（WARNING）」あるいは「注意（CAUTION）」と表示 (5) 引火性、蒸気が有害、やけどをおこす、皮膚から吸収される、等の有害性を示す簡潔な記述、他全 10 項目 【禁止有害物質（Banned hazardous substance）】（第 1 条(o)） (1) 子どもが使用するあらゆる玩具またはその他の成形品であってそれ自体有害であるか、人体に有害な物質を含むまたは保持するもの、または(2) 家庭で使用することを目的とした、または家庭での使用に適した形態で包装されたあらゆる有害物質であって、大臣が規則において「禁止有害物質」と指定するもの
規制内容	• 規制当局は、大臣の承認の下、本法令の実施規則を策定する。大臣は、本規則の適用対象範囲と適用除外を定めることができる。これらの規則に違反した商品は「虚偽表示有害物質」とみなされる（第2条） • 虚偽表示有害物質および禁止有害物質が販売された場合、通常の手続きに従って、没収される（第3条(a)） • 本法令の適用対象となる品目は、1977年行政命令第312号「家庭用有害物質」[193]に5つのカテゴリーに分けて定められている。 I. 石油蒸留物を含む製品 II. 光沢剤・ワックス III. 洗剤

[193] 1977 年行政命令第 312 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf

法令名	大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」 Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”
	IV. DIY・趣味用品 V. 園芸用品 • 適用除外範囲は、1979年行政命令第39号に定められている（具体的な品目は、家庭の園芸用の肥料および農薬）。 • 本法令の実施規則は、1976年行政命令第303号「有害物質およびその製造者の登録に関する行政命令」[194]に定められている。 • 本法令の第1条(n)に定める表示項目の他、詳細な表示要件が1977年行政命令第311号「有害物質のラベル表示要件」[195]に定められている。 【有害性の判断基準について】 ハザードベースで規定されている。非常に有毒（Highly Toxic）に分類される物質の毒性の基準値を日本の毒劇法における判定基準（平成29年2月最終改訂）と比較すると、経口についてはLD$_{50}$が50mg/kg以下（毒物）、経皮についてはLD$_{50}$が200mg/kg以下（毒物）とされており一致する。ただし、吸入の場合は異なっている[196]。

1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」の概要は、以下のとおりである。

法令名	1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」 Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”
URL	https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf
目的	大統領令第 881 号が定める有害物質の条件を満たす家庭用成形品（household

[194] 1976 年行政命令第 303 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17285/ao%20303%20s%201976.pdf
[195] 1977 年行政命令第 311 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf
[196] 厚生労働省（日本）（2020 年 3 月 6 日アクセス）「毒物劇物の判定基準の改定について」
http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf

法令名	1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」 Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”
	articles）を家庭用有害物質として指定し、カテゴリー毎に分類すること
所轄官庁	• 保健省（DOH）
規制対象物質	大統領令第 881 号で定義する「有害物質」
規制内容	家庭用有害物質の分類 1. カテゴリーI 石油蒸留物を含有する製品 A. タバコ用ライターの液体 B. 塗料、ラッカー、ワニス C. 溶剤性塗料、ラッカー・シンナー、石油スピリット D. 灯油、燃料油、石油蒸留物 E. テレピン油 F. 接着剤 G. プラスチック 2. カテゴリーII 研磨剤およびワックス A. 家庭用研磨剤およびワックス 3. カテゴリーIII 洗浄剤および合成洗剤 A. 漂白剤 B. 洗浄剤および特定用途用洗剤または石鹸 C. 溶剤（非石油蒸留物） D. 繊維洗浄剤 E. 腐食性洗剤（酸性およびアルカリ性） 4. カテゴリーIV DIYおよびホビー品目 A. 接着剤およびセメント B. 染料 C. インクおよびインクカートリッジ D. Gem Bluer E. 教育資材セットおよびその他の化学用品セット 5. カテゴリーV 庭および家庭用製品 A. 肥料 B. 農薬、殺虫剤および経済的毒薬物

法令名	1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」 Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”
	C.　室内用消臭剤および防臭剤

運用状況

家庭用品規制法の項目を参照。

今後の予定

2020 年 2 月に発表された「2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案」（Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019 “Repeal of Administrative Order No. 2015-0038 dated 08 September 2015 Entitled Removing the Requirements of Licensing as Importers, Exporters, Manufacturers, Wholesalers, Distributors, Retailers, or Re-Packers of Those Engaged in Certain Household/Urban Hazardous Substances, and from the Requirement of Prior Registration and/or Notification of Said Products”）[197]は、「家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）」を規制するための実施細則に当たる文書であり、事業者の義務、対象製品、HUHS の届出、HUHS へのラベル表示などが規定されている。本ドラフトでは、HUHS 製品は以下の 5 つのカテゴリーに再分類され、さらにそれぞれで具体的な品目が記載されている。

- カテゴリーI　新規製品
- カテゴリーII　庭用・家庭用製品
- カテゴリーIII　家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤
- カテゴリーIV　日曜大工品、ホビーアイテム
- カテゴリーV　玩具および子供用品（TCCA）

上記の分類は、1977 年行政命令第 312 号で定められた分類を改定するものでもあるため、これらのカテゴリーを含む本ドラフトが正式に公布された場合は、1977 年行政命令第 312 号は廃止される[198]。

詳細は「家庭用品規制法」の項目を参照されたい。

197 2019 年保健省行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649418/Draft%20Implementing%20Guidelines%20for%20Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf

198 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

2.5　労働安全衛生

制定の経緯

労働安全関連に対応する法令は、以下のとおりである。

- **1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」**[199]

  フェルナンド・マルコス政権下の 1974 年に米国の基準をモデルとして定められた規約である。2015 年に一部廃止および追加されており、条項番号も変更されている 。

- **2018 年共和国法第 11058 号「労働安全衛生法」**[200]

  2018 年 8 月 17 日制定。本法は、これまで 41 年間改正されていなかった労働安全衛生基準を改正するために定められたもので、新たに罰則規定が盛り込まれた（以前は、労働安全衛生基準はあるものの罰則は定められていなかった）。本法が定める OSH 基準の適用対象は、全ての企業、プロジェクト、作業場、経済活動に携わるあらゆる支店・支部にわたり、DOLE の大臣が判断する従業員数、事業の性質、事業に伴うリスクに基づき適切な OSH 基準が適用される。

- **2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」**[201]

  2018 年 12 月 7 日公布。労働安全衛生法の実施規則として、雇用者および労働者の義務を定めている。また、OSH 関連の基準に違反した場合は、本実施規則に掲げる罰金の一覧表に応じ、違反した基準の条項ごとに罰金が科せられる。その他、適用対象の事業所が策定および実施しなければならない OSH プログラム、OSH 委員会の設置、安全管理者（Safety Officer）の指定およびその責任、労働安全関係担当者および施設、労働安全関連の訓練、報告、能力の認定などが含まれる。

- **1978 年労働安全衛生基準（OSHS：Occupational Safety and Health Standards）**[202]

  労働安全衛生基準（OSHS）は、フィリピン共和国労働規約の第 162 条に基づき定め

---

[199] 1974 年大統領令第 442 号【2017 年版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf
[200] 2018 年共和国法第 11058 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11058-RRD.pdf
[201] 2018 年 DOLE 省令第 198 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No_-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf
[202] 1978 年労働安全衛生基準【2020 年版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf

られたものであり、労働者の健康と安全を保障するための法的基盤である。OSHS は、公布する以前に実施されたすべての安全命令を盛り込んだ強制基準の体系であり、行政管理要件、一般安全衛生規則、技術的安全規制、および職場での労働安全衛生の危険を排除または削減するためのその他の措置を含んでいる。2018 年に上位法となる労働安全衛生法およびその実施規則が公布されたため、現在は、これらの法令の下、実施されている。

- **2014 年 DOLE 省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」**[203]

  2014 年 2 月 2 日公布。フィリピンにおいて産業用化学品を使用するすべての施設は、施行日から 1 年以内に本省令を遵守しなければならない。本省令では、常に国連 GHS 文書の最新版を参照することが規定されている。対象の産業用化学品とは、以下の何れかの条件に該当するものをいう。

  - 小規模であっても化学的処理を実施する
  - 製造または生産過程において複数の化学的処理および／または化学品を使用する
  - 化学品の保管および取扱いも含まれる
  - 化学廃棄物の収集および処分

- **2016 年 DOLE 省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」**[204]

  2016 年 4 月 21 日制定。OSHS の規則 1071.03（基準等の見直しに関する DOLE の義務）および 2000 年 DENR 行政命令第 02 号（アスベストに関する化学品管理令）などに従い、アスベストに関する安全衛生プログラムを策定および実施するためのガイドラインを示すものである

労働安全衛生法の実施規則および労働安全衛生基準などの概要は、次頁より記述する。

[203] 2014 年 DOLE 省令第 136 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO_136-14_Guidelines_for_the_Implementation_of_Globally_Harmonized_System_(GHS)_in_Chemical_Safety_Program_in_the_Workplace.pdf
[204] 2016 年 DOLE 省令第 154 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DepartmentOrderNo154.pdf

現行の法令の内容

1974年大統領令第442号「フィリピン共和国労働規約」の概要は以下のとおりである[205]。

法令名	**1974年大統領令第442号「フィリピン共和国労働規約」** **PD1974-442　The Labor Code of the Philippines**
URL	https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf
目的	労働者の全面的な保護、雇用と人的資源の充実、および社会的公正に基づいた産業平和を実現すること
所轄官庁	• 労働雇用省（DOLE） DOLEは、労働安全衛生に関する法令、政策、プログラムを所管し、施行する権限をもつ唯一の機関である。公認された都市は、各地域の基準に従い、事業所の産業安全の監督を実施することができる。（第171条）
規制対象物質	1978年労働安全衛生基準を参照
規制内容	【基本方針（第3条）】 フィリピン国家は、性別、人種または宗教に関係なく、労働者の安全・保護、雇用促進、および労働機会均等の徹底を行い、また、雇用者と被雇用者間の関係に関する規則を定めなければならない。さらに、労働者の自己組織化、団体交渉、借地借家権の安定の権利を保証し、公平且つ人道的な労働条件を保証しなければならない。 【安全衛生基準（第168条）】 労働雇用省長官は適切な命令により、 1. あらゆる職場から労働安全衛生上の危険を排除および軽減するための義務的な労働安全衛生基準を定め、実施しなければならない。 2. あらゆる雇用の場における安全で衛生的な職場環境を保障するための、新規プログラムの策定や既存プログラムの改定を行わなければならない。

[205] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020年3月5日アクセス）

2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」の概要は、以下のとおりである。

法令名	**2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058**
URL	http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No_-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf
目的	労働安全衛生法の規定を円滑に施行するための詳細規則を定めること
所轄官庁	• 労働雇用省（DOLE）
規制対象物質	1978 年労働安全衛生基準を参照
規制内容	【適用対象（第 2 条）】 経済活動に関わるあらゆる業務が実施されている全ての企業、プロジェクト、サイト、およびその他の場所を適用対象とし、公的セクターのプロジェクトに従事する外注業者、請負業者も含む。ただし、公的機関（政府機関や政府系企業、国立大学、地方自治体など）は除く（別途規則があるため）。 【雇用者の義務（第 4 条(a)項）】 業務を監督する雇用者、契約者、外注者は、以下の義務を負う。 • 労働者に対し、有害性がない雇用場所を提供する。 • 全ての労働者に対し、業務の安全性に関する完全な指示、および適切な指導を提供する。 • 自らの管理下にある化学的、物理的、生物学的物質および薬剤、ならびに身体的および心理社会的ストレスに、健康に対するリスクが伴わないことを確保する（ただし、適切な予防措置を執った場合）。 • 作業場の機器および設備について、可能な限り承認された特定の工業規格および設備のみを利用する。 • 労働安全衛生基準（OSHS）を順守する（訓練、健康診断の提供、ならびに必要な場合には人体保護具や機械保護柵などの予防･安全設備の提供を含む）。 • 労働者およびその代表者が、労働安全衛生管理システムの改善のための組織、計画、実施、監視、評価および行動の各プロセスに参加できるよう手配する。 • 必要に応じ、緊急事態、火災、事故に対処するための研修や訓練、避難計画

法令名	2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058

など（応急処置を含む）を決定する措置を講じる。
- OSHS に含まれる全ての報告要件を遵守する。
- OSHS の規定に従って DOLE に事業所を登録する。

【労働者の義務（第 4 条(b)項）】
- 労働安全衛生関連プログラムに関する能力開発活動に参加する。
- 安全保護具や設備を適切に使用する。
- 事故や危険な状況を防ぐための指示に従う。
- 緊急時にとるべき一連の対応を遵守する（国や地域の防災訓練への参加を含む）。
- 職場で発見した作業上の危険を報告する。

【罰則（第 29 条）】

労働安全衛生関連の基準に違反した雇用主（契約事業者、下請事業者を含む）には、本実施規則に掲げる罰金の一覧表（下表参照）に応じ、違反した基準の条項ごとに 2 万ペソ～5 万ペソの罰金が科せられる（重犯の場合は 50 パーセントの割り増し、また悪質性の高い場合には 10 万ペソの追加の罰金の賦課あり）。さらに、違反によって労働者が死亡し、重傷を負い、または重篤な病気になった場合、10 万ペソの罰金が課されることがある。

Registration of establishment to DOLE	₱20,000.00
Provision of job safety instruction or orientation prior to work	₱20,000.00
Provision of worker's training (first aid, mandatory workers training, mandatory OSH training for safety officers and health personnel)	₱25,000.00
Provision of safety signage and devices	₱30,000.00
Provision of medical supplies, equipment and facilities	₱30,000.00
Submission of reportorial requirements as prescribed by OSH standards	₱30,000.00
Provision of safety officer and/or OH personnel	₱40,000.00
Provision of certified personnel or professionals required by the OSH standards	₱40,000.00
Establishment of a safety and health committee	₱40,000.00
Formulation and implementation of a comprehensive safety and health program	₱40,000.00
Provision of information on hazards and risk (absence of chemical safety data sheet, no written SOP in materials handling, lifting etc., no permitting system for confined spaces/hot works, no lock-out/tag-out system etc.)	₱40,000.00
Provision of sanitary and welfare facilities	₱40,000.00
Use of approved or certified devices and equipment for the task	₱50,000.00
Provision of PPE or charging of provided PPE to workers	₱50,000.00
Compliance with DOLE issued WSO	₱50,000.00
Compliance to other OSH standards	₱40,000.00

法令名	2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058
	その他、適用対象の事業所が策定・実施しなければならない OSH プログラム、OSH 委員会の設置、安全管理者（SO：Safety Officer）の指定およびその責任、労働安全関係担当者および施設、労働安全関連の訓練、報告、能力の認定などが含まれる。

1978 年労働安全衛生基準の概要は、以下のとおりである[206]。

法令名	1978年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
URL	http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf
目的	安全かつ衛生的な労働環境を通じて、負傷、疾病または死亡の危険から労働者を守ることを目的とした、労働安全衛生に関する強制規則（規則1001）。
所轄官庁	• 労働雇用省（DOLE）
規制対象物質	【労働安全環境管理（規則1070）】 • 大気中浮遊汚染物質に対する暴露限界値（規則1072） 労働者が1日8時間、週計48時間に繰り返し暴露を受けても悪影響を受けない物質の大気中濃度を設定している。 表8：気中浮遊汚染物質 表8a：鉱物ダスト 表8d：発がん性物質 【有害物（Hazardous Materials）（規則1090）】 • 対象（規則1091） 可燃性や刺激性等の性質を持つ、または健康に影響を及ぼす固体、液体または気体の有害物質 【爆発物（規則1140）】 • 一般規定（規則1141）

[206] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 5 日アクセス）

法令名	1978年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
	爆発物、花火および他の火工品（規則1141.01）
規制内容	【危険有害物の製造・使用者の義務】 • 実行可能な場合、有害物質は無害な物質で代用するか、労働者のハザードへの暴露を減らすよう工程を改めなければならない。 • 専用の部屋または建物での取扱、密閉系での取扱、有毒ガス排出装置等の使用、汚染物質の濃度が安全限度内に収まるよう換気による調整、のいずれかまたは組合せによる工程管理を行う。 • 労働者に個人防護服および保護具を支給し、使用させなければならない。 ・すべての危険有害物質の入った容器には、有害区分を示す適切なラベルを貼り、適切な取扱手順に従わなければならない。 • 作業室の大気は、必要な間隔で、但し年1回以上定期的に検査しなければならない。 • 換気・排気設備の定期的な点検・検査。 • 有害なダストの堆積を回避し、毒物および刺激物を取扱いまたは製造もしくは使用する所は、床、壁、建物表面、作業台、机および設備を毎日、完全に清掃しなければならない。 • 危険有害物を製造、取扱いまたは使用する全ての職場において、適切な警告装置を設置しなければならない。 • 刺激物または毒物の漏出は、実行可能な最善の技術的・科学的手段を用いて、できるだけ速く除去しなければならない。 • 全ての労働者に対し、各自の作業に関する健康への影響について十分な通知をしなければならない。 【鉛または鉛化合物に関する義務】 • 鉛物質の在庫は作業室外の専用貯蔵室に保管しなければならない。 • 大気中の鉛の許容限界値（TLV）を維持または制御するため、適切に設計された排気システムを採用しなければならない。 • つなぎ服、頭部カバー、ゴーグル、グローブ、エプロン、マスクといった適切な保護具および保護衣類を使用しなければならない。 • 鉛に暴露する労働者は6カ月ごとに健康診断を受ける。なお、汚染の危険性がより高い場合は、3カ月ごとに実施する。 【爆発物に関する規定】

法令名	1978年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
	爆発物の製造・取扱・保管は、以下の場合に限り許される： －認可された場所 －他の目的で使用されない建物、ならびに －認可済み予防措置がとられている場合 完成した爆発物を48時間以上貯蔵・保管する建物は、爆発物貯蔵庫（magazine）とされ、一つの爆発物貯蔵庫の最大容量は1万3360 kg（30万ポンド）、もしくは雷管（blasting caps）2000万個とされる。 爆発物工場の建設には計画の認可が必要とされ、図面等の要求事項を建物の建築前に統合国家警察（Integrated National Police）に提出しなければならない。なお写しが労働地域局に渡される。 【殺虫剤・肥料に関する規定】 • 殺虫剤・肥料は、その使用において、ハザードへの対処と予防措置について十分な訓練を受けた者のみが取扱い使用しなければならない。 • 殺虫剤・肥料を取り扱う者には、本採用前に見習い期間を設け、定期的に健康診断を受けさせなければならない。 • シアン化カルシウム等、アルコールに強く反応する殺虫剤・肥料を扱う者は、作業前10時間ならびに作業後12時間は飲酒を控えなければならない。 • 全ての殺虫剤 • 肥料の容器は、製品情報、使用・保管・処分に関する指示、安全予防措置、応急手当および医師による情報・処置を示すラベルを貼らなければならない。 この他、具体的な取り扱い方法についても規定されている。 【立ち入り検査】 • 技術的安全立入検査（Technical Safety Inspection）－ ボイラー、圧力容器、内燃機関、電気設備、エレベーター、巻上設備およびその他の機械設備の安全性判定のための立入検査。 • 一般安全立入検査（General Safety Inspection）－ 技術上の安全立入検査の対象外の機械の位置や操作を含めた、作業環境や作業空間の妥当性、すなわち換気、照明、作業環境状態、取扱、保管または作業手順、保護設備およびその他の職場における安全および健康ハザードに対する立入検

法令名	1978年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
	査。

前回の調査[207]では、OSHS の規則 1072「大気中浮遊汚染物質に対する暴露限界値」を設定している表 8：気中浮遊汚染物質、 表 8a：鉱物ダスト および表 8d：発がん性物質について確認できなかったと報告されているが、2020 年版の OSHS では明記されているため、次頁より参考までに載せる。

[207] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書
https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 5 日アクセス）

フィリピン OSHS「表 8：気中浮遊汚染物質」

TABLE 8
THRESHOLD LIMIT VALUES FOR AIRBORNE CONTAMINANTS

Substances	ppm*	Mg/M³**
Acetaldehyde	200	360
Acetic Acid	10	25
Acetic Anhydride	5	20
Acetone	1,000	2,400
Acetonitrile	40	70
Acetylene Dichloride, see 1, 2 Dichloroethylene		
Acetylene Tetrabromide	1	14
Acrolein	0.1	0.25
Acrylamide-Skin	-	0.3
Acrylonitrile-Skin	20	45
Aldrin-Skin	-	0.25
Allyl Alcohol-Skin	2	5
Allyl Chloride	1	3
Allyl Glycidyl Ether (AGE)	10	45
Allyl Propyl Disulfide	2	18
2 Aminoethanol, see Ethanolamine		
2-Aminopyridine	0.5	2
Ammonia	50	30
Ammonium Sulfanate (Ammate)	-	15
n-Amyl Acetate	100	525
sec-Amyl Acetate	125	650
Aniline-Skin	5	19
Anisidine (o, p-isomers)-Skin	-	0.5
Antimony & Compounds (as Sb)	-	0.5
ANTU (Alpha Naphthyl Thiourea)	-	0.3
Arsenic & Compounds (as As)	-	0.5
Arsine	0.05	0.2
Azinphos-Methyl-Skin	-	0.2
Barium (Soluble Compounds)	-	0.5
[C]Benzene (Benzol)-Skin	25	80
Benzidine-Skin	-	A[1]
p-Benzoquinone, see Quinone		
Benzoyl Peroxide	-	5
Benzyl Chloride	1	5
Beryllium	-	0.002
Biphenyl, see Diphenyl		
Boron Oxide	-	15
[C]Boron Trifluoride	1	3
Bromine	0.1	0.7
Bromoform-Skin	0.5	5
Butadiene (1, 3-Butadiene)	1,000	2,200
Butanethiol, see Butyl Mercaptan		
2-Butanone	200	590
2-Butoxy-Ethanol (Butyl Cellosolve)-Skin	50	240
n-Butyl Acetate	150	710
sec-Butyl Acetate	200	950
tert-Butyl Acetate	200	950

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.
**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.
Ceiling Value.
[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Butyl Alcohol	100	300
sec-Butyl Alcohol	150	450
tert-Butyl Alcohol	100	300
[C]Butylamine-Skin	5	15
[C]tert, Butyl Chromate (as Cr03)-Skin	-	0.1
n-Butyl Glycidyl Ether (BGE)	50	270
Butyl Mercaptan	10	35
p-tert, Butyltoluene	10	60
Cadmium (Metal Dust and Soluble Salts)	-	0.2
[C]Cadmium Oxide Fume as Cd	-	0.1
Calcium Arsenate	-	1
Calcium Oxide	-	5
Camphor (Synthetic)	2	12
Carbaryl (Sevin)(R)	-	5
Carbon Black	-	3.5
Carbon Dioxide	5,000	9,000
Carbon Disulfide-Skin	20	60
Carbon Monoxide	50	55
Carbon Tetrachloride-Skin	10	65
Chlordane-Skin	-	0.5
Chlorinated Camphene-Skin	-	0.5
Chlorinated Diphenyl Oxide	-	0.5
Chlorine	1	3
Chlorine Dioxide	0.1	0.3
[C]Chlorine Trifluoride	1	0.4
[C]Chloroacetaldehyde	1	3
a-Chloroacetophenone (Phenacyl-Chloride)	0.05	0.3
Chloron Benzene (Monochlorobenzene)	75	350
o-Chlorobenzylidene Malononitrite (OCBM)	0.5	0.4
Chlorobromomethane	200	1,050
2-Chloro-1, 3 Butadiene, see Chloroprene		
Chlorodiphenyl (42% Chlorine)-Skin	-	1
Chlorodiphenyl (54% Chlorine)-Skin	-	0.5
1, Chloro, 2, 3 Epoxypropane, see Epichlorhydrin		
2, Chloroethanol, see Ethylene Chlorohydrin		
Chloroethylene, see Vinyl Chloride		
[C]Chloroform (trichloromethane)	50	240
1-Chloro-1-Nitropropane	20	100
Chloropicrin	0.1	0.7
Chloroprene (2-Chloro-1, 3-Butadiene)-Skin	25	90
Chromic Acid and Chromates (as Cr03)	-	0.1
Chromium, Soluble Chromic, Chromus Salts, as Cr	-	0.5
Metallic & Insoluble Salts	-	1
Coal Tar Pitch Volatiles (Benzene Soluble Fraction)(Anthrocene, BaP, Phenanthrene, Acridine, Schrysene, Pyrene)	-	0.2
Cobalt, Metal Fume & Dust	-	0.1
Copper Fume	-	0.1
Dusts and Mists	-	1.0
Cotton Dust (Raw)	-	1
Crag (R) Herbicide	-	15

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25ºC and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Cresol (All isomers)-Skin	5	22
Crotonaldehyde	2	6
Cumene-Skin	50	245
Cyanide (as CN)-Skin	-	5
Cyclohexane	300	1,050
Cyclohexanol	50	200
Cyclohexanone	50	200
Cyclohexone	300	1,015
Cyclopentadiene	75	200
2, 4-D	-	10
DDT-Skin	-	1
DDVP-Skin (Dichlovos)	-	1
Decarborane-Skin	0.05	0.3
Demeton (R-Skin)	-	0.1
Diacetone Alcohol (4-Hydroxy-4 Methyll-2-Pentanone)	50	240
1, 2 Diaminoethane, Ethylenediamine		
Diazomethane	0.2	0.4
Diborane	0.1	0.1
[C]1, 2-Dibromo-Ethane-Skin	25	190
Dibutyl Phosphate	1	5
Dibutylphthalate	-	5
[C]0-Dichlorobenzene	50	300
p-Dichlorobenzene	75	450
Dichlorodifluoromethane	1,000	4,950
1, 3-Dichloro-5, 5-Dimethyl Hydantoin	-	0.2
1, 1-Dichloroethane	100	400
1, 2-Dichloroethane	50	200
1, 2-Dichloroethylene	200	790
[C]Dichloroethyl Ether-Skin	15	90
Dichloromethane, see Methylenechloride		
Dichloromonofluoroethane	1,000	4,200
[C]1, 1-Dichloro-1-nitroethane	10	60
1, 2-Dichloropropane, see Propylenedichloride		
Dichlorotetrafluoroethane	1,000	7,000
Dieldrin-Skin	-	0.25
Diethylamine	25	75
Diethylamino Ethanol-Skin	10	50
Diethylether, see Ethyl Ether		
Diisopropylamine-Skin	5	20
Difluorodibromomethane	100	860
[C]Diglycidyl Ether (DGE)	0.5	2.8
Dihydroxybenzene, see Hydroquinone		
Diisobutyl Ketone	50	290
Dimethoxymethane, see Methylai		
Dimethyl Acetamide-Skin	10	35
Dimethylamine	10	18
Dimethylaminobenzene, see Xylidene		
Dimethyl 1, 2-Dibromo-2, 2-Dichloroethyl Phospate (Dibrom) (R)	-	3
2, 6-Dimethyl-4-Heptanone, see Diisobutyl Ketone		
1, 1-Dimethylhydrazine-Skin	0.5	1

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25ºC and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Dimethylphthalate	-	5
Dimethylsulfate-Skin	1	5
Dinitrobenzene (All Isomers)-Skin	-	1
Dinitro-o-Cresol-Skin	-	0.2
Dinitrotoluene-Skin	-	1.5
Dioxane (Diethylene Dioxide)-Skin	100	360
Diphenyl	0.2	1
Dipropylene Glycol Methyl Ether-Skin	100	600
Di-Sec, Octyl Phtalate (Di-2-Ethylhexyphthalate)	-	5
Endrin-Skin	-	0.1
Epichlorhydrin-Skin	5	19
EPN-Skin	-	0.5
1, 2-Epoxypropane, see Propyleneoxide		
2, 3-Epoxy-1 Propanol, see Glycidol		
Ethanethiol, see Ethylmercaptan		
Ethanolamine	3	6
2 Ethoxyethanol-Skin	200	740
2 Ethoxyethylacetate (Cellosolve Acetate)-Skin	100	540
Ethyl Acetate	400	1,400
Ethyl Acrylate-Skin	25	100
Ethyl Alcohol (Ethanol)	1,000	1,900
Ethylamine	10	18
Ethyl Sec-Amyl Ketone (5-Methyl-3-Heptanone)	25	130
[C]Ethyl Benzene	100	435
Ethyl Bromide	200	890
Ethyl Butyl Ketone (3-Heptanone)	50	230
Ethyl Chloride	1,000	2,600
Ethyl Ether	400	1,200
Ethyl Formate	100	300
[C]Ethyl Mercaptan	10	25
Ethyl Silicate	100	850
Ethylene Chlorohydrin-Skin	5	16
Ethylenediamine	10	25
Ethylene Dibromide, see 1, 2-Dibromo-Ethane		
Ethylene Dichloride, see 1, 2-Dichloro-Ethane		
[C]Ethylene Glycol Dinitrate-Skin	0.2	1.2
[C]Ethylene Glycol Dinitrate &/or Nitroglycerin-Skin	0.02	0.1
Ethylene Glycol Monomethyl Ether Acetate, see Methyl Cellosolve Acetate		
Ethylene Imine-Skin	0.5	1
Ethylene Oxide	50	90
Ethylidine Chloride, see 1, 1-Dichloroethane		
N-Ethylmorpheline-Skin	20	94
Ferbam	-	15
Ferrovanadium Dust	-	1
Fluoride (as F)	-	2.5
Fluoride	0.1	0.2
Fluorotrichloromethane	1,000	5,600
[C]Formaldehyde	5	6
Formic Acid	5	9
Freon 11, see Fluorotrichloromethane		

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Freon 13 B1, see Trifluoromonobromomethane		
Freon 21, see Dichloromonofluoromethane		
Freon 112, see 1, 1, 2, 2-Tetrachloro-1, 2-Difluoroethane		
Freon 113, see 1, 1, 2-Trichloro, 1, 2, 2-Trifluoroethane		
Freon 114, see Dichlorotetrafluoroethane		
Furtural-Skin	5	20
Furiaryl Alcohol	50	200
Gasoline	-	A³
Glycidol (2, 3-Epoxy-1-Propenol)	50	150
Glycol Monoethyl Ether, see 2-Ethoxy-Ethanol		
Guthion, see Azinphoemethyl		
Hafnium	-	0.5
Heptaclor-Skin	-	0.5
Heptane (n-Heptane)	500	2,000
Hexachloroethane-Skin	1	10
Hexachloronaphthalone-Skin	-	0.2
Hexane (n-Hexane)	500	1,800
2-Hexanone	100	410
Hexone (Sethyl Isobutyl Ketone)	100	410
sec-Hexyl Acetate	50	300
Hydrazine-Skin	1	1.3
Hydrogen Bromide	3	10
[C]Hydrogen Chloride	5	7
Hydrogen Cyanide-Skin	10	11
Hydrogen Fluoride	3	2
Hydrogen Peroxide, 90%	1	1.4
Hydrogen Selenide	0.05	0.2
Hydrogen Sulfide	10	15
Hydroquinone		2
[C]Iodine	0.1	1
Iron Oxide Fume	-	10
Isoamyl Acetate	100	525
Isoamyl Alcohol	100	360
Isobutyl Acetate	150	700
Isobutyl Alcohol	100	300
Isophorone	25	140
Isoprophyl Acetate	250	950
Isoprophyl Alcohol	400	980
Isoprophylamine	5	12
Isoprophylether	500	2,100
Isoprophyl Glycidyl Ether (IGE)	50	240
Ketene	0.5	0.9
Lead, Inorganic Compounds, Fumes & Dusts	-	0.15
Lead Arsenate	-	0.15
Lindane-Skin	-	0.5
Lithium Hydride	0.25	1
L.P.G. (Liquefied Petroleum Gas)	1,000	1,800
Magnesium Oxide Fume	-	15
Melathion-Skin	-	15
Maleic Anhydride	0.25	1
[C]Manganese	-	5

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25ºC and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Mercury (Alkyl Compounds)-Skin	-	0.01
Mercury (all forms except Alkyl)	-	0.05
Mesityl Oxide	25	100
Methanethiol, see Methyl Mercaptan		
Methoxychlor	-	15
2-Methoxyethanol, see Methyl Cellosolve		
Methyl Acetate	200	610
Methyl Acetylene (Propyne)	1,000	1,650
Methyl Acetylene-Propadiene Mixture (MAPP)	1,000	1,800
Methyl Acrylate-Skin	10	35
Methylal (Dimethoxymethane)	1,000	3,100
Methyl Alcohol (Methanol)	200	260
Methyl Amyl Alcohol, see Methyl Isobutyl Carbinol		
[C]Methyl Bromide-Skin	20	80
Methyl Butyl Ketone, see 2-Hexanone		
Methyl Cellosolve-Skin	25	80
Methyl Cellosolve Acetate-Skin	25	120
[C]Methyl Chloride	100	210
Methyl Chloroform	350	1,900
Methylamine	10	12
Methylcyclohexane	500	2,000
Methylcyclohexanol	100	470
o-Methylcyclohexanone-Skin	100	460
Methyl Ethyl Ketone (MEK), see 2-Butanone		
Methyl Formate	100	250
Methyl Iodine-Skin	5	28
Methyl Isobutyl Carbinol-Skin	25	100
Methyl Isobutyl Ketone, see Hexone		
Methyl Isocyanate-Skin	0.02	0.05
Methyl (n-Amyl) Ketone (2-Heptanone)	100	465
[C]Methyl Mercaptan	10	20
Methyl Methacrylate	100	410
Methyl Propyl Ketone, see 2-Pentanone		
[C]Methyl Styrene	100	480
[C]Methylene Bisphenyl Isocyanate (MDI) (Diphenylmethane Diisocyanate)	0.02	0.2
Methylene Chloride (Dichloromethane)	500	1,740
Molybdenum (Soluble Compounds)	-	5
(Insoluble Compounds)	-	15
Monomethyl Aniline-Skin	2	9
[O]Monomethyl Hydrazine-Skin	0.2	0.35
Morpholine-Skin	20	70
Naphtha (Cool Tar)	100	400
Naphtha (Petroleum Distillates)	500	2,000
Naphthalene	10	50
B-Naphthylamine	-	A[2]
Nickel Carbonyl	0.001	0.007
Nickel, Metal and Soluble Compunds as NI	-	1
Nicotine-Skin	-	0.5
Nitric Acid	2	5
Nitric Oxide	25	30

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
p-Nitroaniline-Skin	1	6
Nitrobenzene-Skin	1	5
p-Nitrochloro-Benzene-Skin	-	1
Nitroethane	100	310
[C]Nitrogen Dioxide	5	9
Nitrogen Trifluoride	10	29
[C]Nitroglycerin EGDN-Skin	0.2	2
Nitromethane	100	250
1-Nitropropane	25	90
2-Nitropropane	25	90
N-Nitrosodimethyl-Amine (Di-Methyl-Nitrosoamine)-Skin	-	1
Nitrotoluene-Skin	5	30
Nitrotrichloromethane, see Chloropicrin		
Octachloronaphthalene-Skin	-	0.1
Octane	500	2,350
Oil Mist (Mineral)	-	5
Osmium Tetroxide	-	0.002
Oxalic Acid	-	1
Oxygen Difluoride	0.05	0.1
Ozone	0.1	0.2
Parathion-Skin	-	0.1
Parquat-Skin	-	0.5
Pentaborane	0.005	0.01
Pentachloronaphthalene-Skin	-	0.5
Penthachlorophenol-Skin	-	0.5
Pentane	1,000	2,950
2-Pentanone	200	700
Perchloroethylene	100	670
Perchloromethyl Mercaptan	0.1	0.8
Perchloryl Fluoride	3	10.5
Phenol-Skin	5	10
p-Phenylene Diamine-Skin	-	0.1
Phenyl Ether (Vapor)	1	7
Phenyl Ether-Biphenyl Mixture (Vapor)	1	7
Phenylethylene, see Styrene		
Phenyl Glycidyl Ether (PGE)	10	62
Phenylhydrazine	5	22
Phenothiazine-Skin		5
Phosdrin (Mavinphos)-Skin		0.1
Phosgene (Carbonyl Chloride)	0.1	0.1
Phospine	0.3	0.4
Phosporic Acid	-	1
Phosporus (Yellow)	-	0.1
Phosporus Pentachloride	-	1
Phosporus Pentasulfide	-	1
Phosporus Trichloride	0.5	3
Phthalic Anhydride	2	12
Picric Acid-Skin	-	0.1
Pival (2-Pivalyl-1, 3-Indandione)	-	0.1
Platinum (Soluble Salts) as Pt	-	0.002
Polytetrafluoroethylene Decomposition Products	-	A[2]

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25ºC and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Propane	1,000	1,800
b-Propiolactone		
Propargyl Alcohol-Skin	1	A[1]
n-Propyl Acetate	200	840
Propyl Alcohol	200	500
n-Propyl Nitrate	25	110
Propylene Dichloride (1, 2-Dichloropropane)	75	350
Propylene Imine-Skin	2	5
Propylene Oxide	100	240
Propyne, see Methyl Acetylene		
Pyridine	-	5
Quinone	5	15
RDX-Skin	-	0.4
Rhodium, Metal Fume & Dusts, as RH	-	0.1
Ronnel	-	10
Rotenone (Commercial)	-	5
Selenium Cpds (as Se)	-	0.2
Selenium Hexafluoride	0.05	0.4
Silver, Metal & Soluble Cpds	-	0.01
Sodium Fluoroacetate (1080)-Skin	-	0.05
Sodium Hydroxide	-	2
Stibine	0.1	0.50
Stoddard Solvent	200	1,150
Strychnine	-	0.50
Styrene (Phenylethylene)	100	420
Sulfur Dioxide	5	13
Sulfur Hexafluoride	1,000	6,000
Sulfuric Acid	-	1
Sulfuric Monochloride	-	6
Sulfur Pentafluoride	0.025	0.25
Sulfuryl Fluoride	5	20
Systox, see Demeton		
2, 4, 5T	-	10
Tantalum	-	5
TEDP-Skin	-	0.2
Teffon (R) Decomposition Products	-	A[2]
Tellurium	-	0.1
Tellurium Hexafluoride	0.02	0.2
TEPP-Skin	-	0.05
[C]Terphenyls	-	0.2
1, 1, 1, 2-Tetrachloro-2, 2-Difluoroethane	500	4,170
1, 1, 2, 2-Tetrachloro-1, 2-Difluoroethane	500	4,170
1, 1, 2, 2-Tetrachloroethane-Skin	5	35
Tetrachloroethylene, see Perchloroethylene		
Tetrachloromethane, see Carbon Tetrachloride		
Tetrachloronaphthalene-Skin	-	2
Tetraethyl Lead (as Ph)-Skin	-	0.075
Tetrahydrofuran	200	590
Tetramethyl Lead (TML) (as Lead)-Skin	-	0.07
Tetramethyl Succinonitrile-Skin	0.5	3

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25ºC and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

[1]Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M³**
Tetranitromethane	1	8
Tetryl (2, 4, 6-Trinitrophenylmethylnitramine)-Skin	-	1.5
Thallium (Soluble Compounds)-Skin as T	-	0.1
Thiram	-	5
Tin (Inorganic Compounds, except Oxide)	-	2
Tin (Organic Compounds)	-	0.1
Titanium Dioxide	-	15
Toluene (Toluol)	100	375
[C]Toluene-2, 4-Diisocyanate	0.02	0.14
o-Toluidine-Skin	5	22
Toxaphene, see Chlorinated Camphene		
Tributyl Phosphate	-	5
1, 1, 2-Trichloroethane-Skin	10	45
1, 1, 1-Trichloroethane, see Methyl Chloroform		
Trichloroethylene	100	535
Trichloromethane, see Chloroform		
Trichloronaphthalene-Skin	-	5
1, 2, 3-Trichloropropane	50	300
1, 1, 2-Trichloro 1, 2, 2-Trifluoroethane	1,000	7,600
Triethylamine	25	100
Trifluoromonobromomethane	1,000	6,100
2, 4, 6-Trinitrophenol, see Picric Acid		
2, 4, 6-Trinitrophenylmethylnitramine, see Tetryl		
Trinitrotoluene-Skin	-	1.5
Triortho-Cresyl Phospate	-	0.1
Tungsten & Compounds, as W	-	3
Soluble		
Insoluble	-	1
Triphenyl Phospate	-	3
Turpentine	100	560
Uranium (Soluble Compounds)	-	0.05
(Insoluble Compounds)	-	0.25
[C]Vanadium (V_2O_5Dust)	-	0.5
Vinyl Benzene, see Styrene		
[C]Vinyl Chloride	50	-
Vinyl Cyanide		
Vinyl Cyanide, see Acrylonitrile		
Vinyl Toluene	100	480
Warfarin	-	0.1
Xylene (Xylol)	100	435
Xylidine-Skin	5	25
Yttrium	-	1
Zinc Chloride Fume	-	1
Zinc Oxide Fume	-	5
Zirconium Compounds (as Zr)	-	5

*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

**Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

[C]Ceiling Value.

フィリピン OSHS「表 8a：鉱物ダスト」

TABLE 8a
MINERAL DUSTS

Substance	Mppcf*	Mg/M³
Silica:		
Crystalline:		
Quartz (respirable)	$\frac{250^{a}}{\%SiO_2+5}$	$\frac{10\ mg/m^3}{\%SiO_2+2}$
Quartz (total dust)		$\frac{30\ mg/m^3}{\%SiO_2+3}$
Cristobalite	Use 1/2 the value calculated from the count or mass formulate for quartz	
Tridymite	Use 1/2 the value calculated from the formulate for quartz	
Amorphous, including natural distomaceous earth	20	80 mg/M $\%SiO_2$
Silicates (less than 1% crystalline silica):		
Mica	20	
Soapstone	20	
Talc (non-asbestos form)	20[b]	
Portland Cement	50	
Graphite (natural)	15	
Inert or Nuisance particulates		
Respirable fraction	15	
Total dust	50	

Note: Conversion factors-
mmpcf x 35.5 - million particles per cubic meter
\- particles per c.c.

*Millions of particles per cubic foot of air, based on impinger samples counted by light-field techniques.
[a]The percentage of crstalline silica in the formula is the amount determined from airborne samples, except in those instances in which other methods have been shown to be applicable.
[c]Containing 1% quartz; if 1% quartz, use quartz limit.

フィリピン OSHS「表 8d：発がん性物質」

TABLE 8d
HUMAN CARCINOGENS

Human Carcinogens-recognized to have carcinogenic potentials

[c]Arsenic Trioxide	0.05 micro m/m3
[c]Asbestos, all forms	2 fiber/cc, 5 micro m in length
[c]Chromite ore (processing chromite) as Cr	0.05 mg/m³
[c]Nickel sulfied (fume and dusts) as Ni	1.0 mg/m³
[c]Particulate Policycylic Aromatic Hydrocarbons, as benzene solubles	0.2 mg/m³

運用状況

DOLE 下部組織の労働安全衛生センター（OSHC）の統計データを検索したが、2008 年前後に公表された報告書は閲覧できるものの、最新の統計データに関する報告書は、OSHC からは公表されていなかった[208]。しかし、OSHC では、労働安全衛生法およびその実施規則で配置が義務付けられている「安全管理者（SO：Safety Officer）」のトレーニングや労働安全衛生プログラムの提供などを定常的に行っており、本法の執行機関として職務を遂行している。現在、OSHC が提供している労働安全衛生のトレーニングの実施スケジュールは以下のとおりである[209]。

実施日	タイトル
2020 年 3 月 9 日～13 日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020 年 3 月 16 日～20 日	産業衛生基礎講座（40 時間）
2020 年 3 月 30 日 ～2020 年 4 月 3 日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020 年 4 月 20 日～24 日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020 年 6 月 3 日～4 日	労働関連疾病トレーニング
2020 年 6 月 23 日～24 日	職場の新たな衛生問題の管理トレーニング
2020 年 7 月 21 日～22 日	職場の新たな衛生問題の管理トレーニング
2020 年 8 月 13 日～14 日	労働関連疾病トレーニング

2019 年 9 月 30 日付の OSHC プレスリリース[210]によると、2019 年 9 月に OSHC らが実施した安全管理者（レベル 1 向け）への 10 時間の労働安全衛生基礎トレーニングでは、994 の企業から計 1512 名の労働者が受講したという。受講した労働者は、安全管理者（SO1）として認定され、自社に適した労働安全衛生プログラムの実施の職務を担うことができる。労働安全衛生法の下では、安全管理者は 4 つのレベル（SO1～SO4）に分類され、職場のリスクに応じたレベルの安全管理者の配置が義務付けられている（下表参照）。

従業員数	低リスク	中リスク	高リスク
1～9	SO1：1 名	SO1：1 名	SO2：1 名
10～50	SO1：1 名	SO2：1 名	SO3：1 名

208 労働安全衛生センター（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.oshc.dole.gov.ph/resource/statistics#
209 労働安全衛生センター（2020 年 3 月 5 日アクセス）「トレーニングプログラム一覧」
https://www.tms.oshc.dole.gov.ph/
210 労働安全衛生センター（2019）”DOLE-OSHC and OSHNets train more than 1,500 safety officers”
http://www.oshc.dole.gov.ph/content/announcement/627-news-release-dole-oshc-and-oshnets-train-more-than-1-500-safety-officers （2020 年 3 月 5 日アクセス）

従業員数	低リスク	中リスク	高リスク
51～99	SO2：1名		SO2：1名および SO3：1名
100～199		SO2：1名および SO3：1名	
200～250	SO2：2名または SO3：1名	SO2：1名および SO3：1名	SO3：2名
251～500	SO2：2名および SO3：1名	SO3：2名	SO2：1名および SO3：2名
501～750	SO2：2名および SO3：1名	SO3：2名	SO2：1名および SO3：2名
751～1000	SO3：2名		
追加250名毎	―	―	SO3：追加1名または SO4：追加1名
追加500名毎	SO3：追加1名	SO3：追加1名または SO4：追加1名	―

※2018年DOLE省令第198号「労働安全衛生法の実施規則」の第14条には、各安全管理者の必須要件が規定されている。

各レベルの安全管理者の人数に関するデータは確認できなかったが、本調査で実施したフィリピン化学工業協会（SPIK）へのヒアリング結果では、現状企業数に対して十分な数の安全管理者がいるという。

今後の予定

2017年1月30日付のDOLEのプレスリリースにて、OSHSの改正に向けた作業に着手したことを発表したが、現在もOSHCでは、全般的な改正作業が行われている[211]。すでにドラフトはできあがっており、今後は、パブリックコンサルテーションとして、政府、民間、組織などを集めて協議を行う予定である。中央だけでなく、フィリピン全土で幅広く実施する予定であり、その後、DOLEの大臣の署名を以って公布されるため、1年以内の公布を見通しているが断言はできないという。また、OSHS における化学物質暴露基準の対象物質として新たに発がん性物質などが追加される予定であり、既存の制限値もより厳しく改正

211　本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

されるという。例えば、水銀は 0.05 mg/m^3 から 0.025 mg/m^3 に改正する提案がなされている。なお、化学物質暴露基準の改正においては、米国と日本の基準を参考にしているという。

2.6　消防

日本の消防法に該当する法令は、以下のとおりである。

- **2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」**[212]
- **フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】**[213]

制定の経緯

2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」に基づき、内務・地方自治省（DILG：Department of Interior and Local Government）の下部組織として「消防局（BFP：Bureau of Fire Protection）」が創設され、現在消防行政を所管している。以前は国家警察軍（National Police Force）所属の消防行政所管組織であったが、フィリピン国家警察（PNP：Philippine National Police）の創設に伴い国家警察軍から分離独立し、DILG に再編されていた。その後、フィリピン共和国消防規約を施行するための実施規則が策定され、2019 年 9 月 16 日には、改訂版の実施規則が公布された。

現行の法令の内容

フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】の概要は、以下のとおりである。

法令名	**フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】 Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”**
URL	http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf
目的	総合的な消防規則を定め、公共の安全を保障し、火災の抑制を通して経済を発展させ、消防サービスの専門性を向上させること。
所轄官庁	• 消防局（BFP）（内務・地方自治省傘下）

212 2008 年共和国法第 9514 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/2008/12/19/republic-act-no-9514/
213 フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf

法令名	フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】 Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”
規制対象物質	危険物への防火安全（セクション10.3）の規定は以下の物質および化学品に適用する。 A. 火災または爆発を引き起こすための反応をする可能性がある高い可燃性を有するもの B. それらの存在が火災または爆発の危険性を引き起こす可能性があるもの C. それらの有毒性、可燃性または反応性が消火活動を危険なものにするもの D. 化学的に不安定な可燃性を有するもの、および自然発生的に爆発性化合物を形成するもの E. 自発的な爆発の反応を引き起こす、または火災の危険性になる熱を十分に発生させる可能性のある可燃性を有するもの
規制内容	【危険物の分類】（セクション10.3.3.1） 以下の有害性区分に1つ以上該当するものは、「危険物（Hazardous materials）」とみなされる。 A. 腐食性固体、液体または気体 B. 可燃性固体、液体または気体 C. 可燃性、不活性および酸化低温液体 D. 可燃性および不活性気体 E. 有機過酸化物 F. 酸化固体または液体 G. 酸化気体 H. 自然発火性固体、液体または気体 I. 有毒性または非常に毒性の高い固体、液体または気体 J. 反応性固体、液体または気体 K. 水反応性固体または液体 L. 放射性物質 M. 爆発物 ※セクション10.3.3.2では、非常に危険有害な内容物（High-Hazard Contents）がレベル1～4に分類されている。 【消防許可】 地方政府やその他の政府組織からの適切な許可やライセンスの発行の前提条件として、危険物の搬入や輸送には、BFPが発行する「消防許可（Fire Saf

法令名	フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】 Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”
	ety Clearance)」の取得が必須となる。 【管理エリア】（セクション10.3.4.1） 危険物は、1ヵ所以上の管理エリア（control area）で保管および使用されなければならない。 ⇒1つの建物における管理エリアの最大数：付表Aの表23を参照 ⇒1つの建物に管理エリアが1つの場合：特定の建設規定は要求されない ⇒2つ以上の管理エリアがある場合：防火壁で分離すること ⇒建物外に管理エリアがある場合：セクション10.3.4.5を参照 【危険物の数量】（セクション10.3.4.2） 各管理エリアにおける危険物の数量は、付表Aに規定の最大許容量（MAQ：Maximum Allowable Quantity）を超えてはならない（諸条件規定あり）。 【一般要求事項】（10.3.5）（※一部抜粋） • 危険物および化学品の製造、保管、取扱いおよび使用は、防護施設または防護装置によって保護されていなければならない。 • 防火安全検査の際は、安全性データシート（SDS）が常に利用可能である状態でなければならない。 • 危険化学品の保管、取扱いおよび使用は、適用可能なPNPまたは国際的に承認された規格を遵守しなければならない。 • 小売りのために保管される場合、保管所は整理整頓されていること。 • 危険物の保管棚は、規定の厚みのある素材を使用し、赤字の「HAZARDOUS - KEEP FIRE AWAY」ラベルを表示すること。 • 本規則の定義に該当する危険化学品には、GHS準拠のラベルなどを貼付しなければならない。 • 危険物は、自動消火システムおよび危険性に適したその他の防火システムによって保護されていなければならない。 【特定要求事項】 （10.3.6） 以下の危険物および化学品の保管、使用および取扱いのための防火安全要件は、適用されるフィリピン国家規格（PNS：Philippine National Standards）または国際的に承認された規格を遵守しなければならない。

法令名	フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】 Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”
	また、「全米防火協会（NFPA） 400 危険物コード」および以下のNFPAコードまたは規格を防火安全要件の基本として使用すること。 • NFPA 30, Flammable and Combustible Liquids Code • NFPA 45, Standard on Fire Protection for Laboratories Using Chemicals • NFPA 51A, Standard for Acetylene Cylinder Charging Plants • NFPA 55, Compressed Gases and Cryogenic Fluids Code • NFPA 58, Liquefied Petroleum Gas Code • NFPA 59A, Standard for the Production, Storage, and Handling of Liquefied Natural Gas (LNG) • NFPA 99, Standard for Health Care Facilities • NFPA 395, Standard for the Storage of Flammable and Combustible Liquids at Farms and Isolated Sites • NFPA 430, Code for the Storage of Liquid and Solid Oxidizers • NFPA 432, Code for the Storage of Organic Peroxide Formulations • NFPA 490, Code for the Storage of Ammonium Nitrate • NFPA 495, Explosive Materials Code • NFPA 801, Standard for Fire Protection for Facilities Handling Radioactive Materials 危険物および化学品の輸送のための防火安全要件は適用可能なPNS、米国の危険物輸送規則（Title 49 (Transportation)）またはその他の国際的に承認された規格を遵守しなければならない。 • 特定の物質に適用される要件は、セクション10.3.7を参照し、このセクションでカバーされない危険物および化学品の保管、取扱い、輸送および保護規定に関しては、セクション10.3.8に規定されている。 • 危険な工程（Hazardous Operations）への防火安全規定は、セクション10.4を参照。

運用状況

消防局（BFP）のウェブサイトを確認したが、2019 年に改訂された本実施規則の運用状況に関する報告書は掲載されていなかった（2020 年 2 月末現在）。

今後の予定

消防局（BFP）のウェブサイトを確認したが、2020 年以降の年次計画をまとめた報告書などは確認できなかった。また、消防規約およびその実施規則の改正の動きも確認できなかった。

2.7　家庭用品

制定の経緯

日本の家庭用品規制法に該当する法令は、以下のとおりである。

- **大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」[214]および下位法令（2019 年行政命令第 0019 号[215]、他）**

大統領令第881号は、食品、薬品、化粧品以外の製品に含まれる「有害物質（Hazardous substance）」の危険性から公衆の健康と安全を守るために制定された法令であり、保健省に有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を付与している。日本の毒劇法で定められている営業者の登録制度、容器等への表示等の規制に対応する法令でもある。

- **2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品局法」[216]**

本法により食品医薬品局（FDA）が再編され、FDA は「ライセンス・登録課（Licensing and Registration Division）」を通して、健康製品（health products）の製造、輸入、輸出、流通、販売、販売の申し出、移動、促進、宣伝、スポンサーシップ、また必要に応じて使用および試験を規制する職責を担う。

- **共和国法第 7394 号「消費者法」[217]**

消費者の利益の保護および福祉の向上、ならびにビジネスおよび産業の実行基準を設けるために制定された法律である。第 III 章「有害物質」では、食品、医薬品、化粧品および装置以外の、公衆の健康および安全に対して危険な物質から消費者を保護する目的のもと、規定が定められている。また、大統領令第 881 号に規定の虚偽表示／

[214]大統領令第 881 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf
[215] 2019 年行政命令第 0019 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/605174/Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf
[216] 2009 年共和国法第 9711 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/
[217] 共和国法第 7394 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/1992/04/13/republic-act-no-7394-s-1992/

禁止有害物質の定義および要件は、本法にも同様に盛り込まれている。

- **共和国法第 10620 号「玩具およびゲーム機の安全性表示法」[218]およびその実施規則[219]**

大統領が 2013 年 9 月 3 日に署名。有害な玩具が市場に流通するのを防ぐことによって子どもを起こりうる健康上の危険性から確実に守ることを目的として制定された法律である。2019 年 1 月には、本法の実施規則が公布されラベル表示要件などが規定された。

有害物質の製造者や販売者、輸出入者の登録や HUHS の登録・届出規定においては、2013 年から調査実施現在（2020 年 2 月末現在）に至るまで改正、廃止、復活と変更が相次いでおり、2020 年 2 月末現在、2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案の審議が行われている（詳細は、「今後の予定」で記述）。これまでの一連の流れは、前回の調査報告書を参照されたい[220]。

<u>現行の法令の内容</u>

【HUHS 規制】

フィリピン保健省（DOH）は 2019 年 6 月 25 日、HUHS に関する操業許可取得義務を復活させる 2019 年行政命令第 0019 号「HUHS を取り扱う輸入者、輸出者、製造者、委託製造者、卸売事業者、流通者、小売者、または再梱包事業者としてのライセンス要件、および前述の製品の事前登録／申告の要件の復活」を制定し、即日施行された。これは、2015 年 9 月 8 日に制定された 2015 年行政命令第 0038 号[221]を廃止することにより、一部の HUHS を対象に緩和していた規制要件を再び強化するものである。2015 年行政命令第 0038 号は、日用品を主とする以下の HUHS を対象として、これらを取り扱う企業が FDA から操業許可を取得する義務、および事前の登録／申告を行う義務を免除していた。

- 教育用セットおよびその他の化学品セット

[218] 共和国法第 10620 号
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013).pdf
[219] 共和国法第 10620 号の実施規則（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/01jan/20190120-IRR-RA-10620-RRD.pdf
[220] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照
https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 6 日アクセス）
[221] 2015 年行政命令第 0038 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/273896/ao2015-0038%20HUHS.pdf

- 文房具／アートペーパー（色･香り付き）
- 研磨剤／ワックス（金属研磨剤、木材研磨剤、靴磨き剤）
- 漂白剤
- クリーナー
- 消毒剤スプレー
- 洗剤（固形、液体、粉末）
- 食器洗浄（液体およびペースト）
- のり／ペースト
- 繊維用品（染料、柔軟剤、仕上げ剤）
- 接着剤
- ルームフレッシュナー／エアフレッシュナー、脱臭剤
- 塗料、ラッカー、ニス
- 溶剤塗料、シンナー、ミネラルスピリット

2019 年行政命令第 0019 号では、FDA に対して、要件を順守するための手引きとなる実施規則を制定するよう規定している。この規定に応えるべく、FDA は 2020 年 2 月に 2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案を発表している（詳細は、次項「今後の予定」を参照）。

2015 年行政命令第 0038 号で一旦廃止した事業者のライセンス要件や製品の登録／申告要件を復活させた理由として、本調査で実施した FDA へのヒアリング結果より、以下の情報を入手した。

- 規制緩和後、フィリピン大学の法律センター[222]から規制要件の廃止は、上位法に違反すると指摘された。
- 毒性被害報告のトップ 10 製品のうち 6 つが HUHS 規制の対象製品であった。

上記の理由により、要件の復活および実施ガイドラインの策定を規定したという。

【ビスフェノール A（BPA）含有規制】

2019 年 8 月 9 日、「乳幼児ケア製品としての哺乳瓶および蓋付きカップへのビスフェノール A（BPA）の使用禁止に関する 2019 年 FDA 回覧第 004 号」[223]が制定された。本回覧

[222] フィリピン大学ロースクール（UP College of Law）の意味と解釈した。
[223] 2019 年 FDA 回覧第 004 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）

は、BPA を含有する「哺乳瓶」および「蓋付きカップ」を規制するもので、それらの製造、輸入、販売は禁止され、さらに猶予期間後の市場回収を義務付けている。

2019 年 FDA 回覧第 004 号の主な規制内容は、以下のとおりである。

- BPA を含む乳児用哺乳瓶と蓋付きカップの製造、輸入および販売は認められない。
- BPA を含む全ての乳幼児用哺乳瓶と蓋付きカップを市場から回収するため、関係するすべての事業者に対し 6 ヵ月の段階的廃止期間を与える。
- 段階的廃止期間の後に、BPA を含む乳幼児用哺乳瓶と蓋付きカップを市場から回収し、その後市場で手に入らないようにするために、製品のリコールを行うことは、製造者、仲介事業者、輸入者、販売者、または卸売事業者の責任である。
- 禁止された製品の製造者、輸入者、販売者は、棚卸しを実施した上で、与えられた段階的廃止期間の 1 ヵ月後に、FDA に報告書を提出しなければならない。
- 禁止された製品の製造者、輸入者、販売者は、環境天然資源省-環境管理局（DENR-EMB）の規則に従い、さらに FDA の承認を得ることを条件として、処分計画を策定しなければならない。

<u>運用状況</u>

【HUHS 規制】

2015 年行政命令第 0038 号により事業者のライセンス要件や製品の登録／申告要件が廃止されたため、2019 年行政命令第 0019 号でこれらの要件が復活するまでの期間における、事業者登録および製品の登録／申告の件数などは確認できない[224]。ただし、申告済みの HUHS は FDA のウェブサイト[225]より確認することができ、2020 年 2 月末現在、170 件[226]の申告済み HUHS が掲載されている。公開されている情報は、登録番号、製品名、製造者、貿易事業者、輸入者、流通者、有効期限のみである。

FDA は 2019 年勧告第 517 号[227]おいて、以下の未登録の殺虫剤の購入および使用に対して警告を出している。

---

https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/FDA-Circular-No.2019-004.pdf

[224] FDA のウェブサイトでは、家庭用有害物質の製造者リストのページは存在するが、掲載件数は 1 件で、発行年が 1987 年であり、正確に管理されていないことが確認された。

[225] 食品医薬品局（2020 年 3 月 6 日アクセス）「申告済み HUHS 一覧」
https://ww2.fda.gov.ph/index.php/consumers-corner/household-urban-hazardous-notification

[226] 本件数が申告済み HUHS 全製品であるかの検証は、本調査では行っていないため不明である。

[227] 2019 年勧告第 517 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/646690/FDA%20Advisory%20No.2019-517.pdf

1. PIF PAF LIQUID MOSQUITO KILLER
2. BEN KILL RAT BAIT
3. BYE BYETM MOSQUITO STICKER
4. YUANMENG READ A DREAM FLY REPELLENT INCENSE
5. COBRA FLY ERADICATION

上記の製品は、当局より認可を取得しておらず、製品登録の証明書も付与されていなかった。共和国法第 9711 号に基づき、適切な認可を取得していない健康製品の製造や輸出入、販売など禁止されている。また、FDA の評価プロセスが行われていない上記製品の品質および安全性を保証できないとし、これらの使用は消費者の健康にリスクを与える可能性があると指摘した。このように、違法に上市されている製品の監視が行われており、消費者への警告も適宜行われている。

【共和国法第 10620 号】

共和国法第 10620 号の第 12 条の規定に基づき、貿易産業省（DTI）は 6 ヵ月毎に、本法の規定に違反した製造者、輸入者、流通者および小売事業者のリストを公表しなければならない。また、保健省（DOH）も 6 ヵ月毎に、本規則で販売、販売の申し出および流通が禁止されている偽装表示または禁止有害物質のリストを公表しなければならない（実施規則第 IV 条 1.9 項にも同様の規定あり）。

しかし、本調査では上記のリストを確認できなかった。本法に基づくものではないが、FDA は勧告（Advisories）として、規制要件を遵守していない製品に関する情報を公開している。

今後の予定

【HUHS 規制　実施ガイドライン案】

2020 年 2 月末現在、フィリピンでは 2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案（2020 年 2 月発表）が審議されており、本ドラフトの概要は、以下のとおりである。

<table>
<tr><th>法令名</th><th>2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案
Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019</th></tr>
<tr><td>URL</td><td>https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649397/Announcement%20re.%20Public%20Consultation%20on%20Draft%20IRR%20of%20AO%202019-0019%20HUHS.pdf</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>「家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）」を規制するための実施細則を定めること</td></tr>
<tr><td>所轄官庁</td><td>• 保健省（DOH）</td></tr>
<tr><td>規制対象物質</td><td>HUHS 製品については、発がん性、変異原性および生殖毒性（CMR）成分が含有されてはならない。</td></tr>
<tr><td>規制内容</td><td>【家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）】
<table>
<tr><th>分類</th><th>品目</th></tr>
<tr><td>カテゴリーI
新規製品</td><td>ニコチン供給電子たばこ（ENDS：Electronic Nicotine Delivery Systems）
ニコチン非供給電子たばこ（ENND：Electronic Non-Nicotine Delivery Systems）</td></tr>
<tr><td>カテゴリーII
庭用・家庭用製品</td><td>家庭用／都市用殺虫剤</td></tr>
<tr><td>カテゴリーIII
家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤</td><td>消臭スプレー、ディフューザー、アロマ
漂白剤
食器用洗剤／石鹸
衣類用コンディショナー／柔軟剤
家庭用洗剤
家庭用消臭剤／臭い除去剤
家庭用消毒剤（非医療用、非農業用）
洗濯用洗剤／石鹸
プール用化学品
銀宝飾用洗剤（非シアン化物含有）</td></tr>
<tr><td>カテゴリーIV
日曜大工品、ホビーアイテム</td><td>接着剤、糊、シーリング材
自動車用メンテナンス品
着色剤（クレヨン、水彩絵の具）
繊維染料、タトゥー染料
家庭用塗料、ニス、シンナー
塗料除去剤
錆除去剤／脱脂剤</td></tr>
<tr><td>カテゴリーV</td><td>FDA 所管の玩具、子供用製品</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

法令名	2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案 Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019
	玩具および子供用品（TCCA）

【家庭用としての登録】
HUHS製品が二重用途のものである場合（例：家庭用と工業用の両方で使用される）、当該HUHS製品は家庭用としてFDAに登録されることとなる。

【ラベル表示】
HUHS事業者は、本ドラフトの付属書Fで規定されるラベル表示および包装要件を順守しなければならない。HUHSの危険有害性分類に際しては国連GHSにもとづき決定される。

【HUHS事業者の義務】
HUHS事業者は、HUHS製品の製造、輸入、流通、販売などの活動を行うにあたって、事前に操業ライセンス（LTO）を取得しなければならず、また、LTO取得の前または後には、FDAの現場規制運用局（FROO：Field regulatory Operations Office）の検査を受けなければならない。そのほか、HUHS製品の安全性に関する技術的な知見または適切な訓練を受けた有資格者による監視も必要となる。

本ドラフトでは、国連 GHS 準拠のラベル貼付要件が規定されており、施行より 1 年後に適用を開始するとあるが、猶予期間を 3 年に変更する予定である。また、2017 年に公開されたドラフトでは、「トナー」や「バッテリー」も対象であったが、今回のドラフトでは削除されている（ただし、今後対象として盛り込む予定であるという）。さらに、今回のドラフトには以前の規制要件である登録制度（registration）が盛り込まれていないが、この要件も今後、別の法令で追加する予定であるという。[228]

上記のドラフトは 2020 年 2 月 28 日まで意見募集を実施し、同年 3 月 2 日には本ドラフトに関するパブリックコンサルテーションが開催された。スケジュールについては、以下の FDA 通知文書に記載されている。
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649397/Announcement%20re.%20Public%20Consultation%20on%20Draft%20IRR%20of%20AO%202019-0019%20HUHS.pdf

[228] 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

【消費者製品への GHS 適用に関する行政命令案】

FDA は 2012 年 12 月 4 日に、消費者製品への GHS 適用に関する実施規則を定める行政命令案を発表しており、一度パブリックコンサルテーションは実施されたが、その後正式公布には至っておらず、現在もドラフトの状態であるという。今後は、HUHS 規制の整備を優先的に行う方針であるというが、目処が立った段階で、本ドラフトの 2 回目のパブリックコンサルテージョンを実施する予定であるという。その後は、意見募集を行い、法規内容の精査を担当する省庁に提出し、Director General の承認を経て公布となる運びである。[229]

消費者製品への GHS 適用に関する実施規則を定める行政命令案の概要は、以下のとおりである。

法令名	**2012 年行政命令案「家庭用有害化学品および消費者製品に対する分類および表示要件への GHS の実施に関する手続きおよび規制」 Administraive Order No.___S. 2012 "Procedural Rules and Regulations Implementing the GHS for Classification and Labeling of Household Hazardous Chemicals and Consumer Producs Regulated by DOH"**
目的	保健省が管轄する家庭用有害化学品および消費者製品への GHS 実施に関する手続きおよび規制を定めるため
所轄官庁	• 保健省（DOH）
規制対象物質	FDA の管轄する全ての家庭用有害化学品および消費者製品を対象とする。 • 発効から 2 年以内：優先化学品リスト（PCL）に掲載または化学品管理令（CCO）に含まれる 48 物質が適用対象となる。 • 上記適用の 2 年後：大量の毒性化学品（High Volume Toxic Chemicals）に適用開始 • さらに 1 年後：国際航空輸送機関（IATA）が定める危険物リストおよび国際海上危険物規則（IMDG）のリストの中のそれぞれの有害化学物質に適用開始 • 発効から 7 年後：混合物に適用開始
規制内容	【一般要件】 • 国連GHS文書第4版の適用（ただし、国連GHS文書の改訂を考慮すること） • 国連GHS文書第4版に基づく安全性データシート（SDS）およびラベル

229 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

法令名	2012 年行政命令案「家庭用有害化学品および消費者製品に対する分類および表示要件への GHS の実施に関する手続きおよび規制」 Administraive Order No.___S. 2012 “Procedural Rules and Regulations Implementing the GHS for Classification and Labeling of Household Hazardous Chemicals and Consumer Producs Regulated by DOH”
	の作成および提出（許可書やライセンス、クリアランスの申請のために提出する場合は、国連GHSのフォームに従ったSDSおよびラベルを提出すること） 等 【罰則】 本行政命令の規定に違反した場合、大統領令第881号、1977年行政命令第311号、共和国法第7394号、消費者法、共和国法第9711号および関連実施規則などに基づく行政処分の責任を負わなければならない。

2.8 建築

フィリピンでは、1977 年大統領令第 1096 号[230]において、「フィリピン国家建築基準（NBCP : National Building Code of the Philippines）」を定めており、その実施規則（2005 年改訂版）[231]とともに運用されている（所管は、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways)）。しかし、日本の建築基準法に相当する建材の化学物質含有量を規制する条項は定められていない。一方で、NBCP の推奨基準として、2016 年 5 月に「グリーンビルディング基準（PGBC : The Philippine Green Building Code）」[232]が制定され、材料の持続可能性（セクション 12.）についても言及されている。本セクションでは、資源効率、材料選択および環境への影響を最小限に抑える使用に関する事項を定めており、非有毒材料については次のとおりである。

グリーンビルディング基準の表紙

[230] 1977 年大統領令第 1096 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/1977/02/19/presidential-decree-no-1096-s-1977/
[231] 1977 年大統領令第 1096 号の実施規則（2020 年 3 月 3 日アクセス）
http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/PD1096
[232] グリーンビルディング基準（2020 年 3 月 3 日アクセス）
http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/pgbc

12.1　非有毒材料（Non-Toxic Materials）

a.　一般

非有毒材料とは、シックハウス症候群（SBS : Sick Building Syndrome）の原因および結果的に建物関連疾病（BRI : Building Related Illness）を引き起こす可能性のある有害または有毒化学物質を含まない建築材料をいう。

b.　適用

本項目は、表 1 に記載のすべての建物に適用される。

c.　要件

i. 室内または換気のない場所に使用される塗料、コーティング材、接着剤およびシーリング材には、揮発性有機化合物（VOCs）が含まれていないようにするべき、または表 14（下表参照）に規定の人体への許容数値以内のものを使用するべきである。
ii. 木質複合材（composite wood）には尿素ホルムアルデヒドが含まれていてはならない。
iii. 建築作業員および建物の所有者の健康と安全のために、建築に使用されるその他の化学物質含有材料は、有害であってはならない。
iv. 仕様は、サプライヤーから提供される SDS および材料の規定遵守を証明する証明書を用いて、表 14 に規定の VOC 許容値を遵守すること。

d.　例外

本項目に関しては、例外規定はない。

フィリピン・グリーンビルディング基準「表 14　VOC 制限値」

Application / Product Type	Maximum VOC Limit (g/L less water)
Flat paint	50
Non-flat paint	150
Anti-rust paint	250
Lacquer (clear wood finish)	550
Sanding Sealer (clear wood finish)	350
Varnish (clear wood finish)	350
Floor coating	100
Shellac (clear)	730
Shellac (pigmented)	550
Stain	250
Faux Finish Coating	350
Architectural sealant	250
Non-membrane roof sealant	300
Single ply roof membrane	450
Waterproofing sealer	250
Waterproofing sealer (concrete / masonry)	400
All other sealers	200
Indoor adhesive	50
Wood flooring adhesive	100
Subfloor adhesive	50
Ceramic tile adhesive	65
Contact adhesive	80
Drywall panel adhesive	50
Multipurpose construction adhesive	70
Structural glazing adhesive	100
Special purpose contact adhesive	250
PVC welding	510
Concrete curing compound	350
Wood preservative	350

VOC levels are measured in grams of VOC per liter of material
Source: USGBC LEED Addenda # 100000419, 14 April 2010

PGBC では、建材中のアスベストの使用に関する推奨規定は定められていない。また、2000 年に制定されたアスベストに関する化学品管理令（2000 年 DENR 行政命令第 02 号）では、アスベストの使用を制限しているが、耐火布、屋根材用フェルト、アスベストセメント屋根材、アスベストセメントフラットシート、摩擦材、ガスケットなどを含む一部の用途は認めている。2014 年 11 月 26 日には上院に、アスベスト含有製品の製造、輸入、加工または流通を禁止する法案（Ban Asbestos Act：Senate Bill No.2471）[233]が提出された。しかし、2020 年 2 月現在、本法案の審議は委員会で保留されている[234]。

その他、フィリピン国家規格（PNS）では、合板のホルムアルデヒド放出に関する基準を定めた PNS 2013：2017「Plywood – Formaldehyde emissions – Specification）」などの規格も発行されている。

[233] アスベスト禁止法案（2020 年 3 月 3 日アクセス）
http://www.senate.gov.ph/lisdata/2013917253!.pdf
[234] http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=16&q=SBN-2471

2.9　食品衛生

食品添加物について規制する「食品衛生法」に対応するフィリピンの法令は、以下のとおりである。

- **共和国法第 3720 号「食品・医薬品・化粧品法」**[235]
- **2014 年行政命令第 0030 号「国内で流通する包装済み食用品の表示に関する規則（改訂版）」**[236]（⇒1984 年行政命令第 088-B 号　廃止）
- **1984 年行政命令第 088-A 号「食品添加物に関するガイドライン」**[237]
- **1984 年行政命令第 103-A 号「非栄養性甘味料に関する規定」**
- **1985 年行政命令第 112 号「着色料の輸入に関する規則」**
- **2006 年 FDA 回覧第 016 号「食品添加物リスト（改訂版）」**[238]
- **共和国法第 10611 号「2013 年食品安全法」**[239]
- **2015 年省間共同行政命令第 0007 号「2013 年食品安全法の実施規則」**[240]

[235] 共和国法第 3720 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29032/RA%203720.pdf
[236] 2014 年行政命令第 0030 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/194724/AO2014-0030%20-%20Revised%20Rules%20and%20Regulation%20Governing%20of%20Prepackaged%20Food%20Product
[237] 1984 年行政命令第 088-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/183669/ao%2088a%20s.%201984.pdf
[238] 2006 年 FDA 回覧第 0016 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/19772/BC%202006-016.pdf
[239] 共和国法第 10611 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/
[240] 2015 年省間共同行政命令第 0007 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/

制定の経緯[241]

1987 年に制定されたフィリピン国憲法第 15 節第 II 条の下では、国民の健康上の権利を保護し、促進し、国民の健康意識を高めることが国家の方針と示されている。この方針の下、1963 年に共和国法第 3720 号「食品・医薬品・化粧品法」が施行された。共和国法第 3720 号は、国民の健康を保護するため、食品、医薬品、化粧品の品質を保証し、その生産、販売、取引を規制することを目的としている。また、共和国法第 3720 号の規定を一部改正する 2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品局法」により、前述の目的を施行する機関として「食品医薬品局（FDA）」が再編された。現在 FDA は、「ライセンス・登録課（Licensing and Registration Division）」を通して、健康製品（health products）の製造、輸入、輸出、流通、販売、販売の申し出、移動、促進、宣伝、スポンサーシップ、また必要に応じて使用および試験を規制する職責を担う。

共和国法第 3720 号では、食品添加物の定義は定めるにとどまり、その使用の基準などについては下位法令で示している。

食品添加物に関するガイドラインを定める 1984 年行政命令第 088-A 号には、使用することができる食品添加物のポジティブリストが添付されているが、2006 年 FDA 回覧第 016 号「食品添加物リスト（改訂版）」によってリストが改訂されている。2016 年 10 月 26 日には、以下の法令を廃止し、新たな規制ガイドラインを定める法案（Revised Regulatory Guidelines Concerning Food Additives, and Processing Aids）が発表され、パブリックコンサルテーションにかけられた。

- 1984 年行政命令第 088-A 号「食品添加物に関するガイドライン」
- 1984 年行政命令第 103-A 号「非栄養性甘味料に関する規定」
- 1985 年行政命令第 112 号「着色料の輸入に関する規則」
- 2006 年 FDA 回覧第 016 号「食品添加物リスト（改訂版）」
- 1970 年行政命令第 112 号「シクラミン酸およびその塩の使用禁止」[242]

また、本法案はこれまで規定されていなかった食品添加物リストの改定期間が 5 年間と明記されている。

---

[241] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 3 日アクセス）

[242] 1970 年行政命令第 112 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20(Use%20of%20Cyclamid%20Acid)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives).pdf

現行法令の概要は、次の項で記述する。

現行の法令の内容[243]

(1) 食品添加物に関するガイドライン
（1984 年行政命令第 088-A 号および 2006 年 FDA 回覧第 016 号）

食品添加物、加工助剤、香料などの定義を規定し、食品添加物として使用可能な物質のポジティブリストを示している（最大使用可能量の規定あり）。本リストに記載されていない物質を添加物として使用する場合は、保健省大臣の許可を取得しなければならない。本リストに記載されておらず、かつ保健省大臣の承認を得ていない添加物を含む食品は違法とみなされ、国内での流通は認められない。

本リストに含まれる全ての食品添加物は、その特性と純度において、米国の連邦規則集、米国の Food Chemicals Codex、JECFA 規格の最新版のいずれかに適合しなくてはならないと定められている。機能ごとにグループ分け（グループ I：食品添加物、グループ II：食品加工助剤、グループ III：香料）された食品添加物のリストが掲載されているが、本リストは後に 2006 年 FDA 回覧第 016 号により改正されている。

2006 年 FDA 回覧第 016 号は、食品添加物として使用可能な物質のポジティブリストの改正に加えて、新たにガイドラインを示した上で、承認された食品添加物とその使用可能量のリストを添付するものである（第 II 章 「用語の定義」、第 III 章「一般的ガイドライン」）。この改正により、1984 年行政命令第 088-A 号には含まれていなかった「適正製造基準（GMP：Good Manufacturing Practice）」の概念が導入され、また香料の最大使用可能量が規定された。

(2) 包装済み食用品の表示に関する規則（2014 年行政命令第 0030 号）

包装済み食用品に関して総合的に規定する 2014 年行政命令第 0030 号は、1984 年行政命令第 088-B 号に置き換わる規則である。本規則では、国内で製造された、および、国内に輸入されるすべての包装済み食品（食品サプリメント含む）のラベル表示要件を定めるものである。ラベル上での表示義務項目には、製品名、ブランド名、成分リスト、正味容量お

[243] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 3 日アクセス）

よび固形量、製造者や輸入者の名前および住所、ロット識別コード、保存方法、賞味期限または消費期限、食品アレルギー情報、使用方法、栄養情報などある。香料や食品添加物について、添加物のクラス、物質によっては個別に表示要件を規定している。

(3) 非栄養性甘味料に関する規則（1984 年行政命令第 103-A 号）

共和国法第 3720 号に基づき消費者を保護するため、非栄養（Non-Nutritive）目的の甘味料に関する規定を定めている。加工食品への砂糖の代用品としての非栄養性甘味料の利用は、承認された特別な目的に限られ、非栄養性甘味料を使用した加工食品を製造または販売する者は FDA にその製品を登録しなければならない。また、サッカリン使用製品に表示すべき文言も規定されている。

(4) 着色料の輸入規則（1985 年行政命令第 112 号）

共和国法第 3720 号に基づき着色料の安全性および品質を確保するため、合成着色料の輸入に関する規制を規定している。輸入可能な合成着色料は、認められたリストに掲載されているものに限定される。 輸入にあたっては、事前に FDA の許可を取得しなければならない。

(5) 2013 年食品安全法およびその実施規則（共和国法第 10611 号および 2015 年省間共同行政命令第 0007 号）

食品安全法は、高水準の食品安全性を確保するとともに公正な取引を促進し、フィリピンの食料品の世界的競争力を高めるための規制体系を整備することを目的として制定された法律である（第 2 条)。食の安全を確保するための危機管理計画や省庁の連携、技能研修や消費者の啓蒙などについて規定する本法は、第 27 条において、食品トレーサビリティを確立するよう求めている。具体的には、以下が挙げられる。

第 27 条(a)：

食品の安全性要件への適合を確保することが求められるときは、食品の製造、ポストハーベスト管理、加工、流通に関する段階でのトレーサビリティを確立しなければならない。トレーサビリティに関する決まりは、飼料、食品添加物、包装材料、食品に一体化することが見込まれるその他の物質などの投入物も含めなければならない。トレーサビリティを

確保するため、食品事業者は、以下のことが求められる。

(a) 以下を供給した人物または会社を特定できること
  (1) 食品
  (2) 食品が由来する動物
  (3) 農薬・薬品としての化学物質
  (4) 生産、ポストハーベスト管理、および加工における投入物（食品添加物、食品原材料、包装材料、または食品に一体化することが見込まれるその他の物質など）

(b) 必要に応じて上記の情報を規制当局が利用できるシステムと手順を確立し、実施すること

(c) 自らの製品を供給した他の事業を特定するためのシステムと手順を確立すること。この情報は、必要に応じて規制当局に提供されるものとする。

<u>運用状況</u>

FDA の 2019 年度年次報告書[244]には、食品ライセンスまたは許可の発行数や違反が認められた企業／製品の割合などの情報は記載されていなかった（最新情報は、2016 年度年次報告書に記載）。しかし、FDA は自身のウェブサイト上に勧告（Advisory）として、違法な食品（未登録など）の購入および消費に対する警告を出している。例えば、2020 年 2 月末現在で最新の「2020 年 FDA 勧告第 175 号」[245]（2020 年 2 月 17 日発行）によると、以下の製品は、FDA への製品登録を行っておらず、製品登録証明書を取得していないという。

1. AMAZING! KANGEN WATER
2. FLOR'S PASALUBONG TREAT ATO KINI BARQUIRON DE CASHEW
3. FLOR'S PASALUBONG TREAT ATO KINI BARQUILLOS WINDOW FAMILY SLIM
4. TOTS POPRICE
5. VIRGIE'S HOMEMADE PRODUCTS MANGO TARTLETS

また、一度未登録などの警告を含む勧告を出された食品などが、正式に登録され、製品登

[244] FDA2019 年度年次報告書（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/130791/2019%20Physical%20Plan-BED%20No.%202.pdf
[245] 2020 年 FDA 勧告第 175 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-175.pdf

録証明書を取得した場合、FDA は同様に勧告を発行している。例えば、2020 年 FDA 勧告第 113-A 号[246]（2020 年 2 月 19 日発行）では、2020 年 FDA 勧告第 113 号にて未登録であった Titay's Lilo-an Rosquillos & Delicacies, Inc. の TITAY'S FOOD PRODUCTS Rosquillos が規定に基づき登録され、製品上に承認されたラベルが表示されていることが示されている。

このように、FDA は人の健康と安全を守るために市場監視を徹底しており、食品に関わる規制が遵守されているかどうかを確認している。また、FDA は法令遵守状況を逐一、国民へ周知していることがうかがえる。

今後の予定

FDA は 2016 年 10 月 26 日、食品添加物および加工助剤に関する新たな規制ガイドラインを定める行政命令案（Revised Regulatory Guidelines Concerning Food Additives, and Processing Aids）を発表し、パブリックコンサルテーションを実施した。また、2017 年 8 月 7 日には本行政命令案を WTO-TBT 通報[247]し、意見募集を行っていた。しかし、本調査では、本行政命令案が正式に公布されたという情報を確認することはできなかった。本行政命令案に関する今後の情報に注視する必要がある。

[246] 2020 年 FDA 勧告第 113-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-113-A.pdf
[247] 2017 年 8 月 7 日付 WTO-TBT 通報（2020 年 3 月 3 日アクセス）
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE_S_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=(%40Symbol%3d+G%2fTBT%2f*+or+JOB%2fTBT%2f*+or+RD%2fTBT%2f*+or+WTO%2fAIR%2fTBT*)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE_S_S002&Language=E&

2.10　排出規制（大気、水質、土壌）

【大気】

大気に関する排出規制に対応する基本的な法令は、以下のとおりである。

- 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」[248]
- 2000 年 DENR 行政命令第 81 号「大気浄化法の実施規則」[249]

制定の経緯

1999 年共和国法第 8749 号で定められた「大気浄化法」は、フィリピンの大気質管理政策およびプログラムを統括する基本的な法律である。環境天然資源省（DENR）の大臣は、気候、天候、気象学、地政学等、大気中の汚染物質の混合と拡散に影響する要素に基づいて大気分水界を分割している。大気浄化法は、以下の汚染源を網羅している。

- 移動発生源（自動車など）
- 特定排出源または固定発生源（産業施設など）
- 地域発生源（木材または石炭燃焼など）

固定発生源の排出基準に関しては、「特定排出源大気汚染物質国家排出基準（NESSAP：National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants）」および「国家環境大気質基準（NAAQS：National Ambient Air Quality Standards）」を遵守するとともに、操業開始前に認可を取得しなければならない。NESSAP などの排出基準値は、1993 年 DENR 行政命令第 14 号「大気汚染管理に関連する大気質基準および規則」[250]を参照し策定されたものである。固定排出源に対する排出基準値が定められた対象物質は、日本の「大気汚染防止法」におけるばい煙、有害大気汚染物質、特定物質等に対応する。

大気浄化法を執行するためのガイドラインとして、DENR は 2000 年 11 月 7 日、行政命令第 81 号「大気浄化法の実施規則」を制定し、大気浄化法で示された大気汚染物質に関する具体的な排出基準値を定めている。

大気浄化法およびその実施規則の概要は、次項に記述する。

---

[248] 1999 年共和国法第 8749 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf
[249] 2000 年 DENR 行政命令第 81 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf
[250] 1993 年 DENR 行政命令第 14 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/04/DAO-1993-14A.pdf

現行の法令の内容

1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」の概要は以下のとおりである[251]。

法　令名	**1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」** **Republic Act (RA) 8749　Philippine Clean Air Act of 1999**
URL	https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf
目的	環境の保護と開発の均衡をとりながら、固定排出源および移動排出源からの汚染物質の排出基準を定め大気汚染を防止すること
所　轄官庁	• 環境天然資源省（DENR） その他省庁の役割[252]： • 運輸省（DOTC：Department of Transportation and Communication） DENR および排出事業者と協力し、排出許可システムや車両登録更新システムに基づき排出者からの排出料の収集を行う。また、車両の排出基準を定める。 ・ 科学技術省（DOST：Department of Science and Technology） DENR や民間セクター、学術研究者、NGO や市民団体とともに大気汚染防止のための国家研究開発プログラムを設立する。 ・ 貿易産業省（DTI：Department of Trade and Industry）、DOST 地方局 DENR とともに車両からの排出による大気汚染防止および管理のための行動計画を策定する。 ・ エネルギー省（DOE：Department of Energy） DTI の製品基準局、DOST の諮問を受け、燃費および排出削減に資する燃料組成の改善のため、DENR と共同で輸送業界や学術研究者、消費者とともに、燃料および燃料関連の製品の種別を特定する。
規　制対　象	【固定発生源からの汚染（第 19 条）】 固定発生源から排出される汚染物質の制限値が規定されており、その対象物

[251] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 引用 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 4 日アクセス）
[252] 環境管理局（2020 年 3 月 4 日アクセス）「大気浄化法の特徴」 https://air.emb.gov.ph/the-philippine-clean-air-act/

法　令名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749　Philippine Clean Air Act of 1999
物質	質（アンチモン、ヒ素、カドミウム、一酸化炭素、銅、硫化水素、鉛、水銀、ニッケル、亜鉛など)。 【自動車からの汚染（第 21 条)】 　自動車から排出される汚染物質の制限値が定められており、その対象物質（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質)。 【その他の移動発生源による汚染（第 25 条)】 　車両登録の要件として、DOTC の定める排出基準（第 21 条）に適合していなければならない。排出基準には EURO2 また、排出基準に適合しているかどうかは、試験センターで試験し、確認する（第 46 条)。 【燃料および添加物（第 26 条)】 　鉛を添加したガソリンを輸入販売してはならない（第 29 条)。 その他の汚染物質に関する条項： 【オゾン層破壊物質（第 30 条)】 【温室効果ガス（第 31 条)】 【残留性有機汚染物質（POPs）（第 32 条)】 【放射性物質の排出（第 33 条)】 　上記に関する具体的な基準値等は、大気浄化法の実施規則に規定されている。
規　制内容	（排出基準値に関する規定のみ抜粋） 【環境大気質ガイドライン値および基準（第 12 条)】 (a)　基準汚染物質に関する国家環境大気質ガイドライン（National Ambient Air Quality Guideline for Criteria Pollutants）

法　令　名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749　Philippine Clean Air Act of 1999

Pollutants	Short Term[a] µg/NCM	ppm	Averaging Time	Long Term[b] µg/NCM	ppm	Averaging Time
Suspended Particulate Matter[c] - TSP	230[d]		24 hours	90	--	1 year[c]
- PM-10	150[f]		24 hours	60	--	1 year[e]
Sulfur Dioxide[c]	180	0.07	24 hours	80	0.03	1 year
Nitrogen Dioxide	150	0.08	24 hours	--	--	--
Photochemical Oxidants	140	0.07	1 hour	--	--	--
As Ozone	60	0.03	8 hours	--	--	--
Carbon Monoxide	35 mg/NCM	30	1 hour	--	--	--
	10 mg/NCM	9	8 hours	--	--	--

(b)　特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準

Pollutants[1]	Concentration[2] µg/NCM	ppm	Averaging time (min.)	Methods of Analysis/ Measurement[3]
1. Ammonia	200	0.28	30	Nesslerization/Indo Phenol
2. Carbon Disulfide	30	0.01	30	Tischer Method
3. Chlorine and Chlorine compounds expressed as Cl_2	100	0.03	5	Methyl Orange
4. Formaldehyde	50	0.04	30	Chromotropic acid Method or MBTH Colorimetric Method
5. Hydrogen Chloride	200	0.13	30	Volhard Titration with Iodine Solution
6. Hydrogen Sulfide	100	0.07	30	Methylene Blue
7. Lead	20		30	AAS[c]
8. Nitrogen Dioxide	375 260	0.20 0.14	30 60	Greiss-Saltzman
9. Phenol	100	0.03	30	4-Aminoantiphyrine
10. Sulfur Dioxide	470 340	0.18 0.13	30 60	Colorimetric-Pararosaniline
11. Suspended Particulate	300	--	60	Gravimetric
Matter - TSP	200	--	60	- do -
- PM10				

法　令　名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749　Philippine Clean Air Act of 1999

【固定発生源からの汚染（第 19 条）】

- 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準（一部抜粋）

汚染物質名	適用対象	最大許容値（mg/NCM）
アンチモン（化合物含む）	全固定発生源	10(Sb として)
ヒ素（化合物含む）	全固定発生源	10(As として)
カドミウム（化合物含む）	全固定発生源	10(Cd として)
一酸化炭素	全産業固定発生源	500(CO として)
銅（化合物含む）	全産業固定発生源	100(Cu として)
鉛	全貿易、産業、工程	10(Pb として)
水銀	全固定発生源	10(Hg 元素として)
ニッケル（ニッケル・カルボニルを除く化合物含む）	全固定発生源	20(Ni として)
五酸化リン	全固定発生源	200(200P2O5)
亜鉛（化合物含む）	全固定発生源	100(Zn として)

- 固定排出源に関する硫黄酸化物（SOx）排出上限基準

(1) 既存固定発生源

硫酸の製造および硫酸化プロセス	2.0gm/NCM (SO_3 として)
燃料燃焼設備	1.5gm/NCM (SO_2 として)
その他の固定発生源	1.0gm/NCM (SO_3 として)

(2) 新規固定発生源

硫酸の製造および硫酸化プロセス	1.5gm/NCM (SO_3 として)
燃料燃焼設備	0.7gm/NCM (SO_2 として)
その他の固定発生源	0.2gm/NCM (SO_3 として)

※2 年毎または必要だと判断した場合に、固定排出源からの汚染物質排出基準の見直しを行う。

等

法　令名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749　Philippine Clean Air Act of 1999
	なお、自動車からの汚染物質の排出基準やその他の移動発生源に関する規定も定められている。

2000 年 DENR 行政命令第 81 号「大気浄化法の実施規則」の概要は以下のとおりである[253]。

法令名	2000 年 DENR 行政命令第 81 号「大気浄化法の実施規則」 DAO2000-81　Implementing Rules and Regulations for RA8749
URL	http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf
目的	大気浄化法の執行に関するガイドラインを提供するための規則を定めるため
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	本規則では以下の基準値が定められている物質が規制対象となる。 • 表 1：国家環境大気質ガイドライン値 • 表 2：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準 • 表 3：特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準 等
規制内容	（排出基準値に関する規定のみ抜粋） パート II：国家環境大気質ガイドライン 【規則 VII：国家大気質】 • 国家環境大気質ガイドライン値（セクション 1.） 公衆の健康と安全および公共の福祉を守るために、国家環境大気質基準ガイドライン値を定める。 ➡**表 1：国家環境大気質ガイドライン値** パート VII：固定発生源由来の汚染 【規則 XXV：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準】 • 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準（セクション 1.） 大気汚染物質を排出する貿易、産業、工程、燃料燃焼設備または産業施設

[253] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 引用 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf　（2020 年 3 月 4 日アクセス）

法令名	2000 年 DENR 行政命令第 81 号「大気浄化法の実施規則」 DAO2000-81　Implementing Rules and Regulations for RA8749
	に対して、排出時の濃度が規定の最大許容値を超えてはならない。 ➡表 2：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準 【規則 XXVI：特定排出源の環境大気質基準】 • 国家環境大気質基準（セクション 1.） 産業施設または産業工程において、基準値を超えた濃度の大気汚染物質を含む排気ガスを排出してはならない。 ➡表 3：特定排出源（産業施設および産業工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準

大気浄化法の実施規則で定められている排出基準値の表 1～表 3 に関して、以下に示す[254]。

表 1：国家環境大気質ガイドライン値（National Ambient Air Quality Guideline Values）

汚染物質	短期間 (a)			長期間 (b)		
	μg/Ncm	ppm	平均暴露時間	μg/Ncm	ppm	平均暴露時間
浮遊粒子状物質 (c) TSP PM-10	 230 (d) 150 (f)	 － －	 24 時間 24 時間	 90 60	 － －	 1 年間 (e) 1 年間 (e)
二酸化硫黄(c)	180	0.07	24 時間	80	0.03	1 年間
二酸化窒素	150	0.08	24 時間	－	－	－
光化学オキシダント オゾンとしての光化学オキシダント	140 60	0.07 0.03	1 時間 8 時間	－ －	－ －	－ －
一酸化炭素	35mg/Ncm 10mg/Ncm	30 9	1 時間 8 時間	－ －	－ －	－ －
鉛(g)	1.5	－	3 ヵ月 (g)	1.0	－	1 年間

[254] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 4 日アクセス）

(a) 最大許容値の 98 パーセンタイル値を年 2 回以上超えてはならない。
(b) 算術平均
(c) 二酸化硫黄および浮遊粒子状物質は、手作業の場合 6 日に 1 度サンプリングを行う。サンプリングの日数は最低でも四半期に 12 日、もしくは毎年 48 日必要である。将来的に自動計測器を調達し利用可能になった場合は、毎日サンプリングを実施する可能性がある。
(d) 質量中央径が 25～50 ミクロン未満の TSP に対する上限値である。
(e) 年間幾何平均
(f) 質量中央径が 10 ミクロン未満の浮遊粒子状物質について十分なデータを収集し、適切なガイドラインを策定するまでの暫定的な上限値である。
(g) 本ガイドラインの評価は、連続 3 ヵ月以上にわたる 24 時間の平均時間で実施される。計測されたいずれの 3 ヵ月間についても、平均値が基準値を超えてはならない。

上記の国家環境大気質ガイドライン値は、2013 年 3 月 7 日制定の 2013 年 DENR 行政命令第 13 号[255]により、従来までは直径 10 μm 以下の浮遊粒子状物質（SPM）について定めていたが、大気中の粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準が新たに盛り込まれた。

汚染物質	短期間		長期間		実施期間
	μg/Ncm	平均暴露時間	μg/Ncm	平均暴露時間	
PM2.5	75	24 時間	35	1 年間	施行日から 2015 年末まで
	50	24 時間	25	1 年間	2016 年以降

大気中の PM2.5 の基準値として 24 時間平均で 75 μg/m³、1 年平均で 35 μg/m³ という数値が規定された。しかし、この基準値は 2015 年 12 月 31 日までのもので、その後、2016 年 1 月 1 日以降はさらに厳しくなり、それぞれ 50 μg/m3 と 25 μg/m3 となっている。

表 2：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準
（NESSAP：National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants）

[255] 2013 年 DENR 行政命令第 13 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2013-13-PM2.5.pdf

汚染物質	対象排出源	許容上限値 （mg/Ncm）
アンチモンとその化合物	全排出源	10（Sb）
ヒ素とその化合物	全排出源	10（As）
カドミウムとその化合物	全排出源	10（Cd）
一酸化炭素	全産業排出源	500（CO）
銅とその化合物	全産業排出源	100（Cu）
水酸化フッ素とフッ素化合物	アルミナからアルミニウムを製造する工場以外の全排出源	50（HF）
硫化水素	（i）地熱発電所	1995 年 1 月以降の新設施設は、150g/GMW-Hr. 既存施設は 200g/GMW-Hr
	（ii）地熱資源探査および井戸試験施設	実行可能な最良の技術を適用
	（i）（ii）以外の全排出源	7（H_2S）
鉛	貿易、産業、工程	10（Pb）
水銀	全排出源	5（Hg 単体）
ニッケルとニッケル・カルボニルを除くその化合物	全排出源	20（Ni）（ニッケル・カルボニルは 0.5mg/Ncm）
窒素酸化物	（i）硝酸製造	2,000（酸および NO_2 として、NO_2 に換算）
	（ii）燃料燃焼蒸気発生装置 既設 新設 －石炭燃料 －石油燃料	 1,500（NO_2） 1,000（NO_2） 500（NO_2）
	（iii）ディーゼル発電機	2,000（NO_2）
	（iii）（i）（ii）以外の全排出源 既存の発生源 新規発生源	 1,000（NO_2） 500（NO_2）
粒子状物質	燃料燃焼施設 a）都市および工業地帯 b）その他の地域	 150 200

汚染物質	対象排出源	許容上限値 （mg/Ncm）
	セメント工場	150
	溶鉱炉	150
	その他の固定排出源	200
五酸化リン	全排出源	200（P_2O_5）
硫黄酸化物	1）既存施設 硫酸およびスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定発生源	 2,000（SO_3） 1,500（SO_2） 1,000（SO_3）
	2）新規施設 硫酸およびスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定発生源	 1,500（SO_3） 700（SO_2） 200（SO_3）
亜鉛とその化合物	全排出源	100（Zn）

表 3：特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準
（National Ambient Air Quality Standards for Source Specific Air Pollutants from Industrial Sources/Operations）

	汚染物質	濃度 [a]		平均暴露時間	分析／測定方法 [b]
		μg/Ncm	ppm	（分）	
1	アンモニア	200	0.028	30	ネスラー法、インドフェノール法
2	二硫化炭素	30	0.01	30	ティッシャー（Tischer）法
3	塩素および塩化物	100	0.03	5	メチルオレンジ法
4	ホルムアルデヒド	50	0.04	30	クロモトロプ酸法、または MBTH 比色法
5	塩化水素	200	0.13	30	フォルハルト滴定法（ヨウ素溶液使用）

	汚染物質	濃度 (a)		平均暴露時間	分析／測定方法 (b)
		μg/Ncm	ppm	（分）	
6	硫化水素	100	0.07	30	メチレンブルー法
7	鉛	20		30	原子吸光分析法
8	二酸化窒素	375 260	0.20 0.14	30 60	グリスーザルツマン法
9	フェノール	100	0.03	30	4-アミノアンチピリン法
10	二酸化硫黄	470 340	0.18 0.13	30 60	パラローザニリン比色分析法
11	浮遊粒子状物質 TSP PM10	 300 200	 － －	 60 60	重量分析法
12	アンチモン	0.02 mg/Ncm	－	30	原子吸光分析法
13	ヒ素	0.02 mg/Ncm	－	30	原子吸光分析法
14	カドミウム	0.01 mg/Ncm	－	30	原子吸光分析法
15	アスベスト	2 x 10^6 粒子状物質/Ncm(5μ超)	－	30	光学顕微鏡検査（法）
16	硫酸	0.3 mg/Ncm	－	30	滴定（法）
17	硝酸	0.4 mg/Ncm	－	30	滴定（法）

(a) 25℃、1 気圧の条件下で 30 分間サンプリングし、測定した 98 パーセンタイル値

(b) DENR が承認した同等の方法を採用できる。

運用状況

DENR は 2016 年、深刻な大気汚染を改善するために以下を発表している。

① 輸送部門と協力し、大気質の改善に取り組む

DENR は 2016 年 1 月 23 日、輸送部門に働きかけ、支援することにより、同部門と協力して大気質の改善に取り組むことを表明した。これは、2016 年 6 月 30 日までにマニラ首都圏の大気質を国際的に受け入れられるレベルまで向上させることを目指すものであった。環境管理局（EMB）を通じて輸送部門の主要な関係者を集めた会合を開催し、協議を行った。この中で EMB は、同国の大気汚染の 80%が自動車に由来し、残りの 20%が工場の煤煙や野焼きなどの固定発生源に由来すると説明した。この会合には輸送部門（特に、フィリピン特有の乗合タクシーである「ジプニー（Jeepney）」事業者）に加え、その他のステークホルダーが一堂に会し、特に首都マニラにおける大気質改善について協議したという。本会合では、ジプニー事業者が自らの営業所またはターミナルにおいて、排出試験を実施することを定める覚書（MOA）が締結された。DENR は排出試験の結果を用いてマニラ首都圏におけるジプニー事業者の排ガス基準の遵守状況を評価すると述べた。この会合ではこの他、マニラ首都圏における適切な大気質情報システムの構築および運営、煤煙排出者の非接触式摘発、稼働していない排出試験センターの閉鎖、および政府の国内の環境プログラムを通じた炭素の隔離についても決議が行われた。

② 自動車の普及に伴い、首都マニラの大気質管理を強化

DENR は 2016 年 6 月 19 日、特に首都マニラでは自動車の普及にともない大気質管理の強化が必要とされていると発表した。DENR はこれまでに EMB を通じ、首都マニラ内 17 の地方自治体すべてに大気質監視ステーションを設置し終えており、大気質の観測値がリアルタイムで送信されている。

都市での大気汚染への対策としてフィリピンでは、2015 年 3 月に 2015 年 DENR 行政命令第 4 号[256]が公布され、排ガス基準 Euro 4 が導入されている。2009 年以降、フィリピンで採用されてきた排ガス基準は Euro 2 であったが、本行政命令により排ガス基準が引き上げられた。

Euro 4 はガソリンおよびディーゼル燃料について、硫黄含有量を 50 ppm、ベンゼン含有量を 1%に制限する。また、芳香族について Euro 4 はその含有量を 35%（体積ベース）に制限し、また、新規乗用車、軽量車、および大型車が遵守すべき一酸化炭素（CO）、炭化水素、二酸化窒素、および粒子状物質の排出基準も厳格化された。EMB は、DENR が規定する Euro 4 排ガス基準に適合している新車にのみ、適合性証明書（COC）

[256] 2015 年 DENR 行政命令第 4 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015_04.pdf

を発行している。これは陸運局（Land Transport Office）に車両を初期登録する際の要件となる。

今後の予定

2020 年 2 月末現在、大気に関する排出基準の法令が新たに発表される、または既存の法令の改正等の情報は確認できていない。しかし、EMB の大気質管理課が 2019 年 5 月 31 日付で発表したプレスリリース情報[257]によると、現在、固定発生源に対する排ガス基準の見直しが行われている[258]。濃度ベース（concentration-based）の排ガス基準から質量率ユニット（mass-rate units）の排ガス基準への見直しは、経済や人の健康、汚染管理技術の利用可能性などへの影響を考慮する予定であるという。

排ガス基準の見直しに関するスケジュールは以下のとおりである。

- 2019 年-2020 年：燃料燃焼装置
- 2020 年-2021 年：プロセス装置

EMB はクリーン・エア・アジア（CAA）と協力し、2019 年 5 月 31 日に固定発生源の質量排出率基準の政策見直しのための利用可能な最善の管理技術に関するワークショップを開催した。EMB の優先プロジェクトの一環として、本ワークショップは以下の目標の達成のために開催された。

- 固定発生源の排ガス基準に関して EMB が行った見直しのプロセスをステークホルダーに説明すること。
- 利用可能な最善の管理技術やボイラーなどからの排ガス抑制戦略について協議および評価すること。
- 利用可能な最善の管理技術や抑制戦略のコスト（導入、稼働、維持、基準遵守において掛かるコスト）について協議すること。
- 排ガス基準の改正において考慮しなければならない情報を収集すること。

257 環境管理局（2020 年 3 月 4 日アクセス）「Consultation Workshop on Best Available Control Technologies for the Policy Review of the Mass Emission Rate Standards (MERS) for Stationary Sources」
https://air.emb.gov.ph/consultation-workshop-on-best-available-control-technologies-for-the-policy-review-of-the-mass-emission-rate-standards-mers-for-stationary-sources/

258 大気浄化法の規定では、DENR は 2 年毎に固定発生源に対する排ガス基準の見直しを実施しなければならないと定められている。

【水質】

水域への排出に関する法令は、以下のとおりである[259]。

- **2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」**[260]
- **2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」**[261]

制定の経緯

2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」:

水質浄化法は 2004 年 3 月 22 日に制定され、フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための基本的な法律である。水質浄化法の一般的な特徴は、政策の布告、対象、概念的枠組み、水質管理システム、禁止行為、罰則、資金調達メカニズム、および組織の連携である。本法律に基づき、排水の排出は管理されなければならない。大気浄化法の施行により 1976 年大統領令第 984 号[262]は廃止された。

2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」:

環境天然資源省（DENR）は 2016 年 5 月 24 日、水質基準ガイドラインおよび排水基準値を定めた行政命令「2016 年 DENR 行政命令第 08 号」を制定した。本行政命令は、水質浄化法の第 19 条 e 項および f 項に基づき策定されたものである。本行政命令の施行にともない、以下の規則が廃止された。

- 1978 年国家公害規制委員会規則（NPCC）
- 1982 年排水規則
- 1990 年 DENR 行政命令第 34 号「NPCC 規則の水使用と分類/水質基準の改正」
- 1997 年 DENR 行政命令第 23 号「1990 年 DENR 行政命令第 34 号の更新」

水質浄化法および 2016 年 DENR 行政命令第 08 号の概要は、次項に記述する。

(i)-2-2　現行の法令の内容

---

[259] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 4 日アクセス）

[260] 2004 年共和国法第 9275 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf

[261] 2016 年 DENR 行政命令第 08 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf

[262] 1976 年大統領令第 984 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
https://www.officialgazette.gov.ph/1976/08/25/presidential-decree-no-987-s-1976/

2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」の概要は以下のとおりである[263]。

法令名	**2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」** **Republic Act (RA) 9275　Philippines Clean Water Act of 2004**
URL	http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf
目的	フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための規制を定めること
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	2016 年 DENR 行政命令第 08 号を参照
規制内容	【規制内容】 [264] • 水域または縁水域への、または、潮の満干、暴風雤、洪水等によって物質が水域または表層水に流され易い場所への、水質汚染または水域の自然流の妨げを生じるような物質の、直接的あるいは間接的な排出または沈積、または、それを生じるような行為。 • 地下水を汚染するような物質の、土壌または下層土への排出または注入、あるいは滴下を生じるような行為。但し、DENR の認可を受けた地熱プロジェクトの場は、管理された上での短期間の排出（立坑試験、水放出、試運転、ガス抜き等）、地熱流体の深部での再注入が容認される（地下水の汚染防止のための安全策が取られること）。 • 有効認可の無所持または規約条件への違反によって認可を取り消された後の規制 対象水汚染源を排出するような設備の運転。 • 下水汚泥または固形廃棄物法で定義される固形廃棄物の海中への無認可の移動または遺棄。 • 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の移動、遺棄、排出。 • 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の、水域への、またはそれらが表層水、地面、海岸、海水に流され易い場所への排出あるいは滴下をもたらすような故意または過失による設備の運転。 • 法律に違反した活動、プロジェクトの展開、拡張、排水/下水設備の運転。 • 水質浄化法準拠の有効認可の無所持または条件規約への違反によって認可を取り 消された後の規制対象水汚染源の排出。

[263] NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン 参照 https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 4 日アクセス）
[264] NITE（2010）アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査－フィリピン 引用 http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/asia_kanren_h22-02.html

2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」の概要は以下のとおりである。

法令名	**2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」DAO2016-08　Water Quality Guidelines and General Effluent Standards of 2016**
URL	http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf
目的	本行政命令の目的は、以下を提供するためである（第 2 条）。 ・　フィリピン国内の水源の分類に関するガイドライン ・　水質の悪化または向上の段階の傾向および評価の判断基準 ・　水質汚染の防止、管理および抑制に対する措置をとる必要性の評価 ・　水質管理地域（WQMA）の指定 ・　一般排水基準（GES）
所轄官庁	・　環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	・　表 3、表 4、表 5 および表 6 の水質基準ガイドラインに規定の物質 ・　表 8：産業種別の排水基準に規定の物質 ・　表 9：排水基準に規定の物質
規制内容	用語の定義（第 4 条）： 【水質ガイドライン】（dd 項） 「水質ガイドライン（WQG：Water Quality Guidelines）」は、フィリピン国内の全ての水域（淡水、海水、地下水）に適用され、それらの分類に使用されるものである。分類について、淡水は Class AA、A、B、C、D の 5 種で、海水は Class SA、SB、SC、SD の 4 種に分けられる。それぞれの分類の水域が満たすべき具体的な水質基準値は、本行政命令の第 6 条に記載の表 3～表 6 で規定されている。 【一般排水基準】（g 項） 「一般排水基準（GES：General Effluent Standards）」は、産業種別に関わらず全ての排水源に適用されるものである。GES の具体的な基準値については、本行政命令の第 7 条に記載の表 9 で規定されているが、排出先の水域の分類（上述の各 Class）によって排水基準値が異なる。GES のなかで、「主要排水基準項目（significant effluent quality parameter）」と呼ばれる要件が規定されているが、これは産業種別ごとに分かれて設定されており、例えば以下のとおりである。

なお、下表の「PSIC カテゴリー」とは、Philippines Standard Industrial Classification を指し、フィリピンにおける産業分類を示すものである。

PSIC コード	産業分類	主要排水基準項目
261	電子部品の製造	pH、COD、総懸濁固体量（TSS）、フッ化物、塩化物、ホウ素、油・潤滑油、トリクロロエチレン、金属類（製造している主な電子部品に対応したもの）
2720	電池および蓄電池の製造	pH、COD、総懸濁固体量（TSS）、フッ化物、セレン、マンガン、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、カドミウム、水銀、鉛、油・潤滑油

罰則（第 12 条）：

本行政命令の規定に違反した場合、水質浄化法の第 28 条に基づく罰金、損害賠償金および罰則を科せられる。

【水質ガイドライン（WQG）】

表 3：水質ガイドライン―第 1 パラメータ

Table 3. Water Quality Guidelines for Primary Parameters

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
BOD	mg/L	1	3	5	7	15	n/a	n/a	n/a	n/a
Chloride	mg/L	250	250	250	350	400	n/a	n/a	n/a	n/a
Color	TCU	5	50	50	75	150	5	50	75	150
Dissolved Oxygen[a] (Minimum)	mg/L	5	5	5	5	2	6	6	5	2
Fecal Coliform	MPN/100mL	<1.1	<1.1	100	200	400	<1.1	100	200	400
Nitrate as NO_3-N	mg/L	7	7	7	7	15	10	10	10	15
pH (Range)		6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-9.0	6.0-9.0	7.0-8.5	7.0-8.5	6.5-8.5	6.0-9.0
Phosphate	mg/L	<0.003	0.5	0.5	0.5	5	0.1	0.5	0.5	5
Temperature[b]	°C	26-30	26-30	26-30	25-31	25-32	26-30	26-30	25-31	25-32
Total Suspended Solids	mg/L	25	50	65	80	110	25	50	80	110

Notes:
MPN/100mL – Most Probable Number per 100 milliliter
n/a – Not Applicable
TCU – True Color Unit
(a) Samples shall be taken from 9:00 AM to 4:00 PM.
(b) The natural background temperature as determined by EMB shall prevail if the temperature is lower or higher than the WQG; provided that the maximum increase is only up to 10 percent and that it will not cause any risk to human health and the environment.

表 4：水質ガイドライン―第 2 パラメータ（無機物群）

Table 4. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Inorganics

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH_3-N	mg/L	0.05	0.05	0.05	0.05	0.75	0.04	0.05	0.05	0.75
Boron	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.75	3	0.5	0.5	5	20
Fluoride	mg/L	1	1	1	1	2	1.5	1.5	1.5	3
Selenium	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.1	0.2
Sulfate	mg/L	250	250	250	275	500	250	250	275	500

表 5：水質ガイドライン―第 2 パラメータ（金属群）

Table 5. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Metals[(c)]

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Arsenic	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.02	0.04
Barium	mg/L	0.7	0.7	0.7	3	4	0.1	0.7	1	4
Cadmium	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.005	0.01	0.003	0.003	0.005	0.01
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr^{6+})	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.05	0.1
Copper as Dissolved Copper	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.02	0.02	0.02	0.04
Iron	mg/L	1	1	1	1.5	7.5	1.5	1.5	1.5	7.5
Lead	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05	0.1
Manganese	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	2	0.4	0.4	0.4	4
Mercury	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.002	0.004	0.001	0.001	0.002	0.004
Nickel	mg/L	0.02	0.02	0.04	0.2	1	0.02	0.04	0.06	0.3
Zinc	mg/L	2	2	2	2	4	0.04	0.05	0.8	1.5

Note:
(c) Unless otherwise specified, the above parameters are expressed as total metals.

表 6：水質ガイドライン―第 2 パラメータ（有機物群）

Table 6. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Organics

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Benzo(a)pyrene	µg/L	0.7	0.7	0.7	1.5	3	0.7	0.7	1.5	3
BTEX										
Benzene	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.5	0.01	0.01	0.05	0.5
Toluene	mg/L	0.7	0.7	1	4	5	1	1	4	5
Ethylbenzene	mg/L	0.3	0.3	0.3	1.5	2	0.2	0.2	1.5	2
Xylenes	mg/L	0.5	0.5	0.5	1.5	1.8	0.5	0.5	1.5	1.8
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.1	0.2	0.02	0.02	0.1	0.2
Organophosphate as Malathion	µg/L	1	1	1	3	6	1	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	<1	1	1	2	5	1	2	3	5
Polychlorinated Biphenyls[(d)]	µg/L	<0.1	<0.1	0.2	0.5	1	0.3	0.3	0.5	1
Phenol & Phenolic Substances[(e)]	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.05	0.5	<0.001	<0.001	0.05	0.5
Surfactants (MBAS)	mg/L	<0.025	0.2	0.3	1.5	3	0.3	0.3	1.5	3
Trichloroethylene	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.9	2	0.07	0.07	0.9	2
Total Organochlorine Pesticides[(f)]	µg/L	n/a	n/a	50	50	50	50	50	50	50
Aldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Chlordane	µg/L	0.2	0.2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dichlorodiphenyltrichloroethane (DDT)	µg/L	1	1	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dieldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Endrin	µg/L	0.6	0.6	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Heptachlor	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Lindane	µg/L	2	2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Methoxychlor	µg/L	50	50	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Toxaphene	µg/L	4	4	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

Notes:

CAS - Chemical Abstracts Service
IUPAC – International Union of Pure and Applied Chemistry
MBAS – Methylene Blue Active Substances
$\mu g/L$ – microgram per liter
(d) Polychlorinated Biphenyls (PCBs) include the nine Aroclors and 19 individual PCB congeners described below:

Compound	CAS#	IUPAC#
Aroclor 1016	12674-11-2	
Aroclor 1221	11104-28-2	
Aroclor 1232	11141-16-5	
Aroclor 1242	53469-21-9	
Aroclor 1248	12672-29-6	
Aroclor 1254	11097-69-1	
Aroclor 1260	11096-82-5	
Aroclor 1262	37324-23-5	
Aroclor 1268	11100-14-4	
2-Chlorobiphenyl	2051-60-7	1
2,3-Dichlorobiphenyl	16605-91-7	5
2,2',5-Trichlorobiphenyl	37680-65-2	18
2,4',5-Trichlorobiphenyl	16606-02-3	31
2,2',3,5'-Tetrachlorobiphenyl	41464-39-5	44

Compound	CAS#	IUPAC#
2,2',5,5'-Tetrachlorobiphenyl	35693-99-3	52
2,3',4,4'-Tetrachlorobiphenyl	32598-10-0	66
2,2',3,4,5'-Pentachlorobiphenyl	38380-02-8	87
2,2',4,5,5'-Pentachlorobiphenyl	37680-73-2	101
2,3,3',4',6-Pentachlorobiphenyl	38380-03-9	110
2,2',3,4,4',5'-Hexachlorobiphenyl	35065-28-2	138
2,2',3,4,5,5'-Hexachlorobiphenyl	52712-04-6	141
2,2',3,5,5',6-Hexachlorobiphenyl	52663-63-5	151
2,2',4,4',5,5'-Hexachlorobiphenyl	35065-27-1	153
2,2',3,3',4,4',5-Heptachlorobiphenyl	35065-30-6	170
2,2',3,4,4',5,5'-Heptachlorobiphenyl	35065-29-3	180
2,2',3,4,4',5',6-Heptachlorobiphenyl	52663-69-1	183
2,2',3,4',5,5',6-Heptachlorobiphenyl	52663-68-0	187
2,2',3,3',4,4',5,5',6-Nonachlorobiphenyl	40186-72-9	206

表 9：排水基準

Table 9. Effluent Standards[g]

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH_3-N	mg/L	NDA	0.5	0.5	0.5	7.5	NDA	0.5	0.5	7.5
BOD	mg/L	NDA	20	30	50	120	NDA	30	100	150
Boron	mg/L	NDA	2	2	3	12	NDA	2	20	80
Chloride	mg/L	NDA	350	350	450	500	NDA	n/a	n/a	n/a
COD	mg/L	NDA	60	60	100	200	NDA	60	200	300
Color	TCU	NDA	100	100	150	300	NDA	100	150	300
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	NDA	0.14	0.14	0.2	0.4	NDA	0.04	0.2	0.4
Fluoride	mg/L	NDA	2	2	2	4	NDA	3	3	6
Nitrate as NO_3-N	mg/L	NDA	14	14	14	30	NDA	20	20	30
pH (Range)		NDA	6.0-9.0	6.0-9.0	6.0-9.5	5.5-9.5	NDA	6.5-9.0	6.0-9.0	5.5-9.5
Phosphate	mg/L	NDA	1	1	1	10	NDA	1	1	10
Selenium	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.2	0.4
Sulfate	mg/L	NDA	500	500	550	1,000	NDA	500	550	1,000
Surfactants (MBAS)	mg/L	NDA	2	3	15	30	NDA	3	15	30
Temperature[h]	°C change	NDA	3	3	3	3	NDA	3	3	3
Total Suspended Solids	mg/L	NDA	70	85	100	150	NDA	70	100	150
Arsenic	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.04	0.08
Barium	mg/L	NDA	1.5	1.5	6	8	NDA	1.5	2	8
Cadmium	mg/L	NDA	0.006	0.006	0.01	0.02	NDA	0.006	0.01	0.02
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr^{6+})	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.02	0.04	NDA	0.1	0.1	0.2

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Copper as dissolved Copper	mg/L	NDA	0.04	0.04	0.04	0.08	NDA	0.04	0.04	0.08
Iron	mg/L	NDA	5	5	7.5	35	NDA	7.5	7.5	35
Lead	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.1	0.2	NDA	0.02	0.1	0.2
Manganese	mg/L	NDA	2	2	2	20	NDA	4	4	40
Mercury	mg/L	NDA	0.002	0.002	0.004	0.008	NDA	0.002	0.004	0.008
Nickel	mg/L	NDA	0.1	0.2	1	5	NDA	0.2	0.3	1.5
Zinc	mg/L	NDA	4	4	4	8	NDA	0.1	1.5	3
Benzo(a)pyrene	µg/L	NDA	1.5	1.5	3	6	NDA	1.5	3	6
BTEX										
Benzene	mg/L	NDA	0.1	0.1	0.5	5	NDA	0.1	0.5	5
Toluene	mg/L	NDA	3.5	5	20	25	NDA	5	20	25
Ethylbenzene	mg/L	NDA	1.5	1.5	7.5	10	NDA	1	7.5	10
Xylenes	mg/L	NDA	5	5	15	18	NDA	5	15	18
Malathion (Organophosphate)	µg/L	NDA	1	1	3	6	NDA	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	NDA	5	5	5	15	NDA	5	10	15
Polychlorinated Biphenyls[i]	µg/L	NDA	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	NDA	<0.1	<0.1	<0.1
Phenol & Phenolic Substances[j]	mg/L	NDA	0.01	0.01	0.5	5	NDA	0.01	0.5	5
Trichloroethylene	mg/L	NDA	0.7	0.7	9	20	NDA	0.7	9	20
Total Organochlorine Pesticides[k]	µg/L	NDA	<0.419	50	50	50	NDA	50	50	50
Aldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Chlordane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
DDT	µg/L	NDA	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	NDA	<0.04	<0.04	<0.04
Dieldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Endrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Heptachlor	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Lindane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Methoxychlor	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Toxaphene	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Fecal Coliform	MPN/100mL	NDA	4	200	400	800	NDA	200	400	800
Total Coliform	MPN/100mL	NDA	3,000	3,000	10,000	15,000	NDA	3,000	10,000	15,000

運用状況

EMB の水質管理課（Water Quality Management Section）のウェブサイト等を確認したが、現状、運用状況に関する情報は見当たらなかった。2016 年 DENR 行政命令第 08 号で定められた排水基準は、日本の排水基準と比べると非常に厳しい基準となっており、例えば以下のような基準が設定されている。

物質名	フィリピン （2016 年 DENR 行政命令第 08 号）	日本
アンチモン	0.05 mg/L	100 mg/L
窒素	7 mg/L	120 mg/L
リン	0.5 mg/L	16 mg/L
クロライド	350 mg/L	規定なし
銅	0.04 mg/L	3 mg/L

現地産業界からは、現在の実質的技術レベルでは対応できない基準値が設定されている点や基準値の遵守のために掛かる設備改造費の懸念、DENR 自身が広範囲（企業だけでなく、商業施設や住宅地も対象）にわたる排水者を管理できる能力を有しているか、などの問題点が挙げられている[265]。2016 年 DENR 行政命令第 08 号では、新たな排水基準への遵守期間として、5 年以下の実施猶予期間（Grace Period）を付与することができると規定されているが、企業は猶予期間を認めてもらうために「遵守行動計画（CAP : Compliance Action Plan）」を作成し、提出しなければならない（第 10 条参照）。

EMB は 2019 年 1 月 31 日に、「2016 年 DENR 行政命令第 08 号における 5 年以下の実施猶予期間の付与に関する補足説明」と題した覚書回覧[266]を制定した。本覚書回覧では、企業は 2019 年 12 月 31 日までに EMB 地方局から CAP の承認を受けなければならないことや、実施猶予期間は最長でも 2022 年 12 月 31 日までであること、猶予期間が適用される基準は、1990 年 DENR 行政命令第 35 号で定められていた旧基準値よりも厳しい値が設定されたもの、および産業部門毎に指定された排水基準パラメータである。また、対象施設は 3 ヵ月後に、EMB 地方局が行った実施および遵守検査の状況報告書を提出しなければならない。現在までに日系企業を含む多くの企業が CAP 提出による実施猶予期間の申請を行っているが、猶予期間後の排水基準遵守対応の難しさは変わらないため、今後も多様な利害関係者と連携をとりながら、DENR との交渉を求めていくという[267]。

[265] 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より
[266] 2019 年 EMB 覚書回覧第 001 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/05/MC-NO.-2019-001-WATER.pdf
[267]本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

その他、水関連の動きとしては、以下のようなものが挙げられる。

DENR は 2019 年 3 月 13 日、マニラ湾周辺の全ての施設に対し、既存の下水道に接続するか、または独自の下水処理施設を設置するよう義務づける 2019 年 DENR 覚書回覧第 01 号を制定した。この覚書回覧は、水質浄化法およびドゥテルテ大統領が発行した行政命令第 16 号「マニラ湾の沿岸海洋生態系の浄化および修復、ならびにマニラ湾タスクフォースの設置」の条文に基づき発行されたものである。DENR はこれにより、マニラ湾へ排出される排水の水質が DENR の定める基準に適合するよう徹底することを目指す。

本覚書回覧の適用対象は、全ての政府機関や下位機関の施設、集合住宅、商業施設、ホテル、娯楽施設、病院、市場、公共の建物、工業団地などが含まれ、190km のマニラ湾岸線全体の他、中部ルソン地方（地方 III）からカラバルソン地方（地方 IV-A）、マニラ首都圏にまたがる排水域、合計 1 万 7540 km^2 にわたるという。

2019 年 10 月 7 日に現地で報じられたところによると、フィリピンで水資源管理省（DWRM：Department of Water Resources Management）の創設に向けた作業が進んでいるという。DWRM の創設はドゥテルテ大統領が掲げる優先施策の一つである。DWRM を設置する法案（以下、「本法案」）[268]の起草を担当する下院技術分科会（TWG）は、2019 年 11 月までに法案を最終化し、2020 年 1 月までの議会通過を目指すという（2020 年 2 月末現在、議会を通過したという情報は確認できていない）。

TWG の議長を務める Joey Salceda 議員によると、本法案の概要は以下のとおりである。

- 本法案は「2019 年国家水法（National Water Act of 2019）」案という（法案番号は未取得）。
- DWRM を創設する。その所管事項は、「フィリピンにおける水資源の所有、割り当て、利用、開発、保全および保護に関する計画、政策策定、管理を包括的かつ統合的に行うとともに、家庭・都市用水の供給、衛生、灌漑、水力発電、工業、航行、洪水管理、レクリエーション、漁業／水産養殖のために水資源の最適な利用を確保すること」である。
- DWRM は、僻地や紛争の影響を受けた地域への給水ラインの提供を優先課題および廃水処理施設の建設を優先的に実施する。（現在家庭から出る排水のうちマニラウォーター社やマイニラッド社の下水処理施設で処理されているものは 24%にすぎない。）
- DWRM を創設するとともに、DENR の傘下に「水規制委員会（WRC：Water Regulatory Commission）」を設置する。WRC は官民問わず、下水道および下水処理のサービスプロバイダー（家庭用／工業・商業用含む）を規制する権限を有する。

[268] 法案第 4944 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_18/HB04944.pdf

Salceda 議員は、WRC に対し貧しい人々に無料で水を供給するよう求めていくと話した。同 TWG は「全ての水資源は国家に属し、人々のために使用されなければならない」「水は基本的な人権である」との基本理念を採用することに合意している。なお、DWRM および WRC の初年度予算は、20 億ペソ（約 43 億円）および 3 億ペソ（約 6 億 5000 万円）となる見込みだという。

今後の予定

2020 年 2 月末現在、水質に関する排水基準の法令が新たに発表される、または既存の法令の改正等の情報は確認できていない。現在、2016 年 DENR 行政命令第 08 号の排水基準への遵守猶予期間を取得している企業もあり、また今後も、産業界含め多くの利害関係者が DENR への基準値緩和の交渉を行うことが予想されるため、動向を注視する必要がある。

【土壌】

フィリピンでは、2020 年 2 月末現在、土壌汚染に特化した法令は定められていないが、2017 年に土壌汚染の特定および浄化技術に関する以下のガイドラインを定めた法令が公布されている。

- **2017 年 EMB 覚書回覧第 003 号「サイトの特性化に関するガイドライン」**[269]
  目的：ステークホルダーやサイト所有者が残留性有機汚染物質に汚染されたサイトを系統的に特定することをサポートするため
- **2017 年 EMB 覚書回覧第 004 号「サイトの浄化に関するガイドライン」**[270]
  目的：残留性有機汚染物質に汚染されたサイトに対処するため利用可能な浄化技術を示すため、および、浄化中および浄化後における監督プログラムを示すため

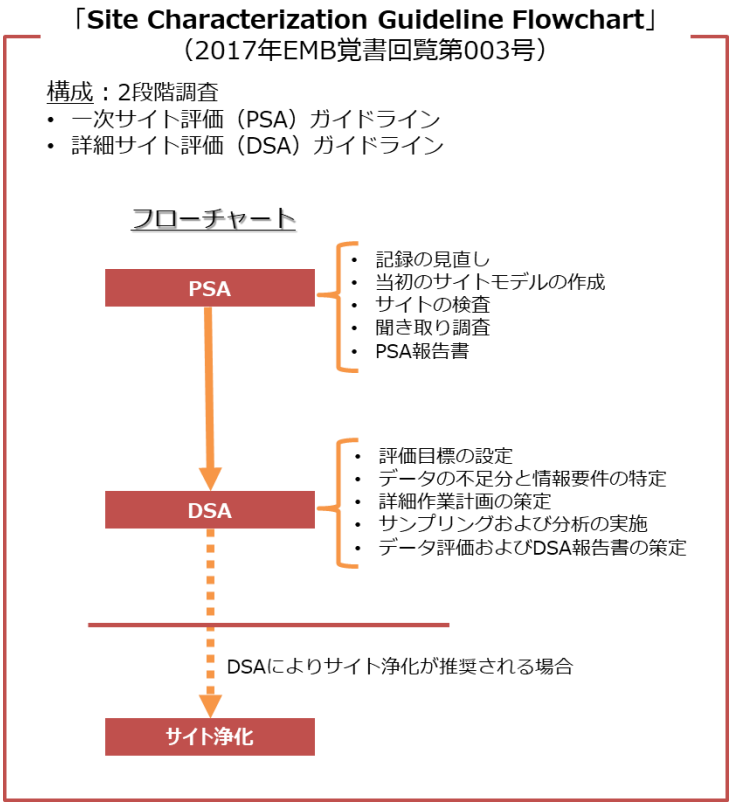

サイトの特性化に関するガイドライン

[269] 2017 年 EMB 覚書回覧第 003 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003_Site-Characterization-Guidelines.pdf
[270] 2017 年 EMB 覚書回覧第 004 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004_Site-Remediation-Guidelines.pdf

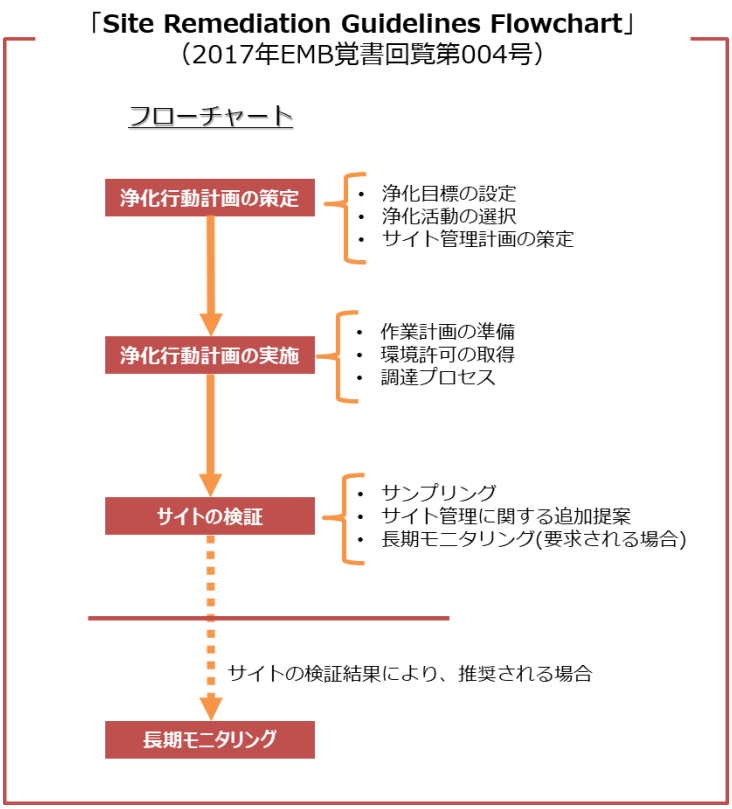

サイトの浄化に関するガイドライン

これらのガイドラインは自主的なもので、残留性有機汚染物質に汚染されたサイトの特定や浄化に利用可能な技術の参照、監督プログラムの策定方法を示すものである。

参考資料

（※ハイパーリンクが機能しない場合、各 URL をコピーした後、ブラウザのアドレスバーに貼付し、アクセスしてください）

政府組織

- 環境天然資源省（DENR）：https://www.denr.gov.ph
- 環境管理局（EMB）：https://emb.gov.ph/
- 保健省（DOH）：https://www.doh.gov.ph/
- 食品医薬品局（FDA）：https://www.fda.gov.ph/
- 労働雇用省（DOLE）：https://www.dole.gov.ph/
- 労働安全衛生センター（OSHC）：http://www.oshc.dole.gov.ph/
- 内務自治省（DILG）：https://www.dilg.gov.ph/
- フィリピン国家警察（PNP）：http://www.pnp.gov.ph/
- 財務省（DOF）：https://www.dof.gov.ph/
- 税務局（BOC）：http://customs.gov.ph/

法令等

- The Constitution of the Republic of the Philippines（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/

- 1987 年大統領令第 192 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/1987/06/10/executive-order-no-192-s-1987/
- 2009 年共和国法第 9711 号
  https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/
- 1987 年大統領令第 307 号
  http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/executive-order-no-307
- 2019 年税関覚書令第 38 号
  http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing_Environmental_Protection_and_Compliance_Division.pdf

【化学物質一般】

- 1990 年共和国法第 6969 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf
- 1992 年 DENR 行政命令第 29 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf
- 2003 年 10 月 2 日付 EMB 回覧「SQI に関するガイドライン」（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MEMO-2003-SQI.pdf
- 2005 年 DENR 行政命令第 27 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf
- 2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MC-2014-001-

PICCS.pdf

- 2019 年 DENR 行政命令第 18 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201918Polymer.pdf
- 2016 年 EMB 覚書回覧第 011 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/MC-2016-011.pdf
- 2019 年 DENR 行政命令第 20 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf
- 1997 年 DENR 行政命令第 39 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1997-39-CCO-Cyanide.pdf
- 2000 年 DENR 行政命令第 02 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2000-02-CCO-Asbestos-1.pdf
- 2004 年 DENR 行政命令第 01 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2004-01-CCO-PCB.pdf
- 2013 年 DENR 行政命令第 24 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-24-CCO-Lead.pdf
- 2013 年 DENR 行政命令第 25 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-25-CCO-ODS-Revision.pdf
- 2019 年 DENR 行政命令第 17 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf
- 2018 年 BOC 覚書回覧第 228 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2018/11/cmc-228-2018_Placing_on_Alert_Status_All_Importations_of_Chemicals.pdf
- PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=505
- 優先化学品リスト第 3 版に関する行政命令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=408
- 六価クロムおよび六価クロム化合物に関する化学品管理令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/REVISED_DRAFT_DAO_CR6_02282019.pdf
- カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/Draft_Cadmium_Aug22.pdf
- 2015 年 DENR 行政命令第 09 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2015-09-Implementation-of-GHS.pdf
- 2017 年 EMB 覚書回覧第 10 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/MC-2017-010_GUIDELINES-IN-THE-IMPLEMENTATION-OF-GHS-CLASSIFICATION-AND-LABELLING-REQUIREMENTS-FOR-HVCs.pdf
- 国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/09/MC_-IMDG_IATA.docx

- 制限化学物質に関する実施規則（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2016/10/cmc-127-2016-Implementing-Rules-Regulations-IRR-on-Controlled-Chemicals.pdf

【PRTR】
- 2003 年行政命令第 27 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf
- 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf
- 2005 年行政命令第 27 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf

【毒物】
- 大統領令第 881 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf
- 1977 年行政命令第 312 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf
- 1976 年行政命令第 303 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17285/ao%20303%20s%201976.pdf
- 1977 年行政命令第 311 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf
- 2019 年保健省行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案（2020 年 3 月 6 日アクセス）
- https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649418/Draft%20Implementing%20Guidelines%20for%20Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf

【労働安全衛生】
- 1974 年大統領令第 442 号【2017 年版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf
- 2018 年共和国法第 11058 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11058-RRD.pdf
- 2018 年 DOLE 省令第 198 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No -11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf
- 1978 年労働安全衛生基準【2020 年版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf
- 2014 年 DOLE 省令第 136 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO_136-14_Guidelines_for_the_Implementation_of_Globally_Harmonized_System_(GHS)_in_Chemical_Safety_Program_in_the_Workplace.pdf
- 2016 年 DOLE 省令第 154 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DepartmentOrderNo154.pdf

【消防】
- 2008 年共和国法第 9514 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/2008/12/19/republic-act-no-9514/
- フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf

【家庭用品】
- 大統領令第 881 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf
- 2019 年行政命令第 0019 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/605174/Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf
- 2009 年共和国法第 9711 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/
- 共和国法第 7394 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/1992/04/13/republic-act-no-7394-s-1992/
- 共和国法第 10620 号
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013).pdf
- 共和国法第 10620 号の実施規則（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/01jan/20190120-IRR-RA-10620-RRD.pdf
- 2015 年行政命令第 0038 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/273896/ao2015-0038%20HUHS.pdf
- 2019 年 FDA 回覧第 004 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/FDA-Circular-No.2019-004.pdf
- 2019 年勧告第 517 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/646690/FDA%20Advisory%20No.2019-517.pdf

【建築】
- 1977 年大統領令第 1096 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/1977/02/19/presidential-decree-no-1096-s-1977/
- 1977 年大統領令第 1096 号の実施規則（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/PD1096
- グリーンビルディング基準（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/pgbc
- アスベスト禁止法案（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  http://www.senate.gov.ph/lisdata/2013917253!.pdf

【食品衛生】
- 共和国法第 3720 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29032/RA%203720.pdf
- 2014 年行政命令第 0030 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/194724/AO2014-0030%20-%20Revised%20Rules%20and%20Regulation%20Governing%20of%20Prepackaged%20Food%20Product

- 1984 年行政命令第 088-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/183669/ao%2088a%20s.%201984.pdf
- 2006 年 FDA 回覧第 0016 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/19772/BC%202006-016.pdf
- 共和国法第 10611 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/
- 2015 年省間共同行政命令第 0007 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/
- 1970 年行政命令第 112 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20(Use%20of%20Cyclamid%20Acid)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives).pdf
- 2020 年 FDA 勧告第 175 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-175.pdf
- 2020 年 FDA 勧告第 113-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-113-A.pdf
- 2017 年 8 月 7 日付 WTO-TBT 通報（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE_S_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=(%40Symbol%3d+G%2fTBT%2f*+or+JOB%2fTBT%2f*+or+RD%2fTBT%2f*+or+WTO%2fAIR%2fTBT*)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE_S_S002&Language=E&

【大気】

- 1999 年共和国法第 8749 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf
- 2000 年 DENR 行政命令第 81 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf
- 1993 年 DENR 行政命令第 14 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/04/DAO-1993-14A.pdf
- 2013 年 DENR 行政命令第 13 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2013-13-PM2.5.pdf
- 2015 年 DENR 行政命令第 4 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015_04.pdf

【水質】

- 2004 年共和国法第 9275 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf
- 2016 年 DENR 行政命令第 08 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf

- 1976 年大統領令第 984 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  https://www.officialgazette.gov.ph/1976/08/25/presidential-decree-no-987-s-1976/
- 2019 年 EMB 覚書回覧第 001 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/05/MC-NO.-2019-001-WATER.pdf
- 法案第 4944 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）
  http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_18/HB04944.pdf

【土壌】
- 2017 年 EMB 覚書回覧第 003 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003_Site-Characterization-Guidelines.pdf
- 2017 年 EMB 覚書回覧第 004 号（2020 年 3 月 4 日アクセス）
  https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004_Site-Remediation-Guidelines.pdf

資料
- NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書－フィリピン
  https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf （2020 年 3 月 2 日アクセス）
- DENR Approved Budget FY2020（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  https://www.denr.gov.ph/images/transparency_seal/FY2020_DENR_Budget_GAA.pdf
- DENR SAICM（2020 年 3 月 2 日アクセス）http://intl.denr.gov.ph/index.php/un-conventions/article/7
- DOH Financial Plan FY2020（2020 年 3 月 2 日アクセス）
  https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/transparency%20seal/BED%201%20FY%202020.pdf
- House Members urge restoration of P1.9B DOLE budget cut（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=11723
- President Duterte signs P4.1 trillion 2020 national budget（2020 年 3 月 2 日アクセス）https://www.dbm.gov.ph/index.php/secretary-s-corner/press-releases/list-of-press-releases/1589-president-duterte-signs-p4-1-trillion-2020-national-budget
- 財務省（2020 年 3 月 3 日アクセス）「税関近代化･関税法」
  https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta_irr/
- 2020 DOF budget to help accomplish goal of fiscal stability and inclusive growth（2020 年 3 月 3 日アクセス
  https://www.dof.gov.ph/2020-dof-budget-to-help-accomplish-goal-of-fiscal-stability-and-inclusive-growth/
- 厚生労働省（日本）（2020 年 3 月 6 日アクセス）「毒物劇物の判定基準の改定について」http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf
- 労働安全衛生センター（2019）”DOLE-OSHC and OSHNets train more than 1,500 safety officers”
  http://www.oshc.dole.gov.ph/content/announcement/627-news-release-dole-oshc-and-oshnets-train-more-than-1-500-safety-officers （2020 年 3 月 5 日アクセス）
- FDA2019 年度年次報告書（2020 年 3 月 3 日アクセス）
  https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/130791/2019%20Physical%20Plan-BED%20No.%202.pdf
- 環境管理局（2020 年 3 月 4 日アクセス）「大気浄化法の特徴」
  https://air.emb.gov.ph/the-philippine-clean-air-act/

- 環境管理局（2020 年 3 月 4 日アクセス）「Consultation Workshop on Best Available Control Technologies for the Policy Review of the Mass Emission Rate Standards (MERS) for Stationary Sources」
  https://air.emb.gov.ph/consultation-workshop-on-best-available-control-technologies-for-the-policy-review-of-the-mass-emission-rate-standards-mers-for-stationary-sources/

III. ロシア連邦

ロシア連邦におけるヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、ロシア行政機関および日系企業へのヒアリングを実施。

1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、以下に示すロシア行政機関をはじめとした現地の関係組織、および国内事業者へのヒアリングを実施。

1.1 現地ヒアリング調査

【日程】
2020 年 2 月 5 日～12 日

【訪問先】
① 産業貿易省
② 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
③ CIS Center
④ 財務省税関局
⑤ JETRO モスクワ

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
• 産業貿易省 • 連邦消費者権利保護･福祉分野監督庁 • 財務省税関局 • ユーラシア経済委員会	1. 左記のロシア政府当局へのアポイントについて、在京ロシア大使館の担当者にメールで依頼。 2. 担当者より「ロシア大使館でも検討はするが、並行して在ロシア日本大使館経由で依頼もかけたほうがよい」と助言される。担当者によると、在ロシア日本大使館にこのような対応をする職員がいるとのこと。 3. 日本外務省ロシア課に、在ロシア日本大使館のサポートを依頼。

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	4. 在ロシア日本大使館より「サポートは出来ない」との回答。ただし、日露経済室より「モスクワ日本センター」を紹介される。 5. モスクワ日本センターにメールで連絡し、「民間企業の経済交流を支援するのが日本センターなので、支援する」と回答を得る。本事業に関する経済産業省からのレターをロシア語訳して、モスクワ日本センターに送付する。 6. モスクワ日本センターが産業貿易省に電話したが、あまり積極的な対応ではなかった。 7. JETRO モスクワにメールで相談。JETRO モスクワより「アポイント取得は、商談目的のジェトロメンバー企業向け限定サービス。残念ながら、調査目的のアポイントは該当しない。」と回答。 8. ロシア通商代表部経済部（@港区高輪）に協力を要請し、「産業貿易省に口添えレターを出す」と承諾してもらう。その後、送付した旨の通知を受ける。 9. モスクワ日本センターから、本事業に関する依頼レターを各機関に送付する。 10. ロシア税関より、ヒアリング承諾の返信 ※産業貿易省、消費者庁、ユーラシア経済委員会について、その後は CIS センターが仲介して、アポイントが進む。
CIS センター	1. CIS センターのナターリヤ・ドゥルジナ氏にロシア語で協力依頼を要請。 2. CIS センターよりヒアリング承諾の返信。また、産業貿易省とユーラシア経済委員会も同席するとの返信。 3. 消費者庁から、同席したい意向の連絡を受け取る。CIS センターに連絡し、承諾を得る。
JETRO	1. JETRO モスクワに連絡し、日時を決めて、アポイントを取得。

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
産業貿易省 連邦消費者権利	**TR EAEU 041/2017** • TR EAEU 041/2017 は 2021 年 6 月 2 日に施行される。市民の生命と健康および環境保護、ならびに消費者への正しい情報の提供が目的。全て

組織名称	ヒアリング結果
保護・福祉分野監督庁 CIS Center （3 者合同）	の化学品に適用される。ただし食品、衣料品他適用除外あり。 • （適用除外について、chemicals in articles とあるが、プリンタのトナーはどうか？）トナーカートリッジとして輸入する場合には適用除外となる。しかし、トナーそのものをタンクに入れて（つまり、バルク状）輸入する場合は TR EAEU 041/2017 の規制対象となる。 • TR EAEU 041/2017 の実施に向けて、現在、新しい法令文書（第 2 段階文書）の作成が進められている。ひとつは「単一物質および混合物の登録簿の作成と維持の手続き」、もうひとつは「新規化学物質の通知に関する手続き」に関する法令である。これらの文書は EEC が作成している。承認に向けては 3 段階のプロセスになっており、①コンサルテーション、②作業部会、③EEC 会議である。すでに①は済んでおり、現在は②の段階にある。詳細については EEC の web サイトに掲載されているので、そちらを参照してほしい。 • TR EAEU 041/2017 の実施に向けた準備として、ロシアでは、ロシア国内の化学物質インベントリの作成がいま行われている。作成作業は 2019 年 11 月から始まり、2020 年 5 月に完了する予定である。この期間内に国内各企業は国家工業情報システム（GISP）を通じて登録を行う。ただし、最終的な期限は延長される可能性もある。また、2021 年 3 月 1 日までに他の 4 加盟国がそれぞれ自国のインベントリを作成することになっているが、こちらの期限も延長されるかもしれない。 • （EEU の他の 4 か国でも同様にインベントリ作成に向けた作業が行われているのか？）ベラルーシとカザフスタンではロシアよりも以前から始めているが、いくつかの問題に直面し、現在改善中である。キルギスとアルメニアも既に始めているが、これらの国は国自体が小さく、化学物質の取扱量も少ないので、そこまで大変ではないと思う。最終的には EEU で 1 つのインベントリとなる。 • インベントリについては、2020 年 5 月までにロシア国内での作業を完了したいが、国内企業のなかで登録を忘れている企業がいるかもしれないので、その後も移行期間を 2 年間設定し、インベントリに追加できるようにする可能性はある。ただし、その場合には市場で流通していることを示す文書が必要となる。なので、2020 年 5 月までに登録することがベターである。 • （インベントリの具体的な作業に関するガイドラインや FAQ は今後出るのか？）ユーラシア経済委員会が決議して、承認されれば、出るかもしれない。 • （ポリマーや混合物の登録に関する詳細は、新しい法令で規定されるという理解でよいか？）ポリマーについて、ポリマーを構成するモノマーや添加剤をインベントリに登録する。基本的にはモノマーを登録すればよいが、ポリマー自体の登録もしておいた方が良いだろう。ポリマーの定義は下位法で規定されることになるだろう。 • （混合物は構成物質だけでよいのか、それとも混合物としての登録も必要か？）混合物の構成物質だけをインベントリに登録すればよい。混合物が製品となっている場合には混合物の登録は必要はない。濃度で 0.1%

組織名称	ヒアリング結果
	以上の構成物質が登録対象となる。いっぽうで、反応した結果、分離できない混合物の場合（UVCB）には、混合物として登録しなければならない。そのようなものの例としてはガソリンとか自動車用の油など。 • （新規化学物質に関するデータについて、試験するラボはロシア国外でもよいか？）GLP 認定のラボであれば OK。 <u>潜在的に有害な化学物質の登録について</u> • （連邦法 52 号では、初めてロシア国内に導入される有害物質の登録が求められているが、これまで話してきたインベントリへの登録との違いは？）この連邦法 52 号にもとづく登録作業は、いま進められているインベントリ作業の前提とも言える。これは、当時はロシア含めて 3 か国だけの規制である 2010 年関税同盟委員会決定 299 号のもとで行われている、化学物質の登録作業である。この決定 299 号の対象は、全ての化学物質ではなく、有害性の高い化学物質のみが対象であり、それらを登録することとなる。この委員会決定 299 号では規制対象となる製品を定めている。したがって、物質ではなく製品の登録となる。例えば、農薬、石油化工品、洗剤などの製品である。これらは潜在的に有害なリスクを有していると考えられるためである。またこれに関連する他の文書では、環境への影響、環境に対する有害性の有無を考えるものもある。 • （ロシアに新たに洗剤を輸入する際には登録するということか？）はい、そうです。新しい製品（混合物）をロシアに輸入しようとする場合には、まずその洗剤中の成分や環境への影響を登録する。 • （製品に入っている成分を CAS 番号で特定する必要はない、ということか？）洗剤を例にすると、それを新規に登録しようとした場合、データを提供しなければならない。データとは、その成分の危険有害性であり、有害であると判断された場合には登録できないこともある。したがって、成分として認められるためには有害性が無いものとして認められる必要がある。将来的に製品毎に EEU 規則が制定された場合、この規制は無効となる見込みである。 <u>GHS について</u> • （GHS の登録結果は、ロシア政府として公開することになるのか？）現在は GHS の制度が各国で存在しているが、国家間の取引においては強制ではなく、GOST に基づき自主的な扱いとなっている。各国では関連する国家規格があるが、いまのところは義務化されてない。将来的に 041/2017 が施行されたときには、GHS が義務化される。 <u>CIS センターについて</u> • ロシア国内において政府と産業界を橋渡しする組織である。大きく 4 つの役割をもち、①国際交流、②化学物質の有害性評価、③コンプライアンス・アセスメント、④持続可能な開発（SDGs）である。「国際交流」においては、OECD、APEC、国連、SAICM などの会議に参加している。先週も APEC の Chemical Dialogue に参加した。ロシアでは産業貿易省とも密接に協力し、また、ユーラシア経済委員会に協力している。ユーラ

組織名称	ヒアリング結果
	シア経済委員会の技術規則の作成においては、専門家の立場として参加している。また、GOST の作成の際にも CIS 諸国と協力している。職員は 50 人以上。 • （SDGs 関連ではどのような活動を行っているのか？）CIS センターとしては製品のライフサイクルの評価や研究などを実施している。 （産業貿易省と消費者庁については、人員や予算に関する情報はヒアリングできていないため、不明）
財務省税関局	• ロシアはユーラシア経済連合（EAEU）の一部である。ロシア以外の国にはアルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスがある。これらの国での輸出入については EAEU 規則のもとで管理される。 • ロシアでは輸出入に関する決定書 およびロシア独自の法規では、特定製品の「禁止リスト」と「制限リスト」の 2 種類があり、ここに掲載されている場合は税関局による輸出入管理が行われている。前者の「禁止リスト」には、オゾン層破壊物質、ストックホルム条約の対象物質である残留性有機汚染物質、植物保護剤などがあり、後者の「制限リスト」には一部のオゾン層破壊物質や植物保護剤、麻薬前駆物質、医薬品（およびその材料を含む）、有害物などが掲載されている。 • 制限リストについては、輸入前に許可を取得しなければならない。許可を取得するうえで申請する政府当局は、製品毎に異なる。例えばオゾン層破壊物質であれば、ロシア天然資源環境省の環境保護・生態系安全分野国家政策管理局が所管しているため、そこから許可を取得することになる。この部署が管轄する物質の範囲が広い。許可の取得においては、ロシア国内の事業者が申請し、取得しなければならない。これらのリストに掲載されていないものは税関の管理下にない。 • ロシアでは化学兵器に使用される化学物質を規制（2001/1082？）する法令がある。この化学物質の輸入においても事前許可が必要となる。混合物も対象である。規制対象物質に挙げられているものについては、対応が必要となる。HS コードをもとに判定している。 • （化学品の SDS に関するロシア規格 GOST がすでにあるが、通関では化学品の SDS をチェックしないのか？）税関では SDS をチェックしない。 • 本来であれば許可を取得しなければならない製品や物質を、許可未取得のままで輸入する企業もいる。ロシア税関局では、独自のシステムを使用してそのような企業を管理している。税関では、このシステム上で、違反リスクのある企業を 3 段階に分類している。違反の多い企業は「高リスク」に分類している。 • （他の国では違反した企業などの情報を公開していることもあるが、ロシアではどうか？）ロシアではそういった情報を一般公開していない。ただし、さきほどのシステム上にて企業は自分達専用のページをもっており、各企業は自社の違反状況などを確認することはできる。 • （違反に対する処罰は？）違反の程度によって対応が異なる。また、税関局が処罰を下すわけではない。例えばオゾン層破壊物質であれば、刑法

組織名称	ヒアリング結果
	226.1 条にもとづき処罰されることもある。故意の違反でない場合は、処罰ではなく、指摘をする。処罰は、密輸しようとした製品の危険性や量などによって決定される。また、許可未取得の場合や、許可書が偽物である場合などの状況にも依る。制限リストの物質を許可なく輸入しようとした事例は過去にあった。税関は、各所管当局が発行する許可書をチェックしており、それに基づきその通関を判断している。 • （ユーラシア RoHS 規制が 2020 年 3 月 1 日から適用される。規制に順守していることを証明するためには適合証明書が必要となるが、ロシア税関局ではユーラシア RoHS の検査や取り締まりを予定しているか？）税関局は執行機関として、法令にしたがって実施する。したがって、通関時に必要となる書類があれば、その有無を確認することになる。この規制の場合は、電気製品中の化学物質の含有量が規制されている。 （税関局の人員や予算に関する情報はヒアリングできていないため、不明）
JETRO モスクワ	• あまり JETRO には化学物質関連の情報は入ってこない。 • ロシア国内の日系企業で化学品を扱う企業としては、トヨタサンクトペテル工場に納入している塗料などの関西ペイントがある。欧米企業であれば Dupont などの大企業はあるが。そのほか、6 大商社が現地法人または駐在員事務所を有している。 • （化学品には GHS という国際的なルールがあり、それにもとづき、化学品の分類、ラベリング、SDS 作成が行われる。日本の企業にヒアリングしたところ、SDS を英語のままロシアで通関できていると聞いたが、どうか？）ロシアでの各種通関書類はロシア語が必須なので、おそらく輸入者側でロシア語に翻訳しているのではないか。 • （JETRO モスクワ事務所に対して、日本企業から化学物質規制関係の問い合わせはあるか？）たまにあるのかもしれないが、ほとんどない。 • （ユーラシア RoHS の問い合わせは？）一部あった。なお、日本の家電メーカーはロシアでは少ない。いまは韓国や中国メーカーの製品が主流。一方で自動車は日本、ドイツ、韓国が多い。

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目		ヒアリング結果
TR EAEU 041/2017	インベントリへの申請	<u>申請した企業</u> • 約 30 物質を申請。 • 10～20 物質程度を申請。問題は特に認識していない。

項目		ヒアリング結果
		• 合計 27 物質申請した。反応混合物を登録しようとしたときに、CAS 番号を持たないためそのままでは登録できず、構成成分に分割して成分毎の CAS 番号で登録することになった。分布のある構成分の場合、すべての成分を登録することはできないこともあり、実態と相違が生じる。 • 数種の物質を申請した。2019 年 11 月中旬に、ロシアが申請受付を始め 2020 年 1 月 1 日が申請期限との情報を得たが、実務としてロシア国内の申請者を探す事など時間が不足した。 • 500 物質程度申請した。作業上、特に問題になることは無かった。 <u>申請しなかった企業</u> • 情報を入手するのが遅く、準備が間に合わなかった。 • 申請したが、記載内容に不備があり却下された。申請期限が 2020 年 5 月に延期になったので、ロシアのコンサルタントを使って再申請を目指す。 • 申請していない（理由：ロシアには輸出していない、ロシアではビジネスをしていない）。 <u>その他</u> • 2019 年内でギリギリに対応できたが、正確な情報が入手しづらく、結果的に期限が延びた。 • 2019 年 8 月までに既存化学物質の届出を完了しなければならないという情報があり、当局に問い合わせたところ、この期限はロシア国営企業に対してであり、外資の企業は 2019 年 8 月から申告を行えば良いと回答を得た。 • サプライチェーンが長いと、登録期限ギリギリまたは期限後に川下企業より問い合わせがくることがある。 • インベントリ登録ユーザーにだけ情報の提出先などの重要な情報を個別に連絡している。 • 大企業は何とか対応できているが、中小企業の予備登録への対応は無理だと思う。また、二次・三次利用される化学物質については対応がより大変だと思う。 • そもそも現地側から日本側に連絡がなかった（欧州域内で対応が完了しているのかもしれない）。 • ロシア国内での周知状況は如何ほどか？

項目		ヒアリング結果
	今後予想される問題点	• ポリマーの扱いが不明瞭。 • ポリマーや、混合物の登録に関して明確になっていない部分があり懸念している。できれば、ポリマーは登録ではなく、低懸念ポリマー等簡易な登録で済むようにしてほしい。 • TR EAEU 041/2017 には、ポリマーの定義が規定されておらず、登録すべきポリマーの範囲が分からない（高分子材料を取り扱う企業にとっては、CAS 番号が無いポリマーもあり、調べるのが大変）。 • 「混合物の登録」という言葉が出てくるが、この意味がわからない点が困難になりそうなポイントと思う。 • 新規物質届出と物質登録の両方があるとの事。両方対応しないといけないのか？また、混合物についての登録や混合物のインベントリ対応もあるようで、個々の製品毎について対応するとなると大変であり、また、処方等機密の問題の扱いについても懸念している。 • 反応組成物・混合物中の成分の扱い方（が問題となる）。 • 2027 年より混合物の登録要件が実施されるが、実施されたら対応が大変になる。 • 試験データをロシア内で取得となると、費用や手間がかかるので避けたい。将来にわたる技術規則設計の詳細が見えない。 • REACH と同等の情報要件がある場合、化審法の対応をしていても追加の試験で多額に費用がかかると予想される。ロシア語での提出が必要な場合、翻訳費用がかかる上、最終提出物の内容確認が困難である。 • ロシア語で申請書類を準備するのはハードルが高い。代行業者（OR、TPR）等が確保出来るのかが問題。財務省貿易統計によれば日本からロシアに輸出している化学品（有機）は欧米、東アジア、東南アジアに比較してかなり少ないが、輸出している国にとっては大きな課題である。 • 届出や許可申請に関する正しい情報が入手できるかが心配。
GHS		• GOST R（ロシア標準）と GOST（独立国家共同体標準）の関係が良く理解出来ていない。 GOST R 58473-2019 vs GOST 32419-2013 GOST R 58474-2019 vs GOST 31340-2013 GOST R 58475-2019 vs GOST 30333-2007 • 公布されているのを知らなかった。インベントリ編纂対応の中で、公布されていることを知った。 • 対応における問題点はロシア語での規則しかない事。対比できる英語版がないと、対応が困難である。

項目		ヒアリング結果
		• ロシア語への翻訳費用がかかる。 • 今のところは英文 SDS をロシア語翻訳したもので通用しているが、今後は GOST に準じた SDS でないとダメと言われている。SDS 作成費用がかかりそう。
潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録		• 輸入者から登録のためのデータを要請され、対応したことがある。実務はロシアの輸入者が行っている。その際に問題が発生し、登録のために SDS の作成対応を行ったことがある。 • 聞いたことがある程度
EAEU TR 037/2016（ユーラシア RoHS）		• ユーラシア RoHS については対応に非常に困っている。製品を販売するためには、【販売前に技術文書の提出要求➡要求を満たせば認可➡登録番号の付与➡税関で登録番号をチェック（認可を受けているか確認）】という流れであり、このスキームはロシアでは低電圧や EMC の安全規格ですでに実施されている。ユーラシア RoHS に対応するためには「適合認証」と「自己宣言」の 2 通りがあるが、どちらにおいても技術文書の提出が必要となる。提出の方法としては、指定される URL にアクセスし、ID とパスワードを発行後、技術文書をアップロードするが、現状は当局がチェックしていないことが問題である。当局のチェックが済んでいないにも関わらず、登録番号は付与されるため通関は行うことができるが、通関から 3 年間は当局が技術文書等をチェックできる方針であり、もし技術文書等に不備があった場合は輸入がストップされ、さらに、過去に遡ってそれまでに輸入した製品は違法として罰金が科されるとロシア当局は説明している。問題としては、提出書類の基準が示されていないため、自分たちの書類が正しいものかどうかも判断できない。 • RoHS 適合宣言（自己宣言 or 認証）では、ロシア語の取扱説明書まで作成しなければならないので大変。例えば、取扱説明書に製造年月日やロシア国内の販売場所の連絡先（E-mail など）を盛り込まなければならない。こういった情報の記載は他の国では見かけない。記載がない場合は、どうすれば確認できるか記さなければならない。 • ラボで認証を受けるためには、ラボに登録するための契約書を作成しなければならない。また、CE マークの証明書の提出や、その書類と日本側の担当者との関係性を示すために、別途サインが要求された。 • HS コードではなく、ロシア税関コードで対象製品かどうかを判断しなければならない。この関税コードは輸入者側でしか見られない。
全般	化学品の通関	• ロシア現地企業が混合物の輸入者であるが、通関のトラブルや法令上の問題に対する問い合わせは挙がってこない。 • 日系化学メーカーからは CBI のために十分な情報をもらって

項目		ヒアリング結果
		おらず、現地のロシア企業に渡す情報が無いが、ロシア側から情報を要求されたことはない。情報として何が必要か分かっていないのではないか。 • 化学品を輸入する現地ロシア企業のコンプライアンス意識はどの程度なのか。 • 通関に関して処罰されたという話は聞いたことがない。 • 化学品の通関において、特に問題が出てきたことはない。 • 混合物やポリマーの SDS の情報量が少ないにも関わらず、通関を通ってしまうのが現状。 • 通関の際には英語の SDS を使用している（化学メーカーからはロシア語の SDS がもらえたり、もらえなかったり）。ロシア語の SDS を求められたことはない。現地の輸入会社からも何も言われない。 • 今後問題になる可能性がある事項として、SDS の登録 1 件につき、1 万 4000 円の手数料がかかり、また登録にエージェントを雇う必要がある。SDS の登録を有料で行っている国は聞いたことがない。
	ロシアの化学物質管理制度への要望	• EU 型に準拠し、国際的に調和された制度設計を望む。 • TR EAEU 041/2017 が 2021 年 6 月 2 日に施行されず延期となった場合、2016 年 10 月に公布されたロシア国内に適用される化学品技術規則が 2021 年 7 月 1 日から施行されるのか。 • 事業者へ過度の負担とならないような制度を希望する。 • SDS の登録に、費用請求するルールを緩和してほしい。ビジネス上負担になるので、少額負担、または無くしてもらえると助かる。TR EAEU 041/2017 だけでなく、他の技術規則においても代理人が使えるルールがあるにも関わらず、ロシア語のみで公開されている。代理人が使えるのであれば、海外企業が対応する可能性が大きいので、是非英語でルールを公開するよう、お願いしたい。
	ロシア当局への要望	• ロシア法令の英語版での提供に関する当局の方針について知りたい。 • 情報量が少ないため、英語でも情報を出して欲しい。 • 情報発信を速やかに精度よくお願いする。英語での発信をお願いする。 • 現在の公開されている情報だけでは期限管理が難しいため、いつまでに・誰が・何をやらないといけないかについて事業者向けのガイダンスを公開してほしい。 • 制度全体のスケジュールを明確化すべき。

項目		ヒアリング結果
		• 期限の延期を行うのであれば、期限前に公表して欲しい。 • 必要な情報をタイムリーに公表してほしい。 • いつまでに何をすればよいのかに関する情報を早くつかめない。明確に通知して欲しい。 • 法令で定めた期限を延期する場合は、メールや口頭ではなく、公的文書で通知して欲しい。
	その他	• 欧州の地域統括会社（RHQ）に情報収集を頼んでも、欧州サイドからでも情報収集は難しい。 • 欧州サイドの情報収集は速いが、正確性は日本での情報収集と同じレベル。欧州のコンサルの方が速い。 • 欧州サイドでも情報がバラバラ。 • ロシア法令とユーラシア連合の法令との関係性が十分に把握できていない。 • ロシアとのビジネスの場合、安全保障の問題のほうが重要である。 • 経済制裁の対象になっていないか確認することが優先。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景[271]

1991 年にソビエト連邦の政治的及び経済的な混乱はピークに達し、ソビエト連邦の消滅と独立国家共同体（CIS）の設立を宣言したロシア、ウクライナ、ベラルーシの 3 共和国による 1991 年 12 月 8 日のベロヴェーシ合意を経て（他の旧ソ連構成諸国は後にこれを追認）、同年 12 月 26 日にソビエト連邦が解体され、新生ロシア連邦が誕生した。

ロシアの主要産業としては鉄鋼業、機械工業、化学工業、繊維工業などがあるが、最大の産業としては鉱業（石油、天然ガス、石炭、金、ダイヤモンド等）が挙げられる。しかし、天然資源への国内経済依存度が高いことは、原油価格の低迷によっては経済状況が悪化するという難点だけでなく、環境汚染の大きな要因ともなる。そうした環境問題に対応するための法制度は古くから整備されてきた。しかし一方で、化学物質管理については非常に乏しいのが現状である。モントリオール議定書やストックホルム条約などに基づく特定物質の貿易規制はあるものの、工業化学品を管理する基本的な制度は構築されてこなかった。

そのような状況のなか、2015 年にロシアを含む 5 か国でユーラシア経済連合が立ち上がり、それ以降、様々な共通規制を整備しつつあるが、そのひとつが「ユーラシア経済連合規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」である。国際的な潮流にならい、ユーラシア経済連合域内での既存化学物質インベントリの作成と新規化学物質管理という制度を導入することとなっており、化学品産業界にとっては大きな影響を与えるものとなっている。そのほか、特定有害物質の電気電子機器への含有を規制する「ユーラシア RoHS」も 2020 年 3 月 1 日に発効し、着実に化学物質管理制度が整いつつある。

なおロシアは、2014 年に国際化学物質管理会議（ICCM）に参加を始めた。その後、連邦政府の指示のもと省庁間ワーキンググループが設立され、天然資源環境省および産業貿易省が共同でとりまとめをおこなっている。このなかで、国内での SAICM の達成に向けた最終的なゴールとして以下が挙げられている。

- ロシア製品の輸出を支援する

---

[271] 以下の文献、web サイトの情報を参考にした。
日本 外務省　ロシア連邦基礎データ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/data.html#section5
経済産業省　ロシア　マクロ経済動向
https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2019/2019honbun/i1360000.html
JETRO　ロシア概況
https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/basic_01.html#block5
ロシア連邦自律研究センター　EIPC
http://eipc.center/en/saicm-eng/

- 国際的な最良慣習を考慮したうえで化学品と各種製品の管理を改善する（関連規則や方法論的文書の提案を含む）。

法体系

ロシアの法体系は以下の通りである。

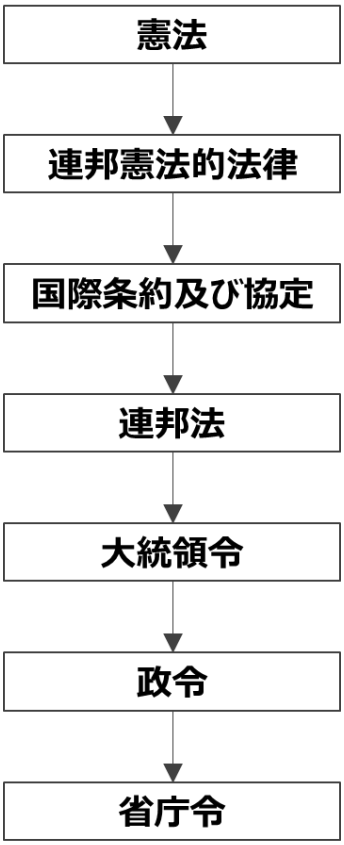

ロシア法体系

(1) ロシア連邦憲法[272]

- 1993 年 12 月 12 日に国民投票の結果に基づき採択され、同年 12 月 25 日に発効した。

(2) 連邦憲法的法律

- ロシア連邦憲法に記された主に次の事柄について定める法律。
  - ロシア連邦構成主体の新規承認手順
  - ロシア連邦構成主体の地位変更
  - 国旗、国章、国歌の制定と、その公式使用方法

[272] http://constitution.kremlin.ru/

- ロシア連邦政府の活動
- 司法制度の確立
- 憲法裁判所、最高裁判所、仲裁裁判所、軍事裁判所の権限、設置、活動
- 非常事態及び戒厳令
- 憲法制定会議の招集

- 国家院（下院）で全議員の 3 分の 2 以上そして連邦院（上院）で全議員の 4 分の 3 以上が承認したときに採択されたものと見なされる。その後 14 日以内にロシア連邦大統領の署名を経て公示される。大統領はこれに対する拒否権を持たない。

(3) ロシア連邦の国際条約及び協定

- ロシア連邦憲法第 15 条第 4 項には国際条約がロシア国内法の上位に来ると記されており、ロシア連邦の国際条約と国内法の内容に齟齬が見られる場合、国際条約の規定が優先される。
- ロシア連邦の国際条約は、全ての必要な合意及び署名を経て、また必要に応じて批准されることにより、発効したものと見なされる。
- 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」[273]には次のように記されている。
  - 国際条約は、国連憲章の目的及び原則に従い、国家間関係の法的枠組みを形成し、世界平和及び安全の維持、国際協力の発展を促すものである。（前段）
  - ロシア連邦の国際条約とは、ロシア連邦と他国、国際機関、国際条約を結ぶ権利を持つその他の組織との間で書面により締結された、国際法で規制される、国際協定のことである。（第 2 条）
  - ロシア連邦の国際条約が法律の規定と異なる規則を定めている場合には、国際条約の規則が適用される。（第 5 条）
- 国連条約及びユーラシア経済連合条約は、ここでいう国際条約に該当する。

(4) 連邦法

- 連邦法の可決には、国家院（下院）で全議員の過半数の賛成により採択された後、連邦院（上院）で全議員の過半数の賛成による承認が必要となる。（ロシア連邦憲法第 105 条）
- 法案が連邦院（上院）で否決された場合、国家院（下院）は 3 分の 2 以上の賛成により再採択することができる。
- 連邦院で承認された後、または連邦院で否決された法案が国家院で再承認された後、法案は 5 日以内に大統領の署名へと回される。大統領が 2 週間以内に署名したと

[273] 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=10203650

き、法案は最終的に採択されたものと見なされる。

- 大統領には拒否権があり、連邦議会（立法府）で審議するよう法案を差し戻すことができる。大統領が拒否権を行使した場合でも、両院で 3 分の 2 の賛成が得られれば法案は成立する。

(5) ロシア連邦大統領令

- ロシア連邦憲法、連邦法に従い、ロシア連邦大統領がその権限の範囲内で発令する。
- ロシア連邦大統領令案は大統領府または連邦行政機関で立案され、必要な調整を経て大統領が署名し、公布の 7 日後または署名日に発効する。

(6) ロシア連邦政令

- ロシア連邦憲法、連邦法、大統領令を執行するため、政府がその権限の範囲内で発令する。

(7) 省庁令

- 連邦法また政令を執行するため、連邦行政機関が決定、命令、規則、指示、規定などの形で、個々の国家規制に係る実施手順を定めるもの。
- ロシア法務省での国家登録手続きを経て初めて効力が認められる。

各関連組織

【産業貿易省】

(1) 組織名

産業貿易省（Ministry of Industry and Trade）

http://minpromtorg.gov.ru/

(2) 組織図

本省（内局）

- 管理局
- 財務・予算政策局
- 軽工業・木材関連産業局
- 航空産業局
- 技術規制・標準規格化・計量トレーサビリティ分野国家政策局
- 金属工業・資材局
- 自動車産業・鉄道機械工業局
- 国家機密保護局
- 軍産複合体局
- 通常兵器・弾薬・特殊化学局
- 社会的必需品産業発展局
- 貿易規制・輸出支援局
- 無線電子産業局
- 製薬・医療産業発展局
- 農業機械工業・食品機械工業・土木機械工業局
- 国内商業発展局
- 地域産業政策・プロジェクト管理局
- 製品流通許認可・商品デジタルマーキングシステム局
- 工作機械製造・投資機械工業局
- 戦略的発展・企業政策局
- 化学技術関連産業・生体工学技術局
- アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国局
- 造船業・海洋技術局
- デジタル技術局
- 欧州・北米・CIS 諸国及び多国間経済協力局
- 記録・監督局

- 法務局

主要下部機構（外局）

- 連邦技術規制・計測庁（Federal Agency on Technical Regulation and Metrology／通称：Rosstandart）[274]
  - 技術規制、標準規格化、計量トレーサビリティの分野を管轄する連邦行政機関として、GOST などの標準規格に関係する業務を担当している[275]
- 化学兵器の安全な保管及び廃棄に関する連邦管理局

(3) 概要

ロシア連邦産業貿易省は、産業政策、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約の履行、ロシア連邦航空法典に定める軍需産業関連を所管する連邦行政機関として、次の職務を担っている。

- 工業団地、軍産複合体、建設資材産業、商品の流通における省エネ及びエネルギー効率向上、航空技術の発展、技術規制、標準規格化、計量トレーサビリティ、国防及び国家安全保障のための科学技術、貿易及び国内商業、外食産業及び消費者サービス、民芸品、子供用品（ベビーフードを除く）産業の分野で、国家政策を立案し、法規制に取り組む。
- 機械製造、金属工業、化学工業、製薬産業、バイオテクノロジー産業、医療産業、軽工業、林業、製紙工業、製材業、電子工業、航空産業、造船業、通信機器産業、弾薬及び特殊化学産業、化学武装解除、通常兵器産業、民芸品の分野で、行政サービスを提供し、国有財産を管理する。
- 工業製品の輸出、商品及びサービス市場への参入、展示会及び見本市の開催を支援する。
- 世界貿易機関加盟国としてロシア連邦が果たすべき義務の履行を所定の職務の範囲内で確保する。

ロシア連邦産業貿易省に属する権限の一部を以下に記す。

- 同省及び下部機構である連邦技術規制・計測庁（Rosstandart）が管轄する分野の法令案を政府に提出する。
- 航空技術開発事業を推進し、実験航空機による航空事故を調査する。
- 軍産複合体組織、実験航空機及び空港、核物質、産業爆薬の生産・拡散・利用、医薬品メーカーの適正製造基準（GMP）への適合性について登録管理を行う。

274 連邦技術規制・計測庁
https://www.gost.ru/portal/gost/
275 連邦技術規制・計測庁の活動内容
https://www.gost.ru/portal/gost//home/about/subjectactivity

- 本省が締結した契約により国家予算を用いて得られた科学技術事業の成果に対する知的財産権を国外で実施し、当該成果の産業利用及び製品化を実現する。

(4) 化学物質管理を所管している部局名
化学工業・木材加工局

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要
化学工業・木材加工局は以下の 6 つの課で構成される。

- 化学産業課（Chemical Industry Division）
- 産業安全・技術規則課（Division for Industrial Safety and Technical Regulation）
- 州・連邦対象プログラム実行課（Division of Implementation of State and Federal Targeted Programs）
- 経済分析・企業管理課（Division for Economic Analysis and Corporate Management）
- 投資プロジェクト課（Investment Projects Division）
- 化学・生物兵器の禁止に関する国家当局機能実行課（Division of the Implementation of the Functions of the National Authority for the Prohibition of Chemical and Biological Weapons）

産業貿易省のホームページ[276]では、上記の「課」毎の具体的な役割については明記されていないが、化学工業・木材加工局の職務のひとつとして「化学品に関する国家政策、規制の作成」が挙げられており、化学産業課が主に所管しているものと考えられる。なお。WSSD2020 年目標のひとつである化学物質管理の向上を目的として、ロシアは 2014 年に国際化学物質管理会議（ICCM）への参加を始め、その後、産業貿易省および後述する天然資源環境省がロシア国内のとりまとめを行っている。現在、ロシアでの「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）の達成に向けた最終的なゴールとしては以下が挙げられている。

- ロシア製品の輸出を支援する
- 国際的な最良慣習を考慮したうえで化学品と各種製品の管理を改善する（関連規則や方法論的文書の提案を含む）。

一方で、今回の調査では、ロシア政府による化学物質管理面での SDGs への取り組みについては確認できなかった。

276 http://minpromtorg.gov.ru/en/ministry/organization/dep/#!19&click_tab_vp_ind=1

【連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁】

(1) 組織名

連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（Rospotrebnadzor）

http://rospotrebnadzor.ru/

(2) 組織図

本部（内局）

- 衛生監督局
- 防疫監督局
- 消費者権利保護分野連邦国家監督局
- 管理監督業務・行政サービス局
- 科学的支援・国際業務局
- 人事・汚職等違法行為予防・卒後教育局
- 行政文書支援局
- 投資開発・国有財産管理局
- 法務局
- 財務局

下部機構（外局）

- ロシア連邦構成主体 Rospotrebnadzor 支部
- ロシア連邦構成主体衛生防疫センター
  - 連邦予算保健機構「連邦衛生防疫センター」
  - 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」[277]
  - 連邦予算保健機構「情報技術センター」
  - 連邦予算保険機構「住民衛生教育センター」
- 衛生防疫分野の学術機関
- ペスト対策機関
- 省庁衛生防疫サービス

(3) 概要

住民の衛生防疫及び消費市場における消費者権利保護の分野で管理及び監督の職務を遂行する連邦行政機関であり、保健省、経済発展貿易省、独占禁止政策省の機能の一部がここに移管されている。またロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録を担当する機関で

277 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」
http://rpohbv.ru/

もあり、公式サイトにはその手続方法が記されている[278]。

現在の連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁は、ロシア連邦大統領令 2004 年 3 月 9 日付第 314 号に従いロシア連邦保健・社会発展省の下部機構として 2004 年 3 月 12 日に開設された。しかし、ロシア連邦大統領令 2012 年 5 月 21 日付第 636 号により同省が「ロシア連邦保健省」と「ロシア連邦労働・社会保障省」に分割されたのに伴い、現在、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁はロシア政府の直轄機関となっている。

同庁の長官は国家衛生医師長も兼任しており、環境関連を含めた保健衛生分野の決定や指示が国家衛生医師長名で頻繁に出されている。国家衛生医師長の権限は、ロシア連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」の第 51 条「国家衛生医師長及びその代理人の権限」に規定されている。以下にその一部を抜粋する。

1. 国家衛生医師長及びその代理人には、本連邦法第 50 条「連邦国家衛生防疫監督を実施する役職者の権利」に定める権利と共に、次の権限が付与される。
   1) 衛生法違反に関する資料を調べ、事件について検討する。
   2) 衛生法違反があった場合に裁判所及び仲裁裁判所に訴える。
   3) 市民、個人事業者、法人に対して、本連邦法第 42 条「衛生防疫監督、調査、検査、試験、実験、その他の評価」に定める衛生防疫的結論を出す。
   5) 感染症及び広範な非感染性疾患（中毒）の発生及び拡散の危険性がある衛生法違反が見つかった場合、法律の定める手順に従い、次の停止措置を講じる。
      - 施設の設計、建設、改修、設備更新、供用開始
      - 施設、生産工場、敷地、建物、構造物、設備、輸送機関の使用、個別業務の実施
      - 製品の開発、生産、販売、使用
      - 衛生防疫要求事項に適合しない物品、またはロシア連邦の法律が定める方法で登録されていない、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、放射性物質、各種物品、廃棄物、製品、貨物の、ロシア連邦への搬入。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」（Federal Budgetary Health Establishment “Russian Register of Potentially Hazardous Chemical and Biological Substances” of Rospotrebnadzor）

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

278 ロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録に関する手続方法
http://rospotrebnadzor.ru/gosserv/for/11/category/90/5402/

Rospotrebnadzor 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（PIC 条約）を履行するロシア連邦指定国営機関として、関税同盟の関税領域及び国境税関で衛生防疫監督（管理）の対象品が統一衛生防疫要求事項に適合しているかを判断し、また化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）に従った化学物質の分類及び表示に係る業務に携わっている[279]。

主な業務内容は次のとおり。[280]

- ロシア連邦域内で流通している潜在的に有害な化学物質及び生体物質に関する情報を収集及び分析し、国家権力機関に必要なデータを提供する
- 潜在的に有害な物質と、人の健康及び生活環境に対するその毒性及び危険性に関する情報資料及び分析資料を、国家権力機関のために準備する
- 潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳を行う
- 所定の手続きにより承認された研究活動プランに従い、予防中毒学、衛生、化学物質安全性の分野で、学術研究活動及び学術実践活動を行う
- ロシア連邦及び他の諸外国における他の化学物質及び生体物質データベースとの、また潜在的に有害な化学物質及び生体物質の評価に取り組んでいる国際組織との連携を確保する
- 潜在的に有害な化学物質及び生体物質のデータベースとその登録に係る業務を連邦機関の専門家に教える
- 社会的に重要な有害化学物質の診断及び予防について諸組織を指導し、集団非感染性疾患（中毒）の調査に参加する
- 極めて危険かつ社会的に重要な毒性物質に起因する非常事態時の行動、化学物質安全性、区域の衛生保護に関するセクタープログラム及び連邦目的プログラムの立案、形成、実施に参加する
- 国際貿易における化学物質に関する情報交換の国際的原則で定められた職務を履行する

279 ロシア連邦政府決定 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907

280 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」の業務内容
http://rpohbv.ru/about/

【天然資源環境省】

(1) 組織名

天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）

http://www.mnr.gov.ru/

(2) 組織図

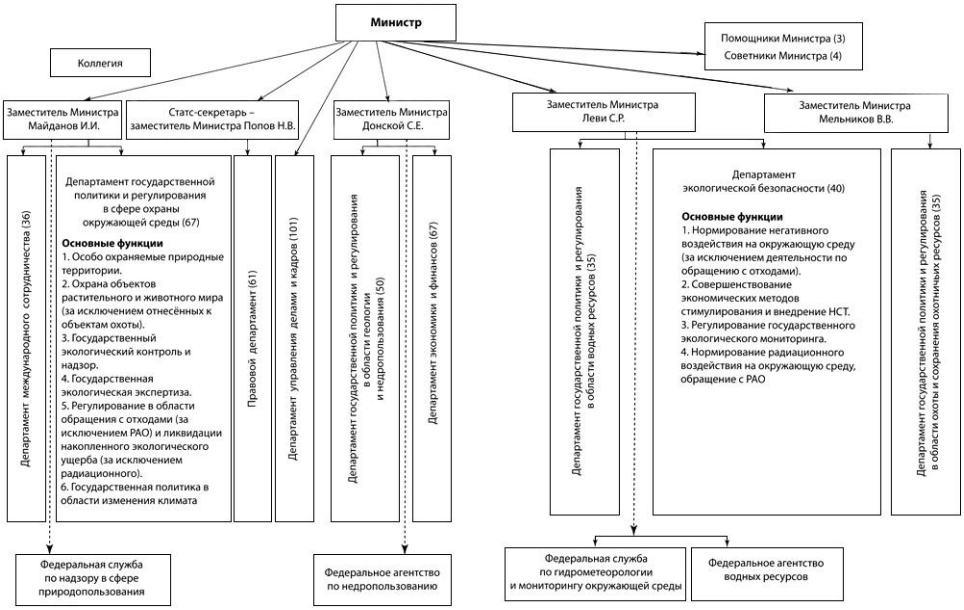

ロシア天然資源環境省の組織図[281]

本省（内局）

- 国際協力局
- 環境保護分野規制及び国家政策局
- 法務局
- 総務・人事局
- 地質及び地下資源開発分野規制及び国家政策局
- 財務経済局
- 水資源分野規制及び国家政策局
- 環境安全局
- 狩猟及び狩猟資源分野規制及び国家政策局

281 天然資源環境省の組織図
http://docs.cntd.ru/document/902239450

主要下部機構（外局）

- 連邦自然利用分野監督庁（Federal Service for Nature Management Supervision）
- 連邦地下資源開発庁（Federal Agency for Subsoil Use）
- 連邦水文気象･環境監視庁（Federal Service for Hydrometeorology and Environmental Monitoring of Russia）
- 連邦水資源庁（Federal Water Resources Agency）

(3) 概要

本省は、ロシア連邦大統領令 2008 年 5 月 12 日付第 742 号により「ロシア連邦天然資源省」から「ロシア連邦天然資源環境省」に改組された。

ロシア連邦政令 2015 年 11 月 11 日付第 1219 号「ロシア連邦天然資源環境省に関する規定の承認について、またロシア連邦個別政令の改正及び失効について」に、ロシア連邦天然資源環境省の概要が次のように記されている。

- 地下資源、水域、森林、野生生物とその生息環境、土地関連を含めた、天然資源の調査、利用、回復、保護の分野で、法規制及び国家政策を立案する機能を担う連邦行政機関である
- その下部機構である連邦水文気象・環境監視庁、連邦自然利用分野監督庁、連邦水資源庁、連邦営林庁、連邦地下資源開発庁の活動を調整及び監督する

ロシア連邦天然資源環境省に属する権限の一部を次に記す[282]。

- 管轄分野の法案を政府に提出する
- 環境状況及び環境保護に関する年次国家報告書を作成及び公開する
- 固定発生源から大気中に排出される有害（汚染）物質を管理する
- ロシア連邦のレッドブックを編纂する
- 特別自然保護区に生息する野生生物の保護、繁殖、個体数調整、記録を行う
- 自然保護区、国定公園、天然記念物を指定する
- 所定の活動分野において国際組織及び各国政府機関と協調して活動に当たる
- 所定の活動分野において省庁目的プログラムなどの中小企業の発展を目的とした支援策を立案及び実施する
- 環境保護活動に取り組んでいる社会的非営利団体を支援する

(4) 化学物質管理を所管している部局名

環境保護分野規制及び国家政策局

282 天然資源環境省の業務内容
http://www.mnr.gov.ru/about/statute/

環境安全局

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

天然資源環境省はその名が示す通り環境保護を主な任務としており、具体的に化学物質管理をしている部局は確認できない。但し、「環境保護分野規制及び国家政策局」の職務には「国家環境管理及び監督」「国家環境審査」「廃棄物取扱い規制」「気候変動分野における国家政策」などが、また「環境安全局」の職務には「環境汚染対策」「実行可能なより良い技術の導入」「国家環境モニタリング」などが含まれている。またオゾン層破壊物質のロシアにおける許容生産量・消費量は、天然資源環境省が国際的な取り決め（モントリオール議定書）や産業貿易省などからの提言を考慮して毎年算出し、政府の承認を経て政令として発令されている。この他にも連邦自然利用分野監督庁（Rosprirodnadzor）が、大気中への有害（汚染）物質排出許可規則、リサイクル関連、環境賦課金、連邦廃棄物分類目録を担当している。

2.2 化学物質一般

ロシア国内だけを見た場合、現在有効な法令のうち、工業化学品全般を規制するものは確認できなかった。化学物質を規制するものとしては、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（以下、消費者庁）が所管する「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」があるが、この制度は化学製品を対象としたものとなっている[283]。一方で、ロシアを含むユーラシア経済連合では、化学物質管理の基盤となる「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」がすでに承認され、2021 年 6 月 2 日に発効することになっている。現在（2020 年 2 月）は既存化学物質に関する情報収集が行われており、今後はそのデータをもとにインベントリが作成され、そこに掲載されていない物質が新規化学物質として管理されることとなる。一部の規定で懸念が生じているものの、TR EAEU 041/2017 はロシアでの化学物質規制の中心的な法令となる見込みである。

以下では主に、上記の「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」および「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」の 2 つの制度を解説していく。

制定の経緯

「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」とは、もともとは「連邦政令 1992 年 11 月 12 日付第 869 号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録について』」、および 1993 年に制定された「天然資源環境省承認 1993 年 5 月 25 日付第 37-2-7/435 号および衛生防疫監督国家委員会承認 1993 年 5 月 25 日付第 01-19/22-22 号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録規定に関する指示書』」に従い実施されているものである。ロシア国内で流通されている化学物質の特性に関するデータを収集・分析し、潜在的に有害な化学物質および生体物質に関する情報を各当局、業界、利害関係者へ提供することを目的としている[284]。

なお現在の法的枠組みでは、「連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号『潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について』」によって、上記の政令 1992 年第 869 号は替えられたため、以下の体

[283] 海外ヒアリング結果
[284] 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の歴史
http://www.rpohv.ru/about/history/

系となっている。

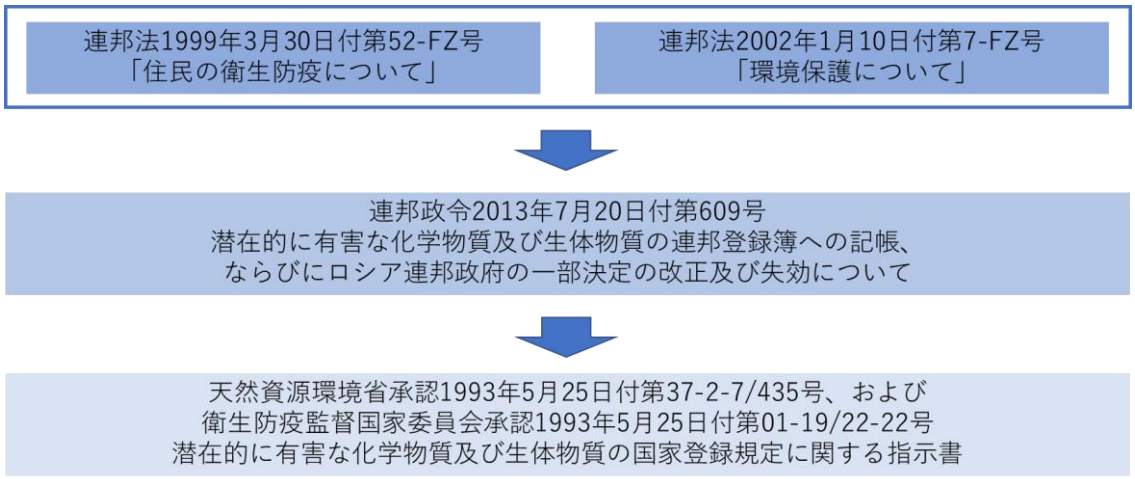

「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」に関する法体系

現行の法令の内容

まず、この「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」について、上位法である「連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号『環境保護について』」および「連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号『住民の衛生防疫について』」では以下の通り規定している。いずれの法律も一部の条項にて潜在的有害化学物質の管理を定めているが、特に「連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号『住民の衛生防疫について』」（以下、衛生防疫法）の第 43 条では、国家登録の対象品や有害性評価などについて言及している。

法令名	**連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」[285]**
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303
目的	現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	• **放射性物質、その他の物質、微生物などの潜在的に有害な化学物質を生産、取り扱い、無害化する場合の環境関連要求事項（第 47 条）** 1. ロシア連邦国内における放射性物質、その他の物質、微生物などの潜在的に有害な化学物質の生産及び取り扱いは、ロシア連邦法に従いこうした物質に対する必要な衛生・毒性試験を実施し、その取扱方法及び自

285 本法の詳細については、本報告書の別の章にて解説する。

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」[285]
	然保護基準を定め、これが国家登録された後に可能となる。

法令名	連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102058898
目的	人の健康と好ましい環境が保護されるという、憲法における国民の権利を実現するために、衛生・防疫面の福祉を確保することを目的とする。
所轄官庁	保健省
規制内容	• 本法の構成 第 I 章　総則（第 1 条～第 7 条） 第 II 章　住民の衛生防疫の確保における国民、個人事業者、法人の権利と義務（第 8 条～第 11 条） 第 III 章　人の健康のための生活環境安全確保に係る衛生防疫要求事項（第 12 条～第 28 条） 第 IV 章　衛生防疫（予防）措置（第 29 条～第 36 条） 第 V 章　住民の衛生防疫確保における国家規制（第 37 条～第 45 条） 第 VI 章　連邦国家衛生防疫監督機関（第 46 条～第 54 条） 第 VII 章　衛生法違反に対する責任（第 55 条～第 57 条） 第 VIII 章　最終規定（第 58 条～第 60 条） • **人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、各種物品に関する衛生防疫要求事項（第 14 条）** 人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、各種物品は、本連邦法の第 43 条に従い国家登録された後に、製造、輸送、購入、保管、販売、使用することができる。 • **ロシア連邦国内に搬入される物品に関する衛生防疫要求事項（第 16 条）** 1. 住民への販売を目的に、また人の直接的な関与が求められる工業、農業、建設工事、交通機関での使用を目的に、市民、個人事業者、法人によってロシア連邦国内に搬入される物品は、人及び生息環境に悪影響を与えるものであってはならない。 2. 本条第 1 項に示した物品は衛生防疫要求事項に適合しなくてはならない。ロシア連邦政府が定める一覧に記載されたロシア連邦国内に初めて搬入される各種物品は、これをロシア連邦国内に搬入する前に本連邦法第 43 条に従い国家登録する必要がある。

法令名	連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」
	• **物質及び物品の国家登録（第 43 条）** 1. 国家登録の対象品 ➢ 初めて生産導入される、過去に使用されたことのない、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、及びこれをベースに製造される薬品 ➢ 人にとって潜在的に有害な各種物品 ➢ ロシア連邦国内に初めて搬入される、食品を含む各種物品 2. 本条第 1 項に示した物質及び各種物品の国家登録は、次に基づき実施される。 ➢ 人及び生息環境にとっての物質及び各種物品の有害性評価 ➢ 生息環境に含まれる物質及び各種成分の量に関する衛生基準及びその他の基準の設定 ➢ 物質及び各種物品の処理及び根絶を含めた、これらが人及び生息環境に与える悪影響を未然に防ぐ保護措置の立案 3. 人及び生息環境にとっての物質及び各種物品の有害性評価、生息環境に含まれる物質及び各種成分の量に関する衛生基準及びその他の基準の設定、保護措置の立案は、国家認定制度での認定に関するロシア連邦法に従い認定された法人また個人事業者が実施する。 4. 本条第 1 項に示した物質及び各種物品の一覧ならびに所管の連邦行政機関が実施するこれらの国家登録の手順は、ロシア連邦の国際条約に別段の定めがある場合を除き、ロシア連邦政府が定める。

次に、上記 2 つの法律にもとづき「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の詳細を定めている「政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号」では、以下の通り「連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁（Rospotrebnadzor）」を所管当局として割り当てている。

法令名	**連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」**
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907
目的	潜在的に有害な化学物質及び生体物質を記録、規制し、その物理化学情報、毒性学的・衛生学的情報、環境・毒性学的情報など各種情報を蓄積することで、これが人の健康や環境に与える有害な影響を未然に防ぐことを目的とする。

法令名	**連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」**
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	1. 潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（PIC 条約）を含めたロシア連邦の国際条約及びロシア連邦の法律を遵守するために設けられた国家情報資源である。 2. 登録簿への記帳は、「連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁（Rospotrebnadzor）」が実施する。 3. 連邦消費者権利保護及び福祉分野監督庁（Rospotrebnadzor）の下部機構である連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」が、Rospotrebnadzor の定めた手順に従い登録を実施する。 4. 登録簿には、PIC 条約の対象物質を含めた化学物質及び生体物質の危険性に関する情報が記される。 5. 登録簿への物質情報の記載は、次のデータに基づいて行われる。 a) 一般名、国際純正・応用化学連合（IUPAC: International Union of Pure and Applied Chemistry）等の命名法に従った化学名、商品名、成分名、コード番号等による、物質の識別（同定） b) 物質の使用分野 c) 物理化学的、毒性学的、生態毒性学的な性質を考慮した、人の健康及び環境に対する物質の有害性評価 d) 生活環境や自然環境に存在する物質の衛生基準値及びその他の基準値 e) 物質を処理及び根絶するときを含めた、物質が人の健康や環境に与える有害な作用を未然に防ぐ防護措置 6. 登録簿に記載された情報は、次を実施する目的で使用することができる。 • 関税同盟の関税領域及び国境税関における衛生防疫監督（管理）対象品統一目録の第 II 部もしくは関税同盟技術規則に記された、潜在的に有害な化学物質及び生体物質ならびにこれらをベースに

法令名	**連邦政令 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」**
	製造される人にとって潜在に有害な薬剤（医薬品を除く）、生産、使用、輸送、加工時に、また生活状態において、人の健康や自然環境に悪影響を与えうる天然または人工の個別物質（化合物）の国家登録 • 連邦国家衛生防疫監督及び連邦国家環境監査

以上が「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の主な内容だが、この国家登録の対象となる製品について、本調査の一環で実施されたロシア政府当局へのヒアリングの際に消費者庁の担当者からは、「『関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号 関税同盟における衛生措置の適用について』に掲載されている製品である」という回答が得られた。この「関税同盟委員会決定 2010 年第 299 号」の概要は次の通り。

法令名	**関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」**
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/0055260/cuc_28062010_299
目的	生防疫要求事項に適合しない製品（物品）の搬入と、住民における感染症及び集団非伝染性疾患（中毒）の伝播から、関税同盟関税領域を保護することを目的とする。
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（ロシア国内）
規制内容	**ユーラシア経済連合の関税国境及び関税領域で国家衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）の統一目録** 第 1 部　国家衛生防疫監督（管理）の対象となる製品（物品）一覧 第 2 部　国家登録の対象となる製品（物品）一覧 （消毒剤、駆除剤、家庭用化学製品、人にとって潜在的に有害な化学物質、生体物質、これらをベースに製造される薬剤（医薬品を除く）、人の健康及び環境に望ましくない影響を与えうる天然または人工の個別物質（化合物）、家庭給水システムで使用される浄水装置、大人用個人衛生用品、食品接触製品、栄養補助食品、遺伝子組み換え食品、化粧品など） 第 3 部　国家登録の対象となる製品（物品）一覧に従ったユーラシア経済連合対外経済活動品目表（TN VED EAEU）コードの取得に関係なく

法令名	関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」
	国家登録証明書の提示が求められない製品（物品）の一覧

上記の「第 2 部　国家登録の対象となる製品（物品）一覧」に関してはさらに細かい内訳が定められているが、そのなかで化学品に関係するものを幾つか以下に例示する。

国家登録の対象となる製品（物品）一覧

ユーラシア経済連合対外経済活動品目表のコード番号による製品（物品）分類	製品（物品）の簡潔な名称
グループ 28 **非有機化学品／貴金属、希土類金属、放射性元素または同位体の非有機または有機化合物**	
2828	次亜塩素酸塩、工業用次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸塩、次亜臭素酸塩で、消毒剤、駆除剤として使用されるもの
グループ 29 **有機化学化合物**	
2915	アラキドン酸、モノカルボン酸、飽和酸、これらの無水物、酸ハロゲン化物、過酸化物、ペルオキシ酸、これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体
グループ 32 **タンニンエキス、染料木エキス／タンニン、タンニン誘導体／着色料、顔料、その他の着色物質／塗料、ラッカー／パテ、その他のマスチック／印刷用インク、インク、墨**	
3202	合成有機タンニン剤／非有機タンニン剤／天然タンニン剤を含む、または含まない、なめし用の薬剤／予備なめし用の酵素製剤
グループ 33 **精油、レジノイド／香水、化粧品、パーソナルケア用品**	
3307	殺菌力を持つまたは持たない、香り付きまたは香りなしの、室内用消臭剤
グループ 34 **石鹸、有機界面活性剤、洗剤、潤滑剤、人工ワックス、クレンザー、研磨剤、ろうそく類、塑性粘土、工作用粘土、歯科用ワックス、歯科用石膏**	
3402 20	有機界面活性物質、界面活性剤、洗剤、石鹸を含むまたは含まないクレンザー、小売用に包装されたもの
グループ 35 **アルブミン、加工澱粉、糊、酵素**	
3506	他の場所に記載されていない既製の糊及びその他の既製接着剤、糊または接着剤として使用できる製品、1kg 以下の正味重量で糊または接着剤として小売用に包装されたもの
グループ 38 **その他の化学品**	
3802	活性炭、家庭給水のために使用される天然鉱物活性物質
グループ 39 **プラスチック及びプラスチック製品**	
3901 - 3911	家庭給水または食品製造で使用される原型

ユーラシア経済連合対外経済活動品目表のコード番号による製品（物品）分類	製品（物品）の簡潔な名称
グループ 40 ゴム及びゴム製品	
4014	硬質ゴム製の結合部材がある、またはない、硬質ゴム以外の、加硫ゴム製の衛生用品

<u>運用状況</u>

「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」については、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が所管当局だが、その実務を担っている機関が「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」[286]（Russian Register of Potentially Hazardous Chemical and Biological Substances）である。

「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」HP

このwebページでは、「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」に関する運営組織の紹介、制度の解説、登録作業の解説、また、自身が編集を担当している毒性学に関する学術誌“Toxicological Review”の最新論文などが掲載されている。最も重要なポイントとして、このwebページでは、すでに登録されている11,266の有害化学物質の情報が検

286 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」　ホームページ http://www.rpohv.ru/

索できる仕組みとなっている[287]。さらに物質名称をクリックすることで、それらの詳細情報にアクセスすることが可能となっている。

- 現在は11266物質が登録されている。
- Cas No.、IUPAC名、分子式などの情報から検索可能。

登録済みの有害化学物質

287 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」が運営する有害化学物質データベース
http://rpohbv.ru/online/

また、混合化学製品に関する登録情報についても以下の通り公開されている[288]。

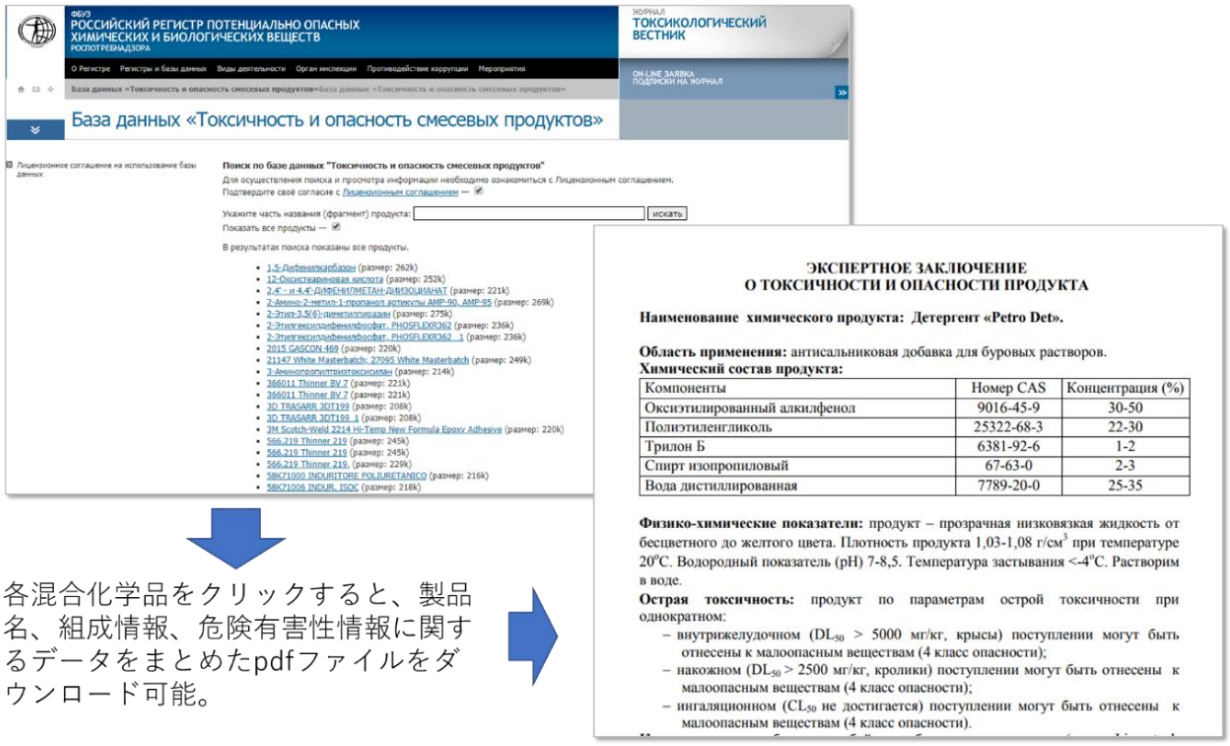

混合化学製品の登録情報

288 「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」が運営する混合化学製品のデータベース
http://www.rpohv.ru/blend/?is_licen=on&search=&is_full=1

これら国家登録の具体的な手順については「連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号」[289]で別途定められ、必要書類、手数料、問い合わせ先などが規定され、その附則 2 には国家登録申請書式が、附則 3 には下図の通り申請フローチャートが示されている。

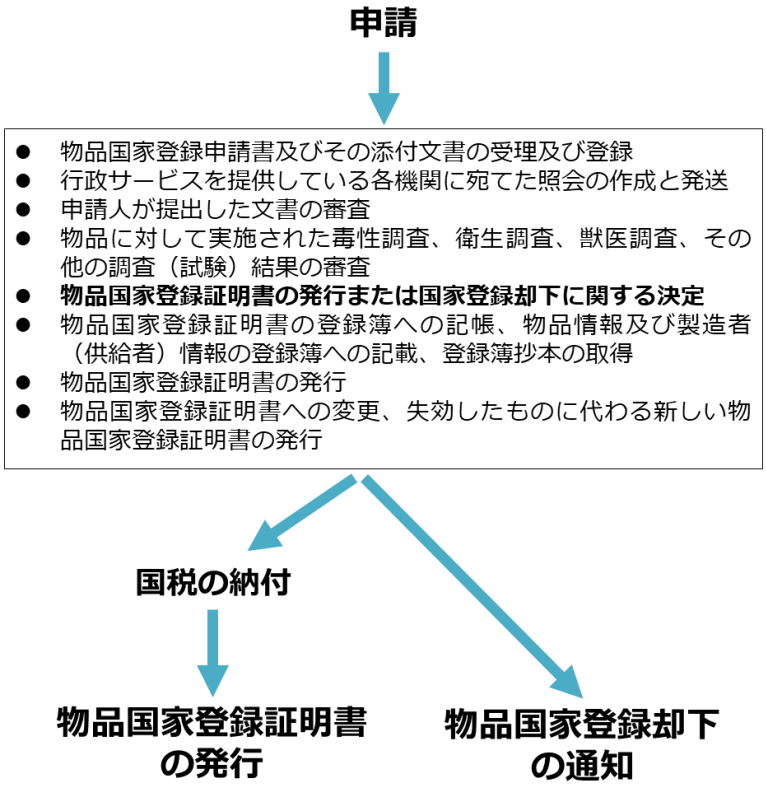

国家登録の申請フロー

[289] 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号
https://rg.ru/2012/10/03/reglament-preparat-dok.html

以上が「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の国家登録」に関する制度の法的要求事項およびその運用状況だが、以下ではその他の化学物質管理制度として「GHS」と「化学品の輸出入管理」について概説する。

【GHS】

ロシア国内での GHS の導入について、関連する GOST として次のものが存在する。

ロシア GHS 関連規格一覧

規格番号	タイトル
GOST 30333-2007	化学品の安全性データシート／一般要求事項
GOST 31340-2013	化学品の警告ラベル／一般要求事項
GOST 32419-2013	化学品の危険性分類／一般要求事項
GOST 32421-2013	物理化学的性質から危険性が認められる化学品の分類／爆発性化学品の試験方法
GOST 32423-2013	生体への作用に関する混合化学品の危険性分類
GOST 32424-2013	環境への作用に関する化学品の危険性分類／一般規定
GOST 32425-2013	環境への作用に関する混合化学品の危険性分類

「GOST 30333-2007　化学品の安全性データシート／一般要求事項」では、適用範囲を次のように定めている。

- 本標準規格は、化学品の安全性データシートに記載される情報の構成、内容、記述、作成に関する基本的要求事項を定めるものである。
- 本標準規格は、化学品（物質、混合物、材料、工場廃棄物）のために作成される安全性データシートに適用される。
- 安全性データシートは化学品（物質、混合物、材料、工場廃棄物）の技術文書に欠かすことのできない構成要素であり、化学品の安全な工業的利用、保管、輸送、リサイクル、また日常での利用に関する信頼できる情報を利用者に提供するものである。
- 安全性データシートは、地中にある有用資源、既製医薬品、既製香水化粧品、放射性物質、調理済み食品、非公開品目として出荷される化学品には適用されない。

また「GOST 31340-2013　化学品の警告ラベル／一般要求事項」は、化学品の警告ラベル記載に関する要求事項を定めるものであり、既製医薬品、獣医用薬剤、既製香水化粧品には適用されない。ここでは危険有害性情報（H コード）や注意書き（P コード）の表示方法が示されている。

この安全性データシートおよび警告ラベルに関する GOST については、さらに詳細を規定する以下のガイダンス文書がそれぞれ公表されているので、こちらも合わせて参照する必要がある。

- R 50.1.102-2014「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」（詳細を以下にまとめる）
- R 50.1.101-2014「GOST 31340-2013 に準拠した警告ラベルの注意書きの選定ガイダンスの標準化に関する勧告」

法令名	**R 50.1.102-2014「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」**
URL	（政府 web サイトでは原文を確認できなかったが、以下のページで部分的公開されている） http://docs.cntd.ru/document/1200122856
目的	GOST 30333 にもとづく安全性データシートの作成のためのガイダンスを提供する。
所轄官庁	連邦技術規制・計測庁
規制内容	**4. 一般的規定** 4.1 安全性データシートは、GOST 30333 の要件に従い、化学製品（物質、混合物、材料、産業廃棄物）の技術文書（ロシアにおける輸出入、材料および物質の輸送にともなう添付文書）に必須のものであり、消費者に対し、化学製品の安全な産業的利用、保管、輸送、再利用、一般的使用に関する信頼できる情報提供を目的としている。 4.2 安全性データシートは、地中にある状態の鉱物、完成した薬、完成した香料および化粧品、核物質および放射性物質、完成した食品および非公開のリストに従って製造された化学製品には適用されない。 4.3 市場に化学製品（化学物質）を製造・供給する組織（個人）は、GOST 30333 に従い安全性データシートを作成し、そこに記載されている情報が完全かつ正確であることに責任を負う。消費者の要求に応じ、市場（製造業者、供給業者、販売業者、輸入業者、輸出業者）で化学製品（物質）の提示に責任を負う組織（個人）は、無料で安全性データシートを開示しなければならない。 4.4 安全性データシートには、次の質問に対する回答を含むこと。 • 化学製品（物質）を構成するものは何か

法令名	R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
	• 化学製品（物質）の生産から再利用まで、この化学製品（物質）のライフサイクルのすべての段階での循環の原則は何か。 • 緊急事態のリスクを軽減するために知っておくべきことは何か。 • 危険な状況を防ぐ方法と、危険な状況または緊急事態の場合に、まず何をすべきか。 • この化学製品（化学物質）が、人間の健康と環境にいかなる影響を及ぼすか。 4.5 一枚の安全性データシートには、ブランドの製品全体を含む、1 つの規制文書に基づいて製造された化学製品（化学物質）1 点を記述できる。 安全性データシート作成者は、次の場合、個別の安全性データシートを作成しなければならない。 • 1 つの規制文書に記載され、2 つ以上のブランドで生産され、それらの物質の状態が互いに異なる化学製品（化学物質）については、2 件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 1 つの規制文書に記載され、2 つ以上のブランドで生産され、使用分野に応じ、別個の異なる許可を必要とする化学製品（物質）については、2 件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 1 つの規制文書に記載され、2 つ以上のブランドで生産され、組成および/または基本的な危険特性が異なる化学製品（物質）については、2 件以上の安全性データシートを作成する必要がある。 • 同じ名称の化学製品（物質）で、複数の規制文書に従って製造された化学製品（化学物質）については、それぞれ個別の安全性データシートを作成する必要がある。 4.6 安全性データシートは、タイトルページおよび安全性データシートの第 1 項に示された、化学製品（化学物質）を市場に出すことに対し責任を負う、申請者組織の知的財産である。 4.7 GOST 30333 の 4.2.9 項に従って、安全性データシートは登録・再登録の対象となる。連邦国家統一企業「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」は、2009 年 12 月 15 日付け N 4547 の技術規制と度量衡に関する連邦機関の命令に従って、安全性データシートの登録を管轄する。連邦国家統一企業

法令名	R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
	「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」は、安全性データシートのデータバンクを保有する。 2014 年 10 月 4 日付 N 1518 の技術規制と計量に関する連邦機関の長の命令により、連邦国家統一企業「原材料、材料、および物質の標準化、情報、および認証のための全ロシア研究センター」から連邦州統一企業「材料と技術の標準化のための全ロシア研究センターに名称を変更した。 4.8 安全性データシートは、最終的な文書である。すなわち、化学製品（化学物質）の特徴に適合し、化学製品（化学物質）の流通に必要とされる、すべての許可申請書の受領および発効後に登録されるべきものである。

上記の通り、GHS に関係する GOST が既に発行されているなかで、2019 年に新たに以下の GOST R が発行された。いずれも 2022 年 6 月 1 日に施行される。

- GOST R 58473-2019「化学品の危険性分類／一般要求事項」
- GOST R 58474-2019「化学品の警告ラベル／一般要求事項」
- GOST R 58475-2019「化学品の安全データシート／一般要求事項」

これら GOST R と上記の GOST は以下の通り、名称が一致している。しかし、その内容を比較すると、新たに追加された箇所も見られる。また、大きな相違点として、GOST には「国連 GHS に準ずる」旨が記されているが、GOST R にはそうした記述が見られないという点が挙げられる。

GOST R	GOST
GOST R 58473-2019 「化学品の危険性分類／一般要求事項」	GOST 32419-2013 「化学品の危険性分類／一般要求事項」
GOST R 58474-2019 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」	GOST 31340-2013 「化学品の警告ラベル／一般要求事項」
GOST R 58475-2019 「化学品の安全データシート／一般要求事項」	GOST 30333-2007 「化学品の安全データシート／一般要求事項」

そのほかの具体的な差異として、例えば、GOST 32419-2013「化学品の危険性分類／一般要求事項」と GOST R 58473-2019「化学品の危険性分類／一般要求事項」を比較した場

合、GOST R 58473-2019 では「1. 適用範囲」に定める適用範囲外が次のように追加されている。

GOST R 58473-2019	GOST 32419-2013
• 既製医薬品及び既製動物用医薬品 • 既製香水化粧品 • 地中にある有用資源 • 調理済み食品、栄養補助食品、食品添加物、既製飼料 • 喫煙及び非喫煙タバコ製品 • 電子ニコチン送達システム用の液体 • 埋立処分または処理の対象となる産業廃棄物 • 製品[290]	• 既製医薬品及び既製動物用医薬品 • 既製香水化粧品

この他、GOST R 58473-2019 では「3. 主な用語」が大幅に追加された他、「4. 一般規定」が一部変更及び追加、また「5. その物理化学的性質に基づき危険性を判断した化学品分類」の記述内容にも多くの変更が見られる。

次に警告ラベルに関する GOST 31340-2013「化学品の警告ラベル／一般要求事項」と GOST R 58474-2019「化学品の警告ラベル／一般要求事項」の比較では、上記 GOST 32419-2013 と GOST R 58473-2019 の比較と同様に「1. 適用範囲」に定める適用範囲外が追加されている他、「4. 警告ラベルに関する要求事項」が大幅に拡大また変更されている。

最後に、GOST 30333-2007「化学品の安全性データシート／一般要求事項」と GOST R 58475-2019「化学品の安全性データシート／一般要求事項」を比較すると、GOST R 58475-2019 では「1. 適用範囲」に安全性データシートの適用範囲外が次のように追加記載されている。GOST R 58473-2019 及び GOST R 58474-2019 に似ているが、ここでは「埋立処分または処理の対象となる産業廃棄物」がない代わりに「放射性物質」「医療用品」が入っている。

- 地中にある有用資源
- 既製医薬品及び既製動物用医薬品
- 既製香水化粧品
- 放射性物質
- 調理済み食品、栄養補助食品、食品添加物、既製飼料
- 喫煙及び非喫煙タバコ製品

290 ロシア語で“изделия”だが、その定義は記載されていないため、不明。

- 電子ニコチン送達システム用の液体
- 医療用品
- 製品

この他、GOST R 58475-2019 は GOST 30333-2007 を全面改訂した、殆ど別物と言っていい内容となっている。

【化学品の輸出入管理】

化学品を規制する法令として、そのほかには「ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号『非関税規制措置について』」[291]がある。この決定では、ユーラシア経済連合域内の輸出入禁止または制限対象となる品目の統一リスト[292]が定められており、主には国際条約（モントリオール議定書やストックホルム条約など）の対象物品が規制されている。ロシア財務省・連邦税関局へのヒアリング結果によると、「制限」対象となっている物品については「許可」を取得することが輸出入の条件であり、例えば規制対象となっているオゾン層破壊物質の場合には天然資源環境省の「環境保護・生態系安全分野国家政策管理局」から許可を取得しなければならない[293]。

なお、ロシアでの化学品の通関について日系企業にヒアリングしたところ、「これまでに大きな問題は聞いたことはない」というコメントが殆どであり[294]、現在の制度下では十分に対応できているものと推察される。

[291] ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号「非関税規制措置について」
https://docs.eaeunion.org/sites/storage1/Lists/Documents/2f2762e7-6ad2-4b76-8362-cec16f1a8ff7/95578e07-961c-458b-b86e-56063e83a603_%D0%A0%D0%B5%D1%88%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%2030%20%D0%BE%D1%82%2021%20%D0%B0%D0%BF%D1%80%D0%B5%D0%BB%D1%8F%202015%20%D0%B3.pdf
[292] 規制対象品目リストは頻繁に改正されているため、上記のユーラシア経済委員会決定 2015 年第 30 号の原文ではなく、以下の web ページを参照することが望ましい。
http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/catr/nontariff/Pages/ediny_perechen_30.aspx
[293] 海外ヒアリング結果
[294] 国内ヒアリング結果

今後の予定

ここまでは現行の制度について紹介してきたが、現在、ロシアを含めたユーラシア経済連合の化学物質管理が大きく変わろうとしている。その中心となる法令が「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」である。TR EAEU 041/2017 では既存化学物質のインベントリと、それに伴う新規化学物質管理制度の導入が進められており、さらに、その実施規則として位置付けられる 2 つの法令がいままさに議論されている。以下では、TR EAEU 041/2017 の解説、インベントリの作成状況、2 つの実施規則案について解説する。

【TR EAEU 041/2017 の解説】

「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）『化学品の安全性について』」は 2017 年 3 月 3 日にユーラシア経済委員会評議会にて承認され、2021 年 6 月 2 日に発効することとなっている。以下にその主な内容をまとめる[295]。

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）「化学品の安全性について」
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19
目的	人の生命及び健康、財産、自然環境、動植物の生命及び健康を保護し、消費者（使用者）の誤解を招く行為に警告をすることを目的とする。
所轄官庁	産業貿易省（ロシア国内）
規制内容	本規則の構成 第 1 章　適用範囲 第 2 章　主な用語 第 3 章　化学品の識別規則 第 4 章　ユーラシア経済連合市場における化学品の流通規則 第 5 章　化学品の分類に関する要求事項 第 6 章　化学品の安全要求事項 第 7 章　化学品の表示に関する要求事項 第 8 章　警告表示に関する要求事項 第 9 章　安全性データシートに関する要求事項 第 10 章　技術規則の要求事項に対する化学品の適合性確保 第 11 章　新規化学物質の通知

[295] TR EAEU 041/2017 の各条文の内容については、以下の web サイトで販売している TR EAEU 041/2017 の日本語訳文書より一部引用した。
http://elg.eulegg.com/index.html

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）「化学品の安全性について」
	第 12 章　技術規則の要求事項に対する化学品の適合性評価 第 13 章　ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号の化学品への表示 第 14 章　技術規則の要求事項の遵守に対する国家管理（監督） 附則 1　「ユーラシア経済同盟技術規則『化学品の安全性について』(TR EAEU 041/2017)」の効力が及ばない化学品の一覧 附則 2　化学品に含まれる有害化学物質の含有量許容誤差 附則 3　化学的安全性に関する報告書の内訳 附則 4　化学品に含まれる使用制限化学物質の限界含有値 附則 5　化学品の国家登録申請書（書式） 附則 6　化学品の通知国家登録証明書（書式） 附則 7　化学品使用許可証（書式） <u>第 3 章　化学品の識別規則</u> • 化学品の識別とは以下を含む手続きである。（第 6 条） (a) 化学品の名称の特定 (b) 化学品の化学物質又は混合物への帰属 (c) IUPAC 命名法及びアメリカ化学会の CAS レジストリに登録された化学物質の特定番号（以下、CAS No.）に従った化学物質の名称の特定（ある場合） (d) 識別される構成成分の組成に含まれる各成分に対して IUPAC 命名法及び CAS 登録番号に従った名称を定めることによる、混合物の化学成分の特定。 (e) 化学品の組成中に 0.1%を超える濃度で新規化学物質が含まれるかの特定 (f) 化学品の組成に含まれる化学物質が以下のどの物質に該当するのかの特定； ➢ 新規化学物質 ➢ ユーラシア経済連合の関税領域内での適用が禁止されている化学物質 ➢ ユーラシア経済連合の関税領域内での適用に制限のある化学物質 (g) 化学品の適用範囲の特定

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）「化学品の安全性について」
	• 化学物質の化学成分を特定においては、以下が識別されなければならない。（第 7 条） (a) 基本化学物質 (b) 添加物や不純物の組成に含まれる危険化学物質。それらが、自主的に適用することで本技術規則の要求事項遵守が保障される規格一覧に含まれる規格で示される濃度値を超える量で存在する場合。 • 混合物の化学成分の特定においては、以下が識別されなければならない。（第 8 条） (a) 10%を超える濃度で存在する化学物質 (b) 自主的に適用することで本技術規則の要求事項遵守が保障される規格一覧に含まれる規格で示される濃度値を超える量で存在する危険化学物質 <u>第 4 章　ユーラシア経済連合市場における化学品の流通規則</u> • ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿のなかに情報がない場合、新規化学品として識別されなければならず、その組成に含まれる新規化学物質は、本技術規則の第 46 項から第 48 項に従って、当該化学物質を含む化学品のユーラシア経済連合の関税領域に向けた出荷までに通知されなければならない。（第 11 条） <u>第 5 章　化学品の分類に関する要求事項</u> • 化学品の分類は、当該製品の製造者（製造者の全権代理人）、輸入者によって行われる。化学品の分類は、自主的に適用することで本技術規則の要求事項への適合性が保障される国際規格及び地域規格（多国間規格）、そのような規格がない場合は国内規格の一覧に従って行われる。（第 14 条） <u>第 7 章　化学品の表示に関する要求事項</u> • 化学品の表示は、製品パッケージ又はパッケージに貼り付けられるそのラベルに直接施されなければならない。警告表示の要素は、化学品の表示に含まれる他の情報と比較して目立つものでなければならず、また、多国間規格 GOST 31340-2013 に適合していなければならない。（第 33 条）

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）「化学品の安全性について」
	<u>第 8 章　警告表示に関する要求事項</u> • 警告表示は、絵表示、シンボル、注意喚起語の形で貼り付けられ、多国間規格 GOST 31340-2013 に従った危険警告措置の記述を含む。（第 35 条） <u>第 9 章　安全性データシートに関する要求事項</u> • 安全性データシートに含まれなければならない情報に対する要求事項は、多国間規格 GOST 30333-2007 に記載されている。（第 39 条） <u>第 11 章　新規化学物質の通知</u> • 新規化学物質の通知は、ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿にその情報を記入することによって実現される。（第 46 条） <u>第 12 章　技術規則の要求事項に対する化学品の適合性評価</u> • 化学品は、ユーラシア経済連合の関税領域に出荷される前に適合評価を受ける。（第 49 条） • 化学品の本技術規則の要求事項への適合評価は、以下の形式で実施される。（第 50 条） (a) 国家登録の届出 (b) 国家登録の許可 <u>第 13 章　ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号の化学品への表示</u> • 本技術規則及び効力が及ぶ他の連合（関税同盟）技術規則の要求事項へ適合しており、本技術規則の規定に従って適合評価手続きを経た化学品は、連合市場製品流通統一記号による表示がされる。（第 67 条）

TR EAEU 041/2017 によると、全ての化学品（化学物質または混合物）が適合評価の対象となるが、その適合評価のフローをまとめると下図の通りとなる。インベントリに収載されていない化学品については「新規化学品」として、国家登録許可を申請しなければならない。一方でインベントリに収載されている場合だが、こちらは TR EAEU 041/2017 の第 53 条で規定される条件をもとに更に判定され、条件を満たせば国家登録届出を申請し、満たしていない場合には国家登録許可の対象となる。なお、附則 4 で規定される適用制限化学物

質の最大許容値は発がん性、変異原性、生殖毒性（CMR）および水性環境有害性から成り、具体的なリストについては後述する「ユーラシア経済委員会命令（案）　ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」の附則 7 で規定される。一方で適用禁止化学物質については、ユーラシア経済委員会による個別決定にもとづき定められることとなる。

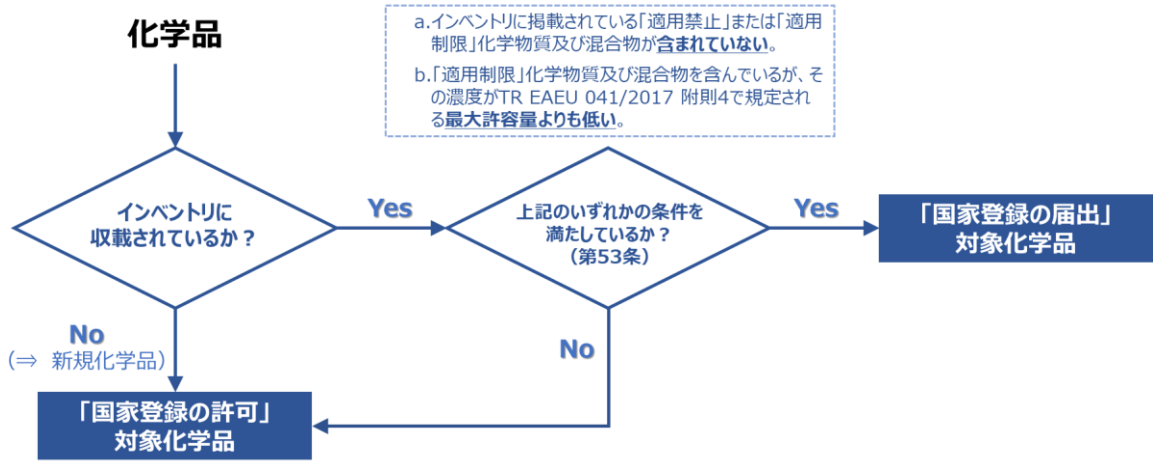

TR EAEU 041/2017 に基づく化学品の判定

TR EAEU 041/2017 の附則 4 に基づく危険有害性の最大許容量

物質の危険有害性	濃度（重量%）
発がん性物質（クラス 1、2）	0.1
変異原性物質（クラス 1）	0.1
変異原性物質（クラス 2）	1.0
生殖毒性物質（クラス 1、2）	0.1
水生環境慢性有害性物質（クラス 1）	1.0

全ての化学品について届出または許可のいずれかを申請することとなるが、両者を比較すると以下の通りである。許可の申請において(d)の情報が要求される点が異なり、化学品に関する詳細なデータが必要となる。必要書類が提出された後に各国の権限機関で審査され、問題がなければ、届出については 10 営業日以内に「国家登録届出証明書」（附則 6 の様式に基づく）が、許可については 45 営業日以内に「化学品使用許可書」（附則 7 の様式に基づく）が発行され、インベントリに登録される仕組みとなっている。届出登録証明書に関しては無期限で有効だが、化学品使用許可書の方は有効期限が 5 年間となっている。ただし、5 年の間に不適合の指摘を受けなければ、自動的に再登録される。

TR EAEU 041/2017 に基づく国家登録の届出と許可の差異

項目	国家登録の届出	国家登録の許可
必要書類	(a) TR EAEU 041/2017 の附則 5 の様式に従った国家登録申請書 (b) TR EAEU 041/2017 の第 36 条～第 43 条に従って作成された安全性データシート (c) 試験機関で実施された試験レポート、または公式な情報源から得られた情報を含む文書。試験レポートは、インベントリに含まれる化学品および計算によって分類することができる化学品に対しては適用されない。	(a) TR EAEU 041/2017 の附則 5 の様式に従った国家登録申請書 (b) TR EAEU 041/2017 の第 36 条～第 43 条に従って作成された安全性データシート (c) 試験機関で実施された試験レポート、または公式な情報源から得られた情報を含む文書。試験レポートは、インベントリに含まれる化学品および計算によって分類することができる化学品に対しては適用されない。 (d) TR EAEU 041/2017 の第 48 条で規定される以下の情報； • 附則 3 の様式に従った化学的安全性に関する報告書 • IUPAC 命名法に従った化学物質の名称 • 化学物質の構造式 • CAS 登録番号 • 化学物質の機器分析データ • 化学物質の予測される適用範囲 • 化学物質の予測される廃棄（再加工）手順 • 化学物質の輸送方法、事故防止装置及び事故時の処理方法 • 管理の分析方法 • 化学物質の物理化学データ • 化学物質の毒性データ • 化学物質の生態毒性データ • 生体蓄積、発がん性、突然変異性、毒性を特定するための化学物質の試験レポートのコピー（TR EAEU 041/2017 の施行日から 2 年間は他のラボラトリーにおける試験の実施が認められる）
審査日数	10 営業日	45 営業日
発行文書	国家登録届出証明書 （附則 6 の様式に基づく）	化学品使用許可書 （附則 7 の様式に基づく）

期限	無期限	5 年間

TR EAEU 041/2017 におけるリスク評価制度についての詳細は不明だが、後述する「ユーラシア経済委員会命令（案）　新規化学物質の通知」および「ユーラシア経済委員会命令（案）　ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」のなかで今後明確に規定されるものと思われる。なお現在のドラフトでは、新規化学物質の登録において必要な情報として、一般情報、製造・使用・流通に関する情報、物理化学試験・毒性試験・生態毒性試験結果、長期曝露評価、導出無影響レベル（DNEL）、環境有害性評価などのデータが挙げられている。

以上が TR EAEU 041/2017 の主な内容であるが、本規則は基本的に化学品を規制するものであり、附則 1 には適用除外用途として研究開発用化学品、医薬品、食品、化学産業廃棄物、製品中の化学品、トランジットの化学品など 9 種類が指定されている。「製品中の化学品」が適用除外に挙げられていることから、EU REACH で規定される「成形品」については TR EAEU 041/2017 の対象外であると考えられる。

【インベントリの作成状況】

次に、「ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿」（以下、インベントリ）の状況について解説する。

ユーラシア経済委員会評議会決定 2017 年 3 月 3 日付第 19 号によると、本来であれば 2018 年 12 月 1 日までにインベントリの作成に関する実施規則に相当する文書が承認、発効される予定であった。しかしながら、同文書についてはいまだ検討段階にあり、産業貿易省によると①コンサルテーション、②作業部会、③EEC 会議という 3 段階のプロセスを経て承認されることになるが、すでに①は済んでおり、現在は②の段階にあるという[296]。

関係する法令文書がいまだ定まっていないなかで産業貿易省は、2019 年 5 月 13 日、インベントリ作成のための情報収集を目的として、企業に対して 2019 年 8 月 10 日までに化学品に関する情報を提出するよう求める文書[297]を公開した。なお、その際の実務上の問い合

[296] 海外ヒアリング結果
[297] 産業貿易省公式書簡 2019 年 5 月 13 日付 No. EB-30646/13「化学物質インベントリについて」
https://ciscenter.org/upload/iblock/007/pismo_pmt.pdf

わせ窓口および情報提出テンプレートのダウンロード先として指定された機関が「非営利組織　規制実務合意に関する CIS 加盟諸国の調整情報センター（Coordinating Informational Center of CIS Member States on approximation of regulatory practices）」（以下、CIS Center）である。

具体的な情報提供については、産業貿易省が運営する「国家産業情報システム（GISP）」から行う。なお、インベントリにおいて情報提供の主体（申請人）となるのは、「ロシア連邦域内でロシア連邦法に従い登録された、化学物質の製造者（製造者の代理人）また輸入者である法人または個人事業者（ロシア連邦の居住者）」であり、該当者は必要に応じて国家産業情報システムのサイトから手続きをするよう産業貿易省が呼びかけている。

新規ユーザーの登録方法：https://gisp.gov.ru/new_user/gisp.php

インベントリのサイト利用方法：https://gisp.gov.ru/cheminv/i/

また、2019 年 11 月 7 日に産業貿易省は、企業による化学物質情報提供のためのガイドライン[298]を公開した。ガイドラインでは、情報提供の対象となる化学物質として「化学品に 0.1%以上の濃度で含まれるもの」を指定、混合物やポリマーの成分の明記、テンプレートへの記入するべき情報、テンプレート記入に際しての注意事項など全 15 項目がまとめられている。

本来であれば情報収集期限は 2019 年 8 月 10 日までだったが、その期限を「2020 年 5 月 1 日」まで延期することを規定した公式文書[299]を産業貿易省が 2020 年 2 月 17 日に公開した。この文書では期限の延期のほか、以下を強調し、企業に注意を促している点にも注目したい。

> 国家産業情報システム（URL: https://gisp.gov.ru/cheminv/i/）における企業（組織）のマイページから必要な情報を適時に送付するよう、また各社の生産工程で使用されている原料及び補助剤を提携により供給している組織にも当該情報を伝えるよう、お願いする。こうした提言を行う理由は、ユーラシア経済連合技術規則「化学品の安全性について」（TR EAEU 041/2017）の発効後は、ユーラシア経済連合の化学物質及び混合物登録簿に記載されていない全ての化学物質について、化学物質市場に入れるために非常に時

[298] 産業貿易省公式書簡 2019 年 11 月 7 日付 No. EB-78723/13「化学物質インベントリ枠内での情報収集開始について」
同通達に添付されているガイドラインの名称は「ロシア連邦内で流通およびその計画がある化学物質（混合物の成分となるものを含む）のインベントリ登録を行うにあたり、産業・貿易界で活動する主体からもたらされる情報を取り込むため構築された産業情報システム・GISP のリソースを利用してのデータ収集の実施ガイドライン」
http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/Pismo_EVL_s_metod.rek-mi.pdf

[299] 産業貿易省公式書簡 2020 年 2 月 17 日付 No. EB-10702/13「化学物質インベントリの情報収集期限の延長について」
https://ciscenter.org/upload/iblock/doc/pismo_inventar.pdf

間を要する届出の手続きを経なければならなくなり、これにより原料の供給及び完成品製造のスケジュールに破綻が生ずる可能性があるためである。

なお産業貿易省によると、2020 年 5 月までにロシア国内でのインベントリの情報収集作業を完了したいが、国内企業のなかで登録を忘れている企業がいるかもしれないので、その後も移行期間を 2 年間設定し、インベントリに追加できるようにする可能性はあるという[300]。ただし、その場合には市場で流通していることを示す文書が必要となる。また、この情報収集作業は、同じくユーラシア経済連合を構成する他の 4 か国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス）でもすでに開始されており、最終的には 5 か国の情報が揃った後に 1 つのインベントリに統合されることとなる[301]。

インベントリに関する情報収集への対応状況について日系企業にヒアリングしたところ、申請を行った企業からは以下の回答が得られた。

- 約 30 物質を申請した。
- 10～20 物質を申請した。（申請作業における）問題は特に認識していない。
- 27 物質を申請した。反応混合物を登録しようとしたときに、Cas No.を持たないためそのままでは登録できず、構成成分に分割して成分毎の Cas No.で登録することになった。
- 数種の物質を申請した。
- 500 物質程度を申請した。作業上、特に問題になることはなかった。

一方で、申請を希望しているにもかかわらず、それができなかった企業からのコメントや制度の問題点として以下が挙げられた。

- 申請したが、記載内容に不備があり却下された。
- 情報を入手するのが遅く、準備が間に合わなかった。
- 当局からの情報発信が遅くかつ薄く、困っている。予備登録の対象物質範囲の解釈が各社で異なっているようで、現場に混乱が生じている。
- 期限の変更に関する発表が適切な時期に行われない。
- 地域や言語の問題で情報が得られず困った。

そのほかのコメントとしては、ポリマーや混合物に関する扱いについて現状は不透明である点が指摘された。

300 海外ヒアリング結果
301 海外ヒアリング結果

【2 つの実施規則案】

TR EAEU 041/2017 について、最後に、その実施規則に相当する 2 つの法令文書案（第 2 段階文書とも言われる）を解説する。すでに述べたように、当初のスケジュールに従えば 2018 年 12 月 1 日までに以下の 2 つの文書が承認、発効されている予定であった。いずれも 2018 年 5 月 30 日よりドラフトの公開協議が始まってはいるものの、いまだ承認されていない。

- ユーラシア経済委員会命令（案）　新規化学物質の通知
- ユーラシア経済委員会命令（案）　ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持

それぞれのドラフトの検討状況、原文、産業界からのコメントなどの情報は以下の web ページより確認できる。

https://docs.eaeunion.org/ria/en-us/0102992/ria_29052018

前者の「ユーラシア経済委員会命令（案）　新規化学物質の通知」だが、こちらは新規化学物質の通知手続きに関する細かな規定や、TR EAEU 041/2017 の第 48 条で規定される「化学的安全性に関する報告書」に記載するべき内容の詳細を定めている。主には以下の通り。新規化学物質のデータは複数人での共同提出も可能であり、また、試験に時間を要する場合は 2 回に分けて提出することについても規定している。そのほか、ポリマーの通知や企業秘密情報（CBI）についても触れられている。

- ポリマーの通知は、モノマーに基づいて行われる。ポリマーは通知の対象にならない。（第 3 条）
- 新規化学物質に関する情報を段階的に提出する場合、申請者は、最初の段階で、附則 2 に基づく化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート I で規定されている範囲で、新規化学物質に関する情報と更なる研究のための戦略を提出する。（第 12 条）
- 更なる研究のための戦略は、申請者が第 2 段階で、附則 2 に基づく化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート II で規定されている、新規化学物質に関する情報を、決められた期間内に提出する。（第 13 条）
- 更なる研究のための戦略は、申請者によって自由形式で作成され、以下の情報を含む。（第 14 条）
  - (a) 長期にわたる試験が必要と思われる、新規化学物質の特性に関する欠落したデータのリスト。
  - (b) 欠落したデータを取得するために必要な試験のリスト（試験方法の名称と、この試験の要件を確立する標準化文書の番号を含む）。
  - (c) 試験の順番とデータを取得する時期。

(d) 申請者が、化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項のパート II で規定されている新規化学物質に関する情報を提出する期限。ただし、3 年を超えてはならない。

- 外国語で提出するすべての文書には、申請者が認定したロシア語翻訳を添付する。外国語で書かれた試験プロトコルについては、試験の条件とその結果を簡潔にまとめたものの翻訳で良い。（第 16 条）
- 新規化学物質の通知は、複数の申請者によるデータの共同提出が許可される。（第 18 条）
- 新規化学物質の通知のために申請者が提出した文書は、登録簿の非公開部分となり、登録簿の公開の対象ではなく、全権委任された組織のみが使用できる。（第 38 条）
- 登録簿の非公開部分で提供される情報は、機密情報である。（第 39 条）
- 更なる機密性の取り扱いは、この情報を提供した申請者の合理的な要求よって、確立されうる。（第 40 条）

次に「ユーラシア経済委員会命令（案）　ユーラシア経済連合の化学物質および混合物登録簿の作成と維持」では、本文以外に 9 つの附則がある。附則 3 では、化学物質の危険有害性の分類結果や毒性データを集めた他国の公式情報源（日本、EU、米国、豪州など）の URL が掲載されている。そのほか附則 7 では制限化学物質のリストが掲載されている。

附則1　インベントリの結果に基づいたユーラシア経済委員会への提出を目的とする同盟国の領土に流通する化学物質に関する情報の構成
附則2　化学物質安全性報告書の記入に関する推奨事項
附則3　化学物質に関する公式情報源リスト
附則4　ユーラシア経済同盟の情報ポータルにおける公開を目的とした化学物質に関する情報の構成
附則5　混合物の登録簿の国内部分の情報および文書の構成
附則6　ユーラシア経済連合の情報ポータルにおける公開を目的とした化学物質に関する情報の構成
附則7　ユーラシア経済同盟の関税地域における使用が制限される化学物質のリスト
附則8　化学物質の情報提供に関する推奨事項
附則9　標準的に提供される化学物質の情報

最後に化学品の登録スケジュールについて、現在のユーラシア経済委員会評議会決定案[302]では、以下の通りとなっている。申請者の年間取扱量によって段階的に実施されていく見込みであり、混合物の登録については 2026 年から開始される予定である。なお、いずれも当該年の 6 月 2 日が開始日に指定されている。

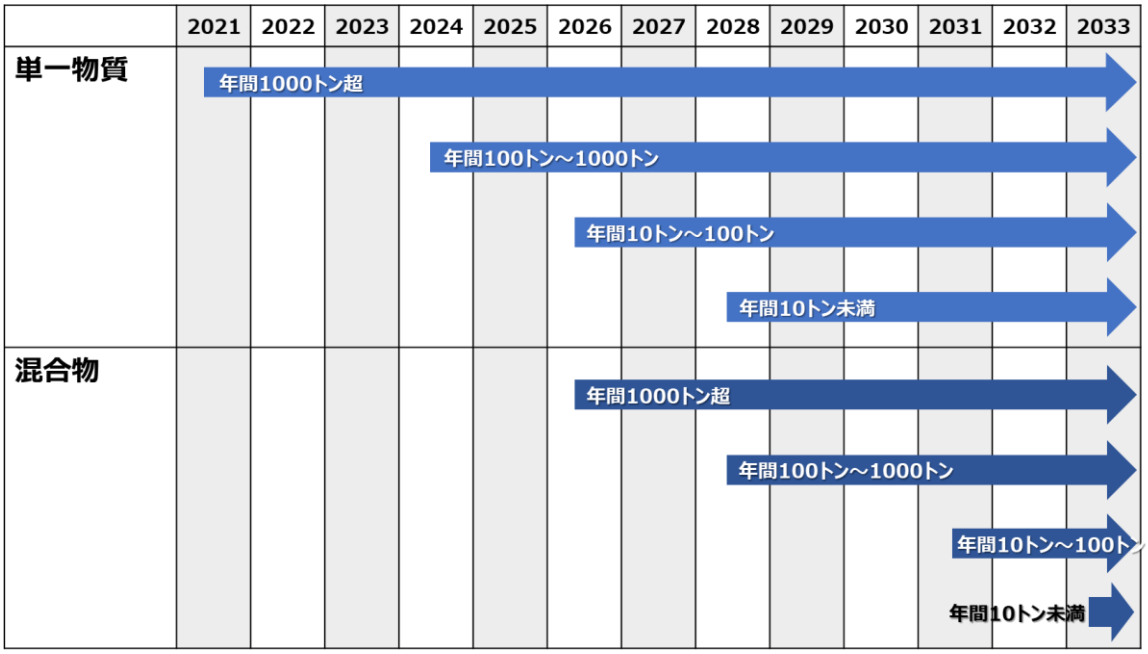

TR EAEU 041/2017 に基づく登録スケジュールの案

以上が、TR EAEU 041/2017 に関する現状である。発効は 2021 年 6 月 2 日と設定されており、それに向けてインベントリの整備と実施規則の作成が進められてはいるものの、いまだ不透明な点も多く、産業界でも混乱が生じているのが実状である。また、混合物の登録という他の国では見られない制度もあり、これからますます懸念事項が増えていくことが予見されるため、ユーラシア経済委員会、ロシア産業貿易省、CIS Center などの関連組織が発表する情報を適宜参照していくことがまずは必要と言える。

302 「ユーラシア経済委員会評議会決定案『ユーラシア経済連合の化学物質と混合物の登録簿の作成と維持の手順および新規化学物質の通知手順の承認について』」
https://docs.eaeunion.org/ria/ru-ru/0113158/ria_29052018_mdoc.pdf

2.3 PRTR

ロシアでは PRTR に関する法令は確認できない。

PRTR を掲げるオーフス条約について、ロシア政府は批准する意図があることを繰り返し表明しており、2011 年末、天然資源省（現在の天然資源環境省）の公式 HP で、同省は「現在、関連する連邦法の草案を作成し、オーフス条約の批准に関する省の提案は、連邦執行機関によって承認されている」と発表した[303]。その後 2012 年の初め、当時のメドベージェフ大統領は、近々、オーフス条約とエスポー条約の批准に関する法案が下院に提出されることを発表し、大統領は、環境問題に取り組む市民社会制度と人権の発展に関する会議の代表者たちと懇談した。しかし、その後も、ロシア政府はオーフス条約を批准していないのが現状である。

[303] PRTR に関するロシア政府のこれまでの経緯についてのニュース
https://bellona.ru/2016/12/05/pravovoy-dolgostroy/

2.4 毒物

制定の経緯

ロシアでの毒物・劇物の管理は以下の 2 つの法令にもとづき規制されている。

- ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への輸入及びロシア連邦からの輸出の手続きについて」
- ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への輸入及びロシア連邦からの輸出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」

前者の法令は、ロシアへの輸入及びロシアからの輸出を国が管理するための手続きを定めるもので、後者はその規制対象物質を定めている。

現行の法令の内容

法令名	**ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」**
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102040146
目的	麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシアへの輸入及びロシアからの輸出を国が管理するための手続きを定める。
所轄官庁	産業貿易省、連邦保健分野監督庁、連邦自然利用分野監督庁
規制内容	• 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出は、産業貿易省が発行するライセンス及びロシア連邦政府が定める品目表に基づいて行われる。ライセンス交付の根拠となるのは、連邦保健分野監督庁（Roszdravnadzor：Federal Service for Surveillance in Healthcare）及び連邦自然利用分野監督庁（Rosprirodnadzor：Federal Service for Nature Management Supervision）の然るべき許可である。（第 2 条） • 許可を求める申請人は、連邦保健分野監督庁に以下の書類を提出する（ロシアの法律に定める規定に従った電子署名で認証された電子文書形式による連邦国家情報システム「国家及び地方自治体サービス（職務）統一ポータルサイト」の使用を含む）。（第 3 条）

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」
	(a) 紙媒体または電子文書形式による紹介状 (b) 医薬品製造ライセンスまたは医薬品業務ライセンスの存在に関する情報（医薬品として登録された、麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物を搬入（搬出）する場合)。 連邦保健分野監督庁は必要に応じて省庁間情報相互運用（省庁間オンライン連絡統一システムを使用した電子形式によるものを含む）を用いて、申請人が医薬品製造ライセンスを有しているかに関する情報を産業貿易省に照会する。 (c) 供給契約書の写し (d) 代理店として法人が申請人になる場合は、代理業務契約書の写し (e) 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の搬入の妥当性を裏付ける然るべき保健機関の陳情書（搬入のみ） (f) 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出に関する実施報告書を、内務省地方支部に提出するという申請人の約定書 (g) 輸出者（輸入者）の設立文書の写しで、公証人の認証を受けたもの • ライセンス手続きのため、産業貿易省に以下を提出する。（第 4 条） (a) ライセンス交付申請書（2 部） (b) 連邦保健分野監督庁の許可書（麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物を搬入／搬出する場合） (c) 連邦自然利用分野監督庁の許可書（麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物を搬入する場合） (d) 供給契約書の写し (e) 輸出者（輸入者）の設立文書の写し • 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシアへの搬入及びロシアからの搬出について本規定に定める手続きに違反があった場合、当該物を搬入（搬出）する者はロシアの法律に従い責任を負う。（第 5 条）

法令名	**ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」**
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102042821
目的	ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」の第 2 条を実施するために、規制対象品目を定める。
所轄官庁	産業貿易省、連邦保健分野監督庁、連邦自然利用分野監督庁
規制内容	本政令の品目表は当初は「I. 麻薬」「II. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物」「III. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物」の 3 部で構成されていたが、このうち「I. 麻薬」の部分についてはロシア連邦政令 2007 年 8 月 18 日付第 527 号によって削除された。 最新版（2017 年 5 月 25 日付改正版）での、II および III のリストは以下の通りである。 II. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物 • ベナクチシン（アミシル） • クロニジン • レボメプロマジン • プロピルヘキセドリン • シドノフェン • 麦角 • 麻黄 • トラマドール（トラマール） • クロロホルム • クロロエチル • セフェドリン • シクロドール • エルゴタール III. 麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない毒物 • トリカブト • アコニチン • アルドリン • アセクリジン

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
	• シアン化バリウム • ヒヨスチアミン塩基 • Hyoscyamine camphorate • 硫酸ヒヨスチアミン • グリフトール • ディルドリン • ヘビ毒 • カルバコリン • メルカプトホス • メチルアルコール • 三酸化二砒素（無水亜砒酸） • 五酸化二砒素（無水砒酸） • ヒ酸ナトリウム及びその剤形 • ノバルセノール • プロメラン及びその剤形 • 精製された蜂毒 • シアン化水素酸（青酸）（※） • スコポラミン臭化水素酸塩 • 水銀塩 • ストリキニーネ硝酸塩及びその剤形 • ベラドンナアルカロイド • テトラカルボニルニッケル • 新鮮なトリカブトズンガリアン • リン化亜鉛 • 白燐（黄燐） • シアン化カリウム※、シアン化ナトリウム*及びその他の金属シアン化物 • シアン化合物（※） • ツィクロン（※） • シンコニン • ホミカエキス • エチル燐酸第二水銀

法令名	ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
	• エチル塩化第二水銀 （※）これらの二重用途化学物質は、化学兵器及び生物兵器の拡散防止に関するロシア連邦の国際的義務に従う輸出管理の対象ともなる。したがって、これら化学物質の輸出はロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号に基づいて実施される。ロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」[304]では、化学兵器禁止条約（CWC）に基づくロシア連邦の国際的義務の履行を確保し、国益を守るため、ロシア連邦大統領令 2001 年 8 月 28 日付第 1082 号で承認された「化学兵器の製造に利用することが可能で輸出管理の対象となる化学物質、装置、技術の目録」に記された物品に係る対外経済活動に対して管理を実施する手順を定めており、ここには輸出入許可を受けるための手順も記されている。

[304] ロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102072774

2.5　労働安全衛生

制定の経緯

労働安全衛生分野での化学物質管理として、作業場における空気中の有害物質の最大許容濃度を定める法令「衛生基準 2.2.5.3532-18『作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度』」がある。この法令は、ロシア連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」及びロシア連邦政令 2000 年 7 月 24 日付第 554 号「ロシア連邦国家衛生防疫局に関する規定及び国家衛生防疫規制に関する規定の承認について」に基づき、ロシア連邦国家衛生医師長決定 2018 年 2 月 13 日付第 25 号で承認された。ただし、本衛生基準の有効期限は 2028 年 2 月 10 日までと定められている。

現行の法令の内容

法令名	衛生基準 2.2.5.3532-18「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」
URL	http://docs.cntd.ru/document/557235236
目的	工場建物の設計、生産工程、換気設備、生産環境の品質管理、疾患予防に関連する業務を行う法人及び個人事業主に対して、有害物質の空気中の最大濃度を定める。
所轄官庁	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	• 作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度が一覧になった表には「物質番号」「物質名」「CAS 番号」「化学式」「最大許容濃度（MPC）（単位：mg/m³）」「生産環境の空気中で優勢的な凝集状態」「危険クラス」「全身作用の特徴」が記されている。 • 規制対象となる物質は 2495 ある。

化学物質名　Cas No.　化学式　最大許容濃度（MPC）mg/m3　生産環境の空気中で優勢的な凝集状態　危険等級　全身作用の特徴

Номер веще-ства	Наименование вещества	Номер CAS	Формула	Величина ПДК, мг/м³	Преимущественное агрегатное состояние в воздухе в условиях производства	Класс опасности	Особенности действия на организм
1	2	3	4	5	6	7	8
1.	Абразивный порошок из медеплавильного шлака			-/10	а	4	Ф
2.	Аверсектин-С (смесь 8 авермектинов A1a, A2a, B1a, A2a, A1в, A2в, B1в, B2в); (Авермектины смесь; Авертин N)			0,05	а	1	

（中略）

2494.	2-(2-Этоксиэтокси) этанол (этиловый эфир диэтиленгликоля)	111-90-0	$C_6H_{14}O_3$	5	п+а	3	
2495.	Эфиры на основе синтетических жирных кислот C_{11-15}			5	п+а	3	

運用状況

労働衛生分野を所管する連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が検査、取り締まりをおこなっており、ホームページなどでその結果を公開している。例えば、ニジニノブゴロド州における 2019 年第 1 四半期の検査結果[305]によると、上記の衛生基準 2.2.5.3532-18 を含む、以下の法令に関する違反が確認された。

1. 衛生基準 2.2.5.3532-18「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」
2. SanPin （衛生・疫学規則と基準） 2.2.2.1327-03「製造の段取り、生産設備および器具に関する衛生基準」
3. SanPin1.1.1058-01「衛生規則の遵守および衛生・疫学的対策（予防対策）のための、生産管理の段取りおよび実施」
4. 関税同盟技術規則（TR CU 019/2011）「個人用保護具の安全について」
5. ロシア保健・社会開発省令 302N「事前・定期健診の実施を義務とする危険および/または有害な業務とその要因リストの承認、および重労働や危険および/または有害な業務を行う労働者の義務である事前・定期健診の実施手順に関する承認について」

具体的な違反内容としては以下の通り。

- 衛生防疫対策を計画、実行していない。
  （例）専門機関による法令にもとづく共用吸排気装置作業効率の定期点検を行ってない。吸排気設備の効率性を上げるための対策を迅速に行っていない。検査・測定による生産管理を行っていない。
- 各事業において、作業空間全体の有害物質排気用吸排気装置もしくは局所排気装置がない、または稼働していない。
- 検診の必要な職員数リストを雇用者が作成し手続するが、それがロシア消費者権利保護・福祉監督庁 地方管理局に事前に提出されない（ロシア保健・社会開発省令 2011 年 4 月 12 日付 付属書 3k の第 21 項に違反する）。
- 定期健診が必要な職員数・氏名のリストに、その要因となる作業環境・工程が明確に記載されていない。
- 製造現場での危険・有害要因から自らを防護する作業服、作業靴その他の個人用保護具を企業職員にしかるべく支給されない。また作業服や個人用保護具を SanPin 2.2.2.1327-03「製造の段取り、生産設備および器具に関する衛生要件」の規定通りに着用せず作業を行う。

[305] 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による労働衛生に関する検査の結果
http://www.52.rospotrebnadzor.ru/content/доклад-по-правоприменительной-практике-управления-федеральной-службы-по-надзору-в-сфере-1

今後の予定

上記の通り、作業場での有害物質濃度を規制する法令はあり、非常に膨大な数の化学物質が規制されているが、日本の労働安全衛生法で規定される特定の化学物質に関するリスクアセスメントのような制度については、ロシアでは確認できなかった。

2.6　消防

制定の経緯

ロシアにおける消防関連の法律としては、「連邦法 2008 年 7 月 22 日付第 123-FZ 号『火災安全要求事項に関する技術規則』」があるが、本法は火災安全を目的としたもので、防火システム、消火設備、建物設計、消防道具などの要求事項を規定しているものの、化学物質の管理については触れられていない。消防も含めた産業安全という視点で見た場合、以下で解説する「連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号『危険生産施設の産業安全について』」のなかで、特定の危険物質を取り扱う施設が「危険生産施設」として規制されている。

現行の法令の内容

法令名	**連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」**[306]
URL	http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0
目的	危険生産施設を安全に運転するために必要な法的、経済的、社会的な基盤を定めるものであり、危険生産施設における事故を防止し、危険生産施設を運転する法人及び個人事業主に対して事故の封じ込め及び処理に備えさせることを目的としている。
所轄官庁	連邦環境・技術・原子力監督庁（Rostekhnadzor）
規制内容	• **本法の構成：** 第 I 章　総則 第 1 条　主な用語 第 2 条　危険生産施設 第 3 条　産業安全要求事項 第 4 条　産業安全分野の法規制 第 5 条　産業安全分野の連邦行政機関 第 II 章　産業安全の基本原則 第 6 条　産業安全分野での活動

306 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の日本語仮訳は以下のページにて閲覧可能である。
https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/russia/law/HazardousIndustrialFacilities/index.html

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」[306]
	第 7 条　危険生産施設で使用される装置 第 8 条　危険生産施設の設計、建設、改修、大規模修繕工事、操業開始、設備更新、一時閉鎖、閉鎖に関する産業安全要求事項 第 9 条　危険生産施設の操業に関する産業安全要求事項 第 10 条　危険生産施設での事故の封じ込め及び処理活動に向けた準備に関する産業安全要求事項 第 11 条　産業安全管理及び産業安全要求事項の遵守に対する生産管理に関する要求事項 第 12 条　事故原因調査 第 13 条　産業安全審査 第 14 条　産業安全申告書の作成 第 14.1 条　産業安全分野における職員の育成及び履修 第 15 条　危険生産施設で起きた事故または事件によってもたらされた損害に対する強制賠償責任保険 第 16 条　産業安全分野における連邦国家監督 第 16.1 条　危険生産施設を建設、改修するときの国家監督 第 16.2 条　産業安全分野における公共管理 第 17 条　産業安全分野で法律に違反した場合の責任 第 17.1 条　危険生産施設で起きた事故または事件によって国民の生命または健康が受けた被害に対する責任 第 III 章　最終規定 第 18 条　本連邦法の発効 附則 1　危険生産施設 附則 2　危険生産施設の分類 表 1　危険物質の名称と数量に応じた危険等級の分類 表 2　危険物質の種類と数量に応じた危険等級の分類 • 危険生産施設は、本法の附則 2 の基準に従い、以下の 4 つの危険クラスに分類される。（第 4 条） ➢ 危険クラス I　非常に高い危険度 ➢ 危険クラス II　高い危険度 ➢ 危険クラス III　中程度の危険度

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」[306]
	➢ 危険クラス IV 低い危険度 • 産業安全要求事項は、非常事態からの住民及び地域の保護、住民の衛生防疫、環境保護、環境安全、火災安全、労働安全衛生、建設分野の基準に、また技術規制に関するロシア連邦法に従い定められた強制要求事項に適合しなくてはならない。（第 3 条） • 附則 2 で示される規定量の危険物質を生産、使用、加工、形成、保管、輸送、または廃棄する、危険性クラス I および II に分類される危険生産施設においては「産業安全申告書」を作成することが義務付けられる。（第 14 条） • 危険生産施設の定義（附則 1） 1) 次の危険物質を附則 2 に示す数量において生産、使用、加工、発生、保管、輸送、処分する施設 a) 可燃性ガス － 常圧かつ空気と混合することで可燃性となる、常圧で沸点が摂氏 20 度以下の気体 b) 酸化剤 － 発熱酸化還元反応により燃焼を持続させ、他の物質を発火させる物質 c) 発火性物質 － 自然発火することのできる、また発火源から引火して発火源を除いた後も自ら燃焼することのできる液体及び気体 d) 爆発物 － 特定の外部作用を受けたときに熱及びガスの発生を伴う急速な自己伝播性の化学変化を起こしうる物質 e) 有毒物質 － 生物に作用することでこれを死滅させることができる、次の特徴を有する物質 ● 胃内投与時の平均致死量が 1kg に対して 15～200mg ● 皮膚塗布時の平均致死量が 1kg に対して 50～400mg ● 空気中致死濃度が 1 リットルに対して 0.5～2mg f) 高毒性物質－ 生物に作用することでこれを死滅させることができる、次の特徴を有する物質 ● 胃内投与時の平均致死量が 1kg に対して 15mg 以下 ● 皮膚塗布時の平均致死量が 1kg に対して 50mg 以下 ● 空気中致死濃度が 1 リットルに対して 0.5mg 以下

<table>
<tr><td>法令名</td><td>連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」[306]</td></tr>
<tr><td></td><td>
g) 環境汚染物質 － 水生環境において次の急性毒性を有する物質
● 魚に 96 時間吸入させたときの平均致死量が 1 リットルに対して 10mg 以下
● ミジンコに 48 時間作用させたときに一定の効果を引き起こす平均毒濃度が 1 リットルに対して 10mg 以下
● 水草に 72 時間作用させたときの平均阻害濃度が 1 リットルに対して 10mg 以下
2) 以下につき 0.07 メガパスカルを超える超高圧で稼働する装置を使用する施設
a) 水蒸気、ガス（気体、液化状態）
b) 摂氏 115 度を超える温度に熱せられた水
c) 0.07 メガパスカルの超高圧で温度がその沸点を超えている、その他の液体
3) 固定設置された昇降機（エレベーター、障害者用昇降機を除く）、地下鉄エスカレーター、ロープウェー、ケーブルカーを使用する施設
4) 最大 500kg 以上の生産能力がある設備を利用して、鉄及び非鉄金属の溶湯またその合金を生産する、輸送する、使用する施設
5) 採鉱作業（発破作業なしで露天掘りされる砂鉱床の開発、普遍的な鉱物の採掘を除く）、選鉱作業を行う施設
自然発火することのできる、また発火源から引火して発火源を除いた後も自ら燃焼することのできる、爆発性の埃と空気の混合物が、植物原料を保管または加工する過程で発生する施設、また自然加熱及び自然発火する傾向がある種子、種子加工品、配合飼料原料を保管する施設

• 危険生産施設において産業安全申告書の作成が義務付けられる危険物の規定量（附則 2）
表 1　危険物質の名称と数量に応じた危険クラスの分類
<table>
<tr><td rowspan="2">危険物</td><td colspan="4">規定量（単位：トン）</td></tr>
<tr><td>危険クラス I</td><td>危険クラス II</td><td>危険クラス III</td><td>危険クラス IV</td></tr>
<tr><td>アンモニア</td><td>5,000 以上</td><td>500 以上
5,000 未満</td><td>50 以上
500 未満</td><td>10 以上
50 未満</td></tr>
<tr><td>硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム、および窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28%を越えるアンモニウム混合物、ならびに硝酸アンモニウム濃度が重量の 90%</td><td>25,000 以上</td><td>2,500 以上
25,000 未満</td><td>250 以上
2,500 未満</td><td>50 以上
250 未満</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」[306]

を越える硝酸アンモニウム液体）				
肥料としての硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウムをベースとした通常の肥料、ならびに窒素と硝酸アンモニウムの含有量が重量の 28%を越える合成肥料（硝酸アンモニウムと燐酸および／またはカリウムを含む合成肥料））	100,000 以上	10,000 以上 100,000 未満	1,000 以上 10,000 未満	200 以上 1,000 未満
アクリロニトリル	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	4 以上 20 未満
塩素	250 以上	25 以上 250 未満	2.5 以上 25 未満	0.5 以上 2.5 未満
エチレンオキシド	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
シアン化水素	200 以上	20 以上 200 未満	2 以上 20 未満	0.4 以上 2 未満
フッ化水素	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
硫化水素	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
二酸化硫黄	2,500 以上	250 以上 2,500 未満	25 以上 250 未満	5 以上 25 未満
三酸化硫黄	750 以上	75 以上 750 未満	7.5 以上 75 未満	1.5 以上 7.5 未満
鉛アルキル	500 以上	50 以上 500 未満	5 以上 50 未満	1 以上 5 未満
ホスゲン	7.5 以上	0.75 以上 7.5 未満	0.075 以上 0.75 未満	0.015 以上 0.075 未満
イソシアン酸メチル	1.5 以上	0.15 以上 1.5 未満	0.015 以上 0.15 未満	0.003 以上 0.015 未満

表 2　危険物質の種類と数量に応じた危険クラスの分類

（表 1 のリストに掲載されていない物質については、以下の表 2 の基準に従い、危険クラスが分類される）

危険物	規定量（単位：トン）			
	危険クラス I	危険クラス II	危険クラス III	危険クラス IV
発火性物質および可燃性ガス	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
倉庫および施設内の可燃性液体	500,000 以上	50,000 以上 500,000 未満	1,000 以上 50,000 未満	－
生産プロセスで使用、またはパイプラインで輸送される可燃性液体	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
有毒物質	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
高毒性物質	200 以上	20 以上	2 以上	0.1 以上

法令名	連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」[306]

		200 未満	20 未満	2 未満
酸化剤	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満
爆発物	500 以上	50 以上 500 未満	50 未満	－
環境汚染物質	2,000 以上	200 以上 2,000 未満	20 以上 200 未満	1 以上 20 未満

【産業安全申告書】

危険生産施設産業安全法の第 14 条にもとづき、危険性クラス I および II に分類される危険生産施設においては「産業安全申告書」の作成が必須となるが、その詳細については「連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号『RD 03-14-2005　危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容』の承認について」[307]で別途規定される。この産業申告書に記載する項目は以下の通り。

- 事故リスク及びこれに関連した脅威の全面的評価
- 産業安全要求事項に従った危険生産施設の操業ならびに危険生産施設における事故の封じ込め及び処理に組織を備えさせるため、また事故防止のために講じられた対策が十分であるかの分析
- 危険生産施設で事故が起きた場合に発生する損失額及び事故被害を減らすための対策の立案

以上が危険生産施設産業安全法の主な内容だが、更に具体的な要求事項を設定するために、所管の連邦環境・技術・原子力監督庁は産業分野毎に実施細則に相当する文書を公布している。そのなかで化学物質関係の業界に関係するものとしては以下がある。

法令名	連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0

307 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号「RD 03-14-2005　危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容」の承認について
http://docs.cntd.ru/document/901960687

法令名	**連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」**
目的	連邦法「危険生産施設の産業安全について」附則 1 の第 1 項に定める危険物質を生産、使用、加工、発生、保管、輸送、処分する、化学生産、石油化学生産、石油精製の危険生産施設における事故及び事件を防止し、産業安全を確保する。
所轄官庁	連邦環境・技術・原子力監督庁（Rostekhnadzor）
規制内容	• 本命令で承認された産業安全分野の連邦基準及び規則「爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則」は、次の各項目で構成されている。 I. 総則 II. 一般要求事項 III. 生産工程の防爆に関する要求事項 IV. 生産工程の種類に応じた安全要求事項 V. 生産工程のハードウェアに関する安全要求事項 VI. 生産工程の安全性を確保する監視システム、制御システム、警報システム、緊急自動停止装置 VII. 爆発の危険性がある生産システムの電源及び電気機器に関する要求事項 VIII. 火災爆発の危険性がある生産の暖房及び換気システムに関する要求事項 IX. 爆発火災の危険性がある生産の上下水道に関する要求事項 X. 外傷からの人体保護 XI. 生産設備及びパイプラインのメンテナンス及び修理 附則 1. 生産工程の危険性分析 附則 2. 生産ユニットの爆発危険性カテゴリーの特定 附則 3. 建物の耐爆基準及び爆発被害計算 • 凝縮爆薬を除く爆発火災の危険性がある混合物の発生する可能性があるものを含めた、連邦法「危険生産施設の産業安全について」附則 1 の第 1 項に定める危険物質を生産、使用、加工、形成、保管、輸送、処分する、化学生産、石油化学生産、石油精製の危険生産施設における事故及び事件の防止、産業安全の確保を目指した要求事項を定めており、これには石油、石油製品、液化可燃性ガス、高引火性液体、可燃性液体を

法令名	**連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則『爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則』の承認について」**
	保管する危険生産施設も含まれる。（I-1.2） • 規則は以下の場合に適用される。（I-1.3） a) 規則の第 1.2 項に定める危険生産施設の、工程計画、設計、建設、運転、改修、設備更新、大規模修繕工事、一時閉鎖、閉鎖 b) 規則の第 1.2 項に定める施設で使用される機器の製造、設置、調整、メンテナンス、診断、修理 c) 規則の第 1.2 項に定める危険生産施設の産業安全申告、危険生産施設、機器、建物、建造物の安全性確認、危険生産施設の設備更新、一時閉鎖、閉鎖に関する書類の産業安全審査の実施

<u>運用状況</u>

所管当局である連邦環境・技術・原子力監督庁は、危険生産施設産業安全法の対象となる施設や事業者に対して定期的に取り締まりや検査をおこなっており、その結果をホームページで公開している[308]。以下に、その検査結果の事例を示す。

- 2019 年 10 月 31 日から 11 月 28 日にかけて連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は、同庁北西支部の専門家たちと共同で、株式会社 APATIT（ヴォルゴグラード州チェレポヴェツ市）がチェレポヴェツ工業団地で操業している危険生産施設（危険クラス I － 6 棟、危険クラス II － 2 棟、危険クラス III － 7 棟）の定期出張検査を実施した。検査は施設で行われる全種類の監査の専門家を加えた総合態勢で実施された。APATIT 社の危険生産施設「日産能力 2200 トンのアンモニア生産所」検査実施（2019 年 11 月 26 日）の枠内で、専門の緊急救援隊、APATIT 社の臨時緊急事態対策チーム、技術作業員の行動に関する研修・訓練が行われ、緊急事態対策部門の行動、また技術作業員の行動について「可」と評価された。
  しかしながら、同社の危険生産施設を検査した結果、504 件の産業安全要求事項違反が見つかった。これらの違反に対しては書類が作成され、是正勧告書が交付されたほか、法人及び担当責任者の行政的責任を追求する調書も作成された。

[308] 連邦環境・技術・原子力監督庁による危険生産施設を対象とした検査の結果
http://www.gosnadzor.ru/industrial/common/

- 2017 年 3 月 22 日から 4 月 18 日にかけて、連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局により、公開会社 Melcombinat（製粉会社）が操業している危険生産施設 12 棟の検査が実施された。本検査は法人及び個人事業主定期検査実施計画に従い実施されたものである。検査の結果、爆発防止及び防爆の個別手段の欠如、生産工程で使用される建物及び構造物、生産設備、電気設備、超高圧機器の安全な利用、ガス使用網の状態、危険生産施設の防爆技術仕様書の作成手順、生産管理の実施、許認可、危険生産施設の識別に関連した、352 件の安全要求事項違反が見つかった。Melcombinat 社には見つかった違反の是正勧告書が交付され、勧告の履行状況が確認されることになった。また、検査結果に基づき、法人 Melcombinat 及び違反責任者に行政的責任が追求された。

- 2016 年 9 月 29 日から 10 月 26 日にかけて、「連邦環境・技術・原子力監督庁指令 2016 年 8 月 17 日付第 219-rp 号『連邦国営企業 カザン国営火薬工場定期出張検査の実施について』」に従い、連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は同庁沿ヴォルガ支部と共同で連邦国営企業「カザン国営火薬工場」の定期出張検査を実施した。検査の過程で 163 件の産業安全要求事項違反が見つかり、ロシア連邦行政的違法行為法典第 9.1 条第 1 項に従い、法人及び 16 名の担当責任者に行政的責任が追求された。

- 2016 年 9 月 1 日から 28 日にかけて連邦環境・技術・原子力監督庁の一般工業検査管理局は同庁西ウラル支部と共同で、株式会社「ソリカムスク工場『ウラル』」の危険生産施設の定期出張検査を実施した。ソリカムスク工場「ウラル」社に対する検査を実施する過程で、連邦環境・技術・原子力監督庁の本部及び西ウラル支部の専門家により、同社の危険生産施設について産業安全分野の法律が遵守されているか、またライセンス要件に適合しているかが調査された。検査の過程で 90 件の産業安全要求事項違反が見つかり、法人及び担当責任者の行政的責任を追求する調書が作成された。

今後の予定

現在、連邦法「危険生産施設の産業安全について」に代わる新法が立案されており、2021 年 1 月 1 日の施行を予定している[309]。この新法案は、危険生産施設での事故発生リスクを明確化するための情報をリアルタイムで連続的に送受信・処理することを保証するソフト

[309] 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の改正に関するニュース
http://www.consultant.ru/law/hotdocs/58159.html/

ウェア、ハードウェア、測定機器、および特殊な機器の複合体である、産業安全遠隔制御システムの導入が規定されている。その他の具体的な内容は以下の通り。

- 産業安全要件の遵守を確保するために、危険生産施設を運営する組織の活動の独立した評価である「産業安全管理システム監査」を導入する。
- 「ポータブル・テクニカル・デバイス」を導入する。
- 危険生産施設で使用されるデバイスおよびポータブル・テクニカル・デバイスの技術的検査の手順を定める。
- 産業安全の分野において、政府によるモニタリングの実施手順を定める。
- ポータブル・テクニカル・デバイスの修理および保守において、危険生産施設での計測調査や溶接作業の要件を確立する。
- 危険度カテゴリーIV である危険生産設備や遠隔操作を要する対象については、定期検査を実施しないことを定める。
- 附則には、危険生産施設のカテゴリー、有害物質の名称と分類、ポータブル・テクニカル・デバイスのカテゴリーを定める。

2.7　家庭用品

ここでは、家庭用品に関する化学物質規制として以下の 2 つの法令について解説する。

- 多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
- ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」

GOST 32478-2013 は洗剤や芳香剤に代表されるような家庭用化学製品のラベル表示や包装要件を規制するものであり、一方で「ユーラシア RoHS」とも言われる TR EAEU 037/2016 は、電気電子機器に含まれる有害物質（EU-RoHS と同じ 6 物質）の含有制限について定める法令である。特に後者については、2020 年 3 月 1 日から施行されたことで、今後は関連する完成品メーカーに影響を与えていくものと推察される。

【家庭用化学製品】

ロシア連邦技術規制・計測庁命令 2013 年 11 月 22 日付第 1906-st 号に従い、多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」は 2015 年 1 月 1 日にロシア連邦の国家標準規格として施行された。これに伴い、本標準規格のベースとなったロシア連邦国家標準規格 GOST R 51696-2000「家庭用化学製品／一般技術要求事項」は 2016 年 1 月 1 日をもって失効した。

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
URL	http://protect.gost.ru/document1.aspx?control=31&baseC=6&page=0&month=11&year=2019&search=ГОСТ%2032478-2013&id=185359
目的	本標準規格は家庭用化学製品を対象とするものであり、住民の健康及び生命の安全ならびに環境保護を確保し、製品に関する誤った情報が提供されることで利用者が誤用するのを防ぐことを目的として制定された。
所轄官庁	連邦技術規制・計測庁
規制内容	ラベル表示や包装などに関する要求事項が記されているほか、附則 A には本標準規格が適用される家庭用化学製品の一覧が、附則 B には消費者向け情報に記載すべき成分情報の一覧が記されている。 • 附則 A（強制）「本標準規格が適用される家庭用化学製品の一覧」 1.　水軟化剤

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
	2. 浸漬洗浄剤（presoak） 3. アイロン助剤 4. 漂白剤 5. 青色染色剤 6. 糊付け剤 7. 布製品用静電気防止剤 8. 布製品用柔軟剤（コンディショナー） 9. しみ抜き剤 10. クレンザー 11. 食器用洗剤 12. 艶出し剤（polish） 13. 皮革製品手入れ剤 14. 自動車、オートバイ、自転車のケア用品 15. ウインドウォッシャー液 16. 室内消臭剤を含む、脱臭剤、芳香剤 17. その他の様々な用途の薬剤 • 附則 B（強制）「消費者向け情報（包装ラベル、情報シート）に記される家庭用化学製品の成分情報（一覧、数量)」 組成に占める質量比が 0.2%以上の成分； ● リン酸塩 ● ホスホネート ● 陰イオン界面活性剤 ● 陽イオン界面活性剤 ● 両性界面活性剤 ● 非イオン界面活性剤 ● 酸素系漂白剤 ● 塩素系漂白剤 ● エチレンジアミン四酢酸及びその塩 ● ニトリロ三酢酸及びその塩 ● フェノール及びハロゲン化フェノール ● 芳香族炭化水素 ● 脂肪族炭化水素 ● ハロゲン化炭化水素

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」

- 石鹸（脂肪酸塩）
- ゼオライト
- ポリカルボキシレート
- 塩酸
- シュウ酸

成分の質量比は次のように記すこと；

- 5%未満
- 5%以上、15%未満
- 15%以上、30%未満
- 30%以上

組成に占める質量比に関係なく情報に記される成分；

- 酵素
- 消毒剤
- 蛍光増白剤
- 香料添加剤
- 保存料

表 B.1 - 組成に占める質量比が 0.01%以上となる潜在的アレルゲン

化学名（英語）	一般名（英語）	CAS 番号、EC 番号
2-Benzylideneheptanal	Amyl cinnamal	CAS N 122-40-7, EC N 204-541-5
Benzyl alcohol	Benzyl alcohol	CAS N 100-51-6, EC N 202-859-9
Cinnamyl alcohol	Cinnamyl alcohol	CAS N 100-54-1, EC N 203-212-3
3,7-Dimethyl-2,6-octadienal	Citral	CAS N 5392-40-5, EC N 226-394-6
Phenol, 2-methoxy-4-(2-propenyl)	Eugenol	CAS N 97-53-0, EC N 202-589-1
7-Hydroxycitronellal	Hydroxycitronellal	CAS N 107-75-5, EC N 203-518-7
Phenol, 2-methoxy-4-(2-propenyl)	Isoeugenol	CAS N 97-54-1, EC N 202-590-7
2-Pentyl-3-phenylprop-2-en-1-ol	Amylcinnamyl alcohol	CAS N 101-85-9, EC N 202-982-8
Benzyl salicylate	Benzyl salicylate	CAS N 118-58-1, EC N 204-262-9
2-Propenal, 3-phenyl-	Cinnamal	CAS N 104-55-2, EC N 203-213-9
2H-1-Benzopyran-2-one	Coumarin	CAS N 91-64-5, EC N 202-086-7

法令名	多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」		
	2,6-Octadien-1-ol,3,7-dimethyl-,(2E)	Geraniol	CAS N 106-24-1, EC N 203-377-1
	3 and 4-(4-Hydroxy-4-methylpentyl)-cyclohex-3-ene-1-carbaldehyde	Hydroxyisohexyl 3-cyclohexene carboxaldehyde	CAS N 51414-25-6 /31906-04-4, EC N 257-187-9/250-863-4
	4-Methoxybenzyl alcohol	Anisyl alcohol	CAS N 105-13-5, EC N 203-273-6
	2-Propenoic acid, 3-phenyl-phenylmethyl ester	Benzyl cinnamate	CAS N 103-41-3, EC N 203-109-3
	2,6,10-Dodecatrien-1-ol, 3,7, 11-trimethyl-	Farnesol	CAS N 4602-84-0, EC N 225-004-1
	2-(4-*tert*-Butylbenzyl)propionaldehyde	Butylphenyl methylpropional	CAS N 80-54-6, EC N 201-289-8
	1,6-Octadien-3-ol, 3,7-dimethyl	Linalool	CAS N 78-70-6, EC N 201-134-4
	Benzyl benzoate	Benzyl benzoate	CAS N 120-51-4, EC N 204-402-9
	Citronellol (±) -3,7-dimethyloct-6-en-1-ol	Citronellol	CAS N 106-22-9/26489-01-0, EC N 203-375-0/26489-01-0
	2-Benzylideneoctanal	Hexyl cinnamal	CAS N 101-86-0, EC N 202-983-3
	(4R)-1-Methyl-4-(1-methylethenyl)cyclohexene	Limonene	CAS N 5989-27-5, EC N 227-813-5
	Methyl heptin carbonate	Methyl 2-octynoate	CAS N 111-12-6, EC N 203-836-6
	3-Methyl-4-(2,6,6-trimethyl-2-cyclohexen-1-yl)-3-buten-2-one)	alpha-isomethyl ionone	CAS N 127-51-5, EC N 204-846-3
	Oakmoss extract	Evernia prunastri extract	CAS N 90028-68-5, EC N 289-861-3
	Treemoss extract	Evernia furfuracea extract	CAS N 90028-67-4, EC N 289-860-8

GOST 32478-2013 にもとづく消費者用化学製品へのラベル表示において含むべき情報としては、以下が挙げられている。製品の名称、製造業者の名称、所在地（登記住所または実際の住所）は、ラテン文字を使用して表記してよいが、生産国については必ずロシア語で表記する。

- 製品名（商標を含む）
- 製品の用途（商品の名称から用途が明らかでない場合）
- 製品の効果的かつ安全な使用のための規則と条件を示した使用方法

- 製品の構成（附則 B に従う）
- 製品の規格文書および/または技術文書の記載（輸入製品を除く）
- 製造者の名前、輸入者の名前、代理店の名称（法人または個人事業主としての自然人）とその場所（国、登記住所、実際の所在地）
- GOST 31340 の要件に従った危険性に関する説明　注意喚起語、簡潔な危険の特徴、安全対策（必要な場合）
- 文章、記号、ピクトグラムのいずれかの形式の警告。例えば、子供の手の届かないところに保管する、他の家庭用化学製品と混ぜない（必要な場合）。 製品の特性に応じた他の表記（意味の似た表現の使用は許可される）
- 包装内の製品の定格量（質量、体積、個数）
- 保存条件（必要に応じて。製品の技術文書の要件に従う）
- 製品を都市ごみとして処分できない場合の処分方法
- 有効期限　製造日（月、年）を併記した「有効期限（月、年）」または「(月、日)まで有効（または使用）」
- 製品の保存期限が無制限の場合、保証しうる保存期間
- 製品バーコード（もしあれば）

死亡事故と GOST 32478-2013 の違反

2019 年、パイプ洗浄剤を飲料と間違え、それを誤飲してしまった女性が亡くなるという事故が起きた[310]。専門家の指摘によると、そのパイプ洗浄剤の包装には、商品の危険度に関する情報が不十分であったことが判明した。特に当該商品のラベルは、「GOST 32478-2013 家庭用化学製品」および「GOST 31340-2013　化学製品の警告ラベル」で定められる要件に矛盾していた。そのパイプ洗浄剤のボトルは、液体ヨーグルトのものと非常によく似ており、液体自体には強い化学薬品臭がなかったため、このような事故につながったものと考えられる。こういった事例からも、GOST 32478-2013 で規定されるラベル・包装要件を順守することがロシアの市民生活にとって必要不可欠と言えるだろう。

【ユーラシア RoHS】

このほか、有害物質を含有する消費者製品を規制するという意味で、いま最も関心が寄せられている制度のひとつとして「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』」が挙げられる。電気電子製品への有害物質の含有を制限するものであり、「ユーラシア RoHS」とも言われる。TR EAEU

310 パイプ洗浄剤による死亡事故と GOST 32478-2013 の違反に関するニュース
https://www.vesti.ru/doc.html?id=3156296

037/2016 は 2018 年 3 月 1 日に発効したが、そこから 2 年間の移行期間が設けられていたため[311]、強制化が開始されたのは 2020 年 3 月 1 日からとなっている。

法令名	**ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」**
URL	https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01412363/cncd_23122016_113
目的	
所轄官庁	ロシアでは産業貿易省が所管
規制内容	• 本規則の構成： 第 I 章　適用分野 第 II 章　主な用語 第 III 章　ユーラシア経済連合市場における電気機器及び無線機器の流通規則 第 IV 章　有害物質の使用制限に関する要求事項 第 V 章　取扱文書及び表示に関する要求事項 第 VI 章　技術規則の要求事項に対する電気機器及び無線機器の適合性確保 第 VII 章　電気機器及び無線機器の適合性評価 第 VIII 章　ユーラシア経済連合市場製品流通統一記号（EAC マーク）の表示 附則 1：ユーラシア経済連合技術規則（037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の効力が及ぶ電気機器及び無線機器の一覧 附則 2：ユーラシア経済連合技術規則（037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の効力が及ぶ電気機器及び無線機器の構造体で使用される均質材料において許容濃度を超えて電気機器及び無線機器に含まれることが禁じられる有害物質の一覧 附則 3：電気機器及び無線機器への有害物質使用制限に関する特別要求事項 • 本技術規則の効力が及ぶのは、ユーラシア経済連合域内で流通のために出荷される、附則 1 の一覧に記された電気機器及び無線機器である。

311 ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 2 月 28 日付第 24 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』（TR EAEU 037/2016）の移行期間について」 https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01113157/clcd_02032017_24_doc.pdf

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
	（第 2 条） • 次に対しては本技術規則の効力が及ばない。（第 3 条） (a) 本技術規則の附則 1 に別段の定めがない場合、交流 1000V 以上及び直流 1500V 以上の定格電圧で使用される電気機器及び無線機器 (b) 本技術規則の附則 1 に定める一覧に記載されていない、電気設備の部品としてのみ使用される電気機器及び無線機器 (c) 電気玩具 (d) 電気機器及び無線機器を構成する太陽電池パネル (e) 地上宇宙施設及び軌道宇宙施設で使用される電気機器及び無線機器 (f) 航空機、船舶、陸上輸送機関、地下鉄でのみ使用される電気機器 (g) 電池及び蓄電池（電気機器及び無線機器の構成体であるものを含む） (h) 使用済みの電気機器及び無線機器 (i) 測定器 (j) 医療機器 • 電気機器及び無線機器は、本技術規則及び当該機器に適用される他の技術規則に適合し、本技術規則の第 VII 章「電気機器及び無線機器の適合性評価」に従い、また当該機器に適用される他の技術規則に従い、適合性確認が取れたとき、ユーラシア経済連合域内の市場に出荷される。（第 5 条） • 本技術規則の要求事項また他の技術規則の要求事項への適合が確認されない電気機器及び無線機器には、ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号（EAC マーク）を表示してはならない。（第 6 条） • 電気機器及び無線機器は、次を含まないように開発及び製造しなければならない。（第 7 条） 附則 2 の一覧に示す有害物質 附則 2 の一覧に示す有害物質を許容値を超える濃度で含む均質材料 • 電気機器及び無線機器の名称また表記（型式、モデル）、その基本仕様、

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
	製造者の名称また商標、製造国名を、当該機器とこれに添付される取扱文書に記載しなければならない。電気機器及び無線機器の名称また表記（型式、モデル）、製造者の名称また商標は、包装にも記載しなければならない。（第 9 条） • 表示の記載及び取扱文書の作成はロシア語でおこなわれ、ユーラシア経済連合加盟国の法律に然るべき規定がある場合は、製品が販売される加盟国の公用語でおこなわれる。測定単位、文字商標、固有名、地名、その他の名称及び必要情報を、他の言語で表示及び取扱文書に記しても構わない。取扱文書は紙媒体で作成する。これに電子媒体による取扱文書一式を添付することができる。非家庭用の電気機器及び無線機器に添付される取扱文書は、電子媒体のみとすることができる。（第 13 条） • 本技術規則に対する電気機器及び無線機器の適合は、有害物質使用制限に関する要求事項を満たすことで確保される。（第 14 条） • 電気機器及び無線機器の検査（試験）及び測定方法は、本技術規則の要求事項の適用及び実施ならびに製品の適合性評価に欠かせないサンプリング規則などの、検査（試験）及び測定方法及び規則が記述された標準規格の一覧にある標準規格によって定められる。（第 15 条） • 電気機器及び無線機器の適合性評価は適合性確認形式で実施する。（第 16 条） • 電気機器及び無線機器の適合性確認において申請人となれるのは、加盟国の法律に従い登録された、製造者、輸入者（販売者）または製造者の代理人である法人または個人事業主である。（第 17 条） • 電気機器及び無線機器は、下記スキーム[312]のいずれか 1 つの適合宣言形式により適合性確認を行う。（第 18 条） (a) ライン生産品 － スキーム 1d, 3d, 6d

[312] 適合宣言スキームの詳細は「2011 年 4 月 7 日付け関税同盟委員会決議 621 号『技術規則の要件に対する適合性評価（確認）型式スキームの導入手続き規制について』」にて規定され、1d～6d の全 6 種類に分類される。スキームによって必要な書類や手続きが異なる。

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」

(b) ロット生産品 － スキーム 2d, 4d

- ライン生産による電気機器及び無線機器では、適合宣言書の有効期限を 5 年以下とする。ロット生産品では適合宣言書の有効期限を設定しない。（第 24 条）

- 申請人は、適合宣言形式での電気機器及び無線機器の適合性確認を、下記スキームのいずれか 1 つの認証形式による適合性確認に代えることができる。（第 25 条）
  (a) ライン生産品 － スキーム 1c, 2c, 6c
  (b) ロット生産品 － スキーム 3c

- ライン生産による電気機器及び無線機器では、適合証明書の有効期限を 5 年以下とする。ロット生産品では適合証明書の有効期限を設定しない。（第 31 条）

- 本技術規則の技術規則に適合し、本技術規則の第 VII 章「電気機器及び無線機器の適合性評価」に従い適合性確認が取れた電気機器及び無線機器には、ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号（EAC マーク）を表示しなくてはならない。（第 33 条）

- ユーラシア経済連合市場流通製品統一記号（EAC マーク）は、電気機器及び無線機器をユーラシア経済連合市場に出荷する前に表示する。（第 34 条）

- 附則 2

有害物質名	均質材料における有害物質の許容濃度（重量パーセント以下）
1. 鉛	0.1
2. 水銀	0.1
3. カドミウム	0.01
4. 六価クロム	0.1
5. ポリ臭化ビフェニル	0.1
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル	0.1

法令名	ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」

対象製品

TR EAEU 037/2016 の対象製品については附則 1 に記載されているが、その後に公布された「ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号『ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016） 電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について」[313]によって、対象製品の具体的な名称およびロシア税関コードが指定された。したがって、対象か否かを判別するためには、この「ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号」を参照することが必要となる。なお一覧には、家電製品、パソコン及び周辺機器、電気通信機器、オフィス用電気機器、電動工具、照明器具、電子楽器、ゲーム機、自動販売機、ケーブル類、サーキットブレーカー、保護遮断器、火災警報機、防犯警報器、金銭登録機、切符印刷発行機、ID カードリーダー、現金自動預け払い機、インターネット・キオスクなど、多様な電気電子機器が記載されている。

適合性評価試験のために必要な関連基準

ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号[314]では、TR EAEU 037/2016 の要求事項への適合性評価方法などを定めた下記の標準規格の一覧が承認された。したがって、これに準じた製品の適合性評価試験を行う必要がある。ただし、2019 年末時点で数ヶ月の順番待ちができている、ユーラシア経済連合域内の試験所もある[315]。

- GOST EN 50581-2016「有害物質の使用制限について電気機器及び電子機器を評価するための技術文書」
- GOST IEC 62321-1-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 1 部／序論と概要」 GOST IEC 62321-2-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 2 部／分解、分離、サンプルの準備」

313 ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016） 電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について
https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01419158/clcd_19102018_167

314 ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』（TR EAEU 037/2016）の要求事項の適用及び履行ならびに技術規制対象の適合性評価に必要なサンプル採取規則など、試験（検査）及び測定の方法及び規則が記された標準規格の一覧について」
http://www.eurasiancommission.org/ru/act/finpol/dobd/intelsobs/Documents/%D0%A0%D0%B0%D1%81%D0%BF%D0%BE%D1%80%D1%8F%D0%B6%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%20108.pdf

315 ユーラシア RoHS に関する試験所のニュース
https://www.reglament.by/novosti/tr-eaes-037-vstupaet-v-silu/

- GOST IEC 62321-3-1-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 3-1 部／スクリーニング／蛍光 X 線分光法による鉛、水銀、カドミウム、全クロム、全臭素の分析」
- GOST IEC 62321-3-2-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 3-2 部／スクリーニング／燃焼イオンクロマトグラフ法によるポリマー及びエレクトロニクスに含まれる全臭素の特定」
- GOST IEC 62321-4-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 4 部／CV-AAS 法、CV-AFS 法、ICP-OES 法、ICP-MS 法による、エレクトロニクス、金属、ポリマーに含まれる水銀の特定」
- GOST IEC 62321-5-2016「電気機器に含まれる規制物質の特定／第 5 部／AAS 法、AFS 法、ICP-OES 法、ICP-MS 法による、電子部品およびポリマーに含まれるカドミウム、鉛、クロム、また金属に含まれるカドミウムおよび鉛の特定」
- STB IEC 62321-2012「電気機器／6 規制物質（鉛、水銀、カドミウム、六価フロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）の含有量特定」
- STB IEC/PAS 62596-2012「電気機器／使用制限物質の含有量特定／サンプル採取マニュアル」

TR EAEU 037/2016 への対応状況と問題

2 年の移行期間を経て 2020 年 3 月 1 日からは対象製品の域内流通に際して適合証明が必須となったが、この適合証明について産業界では混乱が生じている[316]。具体的には、適合証明を行うために技術文書を当局の指定するシステム上にアップロードをし、その確認を受ける必要があるのだが、当局による確認が遅れているために、提出した技術文書の可／不可の判定待ち状態にある企業もいまだ多い。判定待ちであっても製品を通関させることはできるが、万が一、技術文書の不備が後日判明した場合には、過去に遡った罰金が科せられる可能性があるという。この問題は日本企業だけでなく、欧州などの他の国の企業も直面しており、早期の解決が望まれている。

316 国内ヒアリング結果

2.8 建築

ロシアでは、建材などをはじめとした建築分野での化学物質規制は確認できなかった。

ロシアでは、国家技術規則案「建築資材の安全性について」がロシア連邦議会国家院（下院）の第一読会で 2009 年 9 月 25 日に採択されていながら、第二読会の審議で撤回された経緯がある[317]。その後、現在に至るまでロシア連邦は、ユーラシア経済連合諸国のなかでも建築資材の安全性に関する規則を持たない唯一の国であり続け、将来的にこれが成立する見通しも立っていない。EU の “Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council” など諸外国の技術規制を参考にした国家技術規則案「建築資材及び製品の安全性について」を新たに立案してはどうかという提案に対しても、ロシア産業貿易省は「妥当でない」と文書で回答している。

[317] 国家技術規則案「建築資材の安全性について」に関するニュース
http://regionopi.ru/analitika/v-rossii-net-tehreglamenta-na-strojmaterialy-minpromtorgu-i-minstroyu-on-ne-nuzhen/

2.9　食品衛生

制定の経緯

ロシアでの食品安全の基本法に当たるものは「連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号『食品の品質及び安全性について』」であり、初めて生産または輸入される食品の国家登録や食品安全性に関する要求事項などを規定している。さらに食品添加物に関する具体的な要件としては「衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03『食品添加物の使用に関する衛生要求事項』」が別途制定されている。

現行の法令の内容

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102063865&intelsearch=%EE%F2+02.01.2000%2C+N+29-%D4%C7
目的	本連邦法は人の健康について食品の品質及び安全性を確保する分野における諸関係を規制する。
所轄官庁	保健省
規制内容	• 本規則の構成： 第 I 章　総則 第 1 条　主な用語 第 2 条　食品の品質及び安全性の確保における諸関係の法規制 第 3 条　食品、食材、製品の流通性 第 4 条　食品、食材、製品の品質及び安全性の確保 第 5 条　食品、食材、製品の品質及び安全性に関する情報 第 II 章　食品の品質及び安全性の確保におけるロシア連邦の権限 第 6 条　食品の品質及び安全性の確保におけるロシア連邦の権限 第 7 条　（失効） 第 8 条　（失効） 第 III 章　食品の品質及び安全性の確保における国家規制 第 9 条　食品、食材、食料製品に関する強制要求事項 第 10 条　個別の食品、食材、食料製品の国家登録

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
	第 11 条　（失効） 第 12 条　規範文書の強制要求事項に対する食品、食材、食料製品の適合性確認 第 13 条　食品、食材、食料製品の品質及び安全性の確保における国家監督 第 14 条　住民の健康、食品の品質及び安全性のモニタリング 第 IV 章　食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項 第 15 条　食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項 第 16 条　新たに食品、食材、製品を開発及び生産準備するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項 第 17 条　食品、食材、製品を製造するときの品質及び安全性に関する要求事項 第 18 条　食品を定量包装、包装、表示するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項 第 19 条　食品、食材、製品を保管及び運搬するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項 第 20 条　食品、食材、製品を販売するときの品質及び安全性の確保に関する要求事項 第 21 条　ロシア連邦領域に搬入される食品、食材、製品の品質及び安全性の確保に関する要求事項 第 22 条　食品、食材、製品の品質及び安全性に対する生産管理の手配及び実施に関する要求事項 第 23 条　食品の製造及び流通に従事する従業員に関する要求事項 第 24 条　低品質及び有害な食品、食材、製品の回収に関する要求事項 第 25 条　回収された低品質及び有害な食品、食材、製品の検査、処分、廃棄に関する要求事項 第 V 章　本連邦法に違反した場合の責任 第 26 条　（失効） 第 26.1 条　本連邦法に違反した場合の責任 第 27 条　（失効） 第 28 条　（失効） 第 29 条　国家監督機関及び国家管理機関の役職者の責任

法令名	連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」
	第 VI 章　最終規定 第 30 条　本連邦法の施行 • **個別の食品、食材、食料製品の国家登録（第 10 条）** 1. ロシア連邦内で初めて生産または輸入される食品、食材および食料製品は国家登録の対象となる。輸入品については、輸入前に登録することが義務付けられる。 • **食品の品質及び安全性の確保に関する一般要求事項（第 15 条）** 1. 販売を目的とした食品は、必要物質及びエネルギーに対する人の生理学的欲求を満たすものでなければならず、また現在及び将来の世代の健康にとって有害な化学物質（放射性物質を含む）、生体物質及びその化合物、微生物及びその他の生物体の許容含有量に関する規範文書の強制要求事項に適合するものでなくてはならない。 • **食品、食材、製品を製造するときの品質及び安全性に関する要求事項（第 17 条）** 4. 食品の製造時に使用される食品添加物及びサプリメントは、人の健康及び生命に害をもたらすものであってはならない。食品の製造時に、また食品に使用するために用いることができるのは、本連邦法第 10 条に定める手順に従い国家登録された食品添加物及びサプリメントである。

食品品質・安全法の第 17 条では食品添加物を規制しているが、より具体的なリストを規定するものが、「衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03『食品添加物の使用に関する衛生要求事項』」である。使用が許可される食品添加物の種類や、食品ごとの食品添加物リストなどを規定している。なお、多くの場合、ロシア国内での食品添加物に関する規制は EU に倣ったものとなっている[318]。

[318] Food legislation and its harmonization in Russia
https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1002/jsfa.6197

法令名	• **衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03「食品添加物の使用に関する衛生要求事項」** • **SanPiN 2.3.2.1293-03 の一部を改正する衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.2364-08**
URL	http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_43173/
目的	食品、食品添加物、補助剤の新規開発、生産準備、製造、輸入、流通などにおける衛生安全基準を定める
所轄官庁	保健省　連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	本衛生規則は人にとっての衛生安全基準を定めるものであり、新規開発、生産準備、製造、輸入、流通、規範文書作成、衛生防疫審査、国家登録される食品、食品添加物、補助剤に適用される。 • この衛生基準の対象となるのは、食品、食品添加物、補助剤の製造、輸入、流通の分野で活動する法人及び個人事業主ならびに国家衛生防疫審査の実施機関である。 • 本文は「I. 総則及び適用範囲」「II. 衛生要求事項」の他、次の附則で構成されている。 附則 1. 食品製造用の食品添加物 附則 2. 小売用の食品添加物 附則 3. 食品添加物の使用に関する衛生規則 附則 4. ベビーフード製造時の食品添加物の使用に関する衛生規則 附則 5. 補助剤の使用に関する衛生規則 附則 6. 食品香料製造用の着香化学物質 附則 7. 香料製造用の着香化学物質の索引 附則 8. 食品製造用の食品添加物のアルファベット順索引 附則 9. 主な用語とその定義 附則 10. ソルビン酸塩、安息香酸塩及び「パラベン」、亜硫酸塩、ギ酸塩、プロピオン酸塩、リン酸塩、オルトフェニルフェノール及びデヒドロ酢酸のナトリウム塩の換算率 附則 11. 主な引用法令

なお食品添加物に関する規制については、関税同盟時代に制定された以下の技術規則もある[319]。

[319] 関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工補助剤」については、以下の

法令名	関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工助剤」
URL	http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Documents/P_58.pdf
目的	関税同盟域内で流通する食品添加物、香料および加工助剤、ならびに、それらの食料製品中への含有に関する強制要件を定める
所轄官庁	保健省　連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
規制内容	• 本規則の構成： 第 1 条：適用範囲 第 2 条：目的 第 3 条：技術規準の適用の対象 第 4 条：定義 第 5 条：市場における流通の規則 第 6 条：適用する規則の決定 第 7 条：食品添加物、香料および加工助剤の安全性に及びその使用についての必要事項 第 8 条：食品添加物の製造過程、保存、輸送、販売、処分の際の必要事項 第 9 条：食品添加物の表示に関しての必要事項 第 10 条：規則の遵守に関するアセスメント 第 11 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示 第 12 条：調製規定 附則 1：香料に関する安全性の要求 附則 2：食品の製造に使用が許されている食品添加物のリスト 附則 3：固化防止剤の使用に際しての衛生基準 附則 4：酸化防止剤の使用に際しての衛生基準 附則 5：小麦粉処理物質の使用に際しての衛生基準 附則 6：ツヤ出し剤の使用に際しての衛生基準 附則 7：酸及び酸度調整剤の使用に際しての衛生基準 附則 8：食品保存剤の使用に際しての衛生基準 附則 9：発色剤を使用して製造してはならない食品 附則 10：ある種の発色剤を使用して製造することが許されている食品 附則 11：発色剤の使用に際しての衛生基準

「農林水産省 食料産業局輸出促進課」が作成したページから一部引用した（条文名称および附則名称）。
農林水産省　各国の食品・添加物等の規格基準（ロシア）
https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=RUS

法令名	関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工助剤」
	附則 12：保持剤の使用に際しての衛生基準 附則 13：甘味剤の使用に際しての衛生基準 附則 14：スプレイ用高圧ガスと包装用のガスの使用に関する衛生基準 附則 15：安定剤、乳化剤、つめくさ、充填材の使用に関する衛生基準 附則 16：旨味、芳香増進剤の使用に関する衛生基準 附則 17：色素保持剤・安定剤の使用に関する衛生基準 附則 18：技術規準に従って利用されている食品添加物のリストとその許容レベルの両 方が定まっている食品 附則 19：食品の芳香増進のために使用が許されている芳香物質のリスト 附則 20： 植物由来の物質あるいは植物由来の芳香物質を基にした生物活性のある物質 の許容レベル 附則 21：浄化あるいは濾過のための材料、凝集剤、溶剤の使用に関する衛生基準 附則 22：触媒の使用に関する衛生基準 附則 23：抽出及び技術的な用途に使う溶剤の使用に関する衛生基準 附則 24：酵母栄養物（栄養成分）の使用に関する衛生基準 附則 25：他の技術的な機能を有する補助物質の使用に関する衛生基準 附則 26：食品生産に使用が許される酵素調整品 附則 27：食品製造に使用が許される酵母調整品の保持のための補助物質（保持物質） 附則 28：食品添加物の純度に関する安全要求とその判断基準 附則 29：子供用食品に使用する食品添加物の使用に関する衛生基準 • **食品添加物、香料および加工助剤の安全性に及びその使用についての必要事項（第 7 条）** 1. 食品添加物、香料および加工助剤の安全性、ならびに、消費者への誤解を防止することを目的として、以下の要求事項を順守しなければならない： (1) 食品添加物、香料および加工助剤の使用は、人の健康に対する悪影響のリスクを増加させてはならない。 (2) 食品添加物、加工助剤の残留物および香料、香り調剤または自然香料に含まれる生物活性物質の成分は、本規則で定められる要件を順守し、それぞれの最大許容値を超えてはならない。 (3) 食品添加物、香料、加工助剤は、食料製品の保存期限を拡大させることを目的として、技術を改善する必要がある場合、および、

法令名	関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工助剤」
	食料製品の消費者特性を改善する必要がある場合にのみ使用される。 (4) 食品添加物および香料の使用は、食料製品の特性について、消費者に対して誤解を招いてはならない。 (5) 食品添加物、香料および加工助剤の使用は、食料製品の感覚刺激特性の劣化を引き起こしてはならない。 16. 食料製品中に含まれる食品添加物の成分の衛生基準は、本規則の附則 3～18 および附則 29 にて定められている。

なおロシアおよびユーラシア経済連合の食品安全規制については、欧州委員会が各種規制文書の英語仮訳を以下の web サイト上で公開している。ただし、最新の法令改正が仮訳に全て反映されているわけではないので、その点には注意したい。
https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/eu_russia/sps_requirements_en

運用状況

食品安全を所管する連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁が、食品品質・安全法および関連する技術規則の市場監視を行っており、定期的に違反事例や消費者への注意喚起などをホームページ[320]で公開している。連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁によると、以下の情報について食品のラベル表示では求められているようだが、ラベルそのものが貼られていないケースが目立つという[321]。

(1) 商品名
(2) 原材料
(3) 量
(4) 製造日
(5) 消費期限
(6) メーカーまたは関税同盟が定めた技術規則にもとづいた、各食品の保存方法。商品の腐敗から守るためのパッケージを開封した後に品質と安全性が低下する食品は、開

[320] 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁　「お知らせ」ページ
https://rospotrebnadzor.ru/about/info/news/
[321] 2019 年 6 月 18 日付　連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による消費者への注意喚起
https://rospotrebnadzor.ru/region/rss/rss.php?ELEMENT_ID=12119

封後の保存方法を明記のこと。

(7) 食品メーカーの名称と所在地、または個人の製造者の姓・名・父称と所在地（以下、メーカー名と所在地）、さらに現行の関税同盟技術規則で定められたケースの場合、代理店の名称と所在地、輸入業者の名称と所在地、または個人輸入者の姓・名・父称と所在地（以下、輸入者の名称と所在地）

(8) 調理に当たり、その推奨事項と制限事項を理解しなければ、使用上困難になり、消費者の健康や財産に害を及ぼしかねない、またその商品の味の特長がなくなる等が生じるようであれば、推奨事項および/あるいは制限事項。

(9) 栄養価

(10) 遺伝子組み換え成分（以下、GMO）の含有情報

(11) 関税同盟参加国の市場で統一された、流通製品マーク

2.10　排出規制（大気、水質、土壌）

ロシアでの環境規制の中心となる法律として「連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号『環境保護について』」（以下、環境保護法）が挙げられる。本法は、2001 年 12 月 20 日に国家院（下院）で採択され、2001 年 12 月 26 日に連邦院（上院）が承認、2002 年 1 月 10 日にロシア連邦大統領によって署名され、公布日に発効した。

環境保護法は、その名が示すとおりロシアにおける環境保護政策の原則を定める環境基本法である。ロシア連邦憲法では、「各人は恵まれた環境を享受する権利を有しており、ロシア連邦に居住する人民の生活及び活動、持続可能な開発の基礎である天然資源を大切にし、自然及び環境を保護しなければならない」と定められている。この憲法での規定にもとづき制定された環境保護法は、現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定めている。また環境保護法は、ロシア連邦領内、大陸棚、ロシア連邦の排他的経済水域における、地上の主要な生命である周辺環境の最も重要な構成要素としての自然環境に影響を与える、経済活動及びその他の活動を行う際に発生する、社会と自然の相互関係の分野における関係を調整するものとなっている。

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303
目的	現在及び将来の世代における需要の充足、環境保護の分野における法秩序の強化、生態系安全の確保を目的とした、社会的・経済的課題のバランスの取れた解決、恵まれた環境、生物多様性、天然資源の保護の実現に向けた、環境保護の分野における国家政策の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	• 本法の構成： 第 I 章　総則 第 1 条　主な用語 第 2 条　環境保護分野の法律 第 3 条　環境保護の基本原則 第 4 条　環境保護の対象 第 4.1 条　汚染物質 第 4.2 条　環境に悪影響を与える施設のカテゴリー

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	第 II 章　環境保護の分野における管理の基本 第 5 条　環境保護関連分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限 第 5.1 条　環境保護関連分野における連邦行政機関の権限のロシア連邦構成主体行政機関への委譲 第 6 条　環境保護関連分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限 第 7 条　環境保護関連分野における地方自治体機関の権限 第 8 条　環境保護分野で国家管理を行う行政機関 第 9 条　ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体国家権力機関による環境保護関連分野での権限分担 第 10 条　地方自治体機関が実施する環境保護分野での管理 第 III 章　環境保護の分野における市民、社会団体、非営利団体の権利と義務 第 11 条　環境保護分野における国民の権利と義務 第 12 条　環境保護分野における社会団体及び非営利団体の権利と義務 第 13 条　健全な環境に対する権利を確保する国家政策 第 IV 章　環境保護の分野における経済的規制 第 14 条　（失効） 第 15 条　（失効） 第 16 条　環境汚染料 第 16.1 条　環境汚染料を納めるべき人 第 16.2 条　環境汚染料の算定に必要な支払基準を特定する手順 第 16.3 条　環境汚染料の算定手順 第 16.4 条　環境汚染料を納付する手順及び期限 第 16.5 条　環境汚染料が正しく算定されているか、その納付が全額かつ遅滞なく行われているかの管理 第 17 条　環境保護を目的に実施される経済活動及び（または）その他の活動に対する国家支援 第 18 条　環境保険 第 18.1 条　オゾン層破壊物質及びこれを使用した製品の生産及び使用を止めさせる経済的インセンティブ 第 V 章　環境保護の分野における標準化

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	第 19 条　環境保護分野における規制の枠組み 第 20 条　環境基準 第 21 条　許容環境負荷基準 第 22 条　許容排出基準、許容放流基準 第 23 条　運転基準と技術基準 第 23.1 条　一時的に許可された排出、一時的に許可された放流 第 24 条　産業廃棄物及び使用済み廃棄物の発生基準及び廃棄物処理限度 第 25 条　許容物理環境影響基準 第 26 条　自然環境構成要素の許容採取基準 第 27 条　許容人為的環境負荷基準 第 28 条　環境保護分野におけるその他の基準 第 28.1 条　実行可能なより良い技術 第 29 条　環境保護分野における規範文書、連邦基準及び規則 第 30 条　環境保護分野における各種活動のライセンス交付 第 31 条　経済活動及びその他の活動の環境認証 第 31.1 条　総合環境許認可 第 31.2 条　環境影響申告 第 VI 章　環境影響評価と環境審査 第 32 条　環境影響評価の実施 第 33 条　環境審査 第 VII 章　経済活動及びその他の活動を行うときの環境保護の分野における要求事項 第 34 条　経済活動及びその他の活動における環境保護分野での一般要求事項 第 35 条　土地利用計画、都市計画ゾーニング、敷地計画における環境保護関連要求事項 第 36 条　建築物の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事における環境保護関連要求事項 第 37 条　（失効） 第 38 条　建築物の供用開始における環境保護関連要求事項 第 39 条　建築物の使用、廃止、解体における環境保護関連要求事項 第 40 条　電力施設及び原子力使用施設の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事、供用開始、使用、廃止における環境保護関

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	連要求事項 第 41 条　軍事施設、防衛施設、軍備、兵器の建築構造設計、建設、改修、大規模修繕工事、供用開始、使用、廃止における環境保護関連要求事項 第 42 条　農業分野での活動における環境保護関連要求事項 第 43 条　土地改良における環境保護関連要求事項 第 43.1 条　給排水分野での環境保護関連要求事項 第 44 条　新興住宅地の配置と発展における環境保護関連要求事項 第 45 条　自動車及びその他の交通機関の生産及び使用における環境保護関連要求事項 第 46 条　石油ガス採掘生産施設、石油、ガス及びこれらの精製製品の精製、輸送、保管、販売を行う施設の配置、設計、建設、改修、供用開始、使用における環境保護関連要求事項 第 47 条　放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、潜在的に有害な化学物質の生産、取扱い、無害化における環境保護関連要求事項 第 48 条　放射性物質及び核物質の使用における環境保護関連要求事項 第 49 条　農業及び林業での化学物質の使用における環境保護関連要求事項 第 50 条　生物学的悪影響からの環境保護 第 51 条　産業廃棄物及び使用済み廃棄物の取扱いにおける環境保護関連要求事項 第 52 条　環境保護を目的に設置される特別な土地利用条件が設けられた地帯の設定、変更、撤廃における環境保護関連要求事項 第 53 条　財産の私有化及び国有化における環境保護関連要求事項 第 54 条　大気オゾン層の保護 第 55 条　悪影響からの環境保護 第 56 条　環境保護要求事項違反に対する措置 第 VIII 章　環境災害地帯、非常事態区域 第 57 条　環境災害地帯及び非常事態区域の設定手順 第 IX 章　特別保護下にある自然物 第 58 条　自然対象物の保護策 第 59 条　自然対象物を保護する法制度

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	第 60 条　希少な及び絶滅の危機にある植物、動物、その他の生物の保護 第 61 条　都市部及び村落の植生の保護 第 62 条　希少な及び消失の危機にある土壌の保護 第 IX.1 章　森林公園グリーンベルト 第 62.1 条　森林公園グリーンベルト 第 62.2 条　森林公園グリーンベルトの設立 第 62.3 条　森林公園グリーンベルトに関する情報 第 62.4 条　森林公園グリーンベルトにある自然対象物の特別保護体制 第 62.5 条　森林公園グリーンベルトで森林及びその他の群落を伐採することの特性と、その補償手続き 第 X 章　国家環境モニタリング 第 63 条　国家環境モニタリングの実施 第 63.1 条　国家環境モニタリングの統一システム 第 63.2 条　国家環境モニタリングの国家データプール 第 XI 章　国家環境審査。環境保護の分野における生産管理と公共管理 第 64 条　（失効） 第 65 条　国家環境審査 第 66 条　国家監督機関の役職者の権利 第 67 条　環境保護分野での生産管理（生産環境管理） 第 67.1 条　環境保護事業計画、環境効率向上プログラム 第 68 条　環境保護分野における公共管理（社会環境管理） 第 68.1 条　失効 第 69 条　環境に悪影響を与える施設の国家登録 第 69.1 条　オゾン層破壊物質取扱いの国家登録 第 69.2 条　環境に悪影響を与える施設の国家登録、環境に悪影響を与える施設に関する登録情報の更新、環境に悪影響を与える施設の国家登録抹消 第 XII 章　環境保護分野での学術調査 第 70 条　環境保護分野での学術調査 第 XIII 章　環境文化形成の基礎

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	第 71 条　共通で充実した環境教育 第 72 条　失効 第 73 条　環境保護及び環境安全の分野における専門家及び組織指導者の育成 第 74 条　環境教育 第 XIV 章　環境保護の分野における法律違反に対する責任と環境保護の分野における紛争の処理 第 75 条　環境保護関連法違反に対する責任の種類 第 76 条　環境保護分野での紛争の解決 第 77 条　環境被害を完全に補償する義務 第 78 条　環境保護関連法違反に起因する環境被害の補償手続き 第 78.1 条　居住区または市街地の下水道を使って汚染物質を放流したときの環境被害補償の特性 第 79 条　環境保護関連法違反により国民の財産及び健康に与えられた被害の補償 第 80 条　環境保護関連法に違反して行われる事業の制限、中断、停止に関する要求事項 第 XIV.1 章　環境汚染の除去 第 80.1 条　環境汚染施設の発見、評価、登録 第 80.2 条　環境汚染除去作業の手配 第 XV 章　環境保護の分野における国際協力 第 81 条　環境保護の分野における国際協力の原則 第 82 条　環境保護の分野におけるロシア連邦の国際条約 第 XVI 章　最終規定 第 83 条　本連邦法の発効 第 84 条　本連邦法に合わせた規範文書の修正 • 「許容排出基準（нормативы допустимых выбросов）」とは、固定発生源から大気中への排出が許容されている、化学物質、化学物質の混合物、微生物、その他の物質の体積または重量として特定される、<u>大気中</u>に排出される汚染物質の基準である。（第 1 条）

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	• 「許容放流基準（нормативы допустимых сбросов）」とは、固定発生源から水域に放流が許容されている、化学物質、化学物質の混合物、微生物、その他の物質の体積または重量として特定される、水域に放流される下水に含まれる汚染物質の基準である。（第 1 条） • **汚染物質（第 4.1 条）** 1. 環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質は、汚染物質を測定する方法があるとき、次を考慮して特定される。 ➢ 化学物質、その他の物質（環境に蓄積される傾向を有するものを含む）の毒性、発癌性、変異原性の程度、またこれらが環境において強い毒性を持つ化合物に変化する能力。 ➢ 国家環境モニタリング及び社会衛生モニタリングのデータ。 2. 環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質の一覧は、ロシア連邦政府が定める。 • **環境に悪影響を与える施設のカテゴリー（第 4.2 条）** 1. 環境に悪影響を与える施設は、その影響のレベルに応じて次の 4 つのカテゴリーに分類される。 ➢ 環境に重大な悪影響を与え、実行可能なより良い技術の適用が求められる施設 － 第 I カテゴリー施設 ➢ 環境に程々の悪影響を与える施設 － 第 II カテゴリー施設 ➢ 環境に僅かな悪影響を与える施設 － 第 III カテゴリー施設 ➢ 環境に最小限の悪影響を与える施設 － 第 IV カテゴリー施設 2. 環境に悪影響を与える施設を然るべきカテゴリーに該当させる根拠となる基準を定めるにあたり、次を考慮する。 ➢ 経済活動及び（または）その他の活動の種類（産業分野）が環境に与える影響のレベル ➢ 排出汚染物質の毒性レベル、発癌性、変異原性、また産業廃棄物及び使用済み廃棄物の危険有害性クラス ➢ 産業施設及び工場の分類 ➢ 原子力利用分野における活動の特性 3. 環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる根拠となる基準は、ロシア連邦政府が定める。 4. 環境に悪影響を与える施設は、これが環境に悪影響を与える施設と

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	して国家登録されるときに、然るべきカテゴリーに分類される。施設のカテゴリーは、環境に悪影響を与える施設の登録情報を更新する際に見直される場合がある。 • **許容排出基準、許容放流基準（第 22 条）** 1. 許容排出基準及び許容放流基準は、自然環境構成要素のバックグラウンド状態を考慮し、最大許容濃度基準などの環境基準に基づいた計算方法によりロシア連邦政府が定めた汚染物質一覧に記載されている汚染物質について、固定発生源及び（または）固定発生源全体に対して設定される。 2. 許容排出基準及び許容放流基準の計算は、第 I カテゴリー施設及び第 II カテゴリー施設の建設を計画している、また第 II カテゴリー施設で経済活動及び（または）その他の活動を行う法人及び個人事業主が（環境影響評価に併せて）実施する。 3. 放射性物質を除き、許容排出基準及び許容放流基準の計算は、本連邦法の第 23.1 条に定める事例を除いた本連邦法の第 31.2 条に定める手順に従い、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関、ロシア連邦構成主体行政機関に提出される環境影響申告書に添付される。 4. 放射性物質、猛毒物質、発癌性物質、変異原性物質（危険等級 I 及び II の物質）を除き、許容排出基準及び許容放流基準は第 III カテゴリー施設では算定されない。 5. 許容排出基準及び許容放流基準は第 IV カテゴリー施設では算定されない。 6. 許容排出基準及び許容放流基準の立案方法は、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関によって承認される。 7. 放射性物質の許容排出基準及び許容放流基準は、ロシア連邦政府が指定した連邦行政機関が交付する放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可により、固定発生源に対して設定される。 8. 放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可は、7 年の期限で交付される。 9. 放射性物質の許容排出基準及び許容放流基準を立案及び設定する手順、また放射性物質排出許認可及び放射性物質放流許認可を交付する手順は、ロシア連邦政府が定める。 10. 技術的に規制される物質に該当しない汚染物質について、居住区または市街地の下水道施設への許容放流基準は、総合環境許認可によ

法令名	連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
	り設定されるか、もしくは加入者の排水組成基準を計算する目的での環境影響申告書の提出に併せて算定される。 11. 技術的に規制される物質に該当しない汚染物質について、居住区または市街地の下水道施設への許容放流基準は、ロシア連邦政府が定めた手順に従い実施される環境への汚染物質放流インベントリの情報に基づき特定された含有量が、水域の水に含まれる汚染物質の最大許容濃度値を超えて、居住区または市街地の下水道施設から水域に放流される下水に含まれる汚染物質に関する水域のバックグラウンド状態を考慮した環境基準に基づいた計算方法により設定される。

ロシアにおいては、工場から大気や水域に出される汚染物質の最大許容値、いわゆる排出基準について明確な値を設定した法令が確認できない。この点について、例えば、「ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号『大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について』」[322]があるが、この法令では大気中への排出許可の申請手続き、申請書式、許可証の書式などが規定されている。この法令にもづく排出許可証のなかで、個別に排出基準が定められることとなる。

汚染物質

環境保護法の第 4.1 条で定義される「汚染物質」については、「ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号『環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について』」[323]で具体的に定められている。一覧は「I. 大気」「II. 水域」「III. 土壌」の 3 分野に大別され、それぞれ「I. 大気」には 254 物質、「II. 水域」には 249 物質、「III. 土壌」には 63 物質が記されている。ここでは汚染物質名が列挙されているだけで排出基準などは記されていない。

環境に悪影響を与える施設のカテゴリー

322 ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号「大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について」http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102155517

323 ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号「環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102375372

また、第 4.2 条の「環境に悪影響を与える施設のカテゴリー」についても、「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号『環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について』」[324]が別途制定され、以下の通り詳細な分類が示されている。なお数字が小さいカテゴリーほど環境への影響が大きい事業活動となるが、「化学品の生産」は第 I カテゴリーに分類され、最も厳しく規制を受ける。

カテゴリー	分類基準
第 I カテゴリー 環境に重大な悪影響を与え、実行可能なより良い技術の適用が求められる施設	(a) コークスの生産 (b) 原油及び天然ガスの採掘、また天然ガスの精製 (c) 石油製品の生産 (d) 鉄鉱石の採掘及び選鉱 (e) 非鉄金属（アルミニウム、銅、鉛、錫、亜鉛、マンガン、クロム、ニッケル、コバルト、モリブデン、タンタル、バナジウム）鉱石、また貴金属（金、銀、プラチナ）鉱石の採掘及び選鉱。但し、漂砂鉱床における貴金属の鉱石及び砂、錫鉱石、チタン鉱石、クロム鉱石を除く。 (f) 固体燃料及び（または）液体燃料を主要燃料とした場合は 250MW 以上、気体燃料を主要燃料とした場合は 500MW 以上の発電力を持つ設備を使用した、電力、ガス、蒸気の供給 (g) 冶金生産 (h) ガラス製品、セラミック製品、セメントクリンカ、石灰など非金属鉱物製品の生産 (i) 各種化学品の生産 (j) 廃棄物の埋立処分
第 II カテゴリー 環境に程々の悪影響を与える施設	以下の活動： (a) 固体燃料及び（または）液体燃料を主要燃料とした場合は 250MW 未満、気体燃料を主要燃料とした場合は 500MW 未満の発電力を持つ設備を使用した、電力、ガス、蒸気の供給 (b) 漂砂鉱床における貴金属の鉱石及び砂、錫鉱石、チタン鉱石、クロム鉱石の採掘及び選鉱 (c) 冶金生産 (d) ガラス製品、セラミック製品、セメントクリンカ、石灰など非金属鉱物製品の生産

[324] ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号「環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102379286

	(e) 汚水処理 (f) 紙の生産 (g) 繊維製品の生産 (h) 各種食品の生産 以下の施設： (a) 排水量 1350 トン以上の船舶が通行可能な、ロシア連邦の内陸航路にある港 (b) 海港 (c) 航空機の離発着及び航空運送業務に使用される施設（長さ 2100 メートル以上の滑走路があること） (d) 鉄道インフラ施設
第 III カテゴリー 環境に僅かな悪影響を与える施設	• 第 4 カテゴリー及び第 5 カテゴリーの放射性核種のみを構成体とする放射線源、ゼロ出力原子力研究施設の使用。 • 第 I 部、第 II 部、第 IV 部に記載のない活動で、第 IV 部に定める環境影響レベルに適合しないもの。
第 IV カテゴリー 環境に最小限の悪影響を与える施設	• 以下の基準を同時に満たす場合 (a) 施設の固定環境汚染源から大気中に排出される汚染物質量が年間 10 トンを超えず、これに危険等級 I 及び II の物質や放射性物質が含まれていない。 (b) 生活排水を除き、下水道、その他の下水処理設備に放流される排水に汚染物質が含まれていない、また周辺環境に汚染物質が放流されていない。 • 施設が上記の(b)に定めた基準を満たした上で、(気体燃料を用いた設計熱出力 2 Gcal/h 未満の設備を使用して) 電力、ガス、蒸気を供給している。 • 施設が上記の(a)または(b)に定めた基準を満たした上で、新しい製品及び工程の研究、開発、試験に限定して設備が使用されている（試験生産企業、研究所、研究開発所)。

これまでに登録された環境汚染施設は約 30 万 2000 件で、その内訳は下図のとおり[325]。

[325] 環境汚染施設の現状に関するニュース
http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html

全体の 6 割以上が第 III カテゴリーに属しており、そのあとは第 IV カテゴリー、第 II カテゴリー、第 I カテゴリーと続く。しかしながら、規制影響評価に関する総括報告書では、実際には環境汚染施設は約 80 万 2000 件あると想定され、このうち約 1 万 5000 件が第 I カテゴリー施設に該当すると見込まれている。

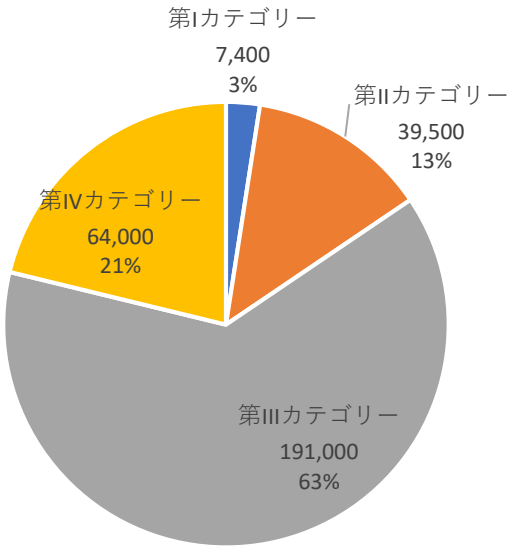

カテゴリー別の環境汚染施設の数

また、この「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号『環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について』」は改正が議論されており、EU の「産業排出（統合的汚染防止及び管理）に関する 2010 年 11 月 24 日欧州議会及び欧州理事会指令 2010/75/EU」を考慮して、カテゴリー分類基準に一部変更が予定されている[326]。

326 「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号」の改正に関するニュース
http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html

【大気】

環境保護法とは別に、大気汚染管理単独の法律として「連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号『大気の保護について』」（以下、大気保護法）がある。大気保護法は、1999 年 4 月 2 日に国家院（下院）で採択され、1999 年 4 月 22 日に連邦院（上院）が承認、1999 年 5 月 4 日にロシア連邦大統領によって署名され、公布日に発効した。

法令名	**連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」**
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102059495
目的	良好な環境、その状況に関する正確な情報に対する憲法で保証された国民の権利の実現を目指し、大気保護の法的枠組みを定める。
所轄官庁	天然資源環境省
規制内容	• 本法の構成： 第 I 章 総則 第 1 条 主な用語 第 2 条 大気保護の分野におけるロシア連邦の法律 第 II 章 大気保護の分野における管理 第 3 条 大気保護の分野における国家管理の基本原則 第 4 条 環境保護の分野における国家管理 第 5 条 大気保護の分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限 第 5.1 条 大気保護の分野における連邦行政機関の権限のロシア連邦構成主体行政機関への委譲 第 6 条 大気保護の分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限 第 7 条 大気保護の分野における地方自治体機関の権限 第 8 条 （失効） 第 III 章 大気保護の分野における活動手配 第 9 条 （失効） 第 10 条 （失効） 第 11 条 大気質及び大気に与える有害な物理作用に関する規制 第 12 条 大気中への汚染物質排出及び大気に与える有害な物理作用に関する基準 第 13 条 汚染物質及び潜在的に有害な物質の国家登録 第 14 条 大気中への汚染物質排出及び大気に与える有害な物理作用に対する許認可 第 15 条 大気に有害な作用を与える経済活動及びその他の活動に関す

法令名	連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
	る一般要求事項 第 16 条　経済活動及びその他の活動を行う施設の設計、配置、建設、改修、使用における大気保護要求事項 第 16.1 条　ガス処理装置の使用における大気保護要求事項 第 17 条　生産活動、輸送機関及びその他の移動機関の使用における大気中への汚染物質排出規制 第 18 条　産業廃棄物及び使用済み廃棄物の保管、埋立処分、無害化、焼却における汚染物質排出規制 第 19 条　人の健康及び生命の驚異となる大気状態の変化における住民保護策 第 20 条　越境大気汚染 第 IV 章　大気に与える有害な作用及びその発生源の国家登録 第 21 条　大気に与える有害な作用及びその発生源の国家登録 第 22 条　大気中への汚染物質の排出及び排出源のインベントリ 第 22.1 条　大気汚染の集計実施 第 V 章　大気保護の分野における国家監督。大気保護の分野における生産管理及び公共管理。大気モニタリング 第 23 条　大気モニタリング 第 24 条　大気保護の分野における国家監督 第 25 条　大気保護に対する生産管理 第 26 条　大気保護に対する公共管理 第 27 条　（失効） 第 VI 章　大気保護の経済メカニズム 第 28 条　大気中への汚染物質排出に対する支払い 第 VII 章　大気保護の分野における国民、法人、社会団体の権利 第 29 条　大気保護の分野における国民、法人、社会団体の権利 第 30 条　固定発生源及び移動発生源を有する国民、法人、個人事業主の義務 第 VIII 章　大気保護の分野でロシア連邦の法律に違反した場合の責任 第 31 条　大気保護の分野でロシア連邦の法律に違反した場合の責任

法令名	連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
	第 32 条　大気汚染によって国民の健康及び財産、法人の財産、環境が受けた被害に対する補償 第 IX 章　大気保護の分野におけるロシア連邦の国際協力 第 33 条　大気保護の分野におけるロシア連邦の国際協力 第 X 章　最終規定 第 34 条　本連邦法の発効

【水質】

環境保護法とは別に「2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号『ロシア連邦水法典[327]』」があるが、こちらは汚染からの水域保護といった側面だけでなく、水域の所有権や水の利用といった水資源管理全般を規定している。水法典は、2006 年 4 月 12 日に国家院（下院）で採択され、2006 年 5 月 26 日に連邦院（上院）が承認、2006 年 6 月 3 日にロシア連邦大統領によって署名され、連邦法 2006 年 6 月 3 日付第 73-FZ 号「ロシア連邦水法典の施行について」に従い 2007 年 1 月 1 日に発効した。なお、2006 年の水法典の発効にともない、それまであった「ロシア連邦水法典 1995 年 11 月 16 日付第 167-FZ 号」は失効となった。

法令名	2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102107048
目的	水域の総合的な管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省　連邦水資源局
規制内容	• 本法の構成： 第 1 章　総則 第 1 条　本法典で用いられている主な用語 第 2 条　水法 第 3 条　水法の基本原則 第 4 条　水法による規制対象 第 5 条　地表水域と地下水域 第 6 条　共用水域 第 7 条　水関係者 第 7.1 条　利水事業及び水域保護対策 第 2 章　水域に対する所有権及びその他の権利 第 8 条　水域の所有権 第 9 条　水域を使用する権利 第 10 条　水域使用権の停止 第 3 章　地表水域またはその一部を使用する権利を獲得する根拠と手順 第 11 条　地表水域またはその一部を使用する権利を獲得する根拠 第 12 条　水利用契約 第 13 条　水利用契約の内容

[327] 環境保護法をはじめとした他法律の場合は“закон（Law）”だが、ここでは“кодекс（Code）”となっているため、「法典」とした。

法令名	2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
	第 14 条　水利用契約の期限 第 15 条　新しい期限で水利用契約を締結する水利用者の優先権 第 16 条　入札結果に基づきまたは入札なしで水利用契約を締結する事例及び手順 第 17 条　水利用契約の変更及び解除 第 18 条　水利用契約当事者の責任 第 19 条　水利用契約に基づく権利及び義務の他者への譲渡 第 20 条　水域使用料 第 21 条　水域を利用供与するという決定に基づいた水域の利用供与 第 22 条　水域を利用供与するという決定の内容 第 23 条　水域を利用供与するという決定が下される手順 第 4 章　水域の利用及び保護の分野における管理 第 24 条　水関連分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限 第 25 条　水関連分野におけるロシア連邦構成主体国家権力機関の権限 第 26 条　水関連分野におけるロシア連邦の個別権限のロシア連邦構成主体国家権力機関への委譲 第 27 条　水関連分野における地方自治体機関の権限 第 28 条　水域区 第 29 条　水域評議会 第 30 条　国家水域モニタリング 第 31 条　国家水利台帳 第 32 条　ロシア連邦の水系・水利分布図 第 33 条　水域の保護及び総合利用スキーム 第 34 条　上水道水源の備蓄 第 35 条　水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定 第 36 条　水域の利用及び保護の分野における国家監督 第 36.1 条　不当な水利用者及び水利用契約締結権入札参加者の目録 第 5 章　利水 第 37 条　利水に関する一般規定 第 38 条　利水の種類 第 39 条　水域を利用する水利用者、水域所有者の権利と義務 第 40 条　水域利用分野における競争の保護 第 41 条　利水の停止または制限

法令名	2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
	第 42 条　水域の利用に関する基本的要求事項 第 43 条　上水道のための水域の利用 第 44 条　排水を含めた下水の放流を目的とした水域の利用 第 45 条　貯水池の利用 第 46 条　発電を目的とした水域の利用 第 47 条　海上輸送、内水輸送、航空輸送を目的とした地表水域の利用 第 48 条　筏流しのための水域の利用 第 49 条　治療及び健康目的による水域の利用 第 50 条　レクレーション目的による水域の利用 第 51 条　狩猟を目的とした水域の利用 第 51.1 条　釣り及び水産養殖（養魚）を目的とした水域の利用 第 51.2 条　橋、水底管、地下道、パイプライン、水中通信回線、その他の線状施設の運用を目的とした水域の利用 第 52 条　地下資源を探査及び採掘するための水域の利用 第 52.1 条　建設、浚渫、爆破、掘削、その他の作業を行うための水域の利用 第 53 条　火災安全のための水域の利用 第 54 条　ロシア連邦の北方、シベリア、極東の先住少数民族の伝統的経済活動及び伝統的居住地における水域の利用 第 6 章　水域の保護 第 55 条　水域保護に関する基本的要求事項 第 56 条　汚染及び汚濁からの水域の保護 第 57 条　汚染及び汚濁からの沼地の保護 第 58 条　汚染及び汚濁からの氷河及び雪渓の保護 第 59 条　地下水域の保護 第 60 条　水道システムの設計、建設、改修、供用開始、運用における水域の保護 第 61 条　作業の実施における水域の保護 第 62 条　発電を目的に利用される水域の保護 第 63 条　森林開発における水域の保護 第 64 条　水資源が天然の治療資源となっている水域衛生保護区域 第 65 条　水質保全区域及び沿岸保護帯 第 66 条　特別保護水域 第 67 条　水域における環境災害地帯及び非常事態地帯

法令名	2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
	第 67.1 条　水汚染の防止と復旧 第 7 章　水法に違反した場合の責任 第 68 条　水法違反に対する行政的責任及び刑事責任 第 69 条　水法違反により水域に与えられた被害の補償 • **水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定（第 35 条）** 3.　水域に対する許容負荷基準は、ロシア連邦政府の定める手順により承認される。 • **水域保護に関する基本的要求事項（第 55 条）** 1.　水域の所有者は、水域を保護し、その汚染、汚濁、渇水を防止するための対策を講じ、またこうした状況になった場合にはその復旧活動を行う。ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体が所有する水域の保護は、国家行政機関または地方自治体機関が本法典第 24 条～第 27 条に定める権限の範囲内で実施する。 2.　水域を利用する自然人及び法人は、本法典、他の連邦法、またロシア連邦政府が承認した地表水域保護規則及び地下水域保護規則に従い、利水事業及び水域保護対策を実施しなければならない。

許容負荷基準と許容放流基準

水法典の第 35 条「水域許容負荷基準及び水域水質目標指標の策定」の第 3 項には「水域に対する許容負荷基準は、ロシア連邦政府の定める手順により承認される」と定められているが、これに基づき制定されたものが「ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号『水域に対する許容負荷基準の承認手順について』」[328]である。この政令 2006 年第 881 号では次のように定められている。

- 水域に対する許容負荷基準及び水域の水質目標指標は、化学物質、放射性物質、微生物の最大許容濃度、その他の水域水質指標に基づき、また水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインに従い、連邦漁業局、ロシア連邦水文気象・環境監視庁、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁と協力して連邦水資源局が立案し、国家環境審査の肯定的結論を得ることで承認される。

[328] ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号「水域に対する許容負荷基準の承認手順について」 https://rg.ru/2007/01/20/voda-vozdeystvie-dok.html

この政令にしたがい、具体的な基準値を決定するために制定された法令が以下の 2 つの天然資源省[329]令である。

水域に対する許容負荷基準の判定方法	天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」[330]
水域への許容放流基準の判定方法	天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」[331]

「水域に対する許容負荷基準」とは、河川流域の範囲内にある全ての発生源から水域に対して許容される総合的な作用のことである。許容負荷基準は、地表水及び地下水を法律の要求事項を満たす状態に留めるため、水理的または水利的な地理区分に従い、水域またはその区域ごとに立案及び承認される。水域に対する許容負荷基準は各水域の状態に応じて 15 年以上の期間で設定される。水域に対する許容負荷基準の修正は、水域の利用及び保護に関する国家管理及び監督の結果に基づき 5 年に 1 回以下の頻度で実施される。

一方で「水域への許容放流基準」とは、発生源から環境に放流することが許容される化学物質及び微生物の重量指標（これを遵守することで環境基準が確保される）に基づき、経済活動及びその他の活動を行う事業者のために設定された基準のことである。許容放流基準値は水域の水質基準に基づき設定される。水域の水質基準が規制対象外である自然の要因により達成できない場合、自然バックグラウンド水質がチェックポイントで順守されるという条件に基づき、許容放流基準値が設定されることとなる。したがって、許容放流基準の計算値は、その放流先の水域の水質基準の数値と密接に結びついている。許容放流基準の設定期間は 5 年で、以下の場合には、有効期限満了前に許容放流基準の見直し及び訂正が行われる。

- 水域の水利状況を判断する指標が 20%以上変化したとき
- 生産技術、下水処理方法、放流パラメータに変更があったとき
- 水域に対する許容負荷基準が所定の手続きに従い承認されたとき

以上のように、許容負荷基準および許容放流基準の両者ともに水域の水質基準に対して設定されるが、その類似点と相違点は次の通りである。

---

329 現在は名称が変更され「天然資源環境省」である。
330 天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」
http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2829
331 天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」
http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2821

1. 許容負荷基準及び許容放流基準は、水域の用途に応じ、水域の水質基準に対して、設定される。
2. 許容負荷基準と許容放流基準は概念が異なり、前者では水域への物質の放流だけでなく、水域からの取水、これを建造物の建設に使用すること、流況の変化といった、様々な作用も考慮されている。
3. 許容負荷基準では水利区域が計算単位となり、許容放流基準では経済活動またはその他の活動を行う事業者が計算単位となる。

水域保護規則

水法典の第 55 条で規定される「地表水域保護規則」および「地下水域保護規則」とは以下の 2 つの法令を指す。両者ともに、具体的な規制対象汚染物質や基準値を設定しているわけではないが、ロシアでの水域保護の枠組みと方針を定めるものである。

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102388917
目的	地表水を保護するための管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省　連邦水資源局
規制内容	地表水域保護規則は全 10 項で構成されており、このうち第 1 項～第 4 項には次のように記されている。 1. 本規則に従い、地表水域保護措置が実施される。 2. 地表水域保護措置は、水法典、環境保護関連法、水産資源保護及び漁業に関する法律、衛生防疫関連法の要求事項を遵守して行われる。 3. 地表水域保護措置は以下によって実施される。 a) 連邦水資源局 － ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号[332]で承認された一覧に記載の連邦が所有する水域（本項の d に記した貯水池及び水路を除く）、海または個別海域について b) ロシア連邦構成主体行政機関 － ロシア連邦構成主体が所有する水域、連邦が所有しロシア連邦構成主体域内にある水域またはその一部（本項の a 及び d に記した水域を除く）について c) 地方自治体機関 － 地方自治体機関が所有する水域について

[332] ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102126998

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
	d) ロシア連邦農業省 － 連邦が所有する開墾地を構成する貯水池及び水路について e) 水域の所有者 － 自然人、法人に所有権のある土地の境界線内にある池について f) 水域利用供与の決定または水利用契約に基づき水域を使用する権利を与えられた水域利用者（水利用者） 4. 地表水域保護措置には次が含まれる。 a) 地表水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置を特定し、ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」[333]で承認された水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則に従い、この位置を専用の標識で確定する。 b) 水域の渇水防止、汚染及び汚濁の除去、詰りの排除 c) 水域の水底に溜まった堆積物の除去 d) 水域の通気 e) 水域の植生回復 f) 岸辺の灌木植生による護岸 g) ロシア連邦水法典第 65 条に従った、汚染、汚濁、沈泥、渇水から水域を保護する構造物の設置 h) その他の地表水域保護措置

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102389548
目的	地下水を保護するための管理の枠組みを規定する。
所轄官庁	天然資源環境省　連邦水資源局
規制内容	• 本規則の構成 I. 総則 II. 地下水の汚染、枯渇の防止、またこうした事態が発生した場合の処理

333 ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」
http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102127064

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
	III. 地質学的及び水文地質学的手法による地下水保護 IV. 地下水を汲み上げるときの地下水域の保護 V. 廃棄物及び排水を地下投棄するときの地下水域の保護 • 総則 1. 本規則は地下水域保護措置の実施手順を定めるものである。 2. 地下水域保護は、地下水域の汚染、汚濁、渇水を防止し、こうした事態が発生した場合にはこれを処理することにより実施される。これには次が含まれる。 (a) 地下水への汚染物質流入を防止する措置 (b) 地下水の汚染、汚濁、枯渇を復旧する措置 (c) 地下水の化学的状態、微生物学的状態、放射線状態の監視 (d) 地下水水位の監視 (e) 地下水域から汲み上げられた地下水量の特定 (f) 深層における随伴（地層）水、放射性廃棄物、危険有害性クラスⅠ～V の産業廃棄物及び使用済み廃棄物の量の特定 (g) 飲料水及び上水道として使用されない地下水域に流入する下水量の特定 (h) 地下飲料水取水場の衛生保護区域内、ミネラルウォーター産地の山岳衛生保護区域内、上水道に使用される無防備な帯水層の集水域で、地下水を汚染する活動を禁止する事業体制の設定 3. 地下水域保護は、次の場合に実施される。 (a) ボーリングなどの採鉱作業を伴う地下資源調査 (b) 飲料用、工業用、療養用、熱エネルギー用、産業用の地下水を含めた、地下資源鉱区の開発 (c) 地下資源採掘とは関係のない地下構造物の建設及び利用 (d) 工業用構造物及び民間構造物の建設及び利用による水位低下時、土地改良地区及び浸水地区の排水時、地下水汚染源の封じ込め及び処理時、地下水人工涵養を目的とした帯水層への水浸透時の地下水汲み上げ (e) 炭化水素資源の探査及び採掘時に地下資源開発業者が使用した水及び随伴水の岩石層への投棄、また産業廃棄物及び使用済み廃棄物の投棄 (f) 危険有害性クラス Ⅰ～V の産業廃棄物及び使用済み廃棄物また放

法令名	ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
	射性廃棄物を隔離するための深層への埋立処分 (g) 地下水域に直接または間接的に影響を与え、水質汚染及び（または）渇水を引き起こすまたは引き起こしうる、建物、建築物、構造物、その他の施設の、設置、設計、建設、改修、操業開始、使用、一時閉鎖、閉鎖に関連した、経済活動及びその他の活動の実施

【土壌】

土壌環境について規定した上位法令としては、「2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号『ロシア連邦土地法典』」がある。土地法典は、2001 年 9 月 28 日に国家院（下院）で採択され、2001 年 10 月 10 日に連邦院（上院）が承認、2001 年 10 月 25 日にロシア連邦大統領によって署名され、連邦法 2001 年 10 月 25 日付第 137-FZ 号「ロシア連邦土地法典の施行について」に従い公布日に発効した。基本的に土地法典は、土地分類、土地利用、土地所有権などのロシア国内の土地管理を規制するものであるが、「第 II 章　土地保護」の第 12 条～第 14 条において、土壌の汚染や浄化に関する規定が盛り込まれている。

法令名	2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」
URL	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102073185
目的	土地管理に関する法的枠組みを規定する。
所轄官庁	－
規制内容	• 本法の構成： 第 I 章　総則 第 I.1 章　土地形成 第 II 章　土地保護 第 III 章　土地所有権 第 IV 章　制限された他人の土地の利用（地役権、公共地役権）、土地の賃貸借、土地の無償利用 第 V 章　土地に対する権利の発生 第 V.1 章　国または地方自治体が所有する土地の提供 第 V.2 章　国または地方自治体が所有する土地と個人が所有する土地の交換 第 V.3 章　国または地方自治体が所有する土地に対する地役権の設定 第 V.4 章　国または地方自治体が所有する土地の再配分、また国または地方自治体が所有する土地と個人が所有する土地の再配分 第 V.5 章　連邦が所有する土地の地方自治体またはロシア連邦構成主体への無償譲渡 第 V.6 章　土地の提供、地役権、公共地役権の設定を伴わない、国または地方自治体が所有する土地の利用

法令名	2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」
	第 V.7 章　個別目的による公共地役権の設定 第 VI 章　土地の利用における土地利用者、土地所有者、土地賃借人の権利と義務 第 VII 章　土地に対する権利の制限及び消滅 第 VII.1 章　国または地方自治体が必要とする土地の収用手順 第 VIII 章　土地所有者、土地利用者、土地賃借人、土地に設置された不動産施設の権利者の権利が制限されたとき、土地の質が悪化したときの損失補償 第 IX 章　土地に対する権利の保護と土地紛争の審査 第 X 章　土地使用料と土地評価 第 XI 章　土地モニタリング、土地開発、土地台帳、国及び地方自治体が必要とする土地の留保 第 XII 章　国家土地監督、地方自治体土地管理、公共土地管理 第 XIII 章　土地の利用及び保護の分野で法律に違反した場合の責任 第 XIV 章　農地 第 XV 章　住宅地 第 XVI 章　工業、電力産業、交通機関、通信、ラジオ放送、テレビ放送、情報科学、宇宙開発、防衛、安全保障、その他の特別用途の土地 第 XVII 章　特別に保護されている地区及び施設の土地 第 XVIII 章　森林地、水資源地、保留地 第 XIX 章　土地の利用に特別な条件が設けられた地域

法令名	2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」
	• **土地保護の目的（第 12 条）** 土地保護の目的は、土地及び土壌の汚染、疲弊、劣化、損傷、破壊、土地及び土壌に対するその他の悪影響を防止及び処理すること、また農地の土壌肥沃度回復、土地改良を含めた土地の効率的な利用を確保することにある。 • **土地保護の内容（第 13 条）** 1. 土地保護とは、環境及び自然資源の重要な構成要素である土地を維持しようとする国家権力機関、地方自治体機関、法人、自然人による活動である。 2. 土地を保護するため、土地所有者、土地利用者、土地賃借人は、次の措置を講じなければならない。 (1) 農地の肥沃土を回復する (2) 水食、風食、土石流、浸水、沼沢化、二次塩類化、乾燥、圧密から、また放射性物質、その他の物質、微生物を含めた化学物質による汚染、産業廃棄物及び使用済み廃棄物による汚染、その他の悪影響から土地を保護する (3) 樹木、灌木、雑草の繁茂から農地を保護し、灌漑が可能な環境を維持する 3. 土地保護措置は、本法典、連邦法 1998 年 7 月 16 日付第 101-FZ 号「農地の肥沃土確保に係る国家規制について」、連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」に従い実施される。 4. 表層土の破壊を伴う建設作業、地下資源の利用に関連した作業を実施するとき、肥沃土層を剥がし、痩せた土地の改善に使用する。 5. その活動により土地の質を悪化させた（土壌汚染、表層土の破壊によるものを含む）者は、これを回復しなければならない。土壌浄化は、土壌汚染の処理、肥沃土層の回復、防護林の設置などにより、土地を用途に従って使用できる状態に持っていくことでその肥沃土を回復し、土地の劣化を防止する措置である。 6. 土壌浄化の実施手順 はロシア連邦政府が定める。 7. 土地に対する悪影響が、その土地の劣化、環境の悪化、表層土の破壊を招いたことにより経済活動が行えなくなり、土壌浄化ではこれを回復できないとき、ロシア連邦政府が定めた手順に従い土地の使用を停止することができる。

法令名	2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」
	8. その活動により土地を使用停止せざるを得なくした者は、本法典の第 57 条に従い損失、使用停止に関する決定が下された土地の権利者に対して補償をする。 9. 極北地区でトナカイの放牧が行われている土地の保護は、ロシア連邦の法律及びロシア連邦構成主体の法律に従い実施される。 • **放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、化学物質で汚染された土地の使用（第 14 条）** 放射性物質、その他の物質、微生物を含めた、化学物質で汚染された土地ならびにここに設置された建物、構造物は、ロシア連邦政府が定めた手順に従い使用される。こうした土地では農作物の生産及び販売が禁止されている。

参考資料

政府組織

- 産業貿易省
  http://minpromtorg.gov.ru/
  化学工業・木材加工局
  http://minpromtorg.gov.ru/en/ministry/organization/dep/#!19&click_tab_vp_ind=1

- 連邦技術規制・計測庁
  https://www.gost.ru/portal/gost/
  連邦技術規制・計測庁の活動内容
  https://www.gost.ru/portal/gost//home/about/subjectactivity

- 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁
  http://rospotrebnadzor.ru/
  ロシア国内に初めて搬入される物品の国家登録に関する手続方法
  http://rospotrebnadzor.ru/gosserv/for/11/category/90/5402/
  連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による労働衛生に関する検査の結果
  http://www.52.rospotrebnadzor.ru/content/доклад-по-правоприменительной-практике-управления-федеральной-службы-по-надзору-в-сфере-1
  連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁　「お知らせ」ページ
  https://rospotrebnadzor.ru/about/info/news/
  連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁による消費者への注意喚起（2019 年 6 月 18 日付）
  https://rospotrebnadzor.ru/region/rss/rss.php?ELEMENT_ID=12119

- 連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」
  http://rpohbv.ru/
  「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」の業務内容
  http://rpohbv.ru/about/
  連邦予算保健機構「潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録」の歴史
  http://www.rpohv.ru/about/history/
  「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」が運営する有害化学物質データベース

http://rpohbv.ru/online/
「連邦予算保健機構『潜在的に有害な化学物質及び生体物質のロシア登録』」が運営する混合化学製品のデータベース
http://www.rpohv.ru/blend/?is_licen=on&search=&is_full=1

- 天然資源環境省
  http://www.mnr.gov.ru/
  天然資源環境省の組織図
  http://docs.cntd.ru/document/902239450
  天然資源環境省の業務内容
  http://www.mnr.gov.ru/about/statute/

法令等

- ロシア連邦憲法
  http://constitution.kremlin.ru/
- 連邦法 1995 年 7 月 15 日付第 101-FZ 号「ロシア連邦の国際条約について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102036504
- ロシア連邦政府決定 2013 年 7 月 20 日付第 609 号「潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録簿への記帳、ならびにロシア連邦政府の一部決定の改正及び失効について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102166907
- 連邦法 2002 年 1 月 10 日付第 7-FZ 号「環境保護について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102074303
- 連邦法 1999 年 3 月 30 日付第 52-FZ 号「住民の衛生防疫について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102058898
- 関税同盟委員会決定 2010 年 5 月 28 日付第 299 号「関税同盟における衛生措置の適用について」
  https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/0055260/cuc_28062010_299
- 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁命令 2012 年 7 月 23 日付第 781 号
  https://rg.ru/2012/10/03/reglament-preparat-dok.html
- R 50.1.102-2014 「化学製品の安全性データシートの作成と実行の標準化に関する勧告」
  http://docs.cntd.ru/document/1200122856
- ユーラシア経済委員会決定 2015 年 4 月 21 日付第 30 号「非関税規制措置について」
  https://docs.eaeunion.org/sites/storage1/Lists/Documents/2f2762e7-6ad2-4b76-

8362-cec16f1a8ff7/95578e07-961c-458b-b86e-56063e83a603_%D0%A0%D0%B5%D1%88%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%2030%20%D0%BE%D1%82%2021%20%D0%B0%D0%BF%D1%80%D0%B5%D0%BB%D1%8F%202015%20%D0%B3.pdf

- ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 041/2017）「化学品の安全性について」
  https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19
- 産業貿易省公式書簡 2019 年 5 月 13 日付 No. EB-30646/13「化学物質インベントリについて」
  https://ciscenter.org/upload/iblock/007/pismo_pmt.pdf
- 産業貿易省公式書簡 2019 年 11 月 7 日付 No. EB-78723/13「化学物質インベントリ枠内での情報収集開始について」
  http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/Pismo_EVL_s_metod.rek-mi.pdf
- 産業貿易省公式書簡 2020 年 2 月 17 日付 No. EB-10702/13「化学物質インベントリの情報収集期限の延長について」
  https://ciscenter.org/upload/iblock/doc/pismo_inventar.pdf
- ユーラシア経済委員会　TR EAEU 041/2017 の第 2 段階文書の検討状況
  https://docs.eaeunion.org/ria/en-us/0102992/ria_29052018
- ユーラシア経済委員会評議会決定案「ユーラシア経済連合の化学物質と混合物の登録簿の作成と維持の手順および新規化学物質の通知手順の承認について」
  https://docs.eaeunion.org/ria/ru-ru/0113158/ria_29052018_mdoc.pdf
- ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号「麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物のロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きについて」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102040146
- ロシア連邦政令 1996 年 8 月 3 日付第 930 号「ロシア連邦政令 1996 年 3 月 16 日付第 278 号で承認されたロシア連邦への搬入及びロシア連邦からの搬出の手続きが適用される麻薬及び向精神薬の前駆物質ではない劇物及び毒物の品目表の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102042821
- ロシア連邦政令 2001 年 9 月 24 日付第 686 号「化学兵器の製造に利用することのできる化学物質、装置、技術に係る対外経済活動に対する管理の実施に関する規定の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102072774
- 衛生基準 2.2.5.3532-18「作業場の空気に含まれる有害物質の最大許容濃度」
  http://docs.cntd.ru/document/557235236
- 連邦法 1997 年 7 月 21 日付第 116-FZ 号「危険生産施設の産業安全について」

http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0

（日本語仮訳）https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/russia/law/HazardousIndustrialFacilities/index.html

- 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2005 年 11 月 29 日付第 893 号「RD 03-14-2005 危険生産施設の産業安全申告書の作成とその内容」の承認について
  http://docs.cntd.ru/document/901960687
- 連邦環境・技術・原子力監督庁命令 2013 年 3 月 11 日付第 96 号「産業安全分野の連邦基準及び規則「爆発火災の危険性がある化学生産、石油化学生産、石油精製のための防爆通則」の承認について
  http://pravo.gov.ru/ipsdata/?doc_itself=&collection=1&backlink=1&nd=201136847&page=1&rdk=0#I0
- 多国間標準規格 GOST 32478-2013「家庭用化学製品／一般技術要求事項」
  http://protect.gost.ru/document1.aspx?control=31&baseC=6&page=0&month=11&year=2019&search=ГОСТ%2032478-2013&id=185359
- ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」
  https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01412363/cncd_23122016_113
- ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 2 月 28 日付第 24 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016)の移行期間について」
  https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01113157/clcd_02032017_24_doc.pdf
- ユーラシア経済委員会部局決定 2018 年 10 月 16 日付第 167 号「ユーラシア経済連合技術規則（TR EAEU 037/2016）　電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」の要求事項への適合性評価書類を税関申告書に添えて提出する必要がある製品の一覧の承認について
  https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01419158/clcd_19102018_167
- ユーラシア経済委員会部局決定 2017 年 8 月 29 日付第 108 号「ユーラシア経済連合技術規則『電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について』(TR EAEU 037/2016)の要求事項の適用及び履行ならびに技術規制対象の適合性評価に必要なサンプル採取規則など、試験（検査）及び測定の方法及び規則が記された標準規格の一覧について」
  http://www.eurasiancommission.org/ru/act/finpol/dobd/intelsobs/Documents/%D0%A0%D0%B0%D1%81%D0%BF%D0%BE%D1%80%D1%8F%D0%B6%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5%20%D0%9A%D0%BE%D0%BB%D0%BB%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D0%B8%20%E2%84%96%20108.pdf
- 連邦法 2000 年 1 月 2 日付第 29-FZ 号「食品の品質及び安全性について」

http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102063865&intelsearch=%EE%F2+02.01.2000%2C+N+29-%D4%C7

- 衛生防疫規則・基準 SanPiN 2.3.2.1293-03「食品添加物の使用に関する衛生要求事項」
  http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_43173/
- 関税同盟技術規則（TR CU 029/2012）「食品添加物、香料および加工助剤」
  http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Documents/P_58.pdf
- ロシア天然資源環境省令 2011 年 7 月 25 日付第 650 号「大気中への（放射性物質を除く）有害（汚染）物質排出許可の発行に係る行政サービスの提供に関する連邦自然利用分野監督庁行政規則の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102155517
- ロシア連邦政府指令 2015 年 7 月 8 日付第 1316-r 号「環境保護の分野で国家規制措置が適用される汚染物質一覧の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102375372
- ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号「環境に悪影響を与える施設を第 I、II、III、IV カテゴリー施設に該当させる基準の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102379286
- ロシア連邦政令 2019 年 7 月 13 日付第 891 号「環境への汚染物質放流インベントリ実施規則の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102572223
- 連邦法 1999 年 5 月 4 日付第 96-FZ 号「大気の保護について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102059495
- 2006 年 6 月 3 日付第 74-FZ 号「ロシア連邦水法典」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102107048
- ロシア連邦政令 2006 年 12 月 30 日付第 881 号「水域に対する許容負荷基準の承認手順について」
  https://rg.ru/2007/01/20/voda-vozdeystvie-dok.html
- 天然資源省令 2007 年 12 月 12 日付第 328 号「水域に対する許容負荷基準立案ガイドラインの承認について」
  http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2829
- 天然資源省令 2007 年 12 月 17 日付第 333 号「水利用者における水域への物質及び微生物の許容放流基準立案方法の承認について」
  http://voda.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=2821
- ロシア連邦政令 2016 年 2 月 5 日付第 79 号「地表水域保護規則の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102388917
- ロシア連邦政府指令 2008 年 12 月 31 日付第 2054-r 号

http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102126998

- ロシア連邦政令 2009 年 1 月 10 日付第 17 号「水域沿岸保護帯の境界及び水保全地帯の境界の位置特定規則の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102127064
- ロシア連邦政令 2016 年 2 月 11 日付第 94 号「地下水域保護規則の承認について」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102389548
- 2001 年 10 月 25 日付第 136-FZ 号「ロシア連邦土地法典」
  http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102073185

資料

- PRTR に関するロシア政府のこれまでの経緯についてのニュース
  https://bellona.ru/2016/12/05/pravovoy-dolgostroy/
- 連邦法「危険生産施設の産業安全について」の改正に関するニュース
  http://www.consultant.ru/law/hotdocs/58159.html/
- 連邦環境・技術・原子力監督庁による危険生産施設を対象とした検査の結果
  http://www.gosnadzor.ru/industrial/common/
- パイプ洗浄剤による死亡事故と GOST 32478-2013 の違反に関するニュース
  https://www.vesti.ru/doc.html?id=3156296
- ユーラシア RoHS に関する試験所のニュース
  https://www.reglament.by/novosti/tr-eaes-037-vstupaet-v-silu/
- 国家技術規則案「建築資材の安全性について」に関するニュース
  http://regionopi.ru/analitika/v-rossii-net-tehreglamenta-na-strojmaterialy-minpromtorgu-i-minstroyu-on-ne-nuzhen/
- Food legislation and its harmonization in Russia
  https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1002/jsfa.6197
- 農林水産省　各国の食品・添加物等の規格基準（ロシア）
  https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=RUS
- 欧州委員会　ロシアおよびユーラシア経済連合の食品安全規制
  https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/eu_russia/sps_requirements_en
- 環境汚染施設の現状に関するニュース
  http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html
- 「ロシア連邦政令 2015 年 9 月 28 日付第 1029 号」の改正に関するニュース
  http://www.ecoindustry.ru/news/view/56071.html

IV. 米国カリフォルニア州

1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、カリフォルニア州行政機関および法律事務所等へのヒアリングを実施した。

1.1 現地ヒアリング調査

【日時】

2020 年 2 月 3 日～2 月 6 日

【訪問先】

- 環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）
- 環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）
- ピルズベリー法律事務所（Pillsbury Law）ロサンゼルス事務所
- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ロサンゼルス事務所

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）	1. OEHHA へコンタクト。 2. 調査への参加は難しい旨の回答があり、代わりに政府間関係担当の担当者を紹介される。 3. NITE より直接再打診。 4. 先に決定していた DTSC へのインタビュー前にアポを確約。
環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）	1. DTSC へコンタクト。 2. インタビュー承認の回答あり。 3. 一週間程、その後の回答が得られなかったため、具体的な日程を提示して再打診。 4. 連絡有り、具体的な日程調整を実施。
ピルズベリー法律事務所	1. JETRO の海外ブリーフィングサービスに申込み後、プロポジション 65 に関連する当局や組織を紹介できないか打診。 2. NITE からも JETRO に打診。

	3. JETRO ロサンゼルス事務所がプロポジション 65 に関連する業務を行う人物がいる法律事務所として、ピルズベリー法律事務所を紹介。 4. 以後、JETRO を通して具体的な日程調整を実施。
JETRO	1. JETRO の海外ブリーフィングサービスに申込み。 2. 具体的な日程調整を実施。

【ヒアリング結果】

ヒアリング先	ヒアリング結果
環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）	• プロポジション 65 について、特記事項としては、同法は数百万人の住民投票に基づいているものであり、改正には 2/3 以上の票が必要なため、実質的に議会によって取り下げることができないものであることが挙げられる。 • OEHHA は、Prop65 の規制物質についてリスク評価等に基づき科学的観点から提案する立場で、執行は別部門。 司法長官室（The California Attorney General's Office）がプロポジション 65 の取り締まりを行っている。地区検事（district attorney）または市検事（city attorney）（人口 75 万人以上の市）がプロポジション 65 を取り締まることができる。 • 加えて、公共の利益に関心を持つあらゆる個人が、同法への違反となる事業に対して訴訟を起こすことで、その活動を取り締まることができる。訴訟は司法長官室、地区検察、消費者アドボカシー団体ならびに一般市民や法律事務所から提出される。 • 米税関・国境警備局は税関に係わる法令を取り締まっている。州は税関関連の活動には通常関わらない。OEHHA は、プロポジション 65 の警告表示について、連邦政府でどのように取扱うべきか言及することはできない。 • 新規則で警告表示が難しい小型の消費者製品のために規定された short-form は小さいサイズで通常の警告表示が難しい場合に活用してもらおうという趣旨のもの。あらゆる製品サイズで使用されているという状況は問題視しており、今後、適切な解釈がなされるよう何らかの対策をとることを検討している。 • 企業に対する最も直接的なアドバイスとしては、もしリストアップされた化学物質を使用しないで製品を設計・開発できるのであれば、ばく露評価を行う必要もなくなり、警告表示を行う必要性もなくなるという点である。勿論、「残念な代替（regrettable substitutes）」を避けるための方法を常に検討しておくことも重要となる。 • OEHHA のプロポジションに関わる人数は約 130 人 （カルフォルニア EPA 全体では約 3000 人）

環境保護局 （CalEPA） 有害物質規制部 （DTSC）	• グリーンケミストリー法[334]（州法（以下、『法』という））の経緯としては、主に特定の物質の禁止後にその代替物質が問題になる「残念な代替」（regrettable substitutes）（例：子ども向けアクセサリーの鉛を禁止したらカドミウムが代わりに使われた）問題に対処するために 2008 年グリーンケミストリー法が整備された。 • 法に基づく SCP 規制枠組みのもと、代替物質について、さらなる代替物質が必要かどうかは、SCP が代替分析（AA）を評価した後にのみ判断される。ホームページでも見られるが、ガイダンスも発行し、普及・啓蒙活動も重要と考えている。 • 州に所在がない企業にも対応してもらいたい。DTSC が最近問題視しているのは、サプライチェーンでの問題。世界のさまざまな企業が様々な商品を輸入しており、中間品で何が使われているかそのトレーサビリティを取るのはしばしば困難。したがって、「製造業者」と「輸入業者」だけでなく「組立て業者」と「小売業者」も「責任あるエンティティ」として定義し、実現に向けて要求する取組み（メカニズム）により DTSC は製品に関する様々な情報が必要となる。 • 代替分析については、まず、普通の AA は“Alternative Assessment”（代替性評価）だが、SCP プログラムの AA は“Alternative Analysis”（代替分析）で、ライフサイクル評価（lifecycle thinking）の考え方を含んでいるものとなる。「その物質は必要か？」「他により安全な代替物質はないのか？」「それは残念な代替を避けるものか？」等の要素を評価する。 • 結果として、州内の企業が AA を実施できない場合は、州内で売ることができない、そのため、AA を実施するか、市場から撤退するかの選択を突き付けている。 • 代替物質への移行は、事業者にデータを出してもらい、それを DTSC が審査・助言しつつ移行措置をとっているが、その担当グループは 9 人でチェックしている。企業側も情報を共有したがらない傾向にあるため、そのような意味でも難しさがある。 • DTSC は数多くのワークショップは開催している。最近は PFAS（カーペット、食品包装）やトルエンを含むネイル製品に注目した取り組みを行っている。また、DTSC はエトキシ化界面活性剤中の共通の汚染物質として知られる 1,4-dioxane を含むパーソナルケアおよびクリーニング製品について、積極的に調査を実施している。 • 法律について。DTSC は法案についてコントロールはできない。ただ技術的・専門的アドバイスを行ったり、規則を検討したりする立場にある。当該法案は、2019 年は suspended となったが、2020 年に審議が再開される見込みとなっている。 • 規則について。SCP の枠組みとなる規則は、既存の法律の権限のもと、既存の法律を実施するために採択されたものとなる。法律が

[334] グリーンケミストリー法とグリーンケミストリー・イニシアチブについては、本報告「2.7 家庭用品」で詳細を説明している。

	改正されれば、規則も変えなければならない。法律が変更されれば、規則もまた変更しなければならない。改正法案で一番懸念しているのは Work Plan に関する提案である。 • 現状の枠組み、SCP ではその Work Plan を活用しており、産業界や市場への政策優先事項に関するメッセージを伝えており、強力な影響力を有している。たとえば、候補化学物質を使っていた製品のカテゴリーが Work Plan の検討対象に挙げられた際、まだ規制されていないのに、ある産業組織が、同組織内のメンバーが候補化学物質を使っていた製品をシフトさせたという情報を DTSC に伝えたという事例があった。 • グリーンケミストリー・イニシアチブの 6 つの推奨事項のうち、他の 4 つ、特に「3. オンライン製品成分ネットワークの作成」について、現状、SCP はそのようなネットワークを創設するアビリティ、リソースを有していない。勧告はまだ存在はしているが、特にプロジェクトが進行しているわけではない。 • なお、洗剤類の化学成分情報を開示する法律が最近制定されたが、DTSC はこの法律にはかかわっていない。現在、この法律の実施当局はない。 • 外国企業が注意を払うべき DTSC のその他のプログラムとしては、例えば OSHA との協力では、OSHA の法令のスコープ外の部分について DTSC で取り組んだりしている。ほかには、地域緊急時対応、州クリーンアップ・プログラム（スーパーファンド）など。製品中の有害物質では、子ども向けアクセサリーに含まれる鉛、パッケージに含まれる金属、ブレーキパッドに含まれる金属、配管に含まれる鉛などがある。 • WSSD 目標のうち、6.3 drinking water に関する目標は関連してくるかもしれない。6.1 の目標はまさにカリフォルニア州知事のアジェンダの一つと同じものとなっている。 • DTSC だけでは評価に時間がかかるので、他機関や他州、また連邦政府機関と連携し、効率的に進めている。名前が挙がったのはワシントン州。ワシントン州も PFAS 類を含むパッケージについて評価している。同州とは MOU を交わしている。連邦環境保護庁（EPA）とも協力している。 • 他国との情報交換については、カナダと EU の名前があがった。EU は ECHA（欧州化学品庁）と DG-ENVI（環境総局）。アジアの国はない。 • 最初のワークショップを開く前に、DTSC はバックグラウンド文書を発行し、そのトピックについての当初の発見・見解について要約した内容を公表する（トピックは、特定の消費者製品、製品グループ、特定の化学物質または化学物質グループに焦点を当てる）。 • 最初のワークショップの後で、収集した情報に基づき、優先製品として製品と化学物質の組み合わせをリスト化する提案（ドラフト製品－化学物質プロファイル）を行う。

	• そのあとの 2nd ワークショップでは、提案された特定の優先性品に焦点を当てて行われる。公開協議の期間を通じて、関連情報が収集され、集められた情報は製品—化学物質プロファイルの改善に用いられる（eg.新たに利用可能となった情報、化学物質の毒性、潜在的ばく露など）。 • 製品－化学物質プロファイルは、再び改善されることとなり、その分野の専門家に送られ、外部科学ピアレビューが実施される。ピアレビューの結果に基づき、プロファイルは必要に応じて複数回修正される。こうして出来上がる最終版は、優先製品リストに製品－化学物質の組み合わせを追加するための規則策定の際のベースとなる情報として活用される。 • DTSC は優先製品リストに製品－化学物質の組み合わせを追加するためには正式に規則を策定しなければならない。 • 最初に決定された優先製品（TDCPP または TCEP を含むフォーム状の詰物を使った子ども用マット類）の製造者たちは、規制対象になる前に、製品からすべて対象化学物質を取り除いたと述べたが、それが本当か否かはわからないので、実際に商品を購入して調査してみたところ、本当であることが判明した。 • DTSC の職員数は約 41 人 。他の廃棄物等の分野も含めると約 1000 人となる。
ピルズベリー 法律事務所	**【プロポジション 65 について】** • プロポジション 65 についてはうまくいっているところといっていないところがあると思う。うまくいっていないところは、市民訴訟を執行手段に活用するという仕組みが挙げられる。 • うまくいっているところとして、消費者側の行動への影響という面では機能していると評価する。消費者へ化学物質の危険性を周知するという点では機能していると評価する。但し、警告表示が必要以上に危険だと誤解させる効果や、表示が多すぎて煩雑になり、当たり前のように思われて無視されることで当初の意図を果たせなくなる恐れがある。 • 企業としては対応が過剰だと思っても、訴訟リスクやブランド価値の低下というリスクに備え、リスク管理の面から警告表示で対応する警告にある。 • 化学物質の閾値に関する内容を改善するべきである。現行では、一つの物質について一つの暴露経路からの閾値を設定しているケースがほとんどである。そのため、多様な暴露経路からの暴露閾値の問題に対応できていない。現実には、訴訟が起こされ、訴訟の時点では閾値がないため、その示談結果をもって閾値が定まり、それがその後の訴訟でも参照されて、実質的な規制値として機能するというような状況になっている。 • 示談結果は原告と被告の契約であり、その契約が結ばれた後、司法長官が介入し、その契約の結果を公表している。したがって、この公表結果がその後の訴訟において参照されることとなる。現状を

	俯瞰すると、行政側が当初より様々な暴露経路からの規制対象物質の暴露に対する閾値を設けるべきである。 • プロポジション 65 の長所は、一般市民が、製品や場所に警告表示があるかどうか、適切かどうかどうかを見ているため、取り締まりに関する行政の負担が少なくてすむ点である。 • 法令の内容を考えると、対象となる製品も場所も非常に広範であるため、行政側で取り締まりを行おうとすることは実質的に不可能。また、企業は利益を求めるため、遵守には金銭的な動機がいる。政府の規制だけなら無視するが、訴訟の脅威があるから規制を遵守する。 • 他方で、プロポジション 65 の短所としては、訴訟に勝訴するとその金額の一部を得られるという規定があり、金額も公表されるため、収入源や実績を得るために訴訟を活用するという例も生じてしまっている点が挙げられる。実際に同州にはプロポジション 65 の訴訟を専門に取り扱う法律事務所もある。 • 訴訟において弁護士を雇う費用は非常に高額であるため、訴訟は環境・消費者保護にどれだけの便益をもたらすかという側面よりも、どの程度訴訟で勝てそうかという見込みでその対象を決めてしまうという動きもあるという。訴訟において、勝訴すると費用は負けた側が負担することになる仕組みもこの傾向を助長している。 • プロポジション 65 に関する訴訟の 60 日前通知の仕組みは、本来、訴訟意図や根拠を司法長官が審査し、根拠があればその後のプロセスを引き継ぎ、なければ訴訟をやめさせることを目的としているが、実態として、そのように機能はしていない。 • 60 日前通知は、実際には企業への警告、脅威を示すためのある種のポーズのように用いられているという。通知を出す際には根拠の証明性（実態証明書、certificate of merit）を付さなければいけないが、科学者の署名はなく担当弁護士が単に一筆したためて署名をするだけで済まされているという。 • 通知が出されてから 60 日間が示談交渉の期間となっているのが現状で、企業（被告）と原告側の間で交渉が行われる。 • （ヒアリング対応弁護士が）弁護士になって 13 年間で、プロポジション 65 に関して約 1000 件の 60 日間通知があったが、司法長官が、通知に根拠がないため訴訟をやめるよう求めた事例は 1 件だけであったという。 • 違反の傾向としては、小売業者が訴訟の被告となることが多い。理由としては、大手小売業者は、一カ所で多数の製品を取り扱っているため、原告側が大量に商品を購入し、訴訟の対象となるかどうかチェックし、一つの訴訟で多くの対象を相手取ることができる点が挙げられる。仮に大部分の製品について勝訴できなくても、一つの製品について主張が認められれば、原告側にとってはメリットが生じる。

	• 製造者と小売業者の間の契約については、弁護士事務所が契約をチェックすることができる。訴えられた企業の構造をチェックし、従業員数 10 名未満で適用免除か等を確認する。 • 訴訟の対象となる化学物質にも傾向がある。最近では食品含有の金属が挙げられる。水や土壌を通じて自然に食品に含まれるものである。法令では自然由来の含有は対象外であるが、企業にとって、それを証明することは非常に難しく、コストを要する。そのため、企業の対応としては、訴訟が生じた場合、警告表示を貼って示談に持ち込む例が多い。 • その他よく耳にする物質としては、アクリルアミド、フタル酸類、forever chemicals として知られる PFAS 類などがある。 • （日本企業を含む外国企業へのアドバイスとしては、）州内販売だけでなくオンライン販売も対象となることに注意してほしい。また、他州で製造されても、カリフォルニア州へ出荷されれば、そのときに規制対象となる。カリフォルニア州の消費者が買うことができるものがオンラインであれ、オンサイトであれ、対象となる。 • 第一に、企業は法律事務所を雇うことを勧める。なぜなら、これを最初に行うことで、契約事項が保護され、後に相手方の弁護士からその部分に対する情報開示請求を受けたときに保護できるためである。 • 第二に、科学者やエンジニアを雇い、あるいは巻き込み、事前に一緒に監査を行ってリスクを把握すべきである。事前に積極的に取り組まないと、ただ訴訟を待つだけになる。
JETRO	• 南カリフォルニア日系企業協会（JBA）および JETRO の 2018 年調査[335]で 790 社の所在を確認。外務省の海外在留邦人数調査統計（2017 年）では 972 拠点となっているが、おそらく個人事業主なども含まれている。 • 地理的分布はロサンゼルス郡が 544 社、オレンジ群が 169 社、サンディエゴ群が 59 社と続いている。 • 米中貿易摩擦を背景に、どの製品の関税が上がるのかという問い合わせがある。また、物の出入りが激しいせいか、どこに自分たちの製品があるのかというトレーサビリティに関する問い合わせもある。 • カリフォルニア州以外に商社経由等でいつのまにか自社製品が流通しており、販売されているケースがある。ワシントンやニューヨークでそのような事例があった。そのような経緯で、Prop.65 の警告表示が付された商品がそれらの州で販売されることになり、消費者側を驚愕させた事例もある。 • 警告表示をどのようにしたらよいかという問い合わせが寄せられる場合があるが、同州では法的なアドバイスをするためには資格

[335] JETRO(2018 年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html

	が必要なため、法律事務所に対応を任せる事が多い。 • JETRO と南カリフォルニア日系企業連合がまとめた実態調査 2018[336]では、プロポジション 65 に対する企業の声も取り上げている。その中では次のような声がある。 • 州が規制物質をリストに載せ、規制物質を含む商品には警告を記載する義務を課すなどの処置を行うが以下の問題点がある。 ① 企業への告知が充分ではない。いつの間にかリスト化されており、企業が遵守できない。 ② 州の委託を受けた消費者団体は、違反企業にすぐに通知せず、3 年程度企業に販売させておいてから通知する。その結果、その間に販売量が増え続けているため、ペナルティの金額が上がる。消費者団体側がペナルティをつり上げるために、意図的に通知を送らせているように見える。 ③ 前出のように、告知が充分ではないため、実際の市場では規制がほとんど守られていない。一部のたまたま消費者団体に見つかった企業だけが、ペナルティを支払い、また、商品に規制物質の Warning を記載する必要があるため、ラベルの Recondition のコストが掛かり、Warning を見た消費者の買い控えによる売上げ減少に繋がる。 ④ そもそも Prop.65 における規制物質は、FDA 等で規制内での使用が認められており、必ずしも有害とはいえず、ダブルスタンダードになっている。Prop.65 があることで、規制を遵守する企業の販売力低下、進出意欲の減退を招き、結果、規制を守らない企業の商品の販売量が増えるというジレンマを抱えている。同法の見直し、あるいは撤廃を行い、FDA 等との規制の一本化を図ることで、州内の健全な競争環境を守るとともに、真の消費者保護が実現できる。

[336] JETRO(2018 年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目	ヒアリング結果
プロポジション 65	• Prop65 で、世界的に有害性が確定していない物質も企業が管理する対象となり、安全上不要と思われる表示をやむを得ず実施することがあると聞いている。 • 輸出者として製品中に含有するリスト収載物質の含有率を CBI として扱う場合、輸入者からリスク許容の証明を求められた際どこまで対応すればよいか知りたい。現実問題として、輸出者にはリスク評価に必要な情報が入りにくく、ばく露レベルの推定や警告の可否判定は難しい。 • 混合物中の含有量閾値が無いため、不純物であっても情報公開すべきか判断が難しい。 • セーフハーバー・レベルのような閾値があっても、混合物の濃度に直接適用されないので、製造の際の溶媒のトルエンが極微量でも残留する場合は結局 SDS、ラベル表示対象であることを記載している。 • 難しい点：セーフハーバー・レベル(NSRL、MADL)は、低濃度なので警告ラベルが必要になるケースが多い。多くの物質にばく露量規定値が決定されていない。また、3 経路（dermal、inhalation、ingestion）で設定分けされており、測定が難しい経路もある。不純物や副産物でも対象なのは厳しい。 • 警告を求められる暴露にはアクシデンタルなものも含まれるのかなど、暴露の定義が法律を読んでもよくわからない。 • この法律には安全サイドで対処している。微量の含有で警告が必要か否かの判断に試験やコンサルへの相談をするか否かという話になると、「そこまでやるなら警告を表示しておけ」となるし、カリフォルニア州は通過するだけで最終目的地が別のところでも、「念のため警告を貼っておけ」となる。こうした対応がいいかどうかもわからない。
その他加州	• 米国連邦法との二重規制になっているので、どちらかが改正（動向含む）されると問い合わせが増え、手間がかかる。 • 連邦法と州法の関係：例えば、TSCA18 条に連邦法として州法に対する優先権が定められているが、例外規定もあり、実態の運用がわかりにくい。 • 末端顧客である消費者向け製品の小売店からは、廃棄物に関する規制も課題だと聞いている。

	• 全ての制度の内容を理解できる人材がいないため、都度対応となる。また、費用負担しても価格転嫁が難しいため、持ち出しになる。
TSCA	• TSCA では、基本的に CAS で登録されるため、分子量等が異なる高分子では自社製品に安全性懸念が無くても将来の懸念分子量品の可能性も考慮して SNUR 等の制限が付けられる。 • ナノマテリアルに SNUR が軒並み適用される点が懸念。 • TSCA 等、違反した時のリスクが大きく、対応がいつも重くなりがちで負担になりつつある。優先評価（EnviX 注：高優先度物質のリスク評価のことと思われる。）の費用負担もどの程度割り振られるのか懸念している。 • （TSCA の遵守を証明する）TSCA レターは輸入者がサインしなければならないが、サプライチェーンが長い場合はトレースが難しい。 • 輸入者としてはコンプライアンス確保のため CBI の開示を要求するが、メーカー側に応えてもらえず、急ぎ通関させたいので TSCA レターに署名するよう言われる。4 年ごとの CDR（化学品データ報告）のことを考えておらず、4 年後になってから「何を輸入したか」と聞いてくる。（万が一違反があり）そこで TSCA 当局にばれたら、どのくらいの罰金になるか。皆、そういうリスクを知りつつ、知らないふりをしている。 • 成分開示されていなくても輸入者はその内容でやるしかない。製造者の責任をどこまでフォローできるのかという話になる。 • CDR は、微量でも、不純物でも書けと言われるが、どこまで書かなければいけないのか不明。
危険有害性 周知基準 HCS	• SDS において、日本国内での 24 時間対応先として 24 時間対応できないところや英語非対応の連絡先が書いてあったり、契約していない専門業者が書かれていたりする。 • 米国の GHS に対応した英文ラベルをやってくれる日本メーカーはほとんどない。実態は分からないが、現地で差し替えているはず。EU 仕様で貼ってあったときは、現地で対応した。 • 日本から輸出した製品がどの州に流れるかわからない。全州法を把握し SDS を完璧にすることはできない。
税関関係	• 税関関連では無いが、化学物質等を米国に輸出する際、通常 TSCA 遵守を宣言する輸入者のレターを求められる。輸入者が輸入する製品の成分を知らない（輸出者が成分を非開示としている）ケース等で、このレターの作成に労力を有する場合があるので、レターを不要にするなど仕組みを改善していただきたい。 • 実績のある輸出品であっても、税関担当者が変わる際に HS コードの判断が揺らぐ場面があり、難しい。

	• 輸入者から輸出者側に（プロポジション 65 の）「警告ラベルをつけて」と言われたことはない。港で警告を貼ったりしたこともない。
その他米国	• 州の規制について顧客から問い合わせを受けても調べきれない。 • （化学品関連規制について）各州法が把握しきれない。 • 各州の州法で化学物質開示の要件が異なっており、対応が煩雑になると危惧される（例えば Right To Know）。連邦法で各州の運用をカバーできるルールが設定されれば、企業の負荷は低くなると期待できる。 • 予め輸出先の州が判明している場合、加州以外に、輸出者として法適合確認、対応が必要な州および州法があれば知りたい。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景

50 の州とコロンビア特別区とで構成されるアメリカ合衆国（以下、米国）の州の一つであるカリフォルニア州は、面積約 42 万 4000 平方キロメートルという日本よりも広大な州面積に、人口約 4000 万人が居住している。GDP の額では、全米第 1 位を誇る米国においても非常に重要な州といえる。

カリフォルニア州の基本情報（日本との比較）[337]

	日本	カリフォルニア州
人口（2018 年）	126,590,000	**39,536,653**
面積	377,962 km2	**423,867 km2**
GDP（2018 年）	4 兆 9,719 億ドル	**3 兆 183 億ドル（全米第 1 位）**

カリフォルニア州に限らず、米国の州の行政府が、行政サービスの提供、法律の執行を担う。行政府を率いるのは、州全体で行われる選挙により選出される知事である。他の地方行政府には、「郡（county）」と「市（city）」などがある。さらに細かい行政区は割愛するが、通常は州＞郡＞市の順に影響を及ぼす範囲が狭まる関係にある。但し、市の規模は住人が 100 人にも満たない小さな街から、複数の郡にまたがる大都市（ニューヨーク市など）まで様々である[338]。郡は、州の行政府から機能の一部を委任され、その責任を分担する形となっている。他方で、市は独自の統治権限や課税権限を有している [4,339]。

カリフォルニア州の環境規制へ前向きに取り組む姿勢、そしてそれに伴う世界でも類を見ない厳しい規制水準は、日本でも広く知られている。気候変動対策にも積極的で、特に同州の二酸化炭素排出への寄与が大きい運輸部門に対して次々と打ち出される政策・規制が注目を集めている。他方で、同州の化学物質規制の厳しさは、企業のコンプライアンス対応において難点の一つとなっている。さらに、全州に効力が及ぶ連邦政府の法律や規則

[337]在サンフランシスコ日本国総領事館(2020 年 2 月 16 日アクセス)「日本とカリフォルニア州概観」
https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m08_04.html
[338] American Center Japan (2020 年 2 月 16 日アクセス)「米国の統治の仕組み – 地方政府」
https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3180/
[339] California State Association of Counties(2020 年 2 月 16 日アクセス)" County Structure & Powers"
https://www.counties.org/general-information/county-structure-0

とは異なり、多数あるうちの州の一つの法令遵守という側面から、企業側も対応が後手に回りがちになる点も対応の難しさに拍車をかけている。

本書では、同州の化学物質管理に関わる各分野の規制の概要について報告する。

法体系

連邦と州との関係：

米国の最高法規は合衆国憲法[340]だが、同国は連邦制を採用しているため、国を構成する 50 の州は主権を有し、憲法も独自のものを定めている。しかし、合衆国憲法では州が持つ権限については制限を課しており、その Article. I の Section. 8 では諸外国や州同士の通商の規制、貨幣の鋳造、戦争の宣言などの「連邦議会が有する立法権限」を、また Section. 10 では条約の締結、貨幣の鋳造などの「州には与えられない権限」を、それぞれ定めている。さらに、「この憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律（中略）は国の最高法規である」（合衆国憲法 Article. VI.）ため、州憲法や州法が合衆国憲法や連邦法と矛盾する場合、合衆国憲法や連邦法が優先される。

カリフォルニア州憲法：

カリフォルニア州憲法[341]は同州の基本法で、州政府の義務、権限、構造、および機能を定めている。立法については Article IV で定められている。

カリフォルニア州の法律：

州憲法にしたがい、上院と下院で構成される両院制の州議会と州知事が法律を制定する。制定された法律は「カリフォルニア法典（California Code）」に組み込まれるが、この法典は 29 の主題に分かれている。化学物質など環境に関する法律は、「健康・安全法典（HSC : Health and Safety Code）」に分類されることが多い。いっぽう、安全データシート（SDS）を含む労働安全衛生関連の法律は、「労働法典（LAB : Labor Code）」に組み込まれている。

なお、カリフォルニア州は、州の有権者が直接州法を提案できる「ballot initiative」と呼ばれる住民投票制度を導入している[342]。カリフォルニア州の有害物質規制法のひとつ、プロポジション 65 は、この制度によって制定された。

---

340 合衆国憲法(National Archives)(2020 年 1 月 17 日アクセス)” The Constitution of the United States: A Transcription”
https://www.archives.gov/founding-docs/constitution-transcript

341 California Legislative Information(2020 年 1 月 17 日アクセス)” California Constitution - CONS”
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CONS&tocTitle=+California+Constitution+-+CONS

342 Attorney General(2020 年 1 月 17 日アクセス)” Ballot Initiatives”
https://oag.ca.gov/initiatives

カリフォルニア州の規則：

制定された法律は州行政府が執行する。法律は枠組的なものが多いため、具体的な要件や数値は、所管する行政機関が規則として定めている。策定された規則は、主題ごとに 28 のタイトル（Title）に分かれた「州規則集（CCR：California Code of Regulations）」に組み込まれている。

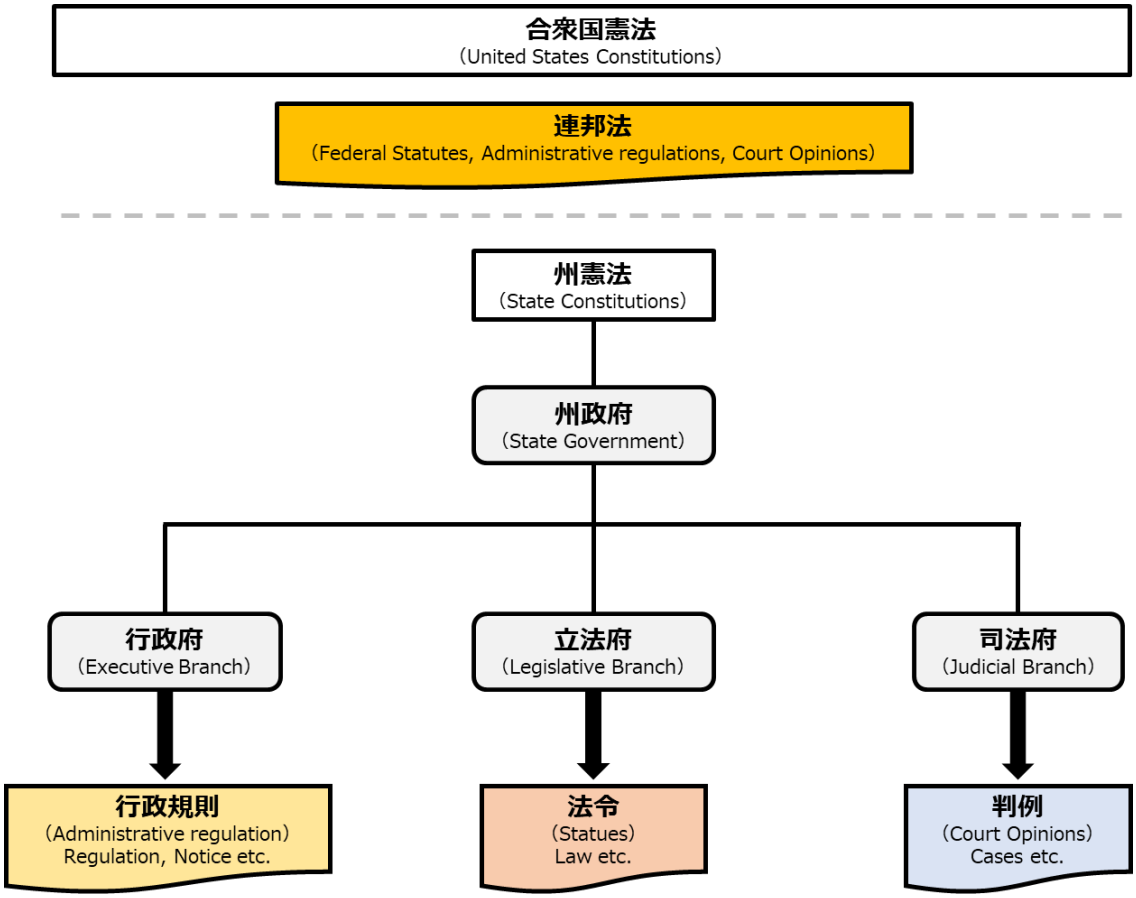

政府組織間関係とそれぞれが定める規定の種類[343]

カリフォルニア州の地方政府：

カリフォルニア州は、州の政策を実施する行政組織として郡（county）という区分を有している。同州の郡は 58 あり、それぞれが自治権をもち、条例（ordinance）を制定している。これとは別に、州内には 2019 年現在で 482 の市（city）があるが[344]、市はその地域の

[343] Amy E. Sloan(2012)“Basic Legal Research”

[344] World Population Review(2020 年 1 月 17 日アクセス)“Population of Cities in California (2020)” http://worldpopulationreview.com/states/california-population/cities/

住民が自分たちのための行政サービスを提供する目的で設立する自治体であるため、地理的には市に属さない地域もある。市も条例を制定できる。

カリフォルニア州の郡[345]

[345] California State Association of Counties(2020 年 2 月 25 日アクセス)”Calofornia County Map” https://www.counties.org/general-information/california-county-map

各関連組織

化学物質関連組織の情報

カリフォルニア州で化学物質管理を所管する主な行政機関には次のものがある。

- カリフォルニア環境保護局（California Environmental Protection Agency）
- カリフォルニア労働・労働力開発局（California Labor and Workforce Developing Agency）
- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（California Health and Human Services Agency）

これらはいずれも「キャビネット（Cabinet）・レベル」と呼ばれる行政機関である。内閣制度を持たない米国では、キャビネットは大統領または州知事の「顧問団」のことで、州レベルでは、知事に直接報告する局長（Secretary）の指揮下に置かれる行政機関（Agency）で構成される。

以下にこれらの行政機関の概要を示す。

【カリフォルニア環境保護局】

(1) 省庁名：

カリフォルニア環境保護局

（CalEPA：California Environmental Protection Agency）

https://calepa.ca.gov/

(2) 組織図：

環境保護局は以下の 6 つの部署で構成されている。

- **カリフォルニア大気資源委員会**（CARB：California Air Resources Board、または ARB）
- **カリフォルニア資源リサイクル再生部**（Department of Resources Recycling and Recovery）（通称：CalRecycle）
- **カリフォルニア農薬規則部**（CDPR：California Department of Pesticide Regulation）
- **有害物質規制部**（DTSC：Department of Toxic Substances Control）
- **環境健康有害性評価室**（OEHHA：Office of Environmental Health Hazard Assessment）
- **州水資源管理委員会**（SWRCB：State Water Resources Control Board）

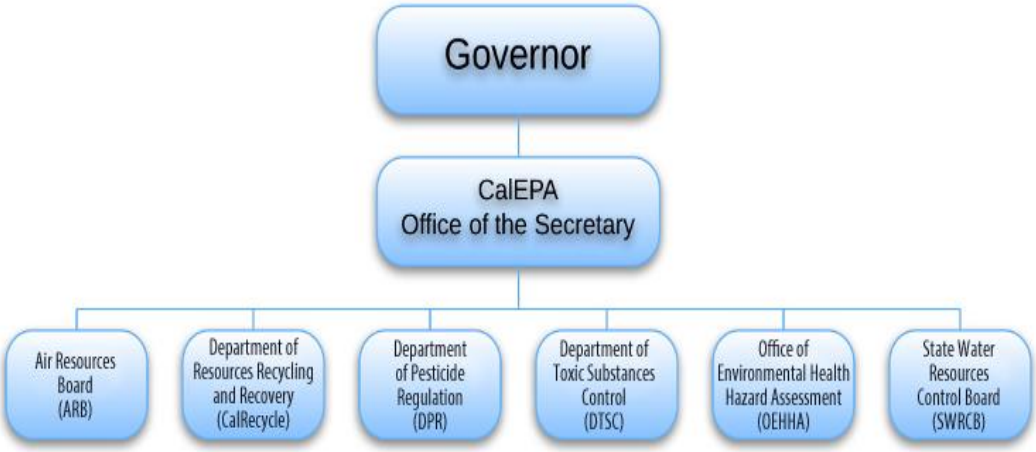

環境保護局の組織図[346]

(3)　省庁に関する概要

歴　史

カリフォルニア環境保護局は同州の環境政策を担う行政機関で、CalEPA の通称で知られている。カリフォルニア州は 1950 年代に米国最初の大気質プログラムを策定するなど、同国の環境規制におけるパイオニア的存在であり、これまで数多くの進歩的なプログラムや法律を策定し、実施してきた。しかし、キャビネット・レベルの環境当局の設立は他州より遅く、現在の環境保護局としての歴史は 20 年にも満たない。

CalEPA の起源は、1961 年の行政府再編において、州の環境プログラムの大半が新設された資源庁（Resource Agency）に集約された時点にさかのぼる。その後、1970 年に連邦環境保護庁（EPA）が設立されたのを機に、各州でそれに相当する機関設立の機運が一気に高まったが、カリフォルニア州では 1975 年に提案された独立した環境行政機関の創設が州議会の承認を得ることができず、結局、キャビネット・レベルで知事に助言し環境保護を広めることを任務とする環境問題局長（Secretary of Environmental Affairs）のポジションが新設されるにとどまった。

この状態はその後 15 年間にわたって続いたが、その間に大気汚染、水質汚染、有害物質汚染などの環境問題が深刻化し、州議会で主要な環境保護法が次々と制定されていった。そのため 1991 年、現行とほぼ同じ部署で構成される環境保護局の設立が再度提案される。議会の承認はこの時も難航したが、議会による提案のレビュー期間終了間

346 CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)" About Us"
https://calepa.ca.gov/about/

際の 1991 年 7 月 14 日、州内で貨物列車が脱線し、数千ガロンのメタムナトリウムがサクラメント川に流出する事故が発生したことで事態は一転する。この非常事態に環境保護局長（この時点で名称は変更されていた）が迅速に対応したことが、州の環境保護当局の必要性を明確に実証し、一般の人々の議論に影響を与えた[347]。カリフォルニア州に環境保護局が誕生したのは、事故から 3 日後の 7 月 17 日のことである。

部署と所管分野

現在、環境保護局を構成する 6 つの部署の主な所管分野は次のようになっている。

環境保護局を構成する 6 つの部署の主な所管分野

部署	所管分野
カリフォルニア大気資源委員会（CARB）	大気汚染（固定発生源、移動発生源）、地球温暖化
カリフォルニア資源リサイクル再生部（CalRecycle）	廃棄物（削減、リサイクル、再利用）
カリフォルニア農薬規則部（CDPR）	農薬
有害物質規制部（DTSC）	有害物質、有害廃棄物
環境健康有害性評価室（OEHHA）	環境汚染や有害物質がもたらすリスクの科学的評価
州水資源管理委員会（SWRCB）	水質汚染（地下水を含む水資源、飲料水）、水利権

統合プログラム

1993 年に成立した法律（法案番号：SB 1082）[348]によって策定された統合プログラム（Unified Program）は、カリフォルニア州の住民を有害廃棄物や有害物質から保護するために、地方レベルでの規制活動（管理要件の実施、許可発給、検査、執行など）に州全域で一貫性を持たせることを目的としている。州全域でのプログラムの実施は CalEPA が監督するが、基準やプログラムは環境保護局やその部署、州知事緊急サービス室（CalOES）などが策定にあたっている。基準やプログラムを実施するのは、州内に 81 ある地方組織、認定統合プログラム機関（CUPA：Certified Unified Program Agency）である。

347 CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"The History of The Calofornia Environmental Protection Agency"
https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf
348 California Water Boards(2020 年 1 月 24 日アクセス)" BILL NUMBER: SB 1082"
https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/land_disposal/docs/sb1082.pdf

統合プログラムは以下の 6 つのプログラムで構成される。

- カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP：California Accidental Release Prevention）プログラム
- 有害材料放出対応計画およびインベントリー（Hazardous Materials Release Response Plans and Inventories）（事業計画（Business Plan））
- カリフォルニア統一消防コード（California Uniform Fire Code）：有害物質管理計画（HMMP：Hazardous Material Management Plan）および有害物質インベントリー・ステートメント（HMIS：Hazardous Material Inventory Statement）
- 有害廃棄物発生者およびオンサイト有害廃棄物処理（Hazardous Waste Generator and Onsite Hazardous Waste Treatment）プログラム
- 陸上石油貯蔵法（APSA：Aboveground Petrleum Storage Act）
- 地下貯蔵タンク（Underground Storage Tank）プログラム

(4) 化学物質管理を所管している部局名

CalEPA を構成する 6 つの部署のうち、本調査に最も関連する化学物質管理分野を所管しているのは以下の 4 つである。

- 環境健康有害性評価室（OEHHA）：https://oehha.ca.gov/
- 有害物質規制部（DTSC）：https://dtsc.ca.gov/
- カリフォルニア大気資源委員会（CARB）：https://ww2.arb.ca.gov/
- 州水資源管理委員会（SWRCB）：https://www.waterboards.ca.gov/

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

【環境健康有害性評価室】

環境健康有害性評価室（OEHHA）は有害物質がもたらすリスクの科学的評価をとおして人々の健康と環境を保護することを使命とする部署で、大きく対外・立法問題室（Office of External & Legislative Affairs）、行政サービス部門（Administrative Services Division）、および科学プログラム部門（Division of Scientific Programs）で構成されている。

プロポジション 65 として知られる安全飲料水・有害物質取締法を所管するが、設立は 1991 年の環境保護局誕生時で、同法が制定された 1986 年には存在していなかった。逆にプロポジション 65 の制定が OEHHA という組織が発展する大きな節目になったとされており、たとえば、同法の実施を化学物質の健康影響に関する情報の評価という

かたちでサポートしていた当時の州保健福祉局（Health and Welfare Agency）保健サービス部（DHS：Department of Health Services）の科学者たちが、現在、同法のもとで生殖毒性や発癌性の有害性を評価するセクション（RCHAB：Reproductive and Cancer Hazard Assessment Branch）の母体となっている[349]。なお、プロポジション65実施プログラム（Proposition 65 Implementation Program）と称するセクションは、対外・立法問題室の管理下に置かれている。[350]

OEHHAの主な活動を以下に示す。

- プロポジション65を実施し、発癌性および生殖毒性の原因物質リストを作成する。
- 規制当局や一般の人々のガイダンスとなるような、大気、水、土壌に含まれる汚染物質への暴露レベルを策定する。
- 州内の水域で釣り上げられる魚に含まれる水銀などの汚染物質に関する注意報を出す。
- 州の住民の体内で検出される化学物質のレベルを測定する「バイオモニタリング・カリフォルニア」プログラムで他の局や部署と協力する。
- 州の気候変動の指標を特定し分析する。
- 農薬のリスク評価について科学的なピアレビューを実施する。

【有害物質規制部】

有害物質規制部（DTSC）は1970年代初頭、当時の州保健福祉局保健サービス部（DHS）内の廃棄物管理を扱うブランチにおいて、わずかスタッフ4名のユニットとして発足した。現在は1000名を超える職員を擁し、州内に9つのオフィスを配する大規模組織に成長したが、設立当初より一貫して有害廃棄物への暴露から州の住民や環境を保護することに力を注いでいる。1991年、環境保護局が設立された際にDHSから同局に移動し、現在のDTSCとなった。

DTSCが現在取り組む主なプログラムには次のものがある。[351]

- 有害廃棄物管理（Hazardous Waste Management）プログラム
- サイト汚染軽減・回復（Site Mitigation and Restoration）プログラム

[349] CalEPA(2020年1月24日アクセス)"The History of The Calofornia Environmental Protection Agency"
https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf
[350] OEHHA(2020年1月24日アクセス)" Organizational Chart"
https://oehha.ca.gov/media/orgchart.pdf
[351] DTSC(2020年1月24日アクセス)" Executive Leadership Team Organization Chart"
https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2019/05/Exec-Org-Chart.pdf

- 環境化学研究所（Environmental Chemistry Laboratory）（州内 2 か所）
- より安全な製品および職場プログラム（Safer Products & Workplaces Program）

このうち、より安全な製品プログラムでは、身近な日用品に含まれる有害化学物質を減らして有害廃棄物の発生削減につなげる取組とともに、有害物質を含む製品が使用済みとなった際の適切な処理処分を促進する取組を行っている。「政府が日用品の有害成分から消費者を保護する方法を根本から変える」[352]と言われた 2008 年「グリーンケミストリー（Green Chemistry）」法とその実施規則である「より安全な消費者向け製品（Safer Consumer Products）」規則も、DTSC が所管している。

【大気資源委員会】

カリフォルニア大気資源委員会（CARB または ARB）は、1967 年の設立以来、全米で最悪と言われた同州の大気質を改善するため、多岐にわたる汚染抑制プログラムに積極的に取り組んできた。特に同州の深刻なスモッグの原因となった自動車の排ガス分野では、米国初のテールパイプ・エミッション規制など、革新的な規制を次々と打ち出し、実施してきた。2000 年代以降は温室効果ガス排出量のモニタリングと削減を所管しており、独自の気候変動政策を掲げる州政府を支えている。

CARB の主な役割には次のものがある。

- 子どもなど、最もリスクの高い人々を守ることができる州大気質基準の策定
- ディーゼルエンジン排気微粒子など、高い健康リスクを呈する汚染物質の特定
- 全米最大のモニタリング・ネットワークを使った汚染物質削減状況の測定
- CARB の研究所を使った自動車メーカーによる排出規制遵守の検証
- 大気汚染問題の原因と影響、および考えられるソルーションの研究
- エネルギー効率の改善などによる州の温室効果ガス排出削減の取組の先導

CARB は 16 名で構成され、うち 12 名は州内の大気地区（air district）職員や専門家などが知事の指名と州議会上院の承認をもって委員に就任する。そのほか、科学者、エンジニア、経済学者、弁護士、ポリシーメーカーなど、多様な諮問専門スタッフが同委員会の任務をサポートしている。

【州水資源管理委員会】

1967 年に州議会により創設された州水資源管理委員会（SWRCB）は、州内の水域を妥当な範囲で最高の水質にすることを確保するとともに、そうした水を最良のバラ

[352] DTSC(2020 年 1 月 24 日アクセス)"About DTSC"
https://dtsc.ca.gov/our-commitment/

ンスで有効利用できるように配分することを使命としている。水の配分と水質の保護という 2 つの権限を持ったことで、SWRCB は州内の水域を包括的に保護することができるようになった。SWRCB の構成メンバーは 5 名で、それぞれが州知事に指名され州議会上院の承認を得て、異なる専門のポジションに就いている。

SWRCB は州全体の水質保護政策を定めているが、州内に 9 つある地域水質管理委員会（Regional Water Quality Control Board）の調整と支援も同委員会の大切な役割である。7 名の委員で構成される地域水質管理委員会は、地域の気候、地形、地質、水文などの違いを認識しながら、州の水の有効利用を最大限に保護する水質目標と実行計画を策定し実施するという使命を持つ。排水許可の発給、違反者の取り締まり、水質のモニタリングなどは、地域水質管理委員会が実施している。

(6) 予算

2019 年 6 月 27 日に制定された環境保護局の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予算を以下に示す。

環境保護局の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予算（単位：1000 ドル）

部　署	支出額
環境保護局（CalEPA）局長	25,152
カリフォルニア大気資源委員会（CARB）	1,418,740
カリフォルニア農薬規則部（CDPR）	111,851
州水資源管理委員会（SWRCB）	1,563,007
有害物質規制部（DTSC）	366,835
カリフォルニア資源リサイクル再生部（CalRecycle）	1,586,195
環境健康有害性評価室（OEHHA）	28,362
一般財源保証債（General Obligation Bond）－環境	3,330
合　計	5,103,472

このうち、OEHHA と DTSC の過去 3 会計年度の予算額は次のようになっている。

OEHHA と DTSC の過去 3 会計年度の予算額単位：1000 ドル[353]

[353] Department of Finance(2020 年 1 月 27 日アクセス)" 2019-20 State Budget – Environmental Protection"

部　署	FY2017-18	FY2018-19	FY2019-20
OEHHA	23,453	28,615	28,362
DTSC	215,195	348,574	366,835
CARB	1,113,303	1,768,370	1,418,740
SWRCB	1,232,856	2,307,701	1,563,007

【参考情報】

- The 2019-20 Budget: California Spending Plan, Resources and Environmental Protection
  https://lao.ca.gov/Publications/Report/4103#other-natural-resources-augmentations
  https://lao.ca.gov/reports/2019/3933/natural-resources-environmental-protection-021419.pdf

http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/Agency/3890
Department of Finance(2020 年 1 月 27 日アクセス)" Environmental Protection"
注）部署別（1 ページ、26 ページ、55 ページおよび 91 ページ参照）：http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/3890.pdf

【カリフォルニア労働・労働力開発局】

(1) 省庁名：
カリフォルニア労働・労働力開発局（California Labor and Workforce Developing Agency）
https://www.labor.ca.gov/

(2) 組織図：
カリフォルニア労働・労働力開発局（以下、労働・労働力開発局）は以下の 7 つの部署で構成されている。なお、同局全体の組織図は確認できなかった。

- 農業労働関係委員会（Agricultural Labor Relations Board）
- 労使関係部（DIR：Department of Industrial Relations）
- 雇用創出部（Employment Development Department）
- 雇用訓練委員会（Employment Training Panel）
- 公的雇用関係委員会（Public Employment Relations Board）
- 失業保険申立委員会（Unemployment Insurance Appeals Board）
- 労働力開発委員会（Workforce Development Board）

(3) 省庁に関する概要
労働・労働力開発局は 2002 年、労働関連プログラムを統合する初のキャビネット・レベルの行政機関として創設された。「カリフォルニア州で働く現在と未来のすべての労働者の健康と福祉（well-being）を保護し改善する」ことを使命としており、労働者の健康と安全の保護を目的とする労働法規の執行のほか、雇用機会と訓練プログラムの改善、労災補償や失業保険を含む労働者への給付金の管理などを所管する 7 つの部署を監督している。

米国では、職場における有害化学物質の取り扱いや暴露に関する基準の採択・実施を含む労働安全衛生プログラムは、州が策定し連邦労働安全衛生局（OSHA）の承認を得た州計画（State Plan）を通して実施されている。カリフォルニア州のプログラムは Cal/OSHA と呼ばれ、最初に州計画が提出された 1973 年以来、労働・労働力開発局の労使関係部（DIR）[354]が所管している。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

[354] California Legislative Information(2020 年 1 月 28 日アクセス)" California Law >> >> LAB" http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=&article=

DIR で Cal/OSHA プログラムに関与する主な部署は以下の 2 つである。

- 労働安全衛生基準委員会（OSHSB：Occupational Safety & Health Standards Board）：https://www.dir.ca.gov/oshsb/oshsb.html
- 労働安全衛生部門（DOSH：Division of Occupational Safety and Health、通称 Cal/OSHA）：https://www.dir.ca.gov/dosh/

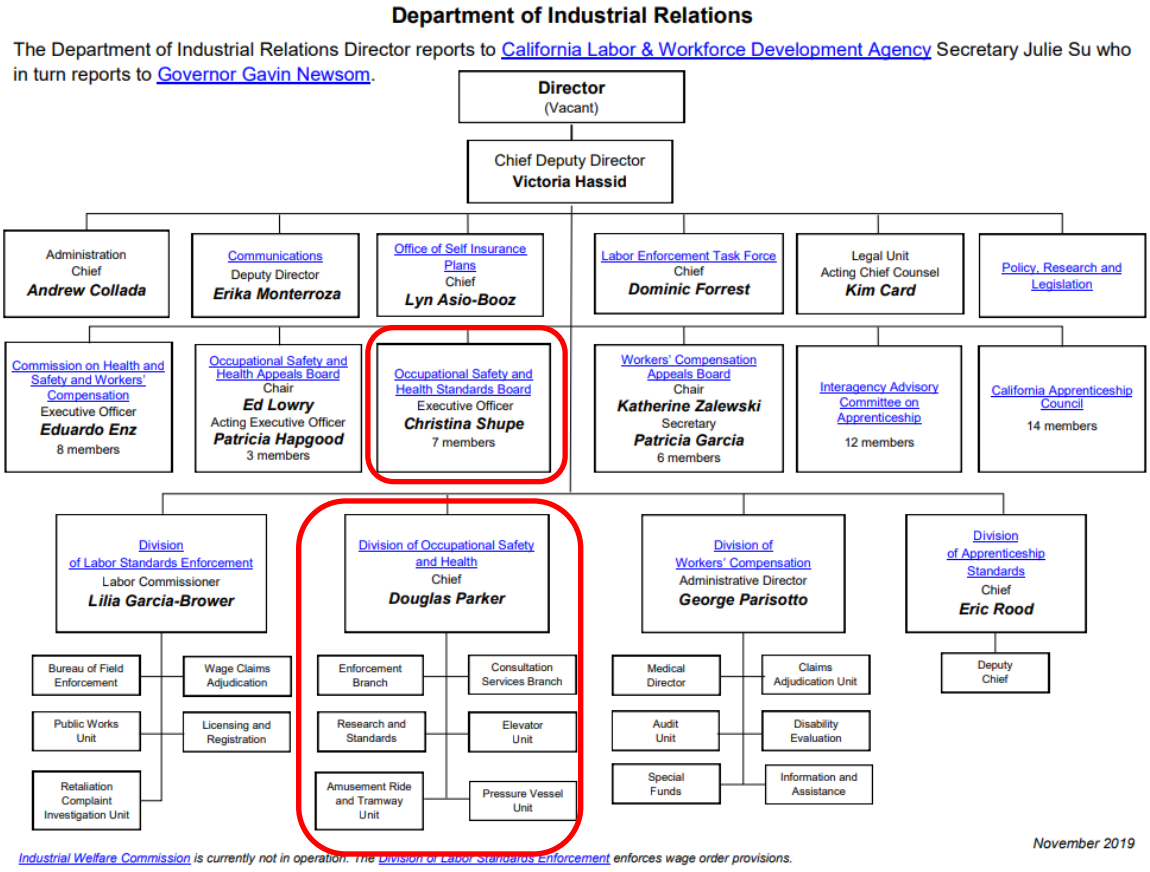

DIR の組織図（赤枠が OSHSB と DOSH）[355]

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

【労働安全衛生部門】

労働安全衛生部門（DOSH）は、1970 年の連邦労働安全衛生法（OSHA）成立に対応して 1973 年にカリフォルニア州の労働安全衛生に関する法律が包括的に改正された際に創設された。Cal/OSHA と呼ばれるその法律を実施する部署で、その機能は労

[355] DIR(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Organization Chart"
https://www.dir.ca.gov/org_chart/org_chart.pdf

働法典 Section 175[356]に規定されている。具体的には、以下のような手段を通して、州内のさまざまな職場における労働者の安全と健康を保護し改善するとともに、エレベーターやジェットコースター、路面電車の乗客の安全も保護する役割も担っている。

- 基準の設定および実施（大量の有害物質を使用する化学工場などの検査を含む）
- 奉仕活動（アウトリーチ）、教育、支援の提供
- 許可、ライセンス、認証、登録、承認の発給

なお、同部門の通称はプログラムと同じ「Cal/OSHA」であるため、混同しないよう注意が必要である。

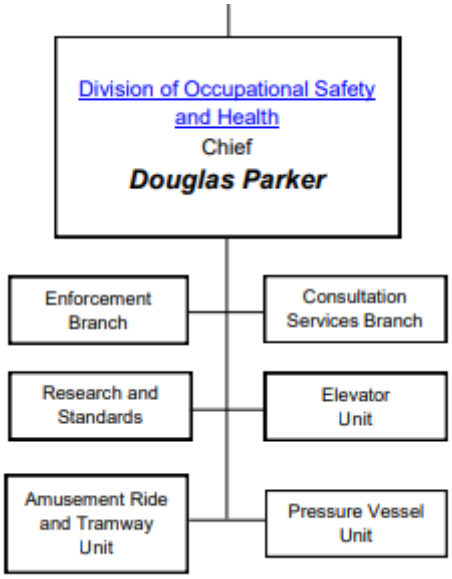

DOSH の組織図[357]

【労働安全衛生基準委員会】

労働法典 Section 140～147.6[358]に規定される労働安全衛生基準委員会（OSHSB）は、「労働安全衛生基準を採用する権限を与えられた州内の唯一の機関」であり、カリフォルニア州における職場の安全と衛生を確保する合理的で執行可能な基準の促進、採択、および維持を使命としている。州知事に指名される 7 名の委員で構成され、Cal/OSHA

[356] California Legislative Information(2020 年 1 月 28 日アクセス)" LABOR CODE – LAB DIVISION 1. CHAPTER 7.5"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=7.5.&article=
[357] DIR(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Organization Chart"
https://www.dir.ca.gov/org_chart/org_chart.pdf
[358] http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=

プログラムにおいては次の役割を果たしている。

- 少なくとも連邦基準と同等の効果がある基準の採択
- 採択された基準との不一致に対する申請の承認または却下
- 新規基準の策定または現行基準の改正を求める請願への対応

(6) 予算

2019 年 6 月 27 日に制定された労働・労働力開発局の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予算総額は約 163 億 140 万ドルである。そのうち、DIR、DOSH、および OSHSB の 3 会計年度の予算額は次のようになっている。

DIR、DOSH、および OSHSB の 3 会計年度の予算額（単位：1000 ドル）[359]

部　署	FY2017-18	FY2018-19	FY2019-20
労使関係部（DIR）	621,209	763,020	789,349
うち労働安全衛生部門（DOSH）	140,510	164,161	164,161
うち労働安全衛生基準委員会（OSHSB）	2,674	3,053	3,054

[359] Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)" 2019-20 State Budget – Labor and Workforce Development"
http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/Agency/7000
Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Labor and Workforce Development"
注）部署別（28 ページ参照）
http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/7000.pdf

【カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局】

(1) 省庁名：

カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS：California Health and Human Services Agency）

https://www.chhs.ca.gov/

(2) 組織図：

カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS）は、食品安全を含む医療や社会福祉の様々な分野を所管する計 17 の部署を監督している。CHHS の組織図はそのウェブサイトで閲覧できるが[360]、2017 年時点のものである。2019 年 1 月、公衆衛生問題の主たる代弁者となるカリフォルニア首席衛生官室（Office of the California Surgeon General）が創設された。

(3) 省庁に関する概要

CHHS は、1961 年に政府法典 Section 12800 により創設された人間関係局（Human Relations Agency）が起源で、1972 年に保健・福祉局（Health and Welfare Agency）となったあと、1998 年に成立した法律（下院法案番号 AB 2352）により組織名が現行の CHHS に変更された。CHHS の 17 の部署は、医療、社会福祉、精神衛生、アルコール・ドラッグ、所得支援、公衆衛生など、広範な範囲にわたるサービスをカリフォルニア州のあらゆる層の人々に提供している。本調査の対象となる食品添加物を含む食品安全は、公衆衛生部（CDPH：California Department of Public Health）が所管している。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

CDPH で食品安全問題を所管するのは次の部署である。

- 環境衛生センター（Center for Environmental Health）の食品・医薬品・大麻安全部門（DFDCS：Division of Food, Drug, and Cannabis Safety）の食品・医薬品ブランチ（FDB：Food and Drug Branch）：
  https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FoodandDrugBranch.aspx

[360] CHHS(2020 年 1 月 28 日アクセス)" CHHS Departments 2017"
https://www.chhs.ca.gov/wp-content/uploads/2018/01/CHHS-Depts-2017.pdf

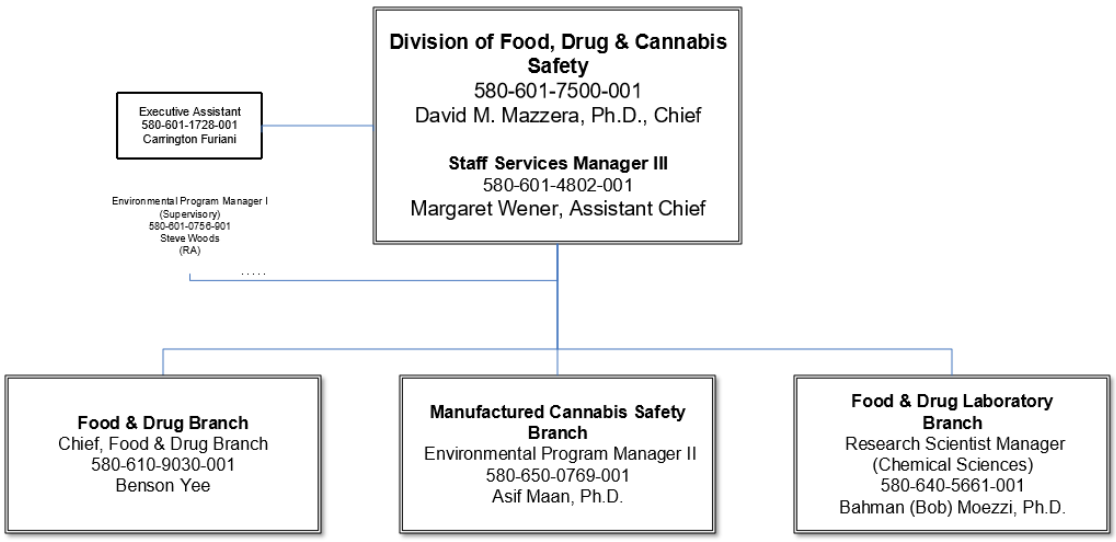

DFDCS の組織図[361]

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

CDPH は、感染症予防や環境衛生から低所得層の女性や子どもの支援にいたる公衆衛生の包括的な分野を所管し、カリフォルニア州の住民とコミュニティの福祉（well-being）にとって重要な機能を果たしている。食品の安全もそのひとつで、これは CDPH の環境衛生センターにある食品・医薬品・大麻安全部門（DFDCS）の食品・医薬品ブランチ（FDB：Food and Drug Branch）が担っている。

FDB は、食品が安全で異物混入や不当表示・広告がなされていないことを保証し、それによって消費者の健康を保護し改善することを目的とする食品安全プログラム（Food Safety Program）[362]を実施している。また、同じく DFDCS に属する食品・医薬品研究所ブランチ（FDLB）と協力し、その試験結果を用いて人々の健康に対する懸念の評価を行っている。

(6) 予算

2019 年 6 月 27 日に制定された CHHS の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予

[361] DFDCS(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Organization Chart"
https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/CDPH%20Document%20Library/Org_Chart_DFDCS_2020.pdf

[362] CDPH(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Food Safety Program"
https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FDBPrograms/FoodSafetyProgram.aspx

算総額は約 1630 億 1825 万ドルである。そのうち、DPH および環境衛生センターの 3 会計年度の予算額は次のようになっている。

DPH および環境衛生センターの 3 会計年度の予算額（単位：1000 ドル）[363]

部　署	FY2017-18	FY2018-19	FY2019-2020
公衆衛生部（CDPH）	3,012,123	3,169,192	3,419,894*
うち環境衛生センター	115,284	125,903	146,032

＊CHHS 全体の一覧にある CDPH の「3,420,974」（単位：1000 ドル）となっている。そこにはインフラ関連の支出が含まれているが、上記表の数字には含まれていない。

[363] Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)" 2019-20 State Budget – Health and Human Services"
http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/Agency/4000
Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)"Health and Human Service"
注）部署別（87 ページ参照）
http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/4000.pdf

2.2 化学物質一般

連邦法

米国において新規化学物質の製造および輸入前の届出、化学物質の評価、既存化学物質の規制措置など日本の化審法に相当する一般化学品を規制する法令は、有害物質規制法、一般に TSCA（Toxic Substances Control Act）[364]として知られるものとなる。1976 年に制定されたこの法令は、米国で製造（輸入を含む）、加工または商業的流通がなされる化学物質のうち、人の健康や環境に対する不当なリスク（unreasonable risk）をもたらすおそれがある物質とその用途を特定し、管理することを目的としている。下記第 I 編から第 VI 編で構成され、一般化学物質の管理の観点からは第 I 編の規定が主に重要となる。

TSCA 構成

第 I 編	有害物質の管理
第 II 編	アスベストの危険有害性緊急措置
第 III 編	室内ラドンの削減
第 IV 編	鉛暴露の低減
第 V 編	健康で高性能な学校
第 VI 編	合板製品のホルムアルデヒド基準

第 I 編では、化学物質の製造者と輸入者を対象に以下のような規制手段を定めている。

- 不当なリスクが懸念される化学物質の試験要件
- 新規化学物質の製造および輸入前の届出要件（PMN）
- 懸念される新規用途に供される既存化学物質の規制（SNUR）
- 健康や環境への影響が懸念される化学物質の製造および流通の禁止または制限
- 米国で製造・輸入・加工された化学物質のリスト（TSCA インベントリー）の維持管理
- 企業による記録の保管や報告要求など

上記 TSCA は連邦法であり、州の別に関係なく、輸出入を含め米国国内の製造者、輸入者、加工業者、流通業者等に一律に適用される規制である。連邦法と州法の関係について、TSCA では第 18 条「優先権（州の法規に対する連邦法規の優先、Preemption）」等でその関係性を定める規定を設けている。次ページにその詳細を報告する。

連邦と州の協力関係

[364] U.S.C.(2020 年 1 月 24 日アクセス)" CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL" https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter53&edition=prelim

- **州法の効力等の保持**
  - 州は、いかなる化学物質に関しても、またその特定の利用や化学物質のもたらすリスクに関しても、EPA がまだ対処していない事柄についてはこれまでのアクションをつづけることができる。
  - 州の既存の（2016 年 4 月 22 日以前の）要求事項には、グランドファーザリング（新法令の適用を免除し、以前から存在していた法令を優先させること）が適用される。
  - 2003 年 8 月 31 日に効力のあった州法にもとづく州の既存または新規の要求事項は、その効力が維持される。
  - 大気、水、および廃棄物処理･処分に関する州の環境規制の権限は維持される。
  - 州と連邦政府は、同一の規制を共同で執行することができる。

- **優先権（州の法規に対する連邦法規の優先、Preemption）**
  - ある化学物質に関する州のアクションは、以下の時点でプリエンプトされる（連邦法規が優先される）。
    - その化学物質が安全であることを EPA が（リスク評価によって）明らかにしたとき
    - その化学物質のリスクに対処するための最終アクションを EPA がとったとき
  - ある化学物質に関する州のアクションは、その化学物質に関する EPA のリスク評価が進行しているあいだは一時的に「中断」されるが、以下の時点でその中断は解かれる。
    - EPA がリスク評価を完了したとき
    - EPA がリスク評価を期限内に完了しなかったとき

- **適用除外**
  - 州は、通常の優先権に対しても、アクションの「中断」という意味での優先権に対しても、ウェイバー（優先権の適用除外）を求めることができる。
  - 一定の条件が満たされた場合、EPA は通常の優先権の適用除外を認めることができ、また、「中断」という意味での優先権の適用除外を認めなければならない。

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州においても、新規化学物質の製造および輸入前の届出、化学物質の評価、既存化学物質の規制措置など日本の化審法の要件に相当するものは、TSCA の規制要件となり、その遵守対応が求められる。

TSCA の中には化学物質データ報告（CDR）とよばれる制度がある。既存化学物質リストである「TSCA インベントリー」に収載されている化学物質を一定量以上製造または輸入する者に対し、その化学物質についての情報を 4 年ごとに EPA に報告することを義務づけている制度である。このデータ報告に基づくカリフォルニア州についての情報を概括する。

CDR 報告 2016[365]によると、カリフォルニア州からの報告項目数は 1,243 件で、報告が多い地域はロサンゼルス、コントラコスタ、オレンジ、サンフランシスコなどと続いている。

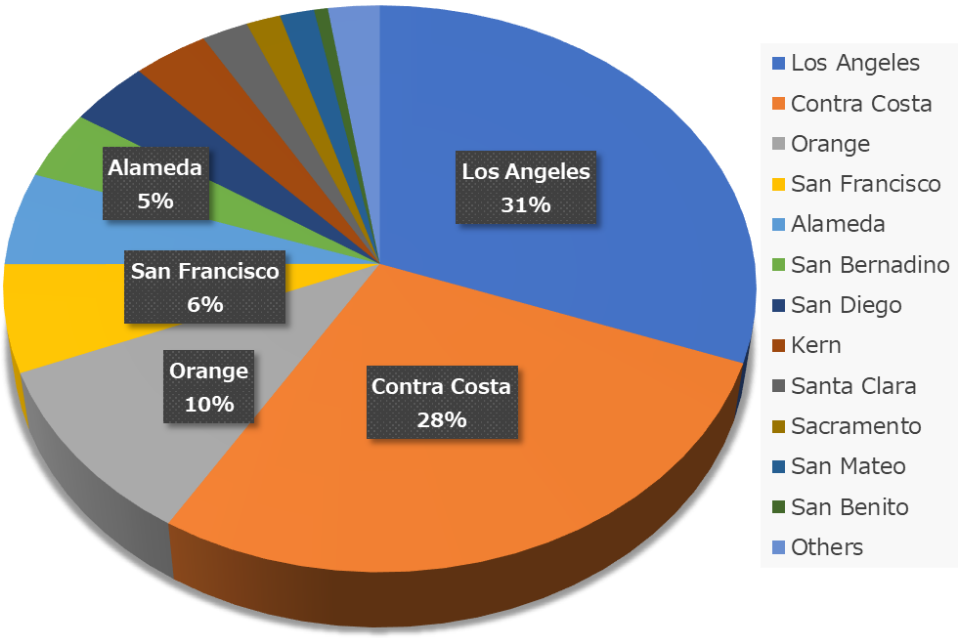

地域別 CDR 報告割合

但し、カリフォルニア州においても別途有害化学物質を規制する様々な規制が敷かれている。代表的なものに「プロポジション 65」の名で知られる「1986 年の安全飲料水・有害物質取締法」がある。同法の詳細報告は本報告(f)項に設けているため、そちらの報告を参照されたい。

[365] EPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"2016 Chemical Data Reporting results"
https://www.epa.gov/chemical-data-reporting/2016-chemical-data-reporting-results

2.3 PRTR

連邦法

特定の化学物質の排出量・移動量の把握・届出を規定する日本の化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に相当する米国の法令は、緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA, The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act）[366]として知られている。EPCRA は、土壌汚染対策法である『包括的環境対策補償責任法』（CERCLA）を改正する『スーパーファンド改正・再授権法』（SARA）の Title III として成立した独立法である。

EPCRA は、有害化学物質の貯蔵や取扱いにより生じる環境被害や人健康への被害に対する懸念に応答する形で 1986 年に制定された法律である。EPCRA が定める主要な規定の一つに、「有害化学物質排出インベントリー（Toxic Release Inventory, TRI）」として知られる、事業者による有害物質の環境中への放出量等の報告を義務付けるものがある。より具体的には、対象となる施設の所有者または管理者は、前の暦年に施設で基準量を超えて製造（輸入を含む）、加工、または使用された有害化学物質の環境中への放出について、所定のフォームを用いて毎年 7 月 1 日までに連邦 EPA と州政府へ報告しなければならない。

TRI の報告対象となる物質は規則 40 CFR §372.65 に列挙されており、EPA ウェブサイトの情報（2020 年 1 月 24 日 Access）によると、33 カテゴリー、755 物質がリストに含まれている。対象となる化学物質は「癌など慢性的なヒトの健康への影響」「著しく有害な急性のヒトの健康への影響」「極めて有害な環境影響」のいずれか一つ以上の影響を引き起こす物質となる。

報告義務が生じる閾値や、特定の産業部門に属していること、常勤従業員の数など、事業者が報告要件を課せられる条件は他にも設けられている。

TRI の他に、同法にもとづいて事業者に課せられる報告義務には、「地域の緊急時対応計画を作成するための報告」、「施設での偶発的な有害物質放出の際の緊急時報告」、「地域住民の知る権利報告」などがある。同法§11041 では、EPCRA は州法および地域の法令に優先するものではないと規定されているが、この条項については、連邦と州で役割の棲み分けがなされているとみるべきである。次ページ以降にみるように、カリフォルニア州では同法に基づく法令が制定され、実施・運用されている。

366 U.S.C.(2020 年 1 月 24 日アクセス)" CHAPTER 116—EMERGENCY PLANNING AND COMMUNITY RIGHT-TO-KNOW"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter116&edition=prelim

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州で連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）に相当する法律は、「有害材料放出対応計画およびインベントリー」（HSC Division 20, Chapter 6.95）に定められている。Chapter 6.95 は 5 つの Article で構成されるが、一般企業に係る要件が定められているのは以下の 4 つの Article である。

Article 1「事業（Business）および地域計画」（§25500-25519）
Article 2「有害材料（hazardous materials）管理」（§25531-25543.3）
Article 3：1986 年の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（§25545）
Article 4：2007 年のカリフォルニア有害化学物質排出インベントリー・プログラム法（§25546-25546.5）

これらとは別に、カリフォルニア州には「拡張的な PRTR 法」 と呼ばれる「1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法」（HSC Division 26, Part 6）がある。

以下に有害材料放出対応計画およびインベントリー法とそれらの実施規則についてまとめる。また、1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法についても簡単に概説する。

制定の経緯

連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）は 1986 年、1984 年と 1985 年に国内外で立て続けに起こった化学工場の事故を受けて制定された。背景としては、化学事故を想定した地域の緊急時対策と工場が扱う有害化学物質について地域住民が知る必要性に対する国民の認識の変化がある。特に 1984 年 12 月、インドのボパールにある米国ユニオン・カーバイド社の子会社の工場で発生したメチルイソシアネートの大量漏出事故は、地元自治体の約 3000 人が死亡、15 万人以上が重軽傷を負う甚大な被害をもたらしたことに加え、事故を引き起こしたのが米国企業の子会社だったこともあり、米国内では高い関心を呼んだ。

カリフォルニア州の有害材料事業計画に関するプログラムは、連邦法と同じ 1986 年に策定されている。いっぽう、固定発生源からの有害物質の偶発的放出防止（CalARP）プログラムは、従来の州リスク管理防止プログラム（RMPP）に取って代わるかたちで、1997 年 1 月 1 日に実施が始まった。

現行の法令の内容

はじめに有害材料放出対応計画およびインベントリー法の概要をまとめる。

法規名称	**有害材料放出対応計画およびインベントリー法** **Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory** （HSC Division 20, Chapter 6.95）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.95.&article=1&goUp=Y
所管官庁	州知事緊急サービス室（CalOES）、環境保護局（CalEPA）、有害物質規制部（DTSC）、認定統合プログラム機関（CUPA）
目的	有害材料（hazardous material）の適切な取り扱いを確保するとともに、有害材料の偶発的放出の際に健康や環境への危害を防ぐか最小限に抑えるかするための企業による詳細な計画を作成する。また、地元企業が扱う有害材料に関する情報を一般市民が知ることができるようにする。
主な要件	**Article 1　事業および地域計画** • CalOES は、他の適切な公的機関との協議などのうえ、事業計画と地域計画*の最低基準に関する規則を採択する。（§ 25503(a)） *地域計画は地方組織である認定統合プログラム機関（CUPA）が策定 • 事業計画には、有害材料インベントリー、施設のサイトマップ、緊急時対応計画・手順、訓練に関する情報が含まれていなければならない。（§ 25505(a)） • 以下の条件を満たす企業は、§ 25503 に従い採択された規制の基準に従って、有害材料の放出または起こる恐れがある放出に対する緊急時対応に関する事業計画を策定し、実施する。（§ 25507(a)(1)(A)） ・　報告年のいかなる時でも以下の値以上の有害材料または有害材料を含む混合物を扱う企業。 **液体**：55 ガロン以上、 **固体**：500 ポンド、**圧縮ガス**：200 立方フィート　等 • 有害材料を取り扱う事業者（handeler）は、本 Article の要件に従って州全域情報管理システム（statewide information management system）に事業計画を電子的に提出し、事業計画が本 Article の要件を満たしていることを証明する。（§ 25508(a)(1)） • 施設の所有者、運転者、または代理人は、期日までに、州全域情報管理システムの情報が完全で正確で連邦法の関連要件を遵守していることを毎年見直し証明する。（§ 25508.2）

法規名称	有害材料放出対応計画およびインベントリー法 Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory （HSC Division 20, Chapter 6.95）
	• CUPA は、州全域情報管理システムに提出された情報を縦覧可能にすること。（§25509(b)） • 有害材料の放出もしくは起こる恐れがある放出は直ちに CUPA に報告されなければならない。（§ 25510(a)） • CUPA は、本 Article に従う各事業者の検査を少なくとも 3 年に 1 度実施し、本 Article の遵守を決定する。（§25511(b)） • 罰則例：本 Article 違反には 2,000 ドル以下／日の民事責任を負う。（§ 25515） • 有害材料の放出等の報告義務（§ 25510）違反は 25,000 ドル以下／日以下の罰金、1 年以下の禁固、またはその両方。（§ 25515.3） **Article 2　有害材料管理** • 連邦大気浄化法§ 112(r)に従って連邦環境保護庁（EPA）により採択された規制対象物質の偶発的放出防止（ARP）プログラムは、本 Article で規定された追加条項とともに、州の偶発的放出防止プログラムとなる。このプログラムは、CalOES および都市や郡の適切な管理機関により実施される。（§ 25533(a)） • 1 つ以上の対象プロセス（連邦規則 CFR Title 40 の§ 68.115 に定められたやり方で固定発生源に存在すると判断される閾値を超える量で規制物質が存在するプロセス）（後述の実施規則の定義参照）があり、規制対象物質の事故リスクの重大な可能性があると管理機関に判断された固定発生源は、リスク管理計画（RMP）の作成と提出を要求される。（§ 25534(a) & (b)(1)）。 • 本 Article 違反には 5,000 ドル／日以下の民事責任など。（§ 25540） • 本 Article にのっとって策定された規則や基準等の違反には 10,000 ドル／以下の民事罰。（§ 25540.5） **Article 3　1986 年の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法** • CalOES は、連邦の「緊急時対応計画および地域住民の知る権利法」（EPCRA）と本章を遵守しなければならない施設を対象とする情報ガイドラインを作成するとともに、管理機関がそれらの施設にガイドラインを完全に配布できるよう支援する。（§ 25545）

法規名称	**有害材料放出対応計画およびインベントリー法** **Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory** （HSC Division 20, Chapter 6.95）
	Article 4　2007 年のカリフォルニア有害化学物質排出インベントリー・プログラム法 • 2009 年 1 月 1 日までに、DTSC は「カリフォルニア有害化学物質排出インベントリー（TRI）・プログラム」を策定し実施する。DTSC はプログラムの実施に際し、本 Article により課される要件は連邦法と等しく厳しいことを確保するとの連邦法の要件を遵守する。（§ 25546.3(a)&(b)） • DTSC のプログラムのもと、連邦規則で同じ情報を含む有害化学物質排出フォームの提出を求められていない施設も、既存の連邦規則に従って、同フォームを DTSC に提出する。（§ 25546.4(a)） • DTSC は原則、施設が連邦規則に従って使用しているものと同じ報告フォームの利用を求め、 情報が統合されていることを確保すること。DTSC はまた、フォームの情報の送信方法も規定すること。（同(d)）
対象物質	**Article 1**　有害材料（hazardous material） **【定義】** (1) 職場や環境中に放出された場合、その量、濃度、または物理的／化学的特性のために、人間の健康と安全または環境に重大な危険を現在または潜在的にもたらす § 25501(n)(2)にリストされた物質、または同(3)に従って採択された条例で指定された物質。（§ 25501(n)(1)） (2) 製造者または生産者が有害物質情報・訓練法（次項参照）等に従って物質安全データシート（MSDS）を作成する必要がある物質または製品、および連邦規則 Title 49 や州規則 Title 8 の § 339 に従ってリストアップされた物質（同(2)(A)） **Article 2**　規制対象物質（regulated substance） **【定義】** (1) 連邦規則 CFR Title 40 の § 68.130 にリストアップされた物質[367]、または (2) 連邦規則（CFR Title 40, Chapter I, Subchapter J, Part 355, Appendix A）に収載されている極めて有害な物質*（§ 25532(j)）

[367] CFR(2020 年 2 月 14 日アクセス)"Title 40, Chapter I, Subchapter C, Part 68, Subpart F, §68.130"
https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=b79fca8adfce30793d2385f05ddb485f&mc=true&node=se40.17.68_1130&rgn=div8

法規名称	**有害材料放出対応計画およびインベントリー法** **Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory** （HSC Division 20, Chapter 6.95）
	*CalEPA や CalOES によれば、規則§2770.5 のリスト[368]に収載されている物質である。 **Article 4**　有害化学物質（toxic chemical） **【定義】** 連邦規則（CFR Title 40, Chapter I, Subchapter J, Part 372, Subpart D）に従ってリストアップされた物質[369]（§25546.2(g)）

この法律の Article 1 に関する実施規則の概要は次のとおりである。

法規名称	**有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則** **Hazardous Materials Release Reporting, Inventory, and Response Plans** （CCR Title 19, Division 2, Chapter 4）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
所管官庁	環境保護局（CalEPA）、認定統合プログラム機関（CUPA）
目的	法律参照
主な要件	• 報告要件（Article 2） 有害材料の放出または起こる恐れがある放出に関する即時の口頭での報告に関する要件、および文書による緊急時放出に関するフォローアップ通知を求められた場合の要件などを規定している。 • 地域計画の最低基準（Article 3） • 事業計画の最低基準（Article 4） ・ 事業計画の一般要件（§2651） ・ 有害材料インベントリー報告要件（§2652） ・ 有害材料インベントリーの代わりの要件（§2653） ・ 有害材料インベントリーの提出（§2654）

[368] CCR(2020 年 2 月 14 日アクセス)"Title 19, Division 2, Chapter 4.5, Article 8, §2770.5" https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I516D6E646FB64705A6C27D312603CDCE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)

[369] CFR(2020 年 2 月 14 日アクセス)"Title 40, Chpater I, Subchapter J, Part 372, Subpart D" https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=bf3974db3dbe91556c5013faafe7f47f&mc=true&n=sp40.30.372.d&r=SUBPART&ty=HTML

法規名称	**有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則** **Hazardous Materials Release Reporting, Inventory, and Response Plans** （CCR Title 19, Division 2, Chapter 4）
	・ 有害材料インベントリー提出オプション（§2655） ・ 緊急時対応計画および地域住民の知る権利法の遵守要件（§2656） ・ カリフォルニア防災コード遵守要件（§2657） ・ 緊急時対応計画及び手順（§2658） ・ 訓練（§2659）
対象物質	定義は法律参照

次に、法律 Article 2 の実施規則の概要を以下に示す。

法規名称	**カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP）プログラム詳細分析規則** **California Accidental Release Prevention (CalARP) Program Detailed Analysis** （CCR Title 19, Division 2, Chapter 4.5）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
所管官庁	環境保護局（CalEPA）、認定統合プログラム機関（CUPA）
目的	法律参照
主な要件	• 総則（Article 1） 「プロセス（process）」とは、規制対象物質にかかわるすべての活動で、それらの物質の使用、保管、製造、取り扱い、現場での移動、またはこれらの活動の組み合わせを含む。相互接続されている容器（vessel）のグループ、または規制対象物質が潜在的な放出に関与する可能性があるように配置されている個別の容器は、単一のプロセスと見なされる。（定義を定めた§2735.3 (xx)） • 登録（Article 2） RMP の策定を求められた所有者または運転者は登録が必要であること、および登録に必要な情報やデータについて規定している。 • リスク管理計画の構成要素および提出要件（Article 3） • 有害性評価（Article 4） • プログラム 2 防止プログラム*（Article 5） 所有者または運転者は、物質安全データシート（MSDS）など、規制対象物質、プロセス、および機器に関連する最新の安全情報をまとめ

法規名称	**カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP）プログラム詳細分析規則** **California Accidental Release Prevention (CalARP) Program Detailed Analysis** （CCR Title 19, Division 2, Chapter 4.5）
	て維持する。（§2755.1(a)(1)） • プログラム 3 防止プログラム*（Article 6） • プログラム 4 防止プログラム*（Article 6.5） *規則では対象プロセスの複雑さ、事故の歴史、サイト外への影響などにもとづき、レベルの異なるプログラムを規定している。 • 緊急時対応プログラム（Article 7） • 偶発的放出防止のための規制対象物質（Article 8） 規制対象物質リストが§2770.5 に規定されている。 • 他の要件（Article 9） • 地方プログラム評価（Article 10） • 技術支援（Article 11）
対象物質	定義は法律参照

最後に、1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法の概要を示す。

法規名称	**1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法** **Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987** （HSC Division 26, Part 6）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=26.&title=&part=6.&chapter=1.&article=&goUp=Y
所管官庁	環境保護局（CalEPA）カリフォルニア大気資源委員会（CARB）、環境健康有害性評価室（OEHHA）
目的	・有害大気汚染物質の大気中への放出に対する住民の懸念に応える。 ・排出データを収集し、局所的に影響を与える施設を特定し、健康リスクを確認し、近隣住民に有意なリスクを通知し、かつ、それらの有意なリスクを許容レベルまで低減する。
主な要件	• 本パートは以下の施設に適用される。（§44320） (a)§44321 に記載されている物質、または反応してそれらの物質を形成する物質を製造、調合、使用、または放出する施設で、全有機ガス（total organic gases）、微粒子、または窒素または硫黄の酸化物を§44322 に規定された量で放出するまたは放出する可能性のある施設。

法規名称	1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法 Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987 （HSC Division 26, Part 6）
	(b)現行の有毒物質の使用または有毒物質の大気放出の調査、インベントリーまたは地区が発表・編集した報告書に記載されている施設。 • 本パートの施設への適用は以下のスケジュールで行われる。（§44322） 全有機ガス、微粒子、または窒素または硫黄の酸化物を(a) 年間 25 トン以上放出する、または放出する可能性がある施設の場合、1988 年 7 月 1 日に発効。 (b) 年間 10 トン超 25 トン未満放出する、または放出する可能性がある施設の場合、1989 年 7 月 1 日に発効。 (c) 年間 10 トン未満放出する、または放出する可能性のある施設の場合、CARB は 1990 年 7 月 1 日以前に、本パートに含む施設のクラスを特定し、それらの施設を本パートに含むタイムテーブルを指定する報告書を作成して議会に提出する。 • CARB は本セクションに規定されている物質（対象物質参照）を含むリストを作成し維持する。（§44321） • 対象施設の運転者は、CARB が採用した基準とガイドラインにしたがって、提案された包括的な排出インベントリー計画を作成し、地区に提出する。（§44340(a)） • 運転者は、地区による計画の承認後 180 日以内に計画を実施し、計画に従って地区に報告書を作成し提出する。地区は、承認された報告書に含まれるすべてのモニタリング・データを CARB に送る。（§44341） • すべての排出インベントリー・データのレビュー後 90 日以内に、地区は、データの検査にもとづき、CARB らと協議して、健康リスク評価の目的で施設に優先順位を付け、分類する。（§44360(a)） • 優先順位付けと分類後 150 日以内に、最も優先度の高いカテゴリーに分類されるすべての施設の運営者は、健康リスク評価を作成して地区に提出する。(同(b)) 地区は健康リスク評価をレビューのため OEHHA に提出する。（§44361） • 健康リスク評価の承認後、健康リスク評価は施設からの排出に関連する有意な健康リスクがあることを示していると地区が判断する場合、施設の運転者は健康リスク評価の結果をすべての暴露する者に通知する。（§44362(b)） • この施設の運転者はまた、施設運営者は、空中毒性リスク（airborne toxic risk）低減検査を実施し、計画を地区に提出してから 5 年以内に

法規名称	**1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法** **Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987** （HSC Division 26, Part 6）
	施設からの排出を有意なリスクを下回るレベルに低減する結果となるような空中毒性リスク低減対策の実施計画を策定し、有意なリスクの決定から 6 か月以内に地区に提出する。（§ 44391(a)および(f)）
対象物質	以下のものを含む物質（substance）（§ 44321） (a) 労働法典 § 6382 の subdivision(b)の paragraph(1)において参照により特定された物質、および国家毒性プログラム（NTP）により作成され合衆国法典 Title 42 の § 241(b)(4)に従って連邦保健福祉省（HHS）長官が発行したリストに記載された物質 。ただし、(1) 空気中で検出された証拠がない物質、(2) カリフォルニア州で製造・使用されていない、または製造・使用されていても物理的・化学的特性や製造・使用方法のために空中を浮遊する可能性がない物質、は除く。 (b) 上記(1)と(2)を除き、 § 25249.8 で参照または編集された発癌性物質および生殖毒性物質（プロポジション 65 の規制対象物質）。 (c) § 39657 (b) に従って CARB が有毒大気汚染物質として指定した物質、ならびに潜在的な有毒大気汚染物質の候補リストおよび Part 2 の Chapter 3.5 の Article 3 に従って CARB が作成した指定有毒大気汚染物質リストに収載されている物質。 (d) 労働法典 § 147.2 に従って確立された現行データのリポジトリによって情報または有害性アラート（information or hazard alert）が発行された物質。 (e) 連邦環境保護局（EPA）の大気質計画・基準局（Office of Air Quality Planning and Standards）により、大気毒性物質または潜在的大気毒性物質としてレビューされる物質。 (f) 大気中に存在する場合、公衆衛生に対して慢性または急性の脅威を与えると CARB によって認識された追加物質。 なお、以下の URL でアクセスできる CARB の基準とガイドラインのウェブページで物質リスト Appendix A（List of Substances）を入手できる。 https://ww3.arb.ca.gov/ab2588/2588guid.htm#currentregs

運用状況

カリフォルニア州有害材料放出対応計画およびインベントリー法の事業計画（Article 1）と偶発的放出防止（CalARP）プログラム（Article 2）は、環境保護局（CalEPA）が全体を

監督する統合プログラムの一部で、関連する基準やプログラムの策定は州知事緊急サービス室（CalOES）――具体的には同室火災・救助部門（Fire and Rescure Division）にある有害材料課（Hazardos Materials (HazMat) section）――が主として担い、それらを地方組織の認定統合プログラム機関（CUPA）が現場レベルで実施している（4-2-3. 関連組織にあるカリフォルニア環境保護局の「統合プログラム」参照)。このプログラムの全貌は、法規の規定ではわかりにくいため、以下に改めて概説する。

■ Article 1　事業計画

有害材料事業計画（HMBP）プログラムとも呼ばれる Article 1 は、有害材料の放出により住民や環境が被る損害を防ぐか最小限にとどめるとともに、「地域住民の知る権利法」の要件を満たすことを目的としている。そのため、一定量以上の有害材料または有害材料を含む混合物を扱う企業に対し、「事業計画」の作成を通して緊急時対応を計画することを義務付けている。

この事業計画に含まれるのは以下のものである。

- 施設にある有害材料のインベントリー
- 報告義務のある有害材料の放出または起こる恐れがある放出時の緊急時対応計画と手順
- 有害材料の放出または起こる恐れがある放出時における安全手順の全新任従業員を対象とした訓練および全従業員を対象とした年次訓練
- 北の方向表示、荷物の積み降ろしエリア、有害材料の取り扱いおよび貯蔵エリア、緊急時対応施設などを含むサイトマップ

企業には毎年、その計画の情報が正確であることを証明することも義務付けられている。また、計画そのものも少なくとも 3 年に 1 度は見直し、改訂が必要か否かを判断するとともに、必要な改訂を行ったことを CUPA に証明する必要がある。

事業計画に含まれる情報は現在、環境保護局が管理するオンラインのカリフォルニア環境報告システム（CERS：California Environmental Reroting System）を通して電子的に報告することが義務付けられている[370]が、この事業計画プログラムの要件を遵守することで、連邦 EPCRA の Section 311 と 312 の報告要件を満たすことができる、と CalOES は

[370] CalEPA(2020 年 2 月 14 日アクセス)"About CERS"
https://cers.calepa.ca.gov/about-cers/

説明している[371]。連邦法は全米の施設の所有者や運転者に対し、連邦労働安全衛生法（OSHA）の危険有害性周知基準（HCS）にもとづき安全データシート（SDS）を作成し利用可能な状態で維持するとともに、毎年 3 月 1 日に有害化学品のインベントリーを州の緊急時対応委員会（SERC）、地域の緊急時計画委員会（LEPC）、および地域の消防署（fire department）へ提出することを義務付けている。この際、提供を求められるのが Tier I フォームか Tier II フォームで、カリフォルニア州は Tier II フォームの提供を求めている[372]。

CalOES は、事業計画に関する FAQ というかたちで州法と連邦法の要件を比較してまとめたガイダンス資料を作成している。この資料は以下の URL で読むことができる。

- Hazardous Material Business Plan FAQ：
  https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf

■ Article 2　偶発的放出防止プログラム

カリフォルニア州の偶発的放出防止（CalARP）プログラムは、閾値を超えて規制対象物質を扱うすべての施設に対し、CalARP 登録フォームの提出とともに、現在または過去の放出、放出による影響の可能性、放出防止または放出の影響を最小限にとどめるための計画などをまとめたリスク管理計画（RMP）の作成を義務付けている。

RMP は敷地外影響分析、プロセスの有害性評価、偶発的放出防止プログラムの実施を求めており、以下のものを盛り込む必要がある。

- ワーストケース・シナリオ評価の影響を特定する施設有害性評価、放出防止プログラム
- きわめて有害な原料を含むシステムの規定されたメンテナンス、モニタリング、運転者やメンテナンス担当者を対象とする訓練などを含む放出防止プログラム
- 作業員を対象とする緊急時対応訓練、放出事故発生時の住民や対応当局への情報提供手順などを含む緊急時対応プログラム

RMP は地域の CUPA に提出する。対象プロセスを持つ新規施設や対象プロセスを改造した施設は、プロセスの運転開始前に RMP を作成しなければならない。また、提出した RMP は 5 年以内に改訂し再度提出することが義務付けられている。

---

[371] CalOES(2020 年 2 月 14 日アクセス)" Hazardous Materials Section News / Updates"
https://www.caloes.ca.gov/cal-oes-divisions/fire-rescue/hazardous-materials/hazmat-business-plan
[372] EPA(2020 年 2 月 14 日アクセス)" EPCRA Sections 311-312"
https://www.epa.gov/epcra/epcra-sections-311-312

対象施設には、アンモニア、塩素、二酸化硫黄、ブタン、燻蒸剤などを大量に使うところがほとんどで、水および下水処理プラント、冷却貯蔵施設、発電施設、めっき工場、半導体施設などが該当する可能性がある[373]。

CalOES は、CalARP に関しても FAQ というかたちで州法と連邦法の要件を比較してまとめたガイダンス資料を作成している。CalARP と RMP に関する DTSC の情報は、以下の URL で閲覧できる。

- California Accidental relase prebention program FAQ：
  https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/CalARP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf

■ Article 4　有毒放出インベントリー

連邦 EPCRA は、特定の有害化学物質を報告閾値を超える量で製造、加工、または使用する企業に対し、650 種を超える化学物質や化学物質グループの放出や処分に関する情報を連邦 EPA と州当局に毎年報告することを義務付けている。カリフォルニア州では、州の報告先は DTSC となっていたが、連邦 EPA との州 TRI データ交換に関する取り決めにより、現在、カリフォルニア州の施設は DTSC に TRI データを提出する必要はなくなっている。DTSC によると、TRI-MEweb という TRI 報告専用アプリを使って、またはハードコピーで連邦 EPA に提出された TRI データは、この取り決めにより、DTSC に転送されるしくみになっているという。

カリフォルニア州の TRI 報告に関する DTSC の情報は、以下の URL で閲覧できる。
https://dtsc.ca.gov/caltrip/

■ 大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法

この法律は、リストに収載された有害な大気汚染物質を排出するなどの条件を満たす施設に対して排出インベントリーの作成と報告を求めるとともに、優先的な対応の必要性が認められた施設に対し、健康リスク評価の実施、影響が及ぶ範囲内の住民などへの健康リスク評価結果の通知、リスク低減計画の作成と実施などを義務付けている。対象企業や対象物

[373] DTSC(2020 年 2 月 14 日アクセス)” Trinity CUPA California Accidental Release Prevention Program”
https://dtsc.ca.gov/trinity-cupa-california-accidental-release-prevention-program/

質は環境保護局のカリフォルニア大気資源委員会（CARB）が決定し、健康リスク評価のガイドラインの作成や企業が作成した健康リスク評価の審査は環境健康有害性評価室（OEHHA）が担うが、ガイドラインや諸手続きの実施は郡などの地区（district）レベルで行われている。各地区のプログラムの結果などをまとめた年次報告書は、以下の URL から確認することができる。
https://ww3.arb.ca.gov/ab2588/reports.htm

そのほかの関連情報は以下の URL を参照されたい。

- OEHHA 関連情報：
  https://oehha.ca.gov/air/air-toxics-hot-spots
- この法律の実施規則（CCR Title 17, Division 3, Chapter 1, Subchapter 3.6 & Subchapter 7.6）：
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)

■ **執行状況**

環境保護局が発行した「2017 年の環境遵守および執行報告書（2017 Environmental Compliance and Enforcement Report）」[374]によると、6 つのプログラムから成る統合プログラムに関して、カリフォルニア州の CUPA は 2017 年時点で 16 万社を超える事業者を規制しており、同年は統合プログラムに関する規制検査を 13 万 5000 回以上実施した。その結果、特定された規制違反は合計で 14 万 9000 件を超えたとあるが、プログラムごとの違反件数は明らかにされていない。2017 年に CUPA が課したペナルティは、総額 115 万 3238 ドルだった。

今後の予定

カリフォルニア州では 2019 年 7 月、連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法」（EPCRA）に従い Tier II フォームの情報を提出する必要のない有害材料取扱者の事業計画の提出頻度を変更する法律（法案番号：AB 1429）が成立し、この法律は 2020 年 1 月 1 日に発効した。これにより、EPCRA の Tier II フォームの提出を義務付けられておらず、陸上石油貯蔵法（APSA）の要件の対象ではない有害材料の取扱者は、2020 年 1 月 1 日以

[374] CalEPA(2020 年 2 月 14 日アクセス)"2017 Environmental Compliance and Enforcement Report" https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement_report_2017.pdf

降、従来のように毎年ではなく、3 年ごとに事業計画を提出すればよいことになった。

ただし、EPCRA または APSA の対象であるか否かにかかわらず、有害材料を取り扱うすべての者は、SERS の情報を毎年見直し、それらが完全で正確で、かつ EPCRA の要件を遵守していることを証明しなければならない。PECRA または APSA 要件の対象となる取扱者は、これまでと同様、事業計画を毎年提出する必要がある。

新法（AB 1429）のテキストは、以下の URL で読むことができる。
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB1429
また、AB 1429 の内容をわかりやすく解説したガイダンス文書は、以下の URL で読むことができる。
https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20AB%201429%20-%20Dec2019.pdf

2.4 毒物

連邦法

毒物劇物取扱者の選任・届出、容器・貯蔵場所に所定の表示、製造・輸入・販売における登録などを規定する毒劇法（毒物及び劇物取締法）に直接相当する米国の法令は見当たらない。但し、「極めて有害な物質」を特定し、その施設への受け入れ、あるいは生産後に通知を求めるといったように、毒劇法の要件に類似の要件を規定する連邦法は確認されている。

(b)項でも報告した「緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA、The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act）[375]」では、事業者に対して「地域の緊急時対応計画を作成するための報告」を求めているが、その内容は、「極めて有害な物質」（40 CFR § 355 附表 A および B）が基準計画量（同表に記載）以上存在する施設は、その物質を施設に受け入れてから、あるいは生産してから 60 日以内に、施設が所在する州の緊急時対応委員会（SERC）に対し、緊急時対応計画作成に関する要件の対象になる旨、通知しなければならないというものである。

他方、特定の物質を特定し、容器等への表示要件を定める法令は 1960 年より米国にも存在し、連邦有害物質法（FHSA、The Federal Hazardous Substances Act）[376]として知られている。FHSA は消費者が安全を保持し、製品を使用し、事故が起こった際にはすぐに救急措置に関する情報を提供することができるよう、主に有害な家庭用製品やその容器等に関する予防的なラベル表示要件（例：16 CFR § 1500.3）を規定している。同法に違反して、不正表示（misbranded）がなされている有害物質や禁止有害物質、製品の取扱いについては罰則規定が設けられている。

同法における「有害物質（hazardous substance）」とは、毒性、腐食性、刺激性、強力な感作性、引火性、可燃性等の物質あるいはその混合物、消費者製品安全委員会（CPSC）が定める規則により特定されるもの、放射性物質、電気的、機械的、または熱的有害性を生じ、規則により特定される、子どもによる使用を意図された玩具およびその他成形品などと特定されている（16 CFR §1500.3）。

FHSA では州間取引（interstate commerce）に焦点を当てている。次ページ以降に見るように、州内の規制については各州が規制を設けている

[375] U.S.C(2020 年 1 月 24 日アクセス)"CHAPTER 116—EMERGENCY PLANNING AND COMMUNITY RIGHT-TO-KNOW"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter116&edition=prelim
[376] U.S.C(2020 年 1 月 24 日アクセス)"CHAPTER 30—HAZARDOUS SUBSTANCES"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter30&edition=prelim

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州には「カリフォルニア有害物質法」という「連邦有害物質法」に相当する法律が存在する。以下にこの法律について概説するが、同法は、電気的、機械的、熱的な有害性を示す玩具など、かならずしも化学品とは限らない家庭に存在する「有害物質」を対象に、有害性を警告する適切なラベル表示で消費者を保護することに主眼を置いた内容となっている。なお、日本の毒劇法に近い規制要素は、有害物質の購入者に安全データシート（MSDS）の提供を製造者に義務付ける有害物質情報・訓練法や、発癌性物質使用者の身元を特定して法律の要件について通知し教育することを当局に義務付ける 1976 年の職業発癌性物質規制法（ともに(d) 労働安全衛生を参照）などにも見ることができる。

制定の経緯

連邦有害物質法は 1960 年、家庭での使用を意図して州際通商で販売される有害物質の包装材の注意ラベル表示について、全米で統一された要件を定める目的で制定された。この法律に相当するカリフォルニア有害物質法は、もともとは 1962 年に制定されたが、現在、州健康・安全法典に編纂されているテキストには、1995 年に制定された法律で追加された、と記録されている。その目的は、家庭内や家庭の周辺で使用されるすべての有害物質に十分な警告、注意事項、および応急措置の説明をラベル表示することを確保し、それによって消費者を偶発的な被害から保護することである。

かつては州公衆衛生部（Public Health Department）が所管していたが、現在、この部は存在していない。また州議会のウェブサイトでは、1999 年以前に成立した本法の当時の情報は閲覧不可能である。関係がありそうな現在のカリフォルニア保健・ヒューマンサービス局や環境保護局にも問い合わせてみたが、どちらもこの法律の当局は把握しておらず、この法律の制定の経緯に関するこれ以上の情報は確認できなかった。

現行の法令の内容

法規名称	カリフォルニア有害物質法　　California Hazardous Substances Act （HSC Division 104, Part 3, Chapter 4）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=4.&article=
所管官庁	公衆衛生部（Public Health Department）。現在は存在していない。
目的	家庭で使用される有害物質に十分な警告などを伴う適正なラベル表示を行うことを保証し、消費者を偶発的な被害から保護する。

法規名称	**カリフォルニア有害物質法　　California Hazardous Substances Act** （HSC Division 104, Part 3, Chapter 4）
主な要件	• 不当表示（misbranded）有害物質や禁止（banned）有害物質の包み（package）の州内での製造、生産、調剤、調合、梱包、販売、販売目的の提供、販売目的の維持、または同州への導入を禁止する。（§108240） • 不当表示有害物質または禁止有害物質を輸入または受領した者、他者への配達を申し出た者なども軽罪で有罪である。（§108245） • 再利用された食品、医薬品、化粧品の容器、または再利用容器ではないがラベル表示や他の識別により食品、医薬品、化粧品容器として識別可能な容器内の有害物質の梱包、販売、販売目的の提供、または販売目的での維持は、有害物質が不当表示されたパッケージに入れられることになり、違法である。（§108250） • 当局は、容器が食品、医薬品、または化粧品の容器と間違えられる可能性があり、それを閉じるもの（closure）は開けやすいために健康に害を及ぼす可能性があると判断する場合、規制によりその容器の使用を禁止できる。（§108255） • 有害物質に関するラベル表示の全体または一部の変更、切断、破壊、抹消、除去、または有害物質に関するその他の行為は、それによってアーティクルが不当表示有害物質または禁止有害物質になる場合、違法である。（§108260）
対象物質	**有害物質**（hazardous substance）（§108125） • 毒性、2）腐食性、3）刺激性、4）強力な感作性物質、5）引火性または可燃性、6）分解、熱などにより圧力を発生する物質または物質の混合物で、子どもによる合理的に予測可能な摂取を含め、慣習的または合理的に予測可能な取り扱い、または使用中もしくはその結果として、重大な傷害または実質的な病気を引き起こす可能性がある。 • ラベル表示が必要なほど有害と決定された特定の放射性物質 • 電気的、機械的、または熱的な有害性を示すと規則で決定される子ども向け玩具およびその他のアーティクル • 他の連邦法や州法で規制される食品、医薬品、化粧品、核物質、肥料、農薬などは適用免除 **不当表示有害物質**（§108200） • 家庭向け、または子ども向けとして意図または包装された有害物質で、その包装やラベル表示が適用される規則に違反しているもの。 **禁止有害物質**（§108205）

法規名称	カリフォルニア有害物質法　　California Hazardous Substances Act （HSC Division 104, Part 3, Chapter 4）
	• 玩具または子ども向けのその他のアーティクルで、有害物質であるもの、またはそれを使う子どもがアクセス可能な方法で有害物質を含むもの 。 • 家庭向けとして意図または包装された有害物質で、警告ラベルの有無に関わらず、その物質を州間商取引のチャンネル（ルート）から除外することによってのみ公衆衛生と安全の保護という目的が適切に提供され得るというのが家庭におけるその物質の存在または使用にかかわる有害性の程度や本質だ、という所見にもとづき、当局が規則により「有害物質」と分類したもの。

運用状況

前述のように、現在の所管当局が特定できないため、カリフォルニア有害物質法の運用状況は定かではない。行政機関のあいだでも当局が把握されていないということは、現在はほとんど運用されていないと考えられる。

ただ、州ビジネス・専門職法典の薬局（pharmacy）に関する法律（Division 2, Chapter 9, Article 18, §4240）に次のような規定があることが確認できた[377]。

- カリフォルニア有害物質法は、薬局、薬剤師、および州薬局委員会（State Board of Pharmacy）の管轄対象となる者または場所に適用される。
- 同委員会は、事前の規制通知がなされる場合、一般公衆の健康と安全を保護するため、必要なときはこの法律を執行できる。同委員会の執行は、調剤業務（practice of pharmacy）に著しく関連するか、または重複している有害物質に焦点を当てるものとする。

現状の確認には至らなかったが薬局に関連してこの法律が運用されている可能性はある。

今後の予定

現在の所管当局が特定できないため、この法律の今後の予定は定かではない。

2.5 労働安全衛生

連邦法

[377] California Legislative Information(2020 年 2 月 14 日アクセス)" BUSINESS AND PROFESSIONS CODE – BPC, DIVISION 2. HEALING ARTS, ARTICLE 18. Poisons" http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=BPC&division=2.&title=&part=&chapter=9.&article=18.

職場・作業場での労働者・作業者の安全に関する規定を設ける米国の法令は、労働安全衛生法（OSHA）として知られている。1970 年に制定された OSHA は、米国のすべての労働者に安全で健康的な職場環境を保証することを主たる目的としている。OSHA は労働安全衛生に関する基本的な考えを定めており、具体的な要件は、同法のもとで制定された規則に定められている。このうち一般産業（General Industry）の職場の有害危険物質に関する主な基準は 29 CFR Subpart H「有害物質（Hazardous Materials）」に規定されている。

規制項目が設けられている有害物質

§	項目	§	項目
1910.101	圧縮ガス（一般要件）	1910.106	引火性液体
1910.102	アセチレン	1910.107	引火性・可燃性物質使用のスプレー仕上げ
1910.103	水素	1910.109	爆発物および爆破剤
1910.104	酸素	1910.110	液化石油ガスの貯蔵および取り扱い
1910.105	窒素酸化物	1910.111	無水アンモニアの貯蔵および取り扱い

また、化学物質管理に関連して重要な規制内容としては、上記のほかに、Subpart Z「有毒および有害物質」が挙げられる。§ 1910.1200 には危険有害性周知基準（HCS）が定められている。そのほか、§1910.1000（大気汚染物質）から§1910.1096（電離放射線）までは 37 の物質名を冠した項目が並び、一部の物質については許容暴露基準、取り扱い及び、使用に関する要件も規定されている。

現行の HCS は HazCom 2012 と呼ばれ、2012 年 3 月、国連 GHS（改訂 3 版）との調和を目的として改正された。HazCom 2012 は 2016 年 6 月より全面的に施行されている。HCS は、生産または輸入されるすべての化学品（chemical）の危険有害性が必ず分類され、また、その分類された危険有害性に関する情報が、表示や SDS 提供等を通じて、必ず雇用者や従業員に伝えられるようにすることを目的としている。

連邦の OSHA § 667「州の管轄権と計画」では、連邦法の OSHA およびそれに基づいて策定される規則以外の労働安全衛生問題に対して、連邦法は州および特別区が法令を定めることを妨げないとしている。また、連邦 OSHA の管轄内容であっても、それに優先する州規則の策定および実施に関する計画を連邦政府の労働省労働安全衛生管理局に提出し、承認を得ることで、州および特別区はその分野で規則を策定することが可能となる。

カリフォルニア州の法規

前項にあるように、連邦労働安全衛生法（OSHA）の § 667 は州がそれぞれの労働安全衛

生プログラムを策定し実施することを容認しており、2020 年 2 月現在、22 州が連邦労働安全衛生局に承認された労働安全衛生プログラムである州計画（State Plan）を保有し実施している。カリフォルニア州はそのうちのひとつで、連邦 OSHA の枠組みを踏襲しつつ、汚染物質への暴露などで独自の基準を持つプログラムを有している。

州内の民間セクターの職場は、州労働安全衛生法（Cal/OSHA）を実施する労働安全衛生部門（DOSH）が所管する。ただし、連邦 OSHA との関係から、連邦の管轄となる分野も一部ある（連邦の管轄範囲は以下の URL を参照）。
https://www.dir.ca.gov/dosh/calosha-jurisdiction.html

カリフォルニア州の労働安全衛生に関連する化学物質規制法規には次のものがある。

- **有害物質情報・訓練法と実施規則**

  1973 年のカリフォルニア労働安全衛生法（Cal/OSHA）（労働法典 Division 5, Part 1）[378]の Chapter 2.5 に収められている。「効果的な基準の実施権限を与え、雇用者による安全で健康的な労働条件の維持を支援・奨励し、かつ労働安全衛生分野の研究、情報、教育、訓練、執行を提供することにより、州のすべての労働者の安全で健康的な労働条件を保証する」（§6300）という Cal/OSHA の目的を達成するための手段のひとつとして、製造者や雇用者による職場における化学物質の有害性に関する情報伝達についての要件を定めている。
- **有害な物質および処理規則**

  労働法典の「労働安全衛生基準委員会（OSHSB）は、少なくとも 4 人のメンバーの賛成票により、労働安全衛生基準および命令を採択、修正、または廃止することができる」という規定[379]を根拠に、「雇用のすべての場所における有害物質の使用、取り扱い、および貯蔵に関する最低限の基準」を規則として定めている。労働法典の規定（§142.3(a)(2)）によれば、OSHSB が採択する基準は、少なくとも連邦 OSHA のもとで定められる基準と同等の効果がなければならない。
- **危険有害性周知規則**

  米国では危険有害性周知基準（HCS : hazard communication standard）として知ら

---

[378] California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)"LAB, PART 1. OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=&article=

[379] California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)"LAB Division 1, Chapter 6 Occupational Safety and Health Standards Board" §142.3(a)(1)"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=

れている。カリフォルニア州の HCS は、有害物質情報・訓練法と OSHSB の基準採択権限規定を根拠として規則に定められた。現在、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の改訂 3 版に準じた内容となっている。

- **1976 年の職業発癌性物質規制法と実施規則**
  職場における発癌性物質の使用に関する規制の強化を目的とする法律で、労働法典に定められている。

以下にこれらの法規について概説する。

制定の経緯

米国では、職場の安全は古くから州法で規制されてきた。カリフォルニア州も、1913 年の作業員の補償・保険・安全法（Workmen's Compensation, Insurance and Safety Act of 1913）を皮切りに、労働者の安全に関する法律を数多く制定している。同州の労働法典は 1937 年に制定された。

1970 年に米国全域に適用される連邦労働安全衛生法（OSHA）が制定された際、カリフォルニア州は、連邦と同等以上の効力をもつ基準やプログラムを備えた独自の労働安全衛生プログラム（州計画）を策定し、実施する道を選んだ。1973 年 5 月、カリフォルニア州が前年に提出した州計画が連邦に承認され、同年 10 月、その計画に基づき起草された法律、カリフォルニア労働安全衛生法（Cal/OSHA）が制定された。

この新たな州の労働安全衛生法に大きく影響したのが、1970 年代初頭に州内で起こった 2 件の産業事故――1971 年に Sylmar の地下流水トンネル工事中に起こったメタンガスの爆発事故と 1972 年に Pasadena で起こったフリーウェイの橋の崩落事故――である。これらの事故を受けて州議会が行った当時の労働安全プログラムに関する調査では、労働者をより効果的に保護する新しいスキームの必要性が明らかになった。その結果、1973 年 1 月に州議会に上程された Cal/OSHA 案（法案 AB 150）は、それまでの産業安全プログラムを刷新。同法のもと、当時の産業安全当局は再編され、労働者の安全で健全な労働環境の確保という州の政策を実行する新たなスキームが生まれることになった。

なお、1980 年に制定された有害物質情報・訓練法、および 1976 年に制定された職業発癌性物質規制法の制定の経緯については、関連情報は確認できなかった。

現行の法令の内容

最初に有害物質情報・訓練法の概要を示す。

法規名称	**有害物質情報・訓練法** **Hazardous Substances Information and Training Act** （LC Division 5, Part 1, Chapter 2.5）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=2.5.&article=
所管官庁	労使関係部（DIR）労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
目的	職場において有害物質の特性と潜在的な有害性に関する従業員への必要な情報の伝達を確保する。（法律§6361）
主な要件	• DIR 部長は有害物質のリストを作成し、製造者、雇用者、および一般の人々が入手できるようにする。（§6380） • リストに収載された有害物質の製造者は、その物質の直接購入者に対し、次の情報を含むその物質の安全データシート（MSDS）を作成して提供する。（§6390 & 6391） ・ 化学名、一般名、および CAS 番号 ・ 火災、爆発、および化学反応の可能性、2）暴露による急性・慢性の健康影響またはリスク、3）潜在的暴露経路と過剰暴露の症状、を含む有害物質の使用における危険性またはリスク ・ 有害物質の燃焼生成物への暴露の危険性またはリスク ・ 有害物質とその燃焼生成物の使用または暴露における適切な注意事項、取り扱い慣行、必要な個人用防具など ・ 流出、火災、廃棄、および応急処置の緊急時手順 ・ この情報を読む人に警告するため、有害物質およびその燃焼生成物がもたらす特定の潜在的健康リスクに関する分かりやすい言葉で書かれた説明 ・ 情報が作成された月と年、および 1981 年 1 月 1 日以降に発行された MSDS の場合は情報作成製造業者の名前と住所 • DIR 部長は、混合物の製造者または生産者から要請があった場合、企業秘密が公表されないよう保護する。（§6396） • OSHSB は、以下のガイドラインに従って、雇用者の従業員に対する義務を明記した基準を採択する。（§6398） ・ 職場の物質に関する MSDS は、従業員らが適時に、かつ合理的に入手できるようにする。 ・ 雇用者は、有害物質にさらされる可能性のある従業員に、書面で、

法規名称	**有害物質情報・訓練法** **Hazardous Substances Information and Training Act** （LC Division 5, Part 1, Chapter 2.5）
	または訓練プログラムを通じて、有害物質の MSDS の内容に関する情報を提供する。
対象物質	**有害物質**（§ 6382(b)）： (1) 国際癌研究機関（IARC）によってヒトまたは動物の発癌物質としてリストされている物質。 (2) 1977 年連邦水質浄化法（33 USC Sec.1251 以降）の § 307（33 USC Sec.1317）および § 311（33 USC Sec.1321）に従って、または改正された連邦大気浄化法（42 USC Sec.7412）の § 112 に従って有害な大気汚染物質として環境保護庁によって指定された物質で、ヒトの健康にとって有害なリスクが知られているもの。 (3) OSHSB により、§ 142.3 に従って空中浮遊化学汚染物質（airborne chemical contaminant）としてリストされている物質。 (4) 州食品・農業法典の § 14004.5 に従って制限材料として食品・農業部長（director）によって指定された物質で、ヒトの健康にとって有害なリスクが知られているもの。 (5) § 147.2 に従って創設された現行データのリポジトリによって情報アラート（information alert）が発行された物質。 (6) 連邦危険有害性周知基準（29 CFR Sec. 1910.1200）の対象に含まれる物質。

以下は有害物質情報・訓練法の実施規則である。

法規名称	**有害物質情報・訓練規則** **Hazardous Substances Information and Training** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
所管官庁	労使関係部（DIR）労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
目的	法律参照
主な要件	• リストの作成と維持（§ 337） • プロポジション 65 に関する州計画要件の補足的執行に関する特別な手続き（§ 338） プロポジション 65 が義務付ける職業暴露警告に関する訴訟が起

法規名称	**有害物質情報・訓練規則** **Hazardous Substances Information and Training** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5）
	こされた場合に原告側が取る手続き上の要件を定めている。 • 有害物質リスト（§339） 法律で作成が規定された有害物質リスト
対象物質	法律参照

次に、有害な物質および処理規則の概要を示す。

法規名称	**有害な物質および処理規則** **Hazardous Substances and Processes** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
所管官庁	労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
目的	雇用のすべての場所における有害物質の使用、取り扱い、および貯蔵に関する最低限の基準を確立する。（§5160）
主な要件	• 有害物質の貯蔵（§5164） ・ 混合した場合、激しく反応したり、有毒な蒸気やガスを発生したり、毒性、酸化力、可燃性、爆発性、またはその他の特性により組み合わされて危険になる物質は、保管前に適合性（compatibility）を評価する。 不適合な物質は、それらの偶発的な接触を防ぐために、仕切りなどによって分離して保管しなければならない。 ・ 有害物質は、有害物質の種類と量に対して化学的に不活性（inert）で適切な容器に保管する。 ・ 危険物質の容器は、損傷または劣化を引き起こすような場所や方法で、また破裂や漏れを生じさせるほどの熱にさらされる場所に、保管してはならない。 ・ 有毒、有毒、腐食性、窒息、窒息、または麻酔の煙、ガス、または蒸気を危険な量で放出する物質の包装に使用される容器は、従業員が暴露されることが合理的に予想される場所に保管してはならない。 • 有害物質に係る機器および処理（§5167） 混合時に飛散、飛散、噴霧、沸騰、または極端な温度を生じる 1 つ

法規名称	**有害な物質および処理規則** **Hazardous Substances and Processes** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109）
	または複数の危険物質を攪拌または混合する必要がある場合は常に、従業員は、シールドまたは、実行可能な場合は、提示される危険に対して適切なその他の手段によって有害な接触または暴露から保護されなければならない。 • 可燃性ダスト―― 一般（§5174） • 可燃性金属（§5175） • 自然発火物質（§5176） • 自然発火性材料（§5177） • 穀物取り扱い施設（§5178） • 蓄電池システム（storage battery system）（§5184） • 蓄電池の交換と充電（§5185） • 急性有害物質の処理安全管理（§5189） §5189 の附属書 A-急性有害化学物質、毒性および反応性物質のリスト（必須） • 実験室での有害化学物質への職業暴露（§5191） • 有害廃棄物処理（operation）および緊急時対応（§5192） • 危険有害性周知（§5194）→ **別途概要参照** • ドットマーキング、プラカード、ラベルの保持（§5194.1） • 亜酸化窒素（§5195） • 硫黄（§5196） • ジアセチルを含む食品香料への職業暴露（§5197） 附属書 A ジアセチルのサンプリングおよび分析プロトコル（必須） • 鉛（§5198） • エアゾール伝染性疾患（§5199） 附属書 A-エアゾール伝染病/病原体（必須） エアゾール伝染病
対象物質	有害物質（hazardous substance） **【定義】** 爆発性、可燃性、毒性、腐食性、酸化性、刺激性、またはその他の有害な理由により、怪我や病気を引き起こす可能性のある物質、材料、または混合物。（§5161） なお、**危険有害性周知に関する§5194** で定義される「有害化学品

法規名称	**有害な物質および処理規則** **Hazardous Substances and Processes** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109）
	（hazardous chemical）も、危険有害性周知目的のみにおいて、有害物質の定義に含まれる。→ **別途概要参照**

有害な物質および処理規則のうち、危険有害性周知に関する§5194について、以下により詳細にまとめる。

法規名称	**危険有害性周知規則** **Hazard Communication** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109, §5194）
原文URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)
所管官庁	労使関係部（DIR）労働安全衛生部門（DOSH）
目的	従業員に対し、職場で暴露し得る有害化学品に関する情報を伝える。
主な要件	• 製造者または輸入者は、製造または輸入する化学物質の有害性を分類するとともに、すべての雇用者が有害性周知プログラム、ラベルおよびその他の形式の警告、安全データシート、および情報と訓練によって、暴露し得る有害化学品に関する情報を従業員に提供しなければならない。流通者も必要な情報を雇用者に伝えなければならない。（§5194(b)(1)） • プロポジション65の対象となる事業者である雇用者は、以下のとおり同法を遵守する。（同(6)） ・ プロポジション65と本セクション（§）の両方の対象となる暴露の場合、本セクションの関連要件を満たす。 ・ プロポジション65のみの対象となる暴露の場合、プロポジション65の関連要件か本セクションの関連要件のどちらかを満たす。 • 製造者および輸入者は、職場で生産または輸入された化学物質を評価して危険かどうかを判断し、本セクションに従って化学物質を分類する。（同（d）） • 雇用者は、少なくとも、ラベルおよびその他のフォームの警告、安全データシート、従業員の情報と訓練に関して本セクションで指定された基準がいかに満たされるかを説明する従業員向けの書面による有害性周知プログラムを職場で作成し、実施し、維持する。（同(e)）

法規名称	**危険有害性周知規則** **Hazard Communication** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109, §5194）
	• 製造者、輸入者、または流通業者は、職場から離れる有害化学物質の各容器がラベル表示、タグ付け、またはマーク付けされていることを確保する。（同(f)） • 製造者と輸入者は、生産または輸入する各有害化学品の安全データシートを入手または作成する。 雇用者は、使用する各有害化学品の安全データシートを有していなければならない。（同(g)）
対象物質	従業員が通常の使用条件下で、または職場での作業の結果、合理的に予見可能な緊急事態において暴露され得るようなかたちで職場に存在することが知られているあらゆる有害化学品（§5194 (b)(2)） ＊「有害化学品（hazardous chemical）」の定義（(c)） 物理的有害性または健康有害性、単純窒息、可燃性粉塵、自然発火性ガス、他に分類されない有害性として分類された化学品、または労働法典 Section 6382 に従ってディレクターが作成した有害物質リストに含まれる化学品

以下に 1976 年の職業発癌性物質規制法を概説する。

法規名称	**1976 年の職業発癌性物質規制法** **Occupational Carcinogens Control Act of 1976** （LC Division 5, Part 10）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=10.&chapter=&article=
所管官庁	労使関係部（DIR）労働安全衛生部門（DOSH）、労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
目的	カリフォルニア州における発癌性物質の使用に適用される州法の規定を明確にし、強化する。（§9001）
主な要件	• OSHSB は、少なくとも連邦要件と同じ程度厳しい発癌性物質に関する基準を採択する。（§9020(a)） • OSHSB は、発癌性物質を使用する各雇用者に対し、その使用または従業員が暴露する可能性のある地域に潜在的に危険有害な量の発癌性物質を放出する結果になる事故に関する書面による報告書の提出を求める基準を採択する。（§9030） • 各報告書のコピーは、発癌性物質が使用されている場所に雇用者によ

法規名称	**1976 年の職業発癌性物質規制法** **Occupational Carcinogens Control Act of 1976** （LC Division 5, Part 10）
	って掲示される。（§ 9031） • OSHSB は、既存の発癌性物質使用者の身元を特定し、この法律の要件について通知、情報提供、および教育するためにあらゆる努力をしなければならない。（§ 9032）
対象物質	発癌性物質（carcinogen）。次の実施規則を参照。

最後に 1976 年の職業発癌性物質規制法の対象物質を規制する規則の概要を示す。

法規名称	**規制される発癌性物質規則　Regulated Carcinogens** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, § 330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110）
原文 URL	CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subpart 1, Article 1, § 330）：https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default) 同 Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110 ）：https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
所管官庁	労使関係部（DIR）労働安全衛生部門（DOSH）、労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
目的	法律参照
主な要件	**【規則】** 規則（CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110）には、以下の発癌性物質への職業暴露に対する規制要件が規定されている。 ・ Methylenedianiline（§ 5200） ・ 1,3-Butadiene（§ 5201） ・ Methylene Chloride（§ 5202） ・ Carcinogen Report of Use Requirements（§ 5203） ・ Occupational Exposures to Respirable Crystalline Silica（§ 5204） ・ Beryllium（§ 5205） ・ Chromium (VI)（§ 5206） ・ Cadmium（§ 5207） ・ Asbestos（§ 5208）

法規名称	**規制される発癌性物質規則　Regulated Carcinogens** （CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, §330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110）
	・ Non Asbestiform Tremolite, Anthophyllite, and Actinolite（§5208.1） ・ Carcinogens（§5209） ・ Vinyl Chloride（§5210） ・ Coke Oven Emissions（§5211） ・ 1,2 Dibromo-3-Chloropropane (DBCP)（§5212） ・ Acrylonitrile（§5213） ・ Inorganic Arsenic（§5214） ・ 4,4′-Methylenebis (2-Chloroaniline)（§5215） ・ Lead [番号付け替えで内容なし]（§5216） ・ Formaldehyde（§5217） ・ Benzene（§5218） ・ Ethylene Dibromide (Edb)（§5219） ・ Ethylene Oxide（§5220） **例：Methylene Chloride の要件項目** 許容暴露制限値（PEL）、暴露モニタリング、規制エリア、遵守方法、呼吸保護、防護作業服および機器、衛生施設、医療監視、危険有害性周知、従業員情報・訓練、記録保持
対象物質	発癌性物質。以下の物質およびそれらを含む化合物、混合物、製品などと定義される。（CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subpart 1, Article 1, §330） ・ 2-acetylaminofluorene. ・ 4-aminodiphenyl. ・ Benzidine (and its salts). ・ Bis (chloromethyl) ether. ・ 3,3 ' -dichlorobenzidine (and its salts). ・ 4-dimethylaminoazobenzene. ・ Beta-naphthylamine. ・ 4-Nitrobiphenyl. ・ N-nitrosodimethylamine. ・ Beta-propriolactone. ・ Methyl chloromethyl ether. ・ Alpha-naphthylamine. ・ 4,4 ' -Methylenebis (2-Chloroaniline.)

法規名称	規制される発癌性物質規則　Regulated Carcinogens （CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, §330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110）
	・ Ethyleneimine. ・ Asbestos（chrysotile, amosite, crocidolite, tremolite, anthophyllite, actinolite を含む） ・ Vinyl chloride. ・ 1,2- dibromo -3 chloropropane (DBCP). ・ Coke oven emissions ・ Acrylonitrile. ・ Inorganic Arsenic. ・ Ethylene Dibromide (EDB) ・ Ethylene Oxide

運用状況

カリフォルニア州の労働安全衛生法規を実施する DOHS のウェブサイト[380]には、様々なプログラムが紹介されている。ただし、そこでは特に化学物質管理はフィーチャーされておらず、どのプログラムが関連するかを特定することは容易ではない。

いっぽう、州の関連法規にはいくつかの特徴が見て取れる。そのひとつが、発癌性物質規則でも用いられている**空気中浮遊汚染物質に関する許容暴露制限値（PEL）**である。

PEL は 1 日 8 時間の労働時間における時間加重平均濃度として表されるもので、空気中浮遊汚染物質への従業員への暴露を管理する規則（CCR Title 8, Division 4, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16 “Control of Hazardous Substances” の Article 107, § 5155）に一覧表が含まれている（Table AC-1）[381]。これらの PEL は DOSH の管轄下にあるカリフォルニア州の職場で実施されるものだが、連邦 OSHA は、長いあいだ更新されていない自分たちの PEL の代わりとして使用を検討するよう奨励する他の許容暴露制限値のひとつに、連邦法に劣らない保護力と範囲の広さをもつものだとしてカリフォルニア州の PEL を挙げている[382]。

[380] DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)” Cal/OSHA”
https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh1.html
[381] DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)” TABLE AC-1 PERMISSIBLE EXPOSURE LIMITS FOR CHEMICAL CONTAMINANTS”
https://www.dir.ca.gov/Title8/5155table_ac1.html
[382] DOL(2020 年 2 月 18 日アクセス)“Permissible Exposure Limits – Annotated Tables”

もう一点、カリフォルニア州の化学物質に関する労働安全衛生法規の遵守で注意しなければならないのは、(f) 家庭用品で詳しく述べる **1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）**に関連する規定である。以下にこれらの規定についてまとめる。

■ 警告

プロポジション 65 は、労働環境において個人の規制対象物質への暴露が予見される場合、事前の警告を義務付けている。同法の職業暴露警告に関する規則（CCR Title 27, Division 4, Chapter 1, Article 6, § 25606 (a)）[383]は以下のように規定している。

(a) 暴露する作業員に対するプロポジション 65 の規制対象物質に関する警告は、それが連邦危険有害性周知基準、カリフォルニア危険有害性周知基準（略）のすべての警告情報、訓練、およびラベル表示の要件を完全に遵守している場合、この subarticle の要件を満たすものとする。

前述した危険有害性周知規則でも概説したが、プロポジション 65 の職業暴露に関する警告要件は危険有害性周知規則の要件の実施でほぼカバーされている。ただし、危険有害性周知規則とプロポジション 65 はあくまでも別の法規であり、規則にもあるように、「危険有害性周知規則の対象ではないがプロポジション 65 の対象になる」場合は、警告のし忘れに注意が必要である。

なお、DIR は、プロポジション 65 の要件を絡めて州危険有害性周知規則の要件を平易な言葉で解説したガイド[384]を作成している。ただし、このガイドは 2012 年に作成されたものであり、参照されている規則の番号が現在の番号と異なっている場合があるため、注意が必要である。

■ 訴訟が起こされた場合の原告側の手続き要件

有害物質情報・訓練法の実施規則（CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5, § 338）には、プロポジション 65 のもと、州内で発生した職業暴露に関して訴訟

---

https://www.osha.gov/dsg/annotated-pels/

383 CCR(2020 年 2 月 18 日アクセス)"27 CCR § 25606"
https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IC356415445224E668761633FB7BAEF87?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)

384 DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Guide to the California Hazard Communication Regulation"
https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh_publications/hazcom.pdf

が起こされた場合、訴えを起こす地区や市の検事（または検察官）、個人、民間団体などが取る手続きについて、次のような要件が定められている。

- カリフォルニア州危険有害性周知基準に組み込まれている職業暴露に関してプロポジション違反（以下、補足執行案件（supplemental enfocement matter））の存在を主張する公益目的で訴訟を起こす者（以下、補足執行者（supplemental enforcer））、または地区や市の検事・検察官（以下、公的検察官（public prosecutor））は、本セクション（§）の要件を遵守する。遵守しない場合、補足執行案件は進まないものとする。（§338(a)）
- プロポジション 65 の 60 日間通知の内容および送達方法に関する要件を定めた規則の条項を参照により採択し、組み込む。また、補足執行案件に関する 60 日間の通知には、この条項に書かれている記述（連邦はプロポジション 65 の規定を組み込んだ州計画を承認していること、雇用者はプロポジション 65 を遵守するために一般的な危険有害性周知要件の遵守手段を使用できること、補足的執行案件は州労働安全衛生当局の監督の対象となり、この件に関する和解、民事訴状、実質的な裁判所命令は、州司法局長に提出しなければならないこと等）を含んでいなければならない。（同(b)）
- 補足執行案件を開始する補足執行者または公的検察官は、司法局長に対し、訴状の写し（file-endorsed copy）、関連する申し立てや覚書の写し、同意した和解を送達しなければならない。（同(c)～(e)）

<u>今後の予定</u>

今後、近いうちに見込まれるのが、カリフォルニア州危険有害性周知規則の改正である。この規則は現在、連邦と同じく GHS の改訂第 3 版に準じているが、連邦労働安全衛生局（OSHA）は、HCS をより新しい GHS に適合させるために、現行規則の改正を提案することを予定している。改正は 2020 年末以降になる見通しだが、カリフォルニア州の HCS も、これに合わせて改正されることになる。

労働安全衛生に関する州規則の改正については、労働安全衛生基準委員会（OSHSB）が毎月の委員会会合で公開会合を開き、提案された改正について検討している。2020 年 2 月現在、有害な物質および処理規則の§5189「急性有害物質の処理安全管理」の附属書 A「急性有害化学物質、毒性および反応性物質のリスト」の改正が提案されているが[385]、提

[385] DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)" Process Safety Management of Acutely Hazardous Materials, Appendix A List of Acutely Hazardous Chemicals, Toxics and Reactives - HORCHER"

案されているのは、リストに収載されている物質の CAS 番号の修正など、マイナーな修正である。

https://www.dir.ca.gov/OSHSB/PSM-Appendix-A-HORCHER.html

2.6 消防

連邦法

日本の消防法に相当する米国の法令には、「1974 年防火管理法（Federal Fire Prevention and Control Act of 1974）[386]」が挙げられる。但し、日本の消防法に規定されている危険物の区分の規定、区分別の管理・施設関連規定、危険物取扱者資格などの内容について、1974 年防火管理法では規定していない。したがって、化学物質管理という観点から見れば、米国の連邦法に、消防法に相当する法令は存在しないと報告しても差し支えないだろう。上述の化学物質管理に関連する消防法規定は、次ページ以降にみるように、各州においてそれぞれ規定されている。

1974 年防火管理法ならびにその後の連邦の同分野の規制策定の大部分は、『America Burning』[387]という 1973 年に米国防火管理委員会が公表した報告書に端を発している。「毎年約 6200 人の人々が火災により命を落とし、10 万人以上の人々が傷害を負っており、直接的な損害額は 104 億ドルにおよぶ」といった内容から始まる同報告書は、連邦政府に対する 90 にも及ぶ勧告をまとめている。この勧告に対応する形で 1974 年防火管理法では、国家防火管理局（現：国家消防局[388]）の創設、防火管理に関する国家アカデミーの創設などを規定している。消防士を含む消防関連の職員、行政担当職員などを対象とするトレーニングの提供などを規定しているが、化学物質管理の情報は含まれていない。法令の名称の通り、あるいは法の背景にみるように、同法の焦点は「火災対応」および「防火」に対する連邦政府の対応に置かれており、具体的な化学物質管理の内容は各州の規制に置かれている。

他方、(d)項の報告でも触れた連邦法の労働安全衛生法では、規則に 29 CFR Subpart L「防火」という規定が設けられている。当該規則では消防隊、消火設備、火災検知器、警報システム、従業員などに関連する要件を規定している。但し、ここでも日本の消防法で規定しているような危険物についての規定はない。

次ページ以降に、日本の消防法における危険物関連規定に類似の規制要件を定めるカリフォルニア州の法令について報告する。

---

[386] U.S.C.(2020 年 1 月 24 日アクセス)"CHAPTER 49—FIRE PREVENTION AND CONTROL" https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter49&edition=prelim

[387] FEMA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"AMERICA BURNING" https://www.usfa.fema.gov/downloads/pdf/publications/fa-264.pdf

[388] U.S. Federal Fire Administration(2020 年 1 月 24 日アクセス) https://www.usfa.fema.gov/index.html

カリフォルニア州の法規

消防に関連するカリフォルニア州の法令は、健康・安全法典（Health and Safety Code）の Division 12「火災および防火」[389]に整理されている。但し、化学物質管理という観点からは、概説国際基準評議会（ICC、International Code Council）((g)項で概説）が策定している Fire Code に基づいてカリフォルニア州が定めているカリフォルニア消防コードの内容が本調査の対象となる。カリフォルニア州規則集 19 CCR § 3.00[390]において、州消防長規則が定める権限のもと、カリフォルニア建物コードの適用可能な条項は執行可能なものとして特定されており、この建物コードの Part 9 が消防コードに該当する。

制定の経緯

1900 年代初頭に、サンフランシスコ、サンノゼ、ロサンゼルスなどのカリフォルニアの主要都市は、都市の管轄内に建設された建物の安全性と安定性を高めるために建物コードの採用を開始した。しかし、これらの地域ごとに策定されたコードは互いに完全に独立しており、州の主要都市間でその内容にしばしば矛盾をもたらしていた。

カリフォルニア州の建築コードを標準化する取り組みは、1927 年の統一されたカリフォルニア建築コードの発行から始まった。しかし、同コードが同州の建築基準法に基づいて現在のカリフォルニア州規則集 Title 24 に位置づけられたのは、1980 年代後半にあたる。同コードはカリフォルニア建物基準委員会（BSC）によって管理・維持され、公開を開始したのは 1989 年である。

現行の法令の内容

法規名称	**2019 年カリフォルニア消防コード** **2019 California Fire Code** （24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Index?bhcp=1&transitionType=Default&contextData=%28sc.Default%29 https://codes.iccsafe.org/content/CAFC2019/cover
所管官庁	一般サービス部（DGS）建物基準委員会（BSC）

[389] California Legislative Information(2020 年 1 月 24 日アクセス)"HSC, DIVISION 12. FIRES AND FIRE PROTECTION"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=12.&title=&part=&chapter=&article=

[390] CCR(2020 年 2 月 18 日アクセス)" 19 CCR § 3.00"
https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I6E1906E025E411E089088B03F1E6C213?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)

<table>
<tr><td>法規名称</td><td>2019 年カリフォルニア消防コード
2019 California Fire Code
（24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9）</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>新規および既存建物において火災、爆発、危険条件の有害性から人々の健康や安全を守るために全国的に統一のとれた方法にて最低限の要件を確立し、安全を提供すると共に、消防士や緊急時の対応担当者を支援することを目的としている。</td></tr>
<tr><td>主な要件</td><td>

州内におけるあらゆる建物、構造物、備え付け設備等の新規建築、設置、改築、移動、増築・拡大、代替、修繕、使用・占有、配置、メンテナンス、除去・解体に適用される。（1.1.3）
本コードは、市や郡がより厳しい基準を規定する権限を限定するものではない。（1.1.8）
化学物質管理という観点から注目すべき章を以下に整理する。

化学物質管理という観点から注目すべき消防コードの章
<table>
<tr><th>Chapter</th><th>Title</th></tr>
<tr><td>3</td><td>一般要件</td></tr>
<tr><td>4</td><td>緊急計画および準備</td></tr>
<tr><td>21</td><td>ドライクリーニング</td></tr>
<tr><td>22</td><td>可燃性粉塵生成業務</td></tr>
<tr><td>23</td><td>車両用燃料調剤施設およびリペア・ガレージ</td></tr>
<tr><td>24</td><td>引火性仕上げ剤</td></tr>
<tr><td>26</td><td>薫蒸消毒および殺虫スプレー</td></tr>
<tr><td>27</td><td>半導体製造施設</td></tr>
<tr><td>29</td><td>有機コーティング剤の製造</td></tr>
<tr><td>32</td><td>高積載可燃性貯蔵</td></tr>
<tr><td>37</td><td>可燃性繊維</td></tr>
<tr><td>39</td><td>加工および抽出施設</td></tr>
<tr><td>50</td><td>有害材料__一般条項
Hazardous Materials _ General Provisions</td></tr>
<tr><td>51</td><td>エアロゾル</td></tr>
<tr><td>53</td><td>高圧ガス</td></tr>
<tr><td>54</td><td>腐食性材料</td></tr>
<tr><td>55</td><td>低温流体</td></tr>
<tr><td>56</td><td>爆発物および花火</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

法規名称	2019 年カリフォルニア消防コード 2019 California Fire Code （24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9）

57	引火性および可燃性液体
58	引火性および可燃性低温流体
59	引火性固体
60	強毒性および毒性材料
61	液化石油ガス（LPG）
62	有機過酸化物
63	酸化剤、酸化ガスおよび酸化性低温流体
64	自然発火性物質
65	ピロキシリン（硝酸セルロース）プラスチック
66	不安定（反応性）物質
67	水反応性固体および液体

Appendix	Title
E	ハザード・カテゴリー
F	ハザード・ランキング
G	低温流体__重量及び体積等量
H	有害物質管理計画（HMMP）および有害物質インベントリー記述（HMIS）説明

- 危険物の取扱については許可（Required operational permits）が必要なものがある。（105.6）
- エアロゾル製品を例に挙げると、コード 105.6.1 において、500 ポンド（227kg）を超えるレベル 2 またはレベル 3 エアロゾル製品の製造、貯蔵または取扱いを行うためには操業許可が必要となることが規定されている。同じように 105.6 の細則にて、各項目についての条件が既定されている。
- 上記操業許可の他に建設許可（construction permit）についての規定も設けられている。（105.7）同様に 105.7 の細則にて、各項目についての条件が規定されており、2019 年版のコードでは、「キャパシタ・エネルギー貯蔵システム」や「燃料電池電源システム」の項目が追加されるなど、時代に即した内容が更新されているため、操業許可と合わせて、注意深く最新版の内容を確認する必要がある。

法規名称	**2019 年カリフォルニア消防コード** **2019 California Fire Code** （24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9）
	• 日本の消防法における危険物の取扱いに関する規定のように、本コードでも、有害材料／物質の種別ごとに貯蔵、使用ならびに取扱い等に関して詳細な規定が存在する。
対象物質	上記参照

運用状況

BSC が維持管理しているカリフォルニア消防コードは、現在、2019 年 7 月 1 日に発行され、2020 年 1 月 1 日から有効となった 2019 年版が最新のものとなっている。カリフォルニア州では、建物コードを BSC が公表した日より 180 日後にそのコードが発効することとなっている[391]。

今後の予定

最新版が 2020 年 1 月 1 日から運用されたばかりであるため、次回のコードの発行は 2019 年版の 3 年後、2022 年に見込まれている。

[391] Building Standard Commission(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Rulemaking" https://www.dgs.ca.gov/BSC/Rulemaking#@ViewBag.JumpTo

2.7 家庭用品

連邦法

日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制に内容に近しい米国の連邦法は 1972 年に制定された「消費者製品安全法（CPSA、Consumer Product Safety Act）」[392]となる。CPSA は、消費者製品に関連する不当なリスクから人々を守ることを目的としており、消費者製品安全委員会（CPSC）を創設し、具体的な規制を定める規則を策定する権限を与えている。CPSC が定める規則には、その製品の性能基準に関する要件か、あるいは警告や説明書きといったラベル表示を求める要件のいずれか一つは少なくとも含まなければならない（§2065）。

同法に基づく規則の対象となる製品の製造者および輸入者は、製品に適用される規則を特定し、その規則に適合していることを証明しなければならない（§2063）。その証明書は一般適合証明書（GCC）と呼ばれ、一般用途製品（子ども用製品以外）の製造者や輸入者は個別に規則が整備され、整理されている GCC 発行対象製品[393]について、規則の要件を遵守していることを証明しなければならない。

また、子ども用製品については、製造者または輸入者に第三者認証の発行が義務付けられている。子ども用製品とは、12 歳以下の子どもが使用することを主な意図としている製品として定義されている。詳細は規則に対象一覧として規定されている[394]。

消費者製品の製造者または輸入者は、製品が法令を遵守していないという情報を入手した場合、その内容、欠陥、リスクの情報を CPSC へ通知しなければならないと規定されている（§2064）。また、違反製品が確認されると CPSC より責任を有する個人や企業に警告状（notice）が送付され、権限を与えられた検査官等が検査を行うことが可能となる。その者が法令に違反し、罰則が適用されると考えられる場合、CPSC が書面にて通知を行う（§

[392] U.S.C.(2020 年 1 月 28 日アクセス)"CHAPTER 47—CONSUMER PRODUCT SAFETY" https://uscode.house.gov/browse/prelim@title15/chapter47&edition=prelim

[393] CPSC(2020 年 2 月 5 日アクセス)"Rules Requiring a General Certificate of Conformity (GCC)" https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-a-General-Certificate-of-Conformity

[394] CPSC(2020 年 2 月 5 日アクセス)"Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate" https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing/

2065）。

化学物質管理という観点からは、鉛含有塗料ならびにそれらを用いた消費者製品（16 CFR Part 1304）についての規制や、特定のフタル酸を含有する子ども用玩具およびチャイルドケア製品（16 CFR Part 1307）などが個別に規則で規制されている。

消費者製品の法令順守については、CPSC が所管する法令の範囲に対応させて、CPSA 以外にも、連邦有害物質法（FHSA）や、毒物予防包装法（PPPA）、可燃性繊物法（FFA）、冷蔵庫安全法（RSA）、子どものガソリン火傷予防法など多数の法令があり、連邦規則集ではこれらの内容が入り乱れる形で整理されている点に注意が必要である。

各州はそれぞれ家庭用品中の化学物質を規制する法令を整備している。次ページ以降に見るように、カリフォルニア州ではプロポジション 65 やグリーンケミストリー法が広く知られている。

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州では、有害廃棄物管理、製品安全などの観点から、身近にあるさまざまな家庭用品に含まれる有害物質が製品ごと、有害物質ごと、あるいは製品と有害物質の組み合わせごとに規制されている。以下に主な家庭用品に係る有害物質規制を示す。

主な家庭用品に係る有害物質規制

HSC DIVISION 20, CHAPTER 6.5 “有害廃棄物管理（Hazardous Waste Control）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
ARTICLE 10.02.	照明の有毒物質削減（Lighting Toxics Reduction）	25210.9 - 25210.12
ARTICLE 10.1.1.	金属含有宝飾品（Metal-Containing Jewelry）	25214.1 - 25214.4.2
ARTICLE 10.2.1.	水銀が加えられたサーモスタット、継電、スイッチおよび計測機器（Mercury-Added Thermostats, Relays, Switches and Measuring Devices）	25214.8.1 - 25214.8.6

ARTICLE 10.3.	電子廃棄物（Electronic Waste）	25214.9 - 25214.10.2
ARTICLE 10.4.	包装材含有有毒物質防止法（Toxics in Packaging Prevention Act）	25214.11 - 25214.26
ARTICLE 10.5.1.	鉛含有ホイールウェイト（Lead Wheel Weights）	25215.8 - 25215.82
ARTICLE 13.5.	車のブレーキ摩擦材（Motor Vehicle Brake Friction Materials）	25250.50-25250.65
ARTICLE 14.	グリーンケミストリー（Green Chemistry）	25251-25257.2
HSC Division 20, Chapter 6.6 “1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986）”（プロポジション 65） http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.6.&article		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
同上	同上	25249.5 - 25249.14
HSC, DIVISION 104, PART 3 “製品安全（Product Safety）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=&article=		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
CHAPTER 4, Article 6	美術または工芸材料（Art or Craft Materials）	108500 - 108515
CHAPTER 5, Article 2.	玩具の安全（Toy Safety）	108550 - 108585
CHAPTER 6.	中毒防止包装材法（Poison Prevention Packaging Act）	108675 - 108725
CHAPTER 7.	子どもの中毒防止包装材法（Children's Poison Prevention Packaging Act）	108750 - 108785
CHAPTER 9.	食器からの鉛放出の管理（Control of Lead Release From Tableware）	108850 - 108915
CHAPTER 10.	ポリ臭化ジフェニルエーテル（Polybrominated Diphenyl Ethers）	108920 - 108923
CHAPTER 11.	幼い子ども向け製品に含まれるフタル酸エステル類（Phthalates in Products for Young Children）	108935 - 108939

CHAPTER 12.	ビスフェノールA（Bisphenol A）	108940 - 108941
CHAPTER 13.	2017 年の洗浄製品知る権利法（Cleaning Product Right to Know Act of 2017）	108950 - 108960
HSC DIVISION 104, Part 5, Chapter 7 “化粧品（Cosmetics）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=5.&chapter=7.&article=		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
Article 3.5	2005 年のカリフォルニア安全化粧品法（California Safe Cosmetics Act of 2005）	111791 - 111793.5
ビジネス・専門職法典（BPC：Business and Professions Code） Division 8, Chapter 3 “ホームファーニシング（Home Furnishings）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=BPC&division=8.&title=&part=&chapter=3.&article=		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
Article 5.5.	子ども向け製品、布・革張り家具、およびマットレス（Juvenile Products, Upholstered Furniture, and Mattresses）	19100 - 19104
公共資源法典（PRC：Public Resources Code） Division 12.2 “有毒金属を含む製品（Products Containing Toxic Metals）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=PRC&division=12.2.&title=&part=&chapter=&article		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
Chapter 4	電池に含まれる水銀（Mercury in Batteries）	15020 - 15024
Chapter 5	水銀を含む消費者向け製品（Consumer Products Containing Mercury）	15025 - 15029
教育法典（EDC：Education Code）Title 1, Division 1, Part 19, Chapter 1 “学校の安全（School Safety）” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=EDC&division=1.&title=1.&part=19.&chapter=1.&article=6&goUp=Y		
規定番号	**タイトル**	**Section (§§)**
Article 6	学校の有害図画工作用品（Toxic Art	§§ 32060 – 32066

	Supplies in Schools）	

これらのうち、カリフォルニア州独自の法律という観点から特に重要なのは次の 4 件である。

- 1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）
  事業者に対し、発癌性原因物質と生殖毒性原因物質の飲料水源への排出を禁じるとともに、製品の使用や職場での労働、環境への放出などでこれらの物質への暴露が予見される場合、事前に警告することを義務付ける。
- グリーンケミストリー法およびその実施規則であるより安全な消費者向け製品（SCP）規則
  有害物質を含む消費者向け製品を特定し、製品をより安全にするための代替策の特定を製造者に義務付ける。
- 電子廃棄物法
  米国の州で初めて制定された廃電子機器リサイクル法で、欧州連合（EU）の RoHS 指令を参照するかたちで対象電子機器の重金属の含有を規制する。
- 2017 年の洗浄製品知る権利法
  洗剤など洗浄製品の製造者に対し、特定の化学成分を製品ラベルと自社のウェブサイトで公表することを義務付ける。

なかでも特定の製品を対象としておらず、その影響が広範に及んでいる、または及ぶことが見込まれる「プロポジション 65」と「グリーンケミストリー法および SCP 規則」を中心に、これらの概要をまとめる。

【プロポジション 65】

制定の経緯

プロポジション 65 として知られる安全飲料水・有害物質取締法は 1986 年 11 月、カリフォルニア州が導入している住民投票制度（ballot initiative）のもと、住民が発議し、有権者の支持を得て制定された法律である。「プロポジション 65」というのはこの法律が発議されたときの提議（プロポジション）の番号で、それが現在もこの法律の通称として用いられている。

この提議は、環境団体の環境防衛基金（EDF：Environmental Defense Fund）とシエラクラブ（Sierra Club）の活動家たちが中心となって起草した。このことから明らかなように、当時の米国における環境意識の高まりが、プロポジション 65 制定の要因のひとつとなっている。同国では、1970 年 4 月 22 日に始まったアース・デーを機に、近代的な環境保護運動が始まったとされている。それから 1980 年までの 10 年間に、連邦では主要な環境保護法の制定が相次いだ[395]。

加えてカリフォルニア州では、この時期、住民の環境意識に重要な影響を与える出来事があった。1983 年、同州南部にあるリバーサイド郡の Stringfellow Acid Pits と呼ばれる有害廃棄物サイトで、大規模な土壌汚染と地下水汚染が判明したのである。1986 年に行われた世論調査では、住民の最大の懸念として「有害廃棄物の危険性をめぐる恐怖」が挙げられた。環境保護局は、「この懸念に直接取り組むべく起草されたプロポジション 65 が有権者の共感を呼んだ」と指摘している[396]。

さらに、プロポジション 65 の提議文書[397]では、提議の背景（Background）として、有害物質への暴露から住民を保護する規制体制やその根拠となる科学的研究の不十分さが次のように指摘されている。

- 現在、カリフォルニア州には、有害な化学品への潜在的暴露から人々を保護するために

[395] AMERICAN CENTER JAPAN(2020 年 1 月 24 日アクセス)"About The USA－環境・科学技術" https://americancenterjapan.com/aboutusa/environment/1342/
[396] CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"The History of the California Environmental Protection Agency" https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf
[397] OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)" Restrictions onToxic Discharges into Drinking Water; Requirement of Notice of Persons' Exposure to Toxics. Initiative Statute" https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/prop65ballot1986.pdf

策定された多数のプログラムがある。そのうちの主要なものは、廃棄物の排出、飲料水、職場における有害性要因、農薬などの規則に関連している。

- これらの規則を実施する規制当局は、環境中に放出される可能性がある有害な化学品の量を判断しなければならない。そうした判断において、当局は、化学品の放出を防ぐためのコストと、化学品が公衆の健康と安全にもたらすリスクとのバランスを取ろうとする。許容暴露レベルが下がれば、予防のコストは通常上がる。
- 一部の化学品が健康にもたらすリスクは常に不明である。20～30 年間にわたって起こる低レベル暴露の健康影響を科学者が正確に決定できないことが、しばしばある。

1986 年 11 月 4 日に行われたプロポジション 65 に対する投票の結果は、賛成が 63%、反対が 37%だった。

現行の法令の内容

以下にプロポジション 65 の概要をまとめる。

法規名称	**1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）** **Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986** （HSC Division 20, Chapter 6.6）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.6.&article=
所管官庁	環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）、州司法局長（AG）
目的	発癌性原因物質および生殖毒性原因物質からカリフォルニア州の飲料水源と住民を保護する。
主な要件	• 事業を行ういかなる者も、対象物質を、飲料水源に流入するか流入が予見されるかする水中、地上または地中へ、そうと知りながら排出または放出してはならない。（§25249.5） **適用免除** ・ 従業員数 9 名以下の事業者、政府行政機関、公共水道事業者（§25249.11(b)） ・ 対象物質リスト収載後 20 か月以内の排出（§25249.9(a)） ・ 他のすべての法律等に従ったもので、かつ結果として対象物質が有意な量で飲料水源に流入しない排出・放出（§25249.9(b)） ・ 訴訟で排出・放出が基準を満たすことを立証する義務は被告にある（§25249.9(b)(2)）

法規名称	1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65） Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 （HSC Division 20, Chapter 6.6）
	• 事業を行ういかなる者も、いかなる個人をも、最初に明確で妥当な警告を与えずに、対象物質にそうと知りながら、かつ意図的に暴露させてはならない。（§25249.6） 適用免除 ・ 従業員数 9 名以下の事業者、政府行政機関、公共水道事業者（§25249.11(b)） ・ 州法に優先して連邦法が警告を規制している暴露（§25249.10(a)） ・ 対象物質リスト収載後 12 か月以内の暴露への警告（§25249.10(b)） ・ そのレベルで生涯暴露しても癌の有意なリスクを呈さないこと、およびその 1000 倍のレベルで暴露しても観測できるような生殖への影響を生じさせないことを、対象物質のリスト収載のためのものに匹敵する科学的妥当性をもつ論拠および基準にもとづき示すことができる暴露（§25249.10(c)） ・ 訴訟で暴露が基準を満たすことを立証する義務は被告にある（§25249.10(c)） • 州知事は、癌または生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品リストを 1987 年 3 月 1 日かそれ以前に公表するとともに、その後はこのリストを少なくとも年 1 回更新して再度公表する。（§25249.8(a)） ・ このリストは少なくとも州労働法典で特定される物質を含まなければならない。（§25249.8(a)） ・ 州の適格な専門家、およびそれらの専門家が権威あるものとみなした機関が特定した化学品、ならびに州または連邦政府機関が特定を要求した化学品は、本法のもと、癌または生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品である。（§25249.8(b)） • 執行 ・ 上記の規定に違反する者は、法律により定められた他の罰に加え、各違反に対し 1 日あたり 2500 ドル以下の民事罰が課される。（§25249.7(b)(1)） ・ （上記の違反に対し）州司法局長、地区検事、人口 75 万人を超える都市の市検事、または市検察官は、民事訴訟を起こすことができる。（§25249.7(c)） ・ (1)と(2)の両方の条件を満たす場合、いかなる者も公共の利益のために訴訟を起こすことができる。（§25249.7(d)）

法規名称	**1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）** **Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986** （HSC Division 20, Chapter 6.6）
	(1) 訴訟に入る 60 日前までに州司法局長（AG：Attorney General）等の規定の関係者および申し立てられる違反の相手に違反を通知する。警告違反の申し立ての場合、通知は、暴露の事実、専門家への意見聴取の実施等について述べた実態証明書（certificate of merit）を含んでいなければならない。 (2) その違反に対し、州司法局長等が訴訟を開始・追行していない。 • 集められた民事罰および刑事罰全体の 25%は訴訟を起こした者（AG であれば AG、個人であればその個人）に支払われる。（§ 25249.12(d)）
対象物質	州に癌を引き起こすことが知られているもの（発癌性原因物質）および先天性欠損またはその他生殖への危害を引き起こすことが知られているもの（生殖毒性原因物質）。2020 年 1 月現在、約 1000 種がリストには収載されている。 プロポジション 65 リスト： https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list

次に、この法律を実施する規則（1988 年制定）の概要を示す。

法規名称	**1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則** **Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986** （CCR Title 27, Division 4, Chapter 1）
原文 URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
所管官庁	環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）、州司法局長（AG）
目的	法律参照
主な要件	• 定義（Article 1） ・ 「暴露させる（expose）」：摂取（ingest）、吸入（inhale）、体表面経由などでの化学品との接触（contact）。個人は水、空気、食品、消費者向け製品を通して、また、それ以外の環境および職業暴露を通して、化学品と接触する可能性がある。（§ 25102(i)） • ガイドラインおよび安全使用判定手続き（Article 2） ・ 特定の問題についての法律と規則の実施に関する OEHHA の解釈を示す解釈ガイドライン（§ 25203）、および特定の事業活動に警告表

法規名称	1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 （CCR Title 27, Division 4, Chapter 1）
	示などの法規の要件が適用されるか否かを決定する安全使用判定（SUD）（§25204）の要請手続きを規定 • 科学諮問委員会：発癌性物質特定委員会および発生・生殖毒性物質（Dart）特定委員会（Article 3） ・ 4 つの対象物質のリスト追加メカニズム（後述）のうち、州の適格専門家メカニズム（§25302～25305）と権威機関メカニズム（§25306）について規定 • 暴露の程度（Article 5） 食品中に自然に発生する化学品が自然に発生することを立証できる限り、それを含む食品の消費は暴露に該当しないと規定（§25501） • 明確で妥当な警告（Article 6） ・ 特定の製品、および職番を含む特定の場所での暴露ごと（下記に例）に、そこに定められている通りに行えば「明確で妥当」という法律の要件を満たしていると OEHHA がみなす警告の方法と内容を規定した非強制的なガイダンス － 消費者向け製品による暴露（§25602～25603） － 環境暴露（§25604～25605） － 職業暴露（§25606）：連邦や州の危険有害性周知基準などの警告情報、訓練、ラベル表示要件を満たす従業員への暴露警告であれば、この規則の要件を満たしている。 － 食品（§25607.1～25607.2）、家具（§25607.12～25607.13）、車両（§25607.16～25607.17）などによる、または屋内駐車場（§25607.20～25607.21）、アミューズメントパーク（§25607.22～25607.23）、ホテル（§25607.32～§25607.33）など • 有意なリスクを呈さないレベル（Article 7） ・ これらのレベル以下なら警告が不要となるセーフハーバー暴露レベルのうち、発癌性原因物質の警告要件の適用を免除される暴露レベル（NSRL）の決定方法、および NSRL 一覧（§25705） • 観測できる影響がないレベル（Article 8） ・ セーフハーバー暴露レベルのうち、生殖毒性原因物質の警告要件の適用を免除される暴露レベル（MADL）の決定方法、および MADL 一覧（§25805） • 雑則（Article 9）

法規名称	**1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則** **Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986** （CCR Title 27, Division 4, Chapter 1）
	・ 4 つの対象物質のリスト追加メカニズム（後述）のうち、公式なラベル表示要請メカニズム（§ 25902）と州労働法典メカニズム（§ 25904）について規定 ・ 事業者が警告の必要性の有無を立証する方法に関する基準の概説（§ 25900）および市民訴訟が起こされる際の違反の通知に関する要件（§ 25903） ・ 対象物質リスト（§ 27001）
対象物質	法律参照

運用状況

■ **規制対象物質のリスト追加**

プロポジション 65 を所管する OEHHA の重要な役割のひとつが、規制対象物質リストへの収載が検討される物質に関する科学的情報を評価することである。リストには 2020 年 2 月現在、約 1000 種の物質が収載されている（リストは法律の対象物質参照）。

OEHHA は、法律の要件（§ 25249.8(a)）に従い、プロポジション 65 の規制対象リストを更新している。その頻度はさまざまで、3 か月に 1 度程度のこともあれば毎月更新されることもある。リストの更新は都度 OEHHA のウェブサイトで告示されるが（https://oehha.ca.gov/proposition-65/notices）、「特定の物質の追加の意図（Notice of Intent to List）」などの事前の告示も行われ、OEHHA の提案に対して意見を提出する機会が確保されている。

規制対象物質リストへの新規物質の追加は、法律に規定されている以下の 4 つの方法（メカニズム）のいずれかによって行われている。

労働法典（LC：Labor Code）メカニズム

労働法典 Section 6382(b)(1)で特定された物質、すなわち世界保健機関（WHO）の外部組織である国際がん研究機関（IARC）がヒトまたは動物に対して発癌性があると特定した物質をリストに追加する。

州の適格専門家（SQE：State's Qualified Experts）メカニズム

科学者と保健の専門家で構成される 2 つの独立委員会――発癌性物質特定委員会（CIC）および発生・生殖毒性物質特定委員会（DARTIC）――のいずれかが、発癌性または生殖毒性を明確に示していると認める物質をリストに追加する。

権威機関（AB：Authoritative Bodies）メカニズム

CIC と DARTIC が権威機関と指定した組織が、癌を引き起こす、あるいは生殖毒性があると公式に特定する物質をリストに追加する。現在、権威機関に指定されているのは、連邦環境保護庁（EPA）、連邦食品医薬品局（FDA）、国立労働安全衛生研究所（NIOSH）、連邦保健福祉省（HHS）の国家毒性学プログラム（NTP）、および IARC である。なお、OEHHA は、このメカニズムのもとでのリスト追加検討状況を以下のウェブサイトに掲載し、定期的に更新している。

https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/authoritative-bodies-tracking-table

公式なラベル表示要請（FR：Formally Required to be Labeled）メカニズム

州政府または連邦政府の行政機関が、癌または生殖毒性を引き起こすとしてラベル表示または特定することを公式に求める物質をリストに追加する。

こうしたメカニズムを通した規制対象物質のリストへの追加（またはリストからの削除）は、プロセスの要所ごとに告示されて意見公募が行われている。これらの規制対象物質リストへの追加メカニズムの詳細は、以下の OEHHA のウェブサイトで説明されている。

https://oehha.ca.gov/proposition-65/how-chemicals-are-added-proposition-65-list

■　警告義務とセーフハーバー・レベル

プロポジション 65 は、制定の経緯とその正式名が示すように、本来は飲料水源を有害物質汚染から保護することを重要な目的としている。しかし、現在はもうひとつの目的、すなわち、住民を有害物質への暴露から保護するために、そうした暴露の可能性があることを事前に警告し、住民に知らせることを事業者に義務付ける法律として広く知られている。

事業者は、自社の事業活動や扱う製品が住民を規制対象物質に暴露させることになりそうかどうかを判断し、暴露が予見される場合は事前に警告を行わなければならない。ここで注意しなければならないのは、警告が必要なのは製品だけでなく、規制対象物質の**環境への放出**や**職場での取り扱い**も同様だという点である。特に職場、とりわけ製造業での警告義務には注意が必要で、たとえばある製品の**「部品」や「成分」**に規制対象物質が含まれている場合、完成品から住民がその物質に暴露する可能性はないとしても、製造業務に携わる従業員が暴露する可能性があれば、**その部品には警告表示が必要**だということになる[398]。

[398] OEHHA(2020 年 2 月 14 日アクセス)“Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Businesses”(Revised May 2019, OEHHA)の Q10・Q37 参照

この事前警告義務は、事業者が規制対象物質への暴露が以下であることを示す場合、適用が免除される。

発癌性原因物質の場合：

癌の有意なリスクを呈さない暴露、すなわち 10 万人が 70 年間の生涯にわたって暴露した場合に 1 人が癌を発症するレベルの暴露

生殖毒性原因物質の場合：

その 1000 倍のレベルでも観測できるような生殖への影響を生じさせない暴露

また、規制対象物質の飲料水源への排出禁止要件も、結果として「有意な量（significant amount）」、すなわち「上記 2 つの警告義務免除条件を満たす量を除いたうえでの検出可能な量」[399]で飲料水源に入ることがない放出や排出の場合は、適用免除となる。

OEHHA は、住民を対象物質に暴露させることを予見する、あるいは対象物質を飲料水源に排出する事業者が、これらの暴露を評価して、警告する必要があるか否か、または対象物質の飲料水源への排出や放出は禁止されるか否かを判断する際に役立ててもらおうと、一部の規制対象物質について**「セーフハーバー・レベル（safe harbor level）」**と呼ばれる暴露量を決定している。セーフハーバー・レベルは、これらのレベル以下であれば警告義務や飲料水源への排出禁止を免れるという暴露レベルで、発癌性原因物質については「No Significant Risk Level」（NSRL）、生殖毒性原因物質については「Maximum Allowable Dose Level」（MADL）と呼ばれている。

2020 年 2 月現在、OEHHA は約 320 種の物質についてセーフハーバー・レベルを決定している。それらの一部は、暴露経路（吸入、経口、経皮）も明記されている。セーフハーバー・レベルは以下の OEHHA のウェブサイトで確認できる。
https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/current-proposition-65-no-significant-risk-levels-nsrls-maximum

いっぽう、まだセーフハーバー・レベルが決定されていない物質については、暴露に責任を負う者が、予見される暴露は癌の有意なリスクを呈さない、または生殖への影響を生じさせないと示すことができない限り、警告義務が生じることになる。OEHHA は、NSRL と MADL の決定方法を実施規則の Article 7（NSRL）と Article 8（MADL）に規定しているが、OEHHA 自身、予見される暴露レベルの決定は困難であると認めている。

---

https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf

[399] 法律の定義 § 25249.11(c)参照.

警告が必要か否かの証明責任は事業者が負っている。OEHHA は、証明責任を負担とする事業者に対し、自分たちの暴露に警告は必要ないと確信する場合は不要な警告は行わず、代わりに専門家に相談するよう勧告している[400]。

■ 解釈ガイドラインと安全使用判定（SUD）

プロポジション 65 の実施規則§25203 に規定されている解釈ガイドライン（Interpretive Guideline）は、特定の問題についての法律と実施規則（例：なぜドライフルーツの消費には二酸化硫黄への暴露警告が要求されないのか）に関する OEHHA の解釈を示すものである。いっぽう、実施規則§25204 に規定されている安全使用判定（SUD）は、事業者や業界団体からの要請に応じて OEHHA が発行する文書で、事業者は、特定の事実に対する法律と実施規則の解釈と適用――具体的には、特定の事業活動による対象物質の排出や暴露が排出規制や警告要件の対象か否か――に関する OEHHA の判断を求めて、SUD を要請することができる。

ただし、SUD の要請にはさまざまな基準や要件があり、事業者は多くの情報やデータを提出しなければならない。さらに、1000 ドルの処理手数料に加え、OEHHA などが評価に要する費用も事業者が負担することになっている。2020 年 2 月現在、これまでに発行された SUD の件数は 35 件ほどである。

これまでに発行された解釈ガイドラインと SUD は、それぞれ以下のウェブサイトで閲覧できる。

- 解釈ガイドライン：
  https://oehha.ca.gov/proposition-65/interpretive-guidelines-proposition-65
- SUD：
  https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-safe-use-determinations-suds

■ 警告

プロポジション 65 は事業者に対し、予見される暴露に対して事前に「明確で妥当な警告」

400 “Proposition 65 in Plain Language” pp.3-4(August 2017, OEHHA)
https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain_0.pdf

を行うことを義務付けている。しかし、法律でも規則でも「明確で妥当な（clear and reasonable）」という要件は明確には定義されていない。

そこでOEHHAは、実施規則のArticle 6「明確で妥当な警告」において、そこにさだめられている通りに行えば「明確で妥当」という法律の要件を満たしているとOEHHAがみなす警告の方法と内容を定めた。つまり、このArticle 6は、規則として策定されているものの、実際には**強制力を持たないセーフハーバー・ガイダンス**であり、事業者はそこに規定されている以外の、自分たちが「明確で妥当」と考える方法または内容で警告することができる。ただし、「明確で妥当な警告」が定義されていないだけに、それが「明確で妥当」か否かをめぐり訴訟が起こされる可能性があるため、注意が必要である。

現行の実施規則Article 6は、2016年に大幅改正され、2018年8月30日に発効したものである。改正規則、すなわち新ガイダンスは、1）規制対象物質への「暴露」について、よりわかりやすく役立つ警告にすること、および2）「明確で妥当な」警告のしかたに関する、よりクリアなガイダンスを企業に提供すること、を主な目的としている。この目的を達成するため、警告の内容と警告方法に関する内容が大きく変わり、取り上げる特定の製品や場所での暴露の数も大幅に増加した。また、プロポジション65が制定された1986年当時はまだほとんどなかったであろう、ネット通販とカタログ販売に関する警告ガイダンスも新たに策定された。

警告方法と内容

以下に「明確で妥当」とみなされる消費者向け製品の警告（規則§25601、§§25602～25603）を例として挙げる。消費者向け製品の警告は、ラベル上、ラベリング、または標識で目立つように表示されなければならず、住民の購入時または使用時に「見えて、読めて、理解できる」ことが基本である（規則§25601(c)）。

- 要件を満たすとみなされる警告方法
- 陳列ポイントでの標識、陳列棚のタグ・標識
- 購入前に自動的に出される電子警告（ネット通販、アプリなどを想定）
- ラベル（製品または製品が直接納められている容器包装材に印刷されているか貼付されているもの）
- 小さい製品を想定したラベル上でのshort-form警告（物質名の記載不要、フォントの規定はあるが、使用する製品のサイズは問わない）
- 「明確で妥当」とみなされる警告（下記図参照）
- 警告マークを付ける。
- 警告文は、従来の「（規制対象物質を）含んでいる（contain）」から「（規制対象物質へ

の）暴露の可能性がある（can expose）」に変更する。

- 発癌性、生殖毒性それぞれの警告対象物質名を 1 つ以上記載する。
- 警告に関連する詳細な情報を得ることができる OEHHA のウェブサイトの URL を明記する。
- 製品に英語以外の言語が使われている場合は、その言語の警告を英語の警告に追加して表示する。

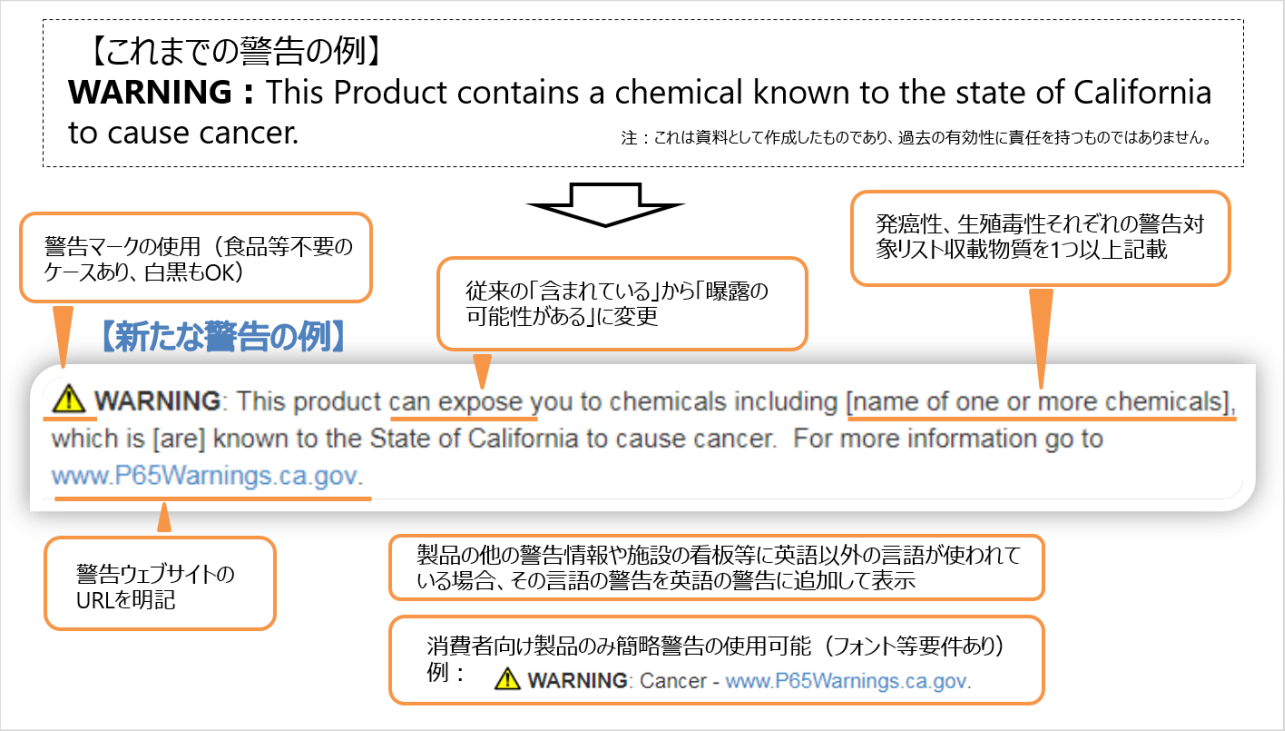

消費者向け製品の警告例

【参考情報】Warning Website（OEHHA）：
https://www.p65warnings.ca.gov/warning-translations-businesses/listed-carcinogens

特定の暴露に対する警告ガイダンス

現在、実施規則の Article 6 には、一般的な消費者向け製品での暴露（§§25602-25603）、環境暴露（§§25604-25605）、職業暴露（§25606）*のほか、「特定の製品、化学品およびエリア暴露警告」（Specific Product, Chemical and Area Exposure Warnings）として、§25607 に以下のような製品や場所での暴露に関する個別の警告ガイダンスが盛り込まれている。

*職業暴露については、「労働安全衛生」の項目を参照。

製品や場所での暴露に関する個別の警告ガイダンス

条項番号	内　　容

§ 25607.1.	食品暴露警告　－　警告方法
§ 25607.2.	同　－　警告内容
§ 25607.3.	アルコール飲料暴露警告　－　警告方法
§ 25607.4.	同　－　警告内容
§ 25607.5.	レストランの食品および飲料暴露警告　－　警告方法
§ 25607.6.	同　－　警告内容
§ 25607.7.	処方薬暴露および救急治療または歯科治療（Emergency Medical or Dental Care）暴露警告
§ 25607.8.	歯科治療暴露警告　－　警告方法
§ 25607.9.	同　－　警告内容
§ 25607.10.	木材粉塵（wood dust）暴露警告　－　警告方法
§ 25607.11.	同　－　警告内容
§ 25607.12.	家具製品暴露警告　－　警告方法
§ 25607.13.	同　－　警告内容
§ 25607.14.	ディーゼルエンジン暴露警告（乗用車用エンジンは除く）　－警告方法
§ 25607.15.	同　－　警告内容
§ 25607.16.	車両暴露警告　－　警告方法
§ 25607.17.	同　－　警告内容
§ 25607.18.	レクリエーション用船舶（recreational vessel）暴露警告　－警告方法
§ 25607.19.	同　－　警告内容
§ 25607.20.	閉鎖型駐車施設（enclosed parking facility）暴露警告　－　警告方法
§ 25607.21.	同　－　警告内容
§ 25607.22.	アミューズメントパーク暴露警告　－　警告方法
§ 25607.23.	同　－　警告内容
§ 25607.24.	石油製品警告（環境暴露）－　警告方法
§ 25607.25.	同　－　警告内容
§ 25607.26.	給油所および車両修理施設警告（環境暴露）－　警告方法
§ 25607.27.	同　－　警告内容
§ 25607.28.	指定喫煙エリア暴露警告（環境暴露）－　警告方法
§ 25607.29.	同　－　警告内容
§ 25607.32.	ホテル暴露警告　－　警告方法
§ 25607.33.	同　－　警告内容
§ 25607.34.	住居用賃貸不動産（residential rental property）暴露警告－警告方法
§ 25607.35.	同　－　警告内容
§ 25607.36.	レンタカー暴露警告　－　警告方法
§ 25607.37.	同　－　警告内容

なお、2016 年の規則改正にともない開設され、警告に URL が記載されることになった「警告ウェブサイト（Warning Website）」（https://www.p65warnings.ca.gov/）では、警告や警告対象となる化学品、製品、場所などについてさまざまな情報を得ることができる。たとえば、「Fact Sheets」のページでは、物質ごとに、その物質への暴露が警告される理由、暴露経路、暴露を減少させる方法などの情報を提供している。また、「Products & Places」や「For Businesses」のページでは、具体的な警告例や外国語での警告文例、法規情報などを提供している。

さらに、刷新された「明確で妥当な警告」や、新たに策定された「インターネットおよびカタログ警告」に関する Q&A 形式のガイダンスも作成され、OEHHA のウェブサイトで公開されている。

- 明確で妥当な警告に関するガイダンス（2019 年 5 月改訂版）：
  https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf
- インターネットおよびカタログ警告に関するガイダンス（2018 年 3 月改訂版）：
  https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa_internet_warnings.pdf

■ 執行

執行のしくみ

プロポジション 65 の違反に対する執行は**民事訴訟**を通して行われる。訴訟を起こすことができるのは、州司法局長（AG：Attorney General）、地区検事、および人口 75 万人を超える都市の市検事または市検察官である。そして、以下の 2 つの条件を満たす場合、「公共の利益」を目的とするいかなる者、すなわち一般の個人や民間団体も、法律事務所を代理として訴訟（市民訴訟）を起こすことができる。

- 訴訟に入る 60 日前までに、訴える相手（事業者）、AG、および関係する地区や市の検事に対して当事者が訴える違反が通知されていること。
- AG や他の検事がその違反に対して行動を起こしていないこと。

「60 日間通知」（60-day notice）と呼ばれる違反申し立て通知は、違反を訴える専門的根拠を示す実態証明（certificate of merit）など、訴えに関する十分な情報を伴っていなければならない。AG らは通知を受けてから 60 日間、これが公共の利益に資するかどうかを含めて訴えの内容を評価する。そして、通知から 60 日以内に AG またはいずれかの検事が執行アクションを開始すれば、市民訴訟は行われない。ただし、この 60 日間の評価の結果、AG らにより市民訴訟が中止されたケースはほとんどなく、通知を受け取った企業側も、訴

訟を避けるため、この 60 日間で訴えた側と和解交渉を行うケースが多いという[401]。

この執行を所管するのは州司法局（State of California Department of Justice）の司法局長室（Office of Attorney General）である。プロポジション 65 の当局である OEHHA は、規則で 60 日通知の要件を定めているだけで、執行そのものに関する役割は担っていない[402]。

AG の市民訴訟規則

司法局長室ではプロポジション 65 に関するウェブサイト（https://oag.ca.gov/prop65）を設け、市民訴訟に関する規則や 60 日間通知などの関連情報およびデータを公表している。このうち、市民訴訟（私的執行）に関する規則（CCR Title 11, Division 4 “Proposition 65 Private Enforcement”： https://oag.ca.gov/prop65/regulations）の内容は次のようになっている。ここでは、実態証明や和解についても規定されている。

市民訴訟（私的執行）に関する規則

Chapter 1	Chapter 2 実態証明	Chapter 3 和解ガイドライン
§ 3000. 権限(Authority) § 3001. 定義(Definitions) § 3002. 訴状(Complaints) § 3003. 和解(Settlements) § 3004. 判決(Judgments) § 3005. 電子的提出 (Electronic Filing) § 3006. 送達方法 (Manner of Service) § 3007. OSHA 問題 (OSHA matters) § 3008. 遵守宣誓供述書 (Affidavit of Compliance)	§ 3100. 総則(General) § 3101. 内容(Contents) § 3102 裏付け文書 (Supporting documentation) § 3103 違反の影響 (Effect of Failure to Comply)	§ 3200. 権限と範囲 (Authority and Scope) § 3201. 弁護士費用 (Attorney's fees) § 3202. 明確で妥当な警告 (Clear and Reasonable Warnings.) § 3203 妥当な民事罰 (Reasonable Civil Penalty) § 3204 追加の和解の支払い(Aliitional* Settlement Payments) § 3205 その他の規定 (Other provisions)

*州司法局に確認したところ、この単語は“Additional”と解されるとのことである。

市民訴訟の現状

実際に申し立てられた違反は、司法局長室のウェブサイトで公開されている 60 日間通知のデータベース（“Search 60-Day Notice”：https://oag.ca.gov/prop65/60-day-notice-search）

401 ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。
402 OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。

を使って調べることができる。報告年度、通知者または違反を申し立てられた者、期間、暴露源／製品、規制対象化学品などから検索可能で、60 日間通知そのものも PFD 化されて閲覧可能になっている。このデータベースで 2019 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日のあいだに発行された 60 日間通知を調べたところ、件数は約 2410 件で、確認したほとんどのケースが事前警告義務違反を申し立てられていた。

60 日間通知の具体例

AG 番号	60 日間通知の概要
2020-00268	**通知日**：2020 年 1 月 8 日 **通知者**：Ecological Rights Fundation（非営利活動法人） **違反を申し立てられた者**：Afinia 3D、Microboards Technology LLC、Smart International、XYZPrinting, Inc.、Print-Rite Imaging Technology Inc. **化学品**：スチレン **暴露源**：3D プリンター・フィラメント **申し立てられた違反**：§25249.6 違反（事前警告義務違反）
2020-00249	**通知日**：2020 年 1 月 31 日 **通知者**：As You Sow（非営利活動法人） **違反を申し立てられた者**：Safeway, Inc,、General Mills, Inc.、Trader Joe's Company、Target Corporation、Target Brands, Inc.、B&G Foods, Inc.、Del Monte Foods, Inc.、ほか 4 社 **化学品**：カドミウム **暴露源**：ほうれん草 **申し立てられた違反**：明確で妥当な警告なし
2020-00248	**通知日**：2020 年 1 月 31 日 **通知者**：Anthony Ferreiro（個人） **違反を申し立てられた者**：Shenzhen Feng YiTang Technology Co., Ltd, Shenzhen Fengyi Tang Technology Co., Ltd. Walmart, Inc. **化学品**：フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)（DEHP） **暴露源**：Docolor ポータブル・メイクアップ・バッグ **申し立てられた違反**：明確で妥当な警告なし

このデータベースは申し立てられた違反（飲料水源への排出／放出、事前警告違反義務など）による検索はできず、対象となる製品や化学品別に件数を集計することも容易ではない。

したがって、このデータベースを使って市民訴訟の傾向を分析することは困難だが、本調査で実施したピルズベリー法律事務所とのインタビュー[403]により、最近の訴訟の傾向に関して以下のような所見を得ることができた。

- 大手小売業者（大手スーパーなど）：一カ所で多数の製品を取り扱っているため、原告側がターゲットとする製品を見つけやすい。
- 食品含有の金属：米や海藻などに水や土壌を通じて自然に含まれるものだが、自然に含まれたことを証明することが難しい。
- オンライン販売者：製品がカリフォルニア州に出荷されれば訴訟の対象になる。

そのほか、訴訟の対象となる化学品としては、アクリルアミド（コーヒーやシリアル類）、フタル酸類（プラスチック製品）、forever chemicals として知られる PFAS 類（存在する製品や場所が非常に多い）に関する訴訟が増えているとのことである。また、訴訟の対象となる製品の例としては、革手袋、釣り製品、トイレットペーパー、サプリメント、食品、航空宇宙産業製品などが挙げられた。

本調査で行ったピルズベリー法律事務所とのインタビューによると、この市民訴訟というめずらしい執行システムには次のような長所がある。

- 行政側の取り締まり負担を減らす。
- 訴訟の脅威により、事業者の法規遵守を促す。

しかし、訴訟に勝訴すると民事罰等の金額の 25%を原告側が得られるという法律の規定があるうえ、訴訟における暴露の証明は企業側にあるという手軽さも手伝って、このシステムは現状、金銭目当ての市民訴訟の横行という結果を招いている。また、ピルズベリー法律事務所は、州内には報酬や実績を得るためにプロポジション 65 の訴訟を専門に取り扱う法律事務所があること、「環境や住民を有害物質から保護するという法律の本来の目的にいかに資するか」ではなく「訴訟に勝てそうか否か」でその対象を決める動きがあることなども指摘している。[404]

市民訴訟は和解で解決されることが多い。和解の原告名、和解金、弁護士費用などのデータは、“Annual Settlement Report”のウェブページ（https://oag.ca.gov/prop65/annual-settlement-reports）に年ごとに一覧表にまとめられている。2020 年 2 月現在の最新データは 2018 年のものだが、それによると、同年の和解件数は 829 件で、和解金の総額は 3500

403 ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。
404 ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。

万ドル超だった。なお、60 日間通知データベースによると、2018 年に発行された通知件数は 2368 件である。

執行に関する法規の改正

法律の本来の目的から逸脱した市民訴訟の横行に対して、州議会や司法長官室はプロポジション 65 や実施規則の改正というかたちで状況の改善を試みている。最近の関連する法律の改正例には次のようなものがある。

- バーやレストランでのアルコール飲料などの飲食による規制対象物質への暴露、敷地内で喫煙が許可されている場所でのタバコの煙への暴露、非商業車両の駐車施設内で起こるエンジン排気に含まれる規制対象物質への暴露など、特定の暴露ケースでの警告義務違反の場合、60 日間通知を受け取ってから 14 日以内に違反を是正するなどの一定の条件を満たす場合、訴訟を免れることができるようにする。（法案番号 AB 227[405]、2013 年 10 月成立）
- 州司法局長は、実態証明を評価した結果、この訴訟の実態は存在しないと考える場合、その旨違反を通知した者と違反を申し立てられた者に書簡で伝えるようにする。また、原則開示されなかった実態証明の根拠については、秘匿特権などの対象にならない範囲で開示可能とする。（法案番号 AB 1583[406]、2017 年 10 月成立）
- 市民訴訟で上訴がなされる場合、それまで義務付けられていなかった州司法局長への届出を訴訟の当事者に義務付け、上訴審の判断が下される前に、訴訟が法律の施行にもたらす影響を判断して、第三者としての意見書を提出できるようにする。州司法局長への届出がなされないかぎり、上訴裁判所において上訴趣意書の受理や提出を行ってはならない。（法案番号 AB 1123[407]、2019 年 8 月成立）

州司法局長室も 2016 年 9 月、市民訴訟の金銭的誘因を減らし、市民訴訟の和解の透明性を高めるために、民事罰等以外で支払われる和解金の金額を制限するとともに、その使途を違反に関連する活動に限定し、その和解金を受け取る者に使途に関する説明責任を負わせる規則改正[408]を行うなどしている。

■ 周知活動

[405] California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Assembly Bill No. 227" https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201320140AB227
[406] California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Assembly Bill No.158" https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201720180AB1583
[407] California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Assembly Bill No.1123" https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB1123
[408] Attorney General(2020 年 2 月 18 日アクセス)" FINAL TEXT OF REGULATION, TITLE 11. LAW, DIVISION 4. PROPOSITION 65 PRIVATE ENFORCEMENT" https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/prop65/final-text.pdf?

プロポジション 65 に関する情報は、一般的な州政府のウェブサイトではあまり提供されておらず、違反の通知を受け取って初めてこの法律のことを知る企業も少なくないとされていた。そこで州議会は、2017 年に成立し 2018 年 1 月 1 日に発効した前述の AB 1583 を通して、カリフォルニア州で事業を行う者に同法の周知を図ることを目的とする条項を新たに法律に加えた。この改正法のもと、州知事のビジネス経済発展室（Go-Biz）――規制や許認可を含め、州内のビジネスや企業運営に関連したさまざまな情報とサービスの提供を行う――は、法律にもとづく事業者の義務を概説し注意を促す文言をそのウェブサイトの目立つ場所に掲示し、かつ企業に提供される、州法にもとづく企業の義務に関する情報資料にも含めることを義務付けられた。

確認してみたところ、Go-Biz が提携する State's Information Technology Leadership Academy 22 が作成した「California Business Portal」というウェブサイトに、以下のようなプロポジション 65 に関する説明が掲載されていた（注：画像は全体の一部）[409]。

California Business Portal におけるプロポジション 65 の説明

■　プロポジション 65 の実施体制

[409] California Business Portal(2020 年 2 月 18 日アクセス)" Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act (Prop 65)"
http://businessportal.ca.gov/registration-permits/stay-in-compliance/safe-drinking-water-and-toxic-enforcement-act-prop-65/

OEHHA とのインタビュー調査[410]によると、OEHHA の予算総額 3000 万ドルのうち、500 万ドルがプロポジション 65 に割り当てられている。このプログラムを担当する職員数は 130 人とのことである。

[410] OEHHA とのヒアリング調査結果を参照のこと。

■　警告表示の実態

プロポジション 65 の警告表示について、現地で実際にどのような形で表示が行われているのか実態を調査した。下記に本調査で確認することができた警告表示について報告する。

場所：ロサンゼルス（Downtown）、屋内駐車場入口

（左図）

一酸化炭素、ガソリンエンジンまたはディーゼルエンジンからの排ガスを含む化学物質へのばく露について、発癌性等への警告を示す表示となっている。

本内容はカリフォルニア州規則集（CCR）の§ 25607.21. Enclosed Parking Facility Exposure Warnings - Content.に記載されているセーフハーバー条項の内容に沿ったものとなっている。

上記の他にも、写真（左）のように、他の警告表示とセットになって表示されている例も確認された。

左図は同様に屋内駐車場入口にて確認されたものだが、上部に他の警告表示、下部にプロポジション 65 の警告表示というような構成となっている。

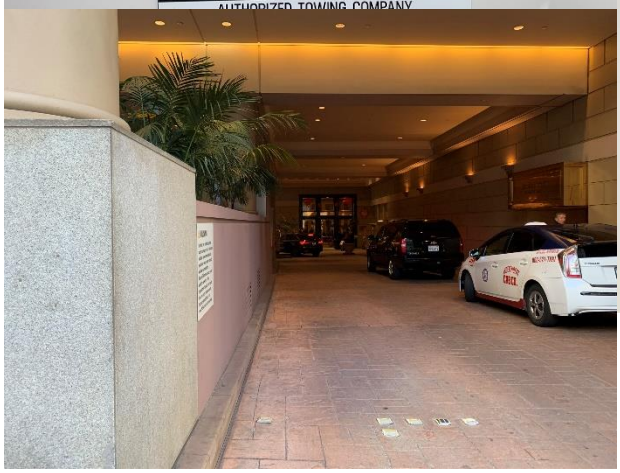

さらに、同じ屋内駐車場における警告表示でも、上記写真（左）のように、常時車両が駐車しているわけではなく、自動車やタクシーの乗り入れスペースの機能を主とする場所でも、屋内駐車場に関する警告表示が確認された。

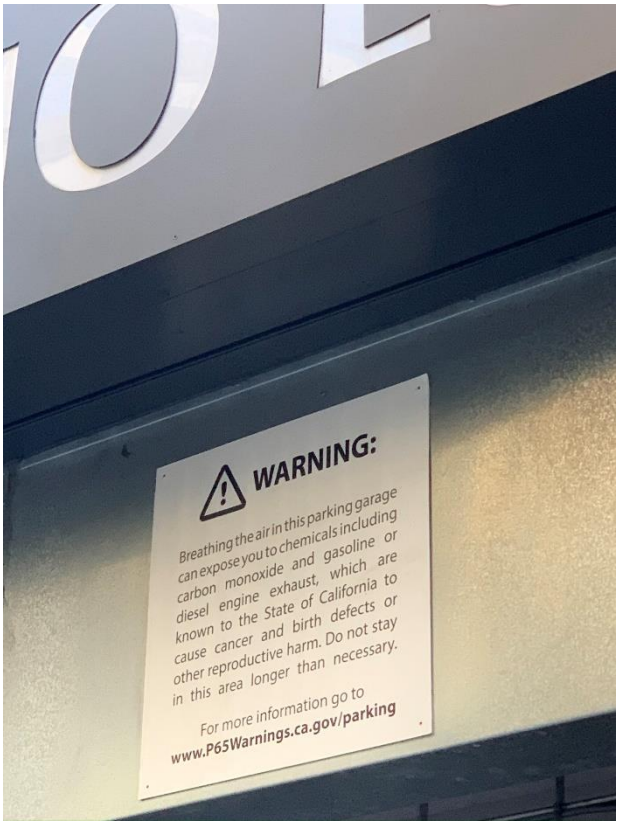

写真（左上）も同じく屋内駐車場入口における写真だが、プロポジション 65 の警告表示が 2 箇所に表示されている。写真内上部の白いボードの表示（写真（右上）で拡大）は、屋内駐車場内でのばく露に関するもので前ページ報告と同内容である。他方、写真内左下（写真（左下）で拡大）の表示は、たばこの煙のような化学物質へのばく露についての警告表示となっている。この文言に直接的に該当するセーフハーバー条項はない。

場所：ロサンゼルス（Downtown）、飲食店入口付近

飲食店の入口付近にも警告表示を確認した。揚げ物や加熱処理された食品中のアクリルアミド、魚介料理中の水銀を含む化学物質へのばく露について警告する内容となっており、セーフハーバー条項§ 25607.6. Food and Beverage Exposure Warnings for Restaurants - Content.の内容に沿っている。

写真（左）の飲食店では入口付近、右下に2種類の警告表示を確認できた。写真（右）の右側の警告表示は本ページ上部の警告表示と同じ内容だが、左側の警告表示は、アルコール飲料に関する警告表示でセーフハーバー条項§ 25607.4. Alcoholic Beverage Exposure Warnings - Content.の内容に沿っている。

日本でも広く知られている飲食店チェーン店のレジカウンターにもプロポジション65の警告表示を確認した。内容としては、アクリルアミドは基本的に製品に含まれないが、ローストされたものや加熱処理されたものに結果として含まれる場合があることに言及し、警告を伝える内容となっている。

<u>場所：ロサンゼルス（Gardena）、スーパーマーケット内</u>

アルコールに関する警告表示は大手スーパーマーケット内の陳列棚においても確認できた。写真（左）はポルトガル語表示の警告表示で、製品のラベルや敷地内の宣伝に使われている言語での警告表示も求めるセーフハーバー条項に沿ったものと思われる。

場所：ロサンゼルス（Downtown）、オフィスビル入口付近

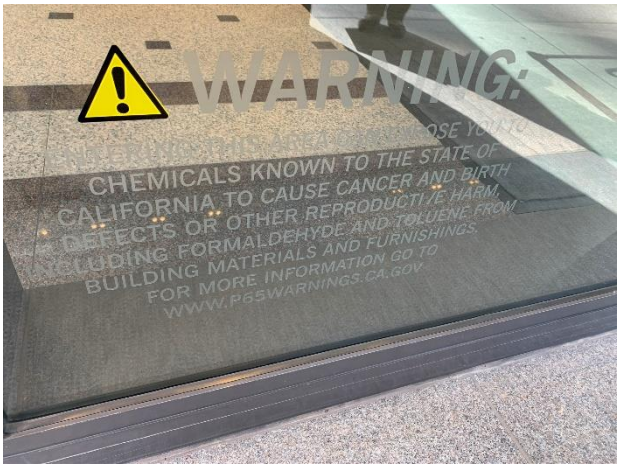

現地ヒアリング調査を行ったピルズベリー法律事務所があるオフィスビルの入口付近にもプロポジション 65 の警告表示を確認した。

建材や建物の装飾品に含まれるホルムアルデヒドやトルエンへのばく露について警告する内容となっており、これは環境暴露に関する警告表示のセーフハーバー条項§ 25605. Environmental Exposure Warnings - Content の内容に沿っている。また、写真（左）に確認できるように、米国グリーン建築基準の環境性能評価制度規格認証資格として知られる「LEED」の表示や、機器や建物などの省エネルギー性能の認定制度のエネルギースターの表示も確認できた。

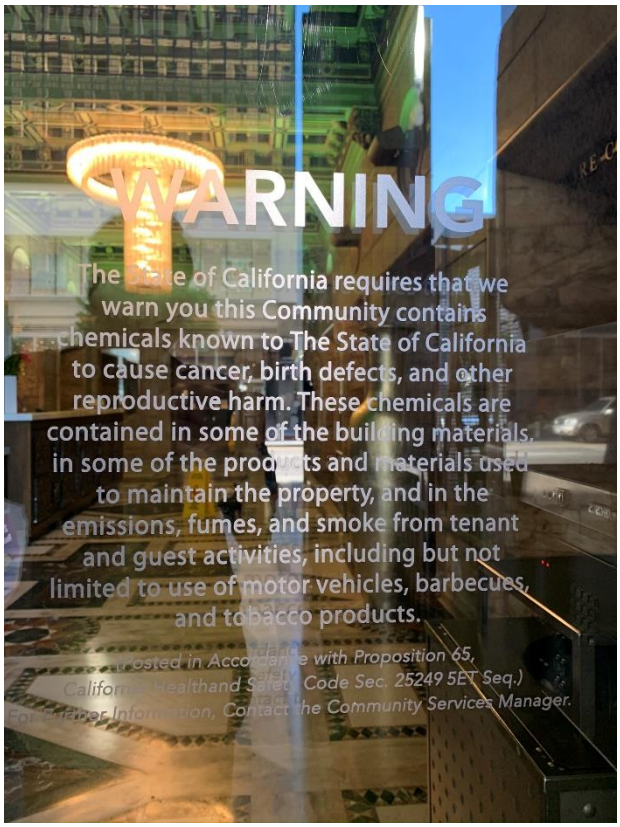

先のものと同じくオフィスビル入口にて、建材中の化学物質について警告する表示を確認した。この事例では化学物質名は表示されていない。

<u>場所：ロサンゼルス（ロサンゼルス国際空港）、空港内のお土産店</u>

ロサンゼルス国際空港内のお土産店にて、お土産のマグネット商品のパッケージに警告表示を確認した。商品外装に用いられている着色装飾物の中に、鉛やカドミウムが含まれており、そのばく露について警告している。直接関係するセーフハーバー条項はないが、一般的な消費者製品についての記載方法を記した§ 25603. Consumer Product Exposure Warnings - Content.との関連が大きいと思われる。

同じく空港内のお土産店にて確認されたマグネットだが、上記は short-form と呼ばれる簡易的な警告表示を活用している例を確認した。充分な警告表示を行うために必要なスペースを取れない場合に活用するというのが short-form 制度の意図であることは今回の OEHHA へのヒアリング調査でもあらためて確認したところである。

<u>場所：オンラインショップ（GROUPON）</u>

また、衣料品についても警告表示がなされていることを確認した。物質名の記載はないが、我々に身近な製品にも警告表示がなされていることがわかる。

場所：オンラインショップでの表示（Antigravity Batteries）

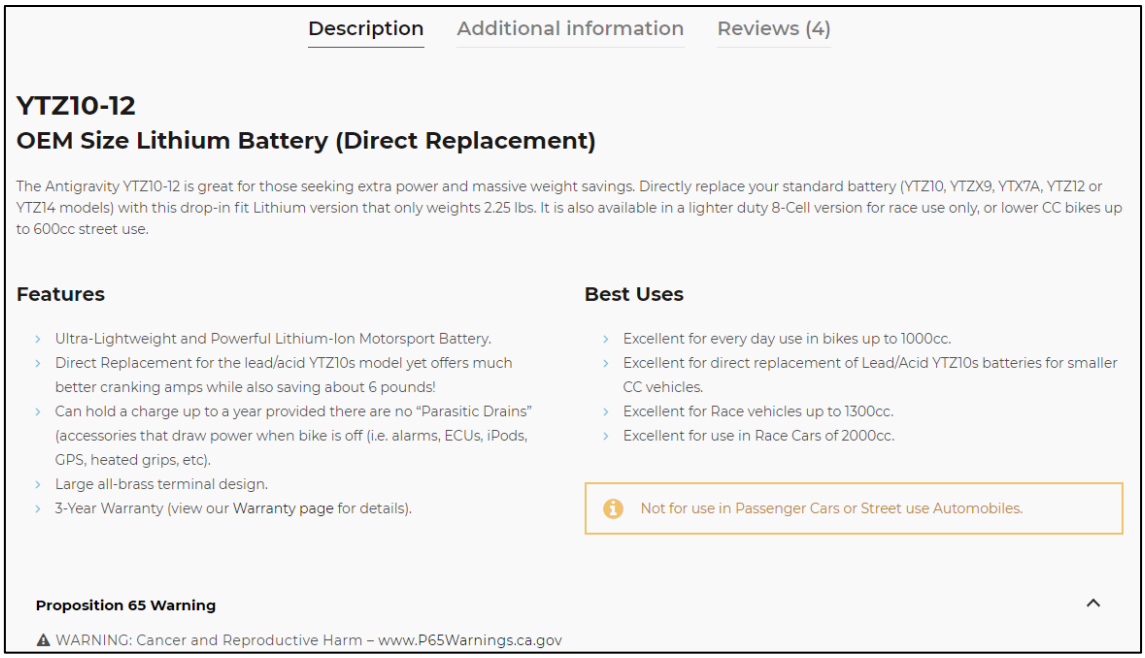

バイクおよび自動車用の鉛酸バッテリーのオンラインショップにて、商品説明の下部にプロポジション 65 の警告についての内容を確認した。

場所：オンラインショップでの表示（SUREFIRE）

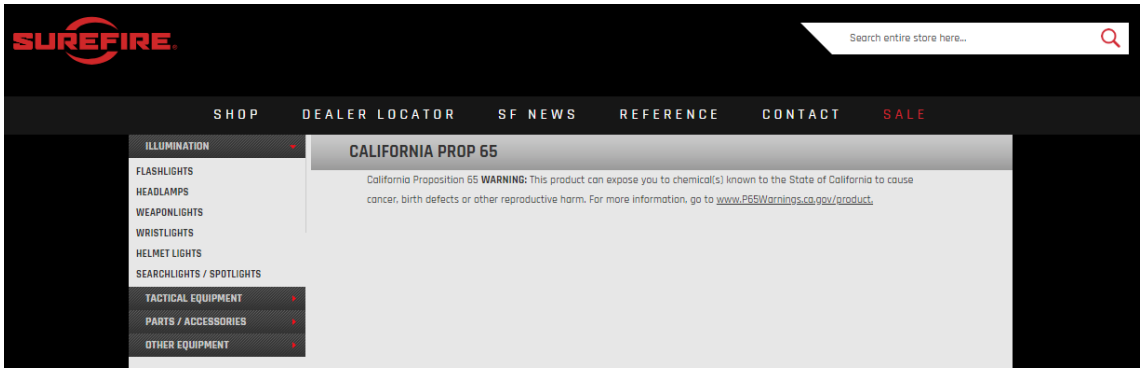

また、警察や軍が使用するフラッシュライトを製造・販売する会社のウェブサイトにおいても警告表示に関する記載を確認した。

警告表示の実態に関する現地調査の所感

上述の報告に見るように、屋内駐車場、飲食店、オフィスビル、スーパーマーケット内アルコール飲料陳列棚、衣料品、空港内お土産マグネット製品など、非常に広範な分野、場所、対象について警告表示が実際に表示されていることを確認できた。

スーパーマーケットは大手小売チェーンの大型店舗にて、食品、玩具、食器など様々な製品について表示の有無を確認したが、確認できたのはアルコール飲料の陳列棚のみであった。そのスーパーマーケットは英語に加えてポルトガル語の表示も設け、製品のラベルなどに使われている言語での警告表示も併せて求めるアルコール飲料に関するセーフハーバー条項の規定（§25607.3(b)）にも従うという、消費者目線に立つ丁寧な対応を講じている印象を受けたため、その他の製品については、すでにリスト化された物質を使用しない製品を陳列するなどの対応を講じているのかもしれない。

今後の予定

カリフォルニア環境保護局（CalEPA）は、プロポジション 65 の成果として以下の点を挙げている[411]。

[411] CalEPA(2020 年 2 月 18 日アクセス)"CalEPA's History of Environmental Excellence" https://calepa.ca.gov/about/history01/excellence/

- 玩具、キャンディー、ビタミン剤、コンピューターのコンポーネント、化粧品、アクセサリー、皿、および衣服からの鉛の除去
- 特定の医薬品からの水銀の除去
- 塗料や被覆材からのトルエンの除去
- 食品中のアクリルアミドの低減

本調査でインタビューを行ったピルズベリー法律事務所も、プロポジション 65 は消費者に化学品の危険性を周知するという点で機能していることは評価している[412]。

いっぽうで、金銭目当ての市民訴訟の横行や事業者への影響の大きさなどから、産業界からはこの法律の改正や廃止を求める声も上がっている。しかし、プロポジション 65 の改正や廃止は容易ではない。OEHHA とのインタビューでも、「同法は廃止できない」との発言があった[413]。

これはまず、同法のように住民投票制度で制定された法律の改正や廃止は、州憲法で次のように定められていることによる。

“The Legislature may amend or repeal a referendum statute. The Legislature may amend or repeal an initiative statute by another statute that becomes effective only when approved by the electors unless the initiative statute permits amendment or repeal without the electors’ approval.”
（（前略）議会は、イニシアチブ法が選挙人の承認なしでの修正または廃止を許可する場合を除き、選挙人によって承認された場合にのみ有効になる別の法によって、イニシアチブ法を修正または廃止することができる。）
出典：California Constitution, Article II, Section 10 (c)[414]

プロポジション 65 の場合、提議文書に盛り込まれている法律案（当時）Section 7.で次のように規定されている。

“To further its purposes this initiative may be amended by statute, passed in each house by a twothirds vote.”
（その目的をさらに進展させるために、3 分の 2 の賛成票により（州議会の）各院を通過し

412 ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。
413 OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。
414 California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)” CALIFORNIA CONSTITUTION – CONS, ARTICLE II VOTING, INITIATIVE AND REFERENDUM, AND RECALL” http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=II

た法律により、このイニシアチブは改正することができる。）

すなわち、同法は、選挙人による承認なしでの改正については認めているものの、州議会の上院と下院を 3 分の 2 の賛成で可決された法律で、プロポジション 65 の目的をさらに進展させるためにしか、同法を改正することはできないわけである。また、廃止についてはこの規定で触れていないため、州憲法の規定にのっとると考えると、この法律を支持した有権者が承認する別の法律でプロポジション 65 を廃止することは、事実上不可能だと思われる。

このため、この法律の問題点に対しては、従来どおり、当局である OEHHA と州司法局長室による規則の改正で対処していくことになると思われる。実際、OEHHA は特定の暴露に関する規則を増やしていく考えを示しており[415]、「妥当で明確」とみなされる警告のガイダンスを充実させることで、警告に対する市民訴訟のリスク低減に取り組む方針のようである。

規則の改正でもう一点注意が必要なのが、OEHHA とのインタビューで明らかになった消費者向け製品に認められている short-form 警告の使用の制限の可能性である。使用する製品のサイズに関する制限がないため、現在多くの事業者が化学品名を明記する必要のないこの short-form 警告を利用している。しかし、本来小型の製品への使用を意図していた short-form 警告の過剰な使用を OEHHA は問題視しており、この警告を使用している事業者は今後の関連規定改正の動きに注意する必要がある。

[415] OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。

【グリーンケミストリー法およびより安全な消費者向け製品（SCP）規則】

制定の経緯

グリーンケミストリー（green chemistry）という概念は、1990 年代に化学工業分野の環境対策が、それまでの「工場などの施設から出る汚染物質を基準以下に抑える」というアプローチから、「物質の有害な性質自体を変えることで汚染物質の排出を防ぐ」というアプローチに方向転換されたときに生まれたものである。グリーンケミストリーの提唱者である Paul T. Anastas は、1998 年に出版された *Green Chemistry: Theory and Practice* という著書のなかで、この言葉を「環境に優しい化学合成」などと定義するとともに、その基本的な考え方を「グリーンケミストリー12 原則」としてまとめた。この考え方を消費者向け製品に含まれる有害な化学品に用いようと試みたのがカリフォルニア州で、現在、製品中の有害物質規制の脈略で「グリーンケミストリー」と言う場合、有害物質が使われた製品の処理処分を厳しく規制するのではなく、設計段階で、または製造プロセスから有害化学品を取り除き、最初からより安全な消費者向け製品をつくる、というアプローチを意味している。

2007 年 4 月、カリフォルニア州で環境保護局の有害物質規制部（DTSC）を先導役とする**グリーンケミストリー・イニシアチブ（GCI）**[416]がスタートした。グリーンケミストリー政策を実施するための政策オプションの策定を目的とするこのイニシアチブは、2008 年、その成果として以下の 6 つの政策勧告を行った。

勧告 1：汚染防止の拡大
勧告 2：グリーンケミストリーに係わる人材の教育・訓練プログラム、研究開発、および技術移転の発展
勧告 3：オンライン製品成分ネットワークの立ち上げ
勧告 4：化学品の毒性と有害性に関すオンライン有害物質クリアリングハウスの立ち上げ
勧告 5：より安全な製品の追求の加速
勧告 6：「揺りかごから揺りかごへ」と呼ばれる廃棄物を出さない循環型経済への移行

これらの勧告のうち、勧告 4 と勧告 5 を実現したものが、2008 年 9 月、当時のーノルド・シュワルツネッガー知事の署名により成立した**グリーンケミストリー法**である。

この法律は、以下の 2 件の法案を合体させるかたちでつくられた。

416 DTSC(2020 年 2 月 18 日アクセス)"California Green Chemistry Initiative Final Report" https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/04/DTSC-California-Green-Chemistry-Initiative-Final-Report-December-2008.pdf

- **上院法案 SB 509**[417]（2008 年 9 月 29 日成立）：勧告 4 を実現する法案。オンラインの有毒物質情報クリアリングハウス（TIC）の立ち上げを DTSC に求める法律の section 25256、TIC に含まれる有害特性、環境・毒性エンドポイントの特定を環境健康有害性評価室（OEHHA）に命じる section 25256.1 などを規定。
- **下院法案 AB 1879**[418]（同年 9 月 28 日成立）：勧告 5 を実現する法案。消費者向け製品をより安全にするために懸念化学品とその代替策を評価し特定する仕組みを確立する規則の採択を DTSC に命じる法律の section 25252、25252.5、25253 などを規定。

法律の制定後、これを実施するために必要な 2 本の規則が策定された。1 本は SB 509 が求める「TIC に収録される有害特性や環境・毒性エンドポイントの評価と特定」を行うための実施規則、すなわち GCI の勧告 4 を実施するための規則で、OEHHA が策定にあたった。もう 1 本は AB 1879 が定めた「消費者向け製品中の懸念化学品の特定から代替策分析、規制対応策にいたるまでの具体的なしくみをつくる実施規則」、すなわち GCI の勧告 5 を実施するための規則で、こちらは DTSC に策定が命じられた。この後者の DTSC の規則が、**より安全な消費者向け製品（SCP）規則**である。

これらの 2 本の規則は、グリーンケミストリー法の「物質や代替策の評価基準には、クリアリングハウスに含まれる有害特性などが含まれていなければならない」との要件にしたがい、「SCP 規則が定める評価プロセスにおいて、OEHHA の規則で特定された TIC 収録物質の危険有害特性やエンドポイントに関するデータが、評価基準の一部として用いられる」という関係にある。SCP 規則は 2013 年 10 月 1 日に、OEHHA の規則は 2012 年 1 月 19 日に、それぞれ発効した。

DTSC はインタビューのなかで、GCI が 2007 年に策定された当時の背景要因として、製品に含まれる有害物質の禁止後、同じくらい、あるいはそれ以上に有害な代替物質が使われてしまったという、いわゆる「残念な代替（regrettable substitutes）」を挙げている[419]。こうした複雑な有害物質規制状況に対し、より安全な代替策を特定して体系的な取組を行う必要性が、GCI を経て、最終的にはグリーンケミストリー法につながった、と DTSC は述べている。

---

417 California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)" Senate Bill No. 509"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=200720080SB509

418 California Legislative Information(2020 年 2 月 18 日アクセス)" Assembly Bill No. 1879"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=200720080AB1879

419 DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

現行の法令の内容

以下にグリーンケミストリー法の概要をまとめる。

法規名称	グリーンケミストリー法　Green Chemistry （HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 14）
原文URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=14.
所管官庁	環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）および環境健康有害性評価室（OEHHA）
目的	従来の物質ごと、製品ごとといった個別の規制ではなく、製品中の有害物質、より安全な代替策、必要な規制の特定を行うための包括的なしくみを策定し、製品の安全性の改善を促進する。
主な要件	• DTSC は、懸念化学品となりうる消費者向け製品中の化学品を特定し優先順位付けするプロセスを確立する規則を採択する。（§ 25252(a)）その際、DTSC は、有毒物質情報クリアリングハウス（後述）のデータに含まれる特性等を含む化学品とその代替策の評価基準を策定する。（§ 25252(b)(1)） • DTSC は、懸念化学品がもたらす暴露や有害性を低減する最善策を決定するために、製品中の懸念化学品とそれらの考えうる代替策の評価プロセスを確立する規則を採択する。（§ 25253(a)(1)） • 規則には DTSC が取ることができる規制対応策の範囲を明記する。（§ 25253(b)） • OEHHA は、有毒物質情報クリアリングハウス（TIC）を創設し、化学品の有害性特性等に関するデータ収集、維持、配信のためのウェブ･ベースでのシステムを提供する。（§ 25256）OEHHA は、クリアリングハウスに含まれる有害性特性、環境・毒性エンドポイント等のデータを評価し規定する。（§ 25256.1）
対象物質	優先製品に含まれる懸念化学品（COC）。詳細は後述の規則参照、

次に、この法律を実施する安全な消費者向け製品（SCP）規則の概要を示す。OEHHA の規則も併せて概説する。

法規名称	**より安全な消費者向け製品規則　Safer Consumer Products** （CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54～55）
原文URL	Chapter 54（OEHHA）： https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default) Chapter 55（DTSC）： https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
所管官庁	環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）および環境健康有害性評価室（OEHHA）
目的	法律参照
主な要件	**【OEHHA 規則】** • 毒性有害性特性――発癌性、発生毒性、および生殖毒性（Article 2） 発癌性、発生毒性、および生殖毒性の有害性特性の定義、エンドポイント、およびそのほかの関連データを規定している。 • そのほかの毒性有害性特性（Article 3） 心循環毒性（cardiovascular toxicity）、皮膚毒性（dermatotoxicity）、内分泌毒性（endocrine toxicity）など 16 の毒性有害性特性の定義、エンドポイント、そのほかの関連データを規定している。 • 環境有害性特性（Article 4） 富栄養化、廃棄物処理生物の機能障害（impairment of waste management organisms）、植物毒性（phytotoxicity）など、9 つの環境有害性特性の定義、エンドポイント等を規定している。 • 暴露可能性有害性特性（Article 5） 大気中オゾンの生成、生体蓄積性、環境残留性、地球温暖化係数など、8 つの暴露可能性有害性特性の定義とその証拠を規定している。 • 物理的有害性特性（Article 6） 燃焼促進性（combustion facilitation）、起爆性、および可燃性の定義とその証拠を規定している。 **【DTSC 規則】** • この規則は、一部の例外をのぞき、カリフォルニア州で製造・販売される、または流通するすべての消費者向け製品に適用される（§ 69501(b)(1)）。 • この規制の要件を満たす「責任主体（responsible entity）」は、製造者、

法規名称	より安全な消費者向け製品規則　Safer Consumer Products （CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54～55）
	輸入業者、組立業者、または小売業者である（§69501.1(a)(60)）。ただし、その主たる責任は製造者が負う。（§69501.2(a)(1)(A)） • 優先製品決定後、責任主体は自分たちの製品が優先製品である旨 DTSC に届出を行い（§69503.7）、そのうえで代替策分析（AA）を実施するか、必要な届出等を提出して AA の実施を回避するかを選定する。（§69505.2、§69505.3）。AA の回避策として提出する届出には以下のものがある。 ・ 化学品除去実施届出および化学品除去確認届出 ・ 製品除去実施届出および製品除去確認届出 ・ 製品－化学品置き換え実施届出および製品－化学品置き換え確認届出 ・ 代替策分析免除閾値届出 • 製品中の候補化学品（CC）に暴露する可能性があり、重大／広範な影響に寄与するかそうした影響を引き起こすかする暴露の可能性がある消費者向け製品と CC との組み合わせが「優先製品」と特定される（§69503.2(a)）。優先製品の特定は、主に CC による悪影響と CC への暴露、廃棄物と使用終了時の悪影響、利用できる情報、他の規制プログラム、より安全な代替策、の 5 つのファクターを検討して行われる（§69503.2(b)）。 • DTSC は「優先製品作業計画」を発表し、向こう 3 年間に優先製品リストに追加される製品を特定するために評価対象となる製品カテゴリーを特定する。（§69503.4(a)） • 優先製品の責任主体は、優先製品に関する AA を実施して、指定される時間枠内に暫定 AA 報告書と最終 AA 報告書を DTSC に提出なければならない（§69505.1(b)）。AA は 2 段階に分けて実施され、暫定 AA 報告書は第 1 段階が完了したあとで、最終 AA 報告書は第 2 段階が完了したあとで、それぞれ DTSC に提出される。（§69505.4） • DTSC は、公衆衛生と環境の保護に必要と判断する場合、優先製品または選ばれた代替製品を対象とする規制対応策を特定し、実施を求めることができる（§69506(a)）。特定された規制対応策には次のものがある。（§69506.3～69503.8） ・ 消費者への製品情報の提供 ・ 化学品および製品の使用制限 ・ 製品の販売禁止

法規名称	より安全な消費者向け製品規則　Safer Consumer Products （CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54～55）
	・　工学的および行政的抑制 ・　使用済み製品管理プログラム ・　グリーンケミストリーおよびグリーンエンジニアリングの推進 • 優先製品リスト（§69511～）
対象物質	優先製品に含まれる懸念化学品（COC）。優先製品がリストに収載されるまでは候補化学品（CC）と呼ばれ、それらは以下の条件を満たしている。（§69502.2(a)） • OEHHA の規則で特定された有害性特性や環境・毒性エンドポイントをひとつ以上示している。 • 規則で挙げられている権威団体により特定の有害性特性や環境・毒性エンドポイントを示す物質のリストか水質や大気などの汚染や暴露指標となっている物質のリスト、またはその両方に収載されている。リストは§69502.2(a)(1)および(2)に列挙されている。 候補化学品データベース： https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/

<u>運用状況</u>

■　規制の枠組み

最初に法規に定められた規制の枠組みを概説する。

- DTSC による候補化学品（CC）リストの作成
- DTSC による規制対象である優先製品（CC と製品との組み合わせ）の特定、および優先製品の責任主体による「自分たちの製品は優先製品である」という届出
- 責任主体が代替策分析（AA）を回避する場合はそのための届出、回避しない場合は 2 段階からなる AA の実施
- AA の結果を踏まえ、必要な場合は DTSC による規制対応策の特定と責任主体による規制対応策の実施

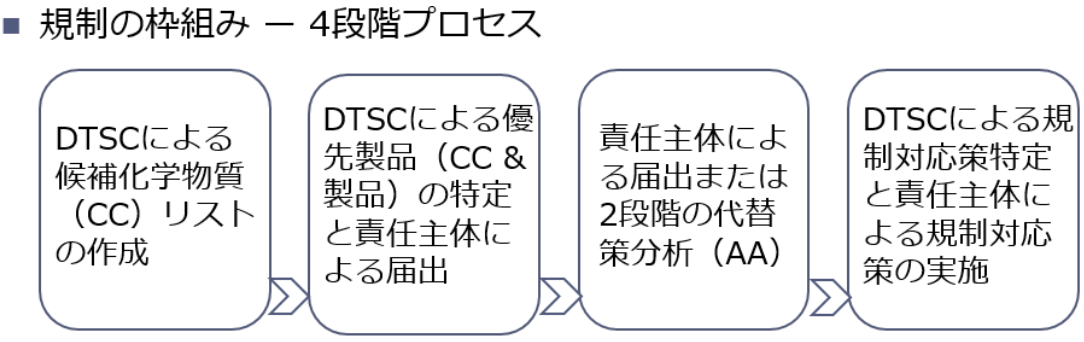

SCP 規則の規制の枠組み

対象となる「消費者向け製品（consumer product）」は、いかなる目的であれ、ある者（a person）に使用、購入、あるいは使用目的でのリースが行われる製品またはパーツである（グリーンケミストリー法§69501.1(a)(24)）。ただし、危険な処方薬・（医師の指導が必要な）装置、歯の修復材、医療装置、処方薬・装置、歯の修復材、医療装置の包装材、食品、および殺虫剤は「消費者向け製品」の定義から除外されている。

■ 責任主体

この規制の要件を満たす「責任主体（responsible entity）」は、優先製品の製造者、輸入業者、組立業者、および小売業者から成る、いわば「チーム」である。ただし、その責任の重さについては序列があり、主たる責任は製造者が負うことになっているが、製造者が責任を果たさなければ輸入業者に、輸入業者も責任を果たさない、あるいは輸入業者が存在しない場合は、組立業者または小売業者に責任を果たす義務が回ってくるようになっている（SCP 規則§69501.2(a)(1)）。

組立業者や小売業者を含めたチームで要件の遵守にあたるしくみは珍しいが、これは DTSC とのインタビュー[420]でも触れられているように、カリフォルニア州で流通している消費者向け製品の多くは州外や海外で製造されているという現状を踏まえて考案された。州外や海外の製造者が SCP 規則の責任主体となった場合、それらが SCP 規則を遵守しなかったとしても、これはあくまでも州の規則であるため、DTSC は規則の遵守を州外の者に強要することはできない。となると、州内の製造者にとって重大な不公平が生じることになる。そうした事態を避けるため、SCP 規則は「製造者」だけに要件の遵守義務を課さず、必ず州内に存在する小売業者などを含めた責任主体チームをつくり、そのいずれかの者が規則の要件を満たせばチームとして要件を遵守したとみなされる、というしくみを作り上

[420] DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

げた。

とはいうものの、主たる責任はあくまでも製造者にあり、代替策分析や規制対応策など、実際問題としてほかの責任主体では遵守できない要件がある。そうした要件を製造者が実施しなかった場合、最終的に遵守責任が回ってきた組立業者や小売業者が問題の製品の注文をやめ、その旨を DTSC に届け出れば、その責任を免れることができるようになっている（SCP 規則§69501.2(b)）。たとえ海外にいる製造者であっても、製造者がその要件を実施しなければ、結果的にその製品はカリフォルニア州で販売できなくなるわけである。

■ 候補化学品（CC）

候補化学品は、OEHHA の規則に挙げられた有害特性や環境または毒性エンドポイントをひとつ以上示しており、かつ以下のいずれかの条件を満たすものである。

- SCP 規則§69502.2(a)に挙げられた、すでにある特定の有害特性や環境・毒性エンドポイントを示す物質のリスト（2020 年 2 月現在 15 件）、もしくは水質や大気などの汚染や暴露指標となっている物質のリスト（2020 年 2 月現在 8 件）のどちらか、またはその両方に挙げられている物質。これらのリストには次のようなものがある。
  - プロポジション 65 の発癌性原因物質および生殖毒性原因物質リスト
  - EU の規則(EC) 1272/2008 の附属書 VI において、発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質のすべて、またはいずれかのカテゴリー1A および 1B として分類される化学品
  - EU の規則(EC) 1907/2006 の第 59 条に従って作成される高懸念物質候補リストに内分泌攪乱特性に関する第 57 条(f)を根拠に含まれる化学品
- SCP 規則§69502.2(b)に規定される基準を使って DTSC がリストに追加した物質。これらの基準には、その物質が人々の健康や環境にもたらす悪影響、潜在的暴露、利用できる関連情報の範囲と質などが含まれる。

CC に関する詳細な情報および最新の CC リストは、以下の URL で確認できる。
https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/#!

■ 優先製品作業計画

SCP 規則§69503.4 に規定される「優先製品作業計画（Priority Product Work Plan）」は、優先製品の候補を選ぶために DTSC が今後 3 年間に評価する製品カテゴリーを特定し、それらが選定された理由や根拠をまとめたもので、3 年ごとに発行される。現行の作業計画

「3 か年優先製品作業計画 2018－2020」[421]は 2018 年 5 月に発表されたもので、評価対象として以下の 7 つの製品カテゴリーを挙げている。

1) 美容・パーソナルケア・衛生製品
2) 洗浄製品
3) 家庭、学校、職場の家具・インテリア用品
4) 建物の建設・改修に使われる製品・材料
5) オフィス、学校、業務用の消耗サプライ用品
6) 食品パッケージ
7) 鉛蓄電池

この作業計画には、特定の化学品に評価の的を絞っていると誤解されないようにするため、各製品カテゴリーで検討される可能性がある化学品に関する情報は含まれていない。したがって、作業計画に挙げられた製品カテゴリーに含まれ得るすべての製品に関して、候補化学品データベースに収載されているすべての化学品が検討対象になり得ることになる。

DTSC は、作業計画は次の規制対象候補に関する「産業界や市場への政策優先事項に関するメッセージであり、強力な影響力がある」と述べている[422]。過去には、CC を使っていた製品のカテゴリーが作業計画の検討対象に挙げられた際、まだ規制されていないにもかかわらず、製造者が CC を使用していた製品をシフトした例があったといい、将来規制対象になる可能性がある企業に対し、今後の方針と対策を検討する機会と猶予を与えるものとなっているようである。

■ 優先製品の選定と優先製品候補

優先製品の特定は、規則にのっとり、主に CC による悪影響と CC への暴露、廃棄物と使用終了時の悪影響、利用できる情報、他の規制プログラム、より安全な代替策、の 5 つのファクターを検討して行われる。DTSC はまた、特定における基本的ファクターとして、以下の 2 点を挙げている。

- 製品に含まれる CC への潜在的暴露
- 重大または広範な悪影響を引き起こす潜在的暴露

ただし、優先製品として候補に挙げられた CC と製品の組み合わせが実際に優先製品と

421 DTSC(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Three Year Priority Product Work Plan 2018 – 2020" https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final_2018-2020_Priority_Product_Work_Plan.pdf
422 DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

なるには、その旨規定する規則が策定されなければならない。規則の策定プロセス[423]には意見公募期間なども含まれる。通常、行政機関は、規則策定の提案通知から 1 年以内に策定プロセスを完了させることになっている。

採択された優先製品のリスト追加規則は、SCP 規則§69511 から始まる「Article 11 Priority Product List」に加えられる。規則には製品と組み合わせられる CC が明記されるが、CC は優先製品リストに収載される時点で名称が代わり、**懸念化学品（COC）**となる。

2014 年 3 月、SCP 規則発効後、最初の優先製品候補として 3 つの製品と CC との組み合わせが公表された。それから 2020 年 2 月現在までに、以下のような CC と製品の組み合わせが優先製品候補として提案されている。

- ノニルフェノールエトキシレート（NPE）類を含む洗濯用洗剤
- N-メチルピロリドン（NMP）を含む塗料・ニス剥離剤および落書き除去剤
- トルエンを含むネイル製品
- 織物または革製品用の PFAS 類を含むケア製品（treatment）
- 1,4-ジオキサンを含むパーソナルケア・衛生製品および洗浄製品

最近では 2020 年 1 月 30 日、メタクリル酸メチル（MMA）を含むネイル製品が候補に提案された。DTSC とのインタビューによると[424]、現在全米が規制強化に取り組んでいる PFAS 類は、カーペット類だけでなく食品パッケージなどさまざまな製品に使われており、同部も注目しているという。DTSC はこれらの候補製品に関するワークショップやウェビナーを開催し、参加者に候補製品に関する情報を提供するとともに、参加者からも関連情報やデータ、意見などを得ている。

■ 優先製品の現状

2020 年 2 月現在、SCP 規則の優先製品リストに収載されているのは、SCP 規則発効後、最初の優先製品に提案された以下の 3 点である。

- リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）またはリン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）含むフォームパッドを使用した子ども用寝具マット類

[423] California Office of Administrative Law(2020 年 2 月 19 日アクセス)"About the Regular Rulemaking Process"
https://oal.ca.gov/rulemaking_participation/

[424] DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

- 未反応メチレンジフェニルジイソシアネート（MDI）を含むスプレーポリウレタンフォーム（SPF）システム
- 塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤

これらの優先製品の現状を以下にまとめる。

TDCPP または TCEP を含むフォームパッドを使用した子ども用寝具マット類

この製品は 2017 年 7 月 1 日、SCP 規則のもとで最初に優先製品リストに収載された。具体的には、子どもの昼寝用マット、ベビーベッド用のフォームパッド、プレイヤード（幼い子どもを寝かせたり遊ばせたりする大きな囲い）用フォーム、揺りかご用パッド、枕などで TDCPP または TCEP を含むポリウレタンフォームを使ったものが該当する。

この優先製品に関しては、優先製品に指定されたあと、自分たちの製品が優先製品であるという届出が 1 件も行われなかった。これは州内で販売されている該当製品は優先製品に該当しないことを意味するため、DTSC が 2018 年春に同州の市場に出回っている 21 個の該当製品を購入して試験したところ、TDCPP と TCEP のどちらか、または両方を意図的に追加したことを示唆するレベルで含む製品はひとつもないことが判明した。DTSC は 2019 年 1 月付で調査報告書[425]を発表し、「カリフォルニア州で販売されているこれらの製品の製造者は SCP 規則を遵守していると思われる」との所見にもとづき、「現時点ではこれ以上遵守活動を行う正当な理由はないと考える」と結論した。

未反応 MDI を含む SPF システム

家屋やビルの断熱やすき間を防ぐ密閉化などに使用されるこの製品は、2018 年 7 月 1 日に優先製品リストに追加された。この製品については、米国化学工業協会（ACC）が暴露の可能性などに疑問を呈し、規制対象指定の撤回を求めて異議を申し立てたため、規則の実施が一時棚上げされた。しかし、DTSC が 2019 年 2 月、この申し立てを承認しないとの最終決定を ACC に書簡で通知し、これをもって SCP 規則の実施が始まった。

未反応 MDI を含む SPF システムの責任主体およそ 15 社は、優先製品に関する届出を行ったあと、代替策分析（AA）に臨んだが、2019 年夏、各社は簡約版（Abridged）の代替策分析（AA）報告書を DTSC に提出した。簡約版 AA 報告書は、2 段階から成る AA の第一段階が終了した時点で、利用可能で機能的に受容可能であり、かつ技術的に実現可能な代替策を特定できなかった場合に提出できるものである。DTSC はこれらの簡約版 AA 報告書

[425] DTSC(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Testing Children's Foam-Padded Sleeping Products in California: A Summary of Findings"
https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2019/03/SCP-Nap-Mats-Sampling-Report.pdf

に対する意見公募を実施し、その間に特定された問題について情報を補うよう求める補遺要求通知を 12 月中旬に各社に発出した。補遺の提出期日は 2020 年 4 月 10 日である。

未反応 MDI を含む SPF システムの責任主体が行った届出や実施した AA などの情報は、DTSC のウェブサイトにある SCP 情報管理システム、CalSAFER の以下のページで閲覧できる。
https://calsafer.dtsc.ca.gov/cms/priorityproductdetail/?rid=1007

塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤

3 つ目の優先製品である塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤は、2019 年 1 月 1 日に優先製品リストに追加された。これを受け、責任主体となる 11 社が優先製品の届出を行い、うち 5 社がハロゲン化溶剤工業連盟（HSIA）のもとでコンソーシアムを組み、SCP 規則のもとで初となる AA に取り組んだ。5 社は 7 月に AA 第一段階終了時に提出する暫定 AA 報告書を DTSC に提出し、いったんは「欠陥通知」を発出されて複数の欠陥を指摘されたものの、改訂版報告書は 12 月に「適合通知」を受け、AA の第二段階に進むことができた。その結果作成される最終 AA 報告書の提出期日は 2020 年 12 月 2 日である。

この製品の責任主体は、AA にのぞんだ 5 社以外は優先製品をカリフォルニア州の市場から撤退させる道を選択した。AA を実施した 5 社のなかからも、その後、製品の販売と流通の中止を届け出た企業があった。

塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤の責任主体が行った届出や実施した AA などの情報は、CalSAFER の以下のページで閲覧できる。
https://calsafer.dtsc.ca.gov/cms/priorityproductdetail/?rid=1009

2019 年は SCP 規則のもと、2 つの優先製品について初めて AA が実施された。DTSC はそのウェブサイト（https://dtsc.ca.gov/scp/alternatives-analysis/）で、AA のためのガイドや AA の例のレビュー結果などを提供しているが、塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤に関する最初の暫定 AA 報告書は、当局である DTSC に欠陥が指摘される結果となった。DTSC は AA を困難にする要因として、多くの代替物質がある場合の評価の難しさや代替の際に考慮する要素の多さを挙げている。また、この優先製品の責任主体の多くが AA を実施せずに製品をカリフォルニア州の市場から撤退させる選択を行ったことについては、同部は経済的要素の影響が大きいのでは、との見方を示した[426]。

なお、DTSC は 2020 年 2 月 29 日までに、PFAS 類を含むカーペットおよびラグを 4 番

[426] DTSC とのヒアリング調査結果参照。

目の「優先製品」としてリストに収載するための規則案[427]を公表し、意見公募を開始した。意見の受付締切日は 2020 年 4 月 13 日で、同日には規則案に関する公聴会も開催される予定である。

■ SCP 規則の実施体制

DTSC とのインタビュー調査[428]によると、SCP プログラムに取り組んでいるのは DTSC の職員 41 名と多数の専門家である。また、このプログラムの予算は 650 万ドルだという。

今後の予定

グリーンケミストリー法と SCP 規則の今後について、まず注目されるは、2020 年は AA を実施している 2 つの優先製品、とりわけ受容可能で実現可能な代替策を特定できないと AA プロセスの半ばで結論した未反応 MDI を含む SPF システムについて、DTSC による規則対応策の検討の動きがみられる可能性がある、ということである。塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤についても、順調に進めば 2020 年末に最終 AA 報告書が提出されるため、DTSC は早々、その結果を踏まえた規制対応策の準備にとりかかる可能性がある。

また、2 月末には PFAS 類を含むカーペットとラグを 4 番目の優先製品とする規則案が提案されたが、これ以外にも、現在進められている複数の優先製品候補の評価がすすみ、さらに新たな優先製品が特定されるか否かも興味深い。

しかし、最大の関心のまとは、2019 年に州議会に上程されたグリーンケミストリー法改正法案（法案番号 SB 392）のゆくえである[429]。この法案は、グリーンケミストリー法が制定から 10 年の節目を迎えた 2018 年に NPO が作成した SCP プログラムのこれまでの成果と課題を評価する報告書の内容を反映している。NPO の報告書は、実施のペースが遅い、DTSC の情報収集権限が不明瞭、といったプログラムの重大な問題点を指摘するとともに、優先製品に関する DTSC のアクションを加速するための法律の改正など、このプログラムの有効性を高めるためのさまざまな勧告を行った。

SB 392 が提案している主な改正点を以下に示す。

---

427 DTSC(2020 年 2 月 19 日アクセス)
https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2020/02/PFAS-CR_Template-Proposed-Regulatory-Text.pdf
428 DTSC とのヒアリング調査結果参照。
429 California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)" SB-392"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB392

- AA を要求する代わりに代替策に関する既存の研究や評価を利用し、それらを根拠に規制対応策の段階に進むことを DTSC に認める。
- 製造者に製品や化学成分に関するデータや情報を要求する権限を DTSC に認める。要件に違反する者は 5 万ドル以下の民事罰を支払う。
- 優先製品作業計画に新たな情報（規制対象になる可能性がある化学品、製品の安全性評価に必要な追加の成分情報、規制プロセスのタイムラインなど）を含める。

SB 392 は 2019 年 5 月に上院を通過し、下院で審議されていたが、会期末に審議が棚上げとなった。しかし、DTSC からの情報によると、この法案は 2020 年の会期で審議が再開されるという[430]。2020 年のカリフォルニア州議会の会期は 8 月 31 日までで、それまでに法案が上院と下院の両方を通過し、州知事がそれに承認の署名をすれば、法案は法律として成立することになる。

グリーンケミストリー法が改正されれば、DTSC はそれを実施する SCP 規則を改正しなければならない。DTSC はインタビューのなかで、改正法案を気にかけており、なかでも優先製品作業計画に関する改正の提案は、この計画が持つメッセージを大きく変える内容であるため、特に懸念していると述べた。

2020 年 2 月 21 日には、グリーンケミストリー法のうち、SCP プログラムを定めるすべての条項を削除し、このプログラムを廃止する法案（AB 3354）[431] も下院に上程されている。ただし、3 月 4 日現在、この法案の審議は進展していない。

【その他の州独自の法律】

そのほかのカリフォルニア州独自の法律として、まず挙げることができるのが、一部で**「カリフォルニアの RoHS 法」**と呼ばれる同州の**電子廃棄物法**である。この法律は 2003 年 9 月に制定された、米国初の廃電子機器収集・リサイクル法で、EU の RoHS 指令というよりは WEEE 指令に相当する法律だが、そのなかに、RoHS 指令を参照するかたちで対象電子機器に含まれる重金属（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム）の含有を規制する条項が含まれている。

[430] DTSC とのヒアリング調査結果参照。
[431] California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)" AB-3354"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB3354

米国には連邦レベルで EU の WEEE 指令に相当する法律が存在しておらず、カリフォルニア州など 25 の州で制定されているのみである。そのうち RoHS 指令に言及する規定を持つ州は 8 州あるが、それらのほとんどは自社製品が RoHS 指令の要件を遵守しているかどうか、および欧州委員会からその要件の適用除外を承認されているかどうかを明らかにするよう製造者に求めるというもので、カリフォルニア州のような規制を敷いている州は、2019 年末現在、同州とニュージャージー州の 2 州しかない。

この法律は健康・安全法典（HSC）と公共資源法典（PRC）に分かれて組み込まれており、対象電子装置（対角線の長さが 4 インチを超えるスクリーンを含むビデオ･ディスプレイ装置）は、PRC（Division 30, Part 3, Chapter 8.5. “Electronic Waste Recycling”の§ 42463(e)）[432]のほうに定義されている。この法律を所管する DTSC のウェブサイトによると、この規定はカリフォルニア州で対象電子装置を販売する、または販売目的で提供するすべての者（製造者、流通者、卸売業者、および小売業者）に適用される。ただし、EU の RoHS 指令に従わない対象電子装置は、カリフォルニアの RoHS 法にも従うものではない。

カリフォルニアの RoHS 法と関連規則の概要は以下のとおりである。

法規名称	**2003 年の電子廃棄物リサイクル法 Electronic Waste Recycling Act of 2003** （HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3） **対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則** **Restrictions on the Use of Heavy Metals in Covered Electronic Devices** （CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.202）
原文 URL	法律： https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=10.3. 規則： https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)
所管官庁	カリフォルニア環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）
目的	• 対象機器の管理責任者に経済的救済を提供する • 州の消費者が対象機器を無料でリサイクルする機会を促進する • 対象機器の違法投棄を減らし、法規に準拠した管理と処分を増やす • 廃コンピューターモニターやテレビの備蓄をなくす

[432] California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)” PRC DIVISION 30., PART 3., CHAPTER 8.5. Electronic Waste Recycling”, ARTICLE 2. https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=PRC&division=30.&title=&part=3.&chapter=8.5.&article=2.

法規名称	**2003 年の電子廃棄物リサイクル法 Electronic Waste Recycling Act of 2003** （HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3） **対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則** **Restrictions on the Use of Heavy Metals in Covered Electronic Devices** （CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.202）
	• 対象機器に含まれる有害物質の量を減らす
主な要件	**【法律】** • ある電子装置が、その製造日以降、欧州連合域内で販売あるいは販売目的で提供されることを禁止される場合、EU の RoHS 指令が特定の重金属が存在していることを理由にその販売を禁止している限り、DTSC はその電子装置がこの州で販売あるいは販売目的で提供されることを禁じる規則を採択しなければならない。（法律 § 25214.10(b)） **【規則】** • 2007 年 1 月 1 日以降、ある電子装置が、そこに含まれるひとつ以上の重金属が EU の RoHS 指令が規定する最大許容濃度を超えていることを理由に、その製造日以降、欧州連合域内で販売あるいは販売目的で提供されることを禁止される場合、いかなる者も、その電子装置を州内で販売したり販売目的で提供したりしてはならない。（規則§ 66260.202(a)）
対象物質	EU の RoHS 指令で規制されている重金属（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム）。具体的な対象電子装置（ビデオディスプレイ装置）は規則（CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.201）に明記されている。

もうひとつが 2017 年 10 月に成立した、州内で販売される幅広い洗浄製品の成分開示を製造者に求める **2017 年洗浄製品知る権利法**（法案番号：SB 258）である。家庭用や業務用のさまざまな洗浄製品に意図的に加えられた成分や特定香料成分、香料アレルゲンなどを、製品ラベルと自社のウェブサイトを使って開示することを製造者に求めるもので、法律は 2018 年 1 月 1 日に発効した。この法律を起草した議員は、「この法案は、他の連邦や州の法律または規制の枠組みでは提供されない、消費者の知識と安全における重要な失われたひとつのピース（片）、すなわち情報の完全開示を提供する」と主張している[433]。

2020 年 2 月現在、米国ではカリフォルニア州とニューヨーク州が洗浄製品の成分開示に乗り出しているが、法律として定めているのはカリフォルニア州のみである。

[433] California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Senate Floor Analysis-SB 258(2017 年 9 月 13 日付け))
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=201720180SB258

この法律は現在、所管省庁が存在していないとのことで、運用状況は定かではない[434]。しかし、製造者によるウェブサイトでの成分情報公表要件は 2020 年 1 月 1 日に発効することから、2019 年の年末には、米国の環境法規に関するオンラインの情報ソースで、洗浄剤の製造者に注意を呼び掛ける記事が複数確認された。

この法律の概要は以下のとおりである。

法規名称	**2017 年の洗浄製品知る権利法** **Cleaning Product Right to Know Act of 2017** （HSC Division 104, Part 3, Chapter 13）
原文 URL	https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=13.&article=
所管官庁	なし
目的	洗浄製品の特定の化学成分を製品ラベルおよび製造者のウェブサイトで公表させ、消費者や労働者が購入を決める際の参考にできるようにするとともに、製品中の潜在的に有害な化学物質への暴露による健康影響を低減できるようにする。
主な要件	• 規定される適用免除製品を除き、主として清掃業務、家庭、または業務における洗浄目的で使用されるエアケア製品、自動車製品、一般洗剤、研磨または床メンテナンス製品を対象（指定製品）とする。（§ 108952(f) 参照） • 州内で対象製品を販売する製造者は、原則、以下の情報を製品ラベルで公表する。（§ 108954） ・ 後述の対象物質 ・ 製造者のフリーダイヤルとウェブサイトの URL • 州内で対象製品を販売する製造者は原則、指定製品に関する以下の情報をウェブサイトで公表する。（§ 108954.5） ・ 後述の対象物質およびそれぞれの CAS 番号（意図的に加えられた成分は重量による降順で記載） ・ 各成分の機能的目的 ・ 指定リストの電子リンク ・ 指定製品の危険有害性周知安全データシート（SDS）へのリンク • ウェブサイトでの成分情報公表要件は 2020 年 1 月 1 日以降に、製品ラベルでの成分情報公表要件は 2021 年 1 月 1 日以降に州内で販売される

[434] DTSC とのヒアリング調査結果参照。

法規名称	**2017 年の洗浄製品知る権利法** **Cleaning Product Right to Know Act of 2017** （HSC Division 104, Part 3, Chapter 13）
	指定製品に適用される。（§ 108956）
対象物質	**【ラベル表示対象物質】** • オプション(1) ・ プロポジション 65 の対象物質リストなど、22 の指定リスト（§ 108952(g)参照）に収載されている成分で意図的に加えられたもの（§ 108954(a)(1)(A)） ・ EU 化粧品規則（No. 1223/2009）附属書 III に収載されている香料アレルゲン（100ppm 以上含まれている場合）（同(1)(B)） • オプション(2) ・ 製品に含まれる意図的に加えられた成分で機密ビジネス情報（CBI）以外のもの（同(2)(A)） ・ 香料アレルゲンおよび香料成分と着色料の含有についてもその旨記載する（同(2)(B)） **【ウェブサイト公表対象物質】** • 製品に含まれる意図的に加えられた成分（CBI 等除く）（§ 108954.5(a)(1)(A)） • 100ppm 以上含まれる 34 の非機能成分（§ 108952(m)参照）（同(2)(A)） • 1,4-ジオキサンは 10ppm（同(2)(C)） (注) プロポジション 65 対象物質リストに収載されている意図的に追加された成分は、2023 年 1 月 1 日まで、いずれの公表義務も免除される（同(a)(1)(C)など）

2.8 建築

連邦法

米国には日本の建築基準法に相当する全国統一的に適用される法令は整備されていない。連邦緊急事態管理庁（FEMA[435]）によると、米国における建物基準についての初動は1800年代後半とされている。都市部の人口密集地で大規模な火災がいくつも起きたことへの反応として、各主要都市がビルディング・コード（Building Code）を採用し、執行し始めた。したがって、初期のビルディング・コードの主要内容は、火災リスクの低減に置かれている。今日のビルディング・コードは、建物の構造的統一性、耐火性能、安全な非常口、照明、換気、建材についてなどその内容は多岐に渡っている。但し、それでも建物の使用者の健康、安全を守るための最低限の要件を定めるものとなっている。

ビルディング・コードは国際基準評議会（ICC[436]）が建築のあらゆる面についての一連のコードを策定しており、FEMAでもそれらのコードを紹介している。

① 国際建築基準（International Building Code, IBC）
IRC対象の居住用建物を除いて、新規建物ならびに既存建物に適用。

② 国際住居基準（International Residential Code, IRC）
1～2 世帯用の新規ならびに既存の居住用建物およびマンションに適用。

③ 国際不動産管理基準（International Property Maintenance Code, IPMC）
すべての既存建物に適用され、建物の継続的な安全使用のための管理内容を規定。

④ 国際既存建物基準（International Existing Building Code, IEBC）
既存の建物の改築、修繕、増築または変更に適用。

ICCは3年毎にコードを更新しており、IBCを例に挙げると、現行は2018年版IBCであり、次回更新版は2021年版となる。いずれも有料資料となっており、ICCウェブサイトより購入が可能である[437]。連邦政府の組織であるFEMAは、ICCの各種コード策定・更新の過程に密接に関わっており、過去30年以上にわたり、協力ならびに各種提案をおこなっている。

なおICCでは米国各州が採用しているコードを整理し、容易にアクセスできるページを設けている[438]。次ページ以降にカリフォルニア州の内容について報告する。

---

435 Federal Emergency Management Agency
436 International Code Council
437 ICC（2020年2月17日アクセス） https://www.iccsafe.org/
438 ICC（2020年2月17日アクセス）"Find Codes by State" https://codes.iccsafe.org/

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州では、カリフォルニア建築基準法[439]にて「カリフォルニア建築基準コード（California Building Standard Code）」を建物基準委員会（BSC）が策定・管理・更新し、同州の建物基準として適用することを定めている。また、同州は米国の州で初めて「グリーン建物基準コード（Green Building Standards Code）」を定めた州でもある。

制定の経緯

カリフォルニア建築基準コードについては、「(e)-2-1 制定の経緯」を参照のこと。曖昧さ回避のために述べておくと、規則集 CCR の Title 24 に位置づけられているものが「カリフォルニア建物基準コード」、そしてそのコードの Part 2 が「カリフォルニア建物コード（California Building Code）」となっている。カリフォルニア建築基準コードは建物コード以外にも消防コード、エネルギーコードなど様々な要素で構成されている。Part 11 には「グリーン建物基準コード」が位置づけられている。

グリーン建物基準コード（CAL Green とも呼ばれる）は、米国の州の中でカリフォルニア州が初めて導入した義務的なグリーン建物基準コードである。当初は自主的な基準であったが、2010 年に義務的な基準として位置づけられ、2011 年 1 月から発効している。本調査時点では、2019 年版の CAL Green が最新のものとなる。

現行の法令の内容

法規名称	**2019 年カリフォルニア建物基準コード** **2019 California Building Standard Code**（CCR Title 24）
原文 URL	https://www.dgs.ca.gov/BSC/Codes#@ViewBag.JumpTo
所管官庁	一般サービス部（DGS）建物基準委員会（BSC）
目的	**Part 2 建物コード** • 人々の健康や安全を守るための最低限の要件を、建物強度、安定性、充分な照明、換気、省エネルギーなどについて定めるとともに、火災や他のハザードから人命や財産を守ることが目的。 **Part 11 CAL Green** • 下記のカテゴリーにおいて環境へ建物が与える負の影響を低減する設計

[439] California Legislative Information(2020 年 2 月 17 日アクセス)"HSC PART 2.5 STATE BUILDING STANDARDS"
http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=

<table>
<tr><td>法規名称</td><td>2019 年カリフォルニア建物基準コード
2019 California Building Standard Code（CCR Title 24）</td></tr>
<tr><td></td><td>コンセプトを使用した建物の設計・建設を強化し、持続可能な建設を行うことで、人々の健康、安全および一般厚生を改善することが目的。
<table><tr><td>計画および設計</td><td>エネルギー効率</td><td>水使用効率および節約</td></tr><tr><td colspan="2">材料管理および資源効率性</td><td>環境品質</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>主な要件</td><td>Part 2 建物コード
• 揮発性有機化合物（VOC）の排出基準について、「仕上げ材汚染物質管理（1211.1）」にて、CAL Green Chapter 4、Division 4.5 の要件に従うよう規定されている。
Part 11 CAL Green
• 環境品質（Division 4.5）の section 4.504 では「汚染管理」と題する項目を設け、VOC を主な対象に規制要件を定めている。
➢ 接着剤、封止材およびコーキング材（4504.2.1）
➢ 塗料およびコーティング剤（4504.2.2）
➢ エアロゾル塗料およびコーティング剤（4504.2.3）
➢ カーペット（4504.3）
➢ 絨毯（4504.4）
➢ 複合木材製品（4504.5）</td></tr>
<tr><td>対象物質</td><td>• 接着剤、封止材、コーキング材、塗料およびコーティング剤、エアロゾル塗料およびコーティング剤、カーペット、カーペット・クッション、カーペット接着剤、絨毯、複合木材製品（1211.1）</td></tr>
</table>

<u>運用状況</u>

カリフォルニア州住居コミュニティ部（HSD）から、「2018 年法規レポート：カリフォルニアグリーン建物基準コード（CAL Green）ステータス」というレポートが公表されているが、2019 年版に向けた改正内容やその過程についての報告が主で運用状況の情報は確認されていない。なお法令遵守のためのチェックリスト等が公表されている[440]。

<u>今後の予定</u>

カリフォルニア建物基準コードは 3 年毎の更新のため次回は 2022 年版の公表となる。

[440] HSD(2020 年 2 月 17 日アクセス)" CALGreen Forms and Worksheets" https://www.hcd.ca.gov/building-standards/calgreen/cal-green-forms.shtml

2.9 食品衛生

連邦法

日本の食品衛生法に相当する米国の法令は、連邦食品・医薬品・化粧品法[441]（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act、FFDCA、FDCA、FD&C）となる。同法は、米国食品医薬品局（FDA[442]）に食品、医薬品ならびに化粧品を規制する権限を与えている。

FDCA では、「粗悪な」又は「虚偽表示されている」食品、医薬品、医療機器、タバコ製品、又は化粧品の州間取引ならびにそのための導入を同法第 III 節「禁止事項および罰則」で禁じている。その後に続く「食品」「医薬品および機器」「化粧品」の各節でそれぞれについて詳細を規定しており、実務的な規定は連邦規則にて個別に定めている。

例えば、連邦規則集 21 CFR[443] PART170「食品添加物」では、食品添加物のリストと安全な使用のためのそれぞれについての条件が規定されている。PART 172 は「食品への直接添加が認められている食品添加物」、PART 174 では「間接食品添加物（接着剤およびコーティング剤要素）」と続き、物質が列挙されており、それぞれについて条件が規定されている。食品接触材料（FCM）は「間接食品添加物」として各種要件が規定されている。同法において州の権限との関係に関する記述は、本調査において確認されていない。

食品衛生という観点からは、食品安全強化法[444]（Food Safety Modernization Act, FSMA）という法令も存在する。問題が起こってからの「事後対応」から、問題を防ぐための「予防管理」への転換を目的として導入されたとされるこの法律では、米国内で農産物や食品を生育、製造・加工・包装・保管する事業者が対象としており、これには輸入者も含まれる。本調査の主旨である化学物質管理という側面から迫ると、同法において着目すべき項目としては、「農産物安全基準」と「外国供給業者検証プログラム（FSVP 規則）」が挙げられる。特に FSVP 規則では、米国に輸入する食品の安全性等の検証を輸入者に義務付けており、輸入する食品の危害分析表の作成などの要件が課されている。こちらの法律でも特に州法との関係についての言及は確認されていない。

次ページ以降にカリフォルニア州における食品衛生分野の規制について報告する。

---

441 https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title21&edition=prelim（2020 年 2 月 16 日 Access）

442 Food and Drug Administration

443 https://gov.ecfr.io/cgi-bin/text-idx?SID=07d9a3a3e8cbc28de19d4613a78def94&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/Title21/21tab_02.tpl

444 https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/full-text-food-safety-modernization-act-fsma

カリフォルニア州の法規

同州では、連邦と同様に食品と医薬品、それに化粧品を規制する法令として、「シャーマン食品・医薬品・化粧品法」が知られている。卸売り食品や小売り食品については個別に「カリフォルニア卸売り食品コード」や「カリフォルニア小売り食品コード」が設けられている。

制定の経緯

同法の制定の経緯に関する情報は本調査では確認されていない。カリフォルニア州公衆衛生部（CDPH）の基本的な責任の範囲は、感染症の制御と予防、食品の安全性、環境衛生、検査サービス、患者の安全、緊急時への備え、慢性疾患の予防と健康増進、家族の健康、健康の平等、重要な記録と統計など多岐に渡る。

CDPH の主要な活動とサービスには、ジカウイルス、HIV/AIDS、結核、ウイルス性肝炎などの予防可能な感染症の脅威からカリフォルニアの人々を保護し、信頼できる正確な公衆衛生研究所サービスと健康の脅威に関する情報を提供することも含まれる。

現行の法令の内容

法規名称	**シャーマン食品・医薬品・化粧品法** Sherman Food, Drug, and Cosmetic Law （Health and Safety Code Division 104, Part 5）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=5.&chapter=&article=
所管官庁	カリフォルニア州公衆衛生部（CDPH）食品・医薬品課（FDB）
目的	本法令には目的に該当する記述がない。 CDPH の「食品安全プログラム」の説明[445]には、同プログラムの目的は、食品の安全性を確保するために、農場の世界的リーダーであり信頼できる声になるよう努めることにあるとしている。 また、プログラムの使命として、食品が安全であることを保証することにより、消費者の健康を保護し、それを改善することや、科学的原則と特定の法的権限に基づいた健全な調査と執行を通じてこれを達成することを挙げている。
主な要件	• 連邦法の農薬規制およびその改正（110080）、食品添加物の規制およびその改正（110085）、着色添加剤の規制およびその改正（110090）、特定

[445] CDPH(2020 年 2 月 17 日アクセス)" Food Safety Program"
https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FDBPrograms/FoodSafetyProgram.aspx

法規名称	**シャーマン食品・医薬品・化粧品法** Sherman Food, Drug, and Cosmetic Law （Health and Safety Code Division 104, Part 5）
	健康補助食品（special dietary use）の規制およびその改正（110095）等は、同州でも適用されることを最初に明記している。 • CDPH から有効な登録を認められている者ではない限り、州内で加工食品の製造、包装または保管を行ってはならない。登録は一年間有効である。（110460） 加工食品の登録： https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/CertificatesandLicenses.aspx • 登録の申請または更新において求められる情報について、虚偽の陳述、説明、表示を行うことは違法である。（110462） • CDPH は、登録された加工食品施設を対象に年次検査を実施し、新規加工食品施設については、登録許可発行前に CDPH が検査することを義務づけている。（110466） • 登録申請および更新の際の料金は、施設の規模別に 110470 項で表の形で整理されている。（110470） • 登録要件は、指定の一時保管の場合や特定条件下の場合には適用されない。（110480） • 登録料に加え、州内で加工食品の製造、包装または保管を行うものは「食品安全料金」として 100 ドルの支払いが義務づけられている。（110485） • CDPH は、食品の特定、品質および容器内容物の定義や基準が連邦のそれにしたがっているかどうかに関わらず、規則にてそれらを定めることができる。（110505） • 食品添加物については、連邦法に従うとしながら、別途規則を定めることができるとされている。（110085）但し、2020 年 1 月 31 日版の規則において、その内容は確認されていない。（17 CCR Division 1、Chapter 5.、Subchapter 2.、Group 1.、Article 3.1. Food Additives Regulations）
対象物質	• 加工食品 「加工食品施設（Food processing facility）」とは、加工食品の製造、包装および保管を目的として操業される施設をいう。（109947）

【参考情報】

- カリフォルニア卸売り食品コード（HSC Division 104、Part 6）

http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=

- カリフォルニア小売り食品コード（HSC Division 104、Part 7）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=

運用状況

食品のリコールに関する評価・実施手続きならびに実際のリコール手続きに関する説明文書が CDPH から公表されている[446]。CDPH のプレスリリースや刊行物を確認したが食品安全、特に化学物質管理という観点から運用状況を確認できる資料は確認できなかった。

今後の予定

CDPH のプレスリリースや刊行物を確認したが、今後の規則策定などに関する情報は得られなかった。

[446] CDPH(2020 年 2 月 17 日アクセス)" Food Recalls: Essentials for Action"
https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/CDPH%20Document%20Library/FDB/FoodSafetyProgram/FoodSafetyTraining/fdbFRfolder.pdf

2.10 排出規制（大気、水質、土壌）

【大気】

連邦法

大気浄化法[447]（Clean Air Act, CAA）は、固定排出源および移動排出源からの大気汚染物質を規制する包括的な連邦法である。同法は EPA に国家大気環境基準（NAAQS）を設ける権限を付与し、公衆衛生及び公共の厚生を保護し、有害な大気汚染物質の排出を規制することを目的としている。Title I から VI まで、順に「大気汚染防止と規制（Title I または Subchapter I）」「移動発生源の排出基準（Title II）」「一般規定（Title III）」「酸性雨規制（Title IV）」「許可（Title V）」「成層圏オゾン保護（Title VI）」の項目で構成されている。

CAA の規制プログラムは大きく 3 つのカテゴリーに分けられる[448]。

① 州実施計画（SIPs）に含まれる排出源特定（source-specific）排出制限を通じて実施される新規排出源および既存排出源の環境大気質基準遵守の取り組み。

② 大気質基準の達成のための建設前レビュー（preconstruction review）の対象となっている新規排出源への取り組みおよび最新の汚染管理技術の適用。

③ 個別の大気汚染問題への対応（酸性雨、有害大気汚染物質（HAPs）、温室効果ガス（GHG）など）

①については、「基準汚染物質」と呼ばれる一般的な大気汚染物質（粒子状物質、地上オゾン、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、鉛）について、国家大気環境基準（NAAQS）を設け、1 次基準（人々の健康を保護することを目的とする基準）と 2 次基準（環境や建物への悪影響を防ぎ、それにより人々の快適な生活を保護することを目的とする基準）を規定している。州は、NAAQS を達成するための州実施計画（SIP）を策定する。SIP には、排出制限値や遵守スケジュールのほか、風下にあたる他州の大気環境に重大な影響を与える排出を禁じる規定を盛り込む形となっている。

②と関連した規定として、NAAQS を達成している地域（達成地域）で、対象物質の排出を増やすような新規施設の建設あるいは既存施設の拡張を行う場合、大気質を維持できるような対策を SIP に盛り込み、工事前に許可を取得していなければならない（顕著な大気質悪化の防止（PSD）プログラム）と規定されている。NAAQS を達成していない地域（未達成地域）、および達成、未達成と分類されない地域（国立公園など）にも同様の許可プロ

[447] U.S.C.(2020 年 2 月 18 日アクセス)"Title 42 CHAPTER 85—AIR POLLUTION PREVENTION AND CONTROL"
http://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter85&edition=prelim

[448] Thomas F.P. et al(2017)"Environmental Law Handbook 23rd Edition"

グラムがあり、これら 3 つは集合的に「新規発生源審査」（NSR）と呼ばれている。
③の個別の規定としては様々な内容が盛り込まれている。例えば、産業施設など、人々の健康や環境、建物に重大な悪影響を与え得るカテゴリーの固定発生源の新設または拡張に対し、新規発生源排出基準（NSPS）を設ける規定が挙げられる。NSPS は、基準汚染物質やその前駆物質以外の汚染物質（温室効果ガスを含む）にも適用可能なものである。

また、有害大気汚染物質（HAPs）に関する規定も別途定められている。CAA の § 112 は、人々の健康を損なう懸念がある有害大気汚染物質（Hazardous Air Pollutants, HAPs）に関する固定発生源からの国家排出基準（National Emission Standards, NES）を定める条項である。これらの排出基準は国家有害大気汚染物質排出基準（National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants, NESHAP）として広く知られている。§ 112(b) ではこの条項のもとで規制される 187 種（2020 年 2 月 17 日時点）HAPs がリストアップされており、ベンゼン、トルエン、キシレン、ジクロロメタンなどの物質が含まれている。
このほかにも酸性雨対策（二酸化硫黄と窒素酸化物対策）やオゾン層の保護に関する重要新規代替物質政策（SNAP）プログラム、地域的なヘイズ（煙霧）対策、温室効果ガス報告など様々な規定が設けられている。

規制プログラムとは別に CAA の Title V には「操業許可プログラム」についての規定がある。操業許可は基本的に、EPA の認可プログラムのもと、州や地方認可当局から発給されるものとなる。操業許可が必要なのは、主要発生源、ならびに酸性雨対策要件、NSR、NSPS、NESHAP、および CAA の Title I に定められた許可要件に従わなければならないそのほかの発生源とされている。

CAA の Title II には移動発生源を対象とする規定が設けられている。排ガス・燃料規制については、連邦政府が排出規制の対象とするカテゴリーのうち、自動車関連のものでエンジン、自動車または機器規制としては、大型トラックおよびバス、軽量車両及びトラック、ノンロード圧縮点火エンジン及び関連機器、ノンロード大型スパーク点火エンジン及び関連機器、ノンロード小型スパーク点火エンジン及び関連機器が対象となっている。他方、燃料硫黄プログラム規制として、ガソリン硫黄プログラム、ハイウェイディーゼル硫黄プログラムなどが設けられている。

排ガス・燃料規制については、カリフォルニア州の LEV と呼ばれる基準と整合的な内容となっており、本調査時点においては、CAA § 177 に基づき、各州は連邦の基準か、カリフォルニア州の基準のどちらを採用するか選ぶことができるとされている。GHG 排出規制と燃費規制として知られる CAFE 基準の規定もあり、本調査時点において、トランプ政権によって 2021 年以降の基準について見直しが検討されている最中である。

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州における大気汚染分野の規制内容は、健康・安全法典（HSC）の Division 26「大気資源」に整理されている。

Division 26「大気資源」構成

PART	Title
1	一般条項および定義
2	州大気資源委員会
3	大気汚染管理地区
4	非車両大気汚染管理
5	車両大気汚染管理
6	大気有害「ホットスポット」情報および評価
9	ハロゲン化冷媒

制定の経緯

カリフォルニア州の大気汚染規制は非常に多岐の法令にわたっている。したがって、個別の経緯ではなく、それらを所管するカリフォルニア大気資源委員会（CARB）の背景に触れる。1967 年 8 月 30 日に、同州の深刻な大気汚染に対処するために州全体の取り組みを統一するため様々なグループが集まった。当時のロナルド・レーガン知事は、州の大気汚染の深刻な問題に積極的に取り組むために、統一した州全体のアプローチに委ねる州大気資源委員会を設立するために、マルフォード・カレル大気資源法を承認することとなった。以降、カリフォルニア州は連邦政府の大気浄化法よりも先駆的な規制を次々と打ち出している。特に自動車分野における炭化水素（HC）と一酸化炭素（CO）（1966 年）、窒素酸化物（NOx）（1971 年）、およびディーゼル車からの粒子状物質（PM）（1982 年）に対する国内初のテールパイプ・エミッション排出基準の策定、ゼロエミッション車（ZEV）規制（1990 年）の整備、国内初の自動車の温室効果ガス排出基準（2002 年に議会により義務付けられ、2004 年に CARB により承認）などは世界でも先駆的な規制の取り組みとなった。

現行の法令の内容

法規名称	**大気資源** AIR RESOURCES（HSC Division 26）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtm

法規名称	**大気資源** AIR RESOURCES（HSC Division 26）
	l?tocCode=HSC&division=26.&title=&part=&chapter=&article=
所管官庁	環境保護局（EPA）カリフォルニア州大気資源委員会（CARB）
目的	• 州の環境大気質を守り、改善するための集約的且つ、州、地域、地方協力的な取り組みにより、公共の利益を守ることを目的とする。（39001）
主な要件	• 車両排出源を除く全ての排出源からの大気汚染の管理責任は、第一義的には地方（Local）と地域（Regional）の当局が有する。（39002） • 別途定める場合を除いて、地方および地域は州の基準よりも厳しい基準を定めることができる。（39002） • CARB は連邦 CAA の州実施計画（SIP）の責任主体に指定されている。（39602） • CARB は奇数年の 1 月 1 日までに、州および地方の大気質プログラムのステータス、大気質の状態と傾向についてウェブサイトに公開する。（39604） • CARB は少なくとも年に一度は、温室効果ガスの排出量、基準大気汚染物質ならびに有害大気汚染物質の排出量を、固定排出源は地方、副郡（subcounty）レベルで、移動排出源の場合は最低限、郡レベルで整理し、ウェブサイト上で公表しなければならない。（39607） • CARB は 2020 年 1 月 1 日以降、毎年、利用可能な最良の科学と情報に基づいて、天然ガスの製造、加工ならびに州へ輸入された天然ガスの移動の全てのプロセスに関連して、未燃焼天然ガスの損失または放出に由来する大気排出の温室効果ガスの排出量（一酸化炭素等量、メトリックトン）を定量化し、公表しなければならない。 • CARB は、州内で販売され、VOC の放出量が年間 250 トンを超える消費者製品または建築用コーティング剤については、手数料を課すことができる。（39613） 以上は CARB の権限や義務の一部である。詳細は法典を参照のこと。 **有毒大気汚染物質（Toxic Air Contaminants）規制** • CARB は、有毒大気汚染物質を対象に規制措置を講じなければならない。（39613） ※CAA の有害大気汚染物質（HAPs）との関係も詳細に規定されている。 • CARB は、有毒大気汚染物質の公衆への暴露を最小化するために、移動排出源からの排出および車両用燃料からの排出を規制する。（39658）

法規名称	大気資源 AIR RESOURCES（HSC Division 26）
	温室効果ガス排出削減 • CARB は、2030 年までに 2013 年比のメタン排出量 40%削減、ハイドロフルオロカーボン 40%削減、人工ブラックカーボン 50%削減という目標を達成するための短期気候汚染物質戦略を 2018 年 1 月 1 日までに策定し、実施と規定されていた。（39613） **非車両排出源汚染物質管理** • CARB は、各地区から提出される地区達成計画（40911）を検討し、州の大気環境基準を達成できるかどうかを評価、必要な措置を講じる。（41500） • いかなる者も公衆に傷害、損害、迷惑、または不快感を与える量の空気汚染物質またはその他の物質をいかなる発生源からも放出してはならない。また、企業や不動産に傷害や損害を生じる傾向にある大気汚染物質またはその他の物質もそのような量でいかなる発生源からも放出してはならない。（41700） • 個別には、ポータブル機器、非農業用燃焼、農業用燃焼、サンドブラスト、ガソリン蒸気規制、ガソリン貨物タンク、有毒廃棄物材料の焼却、屋内空気クリーニングデバイスなどが項目としてあげられている。 **車両排出源汚染物質管理**（43000-44299.91） • 新車・中古車に対する規制、小型車・大型車に対する規制、排ガス・燃費規制、温室効果ガス排出規制、燃料規制、ZEV・クリーン自動車規制などその規制内容は多岐にわたる。 **「ホットスポット」情報・評価規制**（44300-44394） • 局所的な大気汚染物質暴露についてのリスク周知のため、44321 で特定されている物質を 44322 で特定されている閾値以上、大気中へ放出する施設について、各施設の運営者は CARB が定める規則に従い、排出インベントリー計画を作成し、各地区へ提出するものとする。（44340） • 地区当局による計画の承認後 180 日以内に、運営者は計画を実施し、計画に従って地区に報告書を作成し提出するものとする。 **ハロゲン化冷媒規制**（44470 - 44474）

法規名称	大気資源 AIR RESOURCES（HSC Division 26）
	• モントリオール議定書の内容に沿って、クロロフルオロカーボン等のオゾン層破壊物質を規制する内容となっている。 いずれの内容も詳細は規則 17 CCR Division 3、Chapter 1. Air Resources Board や 13 CCR Division 3 等で規定されている。 規則では VOC 規制と関連して、Chapter 8.5 にスプレーや接着剤等の消費者向け製品に関する規制も設けられている[449]。 さらには、温室効果ガス排出に関連して、事業者に義務的な報告を義務付ける規則も存在する[450]。
対象物質	• 有毒大気汚染物質（Toxic Air Contaminants）（17 CCR 93000, 93001）など、そのほか多数。

運用状況

CARB が運用しているプログラムの一覧は下記 URL から確認できる。
https://ww3.arb.ca.gov/html/all.htm
また、CARB が発行している報告書の一覧は下記 URL から閲覧可能である。
https://ww2.arb.ca.gov/resources?f%5B0%5D=type%3A8#search_anchor
「年間取締り報告書 2018」[451]によると、2018 年に行った検査の数は、ディーゼル自動車に関するものが 1 万 8727 件、そのほか、船舶、貨物取扱機器、自動車、消費者製品、燃料および機器については 9584 件と報告されている。CARB が対処した不平・不満の申し立ての数は 1 万 1238 件であった。消費者製品については、CARB 職員が着目したものとして、調剤製品、複合木材製品、そして屋内空気洗浄デバイスの名前があげられている。

今後の予定

[449] CCR(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 17, Division 3., Chapter 1, Subchapter 8.5. Consumer Products"
https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I61E45550D60811DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
[450] CCR(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 17, Division 3., Chapter 1, Subchapter 10, Article 2., Subarticle 1."
https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I20840D802EBC11E194EACEFFB46E37D1&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
[451] CARB(2020 年 2 月 19 日アクセス)"2018 Annual Enforcement Report"
https://ww2.arb.ca.gov/sites/default/files/2019-06/2018_enf_annual_report.pdf

カリフォルニア州大気資源委員会（CARB）は 2019 年 11 月 7 日、消費者向け製品から排出される揮発性有機化合物（VOC）をいっそう削減するために考え得る消費者向け製品規則の改正について話し合う 2 回目の公開ワークショップを開催した。2016 年に策定された州戦略は、2023 年と 2031 年における消費者向け製品からの VOC 排出削減目標を達成するのに必要な対策を講じることを CARB に義務付けている。ワークショップでは、CARB のスタッフがこの目標を達成するための規則改正アプローチの草案を発表し、スプレー式芳香剤・消臭剤、ヘアスプレーなど、6 つの製品カテゴリーを対象とした新たな対策案を概説した。

CARB は、州内で依然として深刻な地上オゾンによる大気汚染対策の一環として、その前駆物質である VOC の規制に取り組んでいる。そのうちのひとつが消費者向け製品のような小規模汚染源の規制で、現在 100 を超える製品カテゴリーの消費者向け製品を対象とした VOC の含有制限を行っている。しかし、CARB によると、州の人口増加にともない、消費者向け製品からの VOC 排出量は今後も増加の一途をたどることが予想されているという。

- CARB は現在、「州実施計画に関する 2016 年の州戦略」のもと、以下の目標を達成するのに必要な対策を講じることを義務付けられている。
  * South Coast Air Basin と呼ばれる港湾地域における消費者向け製品からの VOC 排出量を、2023 年までに 1 日あたり 1～2 トン（tpd：tons per day）、2031 年までに 4～5（tpd）＊削減する（＊2031 年の目標値は 2023 年の分を含めた値で追加ではない）。
- 州全体における消費者向け製品からの VOC 排出量を 2031 年までに 8～10tpd 削減する。

CARB は、今回のワークショップに関する 10 月 17 日付けの告示のなかで、同委員会のスタッフが以下のような二つの規則改正アプローチによりこの目標を達成することを提案すると説明した。

- 2023 年の排出削減目標を達成するための戦略を特定し、2031 年に達成しなければならない排出削減の一部をこの時点で達成する。この戦略は 2020 年の 1 年をかけて策定し、同年末までに CARB の理事会（Board）によって検討されるようにする。
- 2031 年の排出削減目標の残りを州が達成するのに必要な追加の戦略を提案し、2021 年末までに理事会によって検討されるようにする。

今回のワークショップのプレゼンテーション資料では、「提案草案（draft proposal）」として、次の 6 つの製品カテゴリーを対象とした新たな対策案が概説されている。そこには、製品カテゴリーや製品定義の明確化、2023 年と 2027 年に達成する VOC 含有基準の設定、組成変更戦略の方向性などが含まれている。

- 手動スプレー芳香剤・消臭剤（manual aerosol air freshener）
- 仕上げ用ヘアスプレー（hair finishing spray）
- 水を使わないドライシャンプー（no rinse shampoo）
- パーソナル・フレグランス製品（フレグランス 20%以下）（personal fragrance products (≤ 20% fragrance)）
- アリやゴキブリなどの這う昆虫用殺虫剤（crawling bug insecticide）
- 炭の着火促進剤（charcoal lighter material）

また、今後、2031 年の排出削減目標を達成するのに必要な場合に規則策定の対象となり得る候補製品カテゴリーとしては、床ワックス剥離剤、油等の調理用スプレー、衣類用洗剤／液体織物柔軟剤、ドライタイプの抗菌手洗い洗剤（手の消毒剤）、日焼け止めスプレー、マウスウォッシュ／リンス、電動（automatic）芳香剤・消臭剤、制汗剤およびデオドラント、ガラスクリーナー（非スプレー・タイプ）などが挙げられている。

2019 年 11 月 7 日に開催されたワークショップのプレゼンテーション資料は、以下の URL で閲覧できる。
https://ww3.arb.ca.gov/consprod/regact/workshop_november2019.pdf

【水質】

連邦法

米国において水質汚濁を防止する基本的な法律としては、水質浄化法[452]（Clean Water Act, CWA）が挙げられる。米国における水質汚染規制の基本法であり、地表水の水質基準等の根拠法でもある。ただし、この法律には地下水汚染防止に直接かかわる条項はなく、地下水関連は安全飲料水法（SDWA）、資源保全回収法（RCRA）、およびスーパーファンド法（CERCLA）がカバーしている。CWA ではこの法律の規制がおよぶ範囲を「可航水域」としている。これは、CWA がもともと河川港湾法などの航路関係の法律を補完するものとして制定されたことに由来する。しかし、実際には CWA は航行可能な水域、すなわち可航水域ばかりでなく、上流河川、湖沼、湿地帯なども規制対象に含めるものとして運用されており、CWA の条文にもそれらへの言及がある。そこで、オバマ政権時代の 2015 年、CWA の規制対象となる水域を「合衆国の水域」として定義しなおす規則が制定された。

だが、この規則には、定義があいまいで結果的に CWA の規制対象範囲を不当にひろげるものだとの批判が制定当初からあり、トランプ政権に代わった直後の 2017 年 2 月、同政権は「合衆国の水域」定義規則を見直すことを求める大統領令を発した。そして、連邦環境保護庁（EPA）と陸軍工兵司令部は 2020 年 1 月 23 日、「合衆国の水域」を新たに定義する最終規則「可航水域保護規則：『合衆国の水域』の定義」を決定して公表した。この最終規則は官報掲載の 60 日後に発効する。

他方、飲料水の水質については安全飲料水法[453]（Safe Drinking Water Act, SDWA）が存在する。飲料水の水質を保証するための法律であり、この法律にもとづき、環境保護庁（EPA）が飲料水の水質基準を設定し、州、自治体、上水道事業者等を監督している。ただし、ボトル・ウォーターは連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）によって規制されている。

食品、医薬品、および化粧品の安全性を確保するための法律である FFDCA により、ボトル・ウォーターについて規制が設けられている。2015 年に成立したマイクロビーズ・フリー・ウォーター法により、FFDCA が定める製造・販売・流通禁止の対象に、「プラスチック・マイクロビーズが意図的に添加された」リンスオフ製品（短時間身体に付着したのち、水で洗い流されるパーソナル・ケア製品）が加えられた。

したがって、水質汚濁防止に関わる主な連邦政府組織は、環境保護庁（EPA）と食品医薬品局（FDA）となる。

---

[452] U.S.C.(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 33 CHAPTER 26—WATER POLLUTION PREVENTION AND CONTROL"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title33/chapter26&edition=prelim

[453] U.S.C.(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 42 CHAPTER 6A, SUBCHAPTER XII: SAFETY OF PUBLIC WATER SYSTEMS"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter6A/subchapter12&edition=prelim

州の役割と関連して注目すべきは国家汚染物質排出根絶制度（NPDES）許可プログラム[454]である。同プログラムは、ポイント排出源（特定可能な固定排出源、詳細は CWA 参照）から合衆国水域への汚染物質の放出について許可の取得を求める制度で、連邦 EPA か、各州の規制当局のいずれかが許可を発行する。州が許可を発行するためには、CWA が定める要件を満たす許可プログラムを EPA に提出し、承認を得なければならない。また、州のプログラムは最低限、連邦のプログラムと同程度には厳しい基準でなければならない。

カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州の水質汚濁防止に関する規定は、カリフォルニア水法典の Division 7「水質」での規定や、健康・安全法典の Division 104、Part 12 に位置付けられている「飲料水」の項目で主な規定が確認できる。

制定の経緯

水問題は 1800 年代半ばからカリフォルニア州では論争の的になっていた。20 世紀初頭、投票イニシアチブを通じて憲法改正が行われ、「最小の水資源投入で最大の使用便益を可能にし、水を不当に廃棄または使用しない」と宣言する内容が盛り込まれた[455]。

40 年以上前、水質と水の量についての意思決定を調整しない限り、農業用、都市用、産業用および環境用の充分な清浄な水を確保できなくなくことを議会は認識することとなった。このような背景のもと、水資源管理委員会が創設されることとなった。水資源管理委員会は、州の爆発的な人口増加と産業発展を背景とする水質問題の増加に対応して 1940 年代後半に設けられた水質管理委員会と、1849 年のゴールドラッシュ中に始まった水の利権問題の仲裁・解決を目的として 1900 年代初頭に設けられた水利権委員会の 2 つの委員会の機能を統合したものとなっている。

5 名の州水資源委員会は、水の権利を割り当て、水利権紛争を裁定し、州全体の水保護計画を策定し、また、水質基準を確立し、州の主要な流域にある 9 つの地域水質管理委員会を指導している。それぞれ 7 人のメンバーで構成される地域委員会は、州および連邦の水質

[454] EPA(2020 年 2 月 19 日アクセス)"National Pollutant Discharge Elimination System (NPDES)" https://www.epa.gov/npdes
[455] SWRCB(2020 年 2 月 20 日アクセス)" History of the Water Boards" https://www.waterboards.ca.gov/about_us/water_boards_structure/history.html

汚濁防止活動の最前線として機能している。

現行の法令の内容

法規名称	**カリフォルニア水法典－水質** California Water Code（WAT）Division 7. Water Quality （Porter-Cologne Water Quality Control Act）
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=WAT&division=7.&title=&part=&chapter=&article=
所管官庁	環境保護局（EPA）州水資源管理委員会（SWRCB）
目的	• 州の水質に影響を与える可能性のある活動と要因を規制し、合理的で最高の水質を達成する。（13000）
主な要件	• CWRCB は、水質管理政策を策定し（131400, 131401）、定期的に更新する。（13143） • 水質管理に関する州の方針は、次のすべてまたはいずれかで構成する。（13142） ➢ 地下水および地表水管理プログラム、リサイクル水の管理と使用を含む、長期的な資源計画のための水質の原則とガイドライン。 ➢ 水資源開発プロジェクトの計画と運営、および水質管理活動のための主要な場所での水質目標。 ➢ 水質管理のために州委員会が必須とみなしたその他の原則とガイドライン。 • CWRCB が定めるガイドラインに従って、各地域の委員会は、権限と義務を実行するための規則を採用する。 • 各地域の委員会は、水質管理計画に水質目標を設定し（13241）、そのプログラムには最低限以下のものを含む。 ➢ 目的を達成するために必要な行動の性質の説明。公的または私的組織による適切な行動の勧告を含む。 ➢ 実行されるアクションのタイムスケジュール。 ➢ 目的の順守を判断するために実施される調査・検査の説明。 • 以下に該当する者は、地域の委員会に該当する放出についての報告書を提出しなければならない。 ➢ 州の下水システム以外に、州の水質に影響を与える可能性のある地域内で、廃棄物を排出する、または廃棄物を排出することを提案する人。

法規名称	**カリフォルニア水法典－水質** California Water Code（WAT）Division 7. Water Quality （Porter-Cologne Water Quality Control Act）
	➢ 州の水質に影響を与える可能性のある方法で州の境界外に廃棄物を排出する、または廃棄物を排出することを提案する、この州の市民、定住地、政治機関または企業。 ➢ 注入井（injection well）を運用する人、または建設することを提案する人。 詳細は「排水要件プログラム」を確認のこと。 https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/waste_discharge_requirements/ • 報告書の提出および手数料の支払いを怠ったものは罰則の対象となる。（13261）
対象物質	• 「廃棄物（waste）」（13050） 廃棄物とは、生産、製造、または加工業務から放出される下水及びその他のあらゆる廃棄物質で、液体、固体、液体、放射性物質で、容器内の廃棄物も含まれる。

法規名称	**カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則** 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations
原文URL	https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
所管官庁	環境保護局（EPA）州水資源管理委員会（SWRCB）
目的	• 上述カリフォルニア水法典を参照。
主な要件	水質基準の一例： 具体的な水質基準は、州規則ならびに各地区が定める規制で定められている。州規則の一例を挙げると、22 CCR Division 4、Chapter 15 には下記の基準が確認できる。 • 最大汚染基準値（無機化学物質）（§64431-64432.8） 以下は公共水システム（Public water systems）が遵守しなければならない基準値として規定されている。 無機化学物質の最大汚染物質基準値（MCLs） **汚染物質** | **基準値**

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations

Chemical	Level, mg/L
Aluminum	1.
Antimony	0.006
Arsenic	0.010
Asbestos	7 MFL*
Barium	1.
Beryllium	0.004
Cadmium	0.005
Chromium	0.05
Cyanide	0.15
Fluoride	2.0
Mercury	0.002
Nickel	0.1
Nitrate (as nitrogen)	10.
Nitrate+Nitrite (sum as nitrogen)	10.
Nitrite (as nitrogen)	1.
Perchlorate	0.006
Selenium	0.05
Thallium	0.002

- モニタリングおよびコンプライアンス要件（無機化学物質）（§64432）
  - 硝酸塩および亜硝酸塩
  - アスベスト
  - 過塩素酸塩

- 最大汚染基準値（有機化学物質）（§64444-64445.2）

以下は、飲料水に対する一次基準として最大汚染物質基準値が定められている。

有機化学物質の最大汚染物質基準値（MCLs）

汚染物質	基準値
Chemical	Level, mg/L

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations	
	(a) 揮発性有機化合物（VOCs）	
	Benzene	0.001
	Carbon Tetrachloride	0.0005
	1,2-Dichlorobenzene	0.6
	1,4-Dichlorobenzene	0.005
	1,1-Dichloroethane	0.005
	1,2-Dichloroethane	0.0005
	1,1-Dichloroethylene	0.006
	cis-1,2-Dichloroethylene	0.006
	trans-1,2-Dichloroethylene	0.01
	Dichloromethane	0.005
	1,2-Dichloropropane	0.005
	1,3-Dichloropropene	0.0005
	Ethylbenzene	0.3
	Methyl-*tert*-butyl ether	0.013
	Monochlorobenzene	0.07
	Styrene	0.1
	1,1,2,2-Tetrachloroethane	0.001
	Tetrachloroethylene	0.005
	Toluene	0.15
	1,2,4-Trichlorobenzene	0.005
	1,1,1-Trichloroethane	0.200
	1,1,2-Trichloroethane	0.005
	Trichloroethylene	0.005
	Trichlorofluoromethane	0.15
	1,1,2-Trichloro-1,2,2-Trifluoroethane	1.2
	Vinyl Chloride	0.0005
	Xylenes	1.750*
	(b) 合成有機化合物（SOCs）	
	Alachlor	0.002
	Atrazine	0.001
	Bentazon	0.018

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations

Benzo(a)pyrene	0.0002
Carbofuran	0.018
Chlordane	0.0001
2,4-D	0.07
Dalapon	0.2
Dibromochloropropane	0.0002
Di(2-ethylhexyl)adipate	0.4
Di(2-ethylhexyl)phthalate	0.004
Dinoseb	0.007
Diquat	0.02
Endothall	0.1
Endrin	0.002
Ethylene Dibromide	0.00005
Glyphosate	0.7
Heptachlor	0.00001
Heptachlor Epoxide	0.00001
Hexachlorobenzene	0.001
Hexachlorocyclopentadiene	0.05
Lindane	0.0002
Methoxychlor	0.03
Molinate	0.02
Oxamyl	0.05
Pentachlorophenol	0.001
Picloram	0.5
Polychlorinated Biphenyls	0.0005
Simazine	0.004
Thiobencarb	0.07
Toxaphene	0.003
1,2,3-Trichloropropane	0.000005
2,3,7,8-TCDD (Dioxin)	$3x10^{-8}$
2,4,5-TP (Silvex)	0.05

法規名称	**カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則** 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations
	なお、飲料水については、二次基準も設けられており、地域（community）の水系で公衆に提供される水について基準値を定めている。（§64449）
対象物質	• 上記参照。

運用状況

「2019 年水質ステータス報告書[456]」が公表されており、例えば、地下水汚染のデータは次にように報告されている。次ページの図は指定された汚染物質が飲料水の基準を複数回超える濃度で検出された井戸の場所を示しており、マップ内の影付きの領域は、統計モデリングに基づいて、指定された汚染物質が飲料水基準を超えて一貫して検出されたエリアを表しているという。地下水汚染は自然堆積物からの溶出などの自然由来のものに加え、人間活動からの排出に由来する人工由来のものがある。全体の傾向としてはヒ素に関する汚染が目立ち、また、ロサンゼルス近郊では、過塩素酸塩の汚染が目立っている。

上記の情報公開は、水に対する人の権利法（Human Right to Water Law）で定める権利や、「地下水環境モニタリング・評価プログラム（GAMA Program）」に基づいて整備されたものである。GAMA Program は 2001 年地下水質モニタリング法により拡大されたプログラムとなる。

上述したものは地下水に対する CWRCB の取り組みの一つであるが、表層水、流域や湖、河口域に関する取り組みも多数存在している。詳細は下記の CWRCB プログラム一覧を参照のこと。
https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/

[456] SWRCB(2020 年 2 月 20 日アクセス)" 2019 Water Quality Status Report" https://gispublic.waterboards.ca.gov/portal/apps/MapJournal/index.html?appid=6cde29ac0afc4d55b0fdaaae6bfc1aa4

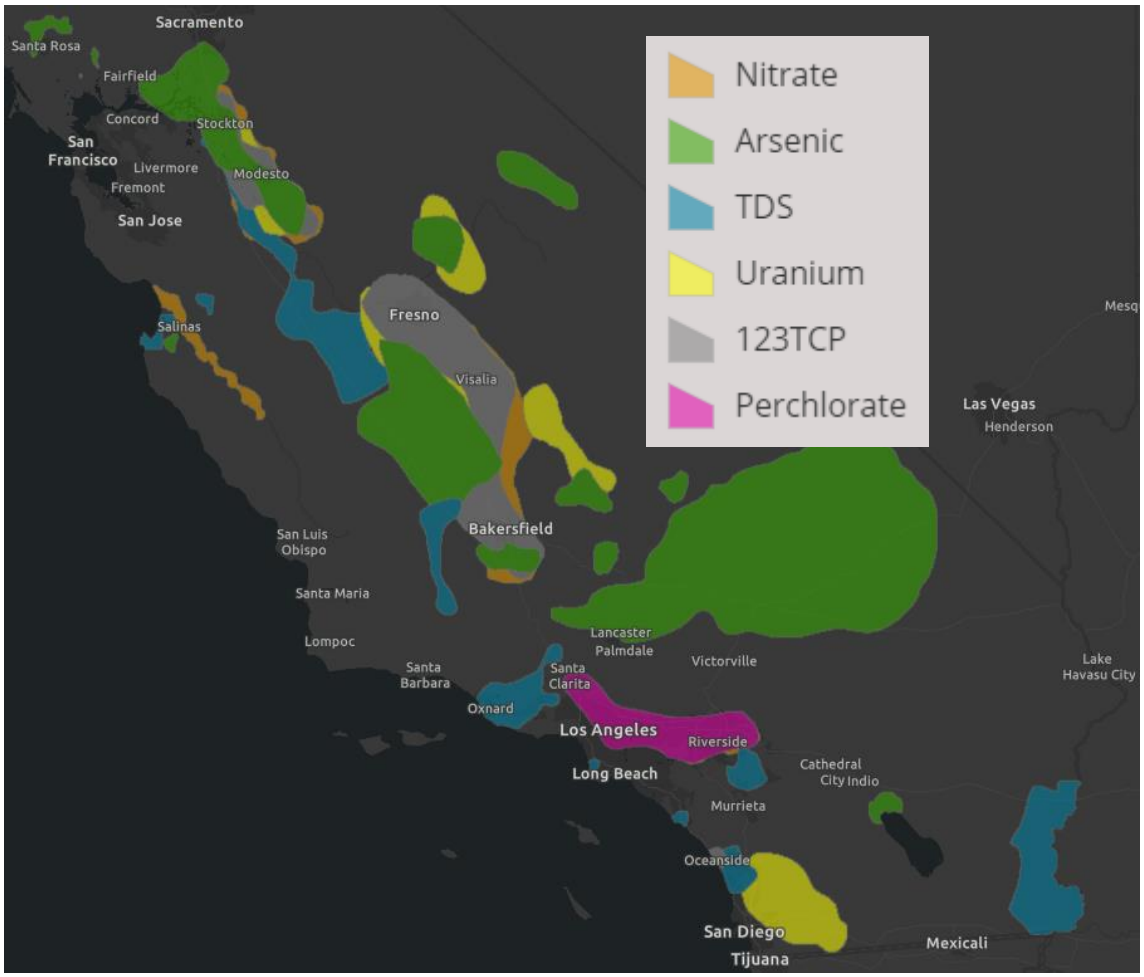

カリフォルニア州地下水汚染

また、2001 年から 2016 年までの同州における排水違反については一覧表で整理されている[457]。地域、施設名、組織名、違反の種類、簡単な説明などが合わせて整理されている。例として 2014 年に検出された製造（manufacturing）カテゴリーの違反についての説明書きを下記に引用する。

2014 年に検出された「製造」区分の違反に関する説明書き（Violation Description）

[457] California Open Data Portal(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Water Board Wastewater Violations, 2001-2016"
https://data.ca.gov/dataset/surface-water-water-quality-regulatory-information/resource/e397598d-6a92-4769-a135-76fa000cb5c7

違反 ID	違反内容に関する説明書き
995704	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is .014 pg/L and reported value was 2.7 pg/L at EFF-001.
985632	TCDD Equivalents Monthly Average limit is 0.00012 ulbs/day and reported value was 0.00797 ulbs/day at EFF-002.
988103	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 1.15 lb/day and reported value was 6.5 lb/day at EFF-002.
988116	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 130 ug/L and reported value was 730 ug/L at EFF-002.
985658	Cyanide, Total (as CN) Monthly Average (Mean) limit is 21 ug/L and reported value was 33.8 ug/L at EFF-001.
985566	Copper, Total Monthly Average limit is 3.3 ug/L and reported value was 12.9 ug/L at EFF-001.
994909	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 0.12 lb/day and reported value was 0.23 lb/day at EFF-002.
988105	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 50 mg/L and reported value was 70 mg/L at EFF-001.
985654	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 443 lb/day and reported value was 912 lb/day at EFF-002.
988113	Cadmium, Total Recoverable Monthly Average limit is 3 ug/L and reported value was 9.65 ug/L at EFF-001.
985651	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 51 ug/L and reported value was 59 ug/L at EFF-002.
985650	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 130 ug/L and reported value was 1385 ug/L at EFF-001.
985659	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 0.45 lb/day and reported value was 0.52 lb/day at EFF-002.
988106	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is 0.014 pg/L and reported value was 9.0 pg/L at EFF-002.
985672	Copper, Total Recoverable Monthly Average (Mean) limit is 14 ug/L and reported value was 25.5 ug/L at EFF-002.
985674	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 14 ug/L and reported value was 45.5 ug/L at EFF-001.
985653	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 50 mg/L and reported value was 103 mg/L at EFF-002.

985663	December 2014 SMR missing continuous pH and EC sampling results from effluent monitoring (10x).
989199	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 51 ug/L and reported value was 82.5 ug/L at EFF-001.
985635	Lead, Total Monthly Average limit is 0.56 ug/L and reported value was 3.5 ug/L at EFF-001.
994912	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 7.44 ug/L and reported value was 8.6 ug/L at EFF-001.
985553	Cyanide, Total (as CN) Monthly Average limit is 4 ug/L and reported value was 5.9 ug/L at EFF-001.
994997	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is 0.000181 ulbs/day and reported value was 0.000572 ulbs/day at EFF-001.

<u>今後の予定</u>

特定業種の事業許可を新たに取得したりすでに得ている事業許可を更新したりするには、全国汚染物質排出防止制度（NPDES）に登録して雨水排出許可を取得することが必要になった。これは、同州の「事業許可：雨水排出の法令遵守法」（SB-205）が 2019 年 10 月 1 日に成立したことによるもので、この州法は、市または郡への 2020 年 1 月 1 日以降の新規事業許可申請および事業許可更新申請に適用される。

NPDES への登録が必要となる業種：

SB-205 は、汚染物質を含む雨水の流出から水源を守るためのもので、以下の業種を対象としている。

- 一定規模以上の家畜飼育場
- 製造施設
- 石油･ガス採掘施設と鉱山施設
- 有害廃棄物の処理･貯蔵･処分施設
- 埋立処分場、農地還元サイト、および開放型埋立処分場
- リサイクル施設
- 蒸気タービン式発電施設
- 輸送施設
- 下水処理施設または廃水処理施設

産業界は賛否両論：

SB-205 については、多くの環境団体や自然保護団体が賛意を示しているが、産業界では賛否が分かれている。たとえば、カリフォルニア自動車解体業者協会、スクラップ･リサイクル産業協会、およびカリフォルニア金属工業連合は SB-205 に賛成しており、いっぽう、カリフォルニア建設･工業材料協会はこれに反対する姿勢をみせている。

なお、SB-205 のテキストは以下の URL で読むことができる。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200SB205

【土壌】

連邦法

日本の土壌汚染対策法に相当する米国の法令は「スーパーファンド法」の名で広く知られている「包括的環境対策補償責任法（CERCLA、Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act）[458]」である。1980 年に制定され、1986 年にスーパーファンド修正・再授権法（SARA）によって改定された CERCLA は、汚染サイトから環境へ放出された有害物質が何かを明らかにし、調査し、修復するための手順を規定している。「スーパーファンド」という名称は、EPA が有害物質の汚染サイトを浄化するために用いる「有害物質スーパーファンド」という基金の創設に由来している。

資金は、石油産業や化学産業、各種企業への課税により賄われているほか、一般歳入の一部からも拠出されている。同法に関連して、化学物質管理という観点から重要となる内容には、潜在的責任主体（PRPs）に関する以下の規定が挙げられる。PRPs とは同法で定められた責任を負うべき者であり、(1)該当する施設の所有者及び管理者、(2)有害物質を処分した当時の所有者及び管理者、(3)有害物質の発生者、(4)有害物質の輸送者とされている。

① 汚染の浄化や修復に対する費用負担
② 基準量以上の有害物質の報告
③「PRPs による対応が最優先(Enforcement First)」の原則に従った浄化作業

①の費用負担について、§9607 では 4 種類の費用あるいは損害を負担しなければならないと定めている。

1） 連邦政府または州政府等が除去措置または修復措置を実施すうるために支出した全費用(国家緊急時対応計画（NCP）に抵触しない費用に限る)
2） NCP に従ってその他の者が支出した必要な対策費
3） 天然資源に与えた損傷、破壊、損失に対する損害
4） 健康アセスメントあるいは健康への影響調査に要した費用。

[458] U.S.C.(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 42, CHAPTER 103, SUBCHAPTER I: HAZARDOUS SUBSTANCES RELEASES, LIABILITY, COMPENSATION"
https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter103/subchapter1&edition=prelim

②について、「有害物質」は§9601(14)で定義されており、40 CFR §302.4 で基準値とともにリスト化されている物質[459]や、CAA で指定する HAPs など多岐にわたっている。

③と関連して、連邦 EPA は情報へのアクセス、土地への立入り、検査･サンプルの採取ができるとされており、その権利に基づく要請に同意が得られなかった場合、大統領は要請を遵守するよう指示する命令を発することができる。遵守しないことに合理性が認められない場合、罰則が適用される。州政府も§9604(d)(1)に基づく協力協定を締結していれば、同様の権限が認められる。

カリフォルニア州の法規

スーパーファンド法のもと、土壌汚染浄化のための取り組みは各州でも関連規定が設けられている。カリフォルニア州において、資金面も含め、より具体的にそれらを定めている法令は「Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法」として知られている。

制定の経緯

法律そのものについての経緯の情報は確認できなかった。所管する DTSC の土壌汚染対応、有害廃棄物関連の取り組みの経緯について触れる。1972 年までは同州のどの機関も有害廃棄物の規制権限をゆうしていなかった。同年に有害廃棄物管理法が可決され、「有害廃棄物」が同州で定義されるとともに、当時の健康サービス部が有害廃棄物管理ユニットの創設を引き受けることとなった。1981 年にユニットは、有害物質管理部門となった。1984 年にカリフォルニア州のスーパーファンド法にあたる法令が整備され、廃棄物サイトの浄化に 1 億ドルの資金を調達することを手段とした。1991 年に保険サービス部から当該部門（(前) 有害廃棄物ユニット）が独立し、現在の有害物質管理部となっている。このように、DTSC の経歴は、土壌汚染・有害廃棄物分野との関わりが大きい。

[459] CFR(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Title 40, Chapter I, Subchapter J, §302.4" https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=e5d8244dde9fdb8f143edbc3ccc450e1&mc=true&node=se40.30.302_14&rgn=div8

現行の法令の内容

法規名称	**Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法** **（カリフォルニア・スーパーファンド）** Carpenter-Presley-Tanner Hazardous Substance Account Act HSC Division 20 Chapter 6.8 Hazardous Substance Account
原文 URL	http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.8.&article=
所管官庁	環境保護局（EPA）有害物質規制部（DTSC）
目的	目的は 25301 で言及されている。 • 公衆衛生または環境に脅威を与える流出物および危険廃棄物処分場を含め、有害物質の放出に対する対応権限を提供するプログラムを確立すること。 • 特定の状況下で、自己負担医療費、および有害物質の放出への暴露により生じた傷害に起因する賃金または事業収入の損失を補償すること。
主な要件	**サイトの特定（25356）** • DTSC は規則により有害物質放出サイトの選定基準を採択するものとし、選定基準には、公衆衛生、安全性、環境関連要因を考慮に入れるものとする。また、年に一度、対象となるサイトのリストを発行する。 **潜在的責任主体（PRPs）の定義（25323.5）** **PRPs 関連事項** • DTSC または地域の委員会は、対応措置の一部として運用および保守の要件を遵守することが求められる責任主体（responsible party）に関連する財務保障の実証と維持管理を要求しなければならない。責任主体は、活動の実施または維持管理の前にその財務保障を実証し、それを必要な期間中維持管理しなければならない。（25355.2） • DTSC は、特定のサイトの潜在的責任主体と協定を結び、承認された是正措置計画で求められている内容にしたがって、以下の内容を定めることができる。（25355.5） ➢ 放出の脅威を取り除くために当該主体が必要な措置を講じる内容の合意をする ➢ 放出の性質や量、範囲を決定し、そのサイトを充分に特徴づける ➢ 是正措置計画を策定する ➢ 必要な除去あるいは是正措置を完了する • 上記協定に当該主体が従わなかった場合は、法令非遵守の通知を書面にて通知する。（25355.5）

法規名称	**Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法** **（カリフォルニア・スーパーファンド）** Carpenter-Presley-Tanner Hazardous Substance Account Act HSC Division 20 Chapter 6.8 Hazardous Substance Account
	• 有害物質の放出または放出の脅迫により、公衆衛生または福祉または環境に対する差し迫ったまたは実質的な危険があると長官が判断した場合、以下の措置が可能。（25358.3） ➢ 必要な適切な除去措置または是正措置を講じるか、または支払いを行うよう責任者に命じることができる。 ➢ 必要な適切な除去措置または是正措置を講じるか、または支払いを行う、またはそのような契約をすることができる。
対象物質	• 有害物質（Hazardous substance）（25316） ➢ 合衆国法典 U.S.C. Title 33 §1321(b)(2)(A)で特定するもの ➢ 42 U.S.C.§9602 で特定する物質、化合物、混合物、溶剤 ➢ 42 U.S.C.§6921 で特定する特性を有する有害廃棄物 ➢ 33 U.S.C.§1317(a)で特定する有毒物質 ➢ 42 U.S.C.§7421 で特定する有害大気汚染物質 ➢ 15 U.S.C.§2606 に従って EPA 長官が措置を講じる緊急有害化学物質または混合物 ➢ 25117 または 25115 で定義される有害廃棄物および極めて有害な廃棄物

<u>運用状況</u>

OEHHA は有害物質に汚染され、不動産所有者や政府によって浄化活動が必要な Cleanup sites を公表している。基本的に当該分野の所管は DTSC だが、OEHHA のウェブサイトにおいても CalEnviroScreen 3.0 Cleanup Sites Map として公表されており、確認することができる。

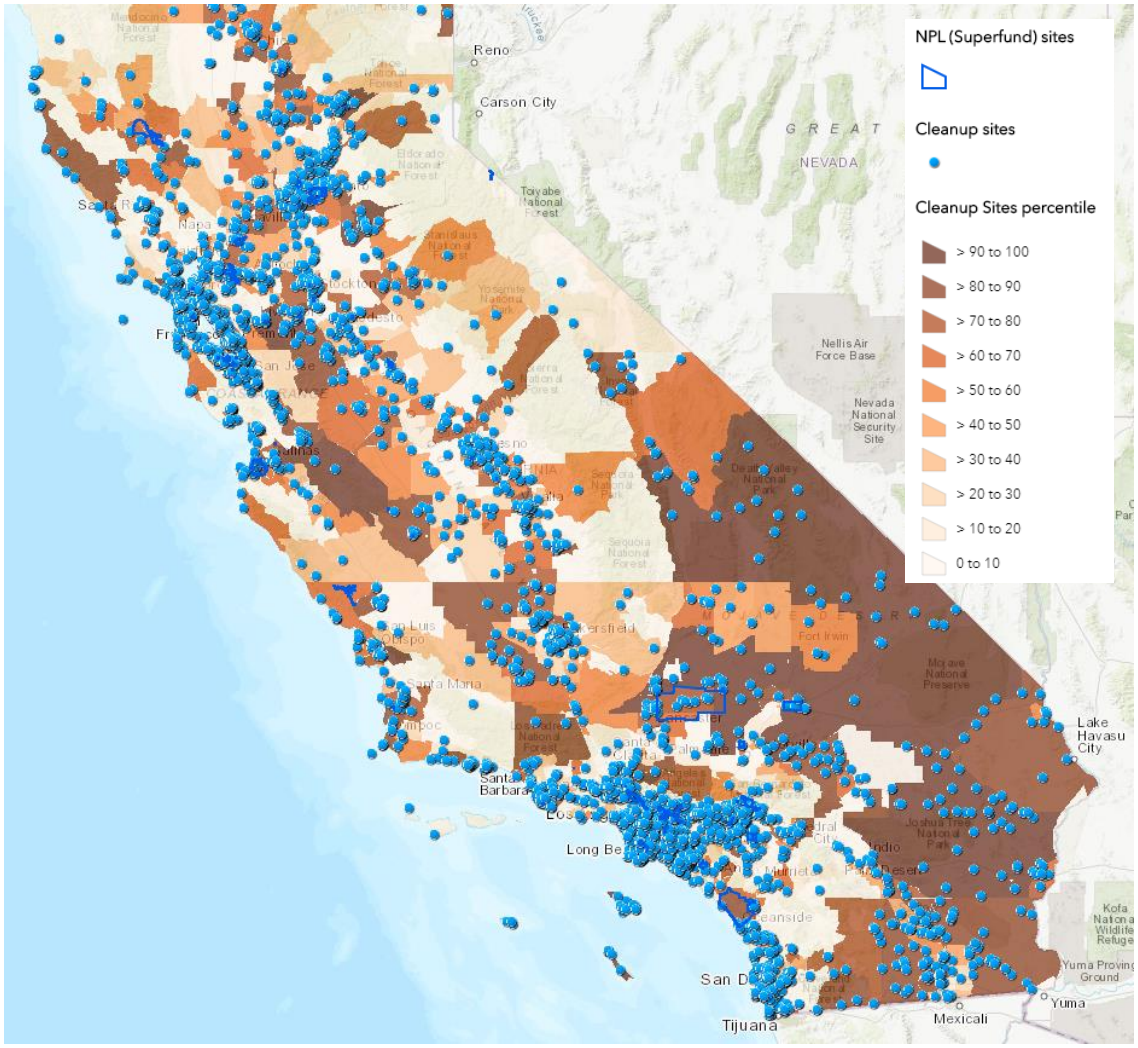

カリフォルニア州の浄化サイトマップ[460]

今後の予定

本調査において、同分野の DTSC の今後の予定に関する情報は確認されていない。

460 OEHHA(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Cleanup Sites"
https://oehha.ca.gov/calenviroscreen/indicator/cleanup-sites

参考資料

政府組織

- カリフォルニア環境保護局（CalEPA）
  https://calepa.ca.gov/
- カリフォルニア環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）：
  https://oehha.ca.gov/
  - プロポジション 65 関連サイト
    https://oehha.ca.gov/proposition-65
- カリフォルニア環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）
  https://dtsc.ca.gov/
  - より安全な消費者向け製品（SCP）関連サイト
    https://dtsc.ca.gov/scp/
- 州司法局長（AG：Attorney General）
  https://oag.ca.gov/
  - プロポジション 65 関連サイト
    https://oag.ca.gov/prop65
- カリフォルニア環境保護局（CalEPA）カリフォルニア大気資源委員会（CARB）
  https://ww2.arb.ca.gov/
- カリフォルニア環境保護局（CalEPA）州水資源管理委員会（SWRCB）
  https://www.waterboards.ca.gov/
- 州知事緊急サービス室（CalOES）
  https://www.caloes.ca.gov/
  - 有害材料関連サイト
    https://www.caloes.ca.gov/cal-oes-divisions/fire-rescue/hazardous-materials
- カリフォルニア労働・労働力開発局（California Labor and Workforce Developing Agency）
  https://www.labor.ca.gov/
- 労働・労働力開発局労使関係部（DIR）
  https://www.dir.ca.gov/
- 労働・労働力開発局労使関係部（DIR）労働安全衛生基準委員会（OSHSB）
  https://www.dir.ca.gov/oshsb/oshsb.html
- 労働・労働力開発局労使関係部（DIR）労働安全衛生部門（DOSH）
  https://www.dir.ca.gov/dosh/
- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS）

https://www.chhs.ca.gov/

- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS）公衆衛生部（CDPH）環境衛生センターの食品・医薬品・大麻安全部門（DFDCS）の食品・医薬品ブランチ（FDB）：
  https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FoodandDrugBranch.aspx
- カリフォルニア州議会
  http://leginfo.legislature.ca.gov/

法令等

- 合衆国憲法（American Center Japan）
  https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3330/#jplist
- カリフォルニア州法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/home.xhtml
- カリフォルニア州規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Index?transitionType=Default&contextData=%28sc.Default%29
- 有害材料放出対応計画およびインベントリー法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.95.&article=1&goUp=Y
- 有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
- カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP）プログラム詳細分析規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
- 1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=26.&title=&part=6.&chapter=1.&article=&goUp=Y
- 1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法実施規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
- カリフォルニア有害物質法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=4.&article=

- 有害物質情報・訓練法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=2.5.&article=
- 有害物質情報・訓練規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1
- 有害な物質および処理規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
- 危険有害性周知規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)
- 1976 年の職業発癌性物質規制法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=10.&chapter=&article=
- 規制される発癌性物質規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
- 2019 年カリフォルニア消防コード
  https://govt.westlaw.com/calregs/Index?bhcp=1&transitionType=Default&contextData=%28sc.Default%29
  https://codes.iccsafe.org/content/CAFC2019/cover
- 1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.6.&article=
- 1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)

- グリーンケミストリー法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=14.
- より安全な消費者向け製品規則
  - Chapter 54（OEHHA）
    https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
  - Chapter 55（DTSC）
    https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
- 2003 年の電子廃棄物リサイクル法
  https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=10.3.
- 対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)
- 2017 年の洗浄製品知る権利法
  https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=13.&article=
- カリフォルニア建築基準法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=
- 2019 年カリフォルニア建物基準コード
  https://www.dgs.ca.gov/BSC/Codes#@ViewBag.JumpTo
- シャーマン食品・医薬品・化粧品法
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=5.&chapter=&article=
- カリフォルニア卸売り食品コード（HSC Division 104、Part 6）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=
- カリフォルニア小売り食品コード（HSC Division 104、Part 7）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=

- 大気資源 AIR RESOURCES（HSC Division 26）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=26.&title=&part=&chapter=&article=
- カリフォルニア水法典－水質
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xht
- カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則
  https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)
- Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法（カリフォルニア・スーパーファンド）
  http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.8.&article=

資料

- JETRO(2018 年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」
  https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html
- 在サンフランシスコ日本国総領事館(2020 年 2 月 16 日アクセス)「日本とカリフォルニア州概観」
  https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m08_04.html
- American Center Japan (2020 年 2 月 16 日アクセス)「米国の統治の仕組み – 地方政府」
  https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3180/
  - 米国の統治の仕組み – 米国の中央政府、州政府、地方政府の概要（American Center Japan）
    https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3117/
  - 米国の統治の仕組み – 州政府 （American Center Japan）
    https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3174/
- California State Association of Counties(2020 年 2 月 16 日アクセス)" County Structure & Powers"
  https://www.counties.org/general-information/county-structure-0
- CA Web Publishing Service(2020 年 1 月 24 日アクセス)"CA Census 2020"
  https://census.ca.gov/
- CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"The History of the California Environmental Protection Agency"
  https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf
- Little Hoover Commission(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Cal-EPA: An Umbrella for the Environment "

https://lhc.ca.gov/sites/lhc.ca.gov/files/Reports/110/Report110.pdf

- Department of Finance(2020 年 1 月 24 日アクセス)"2019-2020 State Budget Department Index"
  http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/DepartmentIndex
- CalOES(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Hazardous Material Business Plan FAQ"
  https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf
- CalOES(2020 年 2 月 19 日アクセス)"California Accidental relase prebention program FAQ"
  https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/CalARP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf
- CalEPA(2020 年 2 月 14 日アクセス)"2017 Environmental Compliance and Enforcement Report"
  https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement_report_2017.pdf
- DIR(2020 年 2 月 27 日アクセス)"Guide to the California Hazard Communication Regulation"
  https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh_publications/hazcom.pdf
- Myers, Susan Ann, The California Occupational Safety and Health Act of 1973 (Digital commons @ LMU and LLS 9-1-1976)
- American Center Japan(2020 年 2 月 27 日アクセス)"About The USA－環境"
  https://americancenterjapan.com/aboutusa/environment/1342/
- OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Proposition 65 1986 Ballot Initiative, Nov 1, 1986"
  https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/prop65ballot1986.pdf
- OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Businesses"
  https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf
- OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Proposition 65 in Plain Language"
  https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain_0.pdf
- OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Business: Internet and Catalog Warnigns"
  https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa_internet_warnings.pdf
- DTSC(2020 年 1 月 24 日アクセス)"California Green Chemistry Initiative Final Report"
  https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/04/DTSC-California-Green-

Chemistry-Initiative-Final-Report-December-2008.pdf

- DTSC(2020 年 1 月 24 日アクセス)"Three Year Priority Product Work Plan 2018 – 2020"
  https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final_2018-2020_Priority_Product_Work_Plan.pdf
- Anastas, Paul T.(1998)"Green Chemistry: Theory and Practice"
- Amy E. Sloan(2012)"Basic Legal Research"
- SWRCB(2020 年 2 月 20 日アクセス)" 2019 Water Quality Status Report"
  https://gispublic.waterboards.ca.gov/portal/apps/MapJournal/index.html?appid=6cde29ac0afc4d55b0fdaaae6bfc1aa4
- Thomas F.P. et al(2017)"Environmental Law Handbook 23rd Edition"

	1)中華人民共和国	2)フィリピン共和国	3)ロシア連邦	4)米国カリフォルニア州
a)化学物質一般	・安全生産法 ・策定中(危険化学品安全法)	・共和国法第6969号 (RA6969) (1990)	・TR EAEU 041/2017 化学品の安全性について	・連邦法TSCA
・新規化学物質	・新化学物質環境管理弁法(MEP 令第7号) ・新規化学物質申告登録ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	・事前届出(PMPIN) ポリマー免除あり	・新規化学物質の通知	・連邦法 TSCA 事前届出 (PMN)
・既存化学物質	・中国既存化学品目録 (2013 公布, 2016, 2018, 2019, 2020 追加)	・ｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘｰ(PICCS) 2017 年版	・インベントリ作成中	・連邦法 TSCA インベントリ ・TSCA 化学物質データ報告 (CDR)規則
・危険化学物質管理 ・リスク評価スキーム	・危険化学品安全管理条例 (国務院令第591号) ・危険化学品目録(2015 施行) ・特別管理制御危険化学品リスト ・易制爆危険化学品目録 (2017 年版) ・中国で厳格に制限する有毒化学品目録 ・優先的に規制する化学物質目録 ・危険化学品輸出入関連 ・化学物質環境リスク評価および管理制御条例 (通報稿) 優先環境管理化学物質目録	・優先化学物質ﾘｽﾄ(PCL) ・化学品管理令(CCO) ・制限化学物質 (PNP)	・潜在的に有害な化学物質及び生体物質の連邦登録	・TSCA 第Ⅰ編 重要新規利用規則 (SNUR) 第Ⅱ編 第Ⅲ編 第Ⅳ編 第Ⅴ編 第Ⅵ編
・GHS	・国家標準 (GB)	・2015 行政命令第9号 ・2014 省令第136号 ・消費者製品	・規格 (GOST) ・ガイダンス (R50.1.102-2014)	・カリフォルニア州の HCS
b)PRTR	・危険化学品環境管理登記弁法試行 (2013 公布、2016 廃止)	・2003 行政命令27号 自主監視報告制度(PRTR ではない)	—	・連邦有害化学物質排出ｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘ (TRI) ・州法有害材料放出対応計画
c)毒物	・危険化学品安全管理条例 ・劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法 (2005 施行)	・RA6969 ・大統領令 881 号 ・1997 行政命令第 312 号	・ロシア連邦政令第 278 号(1996) ・ロシア連邦政令第 930 号(1996)	・連邦緊急時対応計画および地域住民の知る権利法 (EPCRA) ・連邦有害物質法・州法有害物質法
d)労働安全衛生法	・職業病防止法(2011 公布)	・2018 共和国法(RA)第11058号	・ロシア連邦法第 52-FZ 号(1999)	・連邦労働安全衛生法 (OSHA) ・カリフォルニア労働安全衛生法 Cal/OSHA
e)消防法	・消防法(1998 可決、2008 改正)	・消防法 RA9514 消防規約の実施規則【2019 年改訂版】	・ロシア連邦法第 116-FZ 号(1997)	・2019 年カリフォルニア消防コード
f) ・家庭用品 ・製品含有 化学物質規制	・電器電子製品有害物質制限使用管理弁法 (2016 制定) 合格評定制度	・大統領令 881 号 ・消費者法 (RA7394) ・家庭/都市有害物質含有指定製品(HUHS)に関する規則	・多国間標準規格 GOST32478-2013 「家庭用化学製品/一般技術要求事項」 ・ﾕｰﾗｼｱ経済連合技術規則(TR EAEU 037/2016)「電気機器及び無線機器への有害物質使用制限について」	・州法 1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65） ・州法グリーンケミストリー法 ・州法より安全な消費者向け製品規則 ・州法 2003 年電子廃棄物ﾘｻｲｸﾙ法
g)建築	・建築法(1998 施行、2011 改正)	・グリーンビルディング基準(PGBC)	—	・2019 年ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ建物基準ｺｰﾄﾞ
h)食品衛生	・食品安全法(2015 改正法公布)	・食品安全法およびその実施規則(2013)	・ロシア連邦法第29-FZ号(2000) 「食品の品質及び安全性について」	・州法シャーマン食品・医薬品・化粧品法
i)排出規制			・ロシア連邦法第 7-FZ 号(2002) 「環境保護について」	
・大気	・大気汚染防止法 (1987 制定、1995、2000、2015 改正)	・大気浄化法(RA8749)1999	・ロシア連邦法第 96-FZ 号(1999) 「大気の保護について」	・健康・安全法典 (HSC) の Division 26「大気資源」
・水質	・水質汚染防止法 (1996, 2008 改正)	・水質浄化法(2004)	・第 74-FZ 号(2006) 「ロシア連邦水法典」	・カリフォルニア水法典ー水質 ・州内水質・モニタリング規則
・土壌	・土壌汚染防止法(2019)	・EMB 覚書回覧第 003 号、第 004 号	・第 136-FZ 号(2001) 「ロシア連邦土地法典」	・ Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法(ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ・ｽｰﾊﾟｰﾌｧﾝﾄﾞ)